

令和 6（2024）年財政検証結果レポート

—「国民年金及び厚生年金に係る 財政の現況及び見通し」（詳細版）—

厚生労働省年金局数理課

令和 6（2024）年財政検証結果レポート 目次

【本編】

第 1 章 令和 6（2024）年財政検証、オプション試算及び年金額の分布推計の概要	1
第 1 節 国民年金・厚生年金の財政検証の位置づけ	2
1. 我が国の公的年金の役割及び制度体系	2
2. 年金制度を取り巻く社会・経済状況	6
3. 平成 16 年改正で導入された年金財政の枠組み	12
4. 財政検証の位置づけ	16
（補論）財政検証と財政再計算の違い	18
第 2 節 令和 6（2024）年財政検証	19
1. 財政検証の主な前提	19
2. 所得代替率の将来見通し	26
3. 年金額の将来見通し	34
4. 賃金水準に応じた所得代替率及び年金額の将来見通し	36
5. 年金財政の将来見通し	39
第 3 節 オプション試算	46
1. オプション① 被用者保険の更なる適用拡大	46
2. オプション② 基礎年金の拠出期間延長・給付増額	48
3. オプション③ マクロ経済スライドの調整期間の一致	50
4. オプション④ 在職老齢年金制度の支給停止の基準の見直し	53
5. オプション⑤ 標準報酬月額上限設定のルールの見直し	54
6. 参考試算	55
第 4 節 年金額の分布推計	58
1. 年金額分布推計の概要	58
2. 分布推計のオプション試算	66
第 2 章 国民年金・厚生年金の財政の現況	69
第 1 節 年金制度を取り巻く社会・経済状況の推移と現状	70
1. 少子高齢化の推移と現状	70
2. 女性、高齢者の社会進出の推移と現状	75

3. 経済状況の推移と現状	77
第2節 国民年金・厚生年金の財政の推移と現状	83
1. 被保険者数の動向	83
2. 年金受給権者数及び年金額の動向	90
3. 被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率の動向	97
4. 収支状況の動向	101
第3節 国民年金・厚生年金の財政方式	106
1. 財政方式の考え方	106
2. 国民年金・厚生年金の財政方式の推移	108
3. 段階保険料方式の考え方	112
4. 段階保険料方式と後代負担	113
5. 公的年金における世代間の給付と負担の関係	114
(補論) 積立方式と人口構造の変化について	119
第3章 国民年金・厚生年金の財政の見通し	121
第1節 財政検証作業の全体像	122
1. 基礎数（初期データ）及び基礎率の設定	122
2. 経済前提の設定	125
3. 被保険者数の将来推計	125
4. 給付水準を維持した場合の給付費等の将来推計	125
5. 給付水準調整及び年金財政の将来推計	126
(補論) 年金数理の基礎	127
第2節 基礎数（初期データ）の設定	131
1. 被保険者の初期データ	132
2. 受給者の初期データ	138
第3節 基礎率の設定	140
1. 厚生年金	140
2. 国民年金	153
第4節 経済前提の設定	171
1. 経済要素と年金財政	171
2. 過去の財政再計算・財政検証における経済前提の設定	175

3. 経済前提の設定の基本的考え方	181
4. 長期の設定に用いるマクロ経済に関する試算の枠組み	182
5. パラメータの設定	187
（補論）国民経済計算の基準改定への対応と遡及推計	196
6. マクロ経済に関する試算	198
7. 近年の我が国経済の中長期的動向と実質賃金上昇率の設定	205
8. 実質運用利回り及びスプレッド（実質的な運用利回り）の設定	209
9. 足下の経済前提の設定と長期の経済前提	213
10. 経済変動を織り込んだ経済前提の設定等	216
第5節 被保険者数の将来見通しの作成方法	220
1. 人口の見通し	220
2. 労働力の見通し	227
3. 厚生年金被保険者数及び労働投入量の推計	238
4. 公的年金被保険者数の推計	250
第6節 給付水準の将来見通し及び財政見通しの作成方法	252
1. 被保険者の区分、報酬及び保険料の推計方法	252
2. 受給者数及び給付水準を維持した場合の給付費の推計方法	259
3. 給付水準の将来見通し及び財政見通しの作成方法	262
第7節 令和6（2024）年財政検証結果	271
1. 所得代替率の将来見通し	271
2. 年金額の将来見通し	282
3. 賃金水準に応じた所得代替率及び年金額の将来見通し	289
4. 年金財政の将来見通し	294
5. 経済成長と年金財政	335
6. 給付と財源の内訳	338
7. 被用者年金一元化に伴う共済組合等の拠出金及び交付金の見通し	354
第8節 マクロ経済スライドによる基礎年金の給付水準調整の長期化の要因と影響	365
1. 足下のマクロ経済スライドと所得代替率の動向	365
2. マクロ経済スライドによる給付水準調整期間の長期化の要因	367
3. 基礎年金部分の占める割合の低下の影響	373

第4章 オプション試算	374
第1節 オプション試算の位置づけ	375
第2節 オプション① 被用者保険の更なる適用拡大	376
1. 試算の前提	376
2. 試算結果	381
3. 被保険者数の将来見通しと財政見通し	383
第3節 オプション② 基礎年金の拠出期間延長・給付増額	393
1. 試算の前提	393
2. 試算結果と被保険者数の将来見通し及び財政見通し	395
第4節 オプション③ マクロ経済スライドの調整期間の一致	402
1. 試算の前提	402
2. 試算結果と財政見通し	404
第5節 適用拡大、基礎年金拠出期間延長・給付増額、 調整期間の一致の組み合わせ試算	409
第6節 オプション④ 在職老齢年金制度の支給停止の基準の見直し	412
1. 試算の前提	412
2. 試算結果と財政見通し	413
第7節 オプション⑤ 標準報酬月額上限設定のルールの見直し	415
1. 試算の前提	415
2. 試算結果と財政見通し	416
第8節 参考試算等	419
1. 参考試算（マクロ経済スライド調整の仕組みの見直し効果）	419
2. 就労延長と受給開始時期の繰り下げ効果	422
第5章 年金額の分布推計	427
第1節 年金額の分布推計の作成方法	428
1. マクロ試算とミクロ試算の連携	428
2. 年金額の分布推計の全体像	430
3. 年金額の分布推計の推計方法	432
（補論）被保険者推計との整合性とランダム性の担保	437
第2節 現行制度に基づく推計結果	440

第3節 オプション試算に基づく推計結果·····	452

【参考別冊】

第6章 これまでの公的年金の制度改革及び 財政再計算・財政検証

第1節 平成16(2004)年以前の制度改革と 財政再計算

1. 我が国の公的年金制度の創設
～昭和60(1985)年の基礎年金制度の導入まで
2. 昭和60(1985)年改正～基礎年金制度の導入
3. 平成元(1989)年、平成6(1994)年、平成12(2000)年の制度改革
～支給開始年齢の引上げと給付水準の見直し等

第2節 平成16(2004)年改正と公的年金財政の枠組み

1. 公的年金の財政の仕組み
2. 平成16(2004)年改正により導入された公的年金財政の枠組み
3. 社会保障・税の一体改革と平成16(2004)年改正の枠組みの完成
4. 平成26年以降の制度改革
5. 財政検証の位置づけ

第3節 令和6(2024)年前の財政検証

1. 平成16(2004)年財政再計算（財政検証）
2. 平成21(2009)年財政検証
3. 平成26(2014)年財政検証とオプション試算
4. 令和元(2019)年財政検証とオプション試算

第7章 年金数理計算基礎資料

第1節 財政計算スキーム及び計算式の概要

1. 財政計算スキームの全体像
2. 厚生年金の推計スキーム及び計算式の概要
3. 国民年金の推計スキーム及び計算式の概要

第2節 国民年金に関する基礎数値

第3節 厚生年金に関する基礎数値

第4節 共済組合に関する基礎数値

第5節 令和6(2024)年財政検証詳細結果（財政見通し等）

第6節 オプション試算詳細結果（財政見通し等）

第 1 章 令和 6（2024）年財政検証、オプション 試算及び年金額の分布推計の概要

第 1 節 国民年金・厚生年金の財政検証の位置づけ

第 2 節 令和 6（2024）年財政検証

第 3 節 オプション試算

第 4 節 年金額の分布推計

第1節

国民年金・厚生年金の財政検証の位置づけ

1. 我が国の公的年金の役割及び制度体系

(1) 公的年金の意義

① 人生の様々なリスクに備える機能

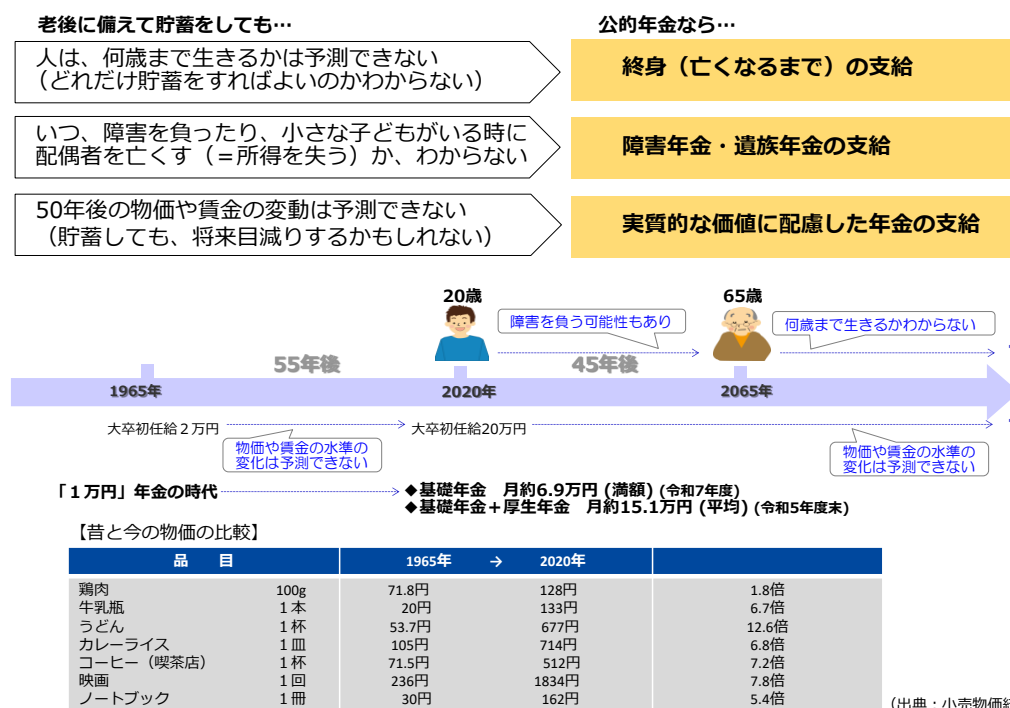
公的年金は、人生における様々なリスクに備える機能を有する（第1－1－1図）。

引退後の老後の生活のために現役時代に備えておく必要があるが、事前に何歳まで生きるか分からないし、数十年先の老後の物価水準や生活水準がどうなっているかも事前には分からない。公的年金は、終身にわたって年金が受け取れる仕組みにより、各人の必要な期間に応じて年金を受給できる。また、賃金スライドや物価スライドの仕組みにより、物価や賃金の変動したとしても実質的に価値のある年金を受給できる仕組みとなっている。

さらに、公的年金には万一、障害を負った場合や小さい子供を残して死亡した場合に備えて、障害年金や遺族年金も用意されている。

これらの機能は、貯蓄にはない保険の機能であり、社会全体の支え合いの仕組みにより、人生における様々なリスクに備えているのである。

第1－1－1図 公的年金の意義①

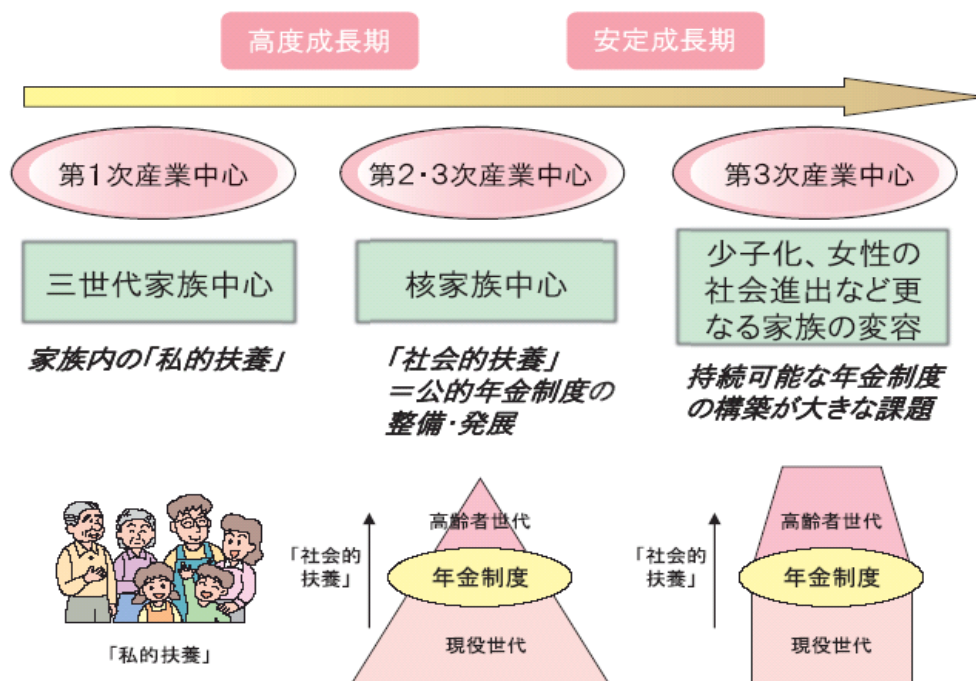


② 社会全体で高齢者を支える社会的扶養

我が国の公的年金制度は、昭和17(1942)年に厚生年金保険制度の前身である労働者年金保険制度が創設され、昭和36(1961)年の国民年金制度（拠出制）の創設により国民皆年金が整い、その後、経済発展を反映した給付改善を行う中で、充実した制度に発展してきた。

公的年金制度がなかった時代、または未成熟であった時代は、高齢となった親の扶養は、家族内等の「私的扶養」を中心として行われてきたが、我が国の産業構造が変化し、都市化、核家族化が進行してきた中で、従来のように私的扶養だけで親の生活を支えることは困難となり、社会全体で高齢者を支える「社会的扶養」が必要不可欠となってきた。公的年金制度は、こうした高齢者の「社会的扶養」を基本とした仕組みである（第1－1－2図）。

第1－1－2図 公的年金の意義②



③ 高齢者の扶養の負担を均等化

社会的扶養は、現役世代の間で高齢者の扶養の負担を均等化する機能も有する。平均寿命が伸長するなかで、子供が引退して年金受給を開始した後も両親が長生きしていることも珍しくない。このような場合、私的扶養では孫世代が両親だけでなく祖父母の扶養まで負うことになり、特に一人っ子だった場合は重い負担となる恐れがある。逆に、高齢者からみた場合、子供に不幸にも先立たれた場合などには、私的扶養を前提にしていると困難な状況となり得る。

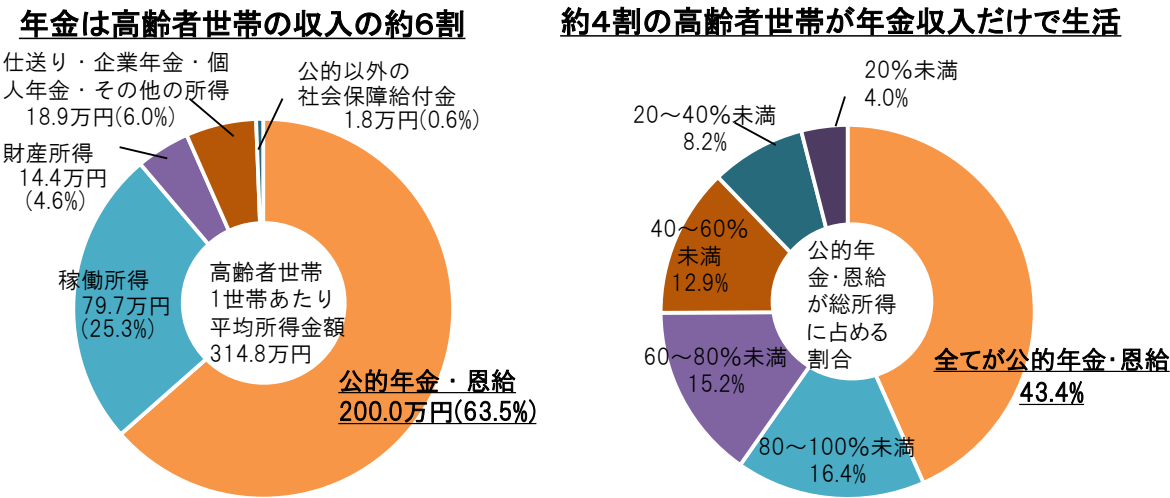
このように私的扶養は、高齢者の扶養負担の偏りや、高齢者を支える者の不在などのリスクがある。社会的扶養の仕組みである公的年金は、このような私的扶養のリスクに対しても社会全体の支え合いにより備えているのである。

（２）公的年金の役割

現在の高齢者の状況を見ると、高齢者世帯の収入の約６割を公的年金・恩給が占めており、約４割の高齢者世帯では、収入の全てが公的年金・恩給となっている。また、日本全体で見ると、国民の３人に１人が年金を受給しており、年金総額は５０兆円を上回っている。これは対国民所得比で１４％前後となっており、年金が家計消費の２割を占める地域もある（第１－１－３図）。

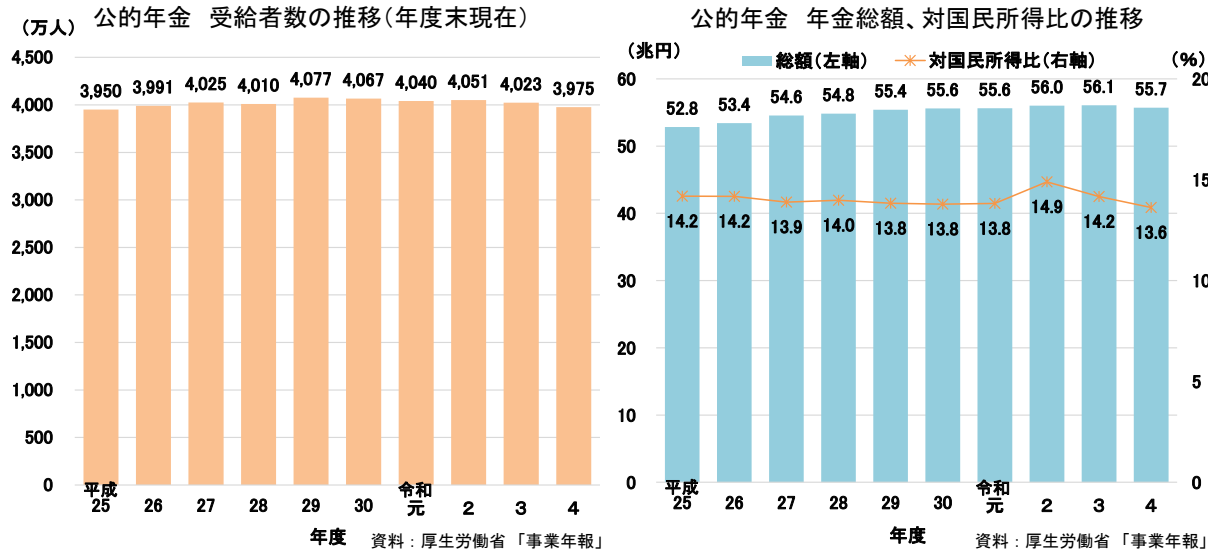
このように、公的年金制度は、高齢期の生活のかなりの部分を支えるものとして、極めて重要な役割を果たしており、我が国の経済を支える役割も大きいことがわかる。

第 1－1－3 図 公的年金の役割



(注)両円グラフとも、四捨五入による端数処理の関係で、100%にならない可能性がある。

(資料)2024年国民生活基礎調査 (厚生労働省)



地域経済を支える役割 (家計消費の約2割が年金の地域も)
(対県民所得比上位7県)

都道府県名 (高齢化率)	年金総額の割合	
	対県民所得比	対家計最終消費支出比
鳥取県 (32.7 %)	18.7%	22.6%
奈良県 (32.1 %)	18.4%	21.0%
秋田県 (38.1 %)	18.1%	22.3%
山口県 (35.0 %)	17.8%	24.6%
宮崎県 (33.1 %)	17.6%	21.5%
高知県 (35.9 %)	17.4%	21.4%
愛媛県 (33.6 %)	17.4%	21.7%

注1. 高齢化率：総務省「人口推計」(令和3年10月1日現在)

注2. 対県民所得比及び対家計最終消費支出比：都道府県別年金総額を県民所得又は家計最終消費支出で除したもの。

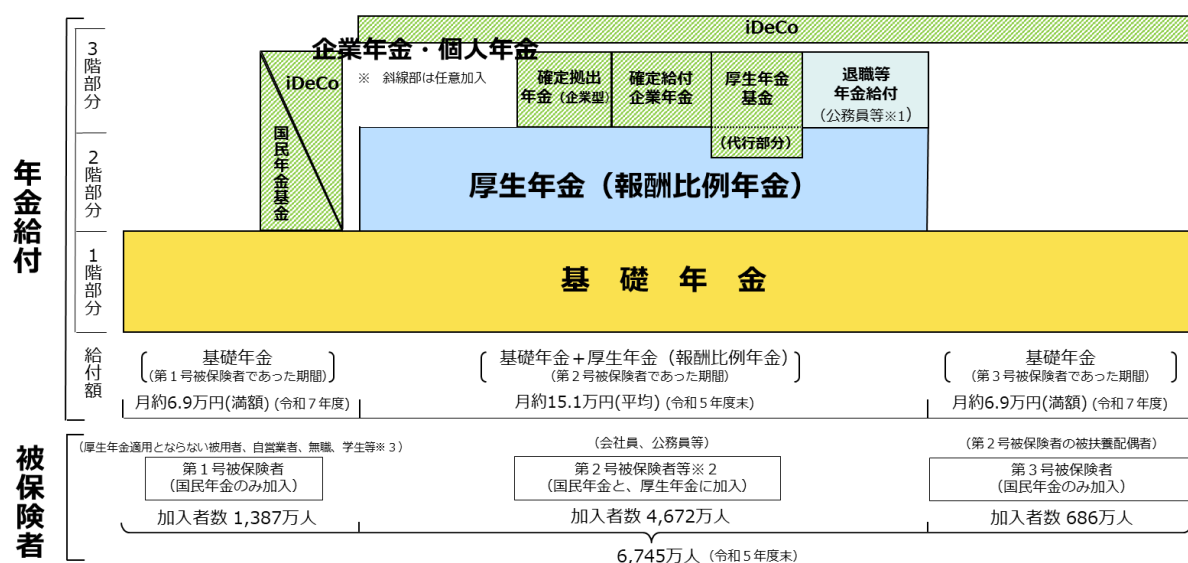
都道府県別年金総額：厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」(令和3年度)

県民所得及び家計最終消費支出：内閣府「県民経済計算」(令和3年度)

(3) 制度体系

我が国の公的年金制度においては、現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期になれば、基礎年金の支給を受けることとなる。厚生年金被保険者である民間被用者や公務員も国民年金の被保険者であり、高齢期になれば、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金も受け取ることができる。また、これらの公的年金に加えて、個人や企業の選択により、企業年金などの私的年金に加入することができる（第1-1-4図）。なお、公務員や私立学校教職員などは、かつて共済年金に加入していたが、平成27(2015)年10月に厚生年金に一元化されている。

第1-1-4図 年金制度の体系図



- 注1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに年金払い退職給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。
- 注2 第2号被保険者等とは、被用者年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。
- 注3 第3号被保険者とならない者に限る。

2. 年金制度を取り巻く社会・経済状況

(1) 少子高齢化や外国人の入国超過の状況

我が国の合計特殊出生率は、昭和50(1975)年に2.0を下回るなど、長期的に低下傾向にあり、平成17(2005)年の1.26を底に1.4台まで回復したものの、令和6(2024)年は1.15と過去最低水準となっており、長期的に人口を維持できる水準を大きく下回っている（第1-1-5図）。

一方、平均寿命は、戦後、公衆衛生の改善や医療の進歩等により、長期的に上昇傾向にあるが、近年は横ばい傾向となっており、令和6(2024)年の平均寿命は男性81.09年、女性87.13年となっている（第1-1-6図）。

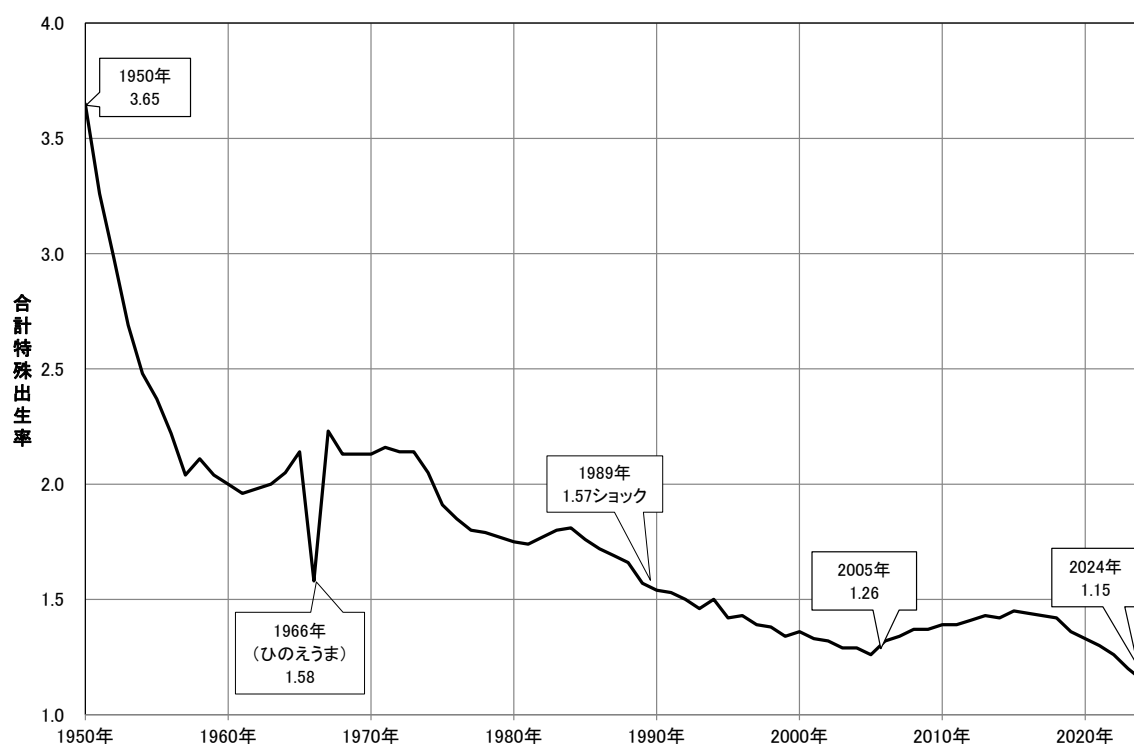
この長期的な低出生率と平均寿命の伸びにより、我が国の少子高齢化は急激に進展しており、総人口に占める 65 歳以上人口の割合（高齢化率）は令和 5（2023）年に 29.1%となっている。

今回の財政検証は、令和 2（2020）年国勢調査の結果に基づいた直近の人口推計である令和 5（2023）年 4 月発表の「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」をベースとして推計を行っている。この中位推計（出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数年 16.4 万人）によると、我が国の総人口は、長期の減少過程に入っており、令和 13（2031）年に人口 1 億 2,000 万人を下回り、令和 38（2056）年には 1 億人を割って 9,965 万人、令和 52（2070）年には 8,700 万人になると推計されている。これを高齢化率で見た場合、令和 19（2037）年に 33.3%、すなわち、3 人に 1 人が 65 歳以上となり、また、令和 52（2070）年には 38.7%となると推計されている（第 1－1－7 図）。

また、「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」における外国人の入国超過数の仮定値は、平成 28（2016）年から令和元（2019）年の平均値約 16.4 万人が今後も継続するとされ設定されている。直近の動向をみると、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと考えられる令和 2（2020）年・令和 3（2021）年を除き、この仮定値を上回る水準となっている（第 1－1－8 図）。

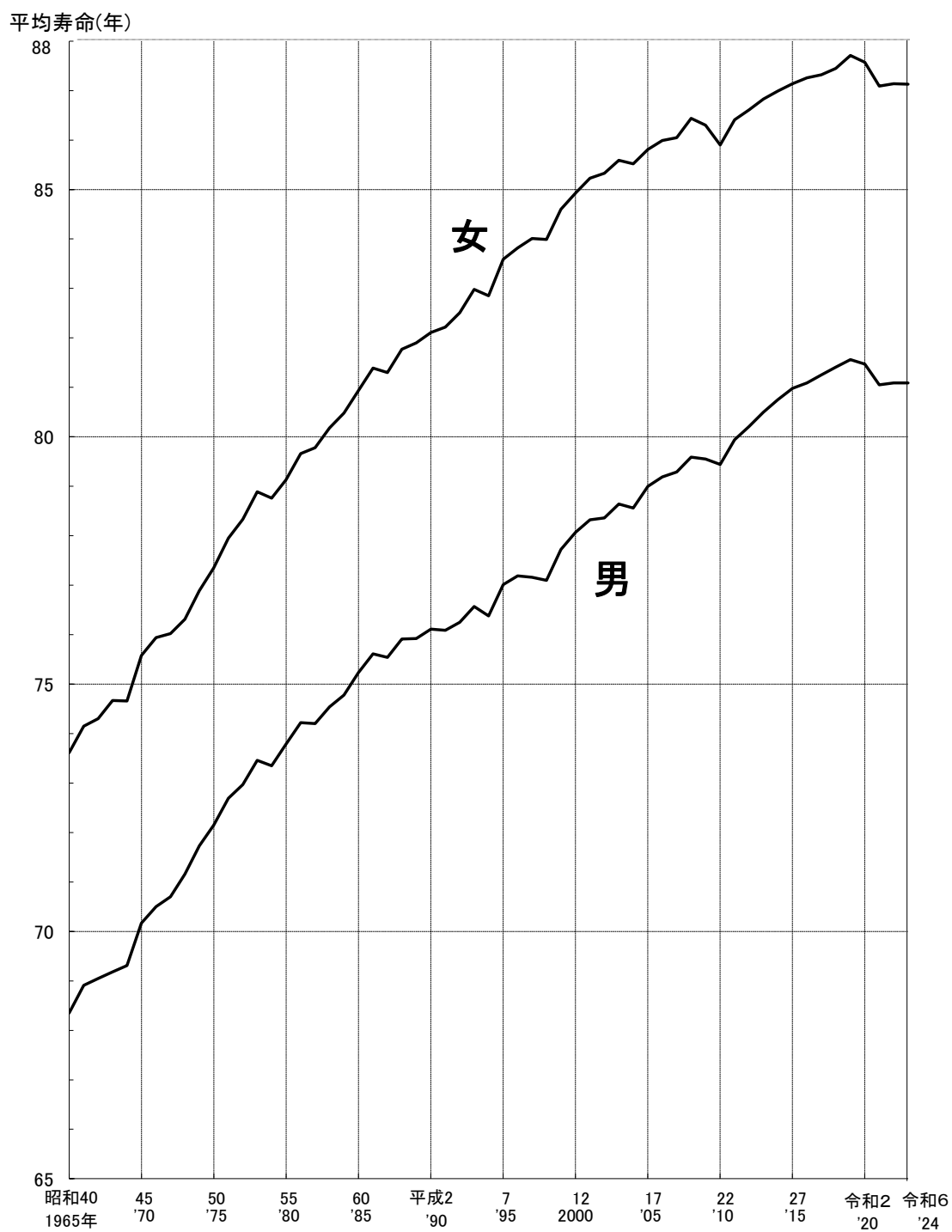
財政検証では、こうした人口構成の変化を踏まえた上で、おおむね 100 年間にわたる財政収支の見通しを作成している。

第 1－1－5 図 合計特殊出生率の推移



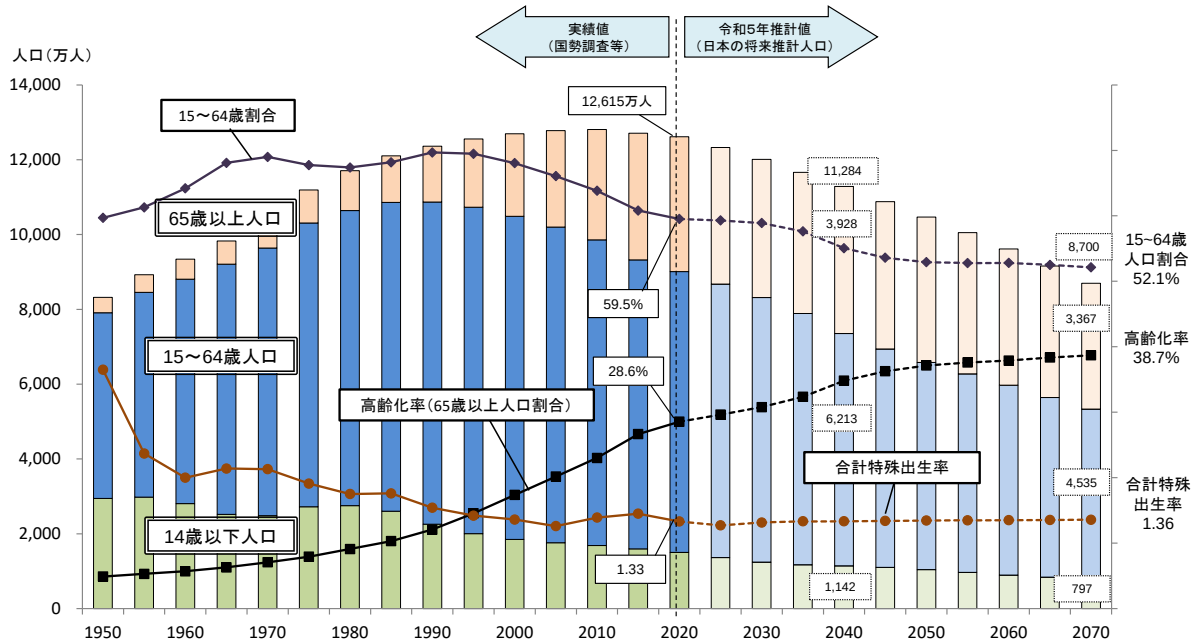
(資料) 令和 6 年 (2024) 人口動態統計 (確定数) (厚生労働省)

第 1 - 1 - 6 図 平均寿命の推移



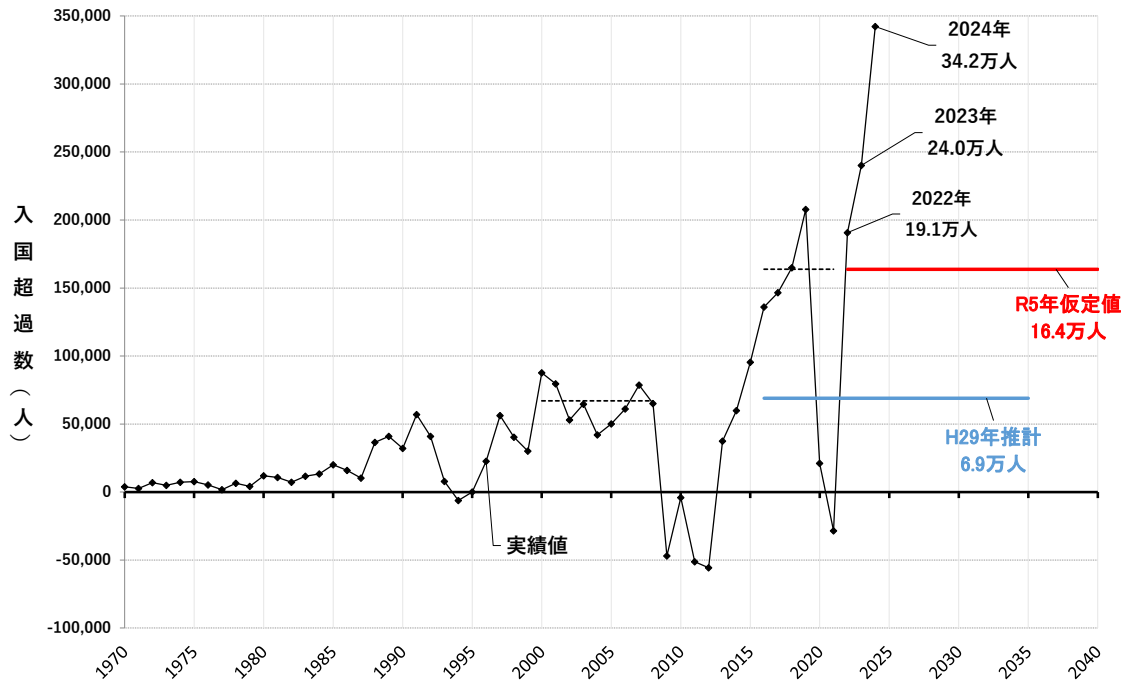
(資料) 厚生労働省「令和 6 年簡易生命表」

第 1 - 1 - 7 図 年齢区分別人口の推移
— 令和 5 (2023) 年 4 月「日本の将来推計人口」中位推計 —



(資料) 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

第 1 - 1 - 8 図 外国人の入国超過数の推移
外国人の入国超過数の推移(人口推計の前提)



(出所) 社会保障審議会人口部会資料(令和4年10月31日)、人口推計 各年10月1日現在人口(総務省)より作成
※社会保障審議会人口部会資料の外国人入国超過数の推移のグラフに、外国人の入国超過数の2022年実績(2021.10~2022.9)、2023年実績(2022.10~2023.9)及び2024年実績(2023.10~2024.9)を追加したもの。

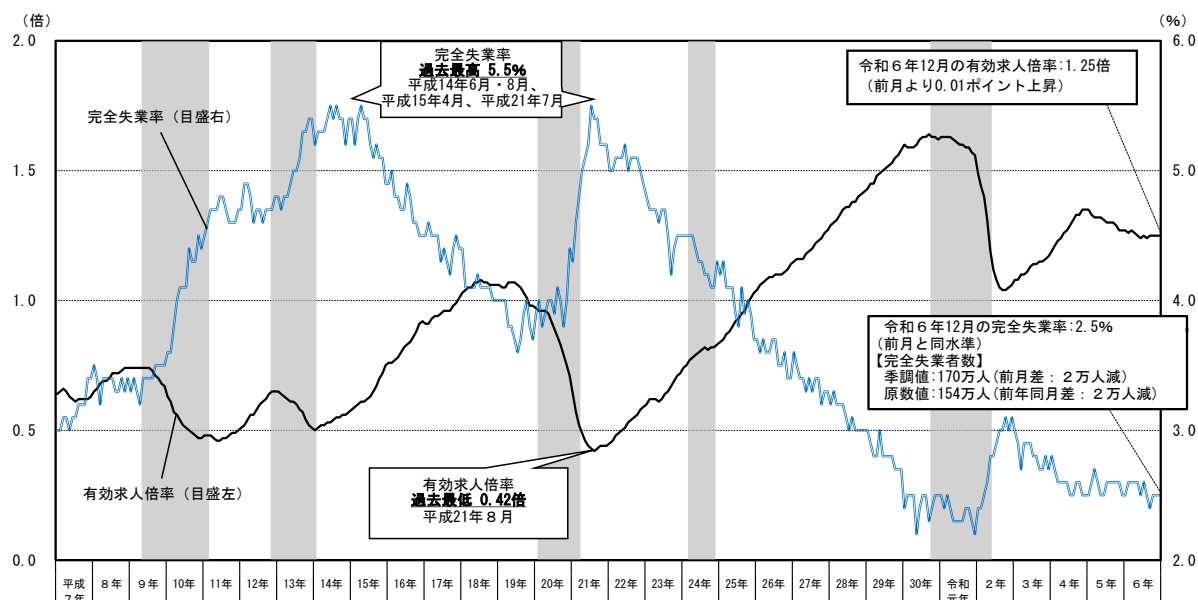
（２）労働市場の状況

我が国の完全失業率と有効求人倍率等の動向をみると、完全失業率は、平成21（2009）年7月を山として令和元（2019）年12月まで低下しており、令和2（2020）年1月15日に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染が確認され、同年5月の緊急事態宣言等により経済活動の多くを止める措置をとったことで、経済や雇用、人々の生活に大きな影響が生じたものの、令和6（2024）年12月現在では元の低い水準まで戻っている。有効求人倍率は平成21（2009）年8月を谷として上昇傾向にあり令和元（2019）年3月の1.63倍まで上昇、その後、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2（2020）年10月頃に1.04倍まで低下したが、令和6（2024）年12月現在では1.25倍となっている（第1-1-9図）。

また、就業率をみると、近年、女性及び高齢者の就業参加が進展している。

今回の財政検証の労働力率の設定に当たっては、「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の中位推計（出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数年16.4万人）を基本とした前提をもとに推計を行った令和6（2024）年3月発表の「労働力需給の推計」をベースとして推計を行っている（第1-1-10図）。この「成長実現・労働参加進展シナリオ」では、各種の経済・雇用政策を講ずることにより、成長分野の市場拡大が進み、女性及び高齢者等の労働市場への参加が進展するものとなっており、この労働参加の進展が令和22（2040）年まで継続する見通しとなっている。

第1-1-9図 完全失業率と有効求人倍率の推移

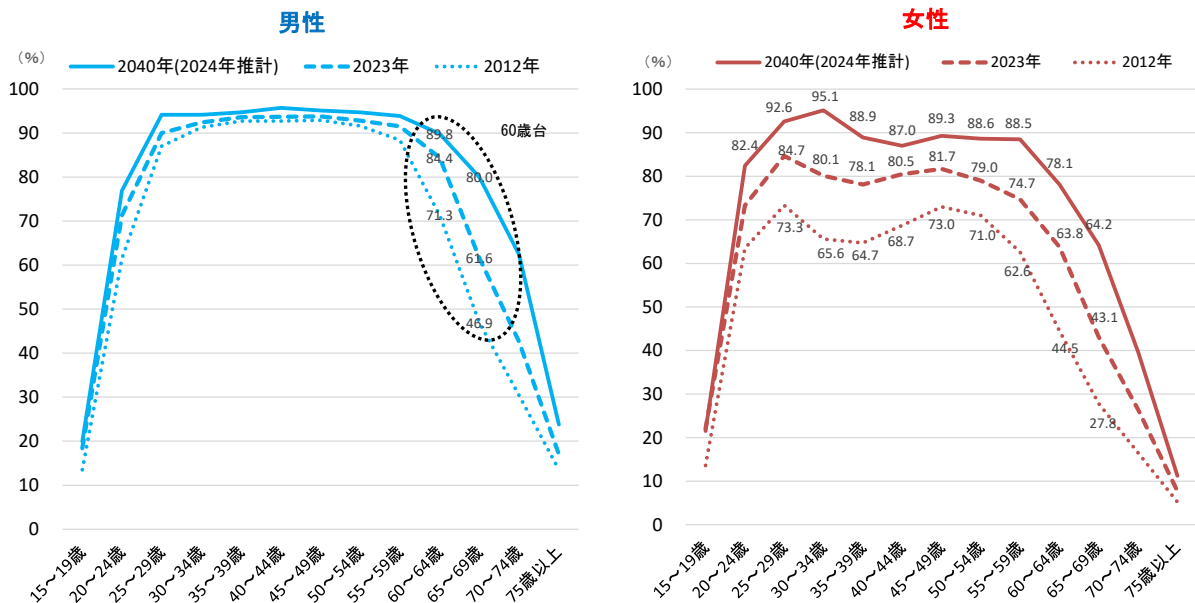


（備考）1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。

2. 平成23年3月～8月の完全失業率は、岩手県、宮城県及び福島県の推計結果と同3県を除く全国の結果を加算することにより算出した補完推計値。

3. シャドー部分は景気後退期であり、平成9年5月～平成11年1月、平成12年11月～平成14年1月、平成20年2月～平成21年3月、平成24年3月～11月、平成30年10月～令和2年5月を示す。

第 1 - 1 - 10図 性別・年齢区分別就業率の推移



(資料) 総務省「労働力調査」(2012年、2023年)。(独)労働政策研究・研修機構による「2024年3月 労働力需給の推計(労働参加進展シナリオ)」の推計値(2040年)

(3) 経済の状況

内閣府の令和6年度年次経済財政報告によれば、我が国の経済は、企業収益が過去最高を更新し、過去最大規模となる名目100兆円を超える設備投資など、企業部門が堅調さを維持しており、基調として緩やかな回復が続いているが、平成3(1991)年以来33年ぶりの高い水準となる賃上げが実現するなど、持続的な賃上げと活発な投資がけん引する民需主導の自律的な成長型経済に移行するかどうかの分岐点にあるとされている。

一方、年金財政は長期的な観点から運営されるべき性格のものであり、財政検証で用いる経済前提の設定に当たっては、長期的な視点で将来の労働力の減少なども踏まえ、客観的、専門的な議論により設定されている。また、将来の経済は不確実であり正確に予測することはできないことから、幅のある複数の前提を設定している。

今回の財政検証の経済前提の設定に当たっては、これまでの財政検証と同様に、設定プロセスの透明性を確保する観点から、経済・金融の専門家で構成される公開の専門委員会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」を社会保障審議会年金部会の下に設置し、専門的・技術的な事項について議論を経たうえで取りまとめられた検討結果に基づいて設定したところである。

3. 平成 16 年改正で導入された年金財政の枠組み

国民年金及び厚生年金の年金財政の枠組みは、平成 16 年改正により従前とは大きく異なるものに変化している。

平成 16 年改正前の国民年金及び厚生年金は、5 年に 1 度、財政再計算を行い、少子化等の様々な社会経済情勢の変動を前提としつつ、現行の給付水準を維持するとした場合に必要な負担の水準の見通しを作成し、財政再計算に併せて所要の制度改正を行ってきた。

このような仕組みの下、少子高齢化が想定を超えたペースで進行する見通しとなってきたため、財政再計算のたびに給付と負担の関係の見直しが繰り返されてきた。また、将来の保険料（率）の水準については、基本的には段階的に引き上げていく見通しを示すにとどまり、法律上は当面 5 年間の負担水準を定めるのみであったことから、制度上 5 年に 1 度の法改正は不可欠なものとなっていた。

このように制度改正を繰り返しては、今後の制度改正により将来の年金がどのようなになるか不透明となってしまうため、平成 16 年改正では、自動的に給付と負担のバランスを図る仕組みが導入された。

具体的には、将来の現役世代の過重な負担を回避するという観点から、保険料水準の上限を固定した上で、積立金の活用を含め、その固定された財源の範囲内で長期的な給付と負担の均衡を図るため、将来に向けて給付水準を自動的に調整する仕組みとなっている（第 1－1－11 図）。

以下、平成 16 年改正で導入された仕組みについて解説する。

（１）保険料（率）水準の固定

平成 16 年改正により、保険料（率）水準の引上げスケジュールと上限を法律で定め、その財源の範囲内で給付を行うこととする制度となった（第 1－1－12 図）。これは、急速に進展する少子高齢化に対応するために負担の上昇が避けられない中、若年層を中心として、負担がどこまでも上昇してしまうのではないかとの不安が大きいことから、将来にわたっての保険料（率）水準を法律に明記し固定したものである。

（２）基礎年金国庫負担割合の引上げ

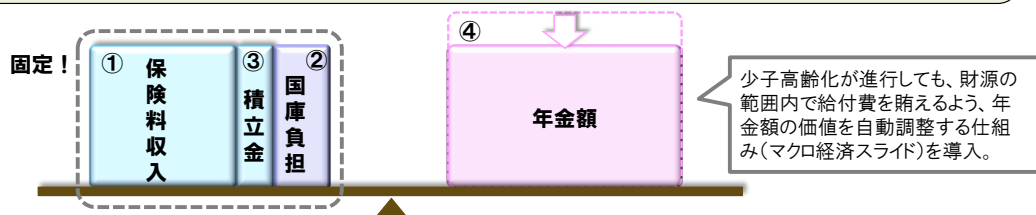
基礎年金国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げについては、平成 16 年改正において道筋が法律上明記されることとなり、法律の本則上では基礎年金の国庫負担割合を 2 分の 1 としつつ、平成 16 年度から引上げに着手した。

その後、平成 21 (2009) 年度には特例的な繰入金を活用して 2 分の 1 となり、

平成24(2012)年に社会保障・税一体改革による消費税の引上げを含む関連法案が成立したことにより、恒久財源が確保され、国庫負担割合の引上げが完成することとなった。

第 1 - 1 - 11図 平成16年改正における財政フレーム (給付と負担の均衡を図る仕組み)

- 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 保険料の引上げが終了したことで、基礎年金国庫負担の2分の1への引上げと合わせ、収入面では、財政フレームは完成をみている。



① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。(保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記)
 ・厚生年金：18.3%(労使折半)(平成16年10月から毎年0.354%引上げ)
 ・国民年金：17,000円※平成16年度価格(平成17年4月から毎年280円引上げ) ※現在の国民年金保険料：16,980円(令和6年4月～)
 ※産前産後期間の保険料免除に伴う引上げ分(100円)を含む。

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

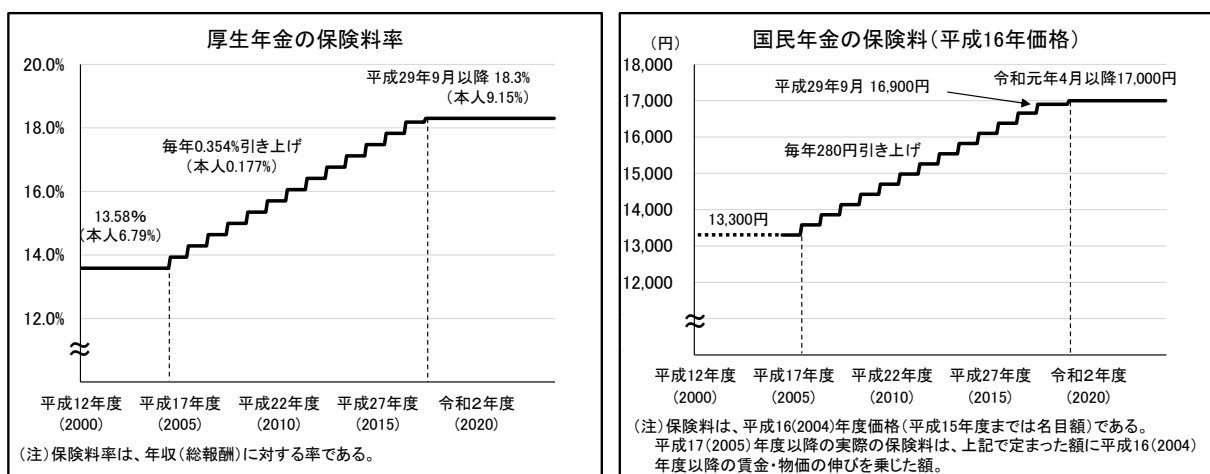
④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

※所得代替率：61.2%(令和6年度)

⇒ 56.9%(2039年度)【高成長実現ケース】、57.6%(2037年度)【成長型経済移行・継続ケース】、50.4%(2057年度)【過去30年投影ケース】

第 1 - 1 - 12図 保険料水準固定方式



（３）積立金の在り方と年金財政の均衡期間

平成 11 年財政再計算においては、将来にわたるすべての期間を考慮に入れて財政の均衡を考える方式（永久均衡方式）を採っていた。しかしながらこの方式においては、予想が極めて困難な遠い将来まで考慮する必要性の是非や、また巨額の積立金を保有し続けることとなることについて、議論があったところである。

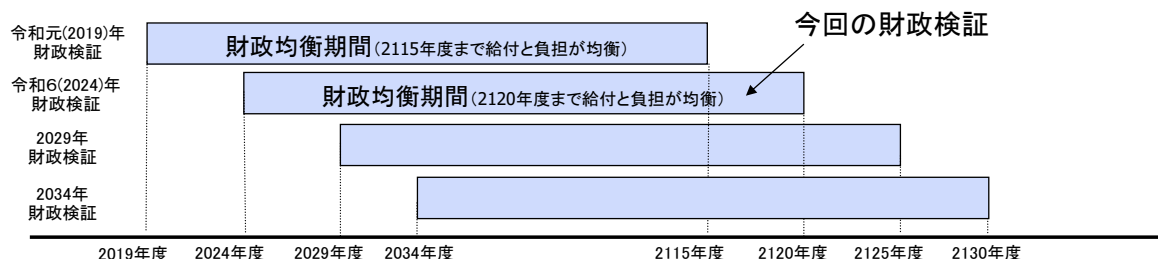
そこで、平成 16 年改正においては、現在すでに生まれている世代が年金の受給を終えるまでのおおむね 100 年間を財政均衡期間に設定し、財政均衡期間において年金財政の均衡を図る方式（有限均衡方式）とし、積立金については、財政均衡期間において、その運用収益と元本を活用することとなった。

なお、財政均衡期間については、今回の財政検証においては、令和 102(2120)年度までの約 95 年間を財政均衡期間としているが、第 1－1－13 図に示すように、財政均衡期間は財政検証ごとに移動していくものであり、これにより令和 103(2121)年度以降の将来の期間についても、段階的に財政均衡期間に入ることとなり、給付と負担の均衡が図られることとなっている。

第 1－1－13図 有限均衡方式のイメージ

- 財政均衡期間の最終年度において、支払準備金程度の保有（給付費の1年分程度）となるよう積立金水準の目標を設定。
- 定期的に行う財政検証ごと（例えば5年ごと）に、財政均衡期間を移動させ、常に一定の将来までの給付と負担の均衡を考える。

【財政均衡期間の移動】



（４）給付と負担の均衡を図る仕組み ～マクロ経済スライドの導入

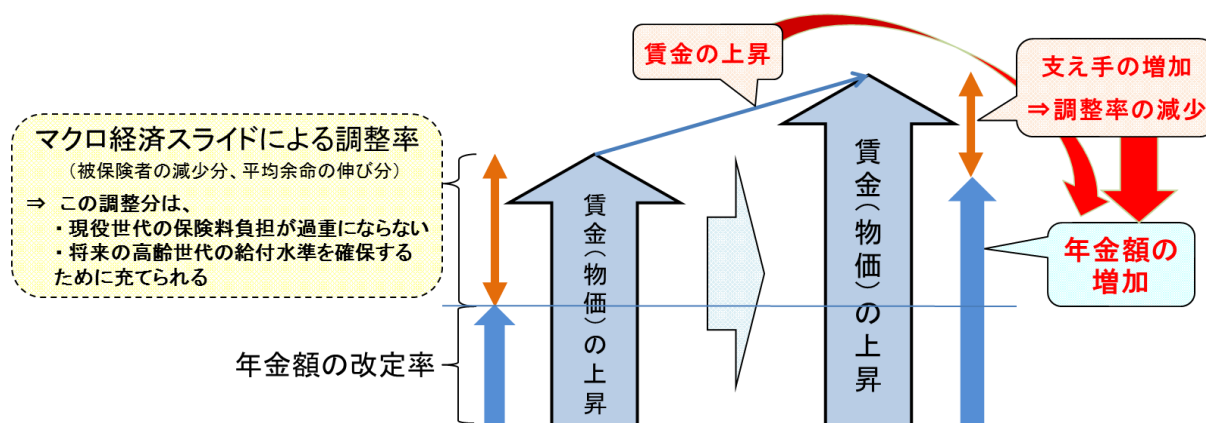
保険料水準と国庫負担を固定し積立金の活用方法が決定したことにより、給付の財源が固定された。したがって、年金給付はこの固定した財源の範囲で行われることとなる。このとき、若い世代やこれからの世代の方々に将来にわたる給付を確保するためには、足下の給付水準を調整する必要がある。この給付水準を調整する仕組みが、年金の賃金スライドや物価スライドによる伸びの範囲内で年金額の伸びを抑えるマクロ経済スライドである（第 1－1－14 図）。

また、少なくとも 5 年に 1 度、財政検証を実施し、社会・経済情勢の変化に応じた、給付水準調整の終了時期や終了後の所得代替率の見通し、及びその財政見通しを作成することとされた。財政検証に基づき、給付水準調整が不要な場合は、給付水準調整を終了することとされた。

なお、今回の財政検証における給付水準調整の終了年度は現時点での見込みであり、今後、社会経済状況が好転すればより早期に終了し高い給付水準を確保できるが、逆に悪化した場合は、より長く給付水準の調整を行う必要が生じ、給付水準は見込みより低くなる。

このように、今後の社会経済状況の変動に応じて給付水準調整の終了時期を変動させることにより、自動的に年金財政の均衡が図られる仕組みが組み込まれており、公的年金制度は、頻繁に制度改正を繰り返す必要のない、持続的な制度となっている。

第 1－1－14図 給付水準の自動調整の仕組み



(5) 給付水準の下限

平成 16 年改正においては、給付水準の自動調整の仕組みを取り入れたものの、公的年金の役割を考えた場合、給付水準が際限なく下がっていくことは問題である。そこで、一定の給付水準を確保するため、「モデル年金」の所得代替率を給付水準の尺度として用いて、給付水準の下限を所得代替率 50%と定めたところである。ここで、「モデル年金」とは、夫が平均賃金で 40 年間働いたサラリーマンであり、妻が 40 年間第 3 号被保険者である場合における世帯の年金額を指し、「所得代替率」とは、年金を受け取り始める時点(65 歳)における、現役世代の平均手取り収入額(ボーナス込み)に対するモデル年金額の比率のことをいう。

令和 6 (2024) 年度時点における所得代替率は 61.2%となっているが、この水準はマクロ経済スライドによる自動調整により低下していく。今回の財政検証においては、近年の女性や高齢者の労働参加の進展、好調な積立金の運用により、前回の財政検証の結果と比べ、将来の給付水準の見通しが改善している。人口推計が中位推計で、経済成長が最も悪い「1 人当たりゼロ成長ケース」を除き所得代替率 50%を確保し、令和 102 (2120) 年度までのおおむね 100 年間における財政の均衡を確保できる見通しとなっている。

しかしながら、よりいっそう少子化が進行するなど、社会・経済情勢が想定以

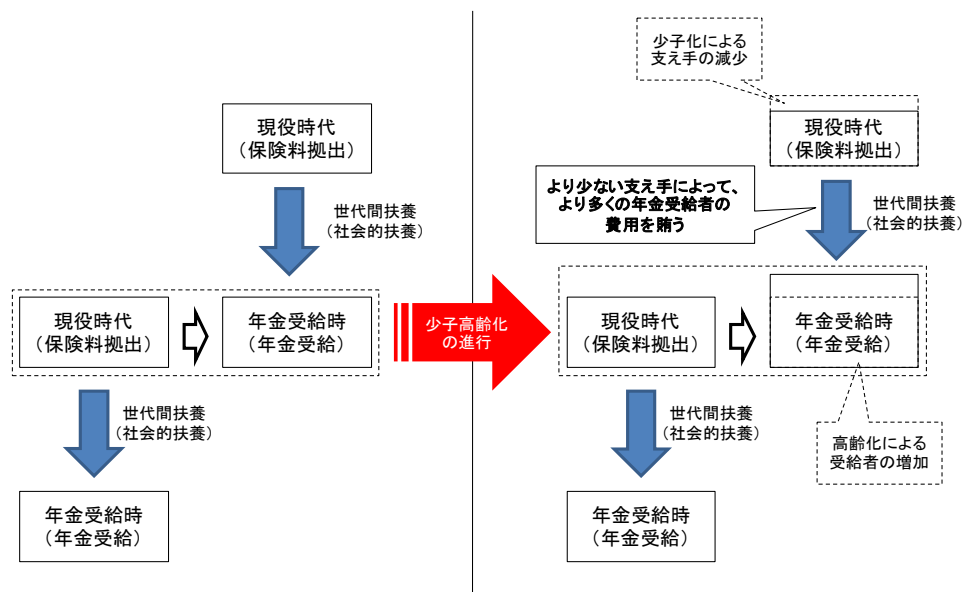
上に悪化するような場合には、年金財政の均衡を保つよう給付水準調整を行い続けるとすると、所得代替率が50%を下回る見込みとなることもあり得る。

このような場合、財政検証において5年後までの間に所得代替率が50%を下回る見込みとなった時点において、給付水準調整の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずることとされている。また、併せてその際には、給付と負担の在り方についての検討を行い、所要の措置を講ずることとされている。

4. 財政検証の位置づけ

我が国の公的年金制度は、高齢者に対する年金の支給に要する費用をそのときの現役世代の負担によって賄う「賦課方式」を基本としつつ、一定の積立金を保有しそれを活用することにより、将来の受給世代について一定水準の年金額を確保するという財政方式のもとで運営されている（第1-1-15図）。

第1-1-15図 賦課方式と少子高齢化



このような財政方式のもとでは、当初の見込みに比べて少子高齢化が進行すると、高齢者の相対的な増加によって年金給付が相対的に増加することから、年金財政の給付と負担の均衡を保つためには、現役世代の負担の増加、又は年金受給者の給付の抑制が必要となる。

このため、平成16年改正においてマクロ経済スライドが導入されたが、どの程度給付水準を調整する必要があるかについては、

- ・ 高齢化や少子化がどの程度まで進行するか

- ・女性や高齢者の労働市場への参加がどの程度進み、年金制度の支え手がどの程度増加するか
- ・経済成長がどの程度達成され、賃金の伸びや積立金の運用収入がどの程度見込まれるか

等、現在及び将来の人口や経済の動向に左右されるものである。

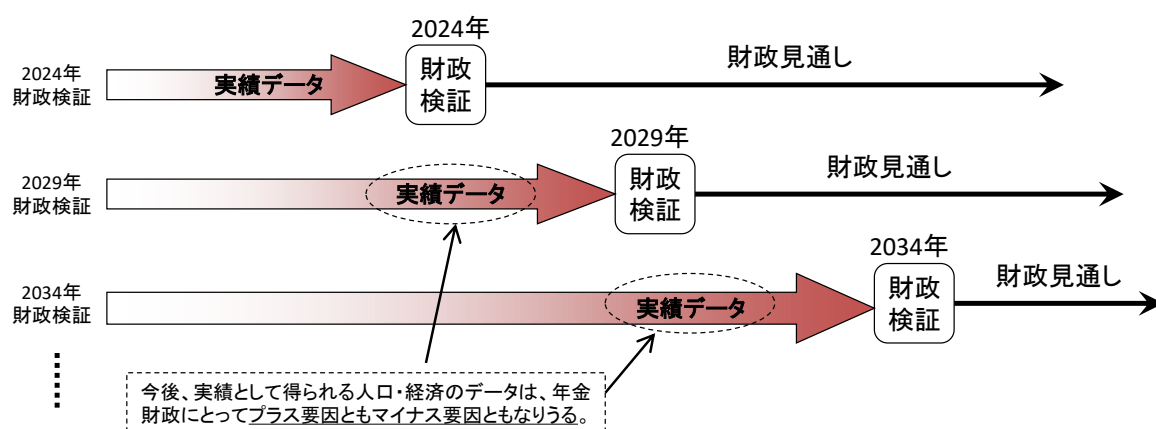
そこで、年金の財政状況を定期的に確認するために、少なくとも5年ごとに「財政検証」を実施し、おおむね100年という長期の財政収支の見通し、マクロ経済スライドの開始及び終了年度の見通し並びに給付水準の見通しを作成して、財政状況を検証することとされたのである。

また、財政検証においては、将来の人口や経済について一定の前提を設定するが、将来は不確実であり、その検証を行う時点において使用可能なデータを用い最善の努力を払ったとしても実績と前提に乖離が生じるのは避けられない。

このため、財政検証では、時間の経過とともに新たに蓄積された最新のデータを用いて諸前提を設定し直した上で、現実の軌道を出発点として新たな出発点からおおむね100年間の見通しを作成する（第1-1-16図）。それとともに、幅のある複数の前提を設定し、将来の人口や経済の姿に応じて、年金の財政状況を検証し、将来の給付水準等がどのようになるかを示しているのである。

財政検証の結果は、人口や経済を含めた将来の状況を正確に見通す予測（forecast）というよりも、人口や経済等に関して現時点で得られるデータの将来の年金財政への投影（projection）という性格のものであることに留意が必要であり、結果を幅広く解釈した上で、今後の進むべき方向を読み解くことが重要である。

第1-1-16図 財政検証のイメージ



（補論）財政検証と財政再計算の違い

「財政再計算」と「財政検証」は、公的年金制度の将来にわたる収支見通しを作成するという点においては共通しているが、その役割については大きな違いがある。

財政再計算には、将来の保険料（率）の水準を定めるという役割がある。つまり、5年に1度、人口推計や将来の経済の見通しの変化等を踏まえて、現在の給付水準を維持すると仮定した場合には将来どの程度の水準の負担、つまり保険料（率）が必要となるのかを算定することである。その上で必要であれば再計算が行われるごとに給付と負担との関係が見直されることとなるが、実際も過去の再計算においては、負担の水準のみならず、給付水準に関しても見直しが行われてきた。

一方で財政検証は、財政再計算とは全く異なった性質を持っている。平成16年改正に伴って将来の保険料（率）の水準が法律で定められたことから、財政検証によって保険料（率）が定められる、ということはない。その代わりに、直近の社会・経済状況を踏まえた収支見通しを作成することにより、給付水準を自動調整する仕組みであるマクロ経済スライドについて、給付水準調整の終了年度を定める、もしくはその見通しを作成することが財政検証の主な目的のひとつとなっている。これはつまり、保険料水準を固定した上での給付の自動調整という現在の公的年金制度が持つ収支均衡の仕組みの中で、将来の給付水準がどの程度調整されていくのかという見通しを示すということである。このような中で、一定水準の給付費を維持したまま収支が均衡している姿が見通されるのであれば、その財政検証においては、「公的年金制度の仕組みは現時点では適切に機能している」と判断されることとなり、特に給付と負担の見直しなどが財政検証に伴って行われることはない。

ただし、5年後までに、所得代替率が50%を下回るほど引き下げられるような状況になっている場合には、そのような仕組みがもはや適切に機能しているとは言えない状況にあると判断されたと見なされ、給付水準調整の終了について検討するとともに、その結果に基づいた調整期間の終了その他の措置、および給付と負担の在り方についての検討が行われ、所要の措置が講ぜられることとなる。

このように、財政再計算はこれから先の給付と負担の水準を見直し、特に将来の保険料（率）水準をその都度設定していくためのものであったのに対して、財政検証は、平成16年改正で定められた負担の水準と給付の調整の仕組みが適切に機能しているかどうかを定期的に点検する意味合いのものとなっている。

第2節

令和6(2024)年財政検証

1. 財政検証の主な前提

財政検証は、おおむね100年間にわたる長期の年金財政の状況を見通すものであり、将来の社会・経済状況について一定の前提を置く必要がある。

しかしながら、将来は不確実であることから、財政検証において特に重要な前提（人口、労働力、経済）については、専門家の議論も踏まえ、幅を持った複数ケースを設定している。

（1）人口の前提

国立社会保障・人口問題研究所が令和5(2023)年4月に公表した「日本の将来推計人口」を用いている。前回の財政検証と同様に、出生率及び死亡率について中位、高位、低位の3通りのケースをそれぞれ設定している。また、今回の財政検証においては、近年その水準が大きくなっている外国人の入国超過数についても幅を持って3通りのケースを設定している（第1-2-1表）。

第1-2-1表 将来推計人口の前提

合計特殊出生率		平均寿命			入国超過数	
2020年 (実績)	2070年	2020年 (実績)	2070年		2016~2019年 (実績の平均)	~2040年 入国超過数(一定)
1.33	高位: 1.64 中位: 1.36 低位: 1.13	男性: 81.58 女性: 87.72	高位 (余命の伸び小) 84.56 90.59 中位 85.89 91.94 低位 (余命の伸び大) 87.22 93.27		16.4万人	25万人 16.4万人 6.9万人
					※2041年以降は2040年の 総人口に対する比率を固定	

（2）労働力の前提

独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）が令和6(2024)年3月に公表した「労働力需給の推計」を用いている。この推計では、経済成長や労働参加について3つのシナリオが設定されている。

「成長実現・労働参加進展シナリオ」は、各種の経済・雇用政策を講ずることにより、成長分野の市場拡大が進み、経済成長と女性及び高齢者等の労働市場への参加が進展するシナリオである。内閣府「中長期の経済財政に関する試算」

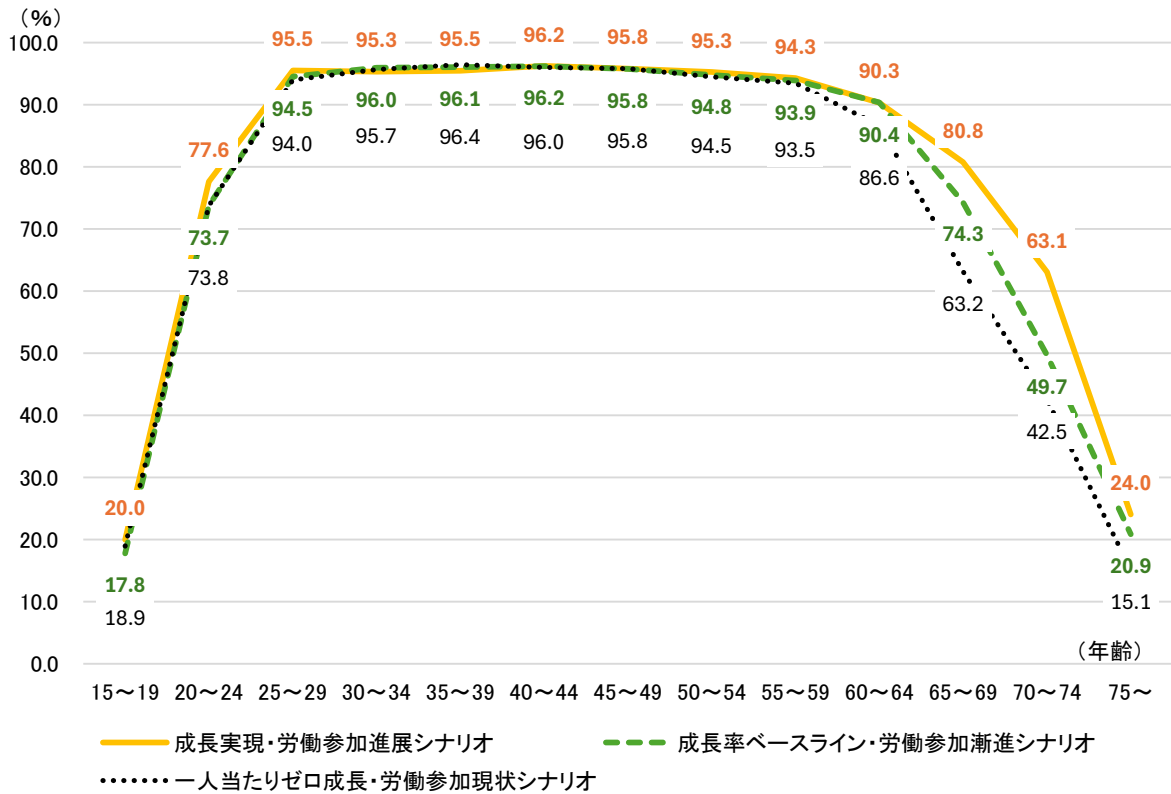
（令和 6（2024）年 1 月）（以下「中長期試算」という。）の「成長実現ケース」を踏まえ、実質 2 % 程度の経済成長を見込んでいる。女性や高齢者の労働参加が大きく進み、労働力率や就業率は、令和 22（2040）年に向けて、女性の 20 歳台～50 歳台で 90 % 前後、男性の 60 歳台で 80 % 以上まで上昇する見通しとなっている。

「成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ」は、各種の経済・雇用政策をある程度講ずることにより、経済成長と女性及び高齢者等の労働市場への参加が一定程度進むシナリオである。中長期試算の「ベースラインケース」を踏まえ、今後 10 年間で実質経済成長率は 0.4 % 程度まで緩やかに低下することを見込んでいる。各種の政策効果について、「成長実現・労働参加進展シナリオ」の半分程度の影響を見込むシナリオである。

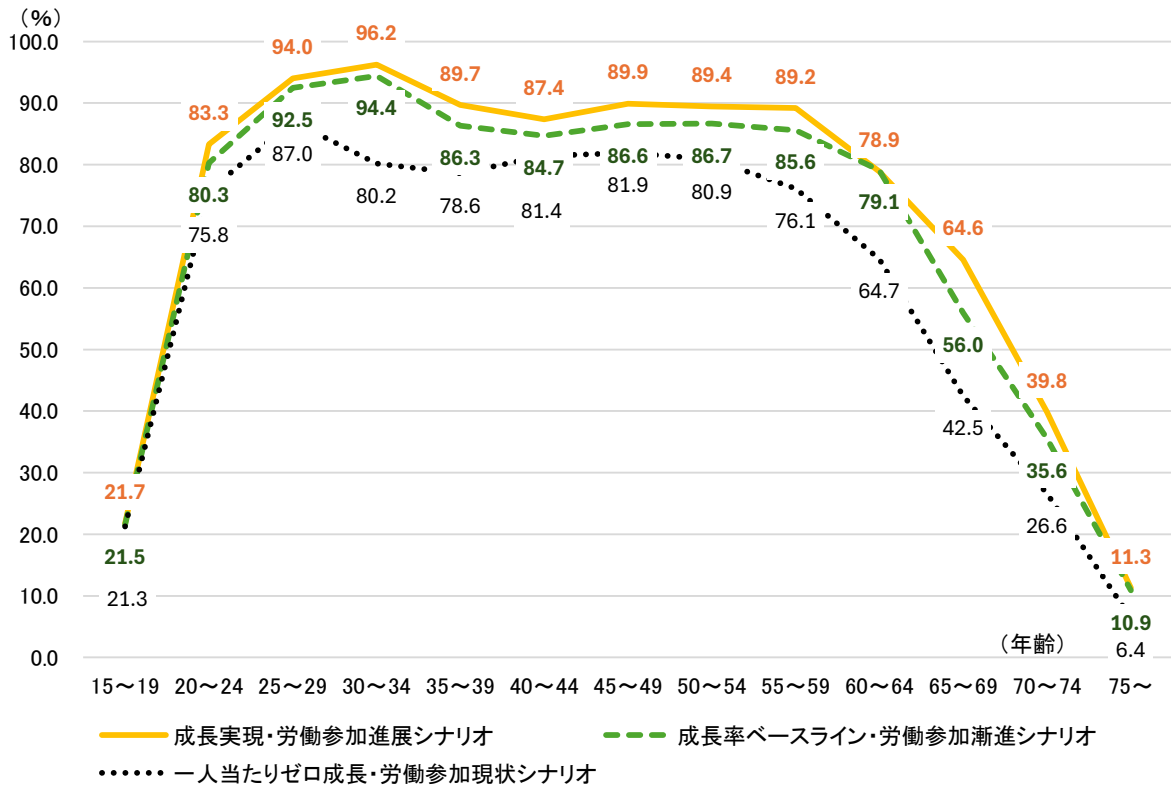
「一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ」は、人口一人当たりの実質経済成長率がゼロ（国内経済全体ではマイナス）となる経済状況を想定し、労働参加が現状（令和 4（2022）年）から進まないシナリオである。

財政検証における労働力の前提は、これら 3 つのシナリオによる推計結果を用いている。「労働力需給の推計」における各シナリオの令和 22（2040）年の性・年齢階級別の労働力率は第 1－2－2 図のとおりである。なお、「労働力需給の推計」の推計期間は令和 22（2040）年までであるため、それ以降は性（女性についてはさらに有配偶、無配偶別）・年齢階級別の労働力率や就業率について令和 22（2040）年の数値で一定としている。

第 1 - 2 - 2 図 労働力率の前提
労働力率の将来推計
＜男性、2040 年＞



＜女性、2040 年＞



（３）経済の前提

経済前提の設定に当たっては、設定プロセスの透明性を確保する観点から、経済・金融の専門家で構成された「年金財政における経済前提に関する専門委員会」を設置し、約１年半、９回にわたる公開の場における議論を経て取りまとめられた検討結果の報告（令和６（２０２４）年４月１２日）に基づき、幅の広い４ケースの前提が設定された。

① 短期の経済前提（令和１５（２０３３）年度までの前提）

令和１５（２０３３）年度以前の経済前提は、中長期試算における「成長実現ケース」、「参考ケース」、「ベースラインケース」にそれぞれ準拠して設定された。

「成長実現ケース」は、全要素生産性（TFP）上昇率がデフレ状況に入る前の期間の平均（１．４％程度）まで高まるシナリオであり、実質経済成長率は中長期的に２％程度で推移する姿となっている。

「参考ケース」は、全要素生産性（TFP）上昇率を過去４０年の平均（１．１％程度）とした場合のシナリオであり、実質経済成長率は２０２０年代後半に１％台半ば程度に到達する姿となっている。

「ベースラインケース」は、全要素生産性（TFP）上昇率が直近の景気循環の平均並み（０．５％程度）で将来にわたって推移するシナリオであり、実質経済成長率は中長期的に０％台半ばで推移する姿となっている。

② 長期の経済前提（令和１６（２０３４）年度以降の前提）

令和１６（２０３４）年度以降の長期の経済前提は、専門委員会における検討結果の報告に基づき、幅の広い４ケースの前提が設定された。

このうち、高成長実現ケースは中長期試算における成長実現ケース、成長型経済移行・継続ケースは参考ケース、過去３０年投影ケース及び１人当たりゼロ成長ケースはベースラインケースにそれぞれ接続するものとして設定されている。

長期の経済前提の設定にあたっては、年金財政に大きく影響を与える「実質賃金上昇率」と「実質的な運用利回り（スプレッド）」について、成長経済学分野で標準的に用いられるコブ・ダグラス型生産関数による経済モデルを用いたマクロ経済に関する試算等に基づき設定されている。技術革新等による生産性の向上である全要素生産性（TFP）上昇率や労働投入量についてシナリオを設定し、実質経済成長率、労働生産性上昇率や利潤率等が推計されている。

全要素生産性（TFP）上昇率は、経済財政諮問会議において内閣府が示した令和 42(2060)年度までのマクロ経済・財政・社会保障の試算（長期推計）の仮定や過去の実績を踏まえ、1.4%～0.2%の範囲で設定している。ここで、

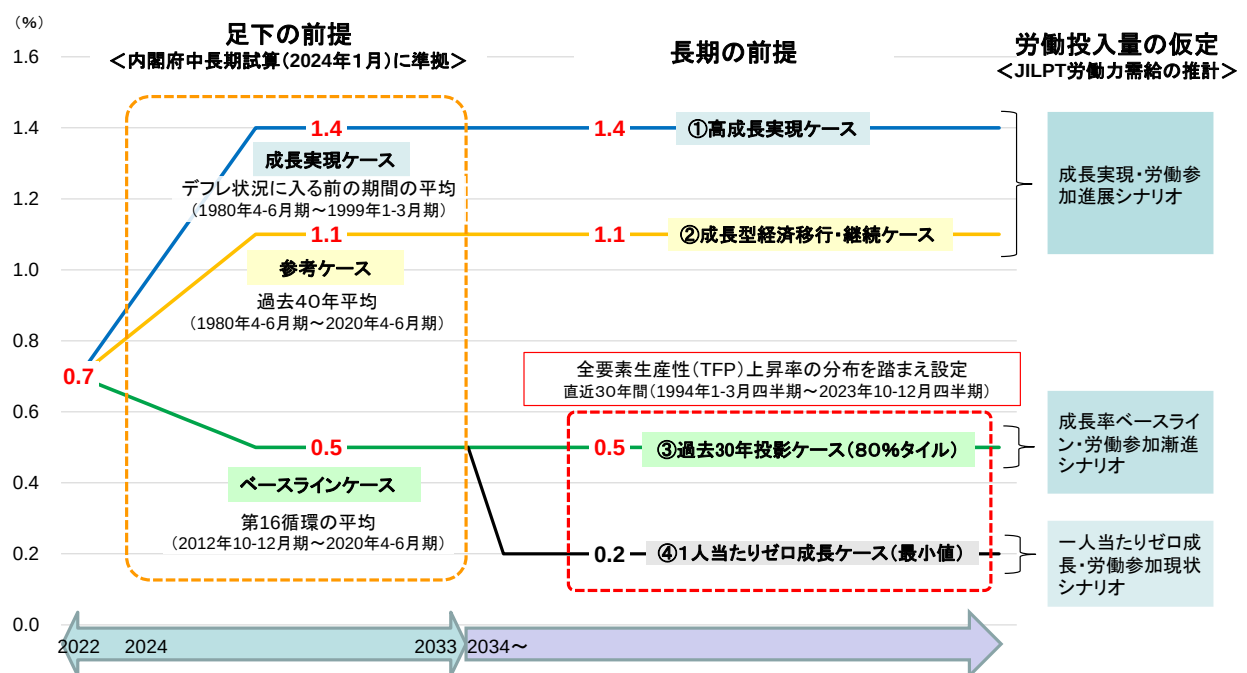
- ・ 高成長実現ケースの 1.4%は、デフレ状況前の期間(1980～1999 年)の平均
- ・ 成長型経済移行・継続ケースの 1.1%は、過去 40 年(1980～2020 年)の平均
- ・ 過去 30 年投影ケースの 0.5%は、過去 30 年の分布の 80%タイル値
- ・ 1 人当たりゼロ成長ケースの 0.2%は、過去の実績の最小値

となっている（第 1－2－3 図及び第 1－2－4 図）。

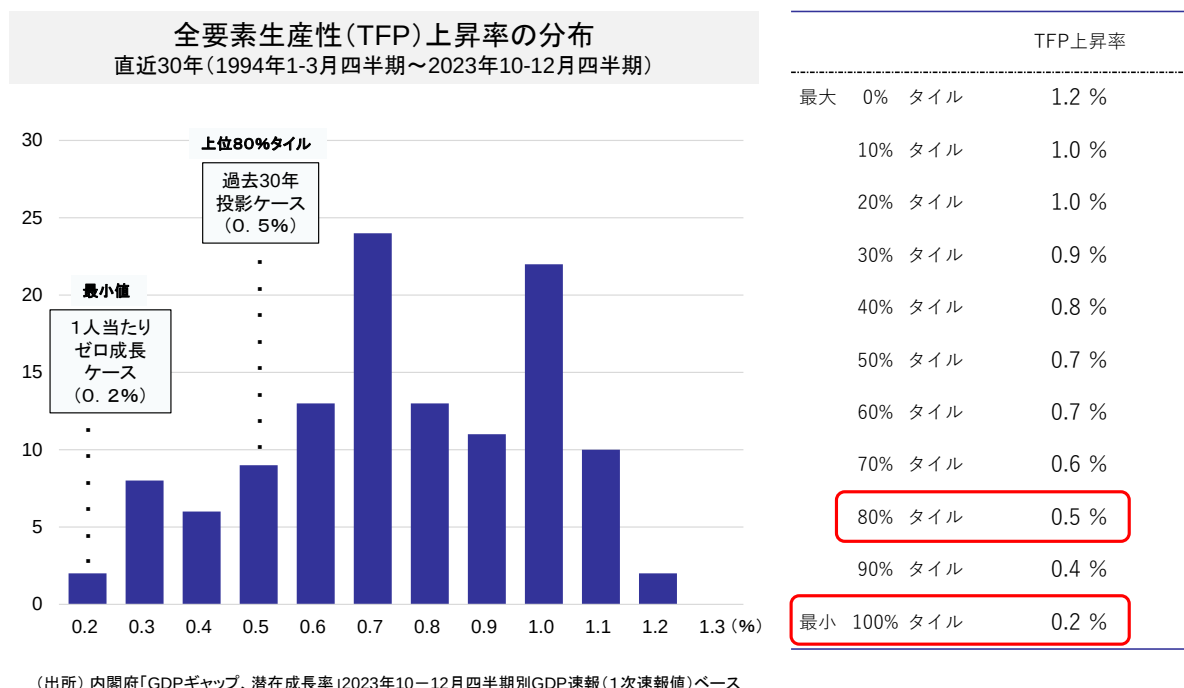
また、労働参加については、高成長実現ケース及び成長型経済移行・継続ケースは前述の労働参加進展シナリオ、過去 30 年投影ケースは労働参加漸進シナリオ、1 人当たりゼロ成長ケースは労働参加現状シナリオを仮定している。

これらの前提により計算された実質経済成長率は、令和 16(2034)年度以降 30 年間の平均で 1.6%～▲0.7%と幅広いものとなっている。

第 1－2－3 図 全要素生産性(TFP)上昇率等の設定のイメージ



第 1－2－4 図 全要素生産性 (TFP) 上昇率の実績分布 (1994 年 1-3 月四半期～2023 年 10-12 月四半期)

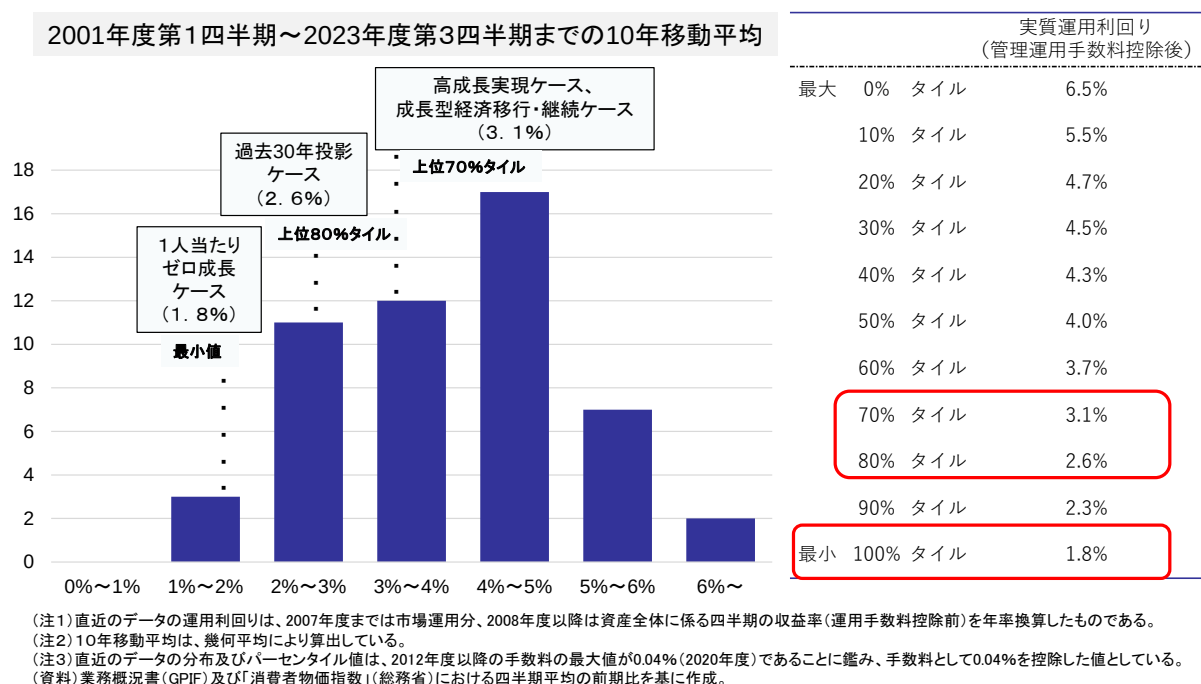


実質賃金上昇率は、長期的にみると労働生産性の上昇に伴い実質賃金も上昇するという考え方にに基づき、労働生産性上昇率を基礎として設定されている。

実質運用利回り（対物価）は、GPIF 発足以降の運用実績を基礎として、経済モデルで推計された資本の利潤率の変化を織り込み設定されている。また、基礎として用いる GPIF の実績は、保守的に設定するという考え方から平成 13(2001)年度以降の実績の 10 年移動平均の 70%タイル値以下で設定されている（第 1－2－5 図）。なお、賃金上昇率を上回る運用利回り（スプレッド）は、実質運用利回りを算出した後に実質賃金上昇率を控除して設定される。

このようにして設定された長期の経済前提をまとめたものが第 1－2－6 表である。前回の財政検証と比べて、ケースの数は 6 ケースから 4 ケースに簡素化されているが、ケース設定の基軸となる全要素生産性（TFP）上昇率は前回よりも幅広く設定されるなど、将来の経済の姿を幅広く想定するものとなっている。

第 1－2－5 図 GPIF の実質運用利回り（対物価）（10 年移動平均）の分布
（2001 年度第 1 四半期～2023 年度第 3 四半期）



第 1－2－6 表 長期の経済前提

		将来の経済状況の仮定		＜長期の経済前提＞				参考（推計結果）	
		労働力率	全要素生産性 (TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質＜対物価＞)	運用利回り		実質経済成長率	人口1人当たり 実質経済成長率
						実質 ＜対物価＞	スプレッド ＜対賃金＞		
高成長実現 ケース	中長期試算 成長実現 ケースに接続	成長実現・ 労働参加進展 シナリオ	1.4 %	2.0 %	2.0 %	3.4 %	1.4 %	1.6 %	2.3 %
成長型経済 移行・継続 ケース	中長期試算 参考ケース に接続		1.1 %	2.0 %	1.5 %	3.2 %	1.7 %	1.1 %	1.8 %
過去30年 投影ケース	中長期試算 ベースライン ケースに接続	成長率ベースラ イン・労働参加 漸進シナリオ	0.5 %	0.8 %	0.5 %	2.2 %	1.7 %	▲0.1%	0.7 %
1人当たり ゼロ成長 ケース		一人当たりゼロ 成長・労働参加 現状シナリオ	0.2 %	0.4 %	0.1 %	1.4 %	1.3 %	▲0.7%	0.1 %

（４）その他の前提

財政検証においては、人口、労働力、経済以外にも、有遺族率、障害年金発生率、納付率など、制度の状況等に関する前提が設定されている。これらは被保険者及び年金受給者等の実績データ等を基礎として設定している。このうち、国民年金保険料の納付率（過年度保険料の納付分を含めた最終納付率）については、令和 8（2026）年度以降 85%と設定している。

2. 所得代替率の将来見通し

(1) 厚生年金の給付水準を測る公的年金の所得代替率

厚生年金の給付水準を測る基準として用いられる公的年金の所得代替率は、現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率によって表される。分母の厚生年金男子の平均賃金は共済年金の男子組合員も含めて算出され、令和6(2024)年度の手取り賃金の平均は37.0万円となる。この賃金水準で計算される令和6(2024)年度のモデル年金の新規裁定時の年金額は、夫婦2人の基礎年金13.4万円と報酬比例年金9.2万円を合わせて22.6万円となり、現役世代の手取り賃金に対する比率である所得代替率は61.2%となっている。これが、令和6(2024)年度の所得代替率であり、今回の財政検証の足下の給付水準となる。

なお、マクロ経済スライドによる給付水準調整が発動されなければ、分子の新規裁定時の年金額は原則として分母の手取り賃金の伸び率でスライドし分母、分子が同じ伸び率で伸びることとなるため、所得代替率は変動しない。

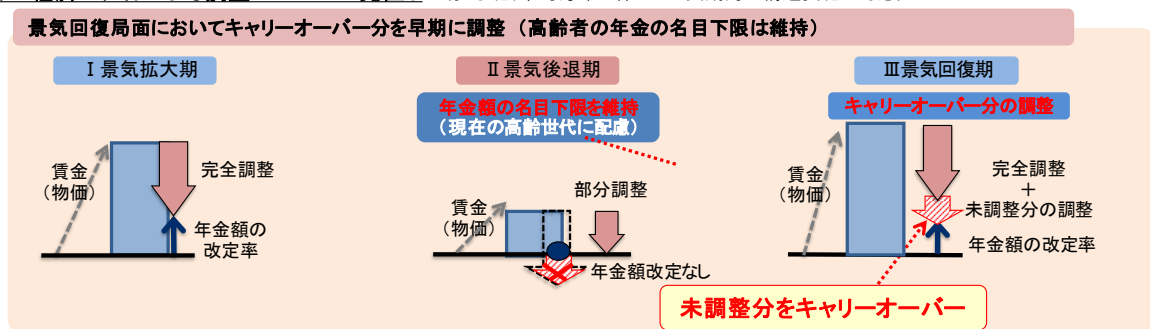
マクロ経済スライドによる給付水準調整が発動されると、分子の年金額は手取り賃金より伸びを低く抑えられるため、所得代替率が低下することとなるが、マクロ経済スライドの仕組みが導入される平成16(2004)年改正前において、平成12(2000)年度から平成14(2002)年度の3年間は、前年の消費者物価指数が低下したにも関わらず、年金額を据え置く特例措置を講じており、この特例措置による嵩上げ分は賃金や物価が上昇する場合に解消することとし、解消されるまでの間、マクロ経済スライド調整は行われなかったこととされた。しかしながら、平成16(2004)年改正以降、デフレ経済の下で特例水準の解消が進まず、平成24(2012)年の社会保障・税一体改革により、平成25(2013)年10月から特例水準を3年かけて段階的に解消することが決まり、その結果、初めてマクロ経済スライド調整が発動したのは平成27(2015)年4月であった。このように、平成16(2004)年改正で導入されたマクロ経済スライドは、デフレ経済の下で平成26(2014)年度まで発動することがなく、所得代替率は、むしろ上昇する結果となっていた。この所得代替率の上昇は主に基礎年金で起こっており、この間の新規裁定時の基礎年金の改定が分母の賃金の低下より小さく抑えられていたために生じたものである。これは、賃金の低下が物価の低下よりも大きい経済状況において、新規裁定時の基礎年金について賃金でなく物価を基準に改定する仕組みが引き起こした結果である。

その後、平成28(2016)年に公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律が成立し、マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年

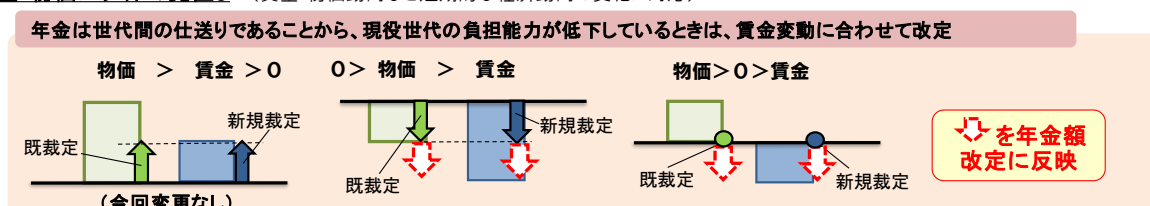
度までの未調整分を含めて調整する仕組みが導入され、マクロ経済スライドの強化が図られた。あわせて、賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定することとし、年金財政の支え手である現役世代の負担能力にあわせた年金給付とする仕組みが導入された（第1－2－7図）。

第1－2－7図 年金額改定ルールの見直し

① マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し（少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造的な変化に対応）



② 賃金・物価スライドの見直し（賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応）

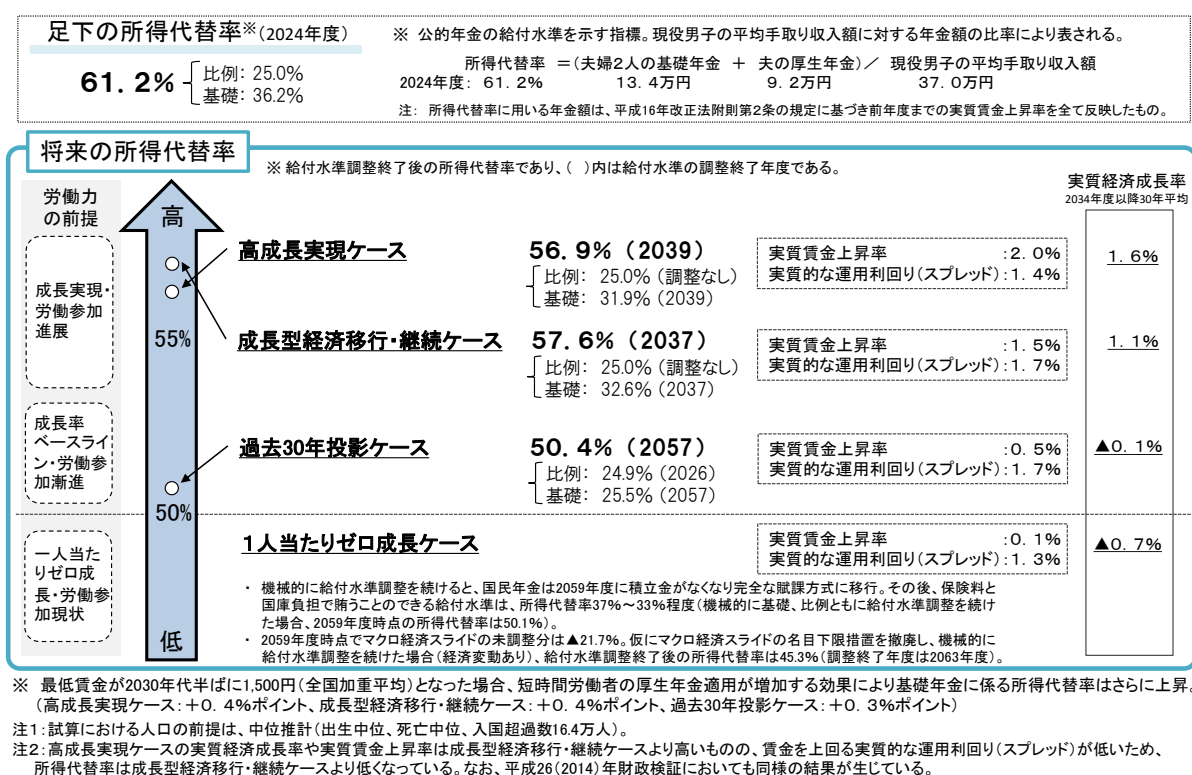


こうした見直し後の年金額改定ルールの下で、マクロ経済スライドによる給付水準調整が発動したこと等により、今回の財政検証における足下の所得代替率（61.2％）は、前回の財政検証における足下の所得代替率（61.7％）より 0.5％ポイント低下している。

（２）幅広い経済前提における所得代替率の見通し

マクロ経済スライドによる給付水準調整は、概ね 100 年間の年金財政が均衡するところで終了する仕組みであるが、終了時期及び終了後の所得代替率は、今後の人口や経済の推移で変わる。第 1－2－8 図は、人口が中位推計で推移した場合に、幅広く設定した経済前提に応じて、マクロ経済スライドの終了年度及び終了後の所得代替率がどのようになるかを示したものである。給付水準の調整終了後は分子の新規裁定時の年金額は、分母の賃金の伸び率でスライドするため、所得代替率が維持される。

第 1－2－8 図 給付水準の調整終了年度と所得代替率の見通し



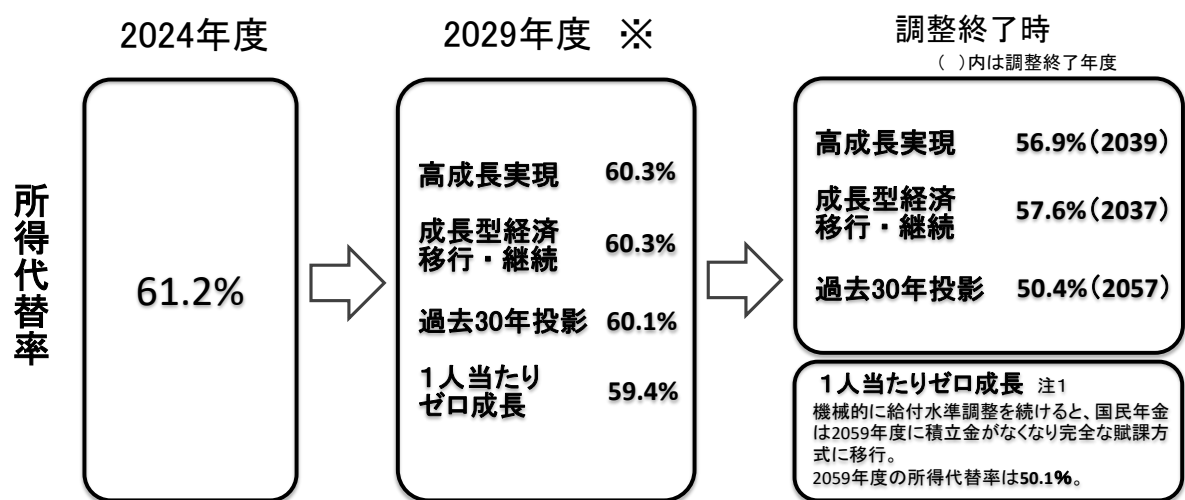
マクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の所得代替率をみると、経済成長の高い方から2つのケースである高成長実現ケース、成長型経済移行・継続ケースについてはそれぞれ 56.9%、57.6%となっており、50%を大きく上回っている。また、過去 30 年投影ケースにおいても 50.4%と、将来にわたり 50%を上回る水準となっている。

一方、1人当たりゼロ成長ケースでは、令和 41(2059)年度に国民年金の積立金が無くなり完全賦課方式に移行せざるを得なくなる見通しとなっている。その後、保険料と国庫負担だけで賄うことのできる水準は 37%～33%程度である。1人当たりゼロ成長ケースでこのような結果となるのは、物価や賃金の上昇率が低いこ

とによりマクロ経済スライドによる調整が十分に機能しないためである。国民年金の積立金なくなる令和 41(2059)年度時点でマクロ経済スライドの未調整分は21.7%となっており、その結果、給付水準が高止まりすることで、積立金が枯渇する結果となる。したがって、仮に名目下限措置（賃金や物価の上昇分を超えてマクロ経済スライドによる給付水準調整を行わないこととする仕組み）を撤廃し、マクロ経済スライドによる調整が機能すれば、令和 45(2063)年度に調整を終了し、給付水準調整終了後の所得代替率は45.3%となる見通しとなっている。

なお、平成 16(2004)年改正法附則の規定では、「次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずること」とされているが、今回の財政検証においては、5年後の令和 11(2029)年度の所得代替率の見通しは60.3～59.4%となっており、50%を下回る見込みとはなっていないため、この規定に該当するものではない（第1－2－9図）。

第1－2－9図 令和6(2024)年財政検証結果の概略
（5年後(2029年度)及び調整終了後の所得代替率）



※ 平成16年改正法附則第2条において、「次期財政検証までの間に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付と費用負担の在り方について検討を行う」とこととされているが、5年後の2029年度の所得代替率の見通しは60.3%～59.4%となっている。

注1： 1人当たりゼロ成長ケースにおいて、完全な賦課方式に移行後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率37%～33%程度。
注2： 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。

(3) 人口の前提が変動した場合の所得代替率の見通し

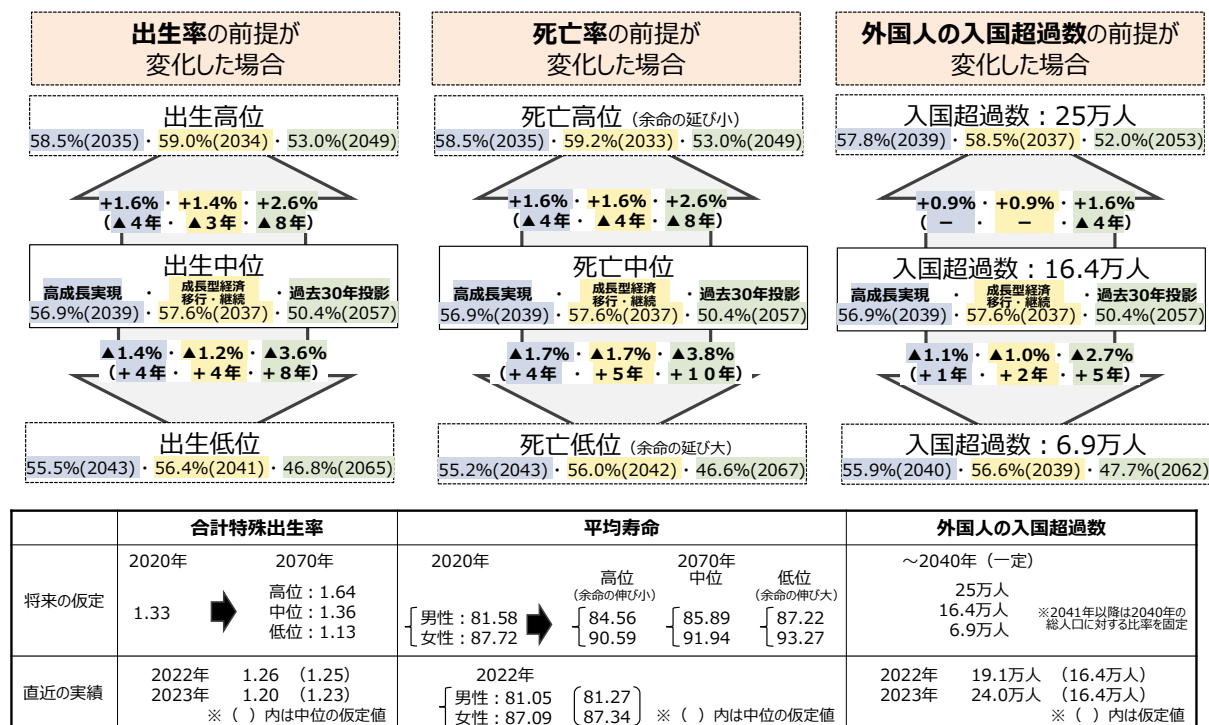
将来の人口に影響を与える3つの要素である出生率、死亡率、外国人の入国超過数について、それぞれの要素が変動した場合に将来の所得代替率にどのような影響があるかを示したものが、第1-2-10図である。

いずれの要素も高位になれば所得代替率は上昇し、低位になれば低下するが、実質1%以上の成長を仮定した高成長実現ケースや成長型経済移行・継続ケースでは、低位になったとしても55%を超える所得代替率を確保できる見通しとなっている。一方、実質ゼロ成長を仮定した過去30年投影ケースでは、低位になればいずれの要素も50%を下回り46~47%台となる見通しとなっている。

なお、これらの要素について、直近の実績をみると、出生率の実績は中位の仮定値を下回っているが、死亡率や外国人の入国超過数の実績は中位の仮定値を上回っている。年金財政との関係で言えば、出生率はマイナスの方向に動いているが、死亡率と外国人の入国超過数はプラスの方向に動いており、人口が変動した場合の影響は総合的に捉える必要がある。加えて、年金制度は長期的な制度であるから、長期的な趨勢を見極めつつ、その推移を注視していくことが重要である。

第1-2-10図 人口の前提が変化した場合の影響

※ 給付水準調整終了後の所得代替率の変化を示したもの。()内は給付水準の調整終了年度



（４）前回の財政検証における見通しとの比較

今回の財政検証における所得代替率の見通しは、前回の財政検証と比べて改善していることが確認できる。例えば、今回の財政検証と前回の財政検証で実質経済成長率が概ね同水準であるケースでマクロ経済スライド調整終了後の所得代替率の見通しを比較すると、

- ・実質１％程度の成長が続くことを仮定した「成長型経済移行・継続ケース」（実質１.１％成長）では５７.６％と、前回の「ケースⅠ」（実質０.９％成長）の５１.９％と比べて５～６ポイント上昇
- ・実質ゼロ成長が続くことを仮定した「過去３０年投影ケース」（実質▲０.１％成長）でも５０.４％と、前回の「ケースⅤ」（実質０.０％成長）の４４.５％と比べて６ポイント程度上昇

と、いずれも改善が見られる（第１－２－１１図）。

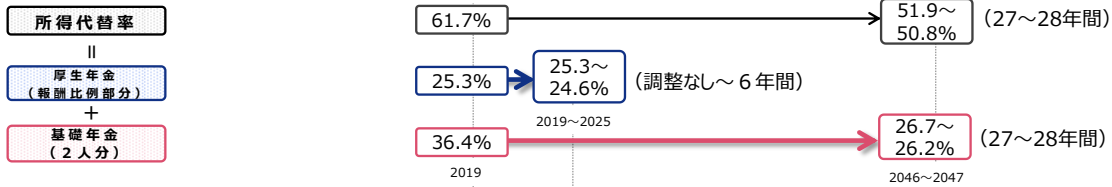
このように所得代替率の見通しが改善したのは、大きく２つの要因がある。１つは女性や高齢者の労働参加が想定を超えて進展し、保険料を納める被保険者が大きく増加したためである。もう１つは、想定を上回る積立金運用の結果、将来の給付に充てる積立金が大きく増加したためである。これを定量的に確認するため、前回の財政検証における令和５（２０２３）年度の見通しと今回の財政検証の足下の実績として使用した令和５（２０２３）年度の実績見込みを比較したものが表１－２－１２表である。

被保険者数を比較すると、女性や高齢者の労働参加の進展により、厚生年金の被保険者数は前回の見通し４,４２５万人より約２６０万人増加し４,６８３万人となり、第３号被保険者は前回の見通し７６２万人より約６０万人減少し７０１万人となっている。その結果、保険料収入の増加により収支状況も改善しており、運用収入を除いた収支差引残は、前回の財政検証では１.５兆円の赤字と見込んでいたが、実際には０.３兆円の黒字に転換し、足下では積立金を活用しなくとも保険料と国庫のみで支出を賄うことができる状況となっている。さらに、積立金運用が好調であった結果、令和５（２０２３）年度末の積立金は、前回の見通し２２１兆円を約７０兆円上回り２９１兆円に達している。これらの要素を今回の財政検証に反映させた結果、前回より所得代替率が改善したものである。

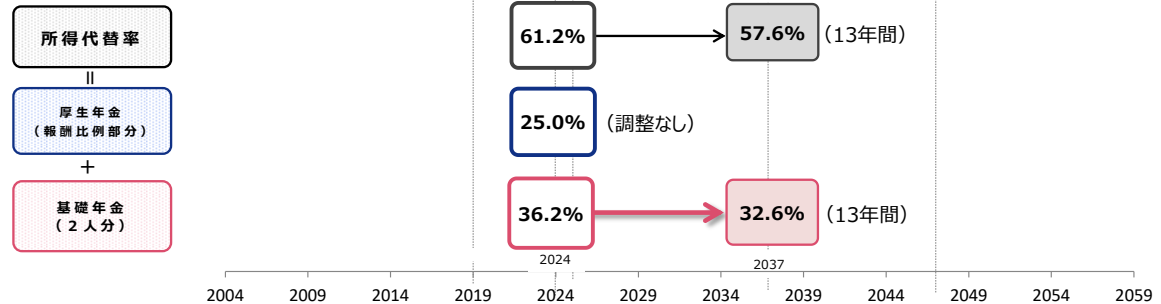
第 1 - 2 - 11 図 所得代替率の見通しの変化
(令和元(2019)年財政検証 ⇒ 令和 6 (2024) 年財政検証)

【成長型経済移行・継続ケース】

《令和元(2019)年財政検証》【ケースⅠ～Ⅲ】

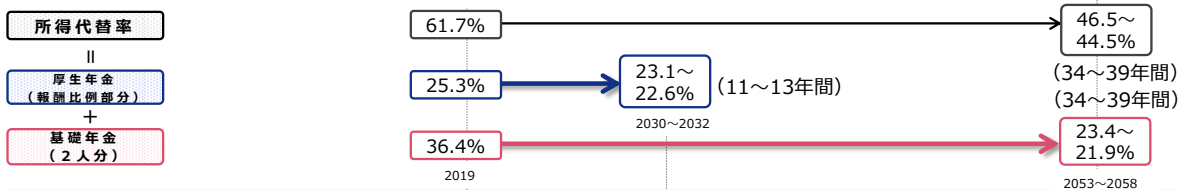


《令和 6 (2024) 年財政検証》【成長型経済移行・継続ケース】

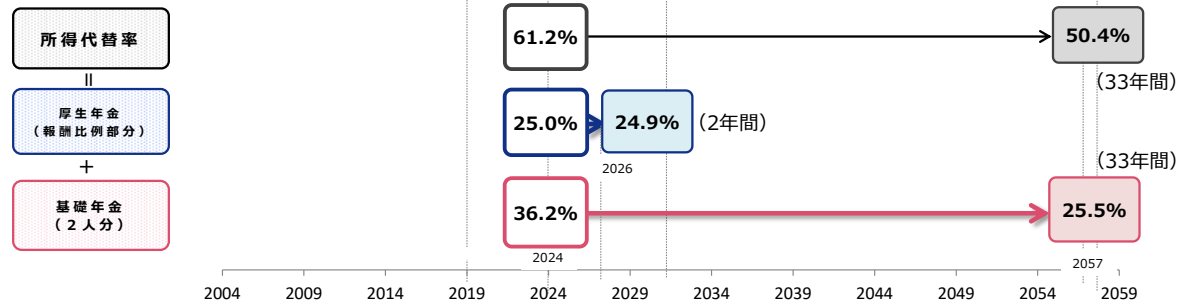


【過去 30 年投影ケース】

《令和元(2019)年財政検証》【ケースⅣ・Ⅴ】



《令和 6 (2024) 年財政検証》【過去 30 年投影ケース】



第 1－2－12 表 社会経済状況の変化
(令和元(2019)年財政検証 ⇒ 令和 6 (2024) 年財政検証)

＜足下(2023年度)の財政状況＞

要素	社会経済の変化			年金財政への影響
被保険者数	厚生年金被保険者 第3号被保険者	前回検証の見通し 4,425万人 762万人	⇒ 4,683万人 701万人	※支え手の増加 被扶養者の減少 プラス 
収支差引残(運用収入除く)	厚生年金＋国民年金:	▲1.5兆円	⇒ 0.3兆円	※赤字脱却 プラス 
積立金残高(年度末)	厚生年金＋国民年金:	221兆円	⇒ 291兆円	※約70兆円増 プラス 

(注) 積立金残高は、短期的な時価の変動を平滑化したもの。

＜将来の仮定＞ …… 実績の趨勢等を踏まえ見直し

要素		社会経済の変化				年金財政への影響	
人口（中位推計） ※ 日本の将来推計人口 （R5.4 国立社会保障人口問題研究所）		合計特殊出生率の仮定（2070）		前回 1.44	今回 ⇒ 1.36	限定的	
		外国人の入国超過数の仮定		7万人	⇒ 16万人（/年）		
		高齢化率の見通し		38.4%（2065）	⇒ 38.7%（2070）		
労働力 ※ 労働力需給の推計 （R6.3(独)労働政策研究・研修機構）		労働参加進展シナリオ		労働参加漸進シナリオ		プラス 	
		前回(2040)	今回(2040)	前回(2040)	今回(2040)		
		就業者数 6,024万人 ⇒ 6,734 万人	就業者数 5,644万人 ⇒ 6,375 万人				
		就業率（15歳～）60.9% ⇒ 66.4%	就業率（15歳～）57.0% ⇒ 62.9%				
経済 ※年金財政における 経済前提に関する専門委員会 （R6.4検討結果の報告）		前回 （ケースⅢ）	今回 （成長型経済 移行・継続ケース）	前回 （ケースⅢ）	今回 （過去30年投影ケース）	成長型経済 移行・継続	過去30年投影
	実質賃金上昇率 【長期の前提】	1.1% ⇒ 1.5%	1.1% ⇒ 0.5%	プラス 	マイナス 		
	実質的な運用利回り（対賃金） 【長期の前提】	1.7% ⇒ 1.7%	1.7% ⇒ 1.7%	—	—		

このように所得代替率の見通しは前回の財政検証と比べ改善しているが、1階の基礎年金と2階の報酬比例部分の調整終了年度をみると、大きく乖離しており、基礎年金の調整期間が長期化し、その水準が大きく低下していくことが見込まれている。

例えば、成長型経済移行・継続ケースでは、報酬比例部分のマクロ経済スライドによる調整は令和7(2025)年度以降不要となる一方、基礎年金は令和19(2037)年度まで調整が続き、基礎年金のみの調整が13年間続く見通しとなっている。過去30年投影ケースにおいても、報酬比例部分のマクロ経済スライドによる調整は令和8(2026)年度に終了する一方、基礎年金は令和39(2057)年度まで調整が続き、基礎年金のみの調整が31年間続く見通しとなっている。

こうした基礎年金の調整期間の長期化は、前回の財政検証においても確認されていた結果であり、引き続き基礎年金の水準低下が課題となっている。

3. 年金額の将来見通し

所得代替率は、現役世代の手取り賃金に対する年金の相対的な水準を示すものであるため、所得代替率が同じ場合でも現役世代の賃金の実質価値が上昇すると（つまり賃金による購買力が上昇し生活水準が上がると）、それに伴い年金の実質価値も上昇し、購買力も増加する。

今後、マクロ経済スライドにより、現役世代の手取り賃金との相対的な水準を示す所得代替率は低下していく見通しであるが、十分な実質賃金上昇がある経済を仮定すると、購買力でみた年金の実質額が低下するとは限らない。

したがって、将来の年金の給付水準を考えるに当たっては、所得代替率とともに、購買力でみた年金の実質価値がどのようになるかを合わせてみるのが重要である。

新規裁定時の年金額について、購買力でみた実質額の将来見通しを、「成長型経済移行・継続ケース」及び「過去30年投影ケース」について示したものが、それぞれ第1-2-13図、第1-2-14図である。

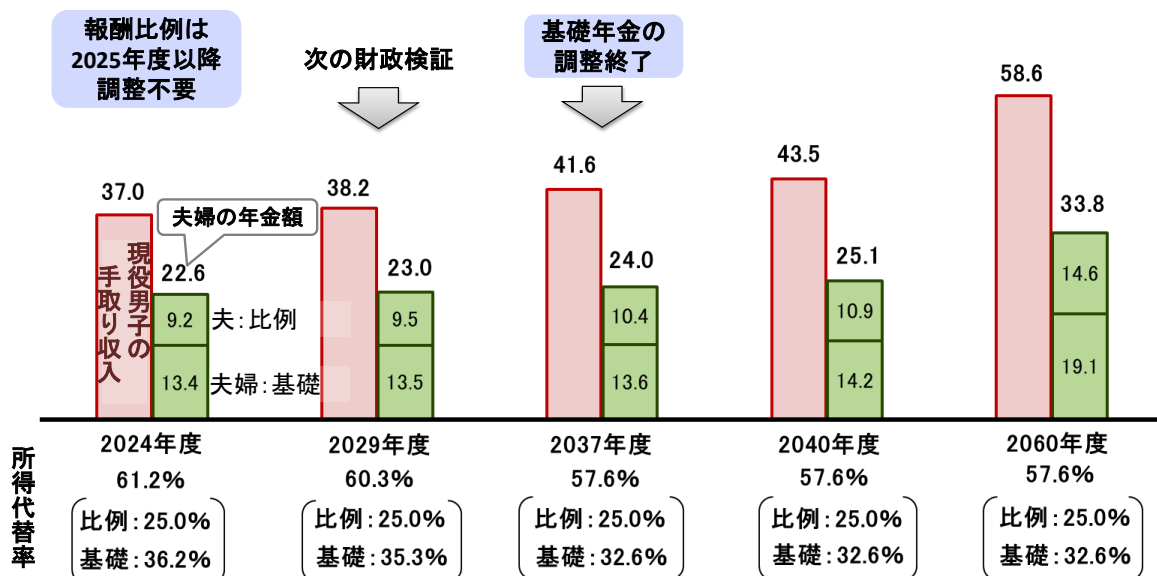
なお、将来の年金の実質額は、将来の名目年金額を、物価上昇率を用いて現在価値に割り引くことで計算される。

第1-2-13図 年金額の将来見通し（令和6（2024）年財政検証）

人口：出生中位、死亡中位 経済：成長型経済移行・継続ケース

成長型経済移行・継続ケース（実質賃金上昇率（対物価）1.5%）

単位：万円（月額）
※物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額



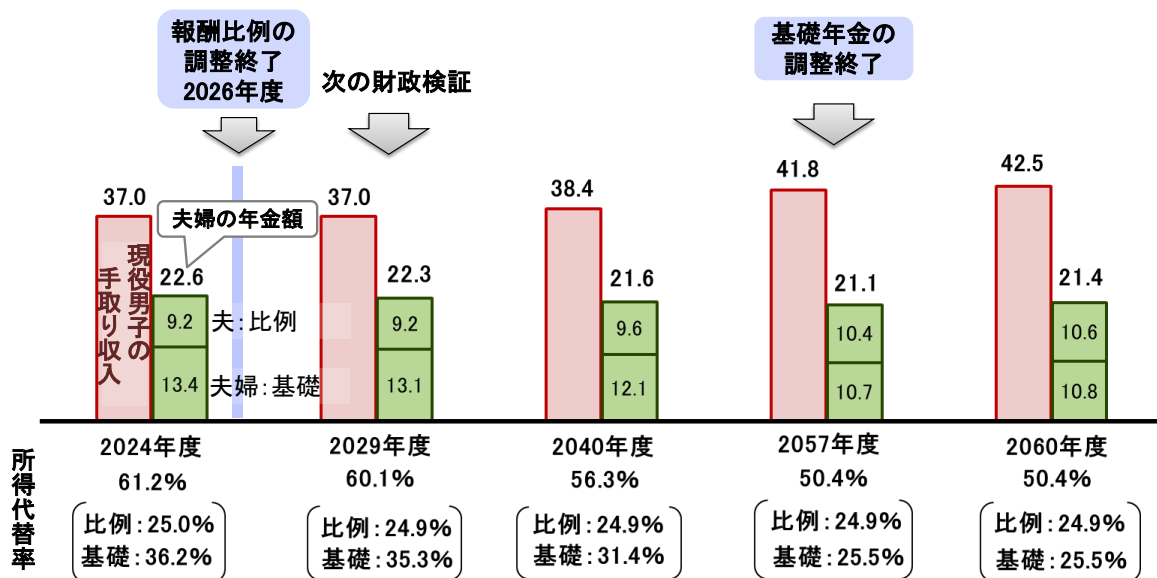
※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したものである。既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率＜名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がる。
※ 所得代替率における年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。
※ 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数164万人）。

第1-2-14図 年金額の将来見通し（令和6（2024）年財政検証）

人口：出生中位、死亡中位 経済：過去30年投影ケース

過去30年投影ケース（実質賃金上昇率（対物価）0.5%）

単位：万円（月額）
※物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額



成長型経済移行・継続ケースでは、実質賃金上昇率が1.5%と高いため、実質賃金の上昇に伴い、年金の実質額も上昇している。内訳をみると、報酬比例部分はマクロ経済スライドによる給付水準調整が不要であるため、実質賃金の伸びと等しく伸びている。一方、基礎年金はマクロ経済スライドによる給付水準調整が令和19(2037)年度まで続くため、この期間における伸びは実質賃金より抑えられるが、足下で13.4万円（夫婦2人分）である基礎年金の実質額は調整が終了する令和19(2037)年度には13.6万円に増加する見通しである。

過去30年投影ケースでは、実質賃金上昇率が0.5%と低いため、給付水準調整期間中は、年金の実質額は低下する見通しとなっている。報酬比例部分は給付水準調整が令和8(2026)年度に終了するため、その後、実質賃金の伸びと等しく上昇する見通しであるが、基礎年金は調整が終了する令和39(2057)年度には、夫婦2人で10.7万円、1人当たり5.3万円まで低下する見通しとなっている。このケースでは、賃金に対する相対的な水準を示す所得代替率が低下するだけでなく、購買力を示す実質額でも基礎年金は低下しており、実質年金額でも基礎年金の水準低下が課題であることが確認されている。

なお、年金を受給し始めた年以降の年金額（既裁定年金）は、原則として物価スライドにより年金の購買力を維持する仕組みであるが、マクロ経済スライドによる給付水準調整期間中は、物価スライドを抑制することとなるため、いずれの経済前提においても年金の購買力は低下していくことになる。

4. 賃金水準に応じた所得代替率及び年金額の将来見通し

厚生年金の保険料は1階部分、2階部分を合わせて賃金に比例した保険料負担となっているのに対し、1階部分の基礎年金は賃金に比例しない定額給付である。この仕組みにより厚生年金には所得再分配の機能が内在しており、低所得者にとって保険料負担の割に多くの年金を受け取れる仕組みとなっている。

このため、賃金水準が低ければ年金額自体は低くなるものの、賃金水準との対比で示される所得代替率は高くなる。

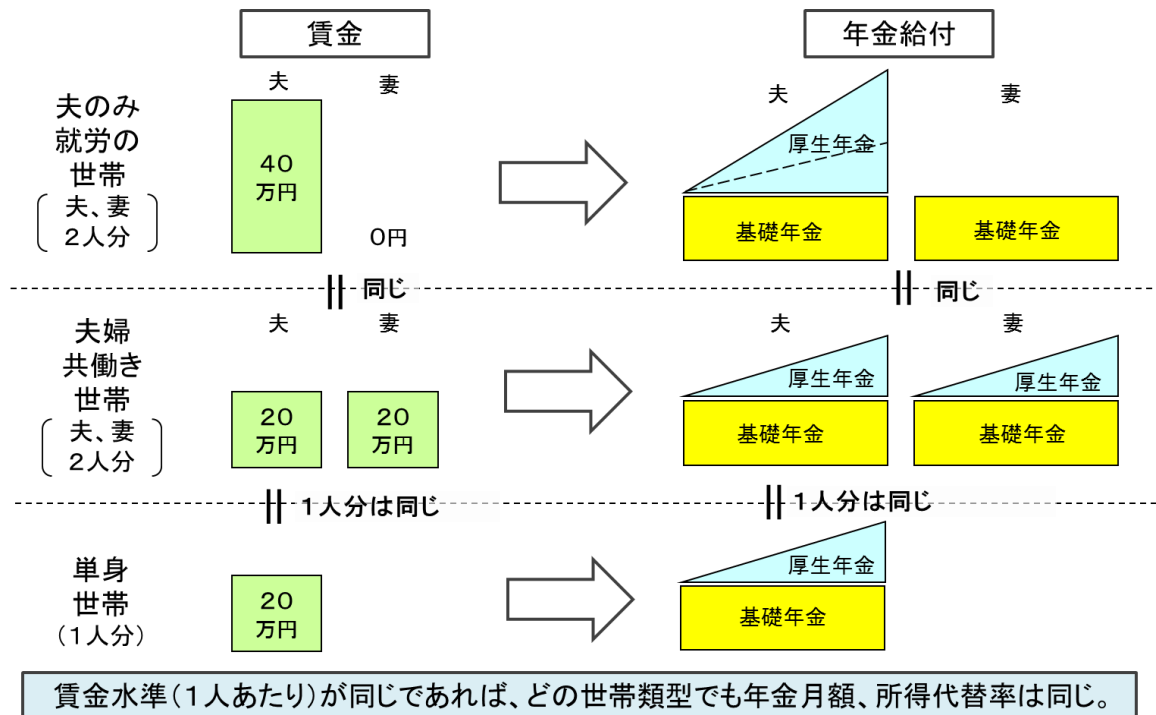
次に、被用者世帯における片働き世帯と共働き世帯を比べると、夫婦2人の合計賃金と同じであれば、基礎年金は同じ2人分、報酬比例年金も同じ賃金水準の報酬比例年金となるため、夫婦2人の合計年金額は同じとなり、その結果、所得代替率も同じとなる。また、単身世帯と比較しても夫婦1人当たりの賃金と単身者の賃金と同じであれば、同様に1人分の年金額も所得代替率も同じとなる構造である（第1-2-15図）。

このように、年金額や所得代替率は、加入期間や世帯1人当たり賃金水準が同じであれば、どのような世帯構造であっても世帯1人当たりでみた年金額や所得代替率は同じになり、世帯類型による違いは生じない。

すなわち、厚生年金に適用される被用者世帯を考えた場合、40年加入を前提とすると年金額や所得代替率は、賃金水準によって定まることとなる。そこで、世帯の賃金水準に応じて、年金額及び所得代替率がどのような見通しとなるかを示したものが第1-2-16図から第1-2-18図である。

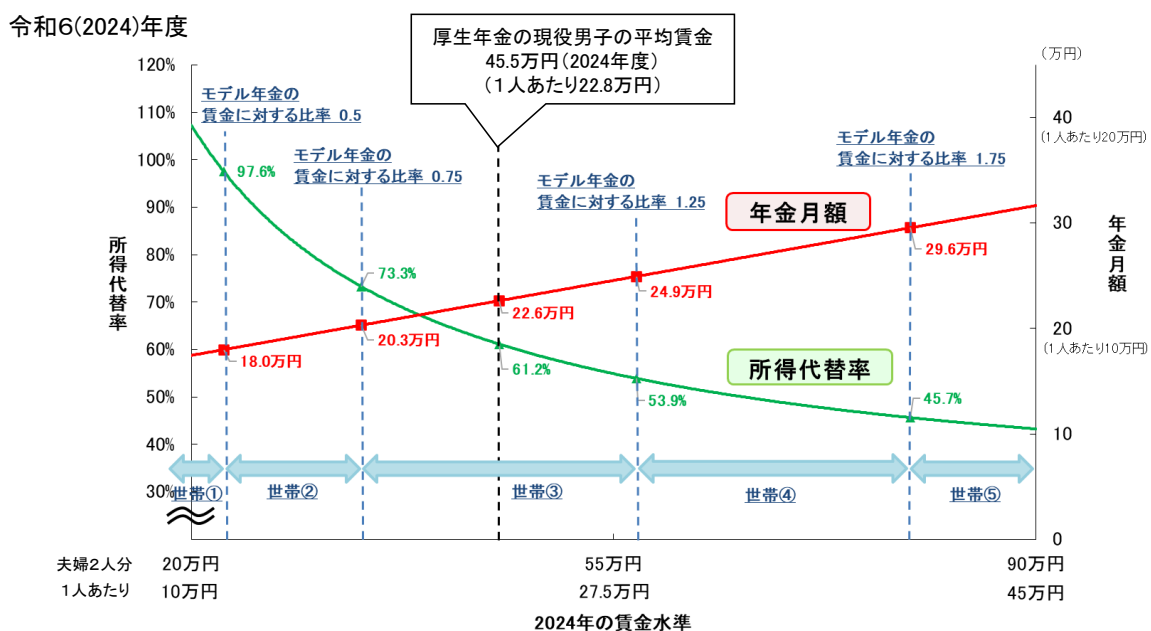
第1-2-15図 公的年金の負担と給付の構造（世帯類型との関係）

賃金水準（1人あたり）が同じ世帯における公的年金の負担と給付の構造（図による例示）



第1-2-16図 賃金水準（1人あたり）別の年金月額及び現役時の賃金比率 ＜現在（令和6（2024）年度）＞

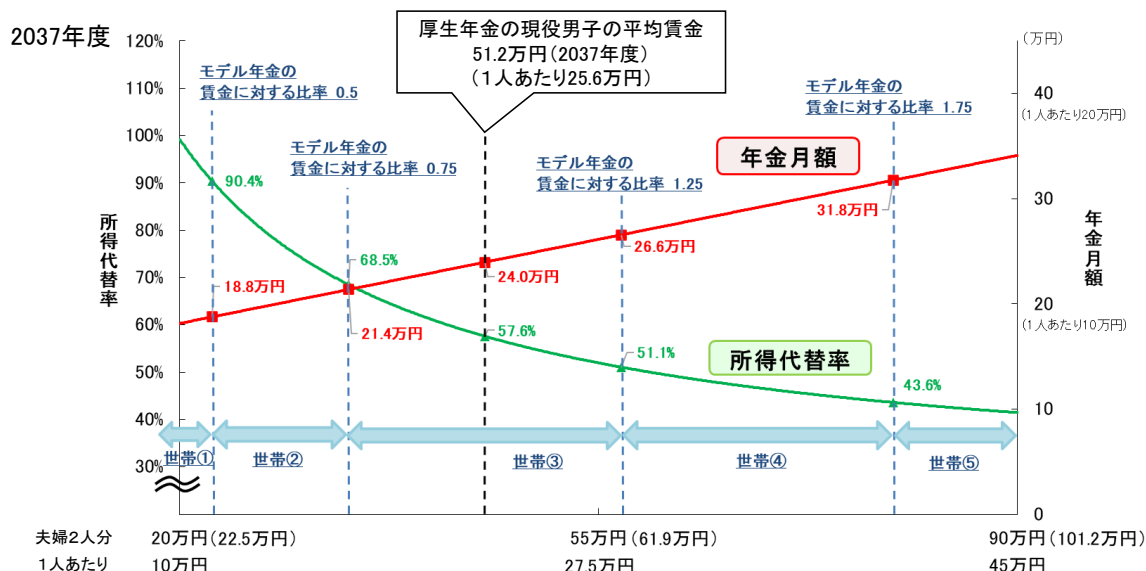
- 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準（1人あたり）によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率が0.5、0.75、1.25、1.75の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
- 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
- 所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。



注1：年金月額は、新規裁定者の水準であり、厚生年金に40年加入した場合のものである。
注2：どの賃金水準も、可処分所得割合を0.813として所得代替率を計算している。

第1-2-17図 賃金水準（1人あたり）別の年金月額及び現役時の賃金比率
 ＜成長型経済移行・継続ケース 令和19(2037)年度（人口中位推計）＞

- 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準(1人あたり)によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率が0.5、0.75、1.25、1.75の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
- 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
- 所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。

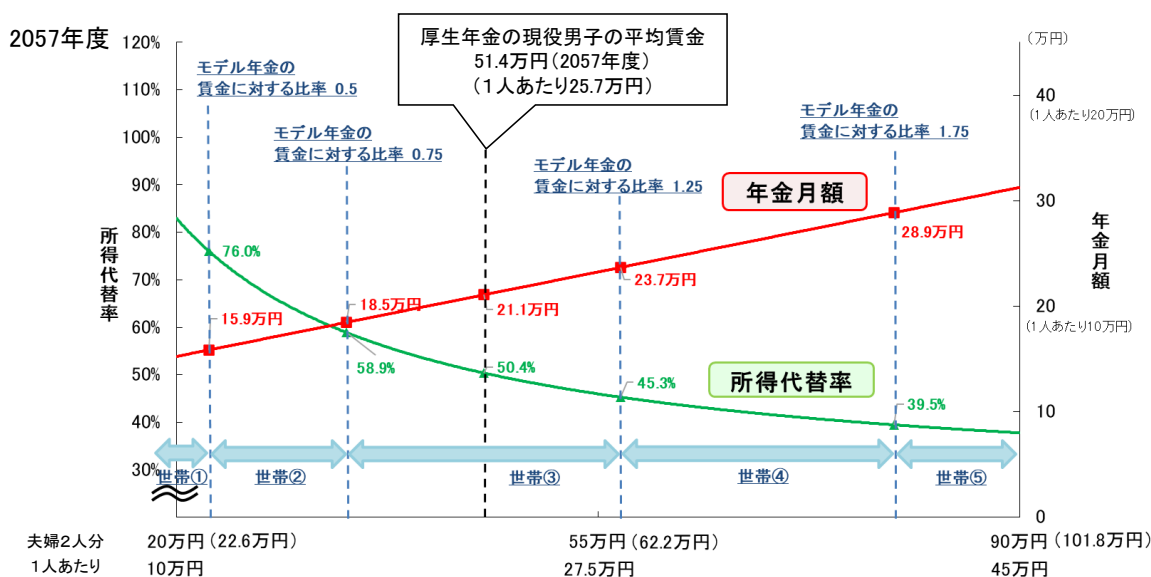


2024年の賃金水準(2037年の賃金水準)

注1: マクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の新規裁定者の年金月額(物価で2024年度に割り戻した実質額)であり、厚生年金に40年加入した場合のものである。
 注2: 2037年の賃金水準の賃金は、物価上昇率で2024年度時点に割り戻した実質額である。
 注3: どの賃金水準も、可処分所得割合を0.813として所得代替率を計算している。

第1-2-18図 賃金水準（1人あたり）別の年金月額及び現役時の賃金比率
 ＜過去30年投影ケース 令和39(2057)年度（人口中位推計）＞

- 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準(1人あたり)によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率が0.5、0.75、1.25、1.75の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
- 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
- 所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。



2024年の賃金水準(2057年の賃金水準)

注1: マクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の新規裁定者の年金月額(物価で2024年度に割り戻した実質額)であり、厚生年金に40年加入した場合のものである。
 注2: 2057年の賃金水準の賃金は、物価上昇率で2024年度時点に割り戻した実質額である。
 注3: どの賃金水準も、可処分所得割合を0.813として所得代替率を計算している。

5. 年金財政の将来見通し

(1) 被保険者数の見通し

被保険者数の見通しは、将来の保険料収入や年金給付を算出するための基礎となる重要な見通しである。人口や労働力の見通しを基礎として、就業者に占める雇用者の割合や短時間労働者の労働時間分布の変化等も織り込み、幅を持って推計される。

人口の前提が中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数 16.4 万人）の場合の被保険者数の将来見通しを示したものが、第 1－2－19 表から第 1－2－21 表である。このうち、労働参加進展シナリオにおける見通し（第 1－2－19 表）では、令和 6（2024）年度で 6,740 万人である公的年金被保険者数は、生産年齢人口の減少に伴い減少を続け、令和 22（2040）年度には 6 千万人を割り 5,940 万人、令和 42（2060）年度には 5 千万人を割り 4,790 万人になるものと見込まれている。その他のシナリオにおける将来の公的年金被保険者数は、労働参加進展シナリオと比べ少なくなる見通しとなっている。

マクロ経済スライドによる給付調整は、公的年金被保険者数の減少率（4 年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均））に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率（0.3%）を加えた率（表中②の欄）を基礎として行われる。

第 1－2－19 表 公的年金被保険者数の将来見通し（令和 6（2024）年財政検証）

人口：中位推計、労働：労働参加進展シナリオ

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.4	42.8	4.6	6.7	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2025	67.1	12.8	47.7	43.2	4.6	6.5	5.8	0.6	-0.1	-0.4
2026	66.8	12.5	48.0	43.4	4.6	6.3	5.7	0.6	0.0	-0.3
2027	66.5	12.2	48.2	43.7	4.5	6.1	5.5	0.6	-0.2	-0.5
2028	66.1	11.9	48.4	43.9	4.5	5.9	5.3	0.6	-0.4	-0.7
2029	65.8	11.6	48.6	44.1	4.5	5.6	5.1	0.6	-0.4	-0.7
2030	65.4	11.3	48.7	44.2	4.5	5.4	4.9	0.5	-0.5	-0.8
2035	62.7	9.9	48.4	44.1	4.3	4.4	4.0	0.5	-0.8	-1.1
2040	59.4	8.6	47.1	43.0	4.1	3.7	3.3	0.4	-1.0	-1.3
2050	52.5	7.7	41.4	37.6	3.8	3.4	3.0	0.4	-1.2	-1.5
2060	47.9	7.1	37.7	34.2	3.5	3.0	2.7	0.3	-0.9	-1.2
2070	43.1	6.3	34.1	30.9	3.2	2.7	2.4	0.3	-1.1	-1.4
2080	38.0	5.5	30.1	27.2	2.9	2.4	2.1	0.3	-1.3	-1.6
2090	34.0	5.0	26.8	24.2	2.6	2.2	1.9	0.2	-1.1	-1.4
2100	30.5	4.5	24.1	21.8	2.3	1.9	1.7	0.2	-1.1	-1.4
2110	26.9	3.9	21.3	19.3	2.0	1.7	1.5	0.2	-1.3	-1.6
2120	23.9	3.5	18.8	17.0	1.8	1.5	1.3	0.2	-1.2	-1.5

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。

マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

第1-2-20表 公的年金被保険者数の将来見通し（令和6（2024）年財政検証）
人口：中位推計、労働：労働参加漸進シナリオ

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.3	42.7	4.6	6.7	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2025	67.0	12.9	47.6	43.1	4.6	6.5	5.9	0.7	-0.1	-0.4
2026	66.7	12.6	47.8	43.2	4.6	6.4	5.7	0.6	0.0	-0.3
2027	66.4	12.4	47.8	43.3	4.5	6.2	5.5	0.6	-0.2	-0.5
2028	66.0	12.2	47.8	43.3	4.5	6.0	5.4	0.6	-0.4	-0.7
2029	65.6	12.0	47.9	43.4	4.5	5.7	5.2	0.6	-0.5	-0.8
2030	65.2	11.8	47.8	43.3	4.5	5.5	5.0	0.6	-0.5	-0.8
2035	62.2	10.9	46.6	42.3	4.3	4.7	4.3	0.5	-0.9	-1.2
2040	58.7	9.9	44.6	40.4	4.1	4.2	3.8	0.5	-1.1	-1.4
2050	51.9	8.8	39.2	35.4	3.8	3.8	3.4	0.4	-1.1	-1.4
2060	47.3	8.1	35.7	32.2	3.5	3.5	3.1	0.4	-0.9	-1.2
2070	42.5	7.2	32.2	29.1	3.2	3.1	2.7	0.3	-1.1	-1.4
2080	37.5	6.3	28.5	25.6	2.9	2.7	2.4	0.3	-1.3	-1.6
2090	33.6	5.7	25.3	22.8	2.6	2.5	2.2	0.3	-1.1	-1.4
2100	30.1	5.1	22.8	20.5	2.3	2.2	1.9	0.3	-1.1	-1.4
2110	26.5	4.5	20.1	18.1	2.0	1.9	1.7	0.2	-1.3	-1.6
2120	23.6	4.0	17.8	16.0	1.8	1.7	1.5	0.2	-1.2	-1.5

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。
(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

第1-2-21表 公的年金被保険者数の将来見通し（令和6（2024）年財政検証）
人口：中位推計、労働：労働参加現状シナリオ

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.3	13.4	47.2	42.6	4.6	6.8	6.1	0.7	-0.1	-0.4
2025	66.9	13.0	47.2	42.7	4.6	6.6	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2026	66.5	12.9	47.0	42.5	4.6	6.6	5.9	0.7	-0.1	-0.4
2027	66.1	12.8	46.8	42.2	4.5	6.5	5.9	0.7	-0.3	-0.6
2028	65.6	12.7	46.4	41.9	4.5	6.4	5.8	0.6	-0.5	-0.8
2029	65.0	12.7	46.1	41.6	4.5	6.3	5.7	0.6	-0.6	-0.9
2030	64.5	12.6	45.7	41.2	4.5	6.2	5.6	0.6	-0.7	-1.0
2035	61.0	12.2	43.1	38.8	4.3	5.7	5.1	0.6	-1.0	-1.3
2040	57.2	11.4	40.5	36.3	4.1	5.4	4.8	0.6	-1.2	-1.5
2050	50.7	10.2	35.7	31.8	3.8	4.9	4.4	0.5	-1.1	-1.4
2060	46.3	9.4	32.5	29.0	3.5	4.4	3.9	0.5	-0.9	-1.2
2070	41.5	8.3	29.2	26.1	3.2	3.9	3.5	0.5	-1.1	-1.4
2080	36.6	7.3	25.8	23.0	2.9	3.5	3.1	0.4	-1.3	-1.6
2090	32.8	6.6	23.0	20.5	2.6	3.2	2.8	0.4	-1.0	-1.3
2100	29.4	5.9	20.7	18.4	2.3	2.8	2.5	0.3	-1.1	-1.4
2110	25.9	5.2	18.3	16.2	2.0	2.5	2.2	0.3	-1.3	-1.6
2120	23.0	4.6	16.2	14.4	1.8	2.2	2.0	0.3	-1.1	-1.4

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。
(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

（２）厚生年金・国民年金の財政見通し

財政見通しは、毎年度の収入、支出及び積立金の状況について、概ね 100 年間にわたる推計を行ったものである。今回の財政検証では令和 102(2120)年度までの期間について推計しており、令和 102(2120)年度始の積立金が令和 102(2120)年度支出の 1 年分となるようにマクロ経済スライドによる給付水準調整が行われている。

人口の前提が中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数 16.4 万人）、経済の前提が「成長型経済移行・継続ケース」又は「過去 30 年投影ケース」である場合における厚生年金、国民年金の財政見通しを示したものが、第 1－2－22 表から第 1－2－25 表である。

成長型経済移行・継続ケースにおいて、積立金が支出の何年分に相当するかを表す積立度合の見通しをみると、厚生年金では一貫して上昇していく見通しとなっている一方、国民年金では令和 22(2040)年度頃まで上昇し、その後は緩やかに低下していく見通しとなっている。これは、65 歳以上人口がピークを迎え、少子高齢化がさらに進行する令和 22(2040)年代以降において、一定の給付水準を確保することができるよう、積立金を活用し給付に充てていることを意味する。

過去 30 年投影ケースにおいて、同様に積立度合の見通しをみると、厚生年金では令和 42(2060)年度頃まで、国民年金では令和 12(2030)年度頃まで上昇し、その後は緩やかに低下していく見通しとなっている。成長型経済移行・継続ケースに比べると、積立度合の低下が早めに始まるものの、少子高齢化が進行する将来において積立金を活用し給付に充てるという構造は同様である。

第1－2－22表 厚生年金の財政見通し（令和6（2024）年財政検証）
人口：中位推計 経済：成長型経済移行・継続ケース

年度	収入合計				支出合計			収 支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2024年度 価格)	積立 度合	所得代替率		
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円					％	基礎	比例
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	％	％	％
2024	68.4	41.6	15.2	11.5	52.8	22.5	30.0	15.6	292.5	292.5	5.2	61.2	36.2	25.0
2025	69.3	42.9	14.5	11.8	54.2	23.3	30.7	15.1	307.5	298.3	5.4	61.1	36.1	25.0
2026	71.3	44.2	15.0	12.1	55.0	23.7	31.0	16.3	323.8	307.1	5.6	60.9	36.0	25.0
2027	73.6	45.6	15.8	12.3	56.3	24.2	31.8	17.4	341.2	319.5	5.8	60.8	35.8	25.0
2028	76.1	46.9	16.6	12.6	57.6	24.8	32.6	18.5	359.7	330.9	5.9	60.5	35.5	25.0
2029	78.7	48.3	17.5	12.8	59.2	25.4	33.5	19.5	379.2	340.6	6.1	60.3	35.3	25.0
2030	81.3	49.7	18.5	13.1	60.7	26.0	34.4	20.6	399.8	349.4	6.2	60.0	35.0	25.0
2035	97.2	56.5	26.1	14.6	69.3	29.1	39.9	27.9	522.5	395.9	7.1	58.4	33.4	25.0
2040	116.2	65.0	34.0	17.2	82.6	34.3	47.9	33.6	680.2	439.4	7.8	57.6	32.6	25.0
2050	159.6	81.9	54.4	23.3	112.9	46.6	65.9	46.7	1083.2	494.6	9.2	57.6	32.6	25.0
2060	220.0	105.5	83.4	31.1	152.3	62.1	89.8	67.7	1660.4	535.9	10.5	57.6	32.6	25.0
2070	300.0	134.1	124.7	41.2	205.2	82.3	122.4	94.8	2479.2	565.6	11.6	57.6	32.6	25.0
2080	404.0	167.6	182.2	54.2	273.4	108.3	164.6	130.6	3617.2	583.4	12.8	57.6	32.6	25.0
2090	544.5	212.2	263.2	69.1	351.6	138.2	212.9	192.9	5227.1	595.9	14.3	57.6	32.6	25.0
2100	743.9	269.2	387.1	87.6	447.1	175.2	271.4	296.8	7694.9	620.1	16.5	57.6	32.6	25.0
2110	1024.7	336.3	577.0	111.4	568.7	222.8	345.3	456.1	11477.2	653.7	19.4	57.6	32.6	25.0
2120	1435.7	422.7	872.6	140.4	716.7	280.9	435.2	719.0	17371.1	699.4	23.2	57.6	32.6	25.0

長期の経済前提

物価上昇率		2.0%
賃金上昇率(実質<対物価>)		1.5%
運用	実質<対物価>	3.2%
利回り	スプレッド<対賃金>	1.7%
経済成長率(実質) 2034年度以降20～30年		1.1% (1.8%)

所得代替率 (給付水準の調整終了後)		給付水準の 調整終了年度
所得代替率	57.6%	2037
比例	25.0%	調整なし
基礎	32.6%	2037

厚生年金の保険料率		18.3%
国民年金の保険料月額 (2004年度価格)		17,000円

(注1) 存続厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。
(注2) 「2024年度価格」とは、賃金上昇率により、2024年度の価格に換算したものである。
(注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
(注4) 報酬比例には、厚生年金の独自給付(定額、加給、加算)を含む。
(注5) 所得代替率の計算に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

第1－2－23表 国民年金の財政見通し（令和6（2024）年財政検証）
人口：中位推計 経済：成長型経済移行・継続ケース

年度	収入合計				支出合計			収 支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2024年度 価格)	積立 度合	所得代替率		
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円					％	基礎	比例
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	％	％	％
2024	4.0	1.3	0.7	2.0	3.6	3.5	0.4	14.1	14.1	14.1	3.8	61.2	36.2	25.0
2025	4.0	1.3	0.7	2.0	3.6	3.5	0.4	14.5	14.0	14.0	3.9	61.1	36.1	25.0
2026	4.0	1.3	0.7	2.0	3.6	3.5	0.4	14.8	14.1	14.1	4.0	60.9	36.0	25.0
2027	4.0	1.2	0.7	2.0	3.6	3.5	0.4	15.2	14.2	14.2	4.1	60.8	35.8	25.0
2028	4.0	1.2	0.7	2.1	3.7	3.5	0.4	15.6	14.3	14.3	4.2	60.5	35.5	25.0
2029	4.1	1.2	0.7	2.1	3.7	3.6	0.4	16.0	14.4	14.4	4.2	60.3	35.3	25.0
2030	4.1	1.2	0.8	2.1	3.7	3.6	0.4	16.4	14.3	14.3	4.3	60.0	35.0	25.0
2035	4.5	1.2	1.0	2.3	3.9	3.8	0.6	18.8	14.2	14.2	4.7	58.4	33.4	25.0
2040	5.0	1.2	1.1	2.6	4.3	4.2	0.6	21.8	14.1	14.1	4.9	57.6	32.6	25.0
2050	6.9	1.5	1.5	3.9	6.1	6.0	0.8	28.9	13.2	13.2	4.6	57.6	32.6	25.0
2060	9.3	2.0	1.9	5.4	8.4	8.3	0.9	37.1	12.0	12.0	4.3	57.6	32.6	25.0
2070	12.1	2.5	2.3	7.2	11.2	11.1	0.9	46.1	10.5	10.5	4.1	57.6	32.6	25.0
2080	15.2	3.0	2.8	9.3	14.5	14.4	0.8	54.7	8.8	8.8	3.7	57.6	32.6	25.0
2090	19.0	3.9	3.1	11.9	18.5	18.4	0.5	61.0	7.0	7.0	3.3	57.6	32.6	25.0
2100	23.3	4.9	3.3	14.9	23.3	23.2	-0.0	63.9	5.2	5.2	2.7	57.6	32.6	25.0
2110	28.2	6.1	3.0	18.9	29.4	29.3	-1.3	57.7	3.3	3.3	2.0	57.6	32.6	25.0
2120	33.7	7.8	1.8	23.9	37.2	37.1	-3.5	33.7	1.4	1.4	1.0	57.6	32.6	25.0

長期の経済前提

物価上昇率		2.0%
賃金上昇率(実質<対物価>)		1.5%
運用	実質<対物価>	3.2%
利回り	スプレッド<対賃金>	1.7%
経済成長率(実質) 2034年度以降20～30年		1.1% (1.8%)

所得代替率 (給付水準の調整終了後)		給付水準の 調整終了年度
所得代替率	57.6%	2037
比例	25.0%	調整なし
基礎	32.6%	2037

厚生年金の保険料率		18.3%
国民年金の保険料月額 (2004年度価格)		17,000円

(注1) 実際の保険料の額は、2004年改正後の物価、賃金の伸び率に基づき改定されるものであり、2024年度における保険料の額は月額16,980円である。
(注2) 「2024年度価格」とは、賃金上昇率により、2024年度の価格に換算したものである。
(注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
(注4) 所得代替率の計算に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

第 1－2－24 表 厚生年金の財政見通し（令和 6（2024）年財政検証）
人口：中位推計 経済：過去 30 年投影ケース

年度	収入合計				支出合計				収 支	年度末 積立金	年度末 積立金 (2024年度 価格)	積立 度合	所得代替率		
		保険料 収 入	運用収入	国庫負担		基礎年金 拠 出 金	報酬比例	差引残					積立金	基礎	比例
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円			%	%	%
2024	66.7	41.6	13.5	11.5	52.8	22.5	30.0	13.9	290.7	290.7	5.2	61.2	36.2	25.0	
2025	65.9	42.6	11.5	11.8	54.1	23.2	30.6	11.8	302.5	293.4	5.4	61.0	36.1	24.9	
2026	65.6	43.2	10.4	12.0	54.7	23.6	30.8	10.9	313.5	297.3	5.5	60.8	36.0	24.9	
2027	65.6	43.7	9.8	12.1	55.4	23.8	31.3	10.2	323.6	304.2	5.7	60.7	35.8	24.9	
2028	66.0	44.0	9.8	12.2	56.0	24.1	31.7	10.0	333.6	311.2	5.8	60.4	35.5	24.9	
2029	66.7	44.3	10.1	12.3	56.8	24.3	32.2	10.0	343.5	317.8	5.9	60.1	35.3	24.9	
2030	67.4	44.6	10.4	12.4	57.4	24.5	32.6	10.0	353.5	324.5	6.0	59.9	35.0	24.9	
2035	69.8	45.2	11.8	12.8	61.0	25.4	35.3	8.8	400.9	351.0	6.4	58.3	33.4	24.9	
2040	72.4	46.0	12.9	13.5	66.0	26.9	38.8	6.4	438.2	362.5	6.5	56.3	31.4	24.9	
2050	74.6	46.7	14.3	13.6	71.0	27.2	43.5	3.6	483.6	351.4	6.8	52.5	27.6	24.9	
2060	77.1	48.4	15.3	13.4	74.1	26.8	47.1	3.0	517.5	330.3	6.9	50.4	25.5	24.9	
2070	79.1	49.5	15.8	13.8	78.8	27.6	51.0	0.3	533.1	298.9	6.8	50.4	25.5	24.9	
2080	79.5	49.7	15.4	14.4	83.4	28.8	54.4	-3.9	514.7	253.6	6.2	50.4	25.5	24.9	
2090	79.1	50.7	13.6	14.7	86.0	29.5	56.3	-7.0	455.4	197.1	5.4	50.4	25.5	24.9	
2100	77.9	51.7	11.2	15.0	87.7	30.0	57.5	-9.8	372.2	141.5	4.4	50.4	25.5	24.9	
2110	74.9	52.0	7.6	15.3	89.6	30.6	58.8	-14.7	248.7	83.1	2.9	50.4	25.5	24.9	
2120	70.6	52.6	2.4	15.6	91.0	31.1	59.7	-20.4	70.6	20.7	1.0	50.4	25.5	24.9	

長期の経済前提		
物価上昇率		0.8%
賃金上昇率(実質<対物価>)		0.5%
運用	実質<対物価>	2.2%
利回り	スプレッド<対賃金>	1.7%
経済成長率(実質)		-0.1%
2034年度以降20〜30年		(0.7%)
※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率		

	所得代替率 (給付水準の調整終了後)	給付水準の 調整終了年度
所得代替率	50.4%	2057
比例	24.9%	2026
基礎	25.5%	2057

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額 (2004年度価格)	17,000円

(注1) 存続厚生年金基金の代行部分を含む。厚生年金全体の財政見通しである。
(注2) 「2024年度価格」とは、賃金上昇率により、2024年度の価格に換算したものである。
(注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
(注4) 報酬比例には、厚生年金の独自給付(定額、加給、加算)を含む。
(注5) 所得代替率の計算に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

第 1－2－25 表 国民年金の財政見通し（令和 6（2024）年財政検証）
人口：中位推計 経済：過去 30 年投影ケース

年度	収入合計				支出合計		収 支	年度末 積立金	年度末 積立金 (2024年度 価格)	積立 度合	所得代替率		
		保険料 収 入	運用収入	国庫負担		基礎年金 拠 出 金					差引残	基礎	比例
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円		%	%	%
2024	3.9	1.3	0.7	2.0	3.6	3.5	0.3	14.0	14.0	3.8	61.2	36.2	25.0
2025	3.8	1.3	0.5	2.0	3.6	3.5	0.2	14.2	13.8	3.9	61.0	36.1	24.9
2026	3.8	1.3	0.5	2.0	3.6	3.5	0.2	14.4	13.6	3.9	60.8	36.0	24.9
2027	3.8	1.3	0.4	2.0	3.7	3.5	0.1	14.5	13.6	3.9	60.7	35.8	24.9
2028	3.8	1.3	0.4	2.1	3.7	3.6	0.1	14.6	13.6	3.9	60.4	35.5	24.9
2029	3.8	1.2	0.4	2.1	3.7	3.6	0.1	14.7	13.6	3.9	60.1	35.3	24.9
2030	3.8	1.2	0.4	2.1	3.7	3.6	0.1	14.8	13.5	4.0	59.9	35.0	24.9
2035	3.9	1.2	0.4	2.2	3.9	3.8	0.0	14.9	13.1	3.9	58.3	33.4	24.9
2040	4.0	1.1	0.4	2.4	4.0	3.9	-0.1	14.8	12.2	3.7	56.3	31.4	24.9
2050	4.1	1.1	0.4	2.6	4.2	4.1	-0.1	14.1	10.3	3.4	52.5	27.6	24.9
2060	4.3	1.2	0.4	2.6	4.3	4.2	0.0	14.0	9.0	3.3	50.4	25.5	24.9
2070	4.4	1.2	0.4	2.8	4.4	4.4	-0.0	13.9	7.8	3.1	50.4	25.5	24.9
2080	4.5	1.2	0.4	2.9	4.6	4.5	-0.1	13.4	6.6	2.9	50.4	25.5	24.9
2090	4.6	1.2	0.4	2.9	4.7	4.7	-0.1	12.2	5.3	2.6	50.4	25.5	24.9
2100	4.6	1.3	0.3	3.0	4.8	4.7	-0.2	10.5	4.0	2.2	50.4	25.5	24.9
2110	4.6	1.3	0.2	3.0	4.9	4.8	-0.3	8.1	2.7	1.7	50.4	25.5	24.9
2120	4.6	1.3	0.1	3.1	5.0	4.9	-0.4	4.6	1.3	1.0	50.4	25.5	24.9

長期の経済前提		
物価上昇率		0.8%
賃金上昇率(実質<対物価>)		0.5%
運用	実質<対物価>	2.2%
利回り	スプレッド<対賃金>	1.7%
経済成長率(実質) 2034年度以降20～30年		-0.1% (0.7%)
※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率		

	所得代替率 (給付水準の調整終了後)	給付水準の 調整終了年度
所得代替率	50.4%	2057
比例	24.9%	2026
基礎	25.5%	2057

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額 (2004年度価格)	17,000円

(注1) 実際の保険料の額は、2004年改正後の物価、賃金の伸び率に基づき改定されるものであり、2024年度における保険料の額は月額16,980円である。
(注2) 「2024年度価格」とは、賃金上昇率により、2024年度の価格に換算したものである。
(注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
(注4) 所得代替率の計算に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

（３）基礎年金の財政見通し

基礎年金の財政は、毎年度の基礎年金給付費を国民年金と厚生年金からの拠出金で賄う仕組みである。拠出金は基礎年金拠出金算定対象者数の比率で按分され、原則としてその半分が国庫負担となる。

人口の前提が中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数 16.4 万人）、経済の前提が「成長型経済移行・継続ケース」又は「過去 30 年投影ケース」である場合における基礎年金の財政見通し及び基礎年金拠出金算定対象者数の見通しを示したものが、第 1－2－26 表及び第 1－2－27 表である。

65 歳以上人口がピークを迎える令和 22(2040)年代にむけて、基礎年金受給者数の増加に伴い基礎年金給付費が増加する一方で、20～59 歳人口の減少に伴い基礎年金拠出金算定対象者数が減少することにより、いずれのケースにおいても、基礎年金拠出金算定対象者 1 人当たりの拠出金である拠出金単価（平成 16(2004)年度価格）は上昇していく見通しとなっている。その後、成長型経済移行・継続ケースにおいては、引き続き少子高齢化の進行に伴い拠出金単価は上昇していく見通しとなっているが、その一方で、過去 30 年投影ケースにおいては、令和 32(2050)年代にかけていったん低下した後、再び上昇に転じる見通しとなっている。これは、成長型経済移行・継続ケースでは、マクロ経済スライドによる給付調整が令和 19(2037)年度に終了する一方、過去 30 年投影ケースでは、令和 39(2057)年度まで継続することによるものである。

また、拠出金単価（平成 16(2004)年度価格）の保険料相当額をみると、最終的に、成長型経済移行・継続ケースでは約 28,000 円、過去 30 年投影ケースでは約 23,000 円まで上昇しており、国民年金の保険料上限の 17,000 円に比べ相当高くなっている。この差は国民年金において積立金を活用して給付水準を確保している部分であり、積立金が一定の役割を果たしていることが分かる。

第 1 - 2 - 26 表 基礎年金の財政見通し及び基礎年金拠出金算定対象者数の見通し（令和 6（2024）年財政検証）
人口：中位推計 経済：成長型経済移行・継続ケース

		長期の経済前提						所得代替率 (給付水準の調整終了後)		給付水準の 調整終了 年度	
		物価上昇率		2.0%				所得代替率		2037	
		賃金上昇率(実質<対物価>)		1.5%							
		運用実質<対物価>		3.2%							
		利回りスプレッド<対賃金>		1.7%							
		経済成長率(実質)		1.1%				比例基礎		25.0% 32.6%	
		2034年度以降20～30年		(1.8%)						調整なし 2037	
		※経路内の数値は人口1人当たり実質経済成長率									

年度	① 基礎年金 給付費	② 基礎年金 国庫負担	③ 拠出金 算定 対象額	④ 拠出金 算定 対象者数	⑤ 拠出金単価 (月額) (③÷④)÷12	⑥ 保険料相当額 (月額) (⑤×1-国庫負担割合)	拠出金算定対象者数									
							年度 (西暦)	計	第1号 被保険者	被用者年金計			厚生年金		共济組合	
										第2号 被保険者	第3号 被保険者	第2号 被保険者	第3号 被保険者	第2号 被保険者	第3号 被保険者	
西暦	兆円	兆円	兆円	百万人	円	円	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	
2024	26.0	13.2	25.6 (25.6)	54.2	(39,316)	(19,658)	2024	54.2	6.4	41.1	6.7	36.9	6.0	4.2	0.7	
2025	26.7	13.6	26.2 (25.5)	53.9	(39,384)	(19,692)	2025	53.9	6.1	41.3	6.5	37.1	5.8	4.2	0.6	
2026	27.2	13.8	26.7 (25.4)	53.7	(39,368)	(19,684)	2026	53.7	6.0	41.4	6.3	37.2	5.7	4.2	0.6	
2027	27.7	14.1	27.2 (25.5)	53.3	(39,860)	(19,930)	2027	53.3	5.9	41.4	6.1	37.2	5.5	4.2	0.6	
2028	28.3	14.4	27.8 (25.6)	52.8	(40,387)	(20,193)	2028	52.8	5.7	41.2	5.9	37.1	5.3	4.2	0.6	
2029	28.9	14.7	28.4 (25.5)	52.2	(40,697)	(20,348)	2029	52.2	5.5	41.1	5.6	36.9	5.1	4.1	0.6	
2030	29.6	15.1	29.0 (25.3)	51.6	(40,914)	(20,457)	2030	51.6	5.3	40.9	5.4	36.8	4.9	4.1	0.5	
2035	32.9	16.8	32.1 (24.4)	48.1	(42,241)	(21,120)	2035	48.1	4.5	39.1	4.4	35.1	4.0	4.0	0.5	
2040	38.5	19.8	37.5 (24.2)	45.4	(44,536)	(22,268)	2040	45.4	3.9	37.8	3.7	34.0	3.3	3.8	0.4	
2050	52.6	27.2	51.0 (23.3)	40.9	(47,443)	(23,722)	2050	40.9	3.5	34.1	3.4	30.5	3.0	3.5	0.4	
2060	70.4	36.4	68.0 (22.0)	37.1	(49,324)	(24,662)	2060	37.1	3.2	30.9	3.0	27.6	2.7	3.2	0.3	
2070	93.4	48.3	90.1 (20.6)	33.1	(51,825)	(25,913)	2070	33.1	2.8	27.5	2.7	24.6	2.4	2.9	0.3	
2080	122.7	63.5	118.4 (19.1)	29.1	(54,677)	(27,338)	2080	29.1	2.5	24.3	2.4	21.6	2.1	2.6	0.3	
2090	156.6	81.0	151.3 (17.3)	26.3	(54,593)	(27,297)	2090	26.3	2.3	21.9	2.2	19.6	1.9	2.3	0.2	
2100	198.4	102.5	191.7 (15.5)	23.4	(55,095)	(27,547)	2100	23.4	2.0	19.5	1.9	17.4	1.7	2.1	0.2	
2110	252.1	130.3	243.6 (13.9)	20.6	(56,096)	(28,048)	2110	20.6	1.8	17.2	1.7	15.3	1.5	1.9	0.2	
2120	318.0	164.3	307.3 (12.4)	18.4	(55,944)	(27,972)	2120	18.4	1.6	15.3	1.5	13.7	1.3	1.7	0.2	

第3節

オプション試算

財政検証では、現行制度に基づく試算に加え、一定の制度改正を仮定したオプション試算を実施している。具体的には、

オプション①：被用者保険の更なる適用拡大

オプション②：基礎年金の拠出期間延長・給付増額

オプション③：マクロ経済スライドの調整期間の一致

オプション④：在職老齢年金制度の支給停止の基準の見直し

オプション⑤：標準報酬月額上限設定のルールの見直し

について、マクロ経済スライドの終了時期や終了後の給付水準等について試算を行っている。加えて、社会保障審議会年金部会でも指摘されているマクロ経済スライド調整の仕組みに関し、名目下限措置を撤廃した場合の効果を見るための試算（参考試算）も行っている。

これらのオプション試算は、年金制度の課題の検討材料として様々な議論のベースを提供するものであるが、この試算内容がそのまま制度化されることを前提としたものではないことに留意する必要がある。

1. オプション① 被用者保険の更なる適用拡大

（1）試算の前提

被用者保険については、これまで、平成 28(2016)年 10 月（(i) 週労働時間 20 時間以上、(ii) 月額賃金 8.8 万円以上、(iii) 勤務期間 1 年以上見込み、(iv) 学生以外、(v) 従業員 501 人以上の企業等、の要件を満たす短時間労働者が適用対象）、平成 29(2017)年 4 月（従業員 500 人以下の企業について、労使合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする（国、地方公共団体は規模に関わらず適用））と、短時間労働者を対象とした適用拡大を実施してきており、さらに年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号、以下「令和 2 年年金改正法」という。）の施行に伴い、令和 4 (2022) 年 10 月に短時間労働者に対する勤務期間要件を撤廃するとともに従業員 101 人以上の企業等で働く短時間労働者への適用拡大、更に令和 6 (2024) 年 10 月に従業員 51 人以上の企業等で働く短時間労働者への適用拡大を順次行ってきた。

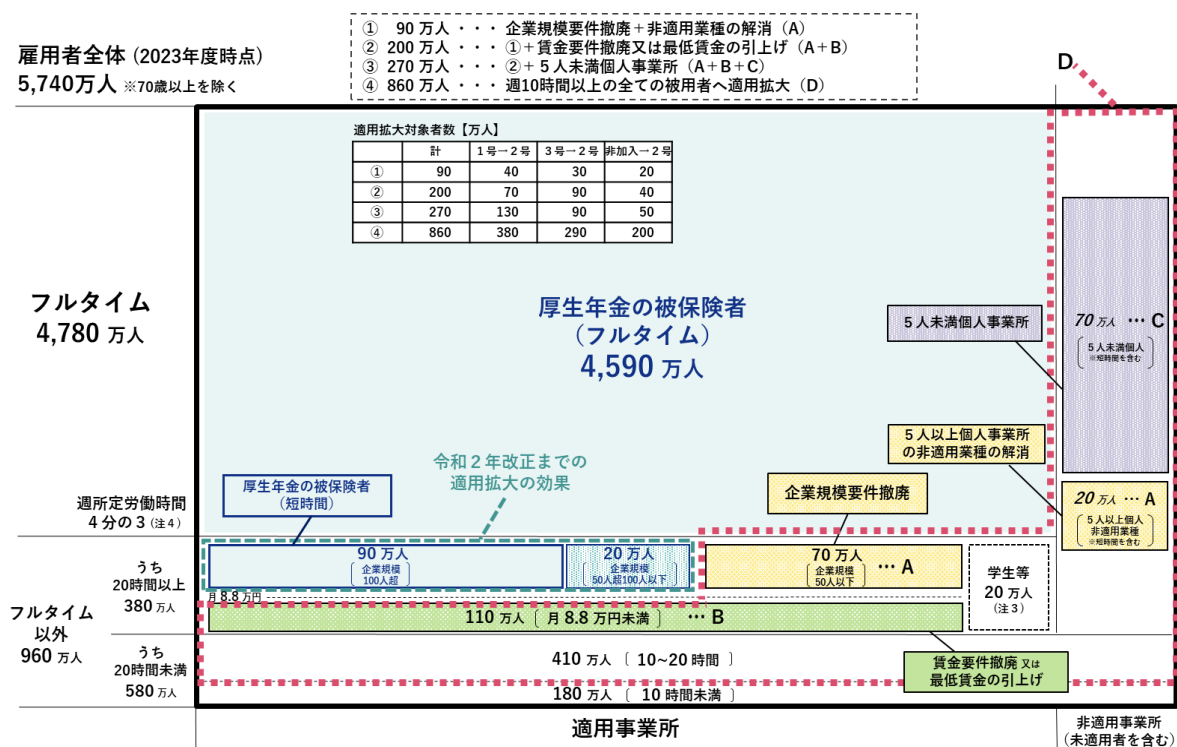
短時間労働者は令和 5 (2023) 年度末で約 90 万人となっており、令和 6 (2024)

年 10 月の適用拡大によって約 20 万人の短時間労働者が新たに適用されると想定している。本オプション試算では、令和 9 (2027) 年 10 月から、

- ① 被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と 5 人以上個人事業所の非適用業種の解消を行う場合（対象者約 90 万人）
- ② ①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合（対象者約 200 万人）
- ③ ②に加え、5 人未満の個人事業所も適用事業所とする場合（対象者約 270 万人）
- ④ 所定労働時間が週 10 時間以上の全ての被用者を適用する場合（対象者約 860 万人）

の 4 通りの試算を行っている。（第 1－3－1 図）。

第 1－3－1 図 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数



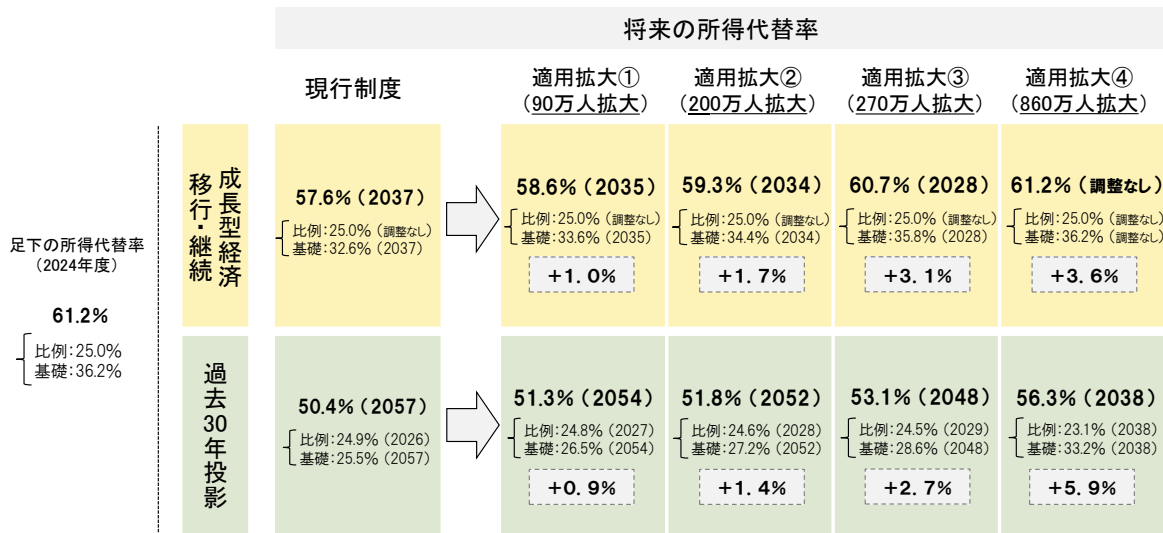
(2) 試算結果

第 1－3－2 図は、被用者保険の更なる適用拡大を行った場合、給付水準調整の終了年度がどれだけ早まり、将来の給付水準がどの程度上昇するかを試算したものである。

ここでは、人口の前提は中位推計（出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数 16.4 万人）とし、経済前提は「成長型経済移行・継続ケース」、「過去 30 年投影ケース」の場合について試算した結果について解説する。

第 1－3－2 図 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の試算結果

- ①：被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所の非適用業種の解消を行う場合（**約90万人拡大**）
 ②：①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合（**約200万人拡大**）
 ③：②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合（**約270万人拡大**）
 ④：所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合（**約860万人拡大**）
 ・試算の便宜上、2027年10月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。



注1：給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。
 注2：試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。

試算結果については、現行制度と比べて、適用拡大①の場合、所得代替率が0.9%～1.0%ポイント改善、適用拡大②の場合、所得代替率が1.4%～1.7%ポイント改善、適用拡大③の場合、所得代替率が2.7%～3.1%ポイント改善、適用拡大④の場合、所得代替率が3.6%～5.9%ポイント改善する結果となっている。スライド調整終了年度を見ると、適用拡大対象者が多ければ多いほど基礎年金の調整終了年度は早まる傾向となっている。また、その内訳を見ると、いずれの場合も基礎年金部分の所得代替率が改善し、報酬比例部分は横ばいか若干の低下となっていることが確認できる。

2. オプション② 基礎年金の拠出期間延長・給付増額

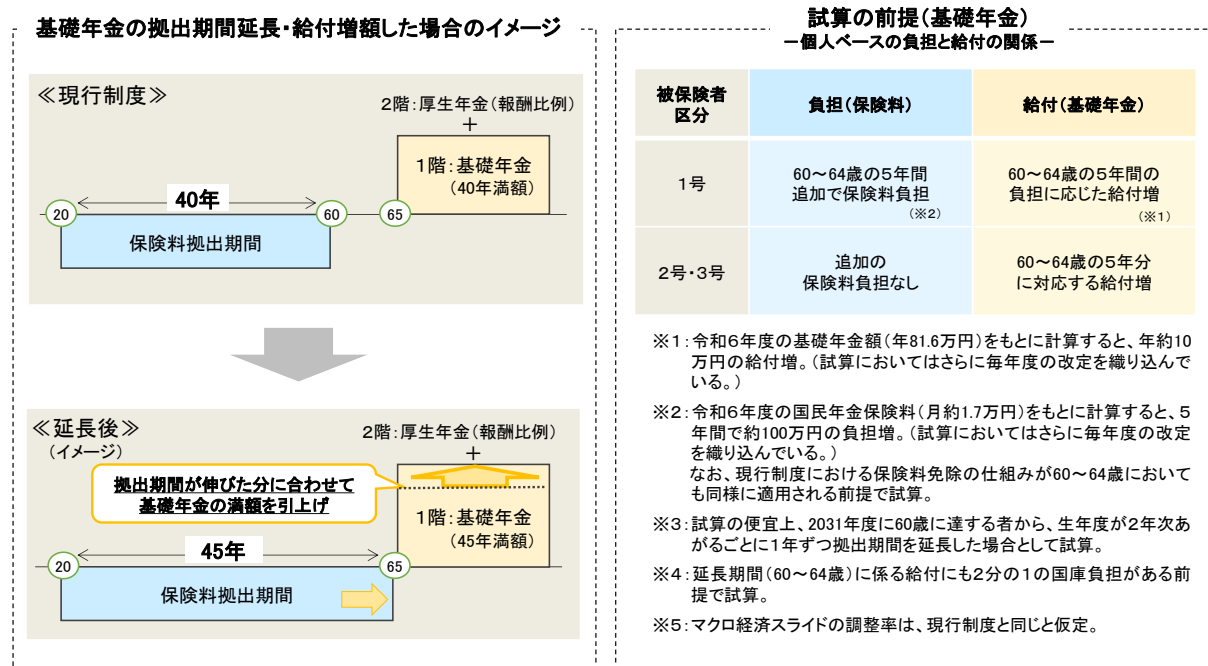
（1）試算の前提

国民年金制度が昭和36(1961)年に創設された時に加入年齢は20歳から60歳までと定められ、その後60年以上変更されていない。この間、平均寿命の延伸や60代前半の就業率の上昇など、社会経済状況は大きく変化している。健康寿命の延伸や高齢者の就労進展等を踏まえると、基礎年金の拠出期間延長は、基礎年金の給付水準の向上を確保するために自然かつ有効な方策であると考えられることから、基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年(20～59歳)から45年(20～64歳)

に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金を増額する仕組みとした場合の試算を行っている（第1-3-3図）。

第1-3-3図 基礎年金の拠出期間延長・給付増額のイメージと試算の前提

○ 基礎年金の拠出期間を現行の40年（20～59歳）から45年（20～64歳）に延長した場合には、その分給付を増額することとなり、全被保険者共通の給付である基礎年金が充実する。



(2) 試算結果

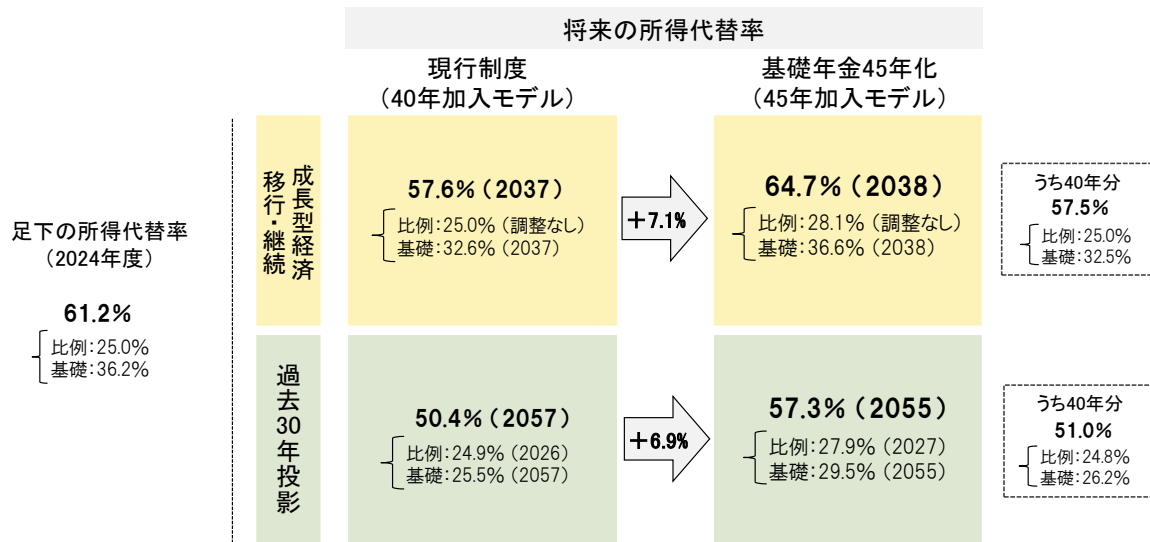
第1-3-4図は、基礎年金の拠出期間延長・給付増額を行った場合、給付水準調整の終了年度がどれだけ早まり、将来の給付水準がどの程度上昇するかを試算したものである。被用者保険の更なる適用拡大同様、人口の前提は中位推計（出生中位、死亡中位）とし、経済前提は「成長型経済移行・継続ケース」、「過去30年投影ケース」の場合について解説する。

所得代替率はいずれのケースでも約7%ポイント程度上昇し、給付水準が大幅に改善する結果となっているが、これは、保険料の拠出期間が40年から45年に延長され、モデル年金額が45/40倍となったことに伴い、給付水準も概ね45/40倍となったものである。保険料の拠出期間が40年間から45年間に伸びるため、その分給付水準も上昇することとなるが、保険料収入増の影響と将来の給付増の影響というプラスの要素とマイナスの要素の双方があることから、給付調整終了年度に大きな変化はなく、給付水準を40年分でみるとそれほど大きな違いはない結果となっている。

第 1－3－4 図 基礎年金の拠出期間延長・給付増額の試算結果

○ 基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年(20～59歳)から45年(20～64歳)に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合

- ・試算の便宜上、2031年度に60歳に達する者から、生年度が2年次あがるごとに1年ずつ拠出期間を延長した場合として試算。
- ・延長期間(60～64歳)に係る給付にも2分の1の国庫負担がある前提で試算している。
- ・マクロ経済スライドの調整率は、現行の仕組みの場合と同じものを用いている。

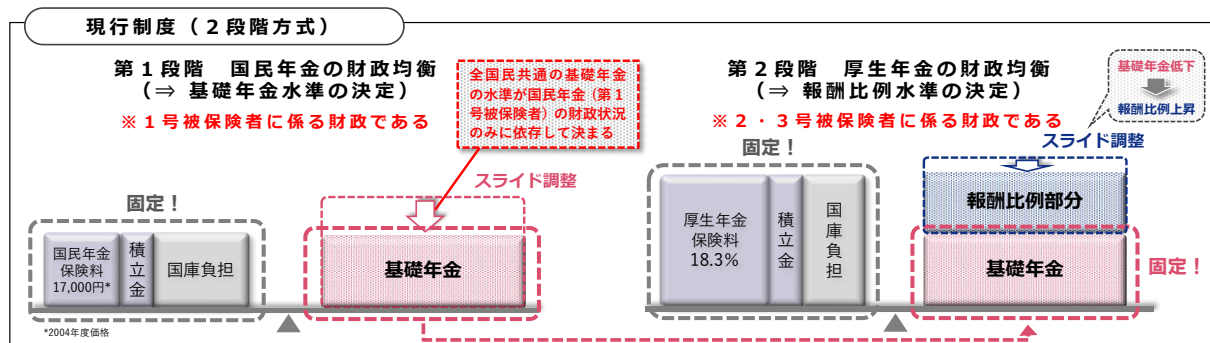


3. オプション③ マクロ経済スライドの調整期間の一致

(1) 試算の前提

平成 16 年改正で導入された財政フレームにおいては、マクロ経済スライドの給付水準調整終了年度は、2段階で決定する方式となっている。具体的には、第1段階で第1号被保険者に係る国民年金の財政が均衡するまで基礎年金の給付水準を調整し、その基礎年金の水準を所与のものとして、第2段階で厚生年金の財政均衡をするまで、報酬比例部分の給付水準を調整する仕組みとなっている(第1－3－5図)。

第 1－3－5 図 マクロ経済スライドの調整終了年度の決定方法(現行)



この仕組みでは、国民年金の財政が悪化して基礎年金の給付水準が低下すると、第２段階で１階の基礎年金に充てる財源が少なくて済むため、逆に２階の報酬比例部分の給付水準調整は少なくて済み、２階の報酬比例部分の給付水準が上昇する構造になっている。

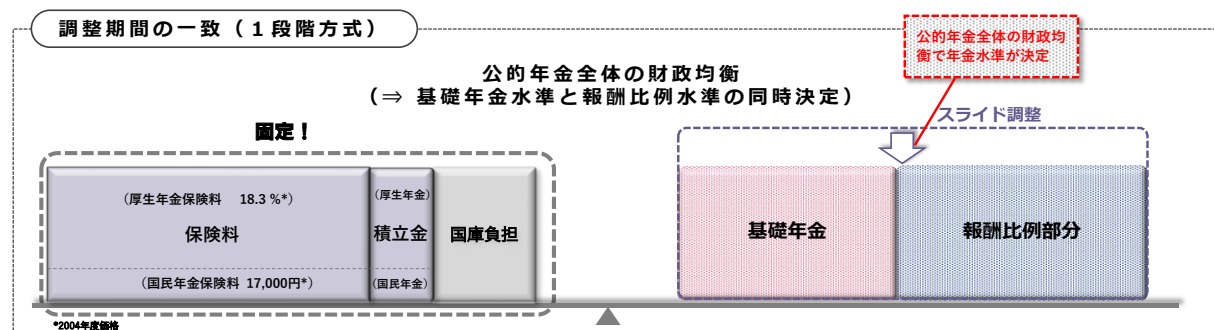
このような仕組みの中では、デフレ経済が続いた一方で、年金額については名目下限措置があるため、マクロ経済スライドによる基礎年金の給付水準調整の期間が長期化している。これは、基礎年金が定額給付であるため、デフレ経済下において、賃金水準が低下しても、２階の報酬比例部分の給付のような形での給付額の減少が生じない構造であったことが要因の１つとなっている。この基礎年金の給付調整の長期化は、将来において、厚生年金の受給者を含めた年金額が低下するとともに、所得再分配機能も低下し、低所得層ほど年金額の低下が大きくなることを意味する。

こうした背景もあり、基礎年金のマクロ経済スライド調整を早期に終了させるため、基礎年金と報酬比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させるよう、マクロ経済スライドによる給付水準調整終了年度を公的年金全体の財政均衡で決定する方法に変更した場合の試算を行っている（第１－３－６図）。

ここでは、基礎年金と報酬比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させるために必要となる基礎年金拠出金の仕組みの見直しについて、具体的な前提をおいていないが、調整期間を一致させるという前提を置く限りにおいては、拠出金の仕組みをどのように見直した場合でもマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じである。

第１－３－６図 マクロ経済スライドの調整終了年度の決定方法（試算の前提）

- 現行制度の「２段階方式」ではなく「１段階方式」を仮定し、公的年金全体の財政均衡で調整終了年度を決定することで調整期間を一致。



（２）試算結果

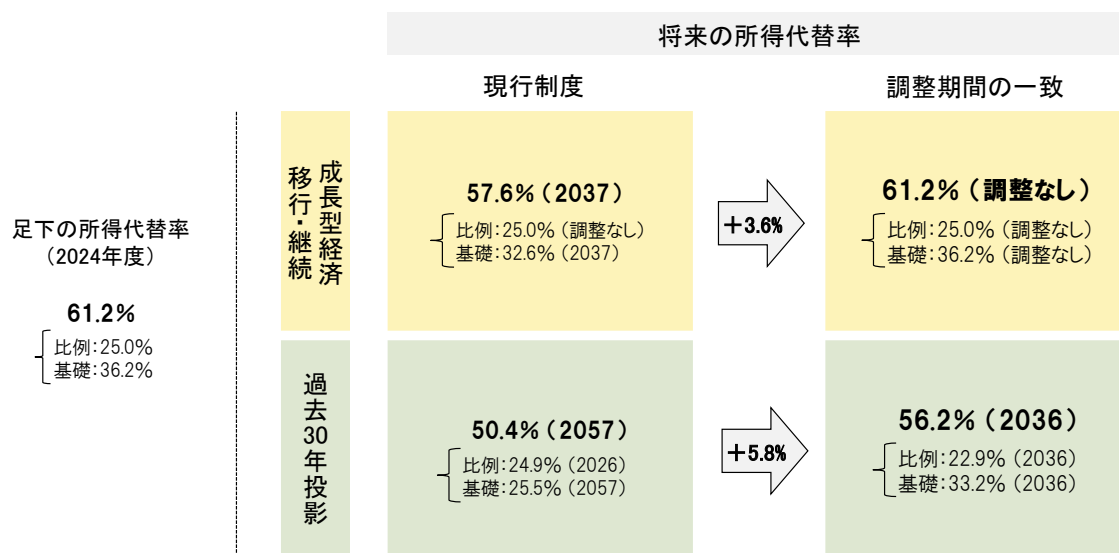
第１－３－７図は、マクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合、給付水準調整の終了年度がどれだけ早まり、将来の給付水準がどの程度上昇するかを試算したものである。被用者保険の更なる適用拡大同様、人口の前提は中位推計（出生中位、死亡中位）とし、経済前提は「成長型経済移行・継続ケース」、「過去30年投影ケース」の場合について解説する。

所得代替率は3.6%～5.8%ポイント程度上昇し、給付水準が大幅に改善する結果となっているが、特に過去30年投影ケースでみると、マクロ経済スライドの終了は令和39(2057)年度から令和18(2036)年度に21年間短縮し、調整終了後の所得代替率は現行の50.4%から56.2%となっている。内訳をみると、報酬比例部分の所得代替率は現行制度より2.0%ポイント低下するものの、基礎年金の所得代替率は7.7%ポイント上昇し、全体として大幅に上昇している。これは、基礎年金の2分の1が国庫負担で賄われており、報酬比例部分の給付水準の低下以上に、基礎年金の給付水準の上昇幅の方が大きいためである。

第１－３－７図 マクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合の試算結果

○ 基礎年金(1階)と報酬比例部分(2階)に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

※ マクロ経済スライドの調整終了年度の決定方法(2段階方式)を見直し、公的年金全体の財政均衡で決定する方法に変更。
 なお、基礎・比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させるために必要となる基礎年金拠出金の仕組みの見直しについては、具体的な前提をおいていないが、どのように見直した場合でもマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じ。



4. オプション④ 在職老齢年金制度の支給停止の基準の見直し

(1) 試算の前提

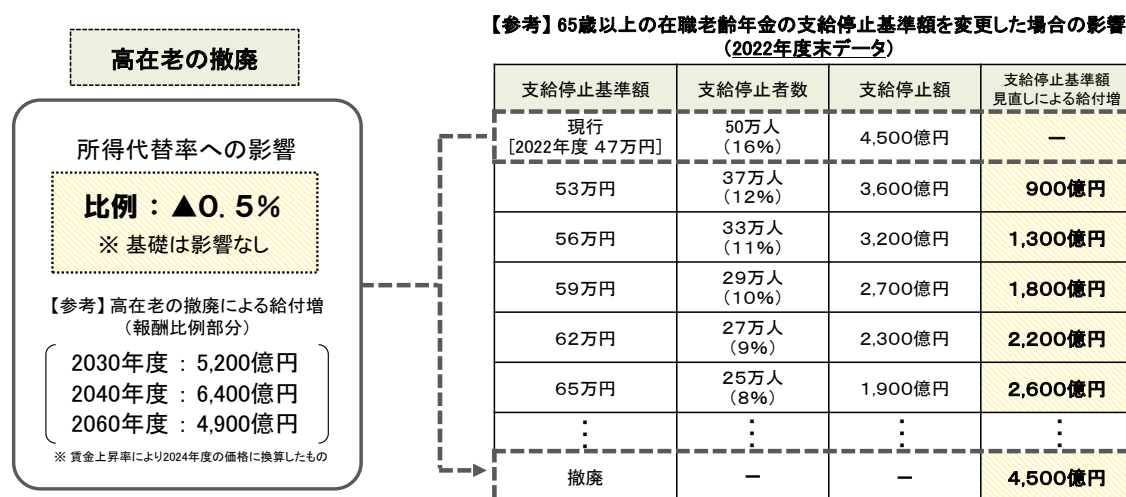
平成 12(2000)年の年金制度改正（平成 12 年年金改正法）において、就労して一定以上の賃金を得ている 65 歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、当該老齢厚生年金の一部または全部の支給を停止する仕組み（在職老齢年金制度）が導入されたが、この仕組みを撤廃した場合の試算を行っている。

(2) 試算結果

65 歳以上の在職老齢年金制度を撤廃すると、令和 4 (2022) 年度において報酬比例部分の給付が約 4500 億円増加し、将来の所得代替率は過去 30 年投影ケースにおいて 0.5%ポイント程度低下する見通しとなっており、働く年金受給者の給付が増加する一方で、将来の受給世代の給付水準が低下する結果となっている。また、在職老齢年金制度による支給停止は厚生年金の独自給付が対象となるため、この所得代替率への影響は報酬比例部分のみとなる（第 1－3－8 図）。

なお、成長型経済移行・継続ケースにおいては、現行制度の下で報酬比例部分の給付水準調整が行われない見通しとなっているため、所得代替率への影響を計測することができないが、年金財政に与える影響という点においては、同様の効果があるものと考えられる。

第 1－3－8 図 在職老齢年金制度の支給停止の基準の見直した場合の試算結果



注1：所得代替率への影響は、過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率への影響を示している（人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位・入国超過数16.4万人））。

過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率（比例）：[現行]24.9%（2026年度）→[高在老撤廃]24.4%（2029年度）※（ ）内は調整終了年度

なお、成長型経済移行・継続ケースにおいては現行制度の下で報酬比例部分の調整がかからない見通しとなっているため、所得代替率への影響を計測することができない。

注2：右表の支給停止者数における（ ）内は、65歳以上の在職老齢年金受給権者（308万人）に対する割合である。

注3：右表の支給停止者数には第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていないが、支給停止額には含まれている。

5. オプション⑤ 標準報酬月額上限設定のルールの見直し

（１）試算の前提

各年度末時点において、全被保険者の平均標準報酬月額の２倍に相当する額が標準報酬月額の上限を上回り、その状態が継続すると認められる場合には、政令で新たな上限を追加することが可能であるとされており、実際、当該改定ルールに基づき、令和２（2020）年に標準報酬月額の上限が 65 万円に引き上げられている。この厚生年金の標準報酬月額の上限について、被保険者に占める標準報酬月額の上限に該当する者の割合が令和４（2022）年度時点で約 6 %であるが、この上限該当者の割合を以下の３通りの割合に見直した場合の試算を行っている。

- ① 75 万円（上限該当者の割合 4 %相当）
- ② 83 万円（上限該当者の割合 3 %相当）
- ③ 98 万円（上限該当者の割合 2 %相当）

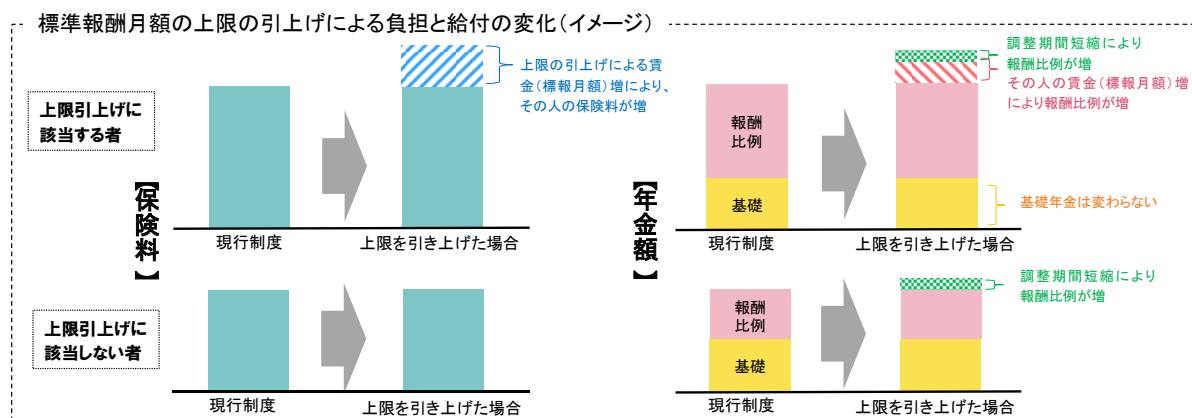
（２）試算結果

標準報酬月額の上限を引き上げた場合の変化としては、新たな上限等級に該当する者の報酬比例部分が増加するとともに、保険料収入が増加し、これが給付に反映されるまでの間の積立金の運用益が増加する等により、厚生年金受給者全体の将来の給付水準も上昇することとなる（第 1－3－9 図）。

具体的には、①標準報酬月額の上限該当者の割合が 4 %相当の場合、上限該当者の保険料負担は本人負担分で月 0.9 万円増加する一方、上限該当者の将来の給付は 10 年間該当した場合で報酬比例年金が年 6.1 万円増加する。これに加え、全体の給付水準については、過去 30 年投影ケース、かつ、人口の前提を出生低位の前提において、所得代替率は 0.2%ポイント上昇する効果がある。②標準報酬月額の上限該当者の割合が 3 %相当の場合、③標準報酬月額の上限該当者の割合が 2 %相当の場合では、所得代替率がそれぞれ 0.4%ポイント、0.5%ポイント上昇する効果がある（第 1－3－10 図）。

なお、過去 30 年投影ケースで出生中位を前提とした場合や、成長型経済移行・継続ケースなどにおいては、現行制度の下で報酬比例部分の給付水準調整が行われない（又は調整期間が短い）見通しとなるため、所得代替率への影響を計測することができないが、年金財政に与える影響という点においては、同様の効果があるものと考えられる。

第 1 - 3 - 9 図 標準報酬月額の上限の引上げによる負担と給付の変化



標準報酬月額の上限の引上げによる負担と給付の変化

加入期間	標準報酬月額上限					
	75万円		83万円		98万円	
	保険料負担 (本人負担分)	老齢厚生年金	保険料負担 (本人負担分)	老齢厚生年金	保険料負担 (本人負担分)	老齢厚生年金
10年	0.9万円/月増	6.1万円/年増 (終身)	1.6万円/月増	11.0万円/年増 (終身)	3.0万円/月増	20.1万円/年増 (終身)
20年		12.2万円/年増 (終身)		21.9万円/年増 (終身)		40.2万円/年増 (終身)

注1: 保険料負担(本人負担分)及び老齢厚生年金の額は、加入期間中、各々の標準報酬月額上限が適用されたと仮定し、現行の標準報酬月額上限である65万円が適用されていた場合との差額を試算している。

注2: 老齢厚生年金の額は、令和6年度の年金額をもとに試算したもの。(実際には、年金額は毎年度改定される。)

第 1 - 3 - 10 図 標準報酬月額上限設定のルールの見直した場合の試算結果

標準報酬月額上限	上限該当者数(注1) ※()内は上限該当者の割合	保険料収入の増加額(注2) ※()内は事業主負担分	所得代替率への影響(注3)	<参考> 上限該当者に係る 老齢厚生年金の給付増(注4) ※10年間、見直し後の 標準報酬月額上限に 該当した場合の例
現行 65万円	259万人 (6.2%)	—	—	
上限の見直し① 75万円	168万人 (4.0%)	4,300億円 (2,150億円)	比例: +0.2% ※基礎は影響なし	
上限の見直し② 83万円	123万人 (3.0%)	6,600億円 (3,300億円)	比例: +0.4% ※基礎は影響なし	
上限の見直し③ 98万円	83万人 (2.0%)	9,700億円 (4,850億円)	比例: +0.5% ※基礎は影響なし	

注1: 上限該当者数は2022年度末時点における現行の上限(65万円)該当者数259万人(1号厚年のみ)を、「健康保険・船員保険被保険者実態調査(令和4年10月)」による健康保険・船員保険の標準報酬月額等級別被保険者数の分布をもとに按分して推計。()内は被保険者全体(4,200万人)に占める上限該当者の割合。

注2: 保険料収入の増加額は満年度1年分。2022年度末時点におけるデータをもとに試算したもの。

注3: 所得代替率への影響は、過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率への影響を示している(人口の前提は、出生低位・死亡中位・入国超過数16.4万人)。過去30年投影ケース(出生低位・死亡中位・入国超過数16.4万人)における給付水準調整終了後の所得代替率(比例): ※()内は調整終了年度
[現行]23.9%(2031年度) → [上限の見直し①: 75万円]24.2%(2030年度)、[上限の見直し②: 83万円]24.3%(2030年度)、[上限の見直し③: 98万円]24.5%(2029年度)

なお、成長型経済移行・継続ケースや、過去30年投影ケース(出生中位・死亡中位・入国超過数16.4万人)においては、現行制度の下で報酬比例部分の調整がかからない(又は調整期間が短い)見直しとなっているため、所得代替率への影響を計測することができない。

注4: 見直し後の上限該当者について、令和6年度の年金額を前提として試算したもの。

6. 参考試算

(1) 試算の前提

マクロ経済スライドについては、年金の名目額を維持するところまでしか給付調整を行わない措置(名目下限措置)がとられたために、その後の発動に当たっ

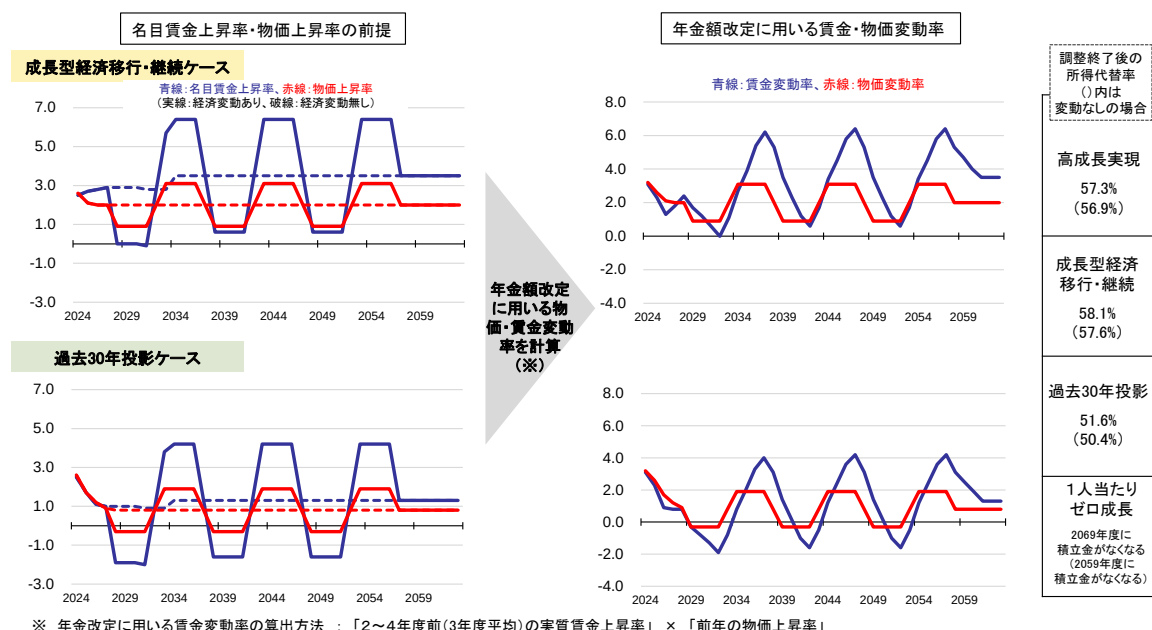
てデフレ経済の影響を受けていくこととなった。

今回のオプション試算では、参考試算として、この名目下限措置が無いと仮定した場合の影響を試算している。併せて、平成 28(2016)年年金改革法で成立した年金額改定ルールの見直しの 1 つであるマクロ経済スライド調整の未調整分を翌年度以降の年金額に反映する仕組み（キャリアオーバー）の効果も参考に検証している。これらのうち、キャリアオーバーによる効果の試算については、他のオプション試算のように一定の制度改革を仮定した試算とは異なり、既に組み込まれている制度の効果を測定するものである。

なお、参考試算における経済前提は、その効果をみるため、経済変動を仮定したものととなっている（第 1－3－11 図）。

第 1－3－11 図 経済変動を仮定した名目賃金・物価変動率の仮定

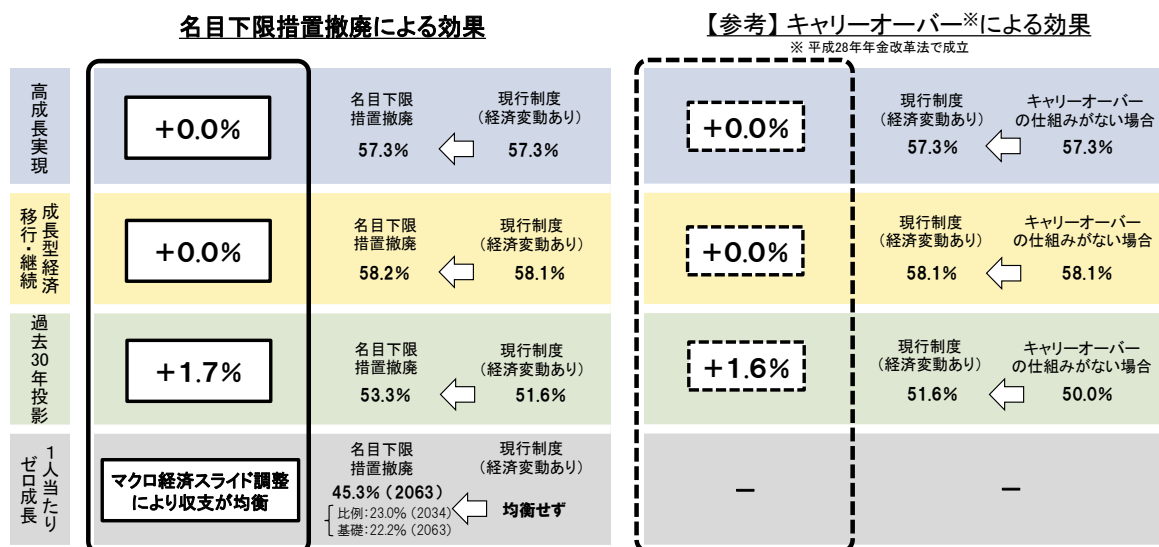
- 令和 6(2024)年財政検証の経済前提を基礎とし、物価・賃金に景気の波(10年周期、物価上昇率±1.1%、名目賃金上昇率±2.9%)による変動を加えて経済変動を設定。
 - 経済変動があるため、マクロ経済スライドがフルに発動せず、平成 28 年年金改革法におけるマクロ経済スライドのキャリアオーバーの仕組みの効果が生じる状況となる。
- (注) 経済変動は 2028 年度～2057 年度の 30 年間(周期 3 回)生じるものとする。



(2) 試算結果

名目下限措置を撤廃した場合、所得代替率にプラスの効果があり、特に経済が低成長である過去 30 年投影ケースや 1 人当たりゼロ成長ケースでその効果が大きい結果となっている。また、マクロ経済スライドの未調整分が生じるような過去 30 年投影ケースでは、キャリアオーバーの仕組みにより所得代替率が改善しており、平成 28(2016)年改正の見直しの意義が再確認できるような結果となっている（第 1－3－12 図）。

第1-3-12図 マクロ経済スライド調整の仕組みを見直した場合の効果



注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。
注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

第4節

年金額の分布推計

1. 年金額分布推計の概要

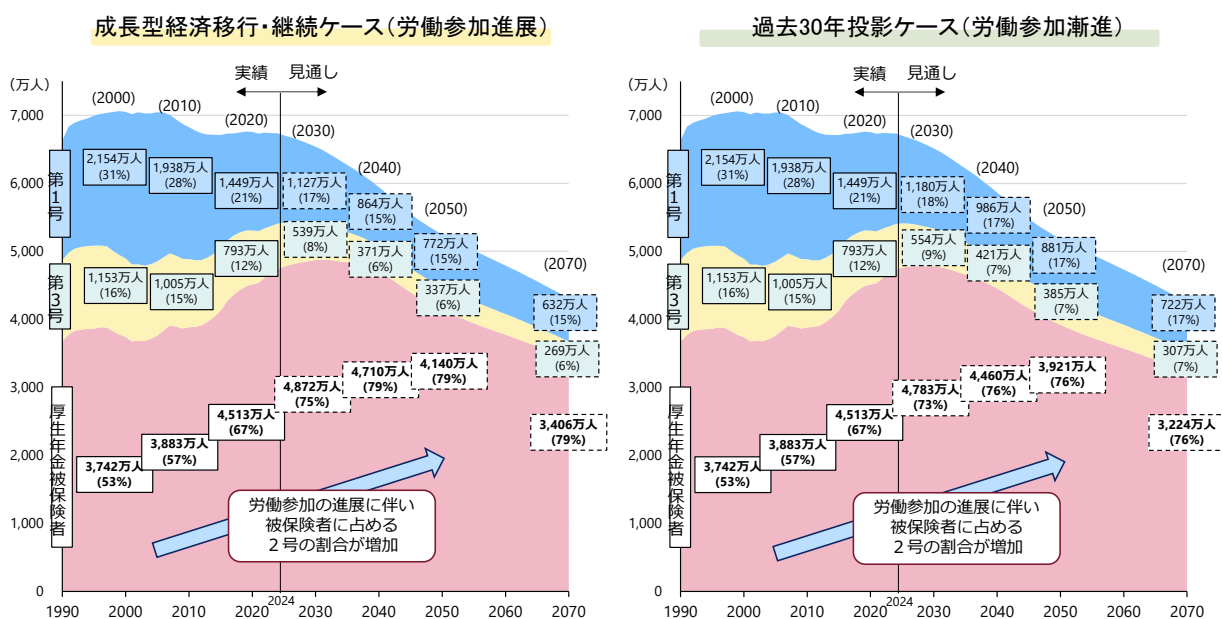
(1) 年金額分布推計の意義

今回の財政検証では、個人単位で年金額を推計する「年金額の分布推計」（以下「分布推計」という。）を初めて公表し、65歳の受給開始時点の年金額について、世代により平均や分布がどのように変化していくかを示した。

前回までの財政検証では、「モデル年金」をベースとして将来の年金の給付水準を試算してきたが、モデル年金では、厚生年金への加入期間がどの世代でも同じ（夫は40年、妻は0年）と仮定されているため、女性や高齢者の労働参加の進展による将来の年金水準への影響を十分に確認することは困難であった。

しかしながら、近年、女性や高齢者の労働参加は大きく進展しており、厚生年金の被保険者数は増加を続けている。公的年金被保険者全体に占める厚生年金被保険者の割合は、平成12(2000)年の53%から直近では70%弱まで上昇しており、さらにこの傾向を将来に織り込み推計すると、令和22(2040)年には労働参加進展シナリオで79%、労働参加漸進シナリオで76%まで上昇が見込まれる（第1-4-1図）。

第1-4-1図 被保険者数の実績と見通し（令和6(2024)年財政検証）



これを踏まえた分布推計の結果、若い世代ほど厚生年金の加入期間が伸び、年金が充実する傾向にあることや、特に女性においてその傾向が大きいことが確認された。

これはモデル年金をベースとした試算では確認できなかった効果であり、分布推計はこの効果を具体的な数値で初めて確認したものと言える。

（２）年金額分布推計の方法

① 基礎データと推計対象

分布推計の基礎データは、令和 3 (2021) 年度末における個人単位の被保険者記録（5 分の 1 抽出）である。これは、第 1 号被保険者、第 2 号被保険者、第 3 号被保険者の期間が共済期間も含め全て通算されたものとなっており、このような加入期間が通算されたデータが初めて整備されたことにより、分布推計の実施が可能となった。

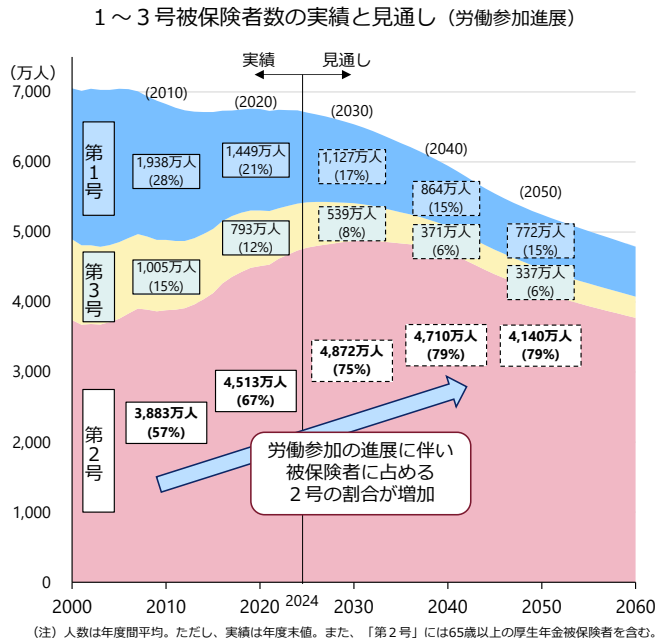
推計対象は、令和 6 (2024) 年度に 65 歳の世代から 20 歳の世代までであり、65 歳に到達したときに受給する個人の老齢年金の年金額を推計している。これは、受給開始時期の繰上げ・繰下げを選択せず、65 歳で裁定された場合の金額であり、加給年金は除外している。すなわち、65 歳以降も就労することにより厚生年金に適用されたり、受給開始時期を繰り下げたりすると、年金額は分布推計の結果よりもさらに増加することとなる。

② マクロ試算との整合性の確保

分布推計は、財政検証（マクロ試算）と連携し、整合的になるよう計算している。被保険者数を例に挙げると、近年、公的年金被保険者全体に占める第 2 号被保険者の割合は上昇しており、将来はさらに上昇することが見込まれている。財政検証ではこれを織り込んでおり、若い世代ほど第 2 号被保険者の割合が増加することを見込んでいる。分布推計はこの財政検証の枠組みの中で計算を行っており、具体的には、被保険者数の総数がマクロ試算で決まっている前提の上で、誰が制度間を移動するかを決定し個々人の加入履歴をシミュレートしている。また、標準報酬総額や 1 号被保険者の総納付月数についてもマクロ試算と一致するように試算しており、分布推計でシミュレートされた個人の年金額の総計と財政検証のマクロ試算の結果が整合的になるように計算されている（第 1－4－2 図）。

第1-4-2図 年金額分布推計のシミュレーション方法 (財政検証との連携)

- 公的年金被保険者に占める第2号被保険者数や割合は、過去増加してきており、将来も増加する見通し。このため、今後受給者となる世代の65歳到達時点の平均2号期間は、延伸することが財政検証において見込まれている。
- そのような被保険者数の将来推計を前提に、年金額分布の将来推計を実施。



財政検証（マクロ試算）

【実績】

労働参加の進展に伴い、2号被保険者数が増加し、被保険者に占める2号の割合が上昇。

【将来推計】

実績の傾向を踏まえ、さらに労働参加が進展。被保険者に占める2号の割合は、更なる上昇が見込まれる。

2号の割合 57% (2010) → 79% (2040)

※「日本の将来推計人口」（2023年4月）や「労働力需給の推計」（2024年3月）等に基づき推計

⇒ 今後、受給者となる世代の2号期間は延伸

年金額分布推計（ミクロ試算）

上記、財政検証の枠組みの中、個々人の年金加入履歴（誰が制度間を移動するか等）をシミュレーションし、将来の年金額の分布を推計する。

⇒ 2号期間の延伸に伴い、平均年金額の上昇、低年金の減少が見込まれる。

※ 2号被保険者の標準報酬総額や1号被保険者の納付月数計についても財政検証の枠組みの中、個々人の報酬履歴や納付履歴をシミュレーション

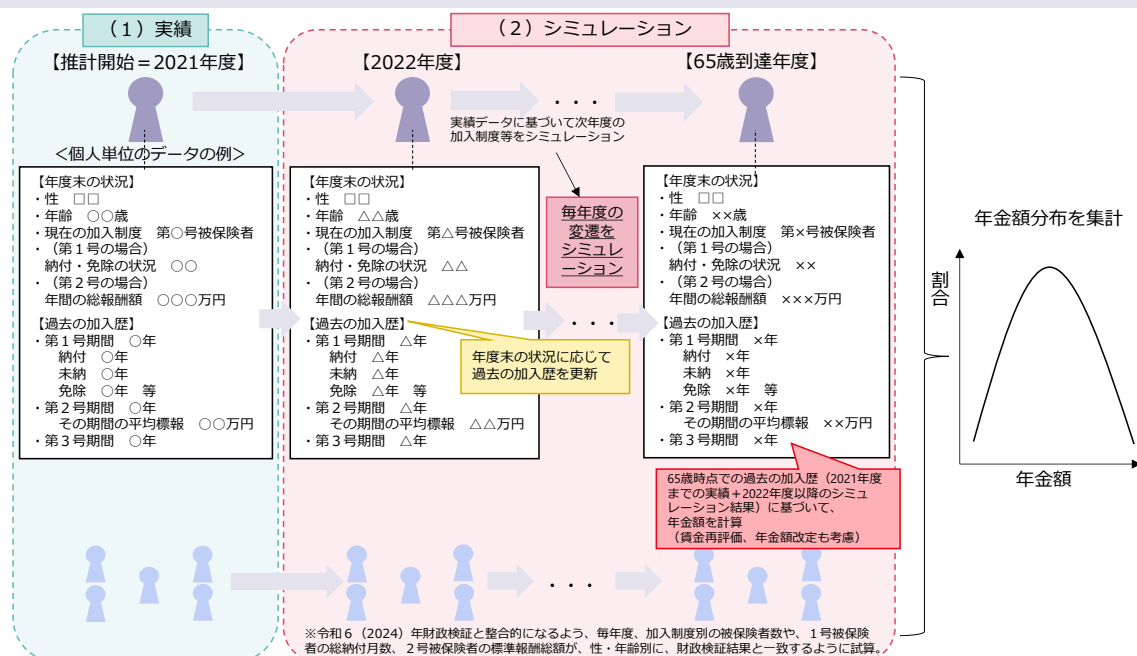
③ シミュレーションの方法

シミュレーションの始点は令和3（2021）年度末時点の個人単位の被保険者記録の実績である。例えば、この時点で50歳の者は20～50歳までの30年間の実績データがあり、これを利用している。この実績の加入履歴を元に65歳までの残り15年分の加入履歴をシミュレーションして加え、65歳時点の年金額を計算している。したがって、50歳の者については加入履歴のうち3分の2は実績から計算されていることとなる。

シミュレーションでは、当年度の加入履歴を元に、1年間で制度間をどのように移動し、報酬がどうなるかをシミュレートし、1年後の加入履歴を推計している。これを1年ずつ繰り返し、65歳到達時の加入履歴から個々人の年金額を計算し、その分布を集計している（第1-4-3図）。

第 1－4－3 図 年金額分布推計のシミュレーション方法 (個人単位の加入履歴)

- 将来における個々人の老齢年金額の分布状況を推計するため、(1) 2021年度末時点における、2021年度までの個人単位での公的年金加入履歴(実績)を出発点とし、(2) 65歳到達年度までの毎年度の加入制度、標準報酬(第2号被保険者の場合)等の変遷を、実績の状況に基づいてシミュレーションすることで、各個人の65歳到達年度末時点での老齢年金額を計算。

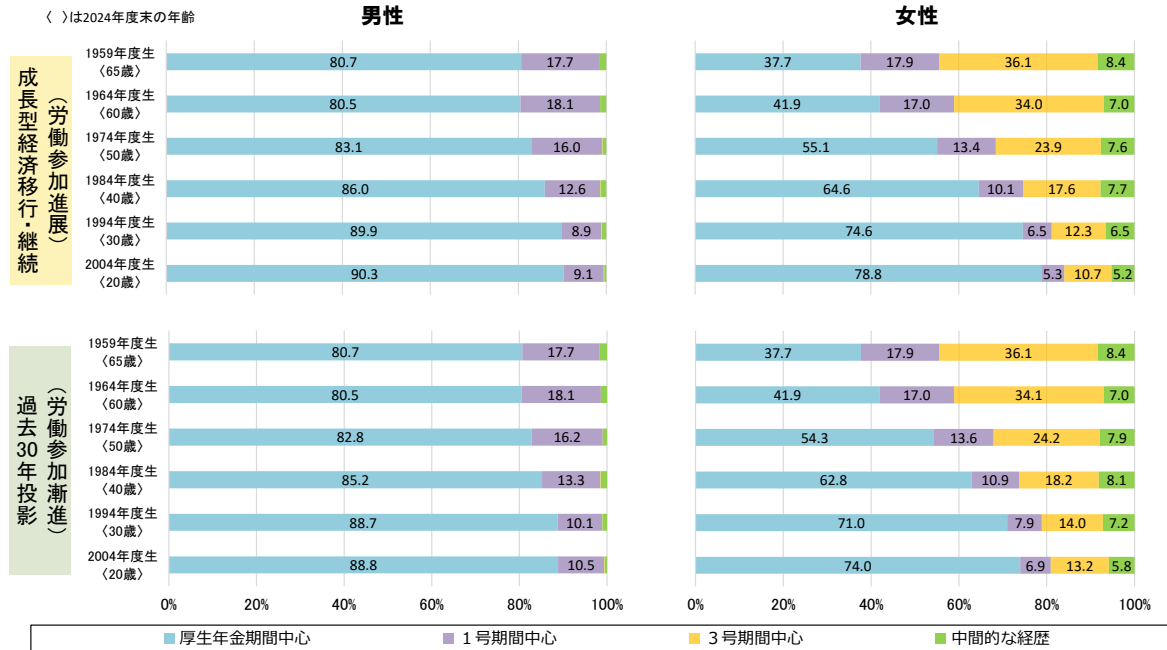


(3) 厚生年金の加入期間の延伸

分布推計により、各世代について現役時代に主にどの制度に加入したかといった経歴の分布の推計が可能になる。このような現役時代の経歴類型について、「厚生年金期間中心」(厚生年金の被保険者期間が20年以上の者)、「1号期間中心」(第1号被保険者期間が20年以上の者)、「3号期間中心」(第3号被保険者期間が20年以上の者)、「中間的な経歴」(どの期間も20年に満たない者)に分けて、その変化を確認する。

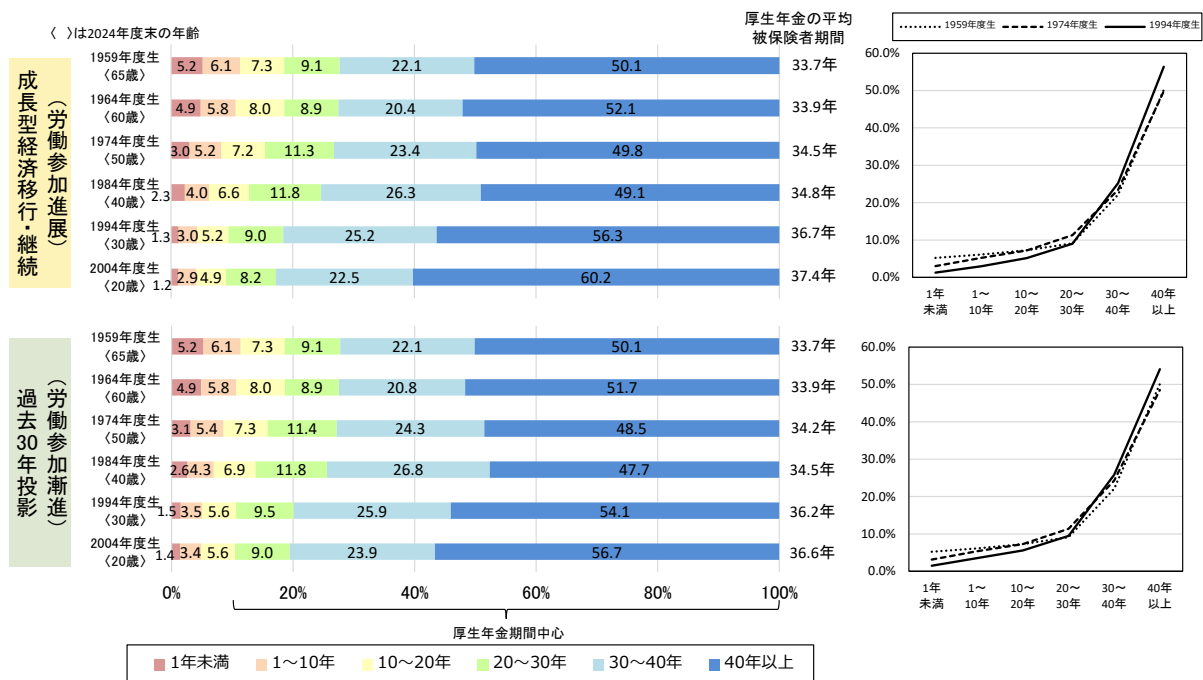
男性では、現在65歳の世代でも厚生年金期間中心が約8割を占めているが、若い世代ではさらに増加が見込まれる。女性では、その変化が顕著であり、現在65歳の世代では厚生年金期間中心と3号期間中心はいずれも4割弱でほぼ同数であるが、若い世代ほど厚生年金期間中心が増加していき、30歳以下の世代では70%台に増加する。一方、これらの世代では3号期間中心は約1割に低下する。このような変化により、女性の年金は充実し男性の分布に近づいていくことが見込まれる(第1－4－4図)。

第 1－4－4 図 現役時代の経歴類型の変化（性、生年度別）



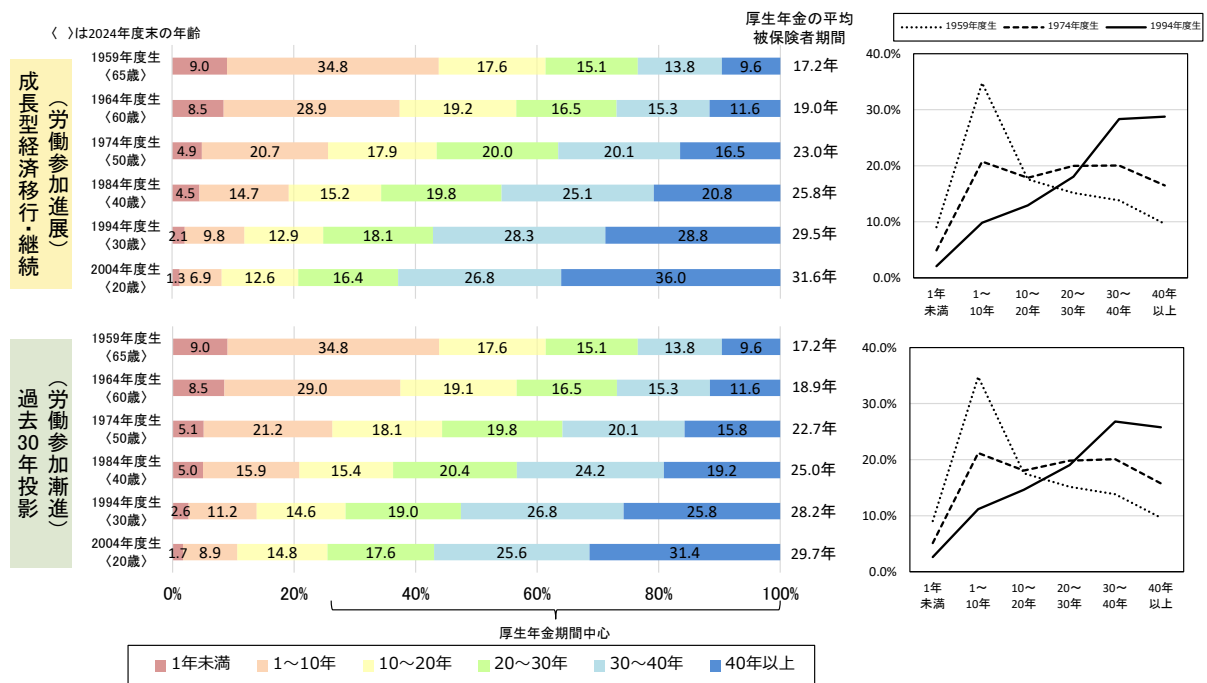
次に、厚生年金の被保険者期間の分布を確認する。男性では、現在 65 歳の世代でも厚生年金の被保険者期間が 30 年以上と長い者が多いが、若い世代ではさらに長い者が増加する見通しとなっている（第 1－4－5 図）。

第 1－4－5 図 厚生年金の被保険者期間分布の変化（生年度別）－男性－



女性では、現在 65 歳の世代では厚生年金の被保険者期間が 10 年未満と短い者が多いが、若い世代では 30 年以上と長い者が多くなる見通しとなっている（第 1－4－6 図）。この結果、若い世代ほど女性の低年金は減少し、比較的高い水準の年金を受給する者が増加すると見込まれる。

第 1－4－6 図 厚生年金の被保険者期間分布の変化（生年度別）－女性－



（4）平均年金額と分布の見通し

分布推計では 65 歳で受給を開始する時点における年金額を推計しているが、この年金額（物価上昇率で令和 6（2024）年度に割り戻した実質額）は、厚生年金の被保険者期間の延伸だけでなく、実質賃金の上昇やマクロ経済スライドによる調整によっても影響を受ける。

成長型経済移行・継続ケースの場合、実質賃金上昇率が 1.5% と高いことから、実質賃金の伸びに応じて男性、女性ともに平均年金額は上昇が見込まれる。これは、マクロ経済スライドによる給付水準調整のマイナス効果よりも、厚生年金の加入期間の延伸や実質賃金の上昇によるプラス効果が高いため、平均年金額が物価の伸びを上回って上昇していく見通しであることを意味している（第 1－4－7 図）。

平均年金額の伸びをモデル年金や実質賃金の伸びと比較すると、男性の平均はモデル年金と概ね同じ伸びとなっているが、女性の平均はモデル年金の伸びを上

回り、実質賃金と同じかそれを上回る伸びとなっている。

年金の分布を確認すると、男性、女性ともに若い世代ほど低年金は減少し、分布の山が高い方にシフトしている。特に女性は低年金の減少の効果が大きく、分布の山も大きく右にシフトしている。現在 30 歳の女性の分布を見ると、厚生年金の加入期間の延伸により男性の分布に近づいていることが確認できる。

過去 30 年投影ケースの場合、実質賃金上昇率が 0.5% と小さいことから、年金の伸びも比較的小さくなっている。平均年金額を見ると、男性では若干減少しているが、女性ではマクロ経済スライドによる調整期間中も上昇していることが確認できる。女性については、実質賃金の上昇が低いケースにおいてもマクロ経済スライドによる給付水準調整のマイナス効果を厚生年金の加入期間の延伸や実質賃金の上昇によるプラス効果が上回ることを意味している（第 1－4－8 図）。

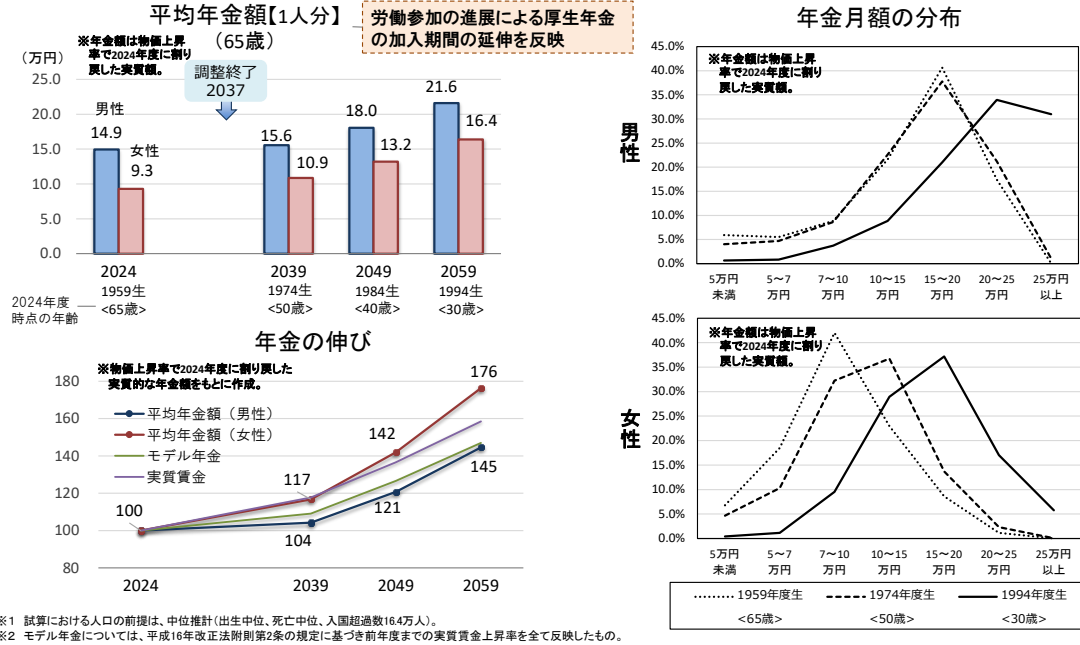
平均年金額の伸びをモデル年金や実質賃金の伸びと比較すると、男性の平均はモデル年金と同様の伸びとなっているが、女性の平均はモデル年金の伸びを上回り、実質賃金と同様の伸びを示している。

これらの結果は、マクロ経済スライドによる調整のマイナス効果は、厚生年金の加入期間の延伸や実質賃金の上昇によるプラス効果により相殺され、特に、女性の年金額については、調整期間中においても上昇している。これは、物価上昇を上回る年金額の増加が見込まれることを意味している。

第1-4-7図 年金額の将来見通し－成長型経済移行・継続ケース－ (令和6(2024)年財政検証 年金額分布推計)

成長型経済移行・継続ケース(実質賃金上昇率(対物価)1.5%)

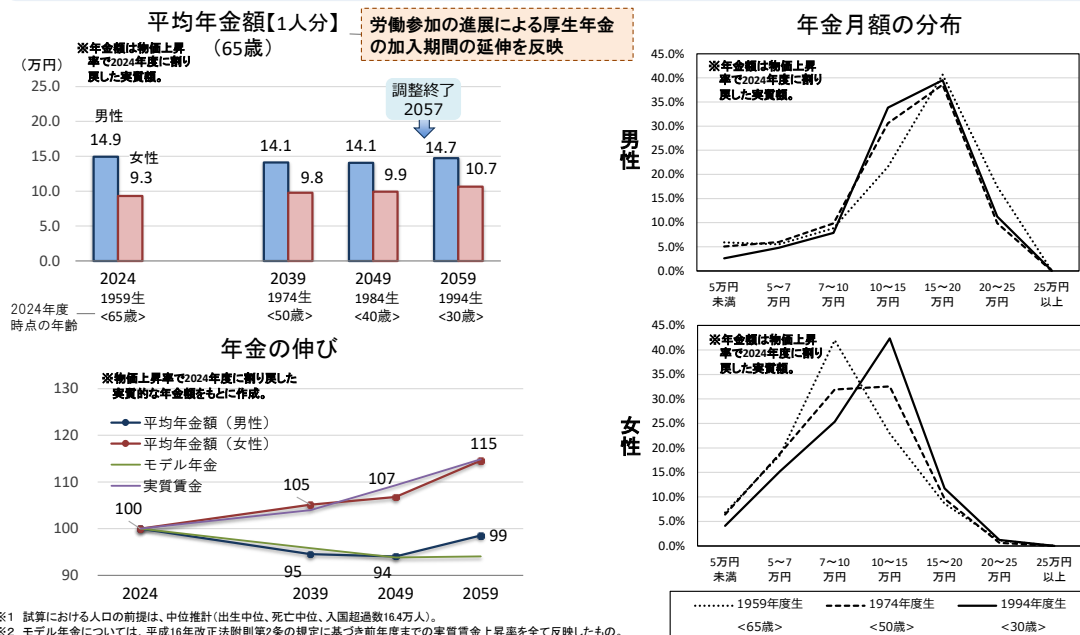
- 年金額(物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額)は、実質賃金上昇と、労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸が上昇要因となる一方、マクロ経済スライド調整が低下要因となる。成長型経済移行・継続ケースでは、実質賃金上昇率が高いことからマクロ経済スライド調整期間においてもモデル年金、平均年金額は物価の伸びを上回って上昇し、低年金も減少していく見通し。



第1-4-8図 年金額の将来見通し－過去30年投影ケース－ (令和6(2024)年財政検証 年金額分布推計)

過去30年投影ケース(実質賃金上昇率(対物価)0.5%)

- 年金額(物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額)は、実質賃金上昇と、労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸が上昇要因となる一方、マクロ経済スライド調整が低下要因となる。過去30年投影ケースでは、マクロ経済スライド調整期間におけるモデル年金(特に基礎年金)は物価の伸びを下回るものの、女性の平均年金額は、労働参加の進展に伴う厚生年金の加入期間の延長により物価の伸びを上回って上昇し、概ね賃金と同等の伸びとなる見通し。低年金も減少していく見通し。



2. 分布推計のオプション試算

前節で述べたとおり、財政検証においては一定の制度改革を仮定したオプション試算を実施しているが、分布推計についても、オプション試算と同様の仮定をおいた試算を行っている。ここでは、前節の前提の下で、制度改革を仮定した場合の平均年金額や年金額分布への影響を一部示している。

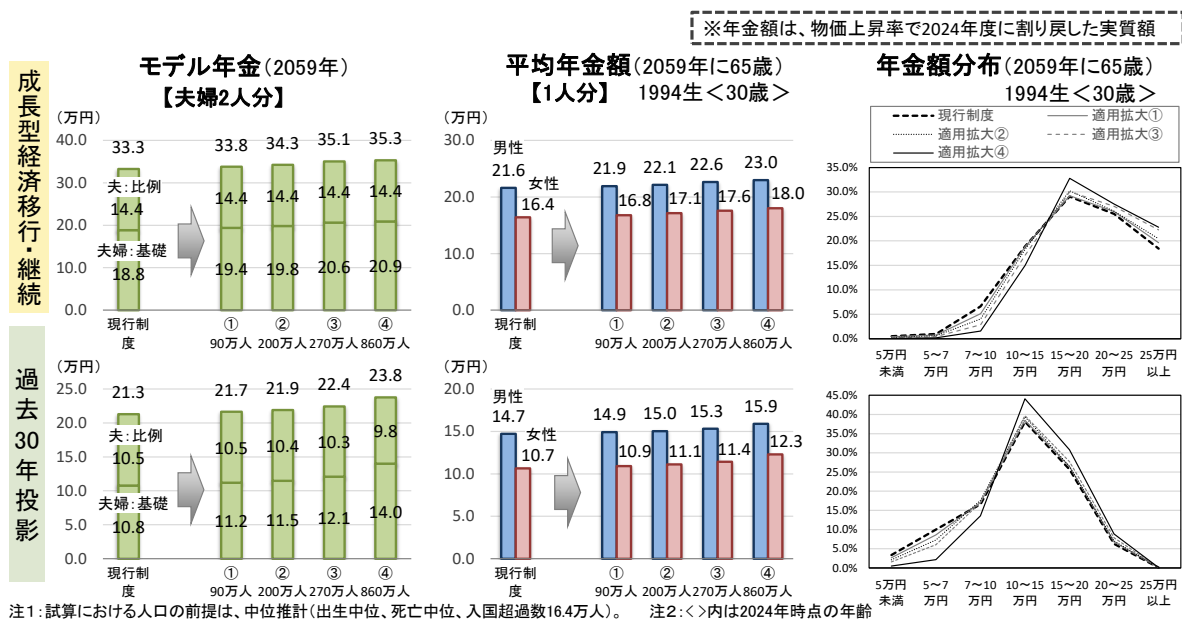
なお、分布推計ではオプション試算のうち「被用者保険の更なる適用拡大」、「基礎年金の拠出期間延長・給付増額」、「マクロ経済スライドの調整期間の一致」の3種類の試算を行った。

(1) 被用者保険の更なる適用拡大

被用者保険の更なる拡大が年金額に与える影響をみると、平成6(1994)年生まれの方の場合、現行制度と比べて平均年金額は増加し、10万円未満の層が減少する傾向にある(第1-4-9図)。これは、新たに厚生年金に適用となった被保険者本人の年金給付が増えること、また基礎年金の水準が上昇することによるものと考えられる。

モデル年金額をみると、適用拡大が進むほど年金額は増加するが、内訳をみれば、基礎年金が増加し、報酬比例部分は減少している。これは基礎年金のマクロ経済スライド調整は短縮し、報酬比例部分のマクロ経済スライド調整が延長されているという所得代替率への影響と同じ効果が現れている。

第1-4-9図 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の試算結果

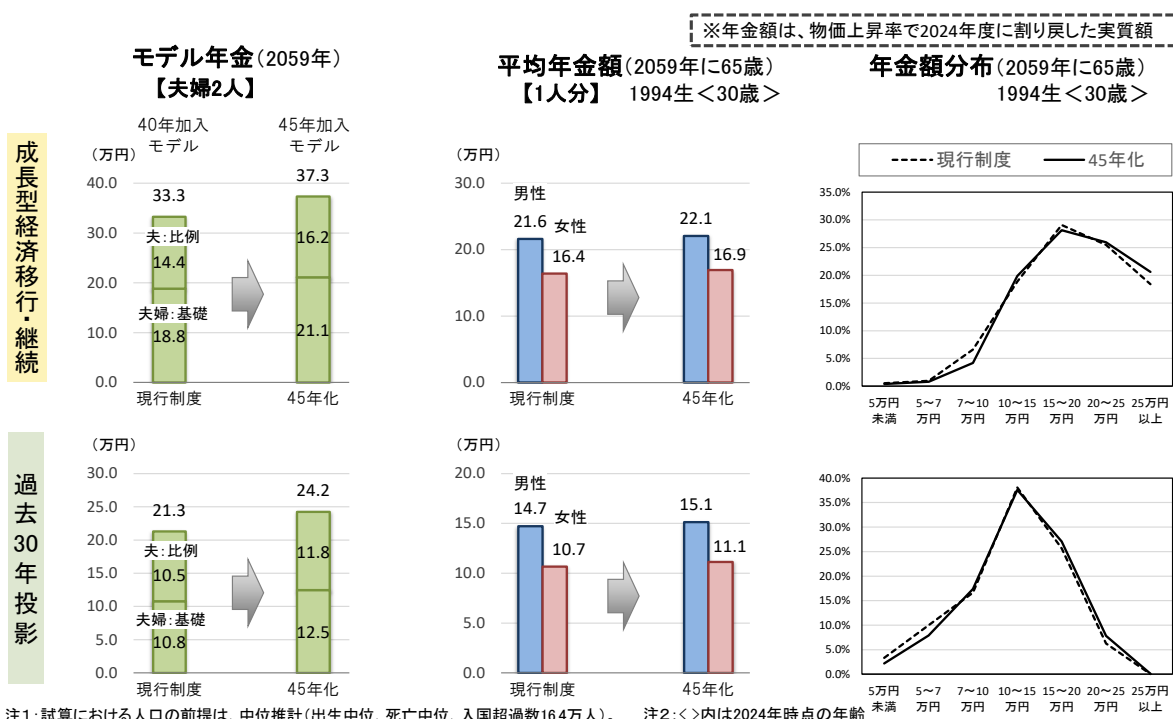


（２）基礎年金の拠出期間延長・給付増額

基礎年金の拠出期間延長・給付増額が年金額に与える影響をみると、基礎年金の水準が上昇することに伴い、相対的に低年金の方の給付が改善している（第１－４－１０図）。

モデル年金額は概ね 40 分の 45 倍に増加しているが、平均年金額でみると増加幅はモデル年金額と比べ小さくなっている。これは、モデル年金では、40 年加入と 45 年加入の年金額を比較している一方で、平均年金額では、既に 60 歳を超えて厚生年金に加入している方をみると、基礎年金は増加するものの、報酬比例部分の年金額は増加しないためである。

第 1－4－10 図 基礎年金の拠出期間延長・給付増額の試算結果



注1: 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。

注2: <>内は2024年時点の年齢

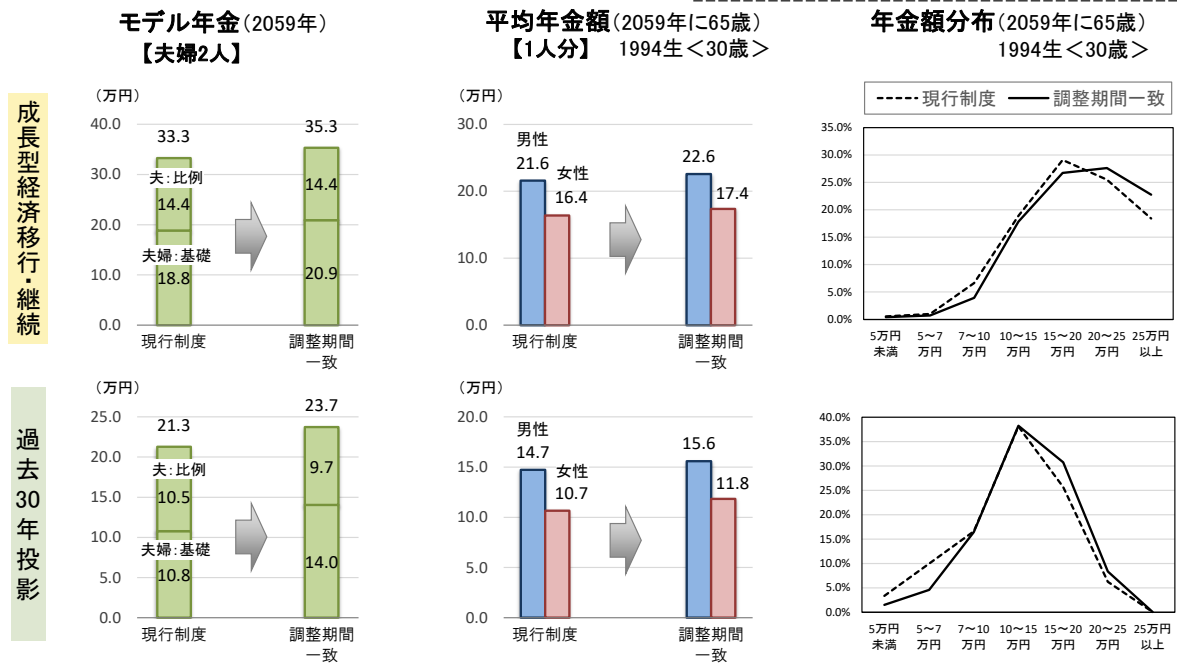
（３）マクロ経済スライドの調整期間の一致

マクロ経済スライドの調整期間の一致が年金額に与える影響をみると、平均年金額は上昇し、低年金層の方の割合は減少している（第１－４－１１図）。

モデル年金額は、所得代替率と同様に、基礎年金が増加し、報酬比例部分の年金額は減少するが、基礎年金の増加が大きく、全体として年金額は増加している。また、過去 30 年投影ケースの平均年金額をみると、年金額に占める基礎年金の割合が男性と比べ相対的に高い女性の年金額の増加が大きい。これは、基礎年金のマクロ経済スライド調整期間が短縮され、基礎年金の給付水準の改善効果が大きいためである。

第1-4-11図 マクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合の試算結果

※年金額は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額



注1: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。 注2: <>内は2024年時点の年齢

第2章 国民年金・厚生年金の財政の現況

第1節 年金制度を取り巻く社会・経済状況の推移と現状

第2節 国民年金・厚生年金の財政の推移と現状

第3節 国民年金・厚生年金の財政方式

第1節

年金制度を取り巻く社会・経済状況の推移と現状

公的年金制度は人の一生にわたる長期の制度であることから、年金財政の評価あるいは将来見通しの作成にあたっては、人口や経済の長期の趨勢を見極めることが重要である。

ここでは、人口や経済の長期的な動向について現状をみるという観点から、

- ・ 少子高齢化の現状について、各国の動向と比較してどうなっているか
- ・ 女性や高齢者の社会進出の状況がどうなっているか
- ・ 経済の状況として、財政検証の経済前提に用いる物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りの実績がどうなっているか

という点について考察する。

1. 少子高齢化の推移と現状

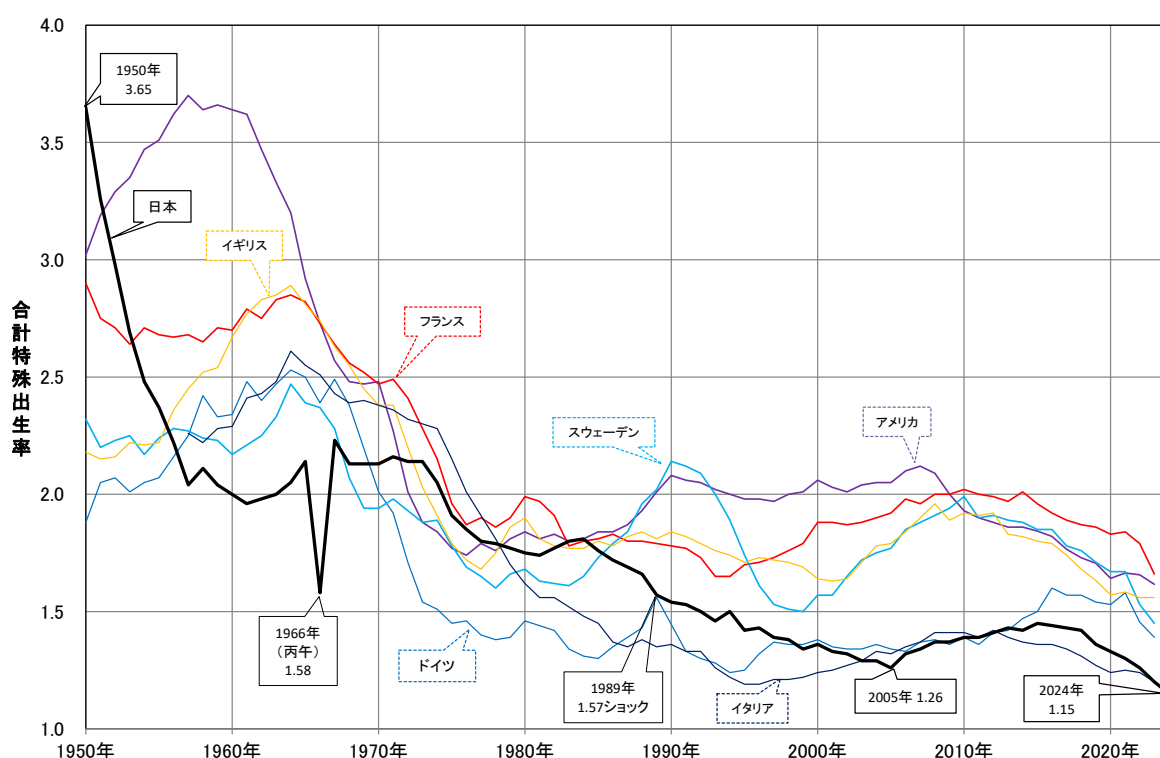
我が国の合計特殊出生率（その年の年齢別出生率で1人の女性が子供を生んだとした場合に、一生の間に生むこととなる子供の数）は、終戦後の昭和25(1950)年には3.65と非常に高い水準であった。その後急激に低下したものの、1960年代以後、丙午（ひのえうま）という特殊事情の影響により1.58となった昭和41(1966)年以外は、人口を維持する程度の水準前後でしばらく推移していた。しかし、昭和50(1975)年に2.0を下回り1.91となって以降、多少の上下変動はあったものの低下傾向を示し、平成元(1989)年には、丙午（ひのえうま）の年を下回る1.57となり、「1.57ショック」と呼ばれた。その後も低下傾向は継続し、平成17(2005)年には1.26まで低下した。その後は上昇傾向を示し平成27(2015)年には1.45まで回復したものの、令和6(2024)年には1.15と過去最低を記録している。

「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（令和5(2023)年4月公表）における出生中位推計の仮定値は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を除外するため、初婚については令和元(2019)年まで、出生については令和2(2020)年までのデータを用いて長期の水準を投影により求めるとした上で、将来の出生率については、結婚する女性の割合、夫婦の最終的な平均子ども数、離死別や再婚が出生に与え

る影響の3つの要素を勘案し、令和2(2020)から令和4(2022)年に観察されている婚姻・出生の落ち込みとその後への影響を別途見込み、設定されている。結果として令和52(2070)年以降は1.36で推移すると仮定されており、人口を維持するのに必要な水準を大きく下回っている。

欧米主要先進国と比較してみると、フランス、アメリカ、イギリス、スウェーデンは日本に比べ高い水準で推移している。ドイツは近年回復の傾向が見られ、イタリアは我が国と並んで国際的に低い水準にあるが、多くの国で直近では低下傾向となっている(第2-1-1図)。

第2-1-1図 合計特殊出生率の各国別推移



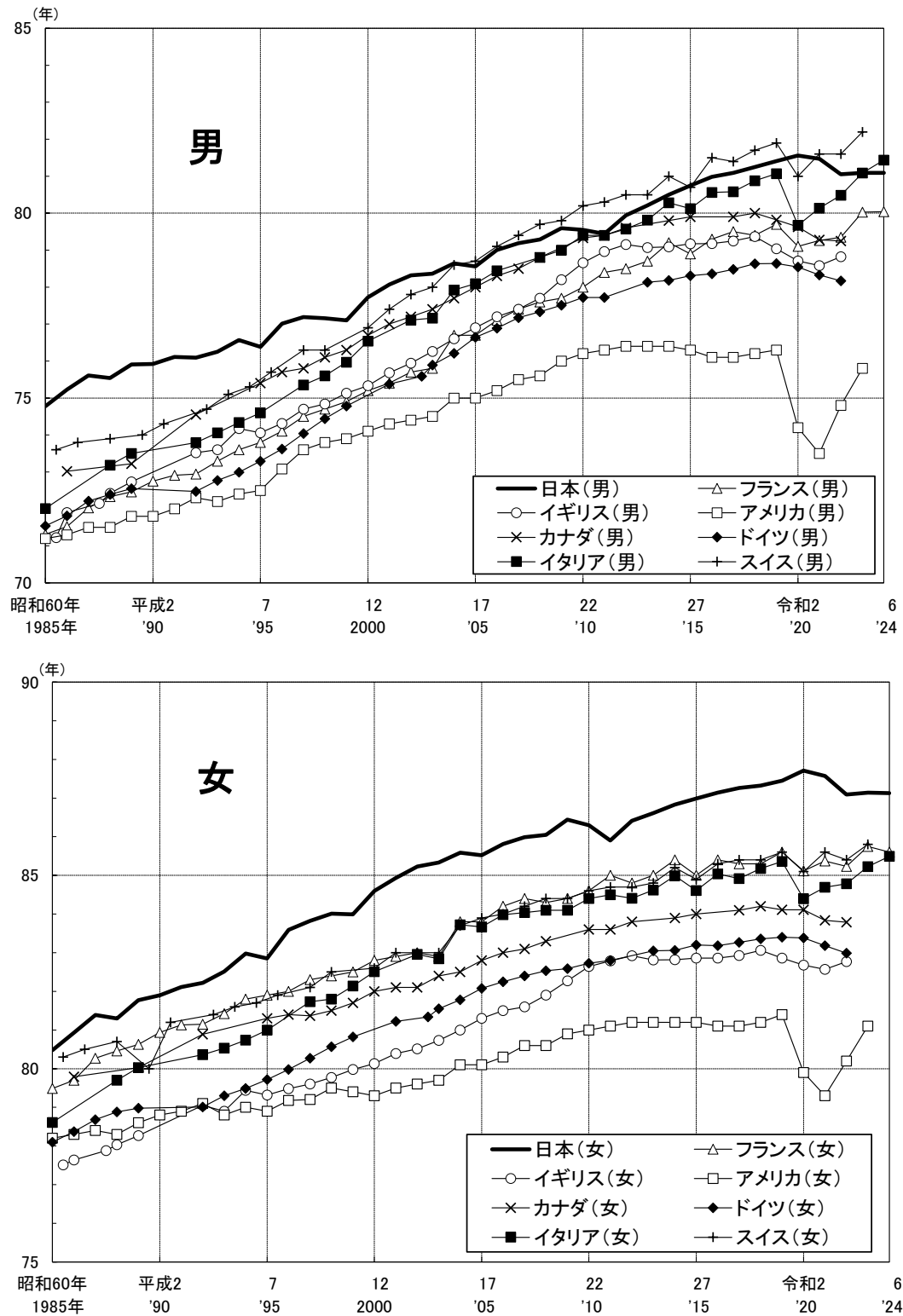
(資料)日本の合計特殊出生率は、厚生労働省「人口動態統計月報年計(概数)の概況」、諸外国の合計特殊出生率は、2014年まで厚生労働省「平成29年(2017)人口動態統計(報告書)」、2015年から2023年までは世界銀行「World Development Indicators」より作成。

一方、我が国の平均寿命をみると、昭和40(1965)年には男67.74年、女72.92年であったが、その後急速に上昇した。近年では、終戦後より上昇速度は遅くなったものの、上昇傾向は依然として続いており、令和6(2024)年には男で81.09年、女で87.13年となっている。諸外国と比較してみても、世界有数の長寿国といえる(第2-1-2図)。

「日本の将来推計人口(令和5年推計)」の中位推計によると、将来の合計特

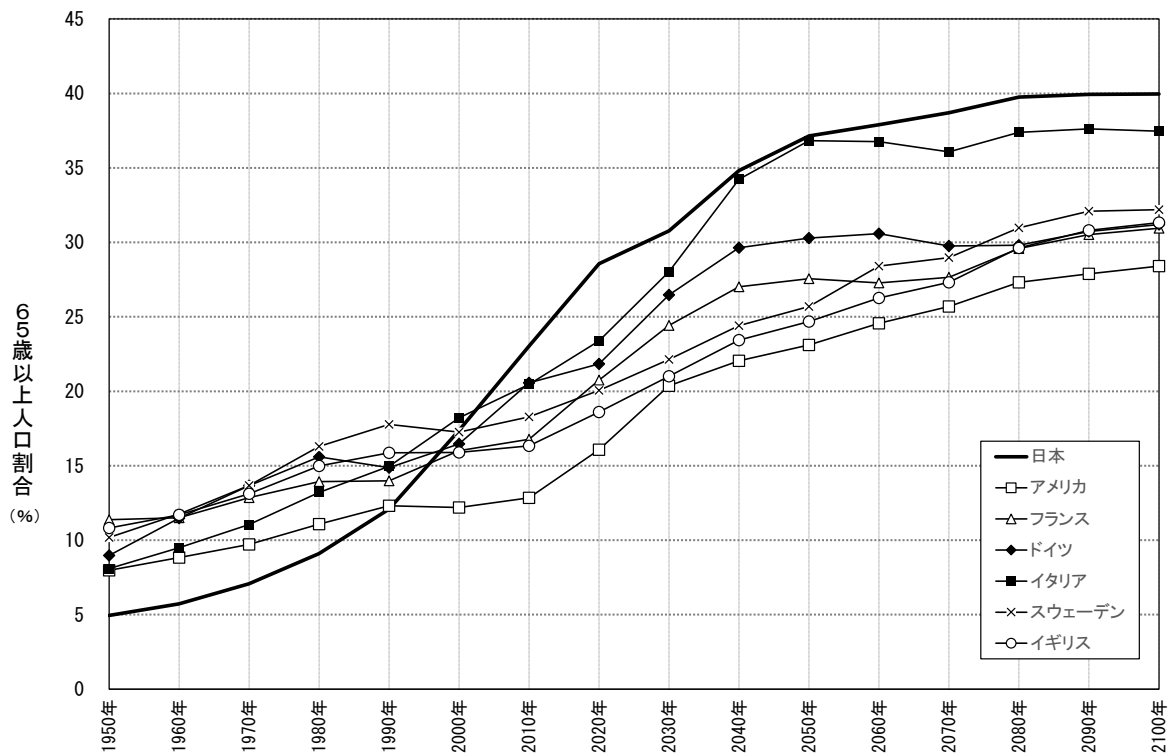
殊出生率は人口を維持するのに必要な水準を大きく下回り、令和 52（2070）年でも 1.36 である一方で、平均寿命は同年に男 85.89 年、女 91.94 年まで伸びると仮定されており、今後も我が国では少子高齢化が欧米主要先進国の中でも急速に進行すると見込まれている。高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口割合）を欧米主要先進国と比べてみると、欧米主要先進国以上の速さで急速に上昇してきた我が国の高齢化の水準は、今後も欧米主要先進国の水準を大きく超え、同年には約 38.7%という高水準に到達すると見込まれている（第 2－1－3 図）。

第2-1-2図 諸外国の平均寿命の年次推移



(資料)厚生労働省「令和6年簡易生命表の概況」より作成。

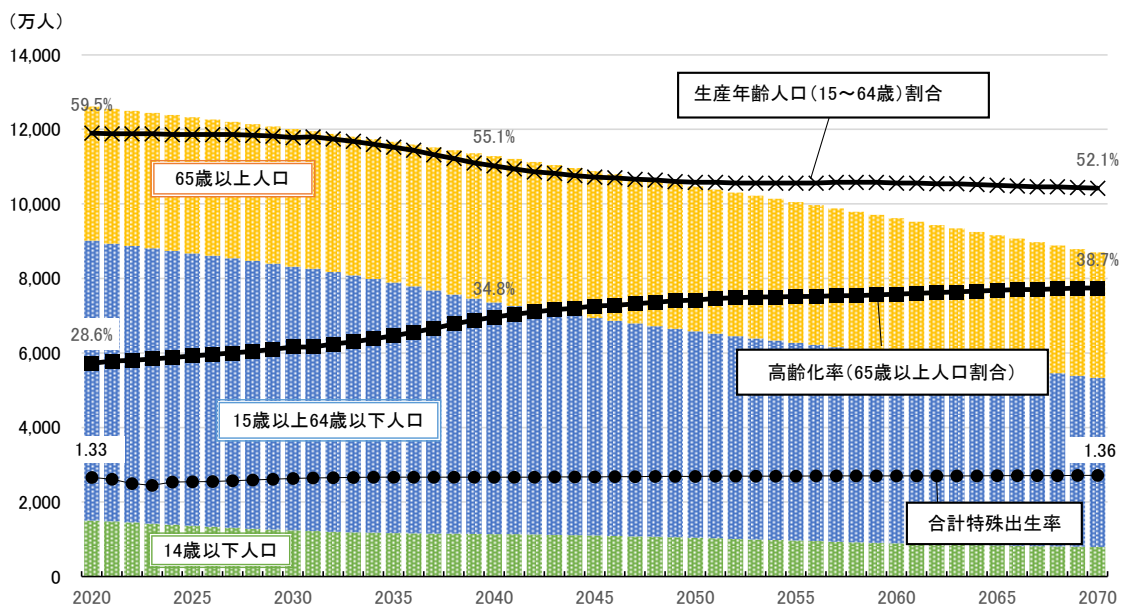
第 2 - 1 - 3 図 主要先進国の 65 歳以上人口割合：1950～2100 年



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2025 年版)」より作成

また、年齢区分別で将来の人口見通しを見ると、出生率の低下により生産年齢人口の割合は減少し、また平均寿命の延伸によって 65 歳以上人口の減少が抑えられ、結果として高齢化率は上昇する見通しとなっている（第 2 - 1 - 4 図）。

第 2 - 1 - 4 図 年齢区分別人口の見通し（令和 5 年推計）



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）

2. 女性、高齢者の社会進出の推移と現状

近年、我が国の女性や高齢者の労働参加は上昇傾向が続いている。例えば、60～64 歳男性の労働力率は、2000 年代前半までは自営業者の減少に伴い低下傾向にあり平成 17(2005)年には 70.3%と最低であったが、令和 6(2024)年には 86.4%となっている（第 2－1－5 表）。

一方、女性についてみると、例えば 30～34 歳では、昭和 50(1975)年は 43.9%となっていたが、令和 6(2024)年には 83.9%まで上昇している。さらに、60～64 歳の女性の労働力率は、2000 年代前半まではおおむね 40%前後で横ばいの動きとなっていたが、令和 6(2024)年では 66.6%となっている（第 2－1－6 表）。

また、就業者数の実績については前回の財政検証における最も労働参加が進むケースの就業者数の見通しを上回って推移しており、当時想定していたよりも労働参加が進んでいることが分かる（第 2－1－7 図）。

第 2－1－5 表 男性の労働力率

年次	総数	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65歳以上		
													65～69	70歳以上
昭和50年 (1975)	81.4	20.5	76.5	97.2	98.1	98.1	97.6	96.7	96.2	92.2	79.4	44.4	63.9	31.6
55 (1980)	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8	41.0	60.1	28.4
60 (1985)	78.1	17.3	70.1	95.7	97.2	97.6	97.2	96.8	95.4	90.3	72.5	37.0	55.6	26.8
平成 2 (1990)	77.2	18.3	71.7	96.1	97.5	97.8	97.6	97.3	96.3	92.1	72.9	36.5	54.1	26.3
7 (1995)	77.6	17.9	74.0	96.4	97.8	98.0	97.8	97.7	97.3	94.1	74.9	37.3	54.2	26.1
8 (1996)	77.7	18.4	74.6	97.0	98.0	97.9	98.2	97.7	97.4	94.6	74.5	36.7	53.1	26.1
9 (1997)	77.7	18.9	75.0	96.5	97.8	98.0	98.1	97.8	97.5	94.8	74.5	36.7	53.3	26.2
10 (1998)	77.3	18.7	74.2	96.1	97.7	98.0	97.8	97.7	97.0	94.5	74.8	35.9	52.9	25.4
11 (1999)	76.9	18.5	72.8	95.6	97.5	97.7	97.7	97.5	97.1	94.7	74.1	35.5	52.6	25.3
12 (2000)	76.4	18.4	72.7	95.8	97.7	97.8	97.7	97.3	96.7	94.2	72.6	34.1	51.1	24.3
13 (2001)	75.7	17.9	71.9	95.4	97.2	97.8	97.7	97.2	96.3	93.9	72.0	32.9	50.1	23.0
14 (2002)	74.7	17.8	71.4	94.6	96.9	97.3	97.4	97.1	96.3	93.8	71.2	31.1	48.1	21.8
15 (2003)	74.1	16.6	70.8	94.4	96.7	96.9	97.5	97.2	96.0	93.5	71.2	29.9	46.7	21.2
16 (2004)	73.4	16.3	68.5	94.0	96.6	96.8	97.2	97.0	95.7	93.2	70.7	29.2	45.6	20.9
17 (2005)	73.3	16.2	68.6	93.6	96.4	97.0	97.0	96.7	95.7	93.6	70.3	29.4	46.7	21.1
18 (2006)	73.2	16.4	69.1	93.9	96.5	96.7	97.0	96.9	95.7	93.2	70.9	29.2	47.6	20.7
19 (2007)	73.1	16.4	70.0	94.0	96.9	96.6	97.1	96.9	95.8	93.1	74.4	29.8	48.5	20.9
20 (2008)	72.8	16.1	69.1	94.4	96.5	96.7	96.9	96.9	95.7	92.5	76.4	29.7	49.6	20.4
21 (2009)	72.0	14.7	67.6	94.0	96.1	96.7	97.0	96.4	95.9	92.4	76.5	29.4	49.4	19.9
22 (2010)	71.6	14.5	67.1	94.2	96.2	96.7	96.8	97.0	95.8	92.8	76.0	28.8	48.9	19.6
23 (2011)	71.1	14.0	67.7	93.9	96.3	96.7	96.5	96.2	95.5	92.7	75.3	28.4	48.4	20.0
24 (2012)	70.8	14.8	67.4	93.6	96.0	96.5	96.2	96.1	95.0	92.2	75.4	28.7	49.0	20.2
25 (2013)	70.5	15.5	67.7	93.8	95.6	96.5	96.3	96.2	95.3	92.7	76.0	29.4	50.7	20.1
26 (2014)	70.4	15.9	68.6	93.6	95.8	96.4	96.2	96.1	94.6	93.2	77.6	30.2	52.5	20.2
27 (2015)	70.3	16.0	68.8	93.2	95.7	96.2	96.2	95.9	95.0	93.1	78.9	31.1	54.1	20.3
28 (2016)	70.4	17.6	70.5	93.9	95.4	96.1	96.3	96.1	95.0	93.3	80.0	31.7	54.8	20.2
29 (2017)	70.5	16.5	70.8	93.8	95.6	96.3	96.0	95.6	95.1	93.7	81.7	32.5	56.5	21.3
30 (2018)	71.2	18.4	73.8	94.4	95.8	96.2	96.3	95.7	95.2	93.4	83.5	33.9	58.7	23.3
令和元年 (2019)	71.4	19.7	74.8	94.1	95.7	96.1	96.2	95.5	95.1	93.2	84.4	34.8	60.7	25.0
2 (2020)	71.4	18.0	74.6	94.4	95.6	96.0	95.8	95.6	95.4	93.9	85.3	35.1	62.3	25.7
3 (2021)	71.3	17.8	74.4	94.8	95.5	96.2	96.1	95.7	94.9	93.6	85.7	34.9	62.8	25.9
4 (2022)	71.4	18.7	73.6	94.2	95.8	96.5	96.0	95.9	94.5	93.5	86.6	34.9	63.1	26.3
5 (2023)	71.4	19.1	74.5	94.0	95.4	96.1	95.9	95.7	94.8	93.9	86.8	34.8	63.8	26.2
6 (2024)	71.5	20.3	75.2	94.0	95.1	95.5	95.9	95.7	94.9	93.6	86.4	35.0	64.8	26.3

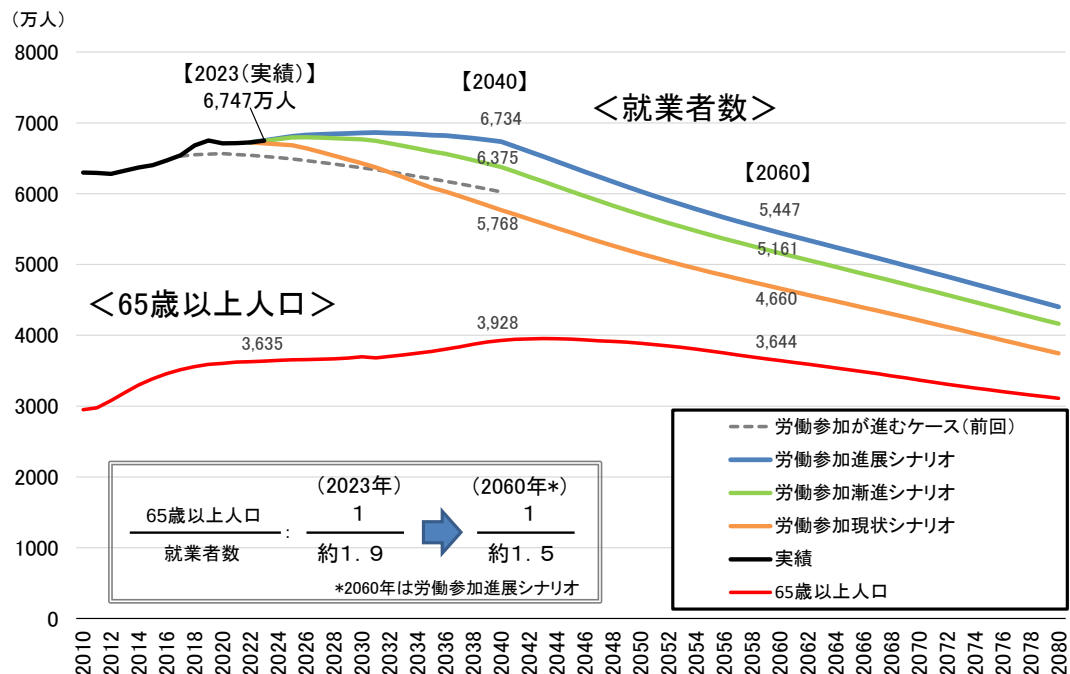
（資料） 総務省「労働力調査（基本集計）」

第2－1－6表 女性の労働力率

年次	総数	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65歳以上	65～69	70歳以上
昭和50年 (1975)	45.7	21.7	66.2	42.6	43.9	54.0	59.9	61.5	57.8	48.8	38.0	15.3	24.7	9.3
55 (1980)	47.6	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	64.1	64.4	59.3	50.5	38.8	15.5	25.8	9.6
60 (1985)	48.7	16.6	71.9	54.1	50.6	60.0	67.9	68.1	61.0	51.0	38.5	15.5	26.8	10.0
平成 2 (1990)	50.1	17.8	75.1	61.4	51.7	62.6	69.6	71.7	65.5	53.9	39.5	16.2	27.6	10.4
7 (1995)	50.0	16.0	74.1	66.4	53.7	60.5	69.5	71.3	67.1	57.0	39.7	15.6	27.2	10.3
8 (1996)	50.0	16.3	73.8	67.9	54.8	60.8	69.5	71.6	66.9	58.1	39.0	15.4	27.0	10.1
9 (1997)	50.4	16.8	73.4	68.2	56.2	62.3	70.9	72.2	67.9	58.7	39.8	15.4	27.2	10.2
10 (1998)	50.1	17.3	73.4	69.2	55.8	62.2	70.2	72.4	67.8	59.1	40.1	15.2	26.5	10.4
11 (1999)	49.6	16.8	72.4	69.7	56.7	61.5	69.5	71.8	67.9	58.7	39.7	14.9	26.2	10.1
12 (2000)	49.3	16.6	72.7	69.9	57.1	61.4	69.3	71.8	68.2	58.7	39.5	14.4	25.4	9.8
13 (2001)	49.2	17.5	72.0	71.1	58.8	62.3	70.1	72.7	68.2	58.4	39.5	13.8	24.4	9.4
14 (2002)	48.5	16.7	70.1	71.8	60.3	61.8	70.5	72.4	67.7	58.1	39.2	13.2	24.0	9.0
15 (2003)	48.3	16.6	69.4	73.4	60.3	63.1	70.3	72.5	68.1	58.9	39.4	13.0	23.8	8.8
16 (2004)	48.3	16.3	68.9	74.0	61.4	62.4	70.4	73.0	68.4	59.6	39.7	12.9	24.0	8.7
17 (2005)	48.4	16.5	69.8	74.9	62.7	63.0	71.0	73.9	68.8	60.0	40.1	12.7	24.0	8.7
18 (2006)	48.5	16.6	70.1	75.7	62.8	63.6	71.4	74.0	70.5	60.3	40.2	13.0	25.1	8.7
19 (2007)	48.5	16.2	69.5	75.8	64.0	64.3	72.0	75.6	70.8	60.8	42.2	12.9	25.8	8.4
20 (2008)	48.4	16.2	69.7	76.1	65.1	64.9	71.1	75.5	71.6	61.6	43.6	13.1	26.0	8.5
21 (2009)	48.5	16.2	70.2	77.2	67.2	65.5	71.7	75.3	72.5	62.5	44.6	13.1	27.0	8.3
22 (2010)	48.5	15.9	69.4	77.1	67.8	66.2	71.6	75.8	72.8	63.3	45.7	13.3	27.4	8.4
23 (2011)	48.2	15.0	69.2	77.0	67.5	67.0	71.2	75.7	72.6	64.0	45.7	13.2	27.6	8.6
24 (2012)	48.2	14.6	68.7	77.6	68.6	67.7	71.7	75.7	73.4	64.6	45.8	13.4	28.3	8.7
25 (2013)	48.9	15.6	70.3	79.0	70.1	69.6	73.1	76.1	74.9	66.5	47.4	13.8	29.8	8.6
26 (2014)	49.2	16.7	69.4	79.3	71.0	70.8	74.3	76.8	75.7	67.9	48.7	14.5	31.1	8.9
27 (2015)	49.6	16.8	68.5	80.3	71.2	71.8	74.8	77.5	76.3	69.0	50.6	15.3	32.0	9.3
28 (2016)	50.3	16.8	71.6	81.7	73.2	71.8	75.7	78.5	77.2	70.9	51.8	15.9	33.8	9.3
29 (2017)	51.1	17.1	72.1	82.1	75.2	73.4	77.0	79.4	78.1	72.1	54.9	16.5	35.0	10.0
30 (2018)	52.5	20.4	74.8	83.9	76.9	74.8	79.6	79.6	79.2	73.3	58.1	17.6	37.0	11.3
令和元年 (2019)	53.3	22.1	76.3	85.1	77.5	76.7	80.2	81.4	80.0	74.7	59.9	18.0	39.0	11.9
2 (2020)	53.2	20.4	75.4	85.9	77.8	76.0	79.4	81.0	80.0	74.3	61.0	18.2	40.3	12.2
3 (2021)	53.5	20.1	76.0	86.9	79.4	77.7	80.1	81.2	80.0	74.7	62.2	18.4	41.7	12.6
4 (2022)	54.2	20.8	75.6	87.7	80.6	78.9	81.5	81.9	80.7	75.8	64.0	18.4	41.8	12.9
5 (2023)	54.8	22.8	76.6	88.2	82.6	80.1	82.1	83.2	80.7	76.4	65.3	18.7	43.7	13.1
6 (2024)	55.6	23.6	77.2	88.9	83.9	81.4	83.0	83.9	81.6	77.3	66.6	19.3	45.2	13.5

(資料) 総務省「労働力調査(基本集計)」

第2－1－7図 就業者数と65歳以上人口の推移



(資料) 総務省「労働力調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」「(中位推計)、独立行政法人 労働政策研究・研修機構「2023年度版 労働力需給の推計」、2040年以降の就業者数は、労働力需給の推計、日本の将来推計人口を基に数理課において推計。

3. 経済状況の推移と現状

(1) 消費者物価上昇率

消費者物価指数の伸び率の推移をみると、昭和 48(1973)年 10 月に勃発した第 4 次中東戦争をきっかけとして起こった石油危機の時期以降、低下傾向にあったが、令和 4 (2022)年以降上昇し、令和 5 (2023)年には前年比でプラス 3.2%となっている（第 2－1－8 表）。

このため、平成 12(2000)年からコロナ禍以前である令和元(2019)年までの過去 20 年平均では 0.1%とゼロ近傍で横ばいの状態となっていたが、近年の消費者物価の上昇もあり、令和 6 (2024)年までの過去 30 年平均(1995～2024 年)では 0.4%となっている（第 2－1－9 図）。

第 2－1－8 表 消費者物価上昇率の推移

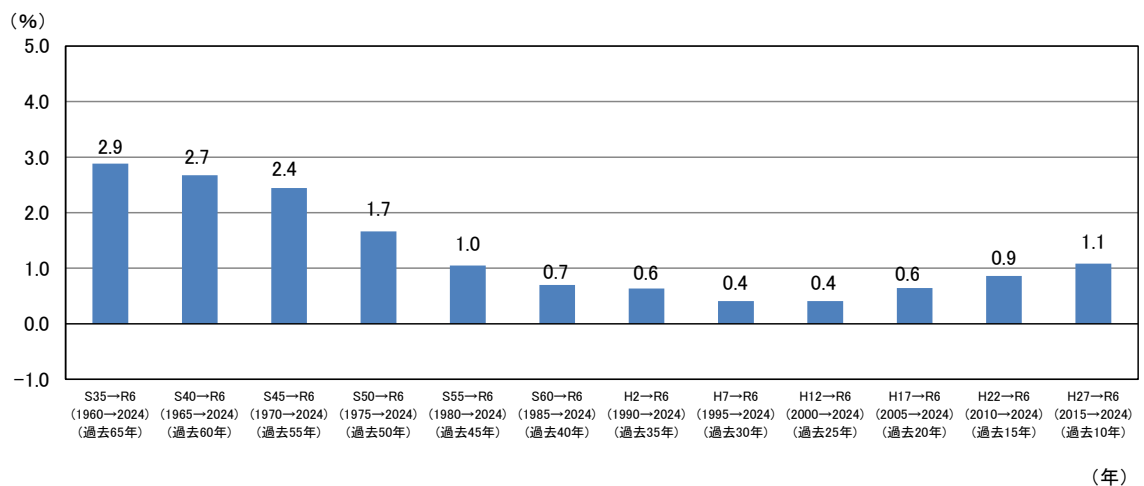
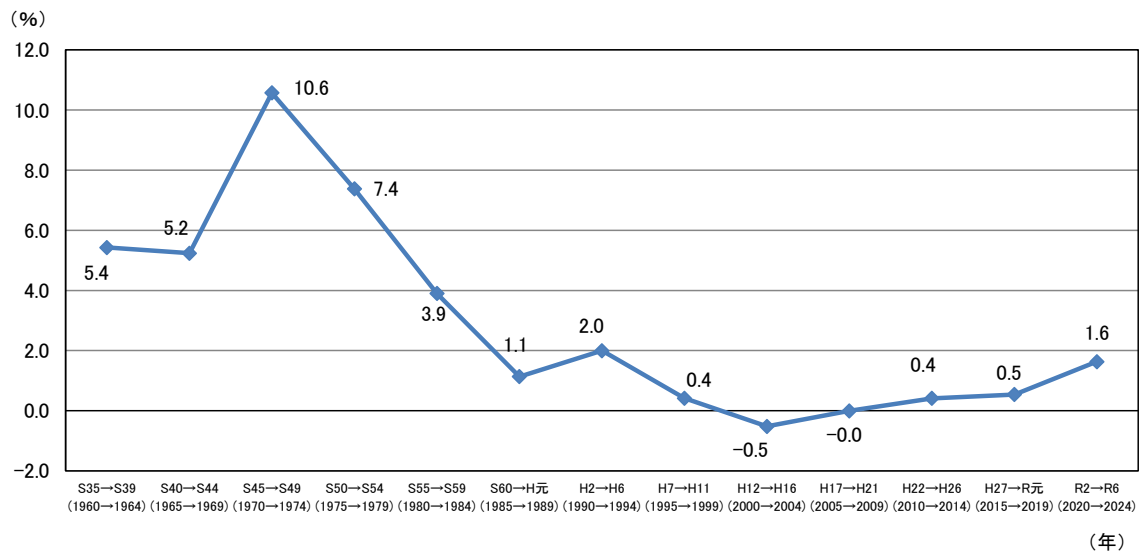
(単位: %)

年 次	消費者物価 上昇率	年 次	消費者物価 上昇率	年 次	消費者物価 上昇率
昭和27 (1952) 年	5.0	昭和52 (1977) 年	8.1	平成14 (2002) 年	-0.9
昭和28 (1953) 年	6.5	昭和53 (1978) 年	4.2	平成15 (2003) 年	-0.3
昭和29 (1954) 年	6.5	昭和54 (1979) 年	3.7	平成16 (2004) 年	0.0
昭和30 (1955) 年	-1.1	昭和55 (1980) 年	7.7	平成17 (2005) 年	-0.3
昭和31 (1956) 年	0.3	昭和56 (1981) 年	4.9	平成18 (2006) 年	0.3
昭和32 (1957) 年	3.1	昭和57 (1982) 年	2.8	平成19 (2007) 年	0.0
昭和33 (1958) 年	-0.4	昭和58 (1983) 年	1.9	平成20 (2008) 年	1.4
昭和34 (1959) 年	1.0	昭和59 (1984) 年	2.3	平成21 (2009) 年	-1.4
昭和35 (1960) 年	3.6	昭和60 (1985) 年	2.0	平成22 (2010) 年	-0.7
昭和36 (1961) 年	5.3	昭和61 (1986) 年	0.6	平成23 (2011) 年	-0.3
昭和37 (1962) 年	6.8	昭和62 (1987) 年	0.1	平成24 (2012) 年	0.0
昭和38 (1963) 年	7.6	昭和63 (1988) 年	0.7	平成25 (2013) 年	0.4
昭和39 (1964) 年	3.9	平成元 (1989) 年	2.3	平成26 (2014) 年	2.7
昭和40 (1965) 年	6.6	平成2 (1990) 年	3.1	平成27 (2015) 年	0.8
昭和41 (1966) 年	5.1	平成3 (1991) 年	3.3	平成28 (2016) 年	-0.1
昭和42 (1967) 年	4.0	平成4 (1992) 年	1.6	平成29 (2017) 年	0.5
昭和43 (1968) 年	5.3	平成5 (1993) 年	1.3	平成30 (2018) 年	1.0
昭和44 (1969) 年	5.2	平成6 (1994) 年	0.7	令和元 (2019) 年	0.5
昭和45 (1970) 年	7.7	平成7 (1995) 年	-0.1	令和2 (2020) 年	0.0
昭和46 (1971) 年	6.3	平成8 (1996) 年	0.1	令和3 (2021) 年	-0.2
昭和47 (1972) 年	4.9	平成9 (1997) 年	1.8	令和4 (2022) 年	2.5
昭和48 (1973) 年	11.7	平成10 (1998) 年	0.6	令和5 (2023) 年	3.2
昭和49 (1974) 年	23.2	平成11 (1999) 年	-0.3	令和6 (2024) 年	2.7
昭和50 (1975) 年	11.7	平成12 (2000) 年	-0.7		
昭和51 (1976) 年	9.4	平成13 (2001) 年	-0.7		

(資料) 総務省「消費者物価指数」の年平均の総合指数

(注) 1970 年以前は持家の帰属家賃を除く指数

第 2 - 1 - 9 図 消費者物価上昇率（暦年）の推移



(資料) 総務省「消費者物価指数」の年平均の総合指数より作成

(注) 1970年以前は持家の帰属家賃を除く指数

(2) 賃金上昇率

厚生年金の平均標準報酬額上昇率から物価上昇率を控除した実質上昇率の推移をみると、1980年代から1990年代前半にかけてはおおむね1～2%の伸び率で推移してきたが、1990年代後半から伸び率が低下してきており、2000年代後半以降は平均するとマイナスとなっている。令和4(2022)年度以降、名目の上昇率はやや高い水準となっているが、その一方で円安や原材料価格高騰等の影響により物価上昇率も高い水準となっているため、実質賃金上昇率はマイナスとなっている(第2-1-10表及び第2-1-11図)。

第 2 - 1 - 10 表 平均標準報酬額上昇率の推移

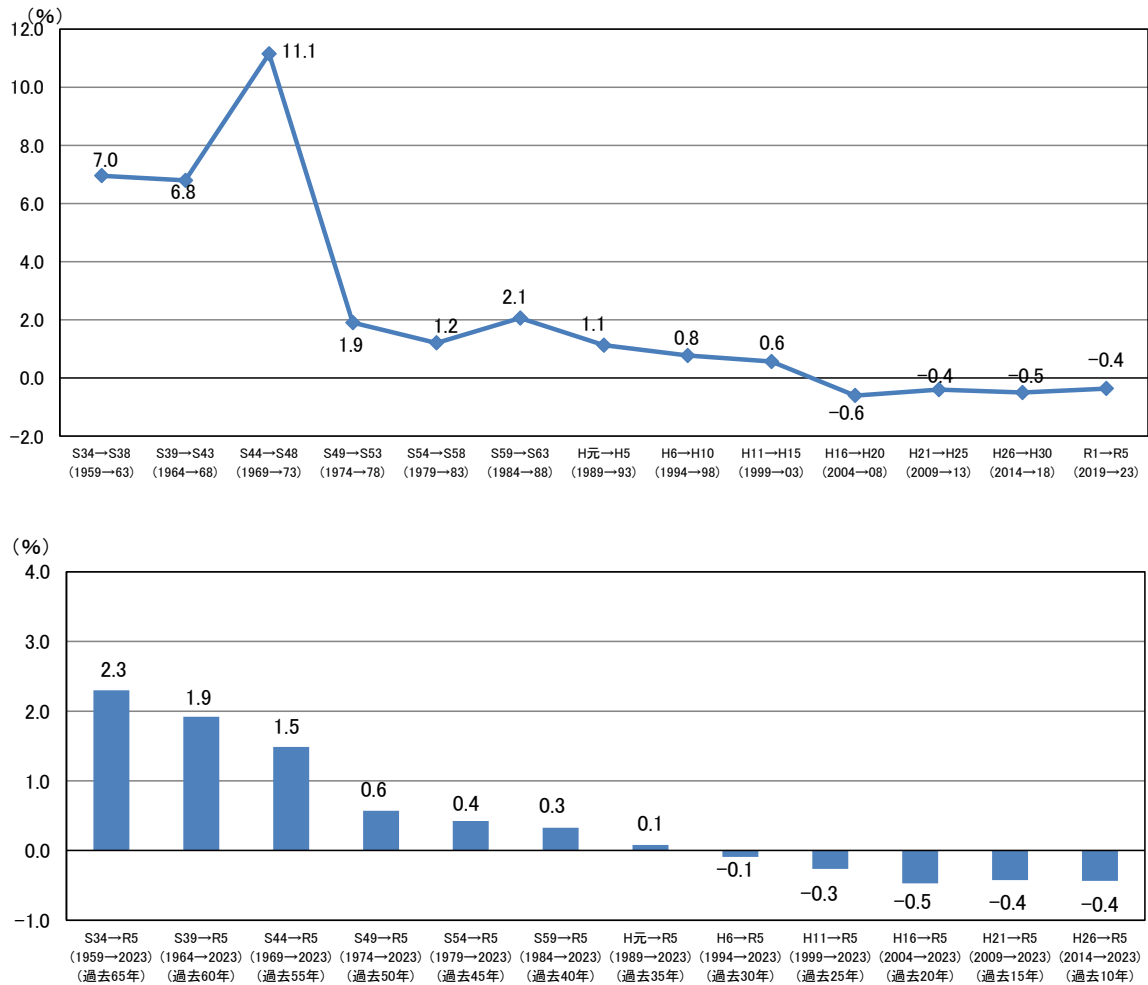
年 次	名 目	実 質	年 次	名 目	実 質
昭和27 (1952) 年	4.2	-0.8	平成元 (1989) 年	5.1	2.8
昭和28 (1953) 年	2.9	-3.6	平成2 (1990) 年	4.5	1.4
昭和29 (1954) 年	62.4	55.9	平成3 (1991) 年	3.9	0.6
昭和30 (1955) 年	2.2	3.3	平成4 (1992) 年	2.4	0.8
昭和31 (1956) 年	1.9	1.6	平成5 (1993) 年	1.4	0.1
昭和32 (1957) 年	2.1	-1.0	平成6 (1994) 年	2.9	2.2
昭和33 (1958) 年	1.3	1.7	平成7 (1995) 年	1.3	1.4
昭和34 (1959) 年	1.5	0.5	平成8 (1996) 年	1.2	1.1
昭和35 (1960) 年	31.7	28.1	平成9 (1997) 年	1.8	-0.0
昭和36 (1961) 年	10.2	4.9	平成10 (1998) 年	-0.2	-0.8
昭和37 (1962) 年	10.4	3.6	平成11 (1999) 年	-0.2	0.1
昭和38 (1963) 年	7.6	0.0	平成12 (2000) 年	1.0	1.7
昭和39 (1964) 年	9.1	5.2	平成13 (2001) 年	0.4	0.7
昭和40 (1965) 年	22.5	15.9	平成14 (2002) 年	-0.7	-0.5
昭和41 (1966) 年	8.5	3.4	平成15 (2003) 年	-0.6	0.2
昭和42 (1967) 年	9.3	5.3	平成16 (2004) 年	-0.2	-0.1
昭和43 (1968) 年	9.9	4.6	平成17 (2005) 年	-0.2	0.2
昭和44 (1969) 年	23.8	18.6	平成18 (2006) 年	-0.3	-0.4
昭和45 (1970) 年	15.2	7.5	平成19 (2007) 年	-0.5	-0.2
昭和46 (1971) 年	17.4	11.1	平成20 (2008) 年	-0.5	-1.9
昭和47 (1972) 年	12.1	7.2	平成21 (2009) 年	-3.0	-1.6
昭和48 (1973) 年	23.4	11.7	平成22 (2010) 年	-0.4	0.3
昭和49 (1974) 年	24.3	1.1	平成23 (2011) 年	-0.1	0.2
昭和50 (1975) 年	10.7	-1.0	平成24 (2012) 年	-0.3	-0.3
昭和51 (1976) 年	16.8	7.4	平成25 (2013) 年	-0.1	-0.5
昭和52 (1977) 年	8.8	0.7	平成26 (2014) 年	1.1	-1.6
昭和53 (1978) 年	5.7	1.5	平成27 (2015) 年	0.3	-0.5
昭和54 (1979) 年	5.7	2.0	平成28 (2016) 年	-0.1	0.1
昭和55 (1980) 年	8.8	1.1	平成29 (2017) 年	0.3	-0.2
昭和56 (1981) 年	5.2	0.3	平成30 (2018) 年	0.8	-0.2
昭和57 (1982) 年	4.5	1.7	令和元 (2019) 年	0.6	0.1
昭和58 (1983) 年	2.9	1.0	令和2 (2020) 年	-0.5	-0.5
昭和59 (1984) 年	3.4	1.1	令和3 (2021) 年	1.0	1.2
昭和60 (1985) 年	5.1	3.1	令和4 (2022) 年	1.4	-1.1
昭和61 (1986) 年	2.6	2.0	令和5 (2023) 年	1.7	-1.5
昭和62 (1987) 年	1.9	1.8			
昭和63 (1988) 年	3.0	2.3			

(注1) 標準報酬上昇率は、平成12年度以前は年末(12月)の平均標準報酬月額の前年同月比の伸び率である。

平成13年度以降は、性・年齢構成の変動による影響を控除した名目標準報酬上昇率である(年金積立金運用報告書より抜粋、平成16年度以降は総報酬ベース、平成27年度までは被用者年金一元化前)。令和4年度以降は、性・年齢構成に加え、短時間労働者構成割合の影響を控除した名目賃金上昇率。

(注2) 実質上昇率を計算する基となる消費者物価指数は年平均の伸び率である。

第 2 - 1 - 11 図 平均標準報酬月額上昇率（実質）の推移



(3) 運用利回り

厚生年金、国民年金の積立金は、平成 12(2000)年度までは全額を旧大蔵省資金運用部（財務省財政融資資金）に預託することによって運用されていた。しかし、平成 13(2001)年度以降は、財政投融资制度の抜本的な改革等により、厚生労働大臣が直接、年金積立金管理運用独立行政法人（平成 17(2005)年度までは旧年金資金運用基金）に資金を寄託することにより運用されることとなった。

年金積立金管理運用独立行政法人においては、民間の運用機関等を活用した市場運用を行っているほか、平成 13(2001)年度から平成 19(2007)年度までに財政融資資金特別会計から直接引き受けた財投債の管理運用を行っていた。また、平成 22(2010)年度までは旧年金福祉事業団に係る承継資産の運用についても行っており、旧資金運用部へ預託されていた積立金の全額が償還される平成 20(2008)年度末までの間は、経過的に財政融資資金への預託という形でも運用を行っていた。

このため、積立金の運用利回りの実績については、平成 12(2000)年度以前と平

成 13(2001)年度以降の運用方法の違いに留意する必要がある。また、年金積立金管理運用独立行政法人の基本ポートフォリオは、財政検証の前提等を踏まえて、見直されていることにも留意する必要がある（第 2－1－12 表）。

長期的にみると保険料収入や年金給付費は名目賃金上昇率に連動して増加することから、年金財政にとっては、名目運用利回りから名目賃金上昇率を控除したもの（以下「実質的な運用利回り」という。）が重要である。以下において、平成 12(2000)年度以前と平成 13(2001)年度以降の実質的な運用利回りがどのように推移しているか確認する。

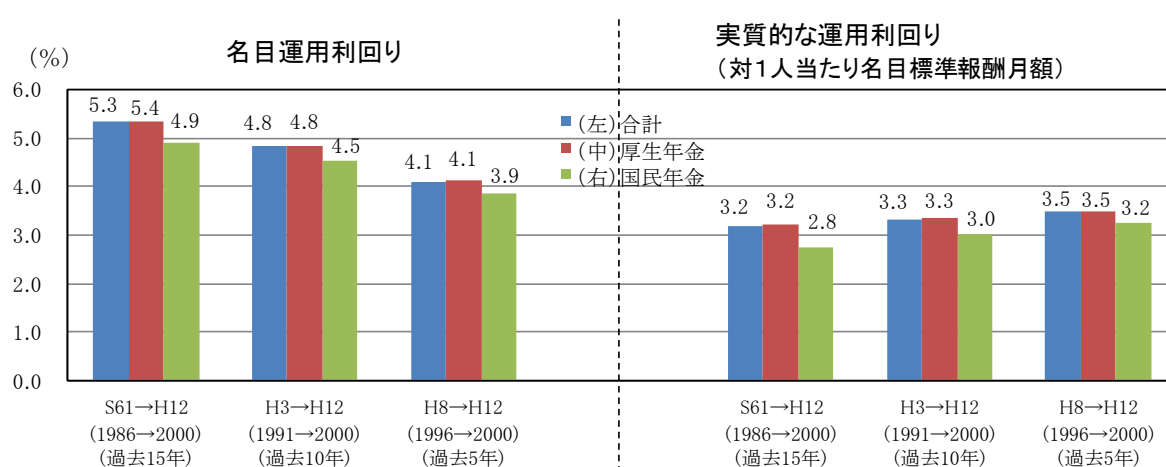
平成 12(2000)年度以前の運用利回りは、資金運用部に対する名目の新規預託金利の動向に依存するものであり、実質的な運用利回りでみるとおおむね 3～4%の水準となっていた（第 2－1－13 図）。

一方、平成 13(2001)年度以降の運用利回りについては、自主運用を開始した平成 13(2001)から令和 5(2023)年度の 23 年度平均でみると、実質的な運用利回りの実績値は 4.35%となっており、令和 5(2023)年度までの長期の運用目標である実質的な運用利回り 1.7%を 2.65%ポイント程度上回っている（第 2－1－14 表）。

第 2－1－12 表 年金積立金管理運用独立行政法人の基本ポートフォリオ

	2001年4月 ～2005年3月	2005年4月 ～2013年6月	2013年6月 ～2014年9月	2014年10月 ～2020年3月	2020年4月～
国内債券	68%	67%	60%	35%	25%
外国債券	7%	8%	11%	15%	25%
国内株式	12%	11%	12%	25%	25%
外国株式	8%	9%	12%	25%	25%
短期資産	5%	5%	5%	—	—

第 2－1－13 図 運用利回りの推移（1986～2000 年度）



(注1) 旧年金福祉事業団による自主運用分の損益は含まれていない。

(注2) 年度ベースの運用利回りである。

(注3) 1人当たり名目標準報酬月額上昇率は、性・年齢構成の変動による影響を除去していない。

第2-1-14表 2001(平成13)年度以降の運用利回り

(単位:%)

年 度	名目運用利回り				実質運用利回り (対物価上昇率)				実質的な運用利回り (対名目賃金上昇率)			
	合計	(過去10年 平均)	厚生年金	国民年金	合計	(過去10年 平均)	厚生年金	国民年金	合計	(過去10年 平均)	厚生年金	国民年金
平成13(2001)	1.94	-	1.99	1.29	2.97	-	3.02	2.31	1.55	-	1.60	0.91
14(2002)	0.17	-	0.21	-0.39	0.77	-	0.81	0.21	0.84	-	0.88	0.27
15(2003)	4.90	-	4.91	4.78	5.11	-	5.12	4.99	5.54	-	5.55	5.42
16(2004)	2.73	-	2.73	2.77	2.83	-	2.83	2.87	2.92	-	2.92	2.96
17(2005)	6.83	-	6.82	6.88	6.94	-	6.93	6.99	7.09	-	7.08	7.14
18(2006)	3.10	-	3.10	3.07	2.89	-	2.89	2.86	3.36	-	3.36	3.33
19(2007)	-3.53	-	-3.54	-3.38	-3.91	-	-3.92	-3.76	-3.08	-	-3.09	-2.93
20(2008)	-6.86	-	-6.83	-7.29	-7.87	-	-7.84	-8.30	-6.40	-	-6.37	-6.83
21(2009)	7.54	-	7.54	7.48	9.40	-	9.40	9.34	10.90	-	10.90	10.84
22(2010)	-0.26	(1.57)	-0.26	-0.25	0.14	(1.81)	0.14	0.15	0.18	(2.18)	0.18	0.19
23(2011)	2.17	(1.59)	2.17	2.15	2.27	(1.74)	2.27	2.25	2.25	(2.25)	2.25	2.23
24(2012)	9.56	(2.50)	9.57	9.52	9.89	(2.63)	9.90	9.85	9.91	(3.14)	9.92	9.87
25(2013)	8.23	(2.82)	8.22	8.31	7.26	(2.84)	7.25	7.34	8.38	(3.41)	8.37	8.46
26(2014)	11.62	(3.68)	11.61	11.79	8.47	(3.39)	8.46	8.64	10.45	(4.14)	10.44	10.62
27(2015)	-3.18	(2.67)	-3.14	-3.72	-3.37	(2.35)	-3.34	-3.91	-3.50	(3.06)	-3.46	-4.04
28(2016)	5.32	(2.89)	5.30	5.63	5.43	(2.59)	5.41	5.74	5.37	(3.26)	5.36	5.68
29(2017)	6.51	(3.91)	6.50	6.70	5.77	(3.58)	5.76	5.96	6.24	(4.22)	6.23	6.42
30(2018)	1.42	(4.80)	1.42	1.46	0.71	(4.51)	0.71	0.75	0.62	(4.97)	0.62	0.66
令和元(2019)	-4.96	(3.51)	-4.96	-5.07	-5.43	(3.00)	-5.43	-5.54	-5.53	(3.30)	-5.52	-5.63
2(2020)	23.92	(5.78)	23.90	24.39	24.17	(5.24)	24.14	24.64	24.57	(5.58)	24.54	25.04
3(2021)	5.19	(6.09)	5.19	5.23	5.08	(5.52)	5.08	5.12	4.10	(5.77)	4.10	4.14
4(2022)	1.44	(5.28)	1.44	1.43	-1.71	(4.35)	-1.71	-1.72	0.05	(4.78)	0.05	0.04
5(2023)	21.81	(6.53)	21.81	21.79	18.26	(5.38)	18.26	18.24	19.80	(5.83)	19.80	19.78
平成13(2001) →令和5(2023) (過去23年平均)	4.35	-	4.36	4.30	3.95	-	3.95	3.89	4.35	-	4.36	4.30

(資料) 厚生労働省「令和5年度 厚生年金保険法第79条の9第1項に基づく積立金の管理及び運用の状況に関する報告書」、総務省「消費者物価指数」の年度平均の総合指数の伸び率より作成。

(注1) 運用利回りは運用手数料控除後のものである。

(注2) 名目運用利回りは、平成26年度まではKKR、地共連及び私学事業団で運用される積立金に係る分は含まれていない。

(注3) 実質運用利回り及び実質的な運用利回りは、それぞれ、 $(1 + \text{物価上昇率} \div 100) \div (1 + \text{物価上昇率} \div 100) \times 100 - 100$ 、 $(1 + \text{名目運用利回り} \div 100) \div (1 + \text{名目賃金上昇率} \div 100) \times 100 - 100$ により求めている。ここで、物価上昇率は、消費者物価指数の年度平均伸び率である。また、名目賃金上昇率は、令和3年度以前は性・年齢構成、令和4年度以降は性・年齢・所定労働時間別構成の変動による影響を控除した名目標準報酬上昇率(共済組合分を含む)であり、年金改定率の算出のもととなるものである。

第2節

国民年金・厚生年金の財政の推移と現状

1. 被保険者の動向

(1) 厚生年金（第1号）

厚生年金の適用事業所数及び被保険者数について、これまでの推移を示したものが第2-2-1表である。平成27(2015)年10月の被用者年金一元化により、それまで厚生年金と共済年金に分かれていた被用者年金制度が厚生年金に統一されたが、ここでは対象を厚生年金（第1号）の被保険者に限っている。

適用事業所数は昭和17(1942)年度末には6万事業所であったが、その後、数次の適用拡大があり、昭和30(1955)年度末には26.5万事業所と約4倍に増加した。また、被保険者数も昭和17(1942)年度末には356万人であったが、昭和30(1955)年度末には840万人と倍以上に増加した。1960年代には、適用範囲についての制度上の変更はなかったが、高度経済成長に伴う適用事業所や被用者の増加があり、被保険者数は大幅に増大した。しかし、1970年代には、オイルショックを契機に高度成長から安定成長に向かうという経済情勢の変化があり、適用事業所数、被保険者数ともに伸びが鈍化した。

経済情勢の変化の影響は特に女子の被保険者数の動向にあらわれている。1960年代は経済の高度成長期にあたり、女子の被保険者数の伸びは1.8倍と男子の1.6倍を上回る伸びを示した。しかし、1970年代は、男子については徐々に増加したものの、女子については昭和48(1973)年度をピークとして減少した。女子はその後増減を繰り返し、昭和52(1977)年度から再び増加傾向にあった。さらに、女子の被保険者数は経済成長期に大きく伸び、不況期には減少するという傾向がみられたものの、近年は女性の社会進出に伴い、増加傾向にある。

1980年代には、5人未満事業所への適用拡大があり、被保険者数は着実に増加したものの、平成になってからは、厳しい経済状況に伴う雇用環境の変化に伴い、平成9(1997)年度末の3,347万人をピークに、平成15(2003)年度までは減少基調であった。しかし、近年は増加傾向にあり、平成20(2008)年度及び平成21(2009)年度には世界金融危機による減少があったが、以後は毎年上昇している。特に平成26(2014)年度以降の上昇の度合いは高く、令和2(2020)年度、令和3(2021)年度には新型コロナウイルス感染症の流行による上昇傾向の鈍化が見られたが、平成28(2016)年10月及び令和4(2022)年10月の短時間労働者への適用拡大の影響もあり、令和5(2023)年度末の被保険者総数は4,211万人となっている。

第 2 - 2 - 1 表 厚生年金適用事業所数及び被保険者数の推移

(年度末現在)

年 度	適 用 事業所数	船 舶 所有者数	被 保 険 者 数					
			合計	一般男子	女子	坑内員	船員	任意継続
	千	千	千人	千人	千人	千人	千人	千人
昭和 1 7 (1942)	60	4	3,557	3,168	0	294	95	・
2 0 (1945)	91	…	4,411	3,128	1,038	160	84	・
2 5 (1950)	167	6	6,237	4,323	1,528	262	124	0
3 0 (1955)	265	8	8,402	5,774	2,220	232	165	10
3 5 (1960)	399	10	13,457	8,992	3,997	234	216	17
4 0 (1965)	583	11	18,670	12,269	5,979	147	252	23
4 5 (1970)	732	11	22,522	14,834	7,313	80	262	33
5 0 (1975)	855	12	23,893	16,158	7,392	40	245	58
5 5 (1980)	968	11	25,445	17,181	7,922	33	205	103
6 0 (1985)	1,030	10	27,234	18,344	8,573	25	166	126
平成 2 (1990)	1,409	9	30,997	20,699	10,132	8	126	32
3 (1991)	1,488	8	31,959	21,258	10,552	8	120	22
4 (1992)	1,536	8	32,493	21,589	10,768	7	114	15
5 (1993)	1,564	8	32,651	21,694	10,829	6	109	12
6 (1994)	1,587	8	32,740	21,773	10,848	5	104	10
7 (1995)	1,606	7	32,808	21,823	10,873	5	99	8
8 (1996)	1,652	7	32,999	21,942	10,955	3	94	5
9 (1997)	1,703	7	33,468	22,361	11,011	3	89	3
1 0 (1998)	1,691	7	32,957	22,039	10,830	3	82	2
1 1 (1999)	1,683	7	32,481	21,720	10,680	3	78	1
1 2 (2000)	1,674	6	32,192	21,508	10,608	3	74	0
1 3 (2001)	1,651	6	31,576	21,087	10,419	1	69	—
1 4 (2002)	1,629	6	32,144	21,414	10,663	1	66	—
1 5 (2003)	1,618	6	32,121	21,305	10,753	1	63	—
1 6 (2004)	1,626	6	32,491	21,442	10,987	1	61	—
1 7 (2005)	1,643	5	33,022	21,679	11,282	1	60	—
1 8 (2006)	1,676	5	33,794	22,079	11,655	1	59	—
1 9 (2007)	1,710	5	34,570	22,485	12,026	1	58	—
2 0 (2008)	1,734	5	34,445	22,319	12,068	1	57	—
2 1 (2009)	1,749	5	34,248	22,137	12,055	1	56	—
2 2 (2010)	1,744	5	34,411	22,186	12,170	1	54	—
2 3 (2011)	1,740	5	34,515	22,188	12,273	1	53	—
2 4 (2012)	1,754	5	34,717	22,226	12,439	1	53	—
2 5 (2013)	1,796	4	35,273	22,513	12,707	1	52	—
2 6 (2014)	1,863	4	35,985	22,876	13,057	1	52	—
2 7 (2015)	1,970	4	36,864	23,323	13,488	1	52	—
2 8 (2016)	2,105	4	38,218	23,927	14,238	1	52	—
2 9 (2017)	2,223	4	39,112	24,364	14,695	1	52	—
3 0 (2018)	2,333	4	39,806	24,637	15,117	1	52	—
令和 元 (2019)	2,432	4	40,374	24,825	15,498	0	52	—
2 (2020)	2,505	4	40,472	24,735	15,685	0	51	—
3 (2021)	2,594	4	40,645	24,693	15,901	0	50	—
4 (2022)	2,684	4	41,569	24,932	16,587	0	50	—
5 (2023)	2,787	4	42,109	25,071	16,987	0	51	—

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）

- (注) 1 第1号厚生年金被保険者のみである。
2 平成9(1997)年度以降の被保険者数は、旧日本鉄道共済組合、旧日本たばこ産業共済組合、旧日本電信電話共済組合の旧3公社共済組合適用の被保険者を含む。
3 平成14(2002)年度以降の被保険者数は、旧農林漁業団体職員共済組合適用の被保険者を含む。
4 任意継続被保険者制度は、昭和60年の制度改正時に原則として廃止され、それ以降は経過的に存続。

被保険者のうち、坑内員については、昭和 25(1950)年度は 26 万人となっていたが、その後は減少の一途をたどり、令和 5 (2023)年度末には千人未満となっている。また、船員である被保険者数は、昭和 45(1970)年度の 26 万人をピークとして減少し、令和 5 (2023)年度末には 5.1 万人とピーク時の 5 分の 1 程度となっている。

第 2－2－2 表は厚生年金被保険者の平均年齢の推移を示したものである。なお、平成 15(2003)年度以降は全数統計であるが、平成 14(2002)年度までは厚生年金の被保険者を抽出率 100 分の 1（平成 2 (1990)年度までは 500 分の 1）で抽出し、その標本の平均年齢を算出したものである。平均年齢は昭和 40 年代には年当たり 0.5 歳程度上昇していたが、その後上昇の度合いは緩やかとなり、令和 5 (2023)年度末の平均年齢は男子で 45.4 歳、女子で 43.8 歳となっている。なお、平成 14(2002)年度に平均年齢が大きく上昇しているが、これは厚生年金保険の加入可能年齢が 65 歳から 70 歳まで引き上げられた影響によるものである。

第 2－2－3 表は、厚生年金の平均標準報酬月額の推移を示したものである。厚生年金の保険料や年金給付は、基本的に被保険者の報酬額に応じて決定されるが、被保険者が実際に受ける報酬をそのまま算定基礎として用いず、報酬をいくつかの階級に分けて、その階級に代表的な報酬額（標準報酬）を与え、それを算定基礎として用いる報酬とすることとしている。基本的に、4 月から 6 月（平成 14(2002)年度までは 5 月から 7 月）の 3 か月間の報酬月額（ボーナスは含まない）の平均を基に標準報酬月額を決定し、その年の 9 月（平成 14(2002)年度までは 10 月）から翌年に改定されるまで適用される。

第 2 - 2 - 2 表 厚生年金被保険者の平均年齢

(単位：歳)

年 度	合 計	一般男子	女 子
昭和 4 0 (1965)	32.6	34.0	29.6
4 5 (1970)	34.9	36.1	32.4
5 0 (1975)	37.3	38.0	35.7
5 5 (1980)	38.5	39.3	36.7
6 0 (1985)	39.2	40.1	37.3
平成 2 (1990)	39.0	40.0	37.0
3 (1991)	39.2	40.2	37.2
4 (1992)	39.4	40.3	37.3
5 (1993)	39.5	40.5	37.5
6 (1994)	39.7	40.6	37.9
7 (1995)	39.9	40.7	38.2
8 (1996)	40.1	40.9	38.5
9 (1997)	40.2	41.1	38.6
1 0 (1998)	40.4	41.2	38.8
1 1 (1999)	40.5	41.3	38.9
1 2 (2000)	40.6	41.4	39.0
1 3 (2001)	40.7	41.5	39.0
1 4 (2002)	41.3	42.1	39.6
1 5 (2003)	41.4	42.2	39.6
1 6 (2004)	41.5	42.3	39.7
1 7 (2005)	41.6	42.4	39.8
1 8 (2006)	41.6	42.5	40.0
1 9 (2007)	41.8	42.6	40.1
2 0 (2008)	42.0	42.8	40.4
2 1 (2009)	42.1	42.9	40.6
2 2 (2010)	42.3	43.1	40.8
2 3 (2011)	42.5	43.3	41.0
2 4 (2012)	42.7	43.4	41.2
2 5 (2013)	42.8	43.6	41.4
2 6 (2014)	43.0	43.8	41.7
2 7 (2015)	43.2	44.0	41.9
2 8 (2016)	43.5	44.2	42.2
2 9 (2017)	43.6	44.4	42.4
3 0 (2018)	43.8	44.5	42.6
令和 元 (2019)	44.0	44.7	42.8
2 (2020)	44.1	44.9	43.0
3 (2021)	44.4	45.1	43.3
4 (2022)	44.6	45.3	43.6
5 (2023)	44.8	45.4	43.8

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）

（注）第 1 号厚生年金被保険者のみである。

第 2 - 2 - 3 表 厚生年金の標準報酬月額平均の推移

(単位：円)

年 度	合 計	一般男子	女 子	坑 内 員	船 員
昭和 3 0 (1955)	11,884	13,391	7,530	16,040	・
3 5 (1960)	16,690	19,660	9,516	25,098	・
4 0 (1965)	29,342	34,670	18,178	38,751	・
4 5 (1970)	54,806	64,823	34,306	71,149	・
4 8 (1973)	89,439	105,747	55,439	111,694	・
5 0 (1975)	122,552	141,376	81,166	167,383	・
5 5 (1980)	188,263	220,444	119,082	248,016	・
6 0 (1985)	231,161	270,435	148,177	303,757	・
平成 2 (1990)	273,684	318,682	181,493	342,224	318,666
3 (1991)	284,362	330,566	190,914	354,887	333,511
4 (1992)	291,145	337,142	198,458	365,433	345,673
5 (1993)	295,125	340,798	203,125	374,234	353,246
6 (1994)	303,611	351,140	207,696	390,047	363,927
7 (1995)	307,530	355,607	210,526	396,997	367,371
8 (1996)	311,344	359,836	213,720	404,524	371,453
9 (1997)	316,881	365,532	217,624	406,838	373,917
1 0 (1998)	316,186	363,777	218,915	406,776	371,121
1 1 (1999)	315,353	361,901	220,278	370,827	370,737
1 2 (2000)	318,688	365,917	222,587	369,175	366,382
1 3 (2001)	318,679	365,143	224,311	376,364	366,802
1 4 (2002)	314,489	359,249	224,292	392,061	362,128
1 5 (2003)	313,893	358,875	224,394	378,782	377,137
1 6 (2004)	313,679	358,607	225,663	371,176	373,815
1 7 (2005)	313,204	358,118	226,582	363,271	371,635
1 8 (2006)	312,703	357,549	227,439	352,678	373,141
1 9 (2007)	312,258	356,597	229,030	356,494	379,729
2 0 (2008)	312,813	356,898	230,952	350,544	381,751
2 1 (2009)	304,173	345,077	228,710	346,295	379,114
2 2 (2010)	305,715	347,136	229,876	350,533	378,467
2 3 (2011)	304,589	345,623	230,085	348,305	377,725
2 4 (2012)	306,131	347,421	232,046	346,458	378,687
2 5 (2013)	306,282	347,194	233,482	342,763	382,649
2 6 (2014)	308,382	349,654	235,763	341,407	385,514
2 7 (2015)	308,938	350,017	237,574	340,279	393,533
2 8 (2016)	308,133	349,991	237,462	342,756	396,995
2 9 (2017)	309,994	351,857	240,264	347,976	400,312
3 0 (2018)	312,678	354,863	243,623	354,816	400,766
令和 元 (2019)	314,798	357,127	246,693	368,679	404,423
2 (2020)	313,099	355,113	246,518	363,829	412,695
3 (2021)	318,593	361,448	251,727	371,410	417,641
4 (2022)	320,919	364,503	255,093	375,670	423,641
5 (2023)	326,159	370,279	260,712	391,414	435,797

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）

（注） 1 第 1 号厚生年金被保険者のみである。

2 年度末値である。

3 昭和50年以前の合計については、任意継続被保険者を除いた平均である。

（２）国民年金

国民年金の被保険者数のこれまでの推移について示したものが、第２－２－４表及び第２－２－５表である。

国民年金における強制適用の被保険者数は、制度発足当時の昭和 36(1961)年度末には 1,577 万人であったが、その後少しずつ増加し、昭和 53(1978)年度末には 2,019 万人となった。しかし、その後は減少し、昭和 60(1985)年度末には 1,764 万人となった。昭和 45(1970)年度末までの被保険者数の増加については、制度発足当初の適用対象が 50 歳未満であったため、昭和 45(1970)年度末までは 60 歳到達による資格喪失が発生しなかったということによるところが大きい。その後、労働力人口が増加しているにもかかわらず、強制適用の被保険者数の増加幅が小さく、昭和 50(1975)年度からは減少しているのは、産業構造や就業構造の変化や厚生年金の適用拡大によるものであると考えられる。

一方、任意加入の被保険者数については昭和 55(1980)年度までは着実に増加を続けていたものの、昭和 56(1981)年度からは減少している。

昭和 61(1986)年度から基礎年金制度が施行され、国民年金の被保険者の構成は大きく変わった。自営業者等からなる従来の強制適用の被保険者は第 1 号被保険者となったが、その際、それまで任意加入対象者となっていた 20 歳以上 60 歳未満の被用者年金の障害年金受給権者や老齢年金の受給資格期間を満たしている者などが新たに第 1 号被保険者として強制適用されることとなったため、昭和 61(1986)年度末における第 1 号被保険者数（任意加入被保険者 56 万人を除く。）は、昭和 60(1985)年度末における強制適用の被保険者数に比べて 130 万人程度多くなっている。また、従来、任意加入の被保険者の大部分を占めていた被用者年金制度における被保険者の被扶養配偶者は第 3 号被保険者となったが、それまで任意加入していなかった者も第 3 号被保険者として届出を行ったため、昭和 61(1986)年度末における第 3 号被保険者数は、昭和 60(1985)年度末における任意加入の被保険者数に比べて 350 万人程度多くなっている。

さらに、被用者年金制度の被保険者も国民年金の第 2 号被保険者となり、昭和 61(1986)年度末において国民年金の被保険者数は 6,332 万人となった。

国民年金の被保険者数は、基礎年金制度創設後しばらくの間、第 1 号被保険者は減少傾向、第 2 号被保険者及び第 3 号被保険者は増加傾向であった。しかし、2000 年代半ばまではこの傾向が逆転し、厳しい経済状況に伴う雇用環境の変化に伴い、第 2 号被保険者が減少し、第 1 号被保険者が増加した。近年は再びこの傾向が逆転し、第 1 号被保険者は減少傾向、第 2 号被保険者は増加傾向となっている。第 3 号被保険者については、女性の社会進出に伴い、平成 7(1995)年度末をピークに減少してきている。被保険者数の合計については、20～59 歳の国民は全て国民年金の被保険者となる仕組みであることから、現役世代の人口の推移に連

動しており、平成 11(1999)年度末までは増加してきたが、その後、緩やかな減少に転じており、今後は、少子化の影響を受け、減少傾向が続くものと見込まれる。

第 2 - 2 - 4 表 国民年金被保険者数の推移（1985(昭和 60)年度まで）

（年度末現在、単位：千人）

年度	合計			男子			女子		
	計	強制	任意	計	強制	任意	計	強制	任意
昭和 3 6 (1961)	18,241	15,773	2,468	7,619	7,097	521	10,622	8,675	1,947
4 0 (1965)	20,016	17,184	2,832	8,022	7,526	496	11,994	9,658	2,335
4 5 (1970)	24,337	19,508	4,829	9,294	8,487	807	15,043	11,021	4,022
5 0 (1975)	25,884	20,038	5,845	9,185	8,907	278	16,699	11,132	5,567
5 5 (1980)	27,596	19,733	7,863	9,381	9,030	352	18,215	10,703	7,511
6 0 (1985)	25,091	17,639	7,452	8,920	8,522	397	16,171	9,116	7,054

資料：社会保険庁「事業年報」

第 2 - 2 - 5 表 公的年金被保険者数の推移（1986(昭和 61)年度以降）

（年度末現在、単位：千人）

年度	合計				男子				女子			
	計	第 1 号	被用者	第 3 号	計	第 1 号	被用者	第 3 号	計	第 1 号	被用者	第 3 号
昭和 6 1 (1986)	63,317	19,514	32,875	10,929	31,745	9,152	22,563	30	31,572	10,362	10,312	10,898
平成 2 (1990)	66,313	17,579	36,778	11,956	33,187	8,244	24,902	42	33,126	9,335	11,876	11,915
3 (1991)	68,352	18,536	37,766	12,050	34,388	8,894	25,451	42	33,964	9,642	12,315	12,008
4 (1992)	68,941	18,508	38,321	12,112	34,727	8,914	25,769	43	34,215	9,593	12,552	12,069
5 (1993)	69,276	18,614	38,499	12,163	34,887	8,982	25,860	44	34,389	9,632	12,638	12,119
6 (1994)	69,548	18,761	38,592	12,195	35,028	9,060	25,923	46	34,520	9,702	12,669	12,149
7 (1995)	69,952	19,104	38,648	12,201	35,224	9,236	25,947	41	34,728	9,868	12,701	12,160
8 (1996)	70,195	19,356	38,824	12,015	35,439	9,361	26,038	39	34,756	9,994	12,786	11,976
9 (1997)	70,344	19,589	38,807	11,949	35,559	9,507	26,013	40	34,785	10,082	12,794	11,909
1 0 (1998)	70,502	20,426	38,258	11,818	35,664	9,972	25,648	43	34,838	10,453	12,610	11,775
1 1 (1999)	70,616	21,175	37,755	11,686	35,733	10,388	25,298	48	34,883	10,787	12,457	11,639
1 2 (2000)	70,491	21,537	37,423	11,531	35,714	10,614	25,048	52	34,777	10,923	12,375	11,479
1 3 (2001)	70,168	22,074	36,760	11,334	35,575	10,932	24,586	57	34,592	11,141	12,175	11,277
1 4 (2002)	70,460	22,368	36,856	11,236	35,839	11,156	24,612	70	34,621	11,212	12,244	11,166
1 5 (2003)	70,292	22,400	36,798	11,094	35,763	11,217	24,467	80	34,528	11,183	12,331	11,014
1 6 (2004)	70,293	22,170	37,130	10,993	35,790	11,133	24,569	88	34,503	11,036	12,561	10,905
1 7 (2005)	70,447	21,903	37,621	10,922	35,877	11,010	24,772	96	34,570	10,893	12,850	10,827
1 8 (2006)	70,383	21,230	38,363	10,789	35,936	10,696	25,141	99	34,447	10,535	13,222	10,690
1 9 (2007)	70,066	20,354	39,084	10,628	35,885	10,292	25,493	100	34,180	10,062	13,591	10,528
2 0 (2008)	69,358	20,007	38,916	10,436	35,557	10,170	25,283	104	33,801	9,837	13,632	10,333
2 1 (2009)	68,738	19,851	38,677	10,209	35,301	10,135	25,055	110	33,437	9,716	13,622	10,099
2 2 (2010)	68,258	19,382	38,829	10,046	35,110	9,915	25,081	114	33,147	9,467	13,748	9,932
2 3 (2011)	67,747	19,044	38,924	9,778	34,899	9,730	25,057	111	32,848	9,314	13,867	9,667
2 4 (2012)	67,356	18,637	39,116	9,602	34,746	9,563	25,071	112	32,610	9,075	14,045	9,490
2 5 (2013)	67,175	18,054	39,667	9,454	34,724	9,275	25,338	111	32,451	8,779	14,329	9,343
2 6 (2014)	67,134	17,420	40,395	9,319	34,766	8,962	25,694	109	32,368	8,458	14,700	9,210
2 7 (2015)	67,119	16,679	41,289	9,151	34,830	8,590	26,131	108	32,290	8,089	15,158	9,043
2 8 (2016)	67,309	15,754	42,665	8,890	35,000	8,165	26,726	109	32,309	7,589	15,938	8,781
2 9 (2017)	67,335	15,052	43,581	8,701	35,060	7,793	27,158	110	32,275	7,259	16,424	8,592
3 0 (2018)	67,462	14,711	44,284	8,467	35,163	7,638	27,414	112	32,299	7,073	16,870	8,356
令和 元 (2019)	67,616	14,533	44,879	8,203	35,279	7,568	27,596	114	32,337	6,965	17,283	8,089
2 (2020)	67,558	14,495	45,134	7,930	35,244	7,580	27,547	118	32,314	6,914	17,587	7,812
3 (2021)	67,293	14,312	45,354	7,627	35,110	7,496	27,495	118	32,183	6,816	17,859	7,508
4 (2022)	67,438	14,047	46,179	7,212	35,201	7,405	27,672	123	32,237	6,642	18,507	7,088
5 (2023)	67,445	13,871	46,718	6,856	35,229	7,307	27,793	129	32,217	6,564	18,925	6,728

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）

（注）第 1 号被保険者数には任意加入被保険者数を含む。

2. 年金受給権者数及び年金額の動向

(1) 厚生年金（第1号）

厚生年金における年金受給権者数及びその年金額について、これまでの推移を示したものが第2-2-6表及び第2-2-7表である。

年金受給権者の総数は、老齢年金の受給資格期間を満たすものが出始めた昭和30(1955)年度末には19万人に過ぎなかったが、その後急速に増加し、令和5(2023)年度末には3,767万人となっている。このうち、老齢年金の受給権者数は、昭和30(1955)年度以降、急速に全受給権者数に占める割合が高まっていき、1960年代後半には遺族年金の受給権者数を上回った。令和5(2023)年度末における老齢年金の受給権者数（老齢相当）は1,605万人であり、通算老齢相当の受給権者を除く全受給権者の約7割を占めている。

第2-2-8表は、厚生年金における老齢年金の受給権者数及び平均年金月額推移を示したものである。平均年金月額は、昭和48(1973)年度には3.8万円であったが、令和5(2023)年度には約4倍の14.6万円（65歳以上の本来支給分は15.0万円）となっている。これは、現役世代の賃金の上昇に応じて年金額が改定されてきたこと及び制度の成熟化により受給者の平均加入期間が伸びたことを反映している。なお、平成13(2001)年度以降は、定額部分の支給開始年齢の引上げ及び給付乗率の逡減等の影響により、平均年金額は低下し、また、年金額改定率も令和4(2022)年度までは概ね0%程度であり、平均年金額は14.5万円程度で推移していた。令和5年度では、実質賃金がプラスとなり、物価上昇率も大きかったため、2%近いプラス改定が行われている。

なお、平成27(2015)年10月の被用者年金一元化により、それまで厚生年金と共済年金に分かれていた被用者年金制度が厚生年金に統一されたが、ここでは対象を厚生年金（第1号）の受給権者に限っている。

第 2 - 2 - 6 表 厚生年金受給権者及び一時金受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	年 金 受 給 権 者 数						一時金 受給者
	合 計	老 齢	通算老齢	障 害	遺 族	通算遺族	
昭和 1 7 (1942)	-	・	・	-	-	・	-
2 0 (1945)	-	・	・	-	-	・	-
2 5 (1950)	65	-	・	10	55	・	92
3 0 (1955)	185	4	・	61	120	・	207
3 5 (1960)	328	44	・	87	198	・	251
4 0 (1965)	602	203	10	79	311	・	272
4 5 (1970)	1,235	534	91	102	507	・	187
5 0 (1975)	2,449	1,056	479	139	775	・	46
5 5 (1980)	4,773	2,063	1,359	206	1,090	55	4
6 0 (1985)	7,384	3,342	2,082	272	1,521	168	4
平成 2 (1990)	10,519	4,760	3,173	327	2,260		5
3 (1991)	11,092	4,993	3,389	336	2,375		5
4 (1992)	11,803	5,293	3,666	344	2,500		6
5 (1993)	12,535	5,598	3,960	353	2,625		9
6 (1994)	13,273	5,921	4,244	363	2,746		10
7 (1995)	14,448	6,592	4,603	372	2,881		17
8 (1996)	15,239	6,933	4,920	380	3,006		20
9 (1997)	16,813	7,822	5,299	393	3,299		24
1 0 (1998)	17,679	8,217	5,625	404	3,433		26
1 1 (1999)	18,571	8,580	5,975	415	3,601		29
1 2 (2000)	19,529	9,014	6,352	425	3,737		31
1 3 (2001)	20,559	9,486	6,764	436	3,873		30
1 4 (2002)	21,980	10,145	7,299	452	4,084		30
1 5 (2003)	23,148	10,690	7,770	463	4,225		33
1 6 (2004)	24,233	11,167	8,225	476	4,365		32
1 7 (2005)	25,110	11,523	8,591	487	4,509		30
1 8 (2006)	26,155	11,984	9,031	497	4,644		35
1 9 (2007)	27,502	12,596	9,627	507	4,772		40
2 0 (2008)	29,072	13,236	10,412	516	4,908		52
2 1 (2009)	30,581	13,854	11,180	524	5,022		67
2 2 (2010)	31,982	14,413	11,856	541	5,171		83
2 3 (2011)	33,034	14,840	12,352	553	5,290		79
2 4 (2012)	34,053	15,233	12,862	564	5,393		49
2 5 (2013)	34,555	15,230	13,258	573	5,493		57
2 6 (2014)	35,258	15,422	13,662	584	5,590		74
2 7 (2015)	35,999	15,684	14,042	594	5,678		64
2 8 (2016)	36,257	15,688	14,202	605	5,762		59
2 9 (2017)	37,179	15,900	14,832	616	5,832		68
3 0 (2018)	37,347	16,087	14,723	629	5,907		81
令和 元 (2019)	37,355	15,987	14,754	643	5,970		104
2 (2020)	37,684	16,100	14,901	659	6,024		83
3 (2021)	37,685	16,180	14,740	677	6,087		96
4 (2022)	37,488	15,997	14,660	695	6,137		111
5 (2023)	37,671	16,055	14,725	717	6,174		115

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）

- (注) 1 昭和40(1965)年度以前は受給者である。昭和61(1986)年度以降の老齢とは、老齢年金と老齢厚生年金のうち老齢相当（被保険者期間25年以上、経過的に20～24年及び中高齢特例を含む）の受給権者である。通算老齢とは、通算老齢年金と老齢厚生年金のうち老齢相当以外の受給権者数である。
- 2 平成27(2015)年度以降は厚生年金保険（第1号）の受給権者である。

第 2 - 2 - 7 表 厚生年金年金額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年度	受 給 権 者 の 年 金 額					
	合 計	老 齢	通算老齢	障 害	遺 族	通算遺族
昭和 1 7 (1942)	-	・	・	-	-	・
2 0 (1945)	-	・	・	-	-	・
2 5 (1950)	9	-	・	2	7	・
3 0 (1955)	49	2	・	20	27	・
3 5 (1960)	95	19	・	29	47	・
4 0 (1965)	455	188	4	62	202	・
4 5 (1970)	1,624	922	62	134	506	・
5 0 (1975)	11,563	7,096	1,049	693	2,726	・
5 5 (1980)	37,955	25,091	4,132	1,745	6,891	96
6 0 (1985)	70,194	48,921	6,924	2,751	11,264	335
平成 2 (1990)	113,607	81,083	11,355	3,279	17,890	
3 (1991)	121,221	86,286	12,089	3,386	19,461	
4 (1992)	130,666	92,846	13,045	3,501	21,274	
5 (1993)	141,936	101,432	14,106	3,571	22,826	
6 (1994)	155,771	111,317	15,415	3,773	25,266	
7 (1995)	170,291	123,249	16,389	3,820	26,833	
8 (1996)	176,736	127,735	17,033	3,826	28,141	
9 (1997)	197,655	144,158	17,835	3,910	31,752	
1 0 (1998)	207,943	151,383	18,775	4,001	33,784	
1 1 (1999)	216,023	156,716	19,580	4,064	35,663	
1 2 (2000)	223,292	161,781	20,287	4,095	37,129	
1 3 (2001)	228,204	164,588	20,898	4,130	38,587	
1 4 (2002)	239,806	172,892	21,965	4,225	40,724	
1 5 (2003)	246,729	178,098	22,536	4,223	41,872	
1 6 (2004)	249,103	178,722	22,886	4,263	43,231	
1 7 (2005)	253,435	181,326	23,071	4,297	44,740	
1 8 (2006)	256,032	182,849	22,903	4,311	45,970	
1 9 (2007)	258,382	183,441	23,271	4,342	47,327	
2 0 (2008)	264,550	187,323	24,176	4,365	48,687	
2 1 (2009)	270,481	191,674	24,571	4,384	49,851	
2 2 (2010)	274,359	193,121	25,399	4,464	51,376	
2 3 (2011)	278,741	195,962	25,995	4,488	52,296	
2 4 (2012)	279,061	195,817	25,703	4,505	53,035	
2 5 (2013)	269,809	186,575	25,430	4,472	53,332	
2 6 (2014)	268,547	184,810	25,559	4,463	53,717	
2 7 (2015)	270,460	185,463	25,546	4,527	54,923	
2 8 (2016)	268,132	182,442	25,615	4,552	55,523	
2 9 (2017)	268,863	181,658	26,691	4,572	55,941	
3 0 (2018)	267,035	180,125	25,854	4,617	56,439	
令和 元 (2019)	264,361	176,993	25,847	4,672	56,849	
2 (2020)	264,886	176,759	26,186	4,745	57,196	
3 (2021)	264,180	175,942	25,966	4,817	57,455	
4 (2022)	259,858	171,912	25,704	4,862	57,380	
5 (2023)	264,222	174,272	26,399	5,059	58,492	

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）

(注) 1 昭和61(1986)年度以降の老齢とは、老齢年金と老齢厚生年金のうち老齢相当（被保険者期間25年以上、経過的に20～24年及び中高齢特例を含む）の者の年金額である。通算老齢とは、通算老齢年金と老齢厚生年金のうち老齢相当以外の者の年金額である。

2 平成2(1990)年度以前は基金の代行部分を含まない。

3 平成27(2015)年度以降は厚生年金保険（第1号）の受給権者である。

第 2 - 2 - 8 表 厚生年金老齢年金受給権者数及び平均年金月額推移

(年度末現在)

年 度		受給権者数	平均年金月額		指 数
		千人	千円		
昭和 4 8	(1973)	794	38		100
5 0	(1975)	1,056	56		146
5 5	(1980)	2,063	101		263
6 0	(1985)	3,342	122		317
平成 2	(1990)	4,760	146		378
3	(1991)	4,993	151		391
4	(1992)	5,293	156		405
5	(1993)	5,598	159		414
6	(1994)	5,921	168		437
7	(1995)	6,592	170		441
8	(1996)	6,933	170		442
9	(1997)	7,822	172		447
1 0	(1998)	8,217	175		454
1 1	(1999)	8,580	176	(再掲) 65歳以上 本来支給分	458 (再掲) 65歳以上 本来支給分
1 2	(2000)	9,014	176		457
1 3	(2001)	9,486	173	182	449 474
1 4	(2002)	10,145	172	180	446 468
1 5	(2003)	10,690	169	177	440 461
1 6	(2004)	11,167	165	175	429 455
1 7	(2005)	11,523	165	174	428 451
1 8	(2006)	11,984	162	172	422 446
1 9	(2007)	12,596	158	170	410 443
2 0	(2008)	13,236	155	169	404 440
2 1	(2009)	13,854	153	168	398 437
2 2	(2010)	14,413	150	167	390 435
2 3	(2011)	14,840	149	165	388 429
2 4	(2012)	15,233	148	163	386 423
2 5	(2013)	15,230	146	159	378 414
2 6	(2014)	15,422	145	157	376 407
2 7	(2015)	15,684	145	156	377 406
2 8	(2016)	15,688	146	155	378 402
2 9	(2017)	15,900	145	153	376 398
3 0	(2018)	16,087	144	152	373 395
令和 元	(2019)	15,987	144	151	375 392
2	(2020)	16,100	144	150	375 391
3	(2021)	16,180	144	150	374 388
4	(2022)	15,997	144	148	374 385
5	(2023)	16,055	146	150	380 391

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）、
社会保障審議会年金数理部会「公的年金財政状況報告」。

- (注) 1 旧法厚生年金老齢年金、旧法船員保険老齢年金、新法老齢厚生年金（老齢相当）、
新法老齢基礎年金をあわせたものである。
2 昭和63(1988)年度以前は基金の代行部分は含まない。
3 65歳以上本来支給分は、新法分のみ平均額であり、平成14年度から平成24年度における
旧農林共済に係る老齢基礎年金額は推計値である。
4 平成27(2015)年度以降は厚生年金保険（第1号）の受給権者である。

（２）国民年金

国民年金における年金種別毎の受給権者数及び年金額について、これまでの推移を示したものが第２－２－９表及び第２－２－１０表である。

ここでは、昭和 60(1985)年改正前の法律（以下「旧法」という。改正後の法律は「新法」という。）による受給権者と新法による受給権者を合計して表示しており、旧法の老齢年金と新法の老齢基礎年金（受給資格期間 25 年以上）の合計を「老齢年金」、旧法の障害年金と新法の障害基礎年金の合計を「障害年金」、旧法の母子、準母子、遺児年金と新法の遺族基礎年金の合計を「遺族年金」と区分している。なお、「通算老齢」は旧法の通算老齢年金と新法の老齢基礎年金（受給資格期間 25 年未満）の合計であり、「寡婦」は旧法及び新法の寡婦年金の合計である。

以下、第２－２－９表に示した受給権者数の推移をみることにする。

昭和 45(1970)年度末までは年金受給権者の全員が支給要件として長期間の保険料納付を要しない障害年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金の受給権者であった。老齢年金及び通算老齢年金は、受給権を得るのに原則として 25 年間の保険料納付済期間もしくは免除期間または通算年金通則法上の通算対象期間が必要とされているが、制度発足時に一定年齢以上であった者については、その年齢に応じて資格期間が 10 年から 24 年までに短縮されている。これらの年金については、昭和 46(1971)年度に初めて受給権者が発生して以後、被保険者であった者が順次支給開始年齢に到達するにしたがって受給権者数が増加してきている。

昭和 61(1986)年度以降については、新法基礎年金による給付を含むものを表示しており、被用者年金の被保険者であった期間に対応して給付される基礎年金も計上されている。老齢年金について平成 3(1991)年度以降の伸びが大きくなっているのは、新法老齢厚生年金受給者等の老齢基礎年金受給が平成 3(1991)年度に本格的に始まったことによる。また、通算老齢について平成 29(2017)年度に増加しているのは、平成 29(2017)年 8 月より老齢年金を受け取るための必要な資格期間が 25 年から 10 年に短縮したことに伴い、受給資格期間が 25 年未満の老齢年金受給権者を含めているためである。さらに、昭和 61(1986)年度に障害年金の受給権者数が大幅に増加しているのは、旧法の障害福祉年金が 20 歳前障害に係る障害基礎年金に相当するものとして障害基礎年金に裁定替えされたためである。

第 2 - 2 - 9 表 国民年金受給権者数及び一時金受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	年 金 受 給 権 者 数						死 亡 一時金
	合計	老齢年金	通算老齢	障害年金	遺族年金	寡婦	
昭和 3 6 (1961)	.	.	.	.	.	.	.
4 0 (1965)	70	.	.	4	66	.	35
4 5 (1970)	177	.	.	48	129	.	61
5 0 (1975)	3, 119	2, 731	88	134	136	31	59
5 5 (1980)	6, 256	5, 324	515	237	131	49	51
6 0 (1985)	8, 837	6, 846	1, 500	321	117	52	46
平成 2 (1990)	11, 362	7, 726	2, 158	1, 173	251	55	45
3 (1991)	12, 028	8, 330	2, 184	1, 199	259	56	46
4 (1992)	12, 759	9, 039	2, 172	1, 225	266	57	47
5 (1993)	13, 559	9, 822	2, 157	1, 252	271	58	48
6 (1994)	14, 312	10, 568	2, 134	1, 278	273	58	47
7 (1995)	15, 152	11, 400	2, 109	1, 309	276	58	48
8 (1996)	16, 010	12, 276	2, 063	1, 338	274	58	47
9 (1997)	16, 987	13, 276	2, 011	1, 370	274	57	47
1 0 (1998)	17, 871	14, 186	1, 952	1, 402	275	56	48
1 1 (1999)	18, 795	15, 090	1, 890	1, 437	321	56	47
1 2 (2000)	19, 737	16, 061	1, 829	1, 473	320	54	46
1 3 (2001)	20, 669	17, 030	1, 764	1, 508	315	52	44
1 4 (2002)	21, 653	18, 053	1, 697	1, 543	309	50	42
1 5 (2003)	22, 544	18, 985	1, 625	1, 580	304	49	42
1 6 (2004)	23, 431	19, 915	1, 552	1, 619	298	48	42
1 7 (2005)	24, 393	20, 929	1, 474	1, 655	290	45	42
1 8 (2006)	25, 420	22, 007	1, 396	1, 692	282	43	40
1 9 (2007)	26, 387	23, 031	1, 317	1, 726	273	41	38
2 0 (2008)	27, 433	24, 111	1, 254	1, 763	266	39	39
2 1 (2009)	28, 286	25, 015	1, 178	1, 799	258	37	34
2 2 (2010)	28, 857	25, 642	1, 086	1, 839	254	37	40
2 3 (2011)	29, 649	26, 504	991	1, 870	250	35	38
2 4 (2012)	30, 853	27, 782	895	1, 902	243	31	33
2 5 (2013)	31, 964	28, 968	802	1, 931	235	28	31
2 6 (2014)	32, 997	30, 069	712	1, 959	232	25	28
2 7 (2015)	33, 832	30, 964	625	1, 991	229	22	27
2 8 (2016)	34, 470	31, 657	542	2, 025	227	20	25
2 9 (2017)	35, 469	32, 247	927	2, 056	221	18	23
3 0 (2018)	35, 933	32, 664	945	2, 088	218	17	20
令和 元 (2019)	36, 287	32, 992	944	2, 121	214	16	19
2 (2020)	36, 604	33, 282	938	2, 158	211	15	19
3 (2021)	36, 791	33, 429	934	2, 204	209	15	18
4 (2022)	36, 818	33, 416	935	2, 245	208	14	18
5 (2023)	36, 910	33, 456	941	2, 292	207	14	18

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）

（注）平成29（2017）年度以降については、通算老齢に受給資格期間が25年未満である老齢年金受給権者を含めている。

第2-2-10表 国民年金年金額及び一時金額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年度	受給権者の年金額						死亡一時金
	合計	老齢年金	通算老齢	障害年金	遺族年金	寡婦	
昭和36(1961)	・	・	・	・	・	・	・
40(1965)	16	・	・	1	15	・	2
45(1970)	174	・	・	54	120	・	5
50(1975)	5,710	4,624	72	528	462	24	10
55(1980)	17,023	14,310	454	1,359	832	68	12
60(1985)	27,954	22,838	2,023	2,150	833	110	12
平成2(1990)	45,028	29,891	3,786	9,385	1,734	231	48
3(1991)	50,547	34,647	3,988	9,846	1,819	247	49
4(1992)	57,093	40,454	4,105	10,358	1,912	263	51
5(1993)	63,519	46,398	4,156	10,724	1,969	273	52
6(1994)	72,821	54,533	4,363	11,543	2,091	290	56
7(1995)	79,731	61,091	4,361	11,866	2,122	292	73
8(1996)	86,324	67,546	4,281	12,097	2,110	289	72
9(1997)	93,767	74,846	4,185	12,344	2,108	284	72
10(1998)	102,532	83,123	4,151	12,821	2,154	282	73
11(1999)	110,700	90,629	4,059	13,216	2,517	278	72
12(2000)	118,360	98,136	3,945	13,505	2,508	267	70
13(2001)	125,830	105,494	3,821	13,782	2,477	256	67
14(2002)	133,598	113,159	3,692	14,064	2,439	244	64
15(2003)	139,433	119,062	3,522	14,236	2,379	234	63
16(2004)	145,923	125,497	3,368	14,507	2,327	225	63
17(2005)	153,501	133,014	3,216	14,788	2,271	212	63
18(2006)	161,000	140,499	3,054	15,045	2,203	198	59
19(2007)	168,545	148,004	2,895	15,323	2,136	188	56
20(2008)	176,689	156,055	2,749	15,628	2,080	177	56
21(2009)	183,568	162,870	2,589	15,922	2,018	169	49
22(2010)	188,595	167,785	2,401	16,254	1,988	167	57
23(2011)	194,491	173,695	2,197	16,497	1,945	158	57
24(2012)	203,362	182,635	1,993	16,703	1,888	143	48
25(2013)	210,072	189,603	1,779	16,752	1,811	126	52
26(2014)	216,663	196,342	1,578	16,853	1,778	112	41
27(2015)	225,500	204,948	1,407	17,264	1,780	101	38
28(2016)	230,966	210,352	1,227	17,533	1,763	90	35
29(2017)	236,514	214,839	2,124	17,753	1,718	81	33
30(2018)	240,297	218,361	2,162	18,002	1,698	75	29
令和元(2019)	243,670	221,494	2,167	18,269	1,671	69	27
2(2020)	247,137	224,660	2,170	18,595	1,648	64	27
3(2021)	248,936	226,120	2,175	18,947	1,633	60	26
4(2022)	248,889	225,819	2,187	19,205	1,622	56	26
5(2023)	255,146	231,181	2,268	19,993	1,703	54	26

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）

（注）平成29（2017）年度以降については、通算老齢に受給資格期間が25年未満である老齢年金受給権者を含めている。

3. 被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率の動向

年金制度は、基本的に保険料の拠出に対応して年金給付が行われ、また、資格期間があること等から、制度発足からの時間の経過とともに老齢年金等の受給権者数が増加し、さらに、年金給付額が増加していくこととなる。このように、時間の経過とともに老齢年金受給権者及び年金給付額が増加していく様を「年金制度が成熟していく」と称することが多い。このうち、受給権者数に着目した成熟度合いを示す指標として、被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率がよく用いられる。

(1) 厚生年金（第1号）

厚生年金の被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率のこれまでの推移を示したものが第2-2-11表である。厚生年金では、国民年金で5年年金、10年年金が導入されたような早期成熟化政策がとられなかったこと等から老齢年金受給権者数の増加は比較的緩やかである。また、適用拡大により被保険者数が増加してきたこともあり、被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率の上昇も平成になるまでは比較的緩やかであった。しかし、平成に入って以降、この比率は少子高齢化の影響が顕著に表れて急速に上昇し、ピークとなる平成24(2012)年度末には43.9%となった。以降、女性や高齢者の労働参加の進展や短時間労働者への適用拡大等による被保険者数の増加や報酬比例部分の支給開始年齢引上げによりこの比率は下降し、令和5(2023)年度末には38.1%となっている。

第2-2-11表 厚生年金の被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率の推移

(年度末現在)				
年度	被保険者数 ①	老齢年金 受給権者数 (老齢相当) ②	②／①	(参考) ①／②
	千人	千人	(%)	
昭和 3 0 (1955)	8,402	4	0.0	2100.5
3 5 (1960)	13,457	44	0.3	305.8
4 0 (1965)	18,670	203	1.1	92.0
4 5 (1970)	22,522	534	2.4	42.2
5 0 (1975)	23,893	1,056	4.4	22.6
5 5 (1980)	25,445	2,063	8.1	12.3
6 0 (1985)	27,234	3,342	12.3	8.1
平成 2 (1990)	30,997	4,760	15.4	6.5
3 (1991)	31,959	4,993	15.6	6.4
4 (1992)	32,493	5,293	16.3	6.1
5 (1993)	32,651	5,598	17.1	5.8
6 (1994)	32,740	5,921	18.1	5.5
7 (1995)	32,808	6,592	20.1	5.0
8 (1996)	32,999	6,933	21.0	4.8
9 (1997)	33,468	7,822	23.4	4.3
1 0 (1998)	32,957	8,217	24.9	4.0
1 1 (1999)	32,481	8,580	26.4	3.8
1 2 (2000)	32,192	9,014	28.0	3.6
1 3 (2001)	31,576	9,486	30.0	3.3
1 4 (2002)	32,144	10,145	31.6	3.2
1 5 (2003)	32,121	10,690	33.3	3.0
1 6 (2004)	32,491	11,167	34.4	2.9
1 7 (2005)	33,022	11,523	34.9	2.9
1 8 (2006)	33,794	11,984	35.5	2.8
1 9 (2007)	34,570	12,596	36.4	2.7
2 0 (2008)	34,445	13,236	38.4	2.6
2 1 (2009)	34,248	13,854	40.5	2.5
2 2 (2010)	34,411	14,413	41.9	2.4
2 3 (2011)	34,515	14,840	43.0	2.3
2 4 (2012)	34,717	15,233	43.9	2.3
2 5 (2013)	35,273	15,230	43.2	2.3
2 6 (2014)	35,985	15,422	42.9	2.3
2 7 (2015)	36,864	15,684	42.5	2.4
2 8 (2016)	38,218	15,688	41.0	2.4
2 9 (2017)	39,112	15,900	40.7	2.5
3 0 (2018)	39,806	16,087	40.4	2.5
令和 元 (2019)	40,374	15,987	39.6	2.5
2 (2020)	40,472	16,100	39.8	2.5
3 (2021)	40,645	16,180	39.8	2.5
4 (2022)	41,569	15,997	38.5	2.6
5 (2023)	42,109	16,055	38.1	2.6

(注) 平成27 (2015) 年度以降は厚生年金保険 (第1号) の被保険者及び受給権者である。

（２）国民年金

国民年金制度は、昭和 60(1985)年改正により、昭和 61(1986)年度から基礎年金制度として全国民共通の制度となったことから、昭和 61(1986)年度前後で被保険者数や老齢年金受給者権数の捉え方に違いがある。すなわち、昭和 61(1986)年度以降は、被保険者は従来の国民年金の被保険者だけではなく、被用者年金の被保険者も含まれており、老齢年金受給権者は従来の国民年金受給権者だけではなく、被用者年金の 65 歳以上の老齢年金受給権者も含まれている。したがって、国民年金における被保険者に対する老齢年金受給権者数の比率については、昭和 61(1986)年度前後で区別する必要がある。

昭和 61(1986)年度前の国民年金制度は、自営業者等を対象とした制度であるが、国民皆年金の実現のために昭和 36(1961)年に制度が発足して以来、より早期に十分な年金を給付できるよう年金の受給に必要な資格期間の短縮措置や給付への加算措置等の措置がとられてきたことなどから、老齢年金受給権者数や年金給付額は急速に増加した。一方、国民年金制度の被保険者数は、労働力人口が増加してきている一方で高度経済成長期以降における労働者のサラリーマン化や厚生年金の適用拡大の影響を受け、昭和 55(1980)年度以降はやや減少傾向となっている。このことから、国民年金制度における被保険者数に対する受給権者数の比率は急速に上昇し、昭和 60(1985)年度末には 27.3%となった（第 2－2－12 表）。

昭和 61(1986)年度以降の国民年金制度は、全国民共通の制度となったことから被保険者数や老齢年金受給権者数は日本全体の人口構成を反映したものとなっている。被保険者数はこれまでの少子化の影響から減少に転じている一方で、老齢年金受給権者数は高齢人口の大幅な増加を反映して増加してきたため、被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率は上昇を続け、令和 5(2023)年度末には 51.3%となっている（第 2－2－13 表）。

第 2 - 2 - 12 表 国民年金の被保険者数に対する老齢年金受給権者数の
比率の推移 (1985 (昭和 60) 年度以前)

(年度末現在)

年度	被保険者数 ①	老齢年金受給権者数 ②	②／①	(参考) ①／②
	千人	千人	(%)	
昭和 4 6 (1971)	23,669	229	1.0	103.1
5 0 (1975)	25,884	2,731	10.6	9.5
5 5 (1980)	27,596	5,324	19.3	5.2
6 0 (1985)	25,091	6,846	27.3	3.7

第 2 - 2 - 13 表 公的年金の被保険者数に対する老齢年金受給権者数の
比率の推移 (1986 (昭和 61) 年度以降)

(年度末現在)

年度	被保険者数 ①	老齢年金受給権者数 ②	②／①	(参考) ①／②
	千人	千人	(%)	
昭和 6 1 (1986)	63,317	11,243	17.8	5.6
平成 2 (1990)	66,313	13,291	20.0	5.0
3 (1991)	68,352	14,001	20.5	4.9
4 (1992)	68,941	14,725	21.4	4.7
5 (1993)	69,276	15,436	22.3	4.5
6 (1994)	69,548	16,120	23.2	4.3
7 (1995)	69,952	16,869	24.1	4.1
8 (1996)	70,195	17,569	25.0	4.0
9 (1997)	70,344	18,380	26.1	3.8
1 0 (1998)	70,502	19,091	27.1	3.7
1 1 (1999)	70,616	19,770	28.0	3.6
1 2 (2000)	70,491	20,566	29.2	3.4
1 3 (2001)	70,168	21,308	30.4	3.3
1 4 (2002)	70,460	22,117	31.4	3.2
1 5 (2003)	70,292	22,837	32.5	3.1
1 6 (2004)	70,293	23,550	33.5	3.0
1 7 (2005)	70,447	24,340	34.6	2.9
1 8 (2006)	70,383	25,198	35.8	2.8
1 9 (2007)	70,066	26,008	37.1	2.7
2 0 (2008)	69,358	26,904	38.8	2.6
2 1 (2009)	68,738	27,654	40.2	2.5
2 2 (2010)	68,258	28,019	41.0	2.4
2 3 (2011)	67,747	28,639	42.3	2.4
2 4 (2012)	67,356	29,697	44.1	2.3
2 5 (2013)	67,175	30,682	45.7	2.2
2 6 (2014)	67,134	31,595	47.1	2.1
2 7 (2015)	67,119	32,309	48.1	2.1
2 8 (2016)	67,309	32,827	48.8	2.1
2 9 (2017)	67,335	33,723	50.1	2.0
3 0 (2018)	67,462	34,085	50.5	2.0
令和 元 (2019)	67,616	34,348	50.8	2.0
2 (2020)	67,558	34,572	51.2	2.0
3 (2021)	67,293	34,661	51.5	1.9
4 (2022)	67,438	34,595	51.3	1.9
5 (2023)	67,445	34,600	51.3	1.9

- (注) 1 老齢年金受給権者数は、基礎年金に相当する給付とみなされる給付の支給を受けている者を含む。
- 2 65歳以上の被用者年金被保険者であって、老齢または退職を支給事由とする年金の受給権者は国民年金の第 2 号被保険者ではないため、国民年金被保険者数と公的年金被保険者数は異なる。

4. 収支状況の動向

(1) 厚生年金

年金特別会計（厚生年金勘定）における厚生年金の実質的な収支状況を示したものが第2-2-14表である。ただし、[]内は、株式等の評価損益を運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、現金ベースの収支を示す特別会計の決算とは異なる。

保険料収入の推移をみると、昭和40(1965)年度の2,974億円に対して令和5(2023)年度には118倍の35兆1,702億円となっている。これは、被保険者数の増加、保険料率の引上げ、標準報酬月額の上昇（特にベア）等の要因によるものである。また、国庫負担も年金制度の成熟化に伴い増加し続けている。なお、基礎年金の国庫負担割合は平成21(2009)年度より2分の1に引上げられた。一方、支出合計（実質）は、本格的に老齢年金の受給者が発生してきていること、給付改善が数次にわたり行われたこと等により、上記と同じく増加し続けてきたが、現在は支給開始年齢の引上げや制度の成熟に伴い、増加は緩やかな傾向にある。

特別会計の収支差引残をみると、平成14(2002)年度までは、毎年度、収入が支出を上回る黒字状況にあり、年度末積立金の額は毎年度増加してきた。その後、段階的に引上げられてきた厚生年金の保険料率が平成8(1996)年度から平成15(2003)年度まで凍結されたため保険料収入が伸びなかった一方で、高齢化の影響で支出が急速に伸びたことから、収支状況は急速に悪化し、平成15(2003)年度および平成17(2005)年度から平成25(2013)年度までにおいては簿価ベースの収支差引残がマイナス（赤字）となった。しかし、近年では、被保険者数の増加に伴い保険料収入が伸びた一方で、支給開始年齢の引き上げや給付乗率の高い高齢の受給者数の減少等により支出の伸びが抑えられ、簿価ベースの収支差引残はプラス（黒字）となり、年度末積立金（簿価ベース）は増加している。

なお、平成14(2002)年度における農林年金の統合による移換金（1.6兆円）及び平成16(2004)年度における厚生年金基金の代行返上による移換金（5.4兆円）がそれぞれ収入に計上されたため収支が黒字となったが、この一時的な収入がなければ、2002(平成14)年度においては1.3兆円の赤字、2004(平成16)年度においては5.1兆円の赤字となっていた。

また、近年の時価ベースの年度末積立金で評価すれば、平成19(2007)年度及び平成20(2008)年度は世界的な金融市場の混乱、令和元(2019)年度は新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴う世界経済や企業収益の先行きに対する懸念により運用状況が悪化し、積立金の減少が大きい時期もあるが、令和2(2020)年度以降は運用収入が大きくプラスとなっており、積立金は増加している状況にある。

第 2 - 2 - 14 表 厚生年金の収支状況の推移

(単位：億円)

年度	収入合計（実質）					支出合計 （実質）	収支 差引残	年度末 積立金	積立 度合
	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他					
昭和 4 0（1965）	3,815	2,974	57	784	1	398	3,418	14,414	29.2
4 5（1970）	10,264	7,479	278	2,496	10	1,602	8,662	44,202	23.0
5 0（1975）	31,161	22,020	1,589	7,510	43	9,701	21,460	122,869	10.6
5 5（1980）	70,393	47,007	5,466	17,846	73	34,073	36,319	279,838	7.5
6 0（1985）	117,599	75,053	9,135	33,294	116	64,613	52,986	507,828	7.3
平成 2（1990）	194,205	130,507	21,442	42,152	105	127,776	66,430	768,605	5.6
3（1991）	212,636	142,141	23,739	46,652	104	141,270	71,366	839,970	5.5
4（1992）	225,391	149,550	26,060	49,554	227	154,021	71,370	911,340	5.5
5（1993）	232,748	153,476	28,377	50,772	123	165,383	67,365	978,705	5.6
6（1994）	245,929	163,398	29,791	52,621	119	179,316	66,613	1,045,318	5.5
7（1995）	270,624	186,933	28,295	55,268	128	197,831	72,793	1,118,111	5.4
8（1996）	275,059	193,706	25,169	56,061	123	208,591	66,468	1,184,579	5.4
9（1997）	297,001	206,832	27,115	55,637	7,418	224,020	72,981	1,257,560	5.4
1 0（1998）	290,696	206,151	28,302	52,164	4,079	239,810	50,886	1,308,446	5.3
1 1（1999）	291,035	202,099	36,356	47,286	5,294	251,493	39,542	1,347,988	5.3
1 2（2000）	283,137	200,512	37,209	43,067	2,349	262,320	20,817	1,368,804	5.2
1 3（2001）	278,198 [266,131]	199,360	38,164	38,607 [26,541]	2,067	273,068	5,130 [△ 6,937]	1,373,934 [1,345,967]	5.1 [5.0]
1 4（2002）	290,775 [262,436]	202,034	40,036	31,071 [2,731]	17,635	287,686	3,089 [△ 25,250]	1,377,023 [1,320,717]	4.8 [4.7]
1 5（2003）	293,543 [334,890]	192,425	41,045	22,884 [64,232]	37,188	296,855	△ 3,312 [38,036]	1,374,110 [1,359,151]	4.7 [4.5]
1 6（2004）	309,140 [329,948]	194,537	42,792	16,125 [36,934]	55,686	306,631	2,509 [23,317]	1,376,619 [1,382,468]	4.5 [4.5]
1 7（2005）	300,685 [374,280]	200,584	45,394	18,298 [91,893]	36,408	353,284	△ 52,598 [20,997]	1,324,020 [1,403,465]	4.4 [4.4]
1 8（2006）	297,954 [315,036]	209,835	48,285	25,708 [42,790]	14,126	320,994	△ 23,040 [△ 5,958]	1,300,980 [1,397,509]	4.1 [4.4]
1 9（2007）	299,463 [234,176]	219,691	51,659	16,582 [△ 48,705]	11,531	329,875	△ 30,412 [△ 95,699]	1,270,568 [1,301,810]	4.0 [4.3]
2 0（2008）	309,480 [204,546]	226,905	54,323	17,682 [△ 87,252]	10,570	339,860	△ 30,380 [△ 135,314]	1,240,188 [1,166,496]	3.8 [3.8]
2 1（2009）	320,463 [406,671]	222,409	77,983	50 [86,258]	20,020	365,599	△ 45,136 [41,072]	1,195,052 [1,207,568]	3.4 [3.2]
2 2（2010）	319,356 [313,768]	227,252	84,326	2,518 [△ 3,069]	5,259	379,804	△ 60,448 [△ 66,036]	1,134,604 [1,141,532]	3.2 [3.2]
2 3（2011）	326,080 [348,878]	234,699	84,992	1,403 [24,201]	4,986	375,420	△ 49,341 [△ 26,542]	1,085,263 [1,114,990]	3.0 [3.0]
2 4（2012）	333,206 [431,948]	241,549	80,583	5,965 [104,707]	5,109	368,115	△ 34,909 [63,833]	1,050,354 [1,178,823]	3.0 [3.0]
2 5（2013）	357,754 [433,686]	250,472	83,058	19,396 [95,329]	4,827	376,371	△ 18,617 [57,316]	1,031,737 [1,236,139]	2.8 [3.1]
2 6（2014）	404,902 [517,656]	263,196	87,690	30,008 [142,762]	24,008	387,139	17,763 [130,517]	1,049,500 [1,366,656]	2.7 [3.2]
2 7（2015）	420,016 [369,931]	278,362	92,264	3 [△ 50,081]	49,387	397,276	22,740 [△ 27,345]	1,072,240 [1,339,311]	2.7 [3.5]
2 8（2016）	432,733 [506,805]	294,754	92,458	5 [74,076]	45,517	401,653	31,080 [105,151]	1,103,321 [1,444,462]	2.7 [3.3]
2 9（2017）	428,199 [516,797]	309,442	94,819	5,803 [94,401]	18,135	412,225	15,975 [104,573]	1,119,295 [1,549,035]	2.7 [3.5]
3 0（2018）	429,814 [447,944]	319,287	97,988	4,003 [22,133]	8,536	423,677	6,136 [24,267]	1,125,431 [1,573,302]	2.7 [3.7]
令和 元（2019）	432,700 [349,794]	326,197	100,262	4,301 [△ 78,605]	1,940	429,200	3,500 [△ 79,406]	1,128,931 [1,493,896]	2.6 [3.7]
2（2020）	437,339 [780,175]	320,612	101,335	14,000 [356,837]	1,392	432,144	5,195 [348,031]	1,134,126 [1,841,927]	2.6 [3.5]
3（2021）	439,768 [532,442]	333,535	101,906	2,500 [95,174]	1,827	433,754	6,014 [98,688]	1,140,140 [1,940,615]	2.6 [4.3]
4（2022）	443,834 [471,499]	340,583	102,468	0 [27,664]	784	436,721	7,113 [34,777]	1,147,253 [1,975,392]	2.6 [4.5]
5（2023）	444,443 [875,472]	351,702	91,979	0 [431,030]	762	420,387	24,056 [455,086]	1,171,309 [2,430,478]	2.7 [4.7]

厚生労働省年金局調べ

- (注) 1 支出合計 (実質) は、業務勘定から積立金への繰入の額を除いたものである。
2 昭和61(1986)年度以降の収入合計 (実質) と支出合計 (実質) は、基礎年金交付金、制度間調整交付金、船員保険特別会計、労働保険特別会計より受入及び職域等費用納付金の額を除いたものである。
平成17年度以降の収入合計 (実質) は、積立金より受入の額を除いたものである。
平成27年度以降の収入合計 (実質) と支出合計 (実質) は、厚生年金交付金の額を除いたものである。
3 平成17年度以降の運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金 (平成17年度は年金資金運用基金納付金) を含む。
4 上記の [] 内は、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、現金ベースの収支を示す厚生年金の特別会計の決算とは異なる。
(ただし、平成15年については、さらに厚生年金基金の代行返上による物納399億円を含む。)

（２）国民年金

国民年金の実質的な収支状況について示したものが第２－２－15表である。これは年金特別会計のうちの国民年金勘定（自営業者を中心とした第１号被保険者に係る年金勘定）の収支状況をまとめたものである。ここには、無拠出制である福祉年金分及び基礎年金勘定は含まれていない。また、[]内は、株式等の評価損益を運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、現金ベースの収支を示す特別会計の決算とは異なる。

昭和 60(1985)年度までの保険料収入は、保険料が制度発足当初、35歳未満月額 100 円、35歳以上月額 150 円であったものが、給付改善等に伴い上げられ、昭和 60(1985)年度には月額 6,740 円となったことや、被保険者数が昭和 36(1961)年度末の 1,824 万人から昭和 60(1985)年度末の 2,509 万人へと約 1.4 倍になったことにより、年々増加していった。

昭和 61(1986)年度からは、被用者年金制度の被保険者の被扶養配偶者が国民年金の第 3 号被保険者とされたことにより、昭和 61(1986)年度の保険料収入は前年度に比べて減少したが、昭和 62(1987)年度から平成 11(1999)年度にかけては、被保険者数の増加や保険料の引上げにより保険料収入は増加した。2000 年代に入ると、被保険者数の減少により保険料収入は減少したが、近年は賃金上昇に伴う保険料改定や納付率の上昇により概ね横ばいで推移している。

国庫負担については、制度発足当初は拠出時負担であったため、保険料収入の増加に伴い伸びている。しかし、昭和 49(1974)年 1 月から老齢年金の資格期間短縮者の加算部分について新たに 4 分の 1 を給付時に国庫負担することとした一方で、サラリーマンの被扶養配偶者の任意加入者（当時、被保険者全体の約 5 分の 1）の納付保険料に相当する部分についての国庫負担が拠出時負担から給付時負担となり、また、昭和 51(1976)年度からは、すべての国庫負担が拠出時負担から給付時負担に改正されたことから、昭和 49(1974)年度及び昭和 51(1976)年度は前年度より国庫負担額が減少している。また、国庫負担額が老齢福祉年金等の経過的年金の受給者数の減少により平成元(1989)年度までは減少し、その後は増加するという特殊な曲線を描く状況に鑑み、昭和 58(1983)年度から国民年金制度に対する国庫負担額の平準化措置がとられたことにより、国庫負担額は当面大幅に減少することとなった。そのためもあって、昭和 58(1983)年度及び昭和 59(1984)年度の収支は赤字となっている。この国庫負担の平準化措置による国庫負担の減額は昭和 63(1988)年度で終了し、平成 2(1990)年度から平成 9(1997)年度までは過去の減額分の元本分が返済されているが、うち平成 6(1994)年度及び平成 7(1995)年度分については返済が繰り延べられていることから国庫負担額は少なくなっている。また、平成 21(2009)年度に基礎年金国庫負担割合 2 分の 1（それまでは 3 分の 1）への引上げが実現したことから、これ以降、国庫負担額は多くな

る傾向にあるが、平成 22(2010)年度以降は、おおむね横ばいである。

支出の面をみると、年金受給者数の増加や給付水準の改善により年金給付額は上昇を続けていた。そのなかで著しい変化を示しているのは、昭和 48(1973)年度から昭和 51(1976)年度であるが、これは次のような理由によるものと考えられる。

- ① 1970 年代前半の 10 年年金の受給権者の発生。
- ② 昭和 50(1975)年度の 5 年年金の受給権者の発生。
- ③ 昭和 49(1974)年から導入された年金額の改定措置と時期を同じくして、オイルショックによるインフレに伴い年金額が引上げられたこと（昭和 49(1974)年度 16.1%、昭和 50(1975)年度 21.8%）。

昭和 61(1986)年度以降、基礎年金勘定からの繰入れである基礎年金交付金を差し引いた実質的な収入額でみると、昭和 61(1986)年度の 2.2 兆円から平成 8(1996)年度の 3.8 兆円まで毎年度増加してきたが、それ以降は横ばい傾向にあり、令和 5(2023)年度では 3.6 兆円となっている。

特別会計の収支差引残をみると、国庫負担が繰り延べられた昭和 58(1983)年度、昭和 59(1984)年度を除き、平成 13(2001)年度までは毎年度の収入が支出を上回る黒字状況にあり、年度末積立金（簿価ベース）の額は毎年度増加してきた。しかしながら、厚生年金と同様に国民年金の保険料が平成 10(1998)年度から平成 16(2004)年度まで凍結され、被保険者数の減少や納付率の低下も重なって、収支状況は急速に悪化しており、平成 14(2002)年度から平成 25(2013)年度までは、平成 22(2010)年度を除き、簿価ベースの収支差引残はマイナス（赤字）となり、年度末積立金（簿価ベース）が減少している。それ以降は、年金積立金の運用が好調だったことにより、簿価ベースの収支差引残はおおむねプラス（黒字）となっている。

時価ベースで収支差引残をみれば、平成 15(2003)年度は市場の運用環境が好調であったことから年度末積立金は増加したものの、それ以降は平成 20(2008)年度まで減少している。また、平成 21(2009)年度に国庫負担割合 2 分の 1 への引上げが実現したことにより改善しており、それ以降の収支差引残はおおむねプラス（黒字）となっている。

第 2 - 2 - 15 表 国民年金の収支状況の推移

(単位：億円)

年度		収入合計 (実質)			支出合計 (実質)	収支 差引残	年度末 積立金	
		保険料収入	国庫負担	運用収入				
昭和	3 6 (1961)	305	184	116	5	0	305	305
	4 0 (1965)	497	248	146	103	19	478	1,946
	4 5 (1970)	1,849	1,064	394	391	163	1,686	7,271
	5 0 (1975)	6,938	3,690	2,133	1,093	4,623	2,315	18,147
	5 5 (1980)	19,077	11,824	5,420	1,507	15,976	3,101	26,387
	6 0 (1985)	27,323	15,762	8,431	1,827	26,882	441	25,939
平成	2 (1990)	26,737	13,053	9,548	1,737	20,297	6,440	36,317
	3 (1991)	29,631	14,505	10,683	2,057	20,046	9,585	43,572
	4 (1992)	31,900	15,416	11,550	2,551	21,875	10,025	51,275
	5 (1993)	34,011	16,466	12,382	2,789	24,510	9,501	58,468
	6 (1994)	33,584	17,296	10,889	3,043	26,811	6,773	63,712
	7 (1995)	34,861	18,251	11,846	3,184	28,049	6,813	69,516
	8 (1996)	38,240	19,209	14,679	3,296	28,752	9,488	78,493
	9 (1997)	36,738	19,453	13,322	3,405	30,548	6,190	84,683
	1 0 (1998)	36,393	19,716	13,265	3,368	31,456	4,936	89,619
	1 1 (1999)	36,529	20,025	13,227	3,236	31,531	4,998	94,617
	1 2 (2000)	36,187	19,678	13,637	2,828	32,596	3,591	98,208
	1 3 (2001)	36,143	19,538	14,307	2,263	34,861	1,282	99,490
	[35,126]			[1,246]			[265]	[97,348]
	1 4 (2002)	35,453	18,958	14,565	1,897	35,834	△ 382	99,108
	[33,184]			[△ 371]			[△ 2,650]	[94,698]
	1 5 (2003)	36,142	19,627	14,963	1,523	36,639	△ 497	98,612
	[39,101]			[4,482]			[2,462]	[97,160]
	1 6 (2004)	35,633	19,354	15,219	1,044	37,253	△ 1,620	96,991
	[37,244]			[2,654]			[△ 10]	[97,151]
	1 7 (2005)	37,873	19,480	17,020	1,357	43,350	△ 5,478	91,514
	[42,966]			[6,451]			[△ 384]	[96,766]
	1 8 (2006)	39,228	19,038	17,971	1,965	43,082	△ 3,853	87,660
	[40,143]			[2,879]			[△ 2,939]	[93,828]
	1 9 (2007)	38,466	18,582	18,436	1,113	43,435	△ 4,968	82,692
	[34,281]			[△ 3,073]			[△ 9,153]	[84,674]
	2 0 (2008)	37,545	17,470	18,558	1,093	43,317	△ 5,772	76,920
	[30,528]			[△ 5,924]			[△ 12,789]	[71,885]
	2 1 (2009)	37,813	16,950	20,554	3	39,911	△ 2,098	74,822
	[43,106]			[5,296]			[3,195]	[75,079]
	2 2 (2010)	34,010	16,717	16,898	3	31,498	2,511	77,333
	[33,812]			[△ 194]			[2,314]	[77,394]
	2 3 (2011)	34,701	15,807	18,660	15	34,717	△ 15	77,318
	[36,348]			[1,662]			[1,632]	[79,025]
	2 4 (2012)	38,616	16,124	21,938	343	43,145	△ 4,529	72,789
	[45,566]			[7,293]			[2,421]	[81,446]
	2 5 (2013)	39,178	16,178	21,119	1,733	41,021	△ 1,844	70,945
	[44,067]			[6,622]			[3,046]	[84,492]
	2 6 (2014)	38,375	16,255	19,283	2,710	37,355	1,020	71,965
	[45,530]			[9,865]			[8,175]	[92,667]
	2 7 (2015)	36,122	15,139	18,094	2,750	34,854	1,268	73,233
	[29,956]			[△ 3,417]			[△ 4,899]	[87,768]
	2 8 (2016)	38,035	15,069	19,966	2,907	38,082	△ 47	73,186
	[39,982]			[4,854]			[1,900]	[89,668]
	2 9 (2017)	36,733	13,964	19,363	3,297	36,787	△ 54	73,132
	[39,329]			[5,892]			[2,542]	[92,210]
	3 0 (2018)	35,481	13,904	18,207	3,300	34,176	1,305	74,437
	[33,509]			[1,329]			[△ 667]	[91,543]
令和	元 (2019)	34,619	13,458	17,684	3,421	32,913	1,706	76,142
	[26,602]			[△ 4,595]			[△ 6,311]	[85,232]
	2 (2020)	33,538	13,365	18,308	1,818	34,182	△ 644	75,498
	[52,209]			[20,489]			[18,028]	[103,259]
	3 (2021)	37,452	13,496	18,915	5,000	35,389	2,063	77,561
	[37,771]			[5,319]			[2,382]	[105,642]
	4 (2022)	36,725	13,802	19,089	3,800	35,542	1,183	78,745
	[34,419]			[1,493]			[△ 1,123]	[104,518]
	5 (2023)	36,054	13,352	18,272	4,400	33,566	2,488	81,232
	[54,221]			[22,567]			[20,654]	[125,173]

- (注) 1 支出合計(実質)は、業務勘定から積立金への繰入の額を除いたものである。
2 昭和61年度以降の収入合計(実質)と支出合計(実質)は、基礎年金交付金の額を除いたものである。また、平成17年度以降の収入合計(実質)は、積立金より受入の額を除いたものである。
3 平成17年度以降の運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金(平成17年度は年金資金運用基金納付金)を含むものである。
4 上記の[]内は、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。

第3節

国民年金・厚生年金の財政方式

1. 財政方式の考え方

年金制度では、制度が発足した当初は受給者が少なく、受給者1人当たりの年金額も加入期間が短いことから一般的に少額である。したがって、年金給付費は制度発足当初は比較的少額であるものの、時間の経過とともに急速に増大する。このような状況下で、長期的な財政均衡を図るため、どのような制度運営を行うかということが財政方式と呼ばれるものである。厚生年金・国民年金における財政方式は次のように捉えることができる。平成16(2004)年改正前においては、給付水準があらかじめ決められたなかで保険料(率)をどう設定するかということが財政方式の主要な論点であった。一方、平成16(2004)年改正以降においては、将来の保険料(率)があらかじめ固定されているなかで、給付水準がどの程度確保されるのかという将来見通しを示すことにより、年金制度の運営にあたっての指針を与えることが財政方式の主要な論点であると考えられる。このような問題を考える際、積立水準をどう設定するかがひとつの重要な点であり、これに関し、以下に説明する賦課方式と積立方式の議論がなされることが多い。

(1) 賦課方式

賦課方式とは、年金給付に必要な費用をその都度、被保険者(加入者)からの保険料で賄っていく財政方式である。保険料(率)は受給者と被保険者(加入者)の人数比に依存するため、将来に向けて受給者数や被保険者(加入者)数が変化していけば、その影響をそのまま受けることとなる。したがって、我が国のように少子高齢化が進行すれば、人口構成の変化に伴い保険料(率)は上昇することとなる。

一方、賃金や物価の上昇に対応して年金額を改定した場合には、保険料収入も賃金の上昇に従って大きくなるという意味で、保険料(率)はあまり影響を受けないこととなる。また、積立金を保有していないことから、金利変動があったとしても保険料(率)は影響を受けない。

賦課方式の場合、制度発足当初は、一般的に、受給者数の被保険者(加入者)数に対する比率が小さいことから低い保険料(率)ですむものの、時間の経過とともに年金給付費は増加し、保険料(率)もそれに合わせて引上げていくことと

なる。さらに、実際には、制度発足当初において高い年齢で制度に加入した者については少額の保険料負担で一定水準の年金給付を支給することが多いことから、生涯を通じた平均的な給付額と保険料負担額の比率については、世代によって差が生じることとなる。

（２）積立方式

積立方式とは、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てていく財政方式である。積立方式の場合、将来、受給者・被保険者（加入者）の年齢構成や利回り等が見通しどおりに推移する限り、人口の高齢化が進んでも保険料（率）を変更する必要は生じない。

最終的には、年金給付を保険料と積立金からの運用収入により賄う仕組みであり、保険料（率）は実質的な利回り（利回りと年金改定率の差）に依存する。このことから、将来に向けて、予想していた以上に賃金や物価が上昇し、それに伴い年金額が改定された場合でも、その上昇に見合った利回りの上昇があれば、保険料（率）はあまり影響を受けないこととなる。もっとも、利回りの上昇が賃金や物価の上昇に及ばない場合には、その差から積立不足が生じ、この不足分については、例えばそれ以降の被保険者（加入者）が保険料により負担することとなる。

年金給付費は一般的に、制度発足後、時間の経過とともに増加するが、積立方式の場合、制度発足当初から将来の給付に見合った水準の保険料（率）としていくことから、当初の保険料（率）は賦課方式の場合よりも高いが、見通し通り推移すれば保険料（率）を引上げていく必要はなく、最終的には、積立金からの運用収入の分だけ保険料（率）は賦課方式の場合よりも低くなることとなる。また、生涯を通じた平均的な給付額と保険料負担額の比率が、世代により大きく異なることはない。

第2-3-1表 財政方式（賦課方式と積立方式）についての理念的な分類

積立方式 (funding)	賦課方式 (pay-as-you-go)
《理論的な定義》 将来の給付に必要な費用(の現在価値)に相当する積立金を保有し、これを原資に給付を賄う方式	《理論的な定義》 その時々給付に必要な費用を、その時々給付の保険料で賄う方式
《一般的に指摘される特徴》 ○ 支払った保険料が積立金として蓄積され、そこから得られる運用収入も活用した年金給付	《一般的に指摘される特徴》 ○ 給付の財源を後代の負担に求めることで、経済環境の変化(インフレや賃金水準の上昇)に対して、実質的な価値を維持した年金給付
《直面した(している)問題》 ○ 経済環境が大きく変化した場合(急激なインフレや資本市場の変動)に、給付の価値が目減りしたり、積立金が不足して年金の運営が困難になる	《直面した(している)問題》 ○ 保険料を支払う側(現役世代)と給付を受ける側(高齢世代)のバランスが変わると制度を変更して保険料負担の増加や給付の削減を行うことが必要になる
(注) しばしば積立方式は「自分の納めた保険料が積み立てられて、運用収益とともに自分に年金給付として戻ってくる仕組み」と説明されることがあるが、これは「拠出建て(確定拠出)」の年金の説明である。	

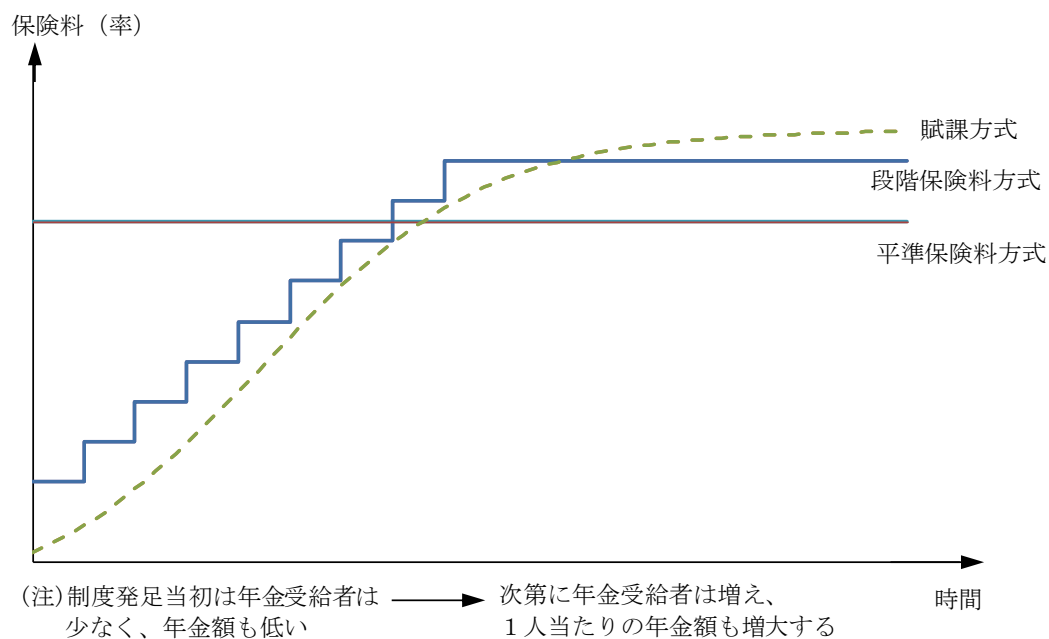
2. 国民年金・厚生年金の財政方式の推移

厚生年金の場合、昭和17(1942)年の制度発足当初(当時は労働者年金保険)には、財政方式として積立方式の一つである平準保険料方式が採用された。ここでの平準保険料(率)とは、将来にわたって一定(率)で収支均衡が図られるような保険料(率)のことである。しかし、戦後の昭和23(1948)年、急激なインフレのなかで、インフレによる積立金の目減りや負担能力などを考慮し、平準保険料率よりも低い暫定的な保険料率が設定された。その後、昭和29(1954)年に抜本的な法律改正が行われた際にも、急激な保険料負担の増加を避けるため、再度、平準保険料率よりも低い保険料率が設定された。ただし、この時以降、保険料率を将来に向けて段階的に引上げていく段階保険料方式を採用し、財政再計算においては、単に当面の保険料率を設定するだけでなく保険料率の将来見通しを作成することとなった。

昭和48(1973)年に、物価や賃金の上昇に応じ、年金額の改定を行う仕組み(物価スライド・賃金再評価)が導入されたが、これ以降の財政再計算においては、スライドを考慮した将来見通しを作成し、この将来見通しに基づいて保険料率を

設定することとなった。国民年金の場合も、制度発足当初の昭和 36(1961)年、財政方式としては平準保険料方式が採用されたが、その後は厚生年金と同様、段階保険料方式がとられることとなった。なお、基礎年金給付を行うのに必要な費用は、毎年度、各公的年金制度からの拠出金で賦課方式的に賄うこととなっているが、厚生年金、国民年金（自営業者等の第 1 号被保険者に係る国民年金勘定）等の各制度は、将来の支出に備え、完全な賦課方式ではなく段階保険料方式によりその費用を準備してきている。

第 2－3－2 図 財政方式と保険料（率）のイメージ



第 2 - 3 - 3 表 厚生年金の財政方式の推移

保険料改定時期	保険料率 (%)			平準保険料率 (%)			最終保険料率 (%)	財政方式	
	男子	女子	坑内員	男子	女子	坑内員			
1942(昭和17)年 6月	6.4	－	8.0	6.4	－	8.0		平準保険 料方式	
1944(昭和19)年10月	11.0	11.0	15.0	11.0	11.0	15.0		〃	
1947(昭和22)年 9月	9.4	6.8	12.6	9.4	6.8	12.6		〃	
1948(昭和23)年 8月	3.0	3.0	3.5	9.4	5.5	12.3		〃	インフレによる積立金 の減少等を考慮して、 暫定保険料率を設定
1954(昭和29)年 5月 (注2)	3.0	3.0	3.5	5.0 4.1	3.6 3.1	6.0 4.9		段階保険 料方式	急激な保険料の増を避 けるため、保険料率の 将来見通しを作成し、 段階的保険料方式を採 用 少なくとも5年ごとの 財政再計算を行うこと を法定
1960(昭和35)年 5月	3.5	3.0	4.2	4.4	3.1	5.2		〃	
1965(昭和40)年 5月	5.5	3.9	6.7	6.9	5.3	15.8		〃	保険料は段階的に引き 上げられることが法定
1969(昭和44)年11月	6.2	4.6	7.4	8.5	6.4	20.4		〃	
1973(昭和48)年 4月	7.6	5.8	8.8	昭和48年財政再計算 10.5 13.9 46.9			19.6[2010(平成22)]	スライ ドを考 慮した 将来見 通しに 基づく 段階保 険料方 式	物価スライド制・標準 報酬の再評価（賃金ス ライド）制の導入 保険料率はスライドを 考慮した将来見通しに 基づいて算定（平準保 険料率は参考として算 定）
1976(昭和51)年 8月	9.1	7.3	10.3	昭和51年財政再計算 13.9 20.0 61.5			20.7[2010(平成22)]	〃	
1980(昭和55)年10月	10.6	8.9	11.8	昭和55年財政再計算 19.1 26.4 65.6			35.4[2021(平成33)]	〃	
1985(昭和60)年10月	12.4	11.3	13.6	昭和59年財政再計算 － － －			28.9[2021(平成33)]	〃	
1990(平成 2)年 1月	14.3	13.8	16.1	平成元年財政再計算 － － －			65歳支給：26.1 60歳支給：31.5 [2020(令和 2)]	〃	
1994(平成 6)年11月	16.5		18.3	平成6年財政再計算 － － －			29.8[2024(令和 6)]	〃	
1996(平成 8)年10月	17.35		19.15	平成11年財政再計算 － － －			国庫負担1/2：19.8 [2019(令和元)]	〃	
2003(平成15)年 4月	13.58		14.96	－ － －			国庫負担1/3：21.6 [2024(令和 6)]		
2004(平成16)年10月	13.934		15.208	平成16年財政再計算 ・将来にわたる保険料水準を設定 ・2017(平成29)年まで毎年0.354%ずつ引上げ ・2017(平成29)年度以降18.3%で固定					

注1) 昭和44年財政再計算以前の最終保険料率及び平準保険料率は、財政再計算の計算基準時点における物価水準、賃金水準や給付水準等が将来に向かって一定との仮定の下に計算されている。

注2) 1954(昭和29)年5月の平準保険料率の上段は、予定利回りを当初10年間に付き5%、それ以降につき4.5%としたもので、下段は、予定利回りを全期間につき5.5%としたもの

注3) 平成11年財政再計算以降の最終保険料率、および2003(平成15)年4月以降の保険料率は総報酬ベース、それ以外は標準報酬月額ベース

第 2 - 3 - 4 表 国民年金の財政方式の推移

保険料改定時期	保険料	平準保険料	段階保険料	財政方式
1961(昭和36)年 4月	20歳～34歳：100円 35歳以上：150円	128.3円	—	平準保険料方式 少なくとも5年ごとの財政再計算を行うことを法定
1967(昭和42)年 1月	20歳～34歳：200円 35歳以上：250円	403円	昭和41年財政再計算 1981(昭和56)年度以降 508円	段階保険料方式 急激な保険料の増を避けるため、保険料の将来見通しを作成し、段階保険料方式を採用。保険料は段階的に引き上げられることが法定
1969(昭和44)年 1月	20歳～34歳：250円 35歳以上：300円			
1970(昭和45)年 7月	450円	862円	昭和44年財政再計算 2010(平成22)年度以降 1,640円	"
1972(昭和47)年 7月	550円			
1974(昭和49)年 1月	900円	(2,661円)	昭和48年財政再計算 2010(平成22)年度 35,800円 (名目額)	スライドを考慮した将来見通しに基づく段階保険料方式 物価スライド制の導入。保険料はスライドを考慮した将来見通しに基づいて算定(平準保険料は参考として算定)
1975(昭和50)年 1月	1,100円			
1976(昭和51)年 4月	1,400円	(5,040円)	昭和51年財政再計算 2010(平成22)年度 8,650円(昭和51年度価格)	"
1977(昭和52)年 4月	2,200円			
1978(昭和53)年 4月	2,730円			
1979(昭和54)年 4月	3,300円			
1980(昭和55)年 4月	3,770円	(7,980円)	昭和55年財政再計算 2013(平成25)年度以降 15,700円 (昭和55年度価格)	"
1981(昭和56)年 4月	4,500円			
1982(昭和57)年 4月	5,220円			
1983(昭和58)年 4月	5,830円			
1984(昭和59)年 4月	6,220円			
1985(昭和60)年 4月	6,740円			
1986(昭和61)年 4月	7,100円	(10,989円)	昭和59年財政再計算 2007(平成19)年度以降 13,000円 (昭和59年度価格)	"
1987(昭和62)年 4月	7,400円			
1988(昭和63)年 4月	7,700円			
1989(平成元)年 4月	8,000円			
1990(平成 2)年 4月	8,400円	—	平成元年財政再計算 2010(平成22)年度以降 16,100円 (平成元年度価格)	"
1991(平成 3)年 4月	9,000円			
1992(平成 4)年 4月	9,700円			
1993(平成 5)年 4月	10,500円			
1994(平成 6)年 4月	11,100円			
1995(平成 7)年 4月	11,700円	—	平成6年財政再計算 2015(平成27)年度以降 21,700円 (平成6年度価格)	"
1996(平成 8)年 4月	12,300円			
1997(平成 9)年 4月	12,800円			
1998(平成10)年 4月	13,300円	—	平成11年財政再計算 2020(令和 2)年度以降 国庫負担1/2：18,500 国庫負担1/3：25,200 (平成11年度価格)	"
2005(平成17)年 4月	13,580円	平成16年財政再計算 ・将来にわたる保険料水準を設定 ・2017(平成29)年まで毎年280円 (平成16年度価格) ずつ引上げ ・2017(平成29)年度以降16,900円 (平成16年度価格) で固定(注2)		

注1) 昭和44年財政再計算以前の段階保険料及び平準保険料は、財政再計算の計算基準時点における物価水準、賃金水準や給付水準等が将来に向かって一定との仮定の下に計算されている。

注2) 2019(平成31)年4月から、国民年金1号被保険者に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されたことに伴い、2019(平成31)年4月より、保険料が100円（平成16年度価格）引き上がった。

3. 段階保険料方式の考え方

厚生年金及び国民年金においては、保険料水準を将来に向けて段階的に上げていくこととしていた。このように、保険料水準を将来に向けて段階的に上げていくことをあらかじめ想定して将来見通しを作成し、財政運営を行う財政方式のことを段階保険料方式という。

平成 16(2004)年年金制度改正では、保険料水準を段階的に引上げ、平成 29(2017)年度以降、一定の水準で固定し、給付水準を自動調整するという保険料固定方式がとられたが、この財政方式についても、保険料水準の引上げをあらかじめ想定し財政運営を行うという観点からは、段階保険料方式の一形態と考えることができる。

段階保険料方式は、制度の成熟や少子高齢化の進行に並行して保険料（率）が引上がる場合は、賦課方式の要素を持つと言える。一方、制度の成熟段階で積立金を形成し、将来、これを活用することにより一定の保険料水準で運営を行うところは積立方式の要素も持つ。

積立金の水準をみると、段階保険料方式は制度発足当初、低い保険料水準に抑えられていることから、積立方式と比べ、積立金の形成が緩やかなものとなる。

どれだけの積立金が形成されるかについては、保険料水準の引上げペースにより決定されることとなり、賦課方式の保険料水準に近いペースで引上げればほとんど積立金は形成されず、より早く引上げればより大きな積立金が形成されることとなる。積立水準からみてどちらの方式に近いかは、成熟段階の保険料と引上げペースに大きく依存する。

厚生年金、国民年金は、現在の積立金の水準からみれば賦課方式を基本とした方式であり、また、平成 16(2004)年年金制度改正では、100 年後の積立金を支出の 1 年分とする財政方式が取られたことから、今後も積立金水準からみると、賦課方式を基本とした財政方式といえる。

また、平成 16(2004)年年金制度改正では、平成 29(2017)年度以後、保険料水準を一定としたところである。給付水準については、今回の財政検証では、今後 10 年から 30 年程度で調整を終了する見通しとなっているが、給付水準調整終了後は、その後も少子高齢化が進展し、人口構成の変化が続くにもかかわらず、一定の給付水準を保つことができる見通しとなっている。このようなことが可能となるのは積立金を活用しているからであり、当初から全く積立金を保有しない完全な賦課方式であった場合には不可能なことである。

公的年金の財政方式にとって、積立方式、賦課方式のどちらが適切なのかということを論じるのではなく、どのように組み合わせ、両者の長所を生かしていくかという視点が重要である。

厚生年金、国民年金は、積立金水準としては賦課方式に近い積立金水準を維持することで積立方式における運用リスクを軽減する一方、一定の積立金を保有し活用することで将来の保険料水準や給付水準を平準化するとともに、賦課方式における少子高齢化に伴う急激な負担の上昇や給付の低下を回避する財政方式をとっている。

4. 段階保険料方式と後代負担

厚生年金、国民年金は、上記のように歴史的には制度発足当初から段階保険料方式がとられていたというわけではない。制度発足当初は、平準保険料方式により計算された保険料（率）が設定されていた。しかしながら、当時の給付水準は現在と比べ低い水準にあったことから、当然、保険料水準も現在の給付水準から計算されるものより低い水準で保険料（率）が設定されていた。

その後、厚生年金については、昭和 23(1948)年、急激なインフレのなかで、インフレによる積立金の目減りや負担能力などを考慮し、平準保険料率よりも低い暫定的な保険料率が設定され、賦課方式に近い保険料水準に引き下げられた。

また、厚生年金、国民年金は、制度発足後の制度改正、特に、昭和 48(1973)年改正で物価スライド・賃金再評価が導入されたことにより、大幅な給付改善が行われたが、給付改善により新たに発生した費用は後代負担により賄うこととされた。

このようなことから、過去、公的年金は必要な負担を求めてきておらず、「給付改善の費用等を後代負担に回してきた」と言われることがあるが、ここで、「必要な費用負担」といわれるのは、積立方式的な財政運営を行った場合に「必要な費用負担」であることに注意が必要である。

厚生年金、国民年金は、近年まで、おおむね積立金を積み増してきており、過去の保険料は、現行の保険料水準よりは低いものの、賦課方式のもと必要な保険料水準よりは高い保険料負担を求めてきたことになる。

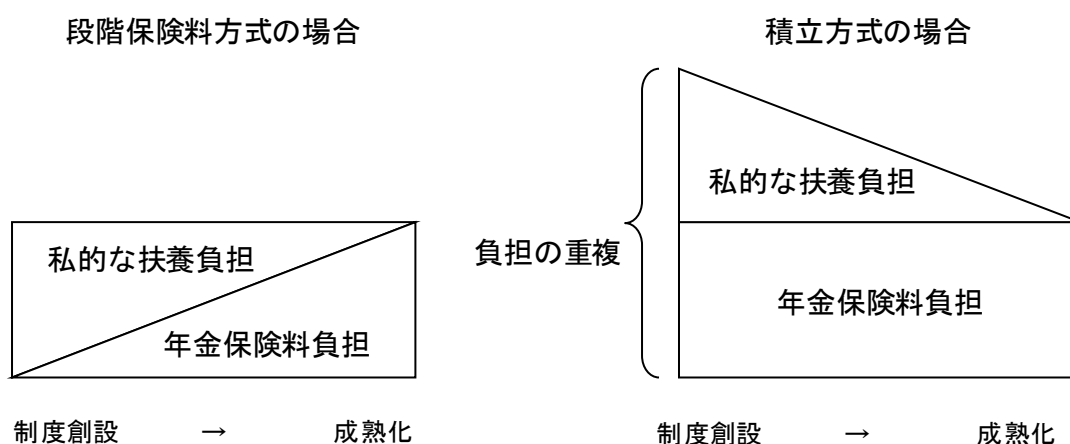
また、過去の保険料水準が低かった理由として負担能力との関係が取り上げられることがある。過去の負担能力を考える上で、当時の経済状況や生活水準を考慮することは当然であるが、その他、私的扶養との関係についても考慮する必要がある。年金制度発足当初の現役世代は、その親世代は公的年金を受給していないか、受給していてもわずかな金額である。このような状況では、現役世代は親

世代を私的に扶養する必要がある、私的に親を扶養しながら、公的年金の保険料をまるまる納める必要が生じることとなる。

賦課方式的な考え方では、親世代が受け取る年金に相当する分しか保険料を払う必要はないことから、負担の重複という問題は生じないが、積立方式的な考え方では、私的に親を扶養しながら自分の老後のための保険料を拠出することとなり、私的扶養も含めて考えると負担の重複が発生することとなる。

すなわち、親世代が十分な年金を受給できない制度成熟期間中においては、私的扶養との関係から、負担能力が低下することとなることに留意して考える必要がある。

第 2－3－5 図 公的年金制度の成熟過程における社会全体で見た「私的な扶養負担」と「年金保険料負担」の関係（イメージ図）



5. 公的年金における世代間の給付と負担の関係

我が国の公的年金は賦課方式を基本とした財政方式となっているが、このような財政方式においては、世代によって保険料負担の累計額と年金給付の累計額の関係が異なることとなるため、世代間の不公平を指摘されることがしばしばある。

公的年金における世代間の公平性については、平成 25 年 8 月に取りまとめられた社会保障制度改革国民会議の報告書においても考え方の整理が行われており、①私的扶養との代替性、②保険機能の評価の 2 点について考慮が必要との指摘がなされている。以下、この 2 点について、解説する。

（1）私的扶養との代替性

年金制度が創設されるまでは、老親の扶養は家族内で（多くは同居により）

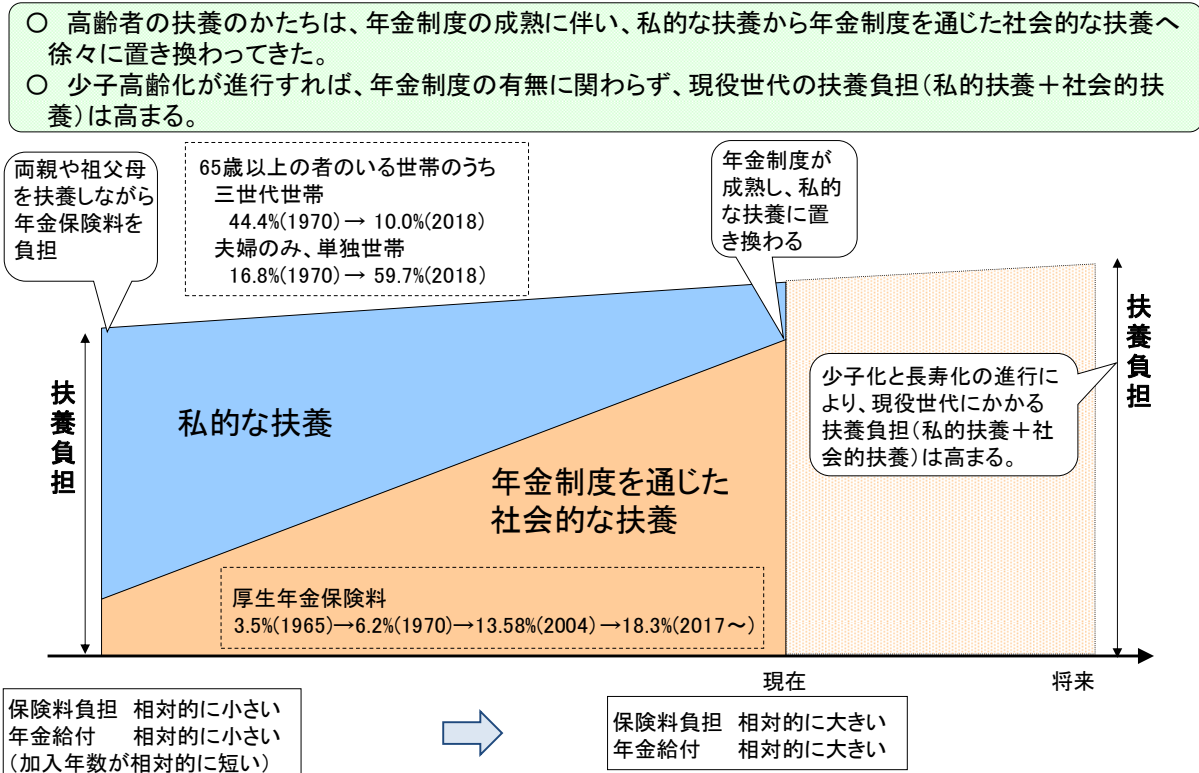
行われていた。産業構造の変化による雇用労働者の増加と都市化、核家族化が進むなかで、公的年金制度が整備され、制度が成熟化するにつれて、老親の扶養が私的な扶養から年金制度を通じた社会的な扶養に徐々に置き換わっていったと考えられる。

既に高齢世代となっている世代が現役期に負担した保険料の水準は現在より低かったが、彼らが現役の頃は制度も未成熟で給付水準もそれほど高くなく、三世代同居にみられるように私的な扶養と社会的な扶養が混在した状態にあった。すなわち、私的な扶養負担を行いながら社会的な扶養のための年金保険料を拠出していたと考えることができる。

国民年金制度が創設されてから既に半世紀以上を経過し、今日では年金制度も成熟化し、かつての私的な扶養が社会的な扶養に相当程度置き換わった状態にある。公的年金の保険料負担と年金給付の比較だけをもって世代間の公平を論じることが、私的扶養による貢献を考慮しておらず、社会の変化を踏まえない一面的な見方といえる。

なお、今日の社会で進行している長寿化と少子化はいずれも、社会的な扶養、私的な扶養の別を問わず、現役世代にかかる老親の扶養負担そのものを高める方向に作用する。つまり、仮に年金制度がなくても、少子化の進行で子どもの数が減少する一方、長寿化が進行して老親が長生きするようになれば、子ども1人当たりの扶養負担が高まることとなる。公的年金において給付と負担の関係が少子高齢化により厳しくなることは、少子高齢化により高まった老親の扶養負担を私的扶養に替わって社会的扶養である公的年金が担っているためとも言える。

第2-3-6図 私的な扶養から社会的な扶養への移行について



(2) 公的年金の保険機能の評価

公的年金の重要な意義は、長い人生において発生するリスクに対応し安心を得ることにある。例えば、

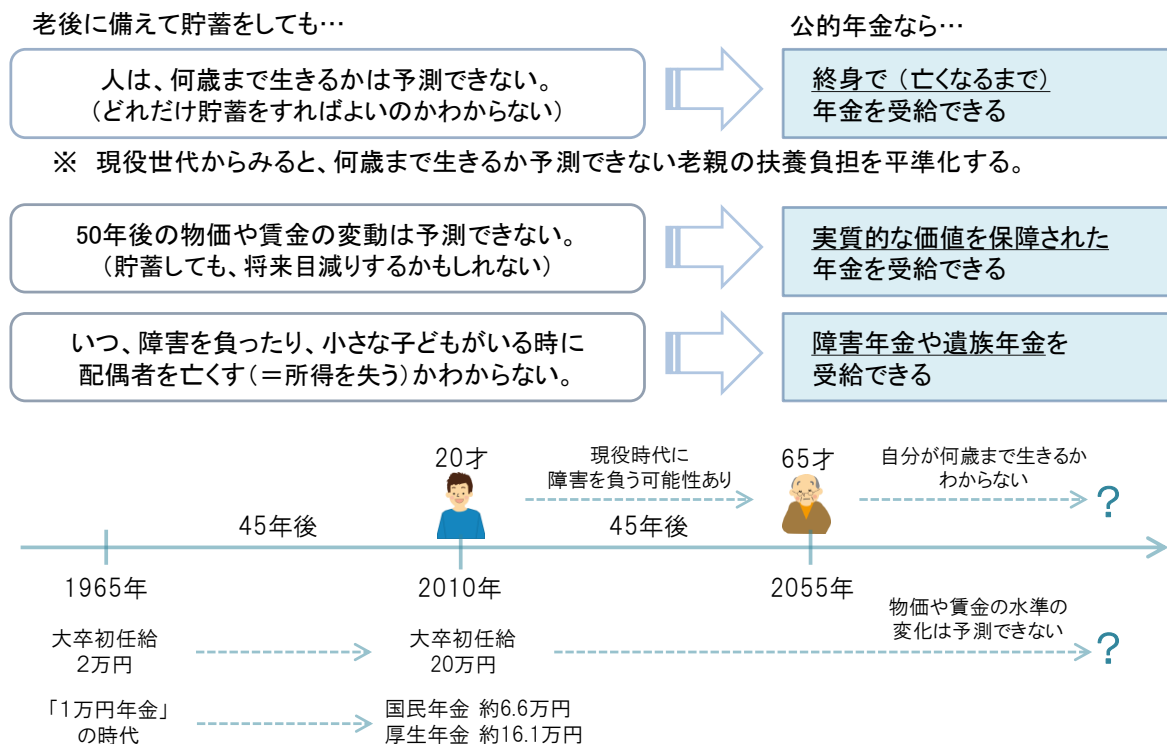
- ・ 引退時、いつまで長生きできるかは前もって分からないが、どれだけ長生きしても老齢年金を終身受けることができる(終身の保障)
- ・ 終身の保障について現役世代からみると、老親が長生きした場合にも社会的扶養により支えてくれる(扶養負担の平準化)
- ・ 物価や賃金の変動に応じて給付額がスライドされるため、実質的な価値を保障された年金を受けることができる(実質価値の保障)
- ・ けがや病気などで障害を負って働けなくなった場合は、障害年金を受け取ることができる。また、一家の大黒柱が子どもを残して亡くなってしまい収入が得られなくなった場合は、遺族年金を受けることができる(遺族・障害など現役期からの保障)

といったリスクに対応することで、生涯を通じた安心のメリットがある。これ

は、保険機能によるリスクヘッジによるメリットといえるものであり、年金の本質的な機能である。

このように、社会保険のひとつである公的年金は、あくまでも保険であり、預金・株式等の金融商品による貯蓄とは異なる。したがって、公的年金における世代ごとの給付と負担の関係について、払った保険料に対して平均的にどれだけの給付が受け取れるか機械的に「計算」されることがあるが、それは、あくまでも「平均値」としての期待値を示したものに過ぎず、公的年金制度があることでリスクが軽減されることによるメリット（期待効用の増加）について考慮されておらず、これだけで年金制度の価値を判断できるものではない。

第2-3-7図 公的年金の意義



すなわち、仮に給付総額の期待値が払った保険料総額を下回るとの計算結果となったとしても、安心のメリットという年金の本質的な機能が考慮されていないことから、これをもって年金制度に加入する価値がないと判断できるものではないということである。

なお、先述の社会保障制度改革国民会議の報告書においては、世代間の公平論に関しての留意点を論じた上で、

『一方で、世代間の不公平の主張の背景には、給付は高齢世代中心で負担は現役世代中心という日本の社会保障の構造や、必要な給付の見直しに対する抵抗

感の強さ、制度に対する信頼感の低下や不安感の増加があることも忘れてはならない。(中略)日本においても、次世代支援など未来への投資の拡充による「全世代対応型」への転換を進めるとともに、持続可能性と将来の給付の確保に必要な措置を着実に進めるメカニズムを制度に組み込んでいくことも求められるところである。』(社会保障制度改革国民会議報告書)

との指摘もされており、年金制度の中における世代間の給付と負担の関係の比較のみで年金制度の評価を行うことは問題視しつつも、社会保障全体として必要な見直しが進まないことで世代間の不公平の度合いが増すことは強く戒めている。

（補論）積立方式と人口構造の変化について

伝統的な説明では、給付に必要な費用をあらかじめ積立金として保有している「積立方式」の方が「賦課方式」よりも人口構造の変化の影響を受けにくいとされていた。

※ サミュエルソン＝アローンのパラドックス

人口成長率 + 所得増加率	>	利回り	・・・	賦課方式が有利
人口成長率 + 所得増加率	<	利回り	・・・	積立方式が有利

そうした議論をもとに、高度成長期には賦課方式が有利であったが、低成長経済への移行・少子高齢化の進行により積立方式が有利な状況になったと主張された（フェルドシュタインなど）。

しかし、1990 年代（世界銀行が年金の積立方式化・民営化を推奨した時期）以降、積立方式も賦課方式と同様に人口構造の変化の影響から逃れられるものではないとの理解が世界の年金論議において共有されるようになっていく。

※ 積立方式が有利という主張への批判（J・E・スティグリッツやニコラス・バーなど）

- 少子高齢化の影響で生産力が低下すると、結果的に利回りが低下するとの指摘
- 積立方式への移行費用（既に受給世代となっている者への給付費用）が考慮されておらず、これを考慮に入れると、賦課方式・積立方式どちらも負担の面では同等となるとの指摘

平成 25(2013)年 1 月に IMF の主催で開催された「世界危機後のアジアにおける財政的に持続可能かつ公平な年金制度の設計」と題した会合においても、

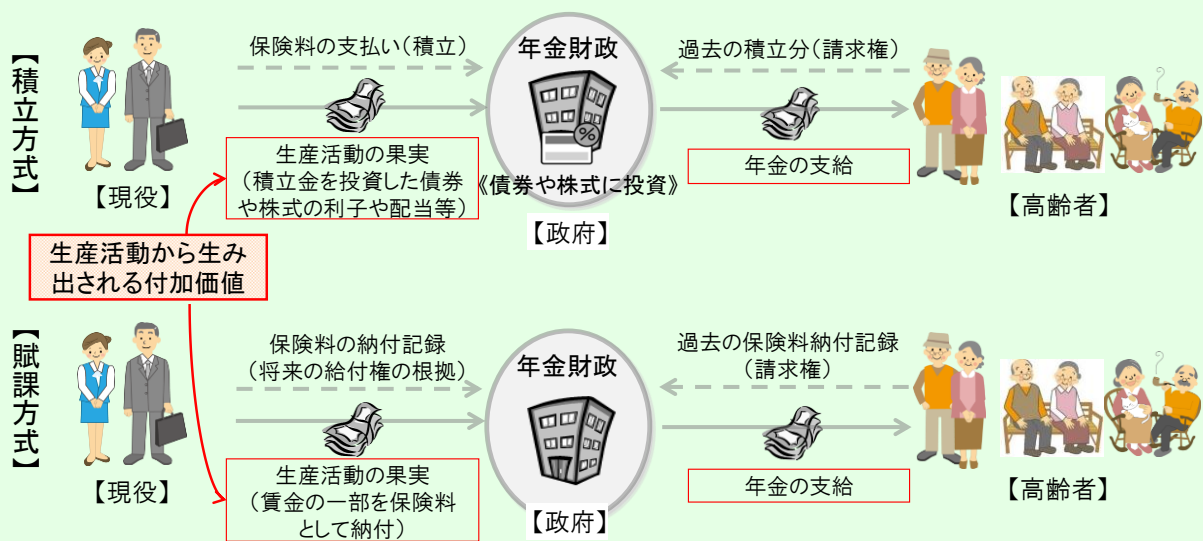
① 年金制度で鍵になる変数は将来の生産物であり、積立方式と賦課方式は単に将来の生産物に対する請求権を制度化するための財政的な仕組みが異なるにすぎず、積立方式は人口構造の変化の問題を自動的に解決するわけではないこと

② 年金財政問題の解決策は、(i) 平均年金月額の下げ、(ii) 支給開始年齢の引き上げ、(iii) 保険料の引き上げ、(iv) 国民総生産の増大政策の 4 つしかなく、これらのアプローチが含まれていない年金財政改善方策はいずれも幻想にすぎないこと

がプレゼンテーションされている。

なお、積立方式の年金とは、積立金を債券や株式の形で投資し、利子や配当等の資本収益によりその時々々の経済成長の果実を年金という形で高齢者に配分するやり方であるが、年金の財政方式が積立方式であろうが賦課方式であろうが、その時々々に現役世代が生み出した付加価値を、現役世代と高齢者で分かち合う構造には変わらない。

したがって、積立方式であったとしても、現役世代の人口減少の結果、その時々々の生み出す付加価値が減少するならば、利子や配当等の資本収益も減少し、高齢者に配分されることとなる年金の水準も低下することになる。



現在、世界の年金論議は、「積立方式」か「賦課方式」のどちらが望ましいか、「積立方式」に移行すべきか、という議論ではなく、経済や社会の変化の影響をそれぞれに異なる経路で受けることとなる両方式をどう組み合わせて制度をデザインするか、という議論に移っている。

【OECD】

賦課方式主体で運営されている公的年金が持続可能性確保のために給付水準を削減することは避けられないとし、それを積立方式の私的年金で補完する対策の重要性を指摘している。

Pensions at a Glance 2011 より抜粋

公的年金は、OECD諸国における高齢者の所得保障の基軸であり、平均で高齢者所得の60%を占めている。残りの40%は、「私的年金やその他の貯蓄」と「勤労収入」が均等に占めている。老後の所得の提供という公共部門の役割は、未だに非常に重要であるが、将来的に減少する。就労期間の延長と私的年金は、必然的にそのギャップを埋めなければならない。(中略) 長期的な展望に立つと、公的制度と私的制度を、また財政的には賦課方式と積立方式を組み合わせた「多様化した」年金制度が最も現実的な見込みであるだけでなく、最善の政策である。

【世界銀行】

1994年に民営の拠出建て積立制度への移行を推奨したレポートを発表したが、2005年に発表されたレポートでは、考え方を修正し、賦課方式の年金や概念上の拠出建て方式も選択肢に加えた多柱型(multi-pillar)の制度設計構想を打ち出している。

第3章 国民年金・厚生年金の財政の見通し

第1節 財政検証作業の全体像

第2節 基礎数（初期データ）の設定

第3節 基礎率の設定

第4節 経済前提の設定

第5節 被保険者数の将来見通しの作成方法

第6節 給付水準の将来見通し及び財政見通しの作成方法

第7節 令和6（2024）年財政検証結果

第8節 マクロ経済スライドによる基礎年金の給付水準調整の
長期化の要因と影響

第 1 節

財政検証作業の全体像

厚生年金及び国民年金の財政検証を行うにあたっては、直近の社会・経済情勢等を踏まえて設定した基礎数値を使用し、制度内容に沿って将来の財政見通しを作成している。財政検証の過程の全体像については、第 3-1-1 図に示したとおり、被保険者数の推計を行い、これに対応する給付の推計を行い、最後にこれらを踏まえた収支の見通しを作成するという流れになっている。

以下では、この図に従って、財政検証作業の過程を解説する。

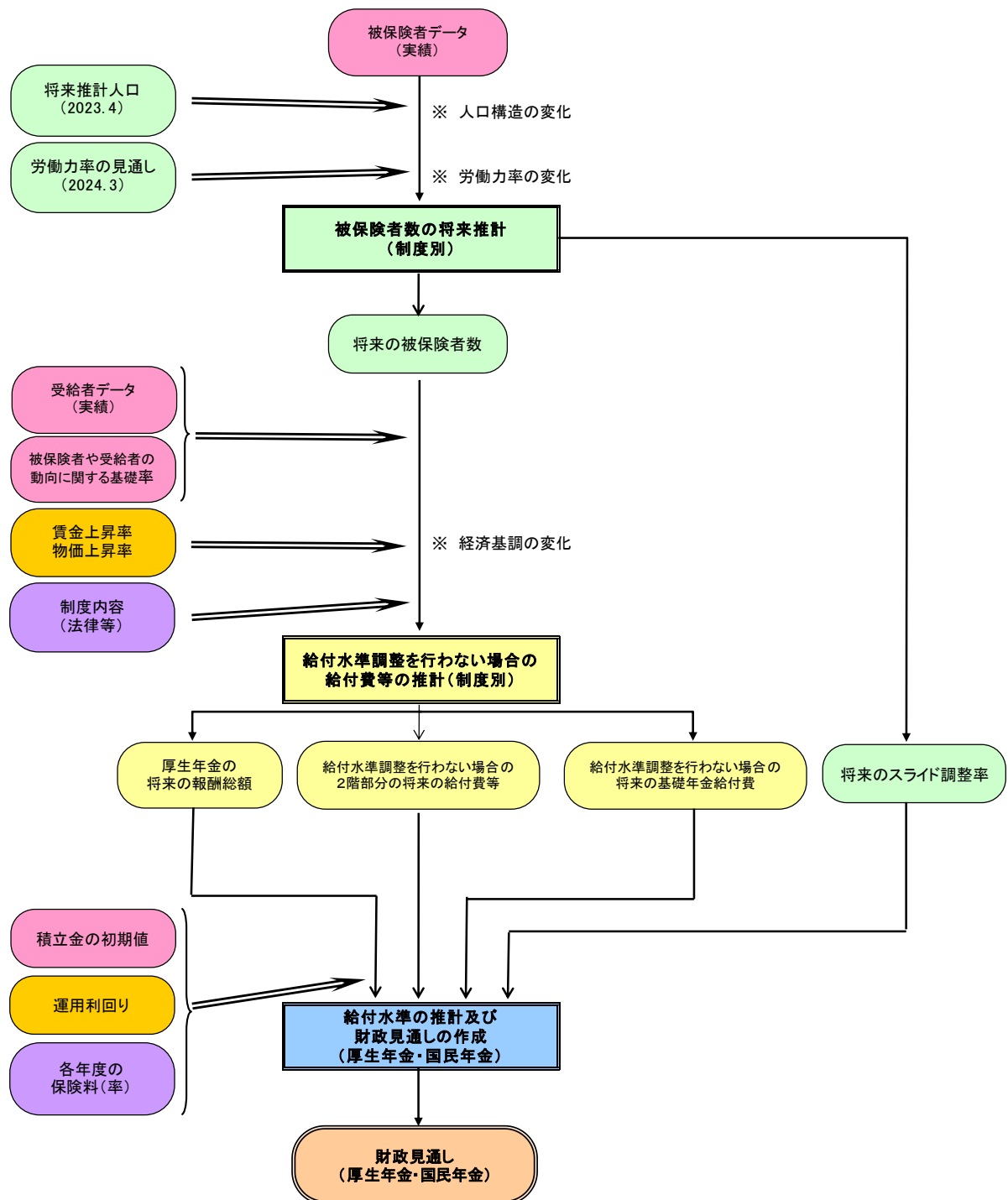
1. 基礎数（初期データ）及び基礎率の設定

年金制度の財政検証で使用する基礎的な数値として、被保険者の現在及びこれまでの間の年金制度への加入状況や、年金受給者の受給状況を示す「基礎数」と、被保険者や年金受給者の将来における年々の変化を推計するための前提条件である「基礎率」とがある。

基礎数は、被保険者、年金受給者についての直近の統計を性・年齢別、その他の項目別に分類集計したものを用いており、今回の財政検証においては、令和 3（2021）年度末における統計を使用している。被保険者に関する統計は、旧厚生年金については 50 分の 1 抽出統計、国民年金については 5 分の 1 抽出統計、共済組合については全数統計を用いている。また、受給者に関する統計は全数統計を用いている。財政検証においては、これらの基礎数を初期データとして推計を行っている。

一方、基礎率には、被保険者や年金受給者等の人数が年々どのように変化していくのかを推計するためのものや、障害年金受給者を障害等級別に区分する場合のように、被保険者や年金受給者等の集団をいくつかの集団に区分するために用いられるもの等がある。また、被保険者の年齢に応じて標準報酬がどのように変化するかを表わす率（標準報酬指数）もある。これら基礎率の作成にあたっては、被保険者や年金受給者等に関する統計資料を基礎としつつ、生命表や国勢調査などの各種統計資料等も参考として、第 3-1-2 表にあるような種々の基礎率を作成している。

第 3 - 1 - 1 図 財政検証作業の全体像（概要）



第 3 - 1 - 2 表 財政検証の基礎となる数値について

1. 将来推計人口 日本の将来推計人口（2023年4月、国立社会保障・人口問題研究所）
2. 労働力率の見通し 「労働力需給の推計」（2024年3月、独立行政法人労働政策研究・研修機構）における「成長実現・労働参加進展シナリオ」、「成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ」、「一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ」に準拠して設定
3. 経済前提 - 社会保障審議会年金部会年金財政における経済前提に関する専門委員会の検討結果の報告に基づいて設定 ① 賃金上昇率 ② 物価上昇率 ③ 運用利回り
4. 基礎数（被保険者・年金受給者の初期データ） - 国民年金及び厚生年金の直近の実績に基づき設定 （主要項目） ① 年齢・被保険者期間別被保険者数 ② 年齢・被保険者期間別平均被保険者期間 ③ 年齢・被保険者期間別標準報酬額 ④ 年金の種類・年齢別受給者数 ⑤ 年金の種類・年齢別年金額 ⑥ 厚生年金・国民年金の積立金額
5. 被保険者や受給者の動向に関する基礎率 （被保険者数、年金受給者数が今後どのように変化していくのかを推計するための仮定条件） - 国民年金及び厚生年金の直近の実績及び各種統計資料等を用いて設定 （主要項目） ① 被保険者総脱退率（力） ② 被保険者死亡脱退率（力） ③ 障害年金発生率（力） ④ 標準報酬指数（昇給指数）…定期昇給分 ⑤ 老齢年金失権率 ⑥ 障害年金失権率 ⑦ 遺族年金失権率 ⑧ 遺族年金発生割合（被保険者死亡時に、妻、子等を有する割合） ⑨ 年齢相関（死亡した被保険者の年齢と遺族の年齢の関係）

2. 経済前提の設定

経済前提では、経済状態に対応した報酬の上昇や年金額改定等を将来推計に織り込むため、賃金上昇率、物価上昇率、運用利回りについて一定の前提を置いている。今回の財政検証においては、社会保障審議会年金部会のもとに設置した「年金財政における経済前提に関する専門委員会」の「令和6年財政検証の経済前提について（検討結果の報告）」（令和6（2024）年4月12日）をもとに、令和6（2024）年4月2日の経済財政諮問会議において示された内閣府試算も踏まえ、足下の前提との接続を考慮しつつ、高成長実現ケース、成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケース、1人当たりゼロ成長ケースの4つのケースを設定している。

3. 被保険者数の将来推計

財政検証を行うにあたり、まず、将来の加入制度別の被保険者数の推計を行う。我が国は国民皆年金の制度であるため、公的年金の全被保険者数は人口の動向の影響を大きく受ける。また、このうち厚生年金の被保険者数は労働力人口の影響を大きく受ける。そこで、令和5（2023）年度末における加入制度別の被保険者数の見込みを基礎に、将来推計人口（「日本の将来推計人口」（令和5（2023）年推計、国立社会保障・人口問題研究所）、合計特殊出生率及び死亡率について高位、中位、低位のそれぞれ3通り、外国人の入国超過数について、25万人、16.4万人、6.9万人の3通り）及び労働力率の見通し（「労働力需給の推計」（令和6（2024）年3月、独立行政法人労働政策研究・研修機構）における「成長実現・労働参加進展シナリオ」、「成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ」及び「一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ」）を用いて将来の動向を推計し、将来の加入制度・性・年齢別の被保険者数を算出している。

このようにして、年金財政に最も大きな影響を与える要因である将来の人口構成や労働力率の将来見通しが織り込まれている。

4. 給付水準を維持した場合の給付費等の将来推計

次に、被保険者数推計や経済前提、設定した基礎数・基礎率の下で、将来の報酬総額の見通しや給付水準調整を行わない場合の給付費、基礎年金拠出金の見通しを作成する。

報酬総額の推計は、被保険者数推計に基づく被保険者数に平均報酬額を性・年齢別に乘じ、その合計をとることにより作成される。ここで、毎年度の性・年齢別の平均報酬額は、標準報酬指数や賃金上昇率等により毎年度、シミュレーションを行うことにより作成される。また、被保険者のシミュレーションの際、年金裁定時における報酬比例部分の年金額算定の基礎として必要となる性・年齢・加入期間別の報酬累積を再評価等しながら作成していく。

給付費の推計は、新規裁定の老齢年金についていえば、支給開始年齢到達時に生存している被保険者もしくは受給待期者（制度は脱退したが、支給開始年齢等の支給要件を満たしていない者）の性・年齢・加入期間別の人数と現役時代に加入していた期間の報酬（再評価等を行ったもの）累計を基に、制度内容に基づいた報酬比例部分の年金や基礎年金等の年金額が性・年齢別に算定されることとなる。裁定後の受給者に係る給付費の推計については、性・年齢別に、年金失権率に従い前年度から残存している受給者数を推計しつつ、毎年度の年金改定を行う方法により、翌年度の性・年齢別の受給者数や給付額が算出されるという方法でシミュレーションが行われる。

このように算出した給付費のうち、基礎年金勘定により取り扱う給付分については、各制度の拠出金算定対象者数で按分することにより、制度別の基礎年金拠出金を算出する。

5. 給付水準調整及び年金財政の将来推計

次に、年金財政の均衡を図るためにマクロ経済スライドにより給付水準を自動調整する期間を推計する。

具体的には、国民年金、厚生年金それぞれにおいて、給付水準調整前の給付費等を用いて、マクロ経済スライドの適用をある年度まで続けた場合の財政均衡期間の終期における積立度合を算出し、その積立度合が支出の1年分となるようにするためには何年間マクロ経済スライドの適用を続ける必要があるか逆算する。

給付水準の調整期間及び最終的な給付水準調整割合が決まれば、給付水準調整前の給付費等の年度毎の推計値に給付水準調整割合を乗じることにより財政均衡期間における各年度の給付水準調整後の給付費等が定まるため、これにより財政均衡期間における年金財政の財政見通しが定まる。

（補論）年金数理の基礎

年金制度の基本的な仕組みは、一定の期間にわたり保険料を拠出した者が一定の年齢に到達したり（老齢）、障害の状態となったり、死亡した場合に、所定の年金を支給するということになっている。これは、一種の保険のシステムである。

したがって、年金数理で用いられる基本的な考え方や手法は、保険数学が基礎となっている。保険数学は数学の一分野である確率論や統計学を基礎としているため、年金数理もこれらの数学に基礎を置いているといえる。

なお、年金数理は財政方式、すなわち長期的な財政均衡を図るための制度運営の仕組みという概念も基礎となっている。

ここでは、「大数の法則」や「収支相等の原則」といった公的年金にも用いられている年金数理の基本的な考え方について解説する。

（１）現価の考え方

厚生年金・国民年金といった年金制度は、保険料を拠出する期間や年金給付を受給する期間がそれぞれ数十年という長期にわたる制度である。このような時間が経過するなかで、保険料や給付額等といった金額を取り扱う場合には、必ず利息を考慮に入れておく必要がある。そこで、一定の時点を決め、いったんこの時点における価値に換算した上で取り扱おうというのが現価の考え方である。

いま、仮に 10,000 円の元金があり、これに対して 1 年間に生ずる利息の割合（年利率）を 2 % とする。年金数理では一般に単利ではなく複利が用いられており、時間の経過とともに元金と利息の合計（元利合計）は次のようになる。

$$1 \text{ 年後} \quad 10,000 \text{ 円} \times (1 + 0.02) = 10,200 \text{ 円}$$

$$2 \text{ 年後} \quad 10,000 \text{ 円} \times (1 + 0.02)^2 = 10,404 \text{ 円} \quad 、 \cdots \cdots 、$$

$$5 \text{ 年後} \quad 10,000 \text{ 円} \times (1 + 0.02)^5 = 11,041 \text{ 円} \quad 、 \cdots \cdots 、$$

ここで、単利とは、常に元金に対してのみ利息を計算し、利息は再投資しないという方法である。一方、複利とは、一定の期間ごとに利息を元金に繰り入れ、この合計を元金として利息を計算する方法である。単利では利息から生じる利息は計算しないのに対して、複利では利息から生じる利息も計算することになる。現在の商取引では一般に複利が用いられている。

同じ利息の条件のもとで、仮に 5 年後に 10,000 円の支払いが必要になった場合、現在手もとにいくら現金を持っていれば良いかを考える。現在手もとに 10,000 円持っていたとすると、5 年後には利息がつき、その利息分だけ金額が余るため、10,000 円では多すぎることになる。5 年後の元利合計がちょ

うど 10,000 円になる金額が現在必要であり、この額を A 円とすると、

$$A \text{ 円} \times (1 + 0.02)^5 = 10,000 \text{ 円}$$

という関係が成り立つことから、

$$A = 10,000 \text{ 円} \times \left(\frac{1}{1+0.02} \right)^5 = 9,057 \text{ 円}$$

となり、現在手もとに 9,057 円あれば 5 年後に 10,000 円の支払いができることになる。この場合に、「5 年後に支払う 10,000 円の現価は 9,057 円である」と表現する。すなわち、現価率は終価率の逆数ということである。複利計算の例でみたように、元利合計（終価）は期間が長くなるほど急速に大きな値となり、その逆数である現価は急速に小さな値となる。

年金数理では、将来において支払うべき給付費等の規模を測る際に、現価という考え方が重要であり、現価で評価することが有用である。

また、このような価格換算の考え方は、将来の年金額の見通しを物価で現在価値に置き換えて表現する際にも用いられている。

例えば、仮に物価上昇率を年平均 1 % とすると、現在 10,000 円の品物が、

$$1 \text{ 年後には、} 10,000 \text{ 円} \times (1 + 0.01) = 10,100 \text{ 円に、}$$

$$2 \text{ 年後には、} 10,000 \text{ 円} \times (1 + 0.01)^2 = 10,201 \text{ 円に、} \dots\dots、$$

$$5 \text{ 年後には、} 10,000 \text{ 円} \times (1 + 0.01)^5 = 10,510 \text{ 円に、} \dots\dots、$$

というように値上がりすることとなる。逆に 5 年後に 10,000 円である品物は、現在の価格では、 $10,000 \text{ 円} \times \left(\frac{1}{1+0.01} \right)^5 = 9,514 \text{ 円}$ に相当するものであるということである。

（２）大数の法則

年金制度は一種の保険のシステムであるが、保険というシステムを成り立たせていくためには、一定数以上の者が集まって一つの集団を構成し、その中で互いに助け合っていくという形を取らなければならない。例えば、老齢年金については、年金を受給する老後の期間の長さは個人ごとに異なるが、老後期間の長い者は結果的に給付総額が大きくなり、老齢に達しないうちに死亡した者には給付が行われないという形で、集団内の助け合いが行われる形となっているのである。

このような保険システムを成り立たせ、適切に運営していくためには、老齢年金をどの程度の期間受給するかという割合や、障害が発生する割合といった年金の受給権が発生する割合等を、ある程度の精度をもって予測出来なければならない。このためには集団の規模がある程度以上でなければならないが、その根拠となっているのが「大数の法則」である。

大数の法則とは確率論における法則の一つで、「標本を十分大きくとればその事象の発生する経験的頻度は理論的確率に限りなく近くなる」というものである。この法則は、例えば、ゆがみや偏りのないコインを放り投げて落ちた結果、それが表面である頻度は、放り投げる回数が少なければ2分の1とはならないことが考えられるが、回数を限りなく増やせば2分の1に近づいていくというものである。

年金数理においては、被保険者や受給者といった年金制度の構成者について、障害や死亡等の事象が発生する実際の割合は、その人数が多くなればなるほどその発生確率である一定の数値に近づくという形でこの法則が用いられる。言い換えれば、実際に財政検証において、例えば新規に障害年金を受給する者の数は被保険者数に障害者となる発生割合を乗じることにより見込んでいるが、これは大数の法則が成り立つことを前提とした手法である。

しかしながら、実際の発生頻度がその発生確率から大きく外れることが少なくなるということであり、その発生確率に一致することを保証するものではない。ただし、将来の発生確率を設定する際に、過去の実績に基づく推定を行う場合、標本数が十分大きくなれば、算定された発生確率の信頼度はそれだけ高まるということになる。

（３）収支相等の原則

収支相等の原則とは、保険のシステムを運営する際に、集団全体での保険料収入や積立金の利息等の収入の合計が給付費等の支出と等しくなるような制度設計を行わなければならないという原則である。ごく普通のことを意味しているようにも考えられるが、年金数理を扱う上で留意しなければならない点はいくつかある。

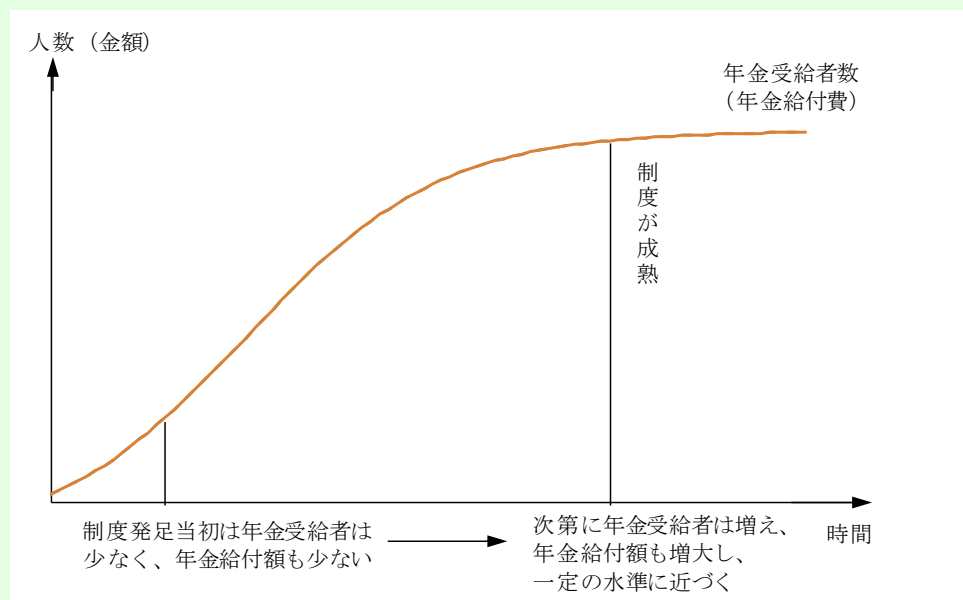
まず、収支相等の原則でいう収入や支出は単なる金額ではなく、確率論的な意味を持っているという点である。例えば、年金制度の支出のうち障害年金の給付費について考えると、将来において障害状態が発生する割合に、障害年金の年金額を乗じて得られる値の合計として推計されるものであり、確率論における期待値にあたるものである。

第二に、収支相等の原則は集団全体で考えるものであり、集団を構成している個人ごとに収支が均衡しているわけではないということである。個人保険では加入者の健康状態等によっては割増保険料を徴収するなどして個人ごとの収支の均衡を図る考え方があるが、一般に公的年金制度の場合は、集団全体で収支が均衡するような保険料を年齢等に関係なく一律に適用するものである。

第三に、収支相等の原則を考える期間について、通常の会計決算のように必ずしも単年度だけで考えるわけではないということである。これは年金制度が

人の一生にわたる非常に長期の制度であるため、たとえある一つの年度で収支が均衡していなくとも、長期でみて収支相等の原則が満たされるように運営していけば良いのである。また、年金制度においては、制度発足当初は年金受給者は少なく、年金給付費も少ないが、時間の経過とともに増大して、ある程度の年数を経て、はじめて一定の水準に近づいていくという性質がある（第3-1-3図）。このように、年金受給者数や年金給付費が増大して、最終的に到達する水準に近い状態になっていくことを、「制度が成熟する」と呼んでいる。ある一時点での収入と支出の規模の相対関係は、制度の成熟がどの程度かによって変わってくるため、やはり収支相等の原則は長期的な期間で考えることが重要である。現在の厚生年金・国民年金においては、現在既に生まれている者が年金の受給を終えるおおむね 100 年後までの期間を視野に入れて収支相等の原則を考慮している。

第3-1-3図 年金制度の成熟



（４）積立金为非負であることの必要性

年金制度を運営していく過程で、給付に対して積立金が枯渇し年金の支払いに支障を来すような事態は、たとえ一時的でもあってはならない。

現在の厚生年金・国民年金においては、おおむね 100 年間にわたる財政均衡期間において収支均衡を図る仕組みであり、賦課方式を基本としつつ、積立金を保有し活用することで、少子高齢化に伴う急激な保険料上昇や給付の低下を回避する財政方式をとっており、一時的にも積立金が枯渇するような事態は起らない見通しとなっている。

第2節

基礎数（初期データ）の設定

第1節で述べた各過程について、以下、その詳細を解説する。

財政検証作業は、被保険者及び受給者に関するデータの整備から始まる。年金制度の将来の姿をより正確に描くためには膨大なデータが必要となるが、その際、個票データを管理する日本年金機構及び各共済組合の協力を得て、財政検証に必要な各種情報が集約されたデータの提供を受け、提供データと他の統計との整合性を検討するなどのデータ整備を行った上で、財政検証における初期値を設定している。

令和6(2024)年財政検証における初期値となる被保険者の性・年齢・被保険者期間別のデータ、年金受給者の性・年齢別データ等は、旧厚生年金、国民年金及び共済組合について令和3(2021)年度末の被保険者統計及び受給権者統計を基礎としている。

被保険者統計については、旧厚生年金は無作為に50分の1、国民年金は5分の1で抽出した個票データを性・年齢・被保険者期間別に集計することにより作成される。個票データについては、例えば、厚生年金でいえば、財政検証で必要となる現在の標準報酬月額、標準賞与額、過去の被保険者期間、標準報酬額累計をはじめ、育児休業関係等各種情報を集約したものとなっている。なお、基礎年金給付費等を算出するため、昭和36(1961)年4月1日以降の20歳以上かつ60歳未満であった被保険者期間に関するデータも使用している。

一方、受給権者統計については、日本年金機構で管理している受給権者裁定原簿から年金の種類・年齢別に受給権者数や年金額、過去の被保険者期間などの集計を行ったものである。

また、現在、被用者年金は一元化されており、厚生年金には共済年金の1・2階部分を含むこととなるが、旧厚生年金と共済組合では集団の属性が異なる部分が多いことから、報酬や年金給付費等についてのシミュレーションはそれぞれで行った後に合算することにより、厚生年金全体の財政検証を実施している。このため、基礎数は原則として旧厚生年金と共済年金はそれぞれの属性に応じて作成している。なお、共済組合に係る統計については被保険者統計、受給者統計ともに全数統計となっており、各共済組合を所管する各省を経由して各共済組合から提供を受けているところである。

以下、被保険者及び受給者の初期データについて、旧厚生年金、国民年金、共済組合別に解説を行う。

1. 被保険者の初期データ

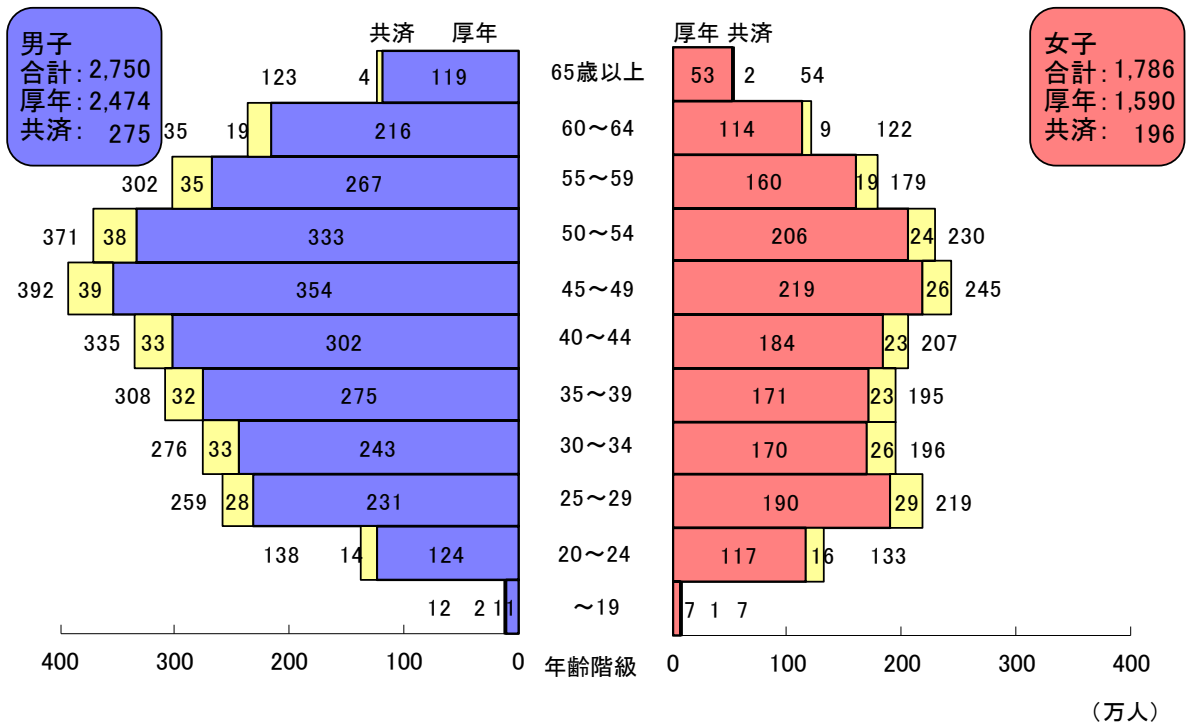
令和3(2021)年度末における第1号厚生年金被保険者(旧厚生年金の被保険者)及び第2号～第4号厚生年金被保険者(共済組合の組合員)の年齢構成は第3-2-1図(1)のとおりである。このような5歳階級別でみた場合、男子では45～49歳が392万人、女子では45～49歳が245万人で最も多く、以降、年齢が高くなるにつれて減少する。

なお、令和6(2024)年財政検証では、厚生年金被保険者のうち短時間被保険者に係る基礎数も作成しており、その年齢構成は第3-2-1図(2)のとおりである。このような5歳階級別でみた場合、男子では65歳以上が4.2万人と最も多く、女子では50～54歳が6.5万人で最も多い。

第3-2-1図 厚生年金被保険者の年齢構成

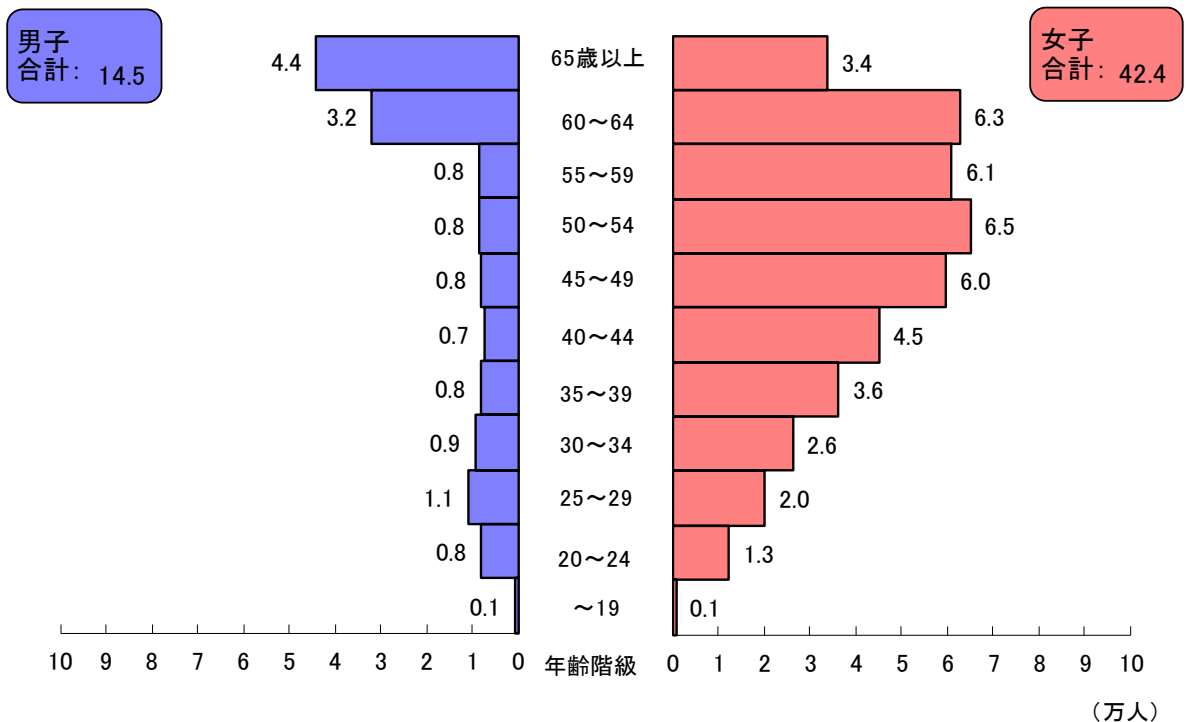
(1) 厚生年金被保険者の年齢構成 (短時間被保険者を含む全体)

(令和3(2021)年度末)



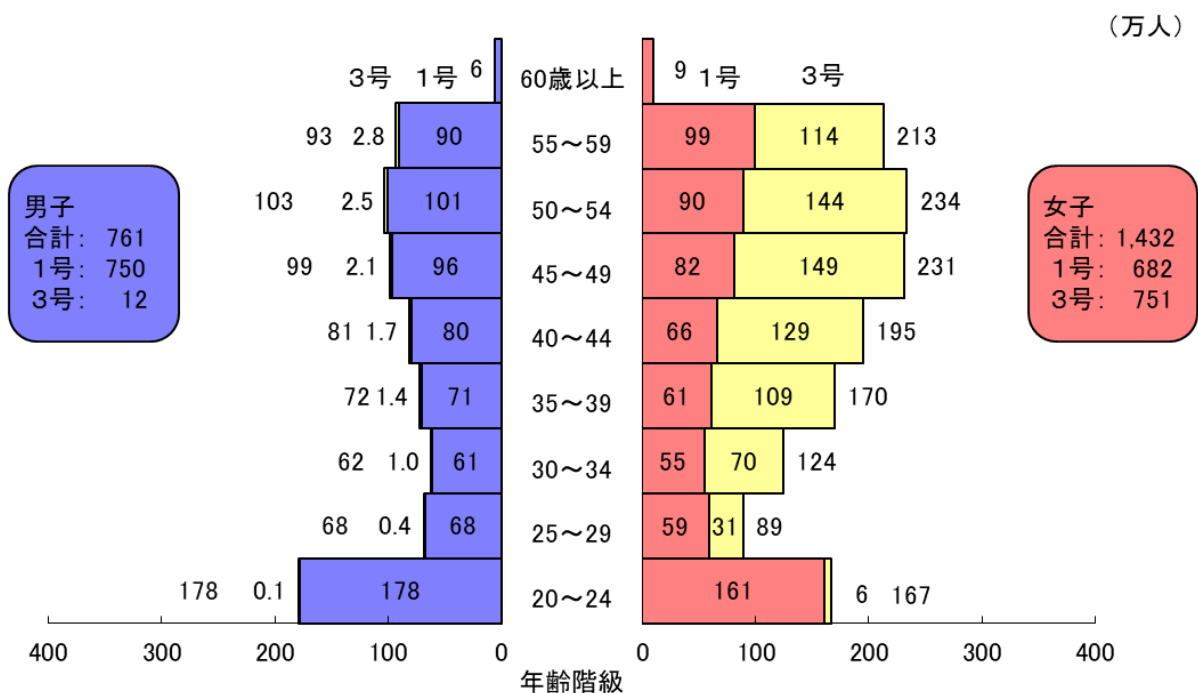
(2) 短時間被保険者の年齢構成

(令和3(2021)年度末)



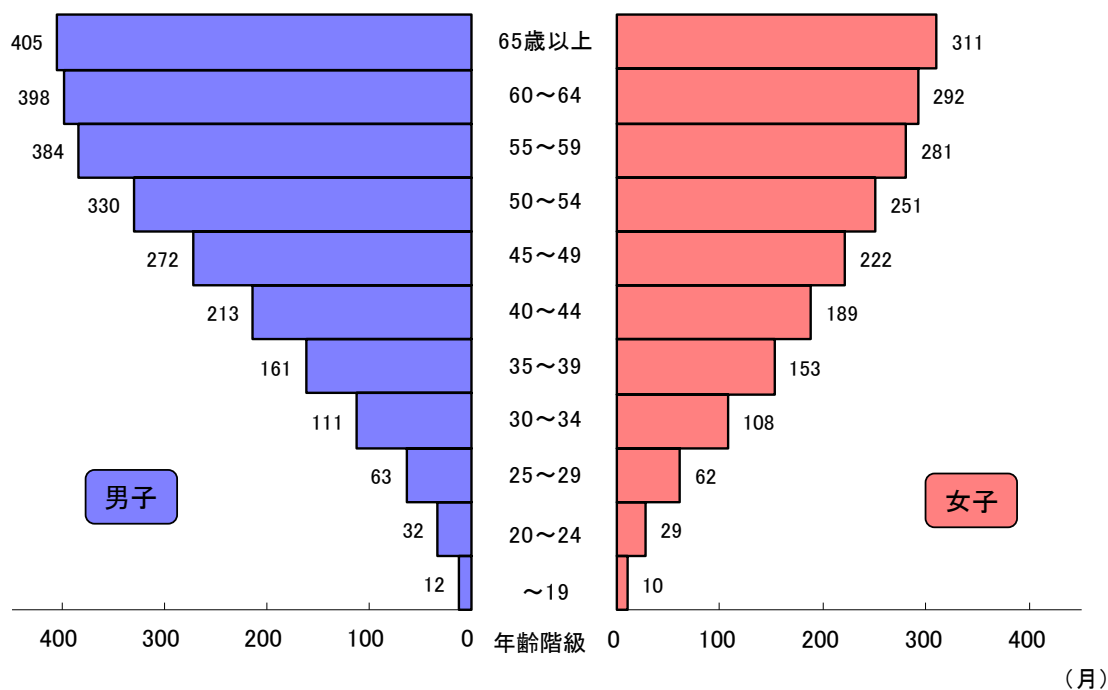
令和3(2021)年度末における国民年金第1号(任意加入被保険者を含む。以下同じ。)及び第3号被保険者の年齢構成は第3-2-2図のとおりである。このような5歳階級別でみた場合、男子では20～24歳が178万人、女子では50～54歳が234万人で最も多くなっている。また、第3号被保険者は被用者年金被保険者の被扶養配偶者であることから、男子では第3号被保険者12万人に対し第1号被保険者が750万人と第1号被保険者が大部分を占めるが、女子では第3号被保険者751万人に対し第1号被保険者682万人と、第3号被保険者の方が若干多くなっている。

第3-2-2図 国民年金(第1号・第3号)被保険者の年齢構成
(令和3(2021)年度末)

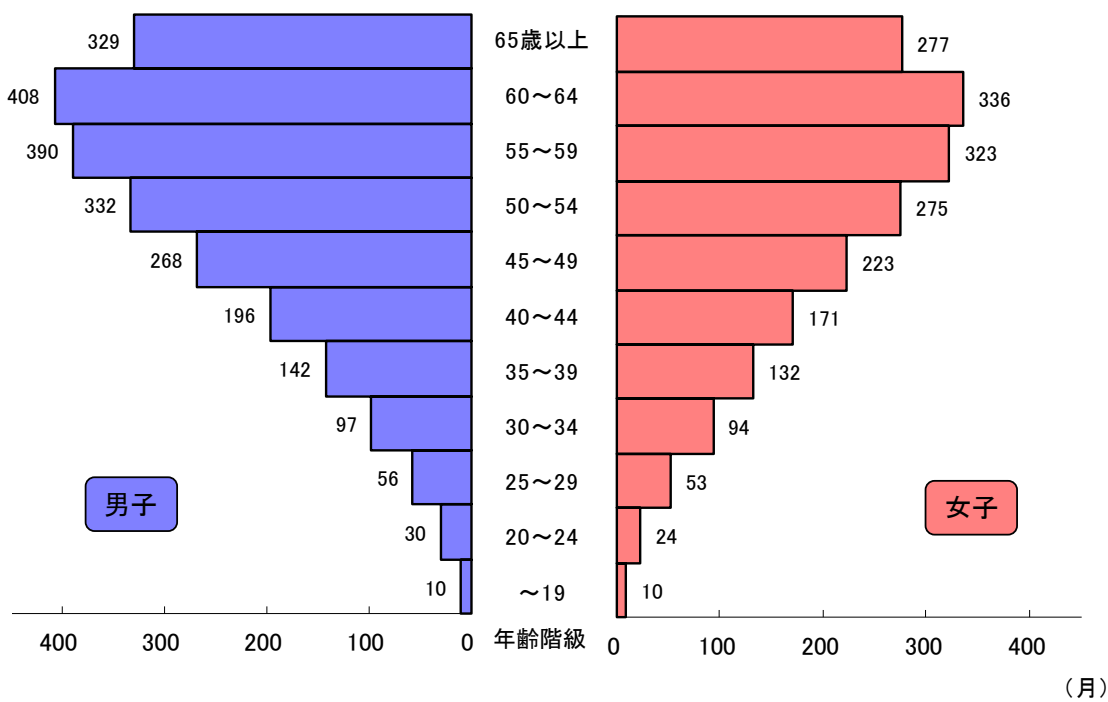


令和3(2021)年度末における厚生年金被保険者の年齢階級別の平均被保険者期間は第3-2-3図及び第3-2-4図のとおりである。男女ともに基本的に年齢が高くなるにつれて長くなっているが、共済組合員では60～64歳が男子、女子ともに最も長くなっている。旧厚生年金被保険者と共済組合員の平均被保険者期間を65歳未満において比較すると、男子ではほぼ同じ傾向であるが、女子の45歳以上においては、共済組合の平均組合員期間の方が長くなっている。特に女子では旧厚生年金被保険者に比べて、共済組合の平均組合員期間は非常に長いことがわかる。なお、ここでいう期間には、20歳未満及び60歳以上に係る期間も含んだものとなっている。

第3-2-3図 旧厚生年金被保険者の平均被保険者期間月数
(令和3(2021)年度末)



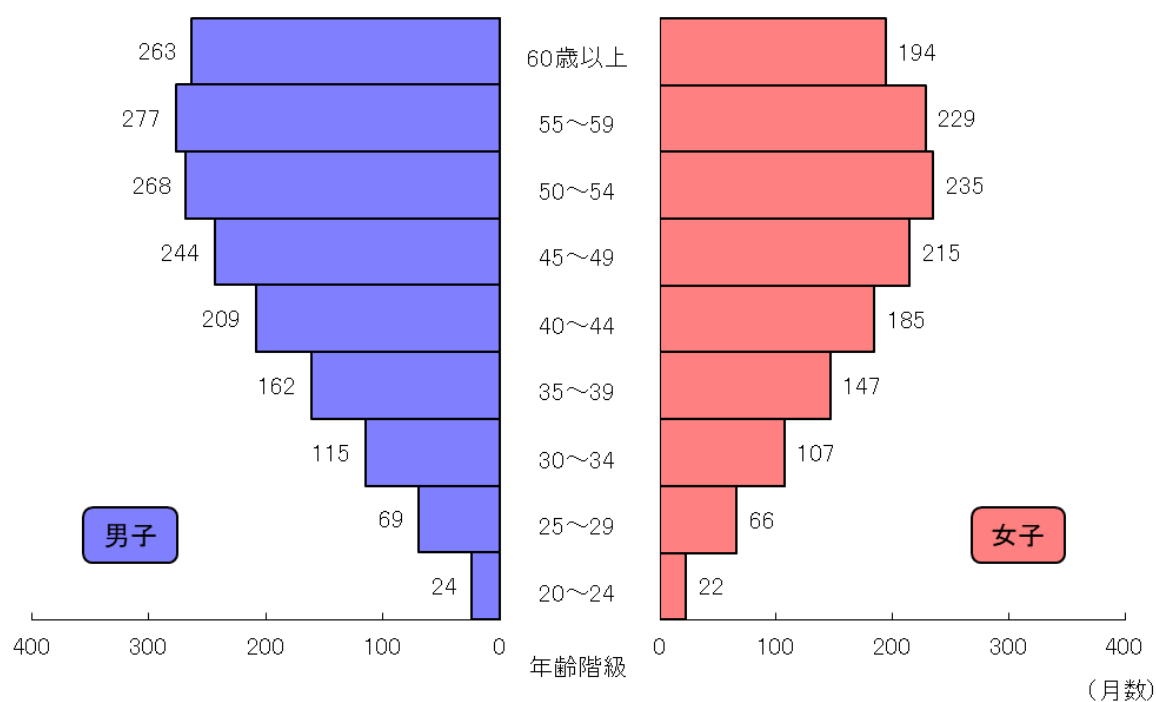
第3-2-4図 共済組合員の平均組合員期間月数
(令和3(2021)年度末)



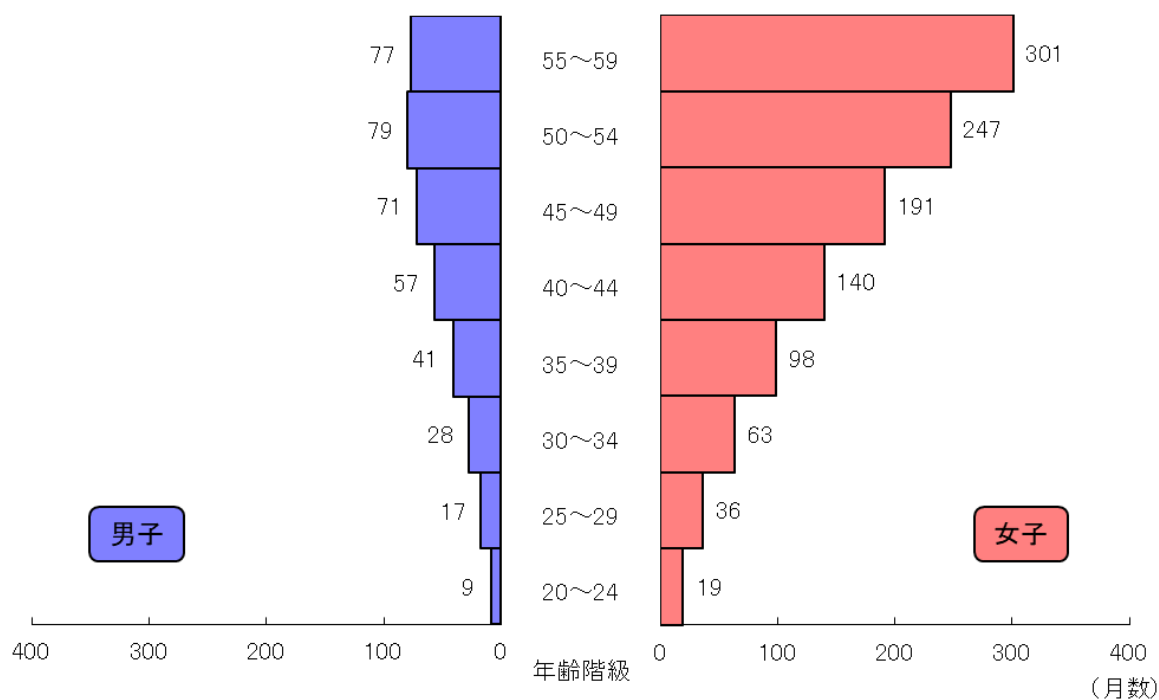
令和 3 (2021) 年度末における国民年金第 1 号被保険者及び第 3 号被保険者の年齢階級別の平均被保険者期間は、それぞれ第 3－2－5 図及び第 3－2－6 図のとおりである。ここでいう被保険者期間は、第 1 号被保険者であれば令和 3 (2021) 年度末に第 1 号被保険者であった者における新法の第 1 号被保険者期間及び旧法の国民年金被保険者期間の月数を意味しており、第 3 号被保険者であれば令和 3 (2021) 年度末に第 3 号被保険者であった者における新法の第 3 号被保険者期間の月数を意味している。つまり、ここでいう被保険者期間は、第 1 号被保険者期間と第 3 号被保険者期間の合算ではないことに注意を要する。

国民年金第 1 号被保険者の平均被保険者期間は年齢が高くなるにつれて長くなっており、男子では 55～59 歳において、女子では 50～54 歳において最も長くなっている。国民年金第 3 号被保険者の平均被保険者期間についても同様であり、男子では 50～54 歳において、女子では 55～59 歳において最も長くなっている。また、国民年金第 3 号被保険者の平均被保険者期間は男女で大きく異なっており男子の平均被保険者期間は女子と比べて短い傾向となっている。

第3-2-5図 国民年金第1号被保険者の平均被保険者期間月数
(令和3(2021)年度末)



第3-2-6図 国民年金第3号被保険者の平均被保険者期間月数
(令和3(令和3)年度末)

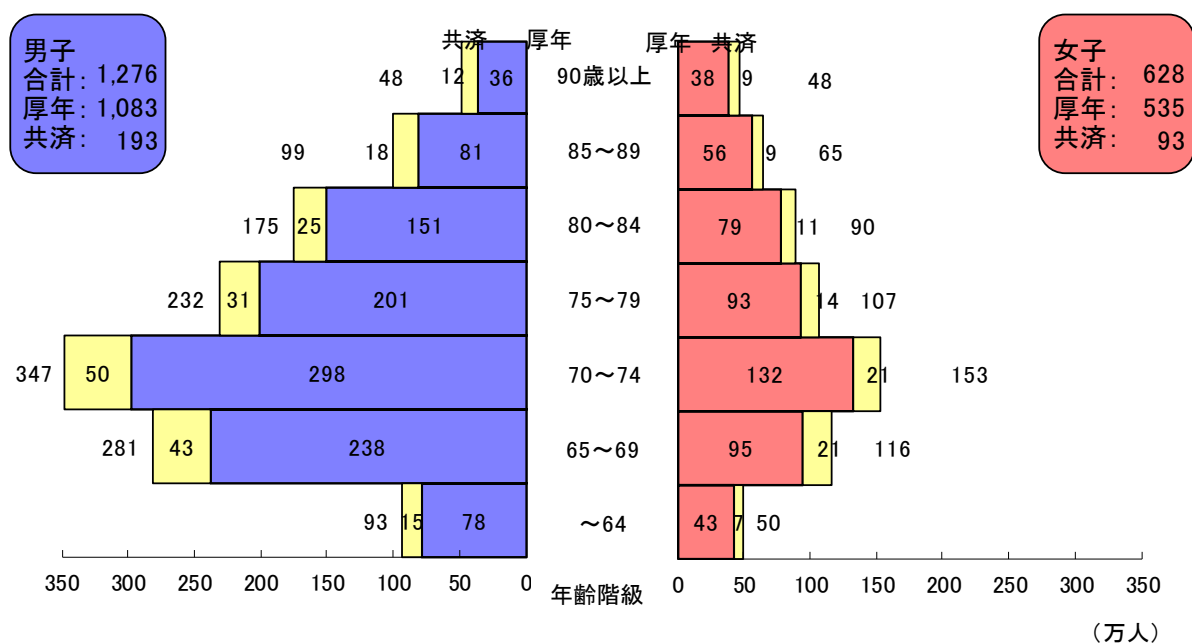


2. 受給者の初期データ

令和3(2021)年度末における老齢厚生年金及び退職共済年金受給権者の年齢構成は第3-2-7図のとおりである。ここでいう老齢厚生年金とは、旧法厚生年金の老齢年金、旧法船員保険の老齢年金及び老齢厚生年金のうち原則として被保険者期間25年以上の年金のことである。また、ここでいう退職共済年金とは、旧法退職年金(旧法減額退職年金を含む。)及び退職共済年金のうち原則として組合員期間25年以上の年金のことである。

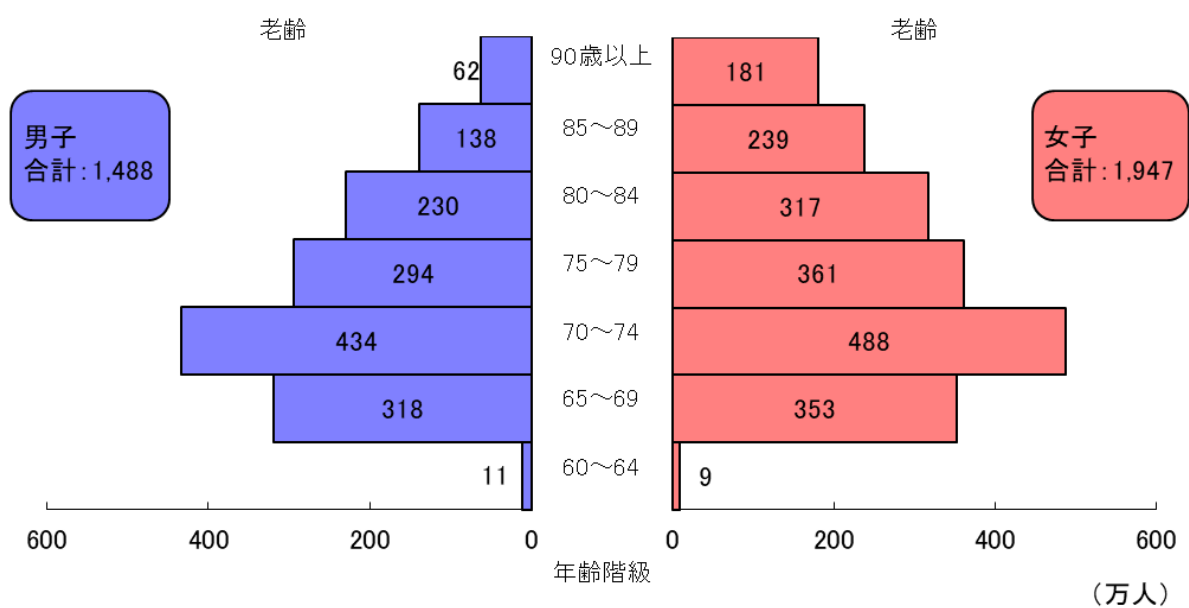
老齢厚生年金及び退職共済年金ともに、男女とも70～74歳の受給権者が最も多く、合計で男子は347万人、女子は153万人となっており、以降、年齢が高くなるにしたがって徐々に減少している。

第3-2-7図 老齢厚生年金及び退職共済年金受給権者の年齢構成
(令和3(2021)年度末)



2021(令和3)年度末における国民年金の老齢年金受給権者の年齢構成は第3-2-8図のとおりである。ここでいう老齢年金とは、旧法老齢年金、通算老齢年金及び老齢基礎年金のことである。男女とも70～74歳の受給権者が最も多く、男子は434万人、女子は488万人となっている。なお、95歳未満の者については、昭和61(1986)年4月以降に60歳に到達した老齢基礎年金受給権者で構成されており、国民年金第1号被保険者であった者に加え、第2号被保険者であった者も含まれている。

第 3 - 2 - 8 図 国民年金老齢年金受給権者の年齢構成
(令和 3 (2021) 年度末)



財政検証を行うにあたっては、被保険者や年金受給者等の状態が今後どのように変化していくのかを示す仮定値を設定する必要がある。この仮定値のことを基礎率という。広い意味での基礎率には、物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りの経済関係の仮定値も含まれるが、これらは年金財政に大きな影響を及ぼすものでもあり、「経済前提」と呼ばれ他の基礎率と区別されることも多い。本節においては単に「基礎率」というと経済前提を含まない狭義の意味とする。

基礎率には、被保険者数の変化を推計するための総脱退率(力)、死亡脱退率(力)や、被保険者の標準報酬の変化(定期昇給分)を推計するための標準報酬指数、受給者数の変化を推計するための年金失権率や障害年金発生率(力)、障害年金受給者を障害等級別に分けるための障害等級割合等があり、財政検証の都度、最近の制度運営の実績等を踏まえて見直しが行われる。

今回の財政検証において使用した基礎率は、基本的には、令和元(2019)年度から令和3(2021)年度にかけての被保険者統計及び年金受給権者統計に基づいて性・年齢別に作成している。

なお、厚生年金と国民年金(第1・3号被保険者のみ。以下同様。)は集団の属性が異なる部分が多いことから、原則として別の基礎率を作成している。

また、現在、被用者年金は一元化されており、厚生年金には共済組合の1・2階部分を含むこととなるが、旧厚生年金と共済組合では集団の属性が異なる部分が多いことから、報酬や年金給付費等についてのシミュレーションはそれぞれで行った後に合算することにより、厚生年金全体の財政検証を実施している。このため、原則として旧厚生年金と共済組合はそれぞれの属性に応じて基礎率を作成している。なお、共済組合については、各共済組合を所管する各省を經由して各共済組合から提供を受けた組合員及び受給権者に関するデータに基づいて、基礎率を作成している。

以下、令和6(2024)年財政検証において使用した主な基礎率について解説する。

1. 厚生年金

旧厚生年金と共済組合は、それぞれの属性に応じて基礎率を作成しているが、ここでは、旧厚生年金の基礎率を中心に解説する。

旧厚生年金の総脱退率は第3-3-1図及び第3-3-2図のとおりである。

総脱退率とは、各年齢において被保険者が制度から脱退する確率のことであり、性・年齢別に令和3(2021)年度の年度内脱退者数を前年度末被保険者数で割り、一定の平滑化を行うことにより設定している。旧厚生年金では、男女とも会社間の移動の多い若年齢層や50歳台後半以降において値が大きくなっている。

旧厚生年金の死亡脱退率は第3-3-3図及び第3-3-4図のとおりである。死亡脱退率とは、各年齢において被保険者が死亡する確率のことであり、死亡時に遺族年金の支給要件を満たす被扶養者がいれば遺族年金の発生につながる。死亡脱退率は、性・年齢別に令和3(2021)年度の年度内死亡者数を前年度末被保険者数で割ったものを基に、生命表の死亡率を参考にして設定し、将来推計人口における死亡率改善と同程度の改善を織り込み、経年変化させている。旧厚生年金の死亡脱退率は、全般的に男女とも全人口の死亡率に比べて低い値となっている。

旧厚生年金の障害年金発生率は第3-3-5図及び第3-3-6図のとおりである。障害年金発生率とは、各年齢において被保険者が障害者となり障害年金を受給し始める確率のことであり、性・年齢別に過去3年間平均で捉えた年度中新規裁定障害年金受給権者数を年度平均被保険者数で割り、一定の平滑化を行うことにより設定している。旧厚生年金の障害年金発生率は、男女共通して年齢とともに高くなる傾向にある。

旧厚生年金の老齢年金失権率は第3-3-7図及び第3-3-8図のとおりである。老齢年金失権率とは、その年齢の老齢年金受給権者が向こう1年間に失権する確率のことである。老齢年金受給権者が失権するのは受給権者が死亡したときのみであることから、老齢年金失権率は老齢年金受給権者の死亡率であるといえる。老齢年金失権率は、性・年齢別に過去3年間平均で捉えた年度中年金失権者数を前年度末年金受給権者数で割ったものを基に、生命表の死亡率を参考として設定している。なお、以下解説する障害年金失権率、遺族年金失権率についてもほぼ同様の方法で算出しているが、老齢年金失権率については、被用者化が進む等により旧厚生年金、国民年金の当該率に大きな差がなくなっていることに鑑み、旧厚生年金と国民年金を合わせた全体の失権率として作成している。

旧厚生年金の障害年金失権率は第3-3-9図及び第3-3-10図のとおりである。障害年金失権率とは、その年齢の障害年金受給権者が失権する確率のことである。障害年金の受給権者が失権するのは、障害から回復して65歳に到達したとき(ただし、65歳時点で障害回復後3年を経過していない場合は3年を経過したとき。)、または老齢年金同様、受給権者が死亡したときであるが、障害年金受給権者の死亡率は生命表の死亡率と比較して高いため、結果として、障害年金失権率は老齢年金失権率よりも高くなっている。

遺族である妻及び夫についての旧厚生年金の遺族年金失権率は第3-3-11図及び第3-3-12図のとおりである。遺族年金失権率とは、その年齢の遺族年

金受給権者が失権する確率のことである。遺族年金受給権者が失権するのは、受給者が死亡した場合の他に、婚姻をした場合等などがある。ここでいう妻、夫とは、受給権者（遺族）の状態を表すものであり、男子が死亡した場合は妻に、女子が死亡した場合は子及び夫に受給権が付与されるとして推計を行っている。旧厚生年金についていえば、妻の失権率は35歳前後で段差があるが、これは、受給権を取得した当時30歳未満である妻については、遺族基礎年金の受給権を有しない場合に5年を経過すると失権するためである。その後、40歳台までは年齢とともに低くなる傾向にあり、60歳台後半から再び高くなるというU字型となっている。これは、45歳頃までは遺族となっても再び婚姻をする場合が多いためと考えられる。また、夫の失権率は年齢とともに高くなっている。夫に支給される遺族厚生年金については、被保険者である妻が死亡当時、夫が55歳以上でなければ受給権が発生しないため、失権率も55歳からのみ作成している。

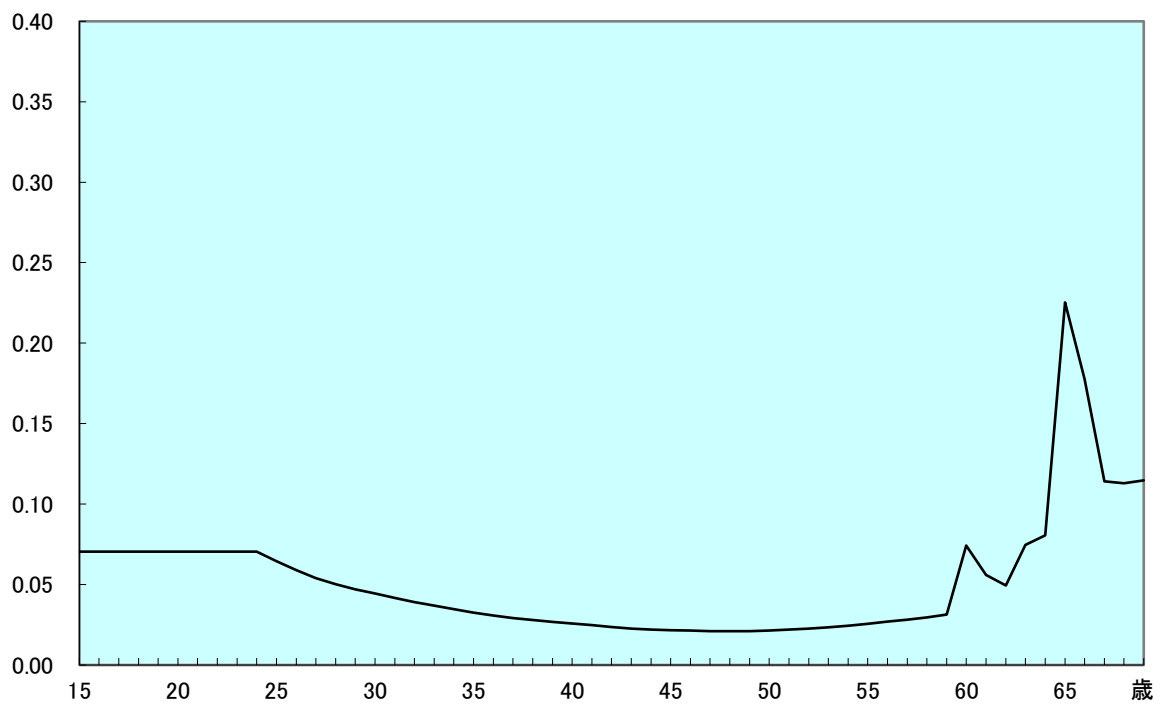
妻、子または夫への旧厚生年金の遺族年金発生割合は第3-3-13図及び第3-3-14図のとおりである。遺族年金発生割合とは、当該年齢の被保険者及び老齢年金・障害年金受給権者が死亡した場合に、遺族年金が支給される遺族が存在する確率のことである。ここでいう妻、子または夫とは、遺族年金失権率と同様、受給権者（遺族）の状態を表している。旧厚生年金の遺族年金発生割合の作成にあたっては、妻または夫への発生の場合は、旧厚生年金の被保険者及び遺族年金受給権者に関する実績統計の他、「令和2年国勢調査」の配偶者状況及び「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（令和6（2024）年4月推計、以下、本節では「世帯数推計」という。世帯数推計については、第3章第5節参照。）における将来の有配偶割合を参考にして作成している。また、子への発生の場合は、旧厚生年金の被保険者及び遺族年金受給権者に関する実績統計を参考として作成している。この結果、妻への遺族年金発生割合は若年層では年齢とともに高くなるが、高年齢層では年齢とともに低くなる逆U字型となっている。一方、死亡した者が女子である場合には、子への発生及び夫への発生の2種類の発生率を作成している。子への発生については、遺族が子である場合、夫への発生については、遺族が夫である場合である。夫への発生の場合、妻への発生の場合ともに世帯数推計における将来の有配偶割合を用いることにより、将来の未婚化・晩婚化の影響を織り込んでいる。

旧厚生年金の標準報酬指数は第3-3-15図及び第3-3-16図のとおりである。標準報酬指数とは、被保険者の各年齢の標準報酬の水準について、20.5歳を1として指数化したものである。標準報酬指数は、過去3年間の性・年齢別の標準報酬総額（ボーナス込み）の平均値に基づき作成している。男子では年齢とともに高くなり50歳頃にピークを迎えた後、低くなっているが、女子では、若年層においては年齢とともに高くなるものの、50歳台後半まではほぼ横ばいで推移し、

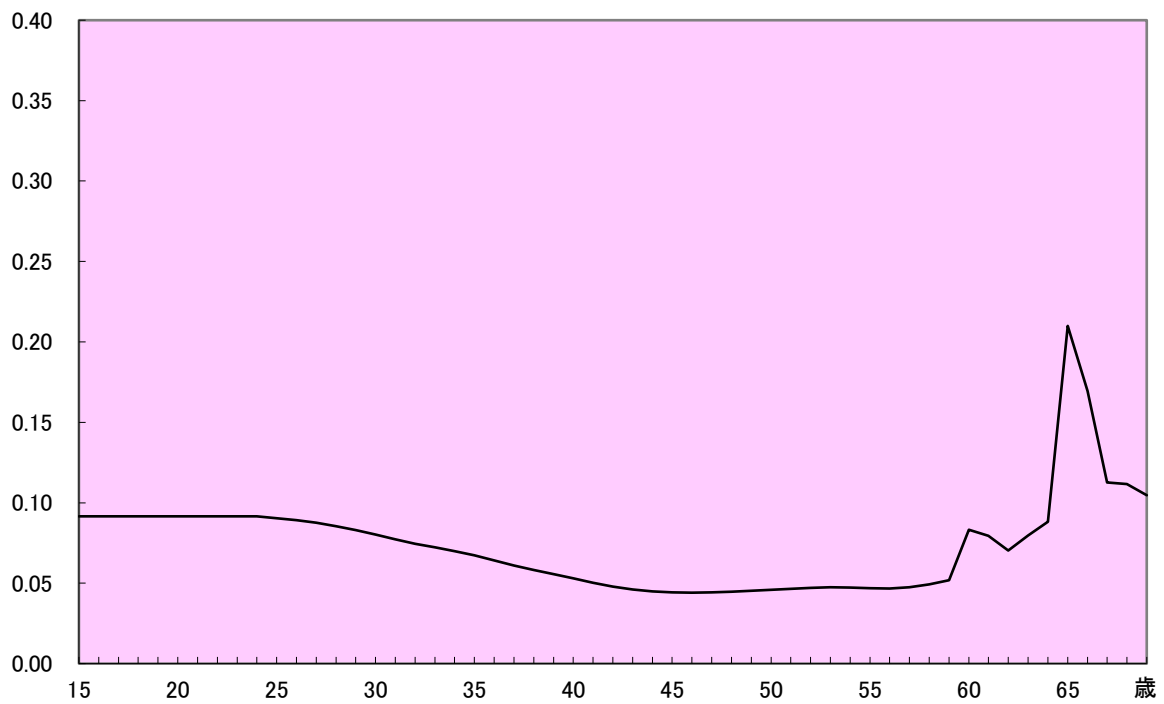
その後、若干低くなっている。

この他、旧厚生年金の将来推計において使用している基礎率として再加入率がある。被保険者の動向については、毎年度、制度から脱退する者もいれば、加入してくる者もいる。加入してくる者については、厚生年金制度に初めて加入してくる者もいれば、過去に厚生年金制度に加入していたが脱退し、その後、再び加入してきたという者もいる。将来推計上は、加入者を制度に初めて加入してくる者と再加入者に分けて計算を行っている。再加入率は、加入者のうちの再加入者である者の割合を実績統計をもとに作成している。再加入率は、第3-3-17 図及び第3-3-18 図にあるとおり、若年層では年齢とともに高くなるが、30 歳台頃から7～8割でほぼ一定となる。

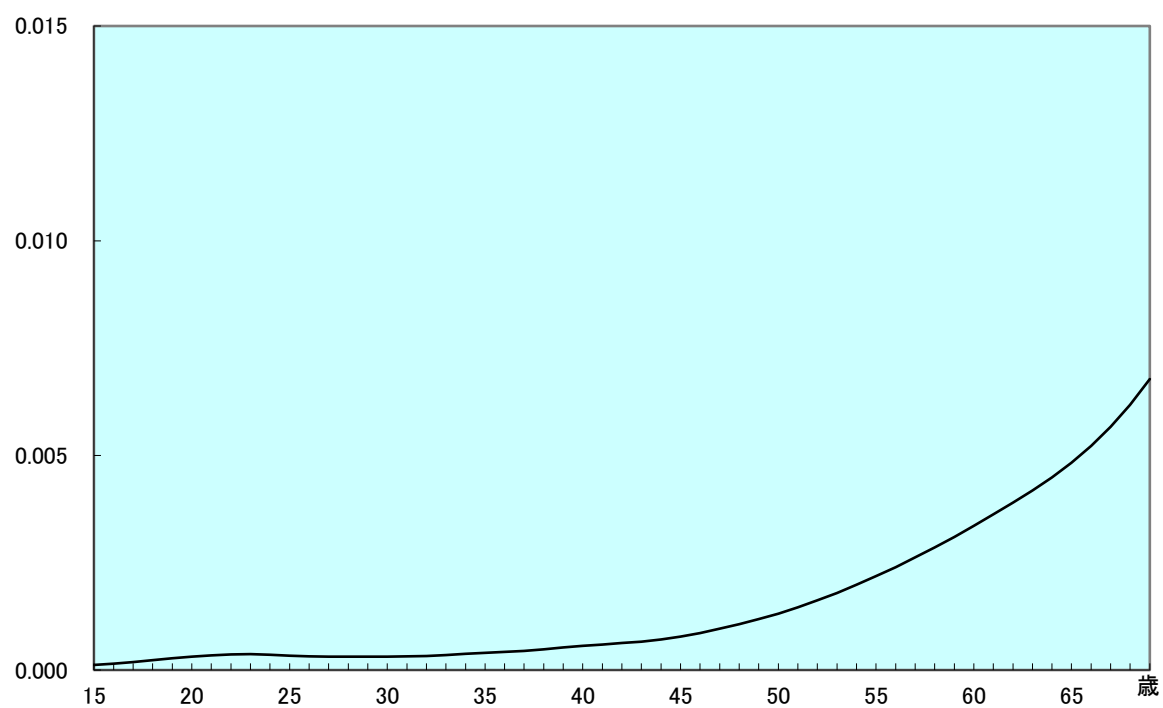
第 3 - 3 - 1 図 旧厚生年金総脱退率（男子）



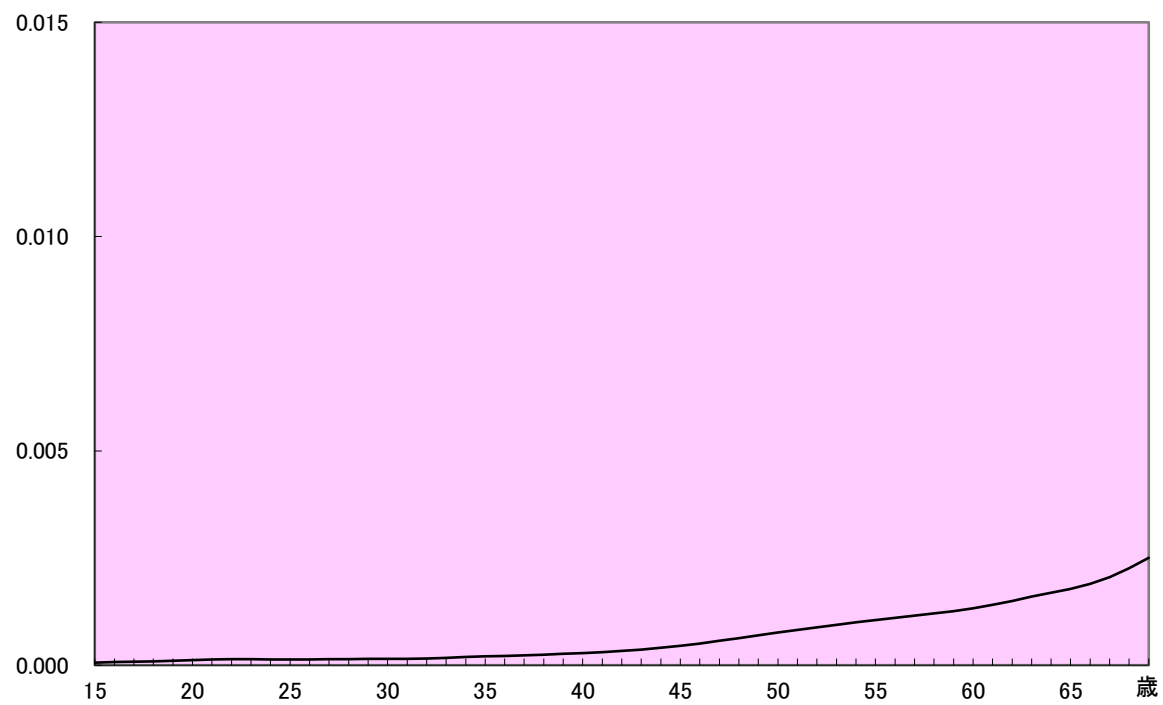
第 3 - 3 - 2 図 旧厚生年金総脱退率（女子）



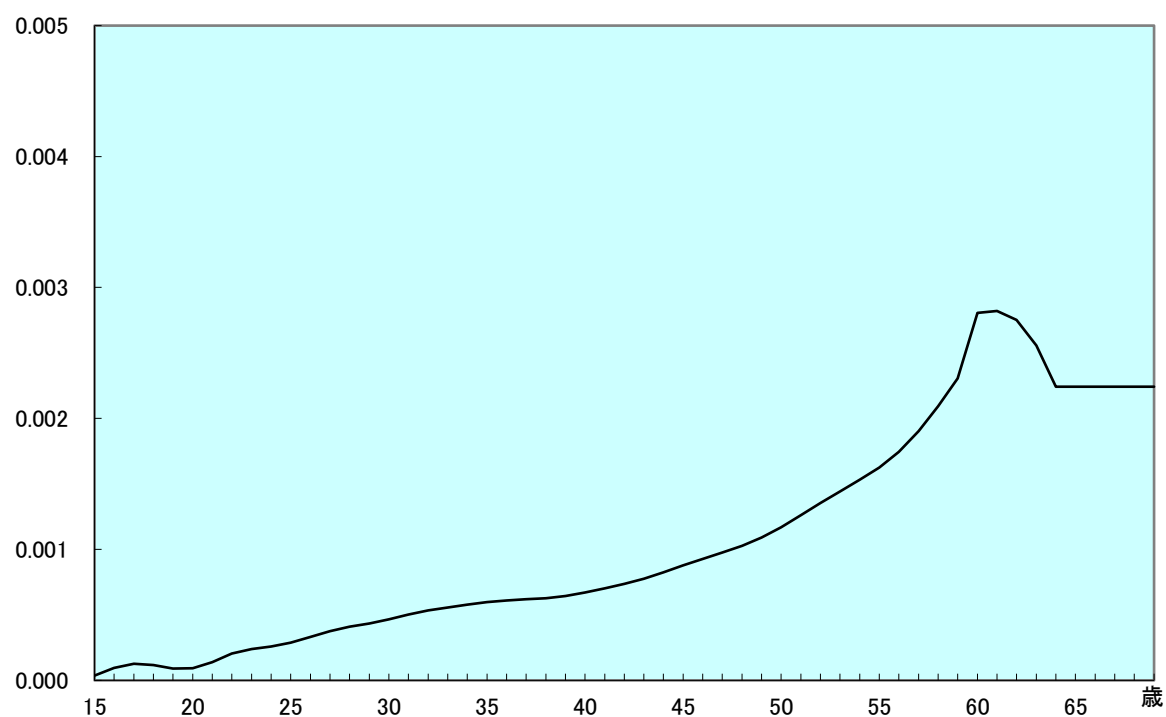
第 3 - 3 - 3 図 旧厚生年金死亡脱退率（男子）



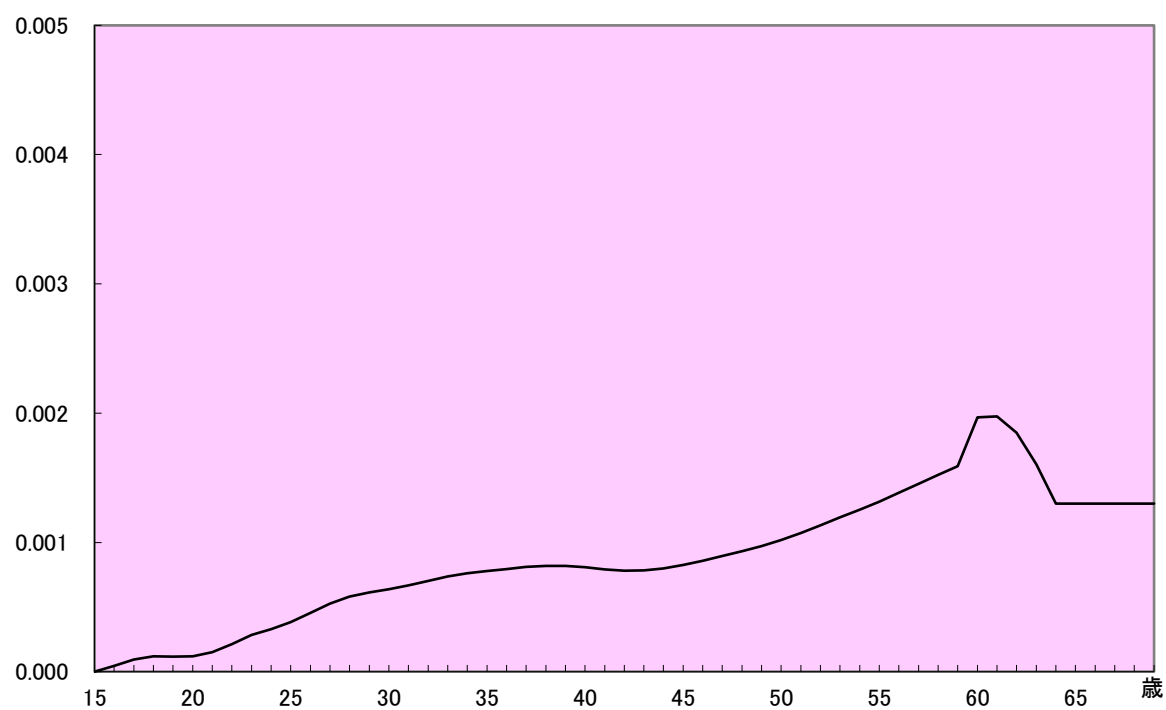
第 3 - 3 - 4 図 旧厚生年金死亡脱退率（女子）



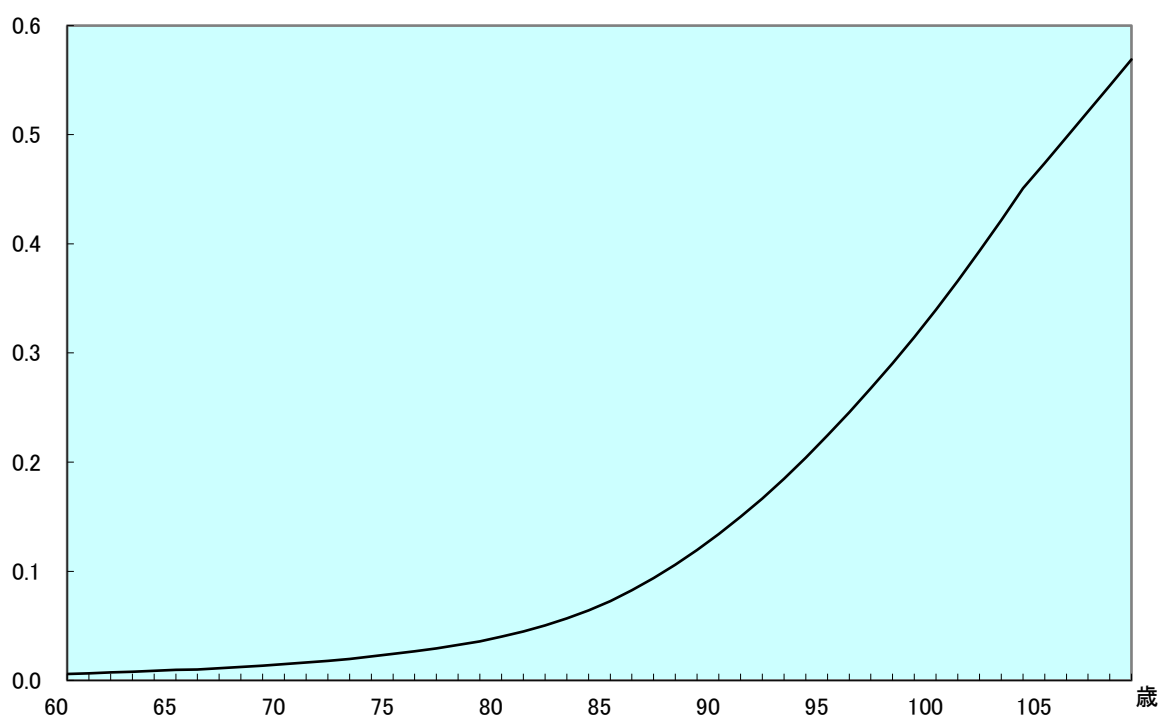
第 3 - 3 - 5 図 旧厚生年金障害年金発生率（男子）



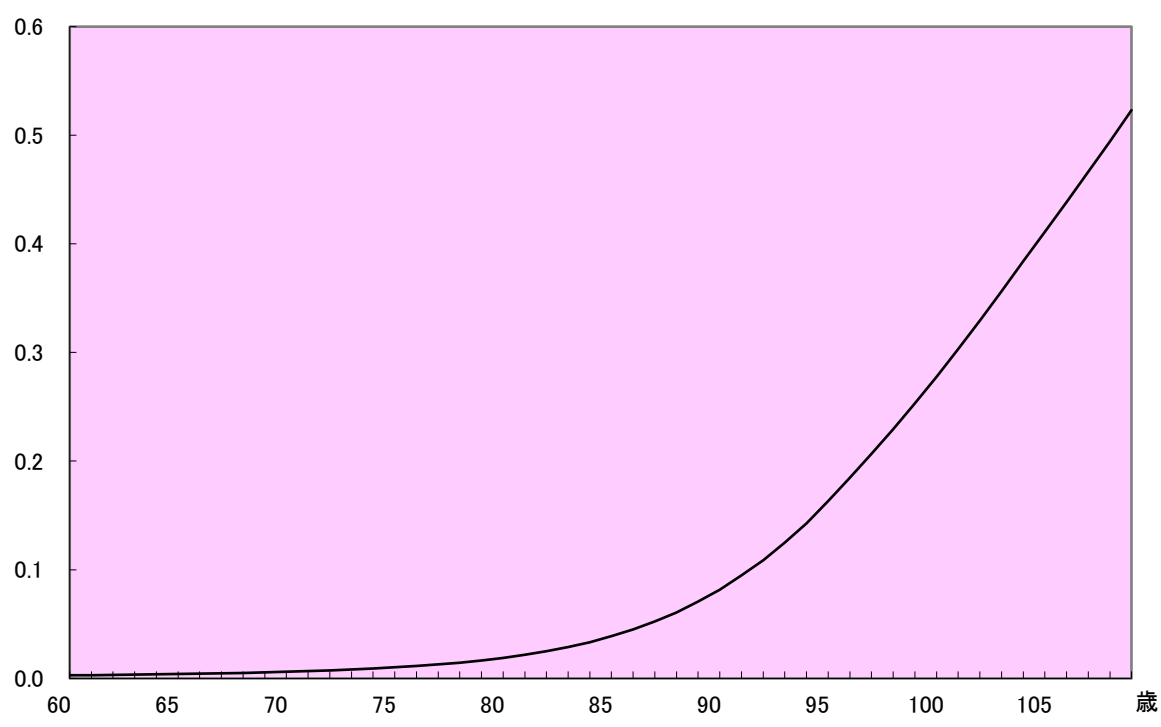
第 3 - 3 - 6 図 旧厚生年金障害年金発生率（女子）



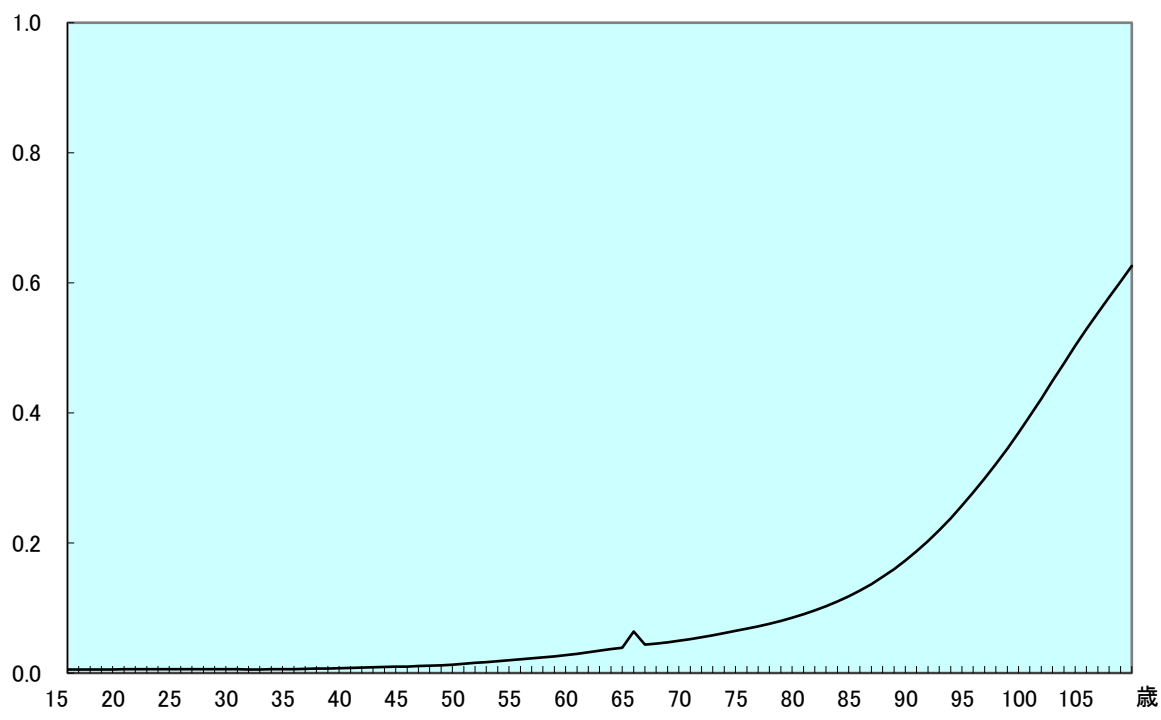
第 3－3－7 図 旧厚生年金老齡年金失権率（男子）



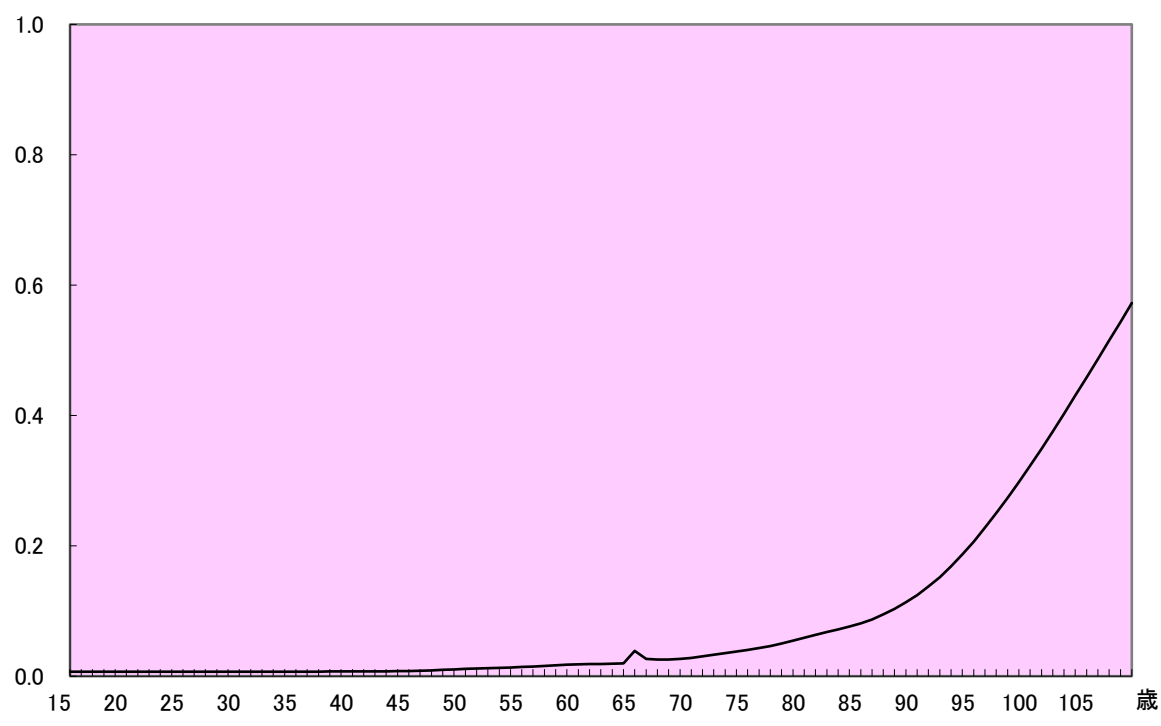
第 3－3－8 図 旧厚生年金老齡年金失権率（女子）



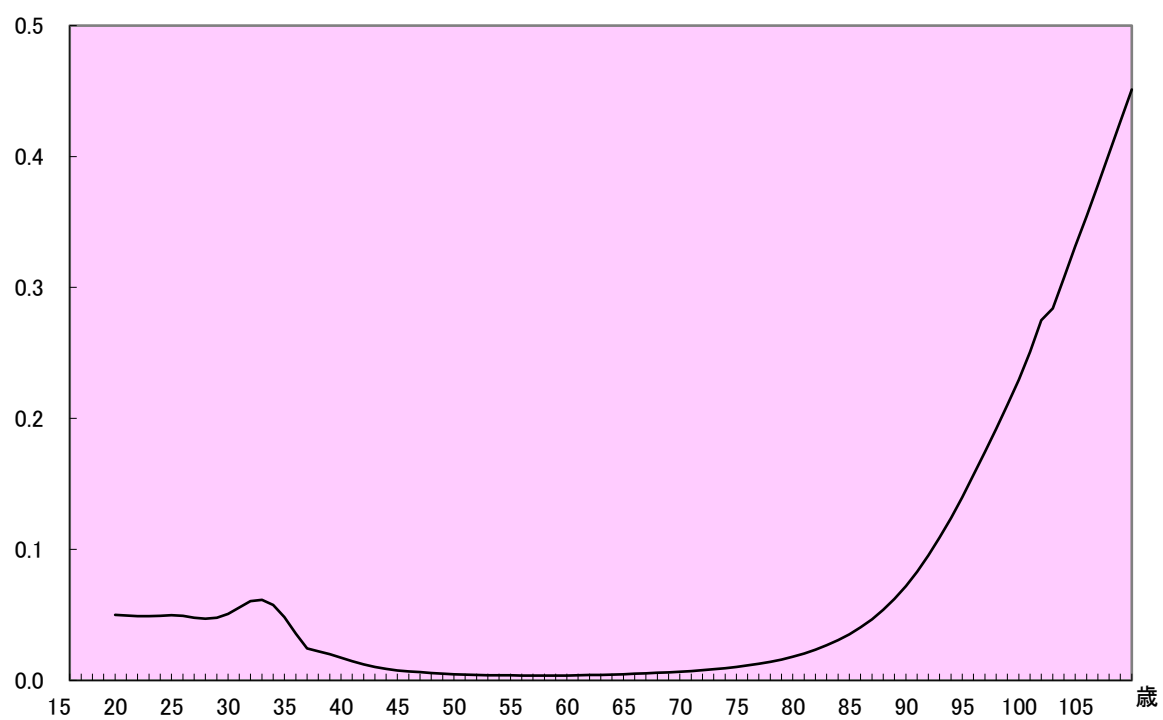
第 3 - 3 - 9 図 旧厚生年金障害年金失権率（男子）



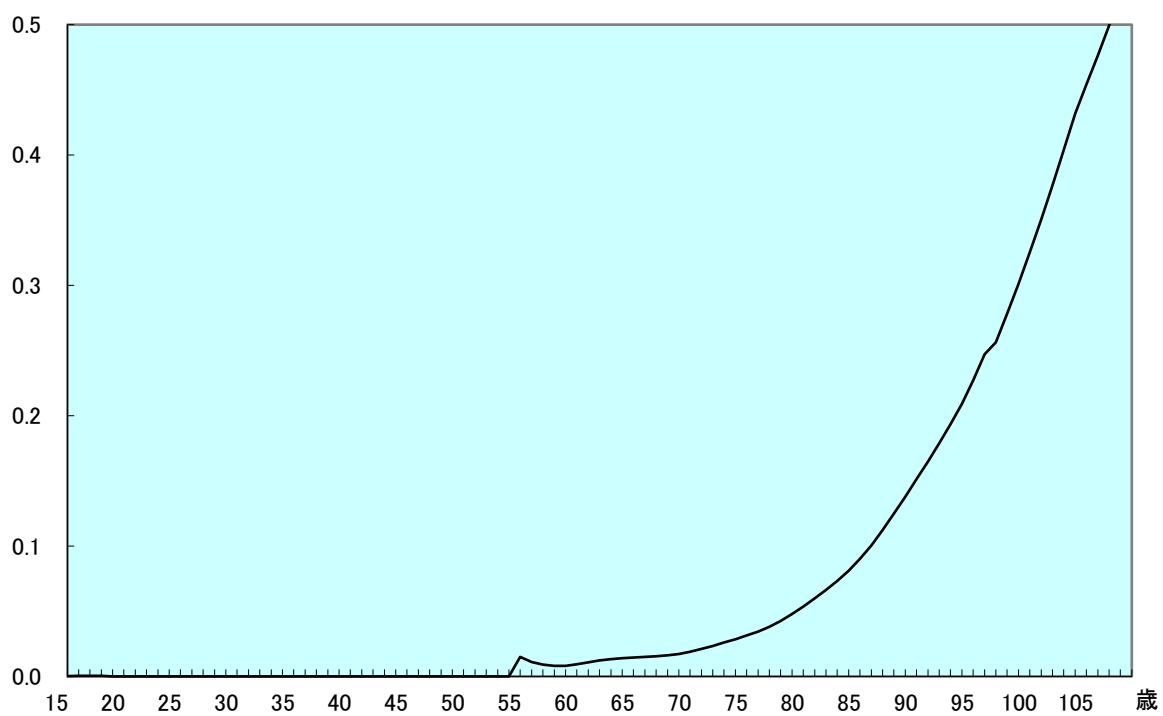
第 3 - 3 - 10 図 旧厚生年金障害年金失権率（女子）



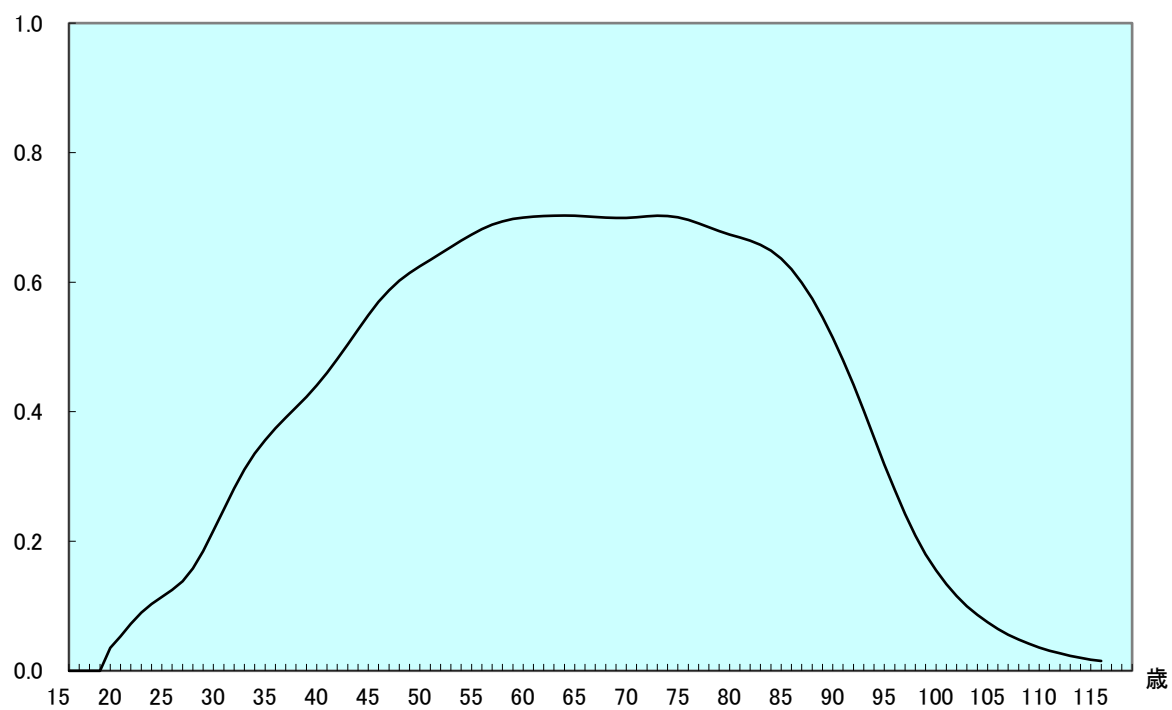
第 3 - 3 - 11 図 旧厚生年金遺族年金失権率（妻）



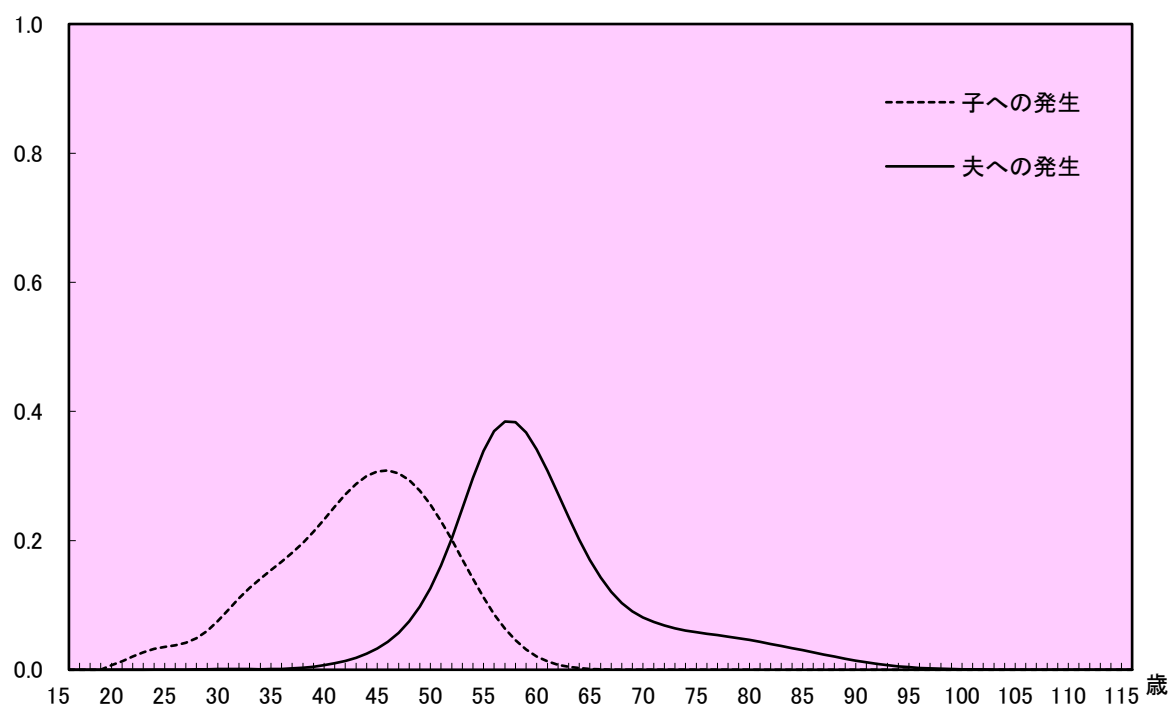
第 3 - 3 - 12 図 旧厚生年金遺族年金失権率（夫）



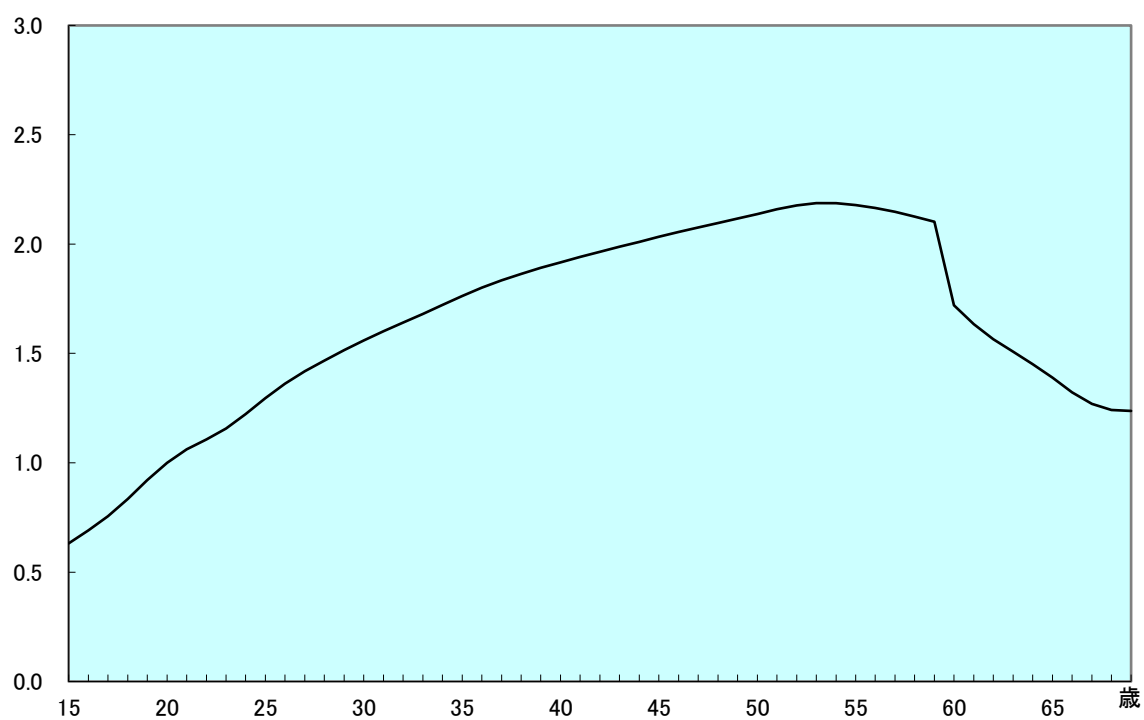
第 3 - 3 - 13 図 旧厚生年金遺族年金発生割合（妻）



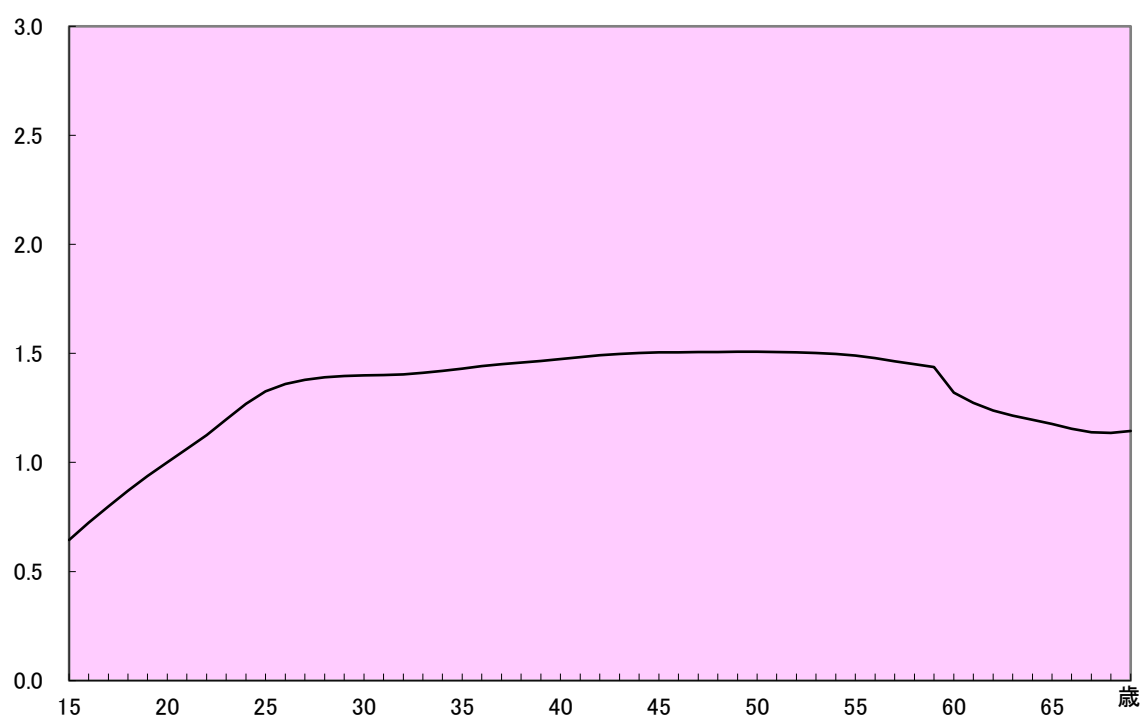
第 3 - 3 - 14 図 旧厚生年金遺族年金発生割合（夫、子）



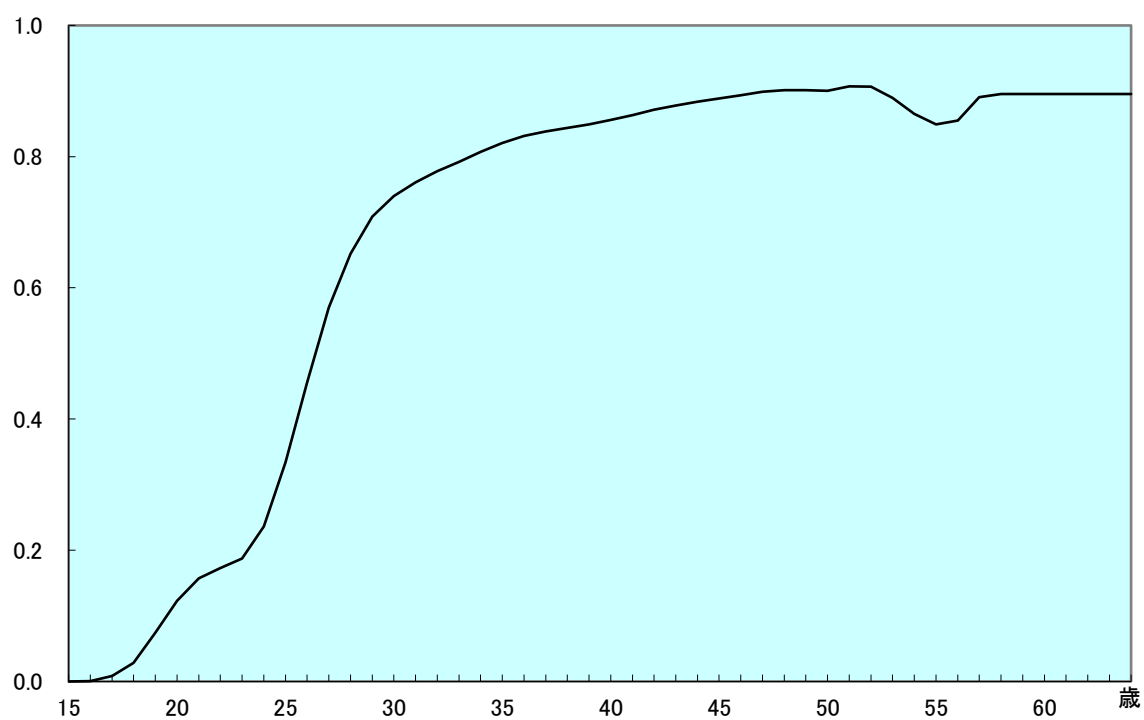
第 3 - 3 - 15 図 旧厚生年金標準報酬指数（男子）



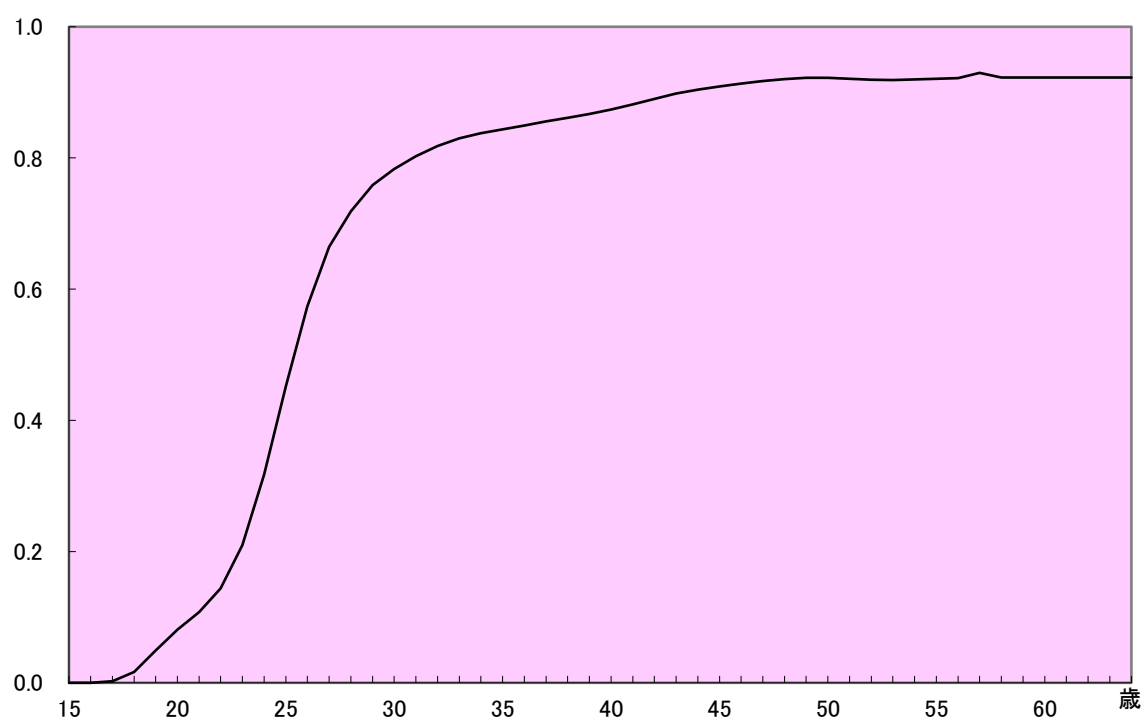
第 3 - 3 - 16 図 旧厚生年金標準報酬指数（女子）



第 3 - 3 - 17 図 再加入率（男子）



第 3 - 3 - 18 図 再加入率（女子）



2. 国民年金

第1号被保険者の総脱退率は第3-3-19 図及び第3-3-20 図のとおりであり、第3号被保険者の総脱退率は第3-3-21 図及び第3-3-22 図のとおりである。第1号被保険者については、男子、女子ともに20歳台前半が高くなっているが、これは第1号被保険者である学生が就職することにより第1号被保険者から第2号被保険者に移るためと考えられる。第3号被保険者の女子については、50歳台後半で上昇しているが、これは配偶者がサラリーマンを退職したために第3号被保険者から第1号被保険者に移ることによるものと考えられる。

第1号被保険者の死亡脱退率は第3-3-23 図及び第3-3-24 図のとおりであり、第3号被保険者の死亡脱退率は第3-3-25 図及び第3-3-26 図のとおりである。死亡脱退率は、遺族年金、寡婦年金、死亡一時金の発生につながるものとなり、第1号被保険者、第3号被保険者ともに年齢とともに高くなる傾向にある。

国民年金の障害年金発生率は、一般障害年金発生率と20歳前障害年金発生率とに分けて作成しており、一般障害年金発生率は第3-3-27 図及び第3-3-28 図のとおりであり、20歳前障害年金発生率は第3-3-29 図及び第3-3-30 図のとおりである。一般障害年金発生率の算定方法は厚生年金と同じであるが、20歳前障害年金発生率は20歳に到達して被保険者になる前に初診日のある傷病に対してのものであり、過去3年平均の新規裁定障害年金受給権者数を過去3年平均の前年度末総人口数で割ることにより算定している。このように算定しているのは、一般障害年金発生が国民年金の被保険者である間に発生した障害について給付が行われるのに対し、20歳前障害年金の発生は、国民年金の被保険者となる前の障害の発生に対するものであり、総人口に比例すると考えられるためである。一般障害年金発生率については、男子、女子ともに20歳台後半以降おおむね横ばいとなっており、20歳前障害年金発生率については、男子、女子ともに20歳到達をもって受給者になることが多いため、20歳に大きな山がある。

国民年金の老齢年金失権率は第3-3-31 図及び第3-3-32 図のとおりである。国民年金の老齢年金失権率は、老齢年金受給者の死亡率であり、全人口の死亡率と同じ傾向となる。

国民年金の一般障害年金失権率は第3-3-33 図及び第3-3-34 図のとおりであり、国民年金の20歳前障害年金失権率は第3-3-35 図及び第3-3-36 図のとおりである。国民年金の場合も厚生年金の場合と同様、障害年金失権率は老齢年金失権率よりも高くなっており、また、年齢が高くなるとともに高くなる傾向にある。

国民年金の遺族年金失権率（妻、夫）は第3-3-37図及び第3-3-38図のとおりである。遺族年金失権率（妻）とは、妻に支給される遺族基礎年金が失権する確率のことである。遺族年金受給者（妻）が失権するのは、受給者が死亡した場合と再婚をした場合のほかに、遺族年金（妻）は18歳未満の子（子が1級または2級の障害の状態にあるときは20歳未満）のある妻にしか支給されないことから、末子が18歳の誕生日の属する年度を越えたという場合がある。30歳台まではほぼ横ばいであり、その後、40歳頃から年齢とともに高くなっているのは、子の成長による失権が多いためと考えられる。また、夫に支給される遺族基礎年金についても同様である。

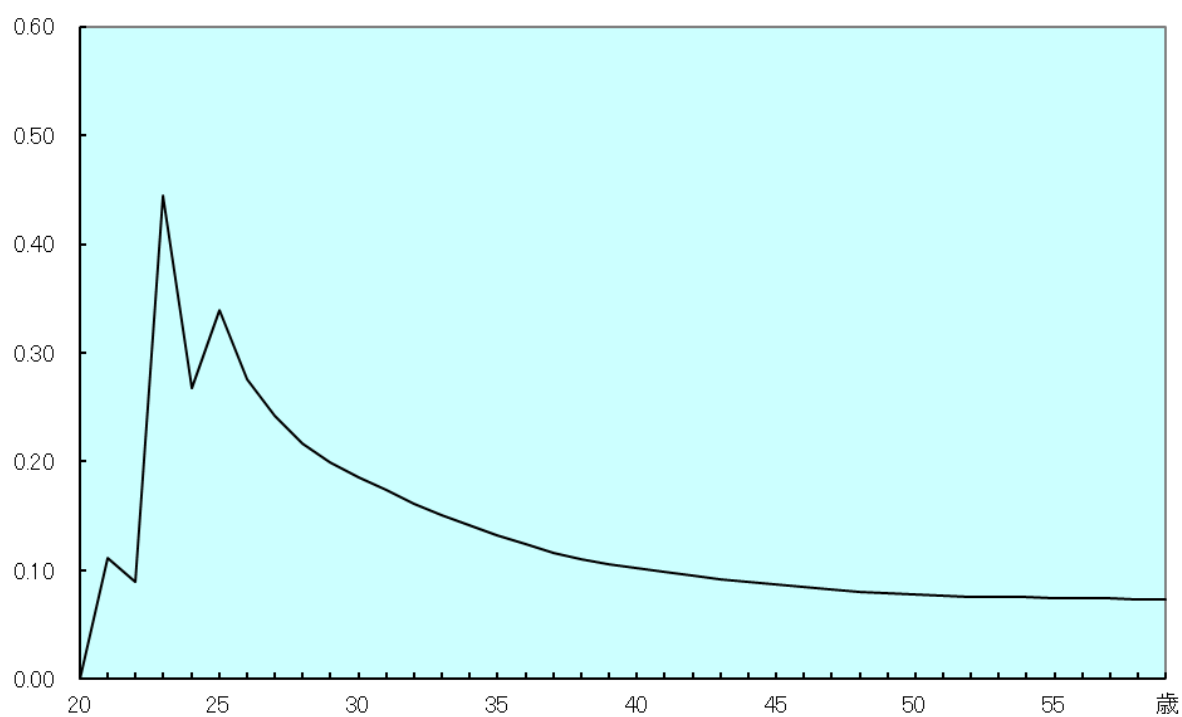
国民年金の遺族年金発生割合（妻、夫、子）は第3-3-39図から第3-3-41図のとおりである。国民年金の遺族年金発生割合も厚生年金と同様、被保険者が死亡した場合に、遺族年金が支給される遺族がいる確率のことであるが、妻については、死亡した男子被保険者に子のある妻が存在している確率を表している。国民年金の遺族年金発生割合は、一年間を通じて一様に遺族年金受給者が発生するものとして、過去3年間で捉えた平均新規裁定遺族年金受給権者数（妻の場合は子のある妻、子の場合は末子）を男子の年度中死亡脱退者数で割ることにより算定している。また、厚生年金の場合と同様、世帯数推計における将来の有配偶割合を用いて将来の未婚化・晩婚化の影響を織り込んでいる。国民年金の遺族年金発生割合は、妻、夫、子の場合ともに、被保険者の死亡時に18歳未満の子（子が1級または2級の障害の状態にあるときは20歳未満）がいることが支給要件であることから、30歳台半ばから40歳台半ばで山型になっている。遺族年金発生割合（夫）については、妻が1号被保険者であるか3号被保険者であるかによって、子のある夫である確率が異なると考えられるため、別々に設定している。

第1号被保険者の保険料納付状況については、まず保険料の納付を要するかどうかについて、免除や納付の特例の対象となる者の割合を作成している。具体的には、性別に、保険料の全額免除、部分免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）、学生納付特例、及び納付猶予の対象となる者の割合をそれぞれ作成した上で、女子の場合はさらに産前産後期間の保険料免除となる者を出生率を基に見込んでいる。また、令和10（2028）年度以降は、男子、女子ともに育児期間の保険料免除となる者を出生率を基に見込んでいる。さらに、保険料の納付を要する者に対する納付率を、納付区分（免除非対象、4分の1免除、半額免除、4分の3免除）別、性別に作成している。なお、保険料の免除や納付特例等に関する基礎率については、直近の実績に準拠しているが、納付率については、直近の年齢別納付率の実績を、日本年金機構の取り組み強化等を参考にして設定した年齢計の納付率の前提を基に年度ごとに補正した年齢別納付率を用いている。

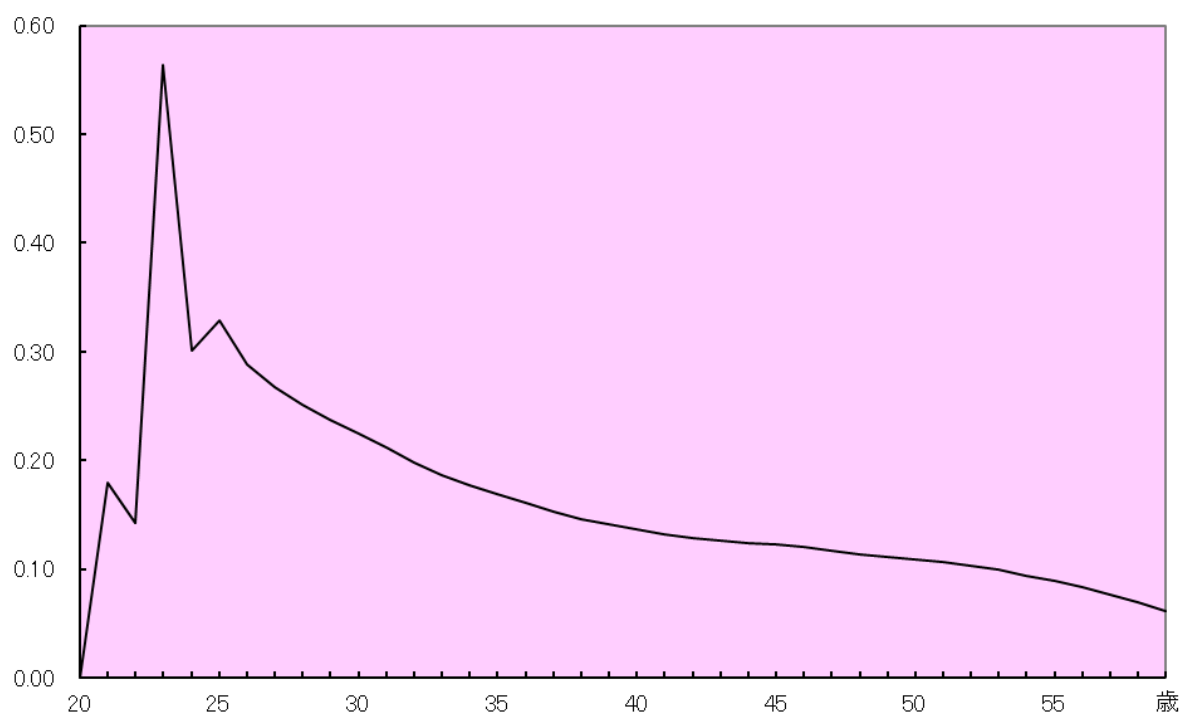
保険料の全額免除対象者の割合は、第3-3-42図及び第3-3-43図のと

おりである。20 歳台前半の若年層については、学生免除の適用となる者の割合が高いことから全額免除者の割合は低くなっているが、20 歳台後半から 40 歳台まではおおむね横ばいであり、その後、男子は緩やかに増加し、女子は緩やかな減少に転じている。学生納付特例対象者の割合は、第 3－3－44 図及び第 3－3－45 図のとおりであり、大学生である者の割合が多いと考えられる 20 歳台前半で非常に高くなっている。また、免除の対象となっていない者の納付率の直近の実績は第 3－3－46 図及び第 3－3－47 図のとおりとなっている。これを見ると、20 歳台前半については学生納付特例制度によって支払い能力が低い者が納付対象となっていないことから 1 つの山となっているが、これを除けば基本的には年齢が高いほど納付率も高くなっている。なお、先ほど述べたとおり、今回の財政検証においてはこの直近の実績をそのまま使用しているわけではなく、日本年金機構の取り組み強化等を参考にして設定した年齢計納付率の前提を基に補正したものを用いていることに留意が必要である。

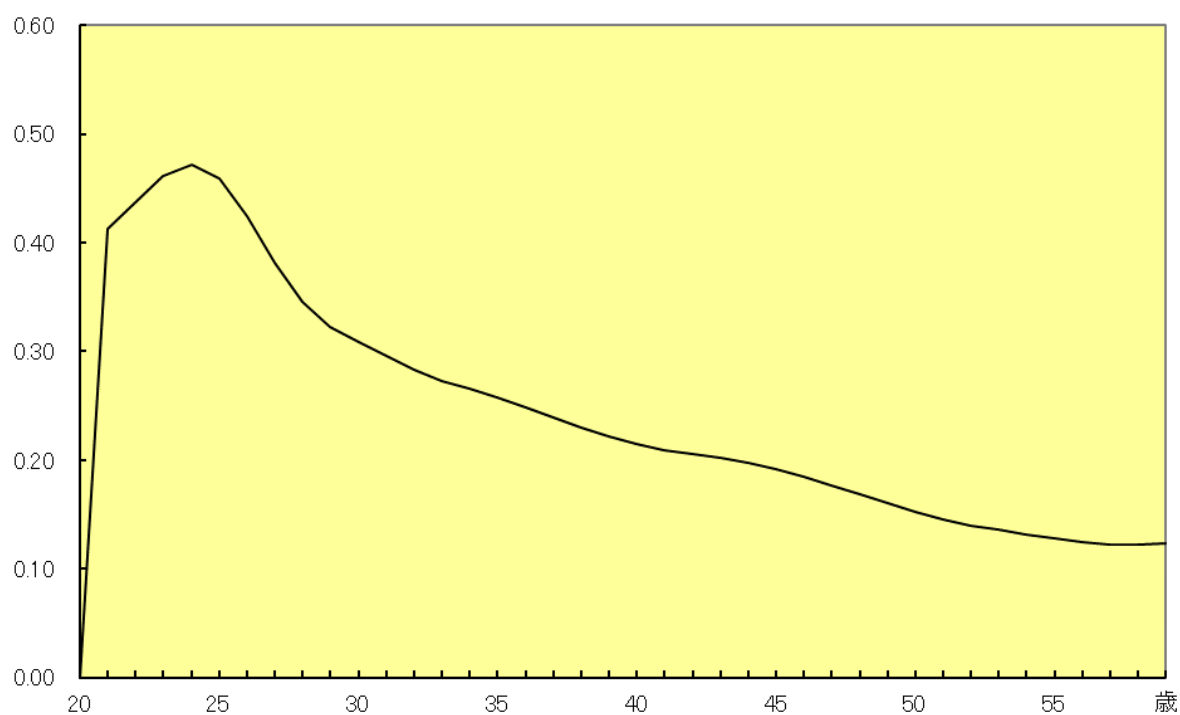
第 3 - 3 - 19 図 国民年金総脱退率（1号男子）



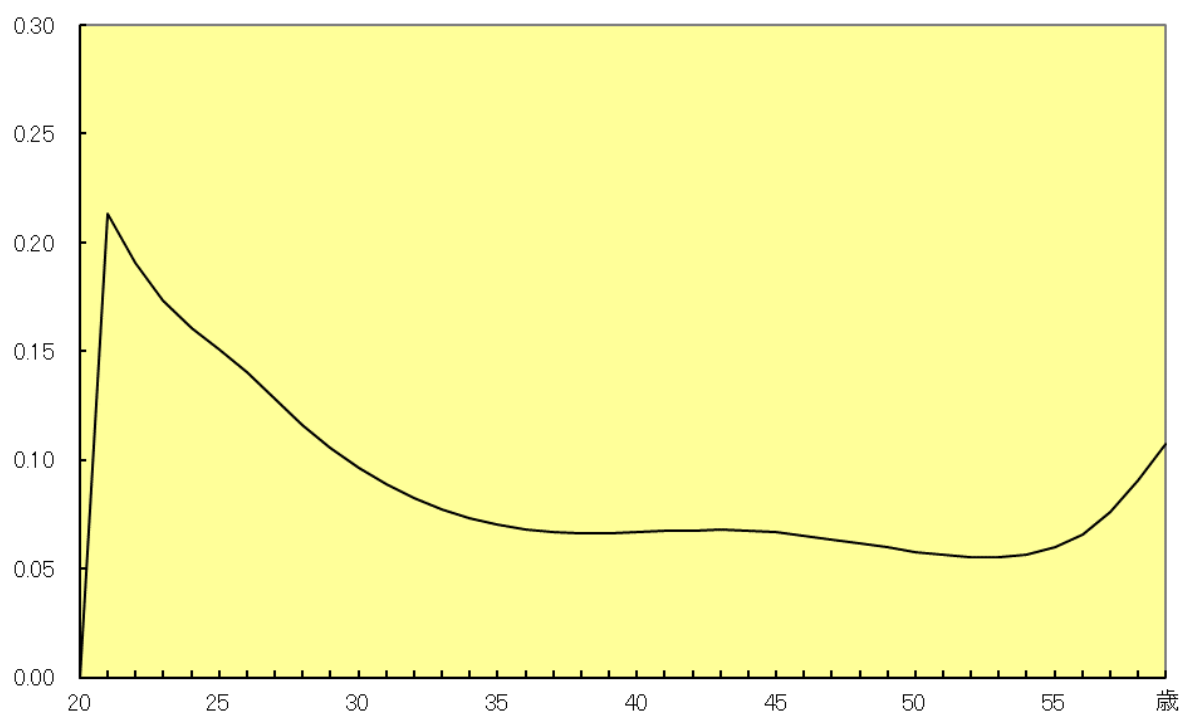
第 3 - 3 - 20 図 国民年金総脱退率（1号女子）



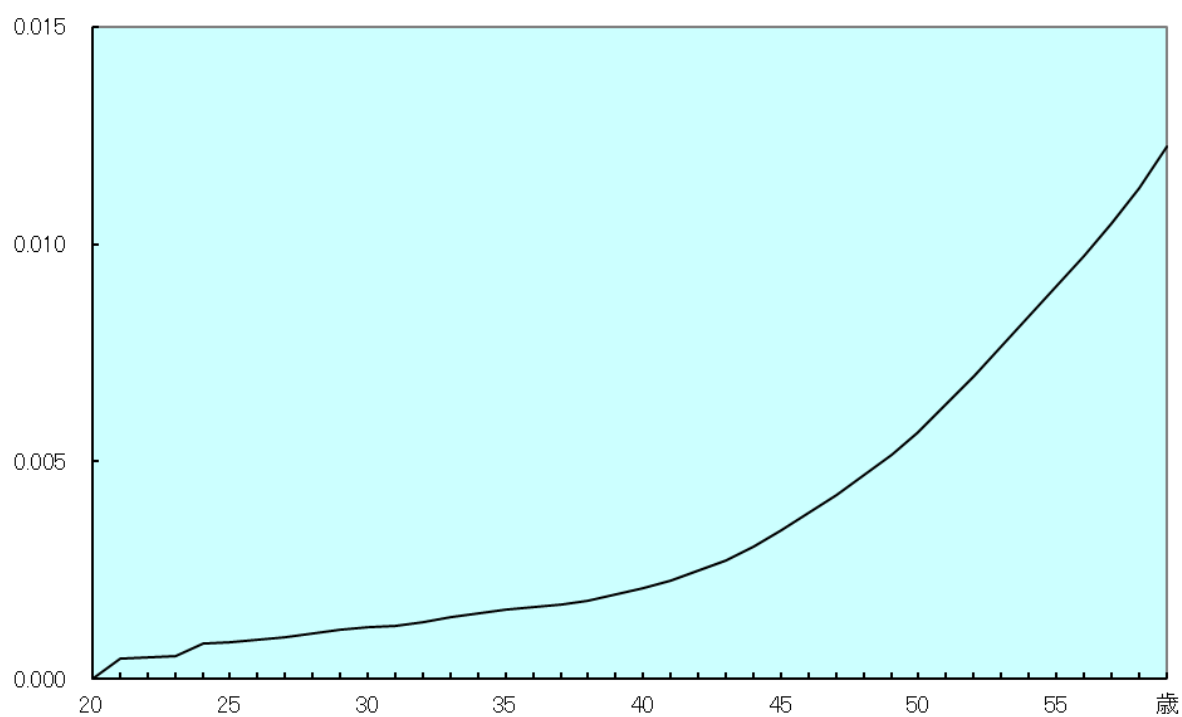
第 3 - 3 - 21 図 国民年金総脱退率（3号男子）



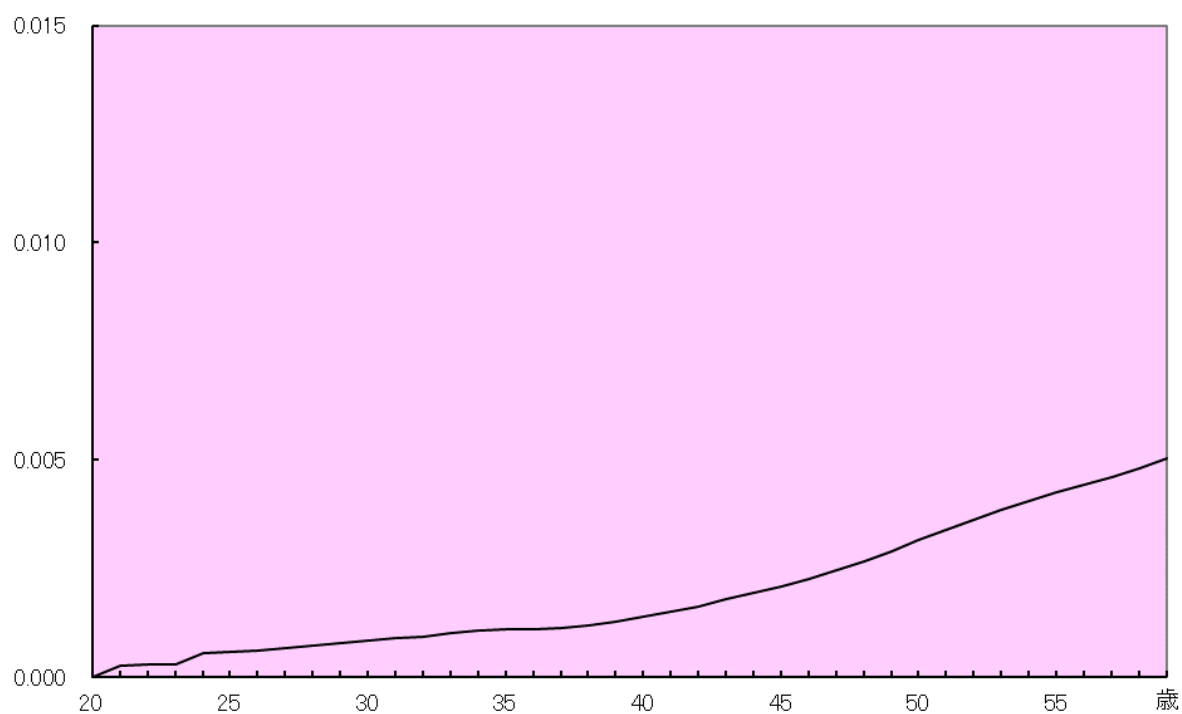
第 3 - 3 - 22 図 国民年金総脱退率（3号女子）



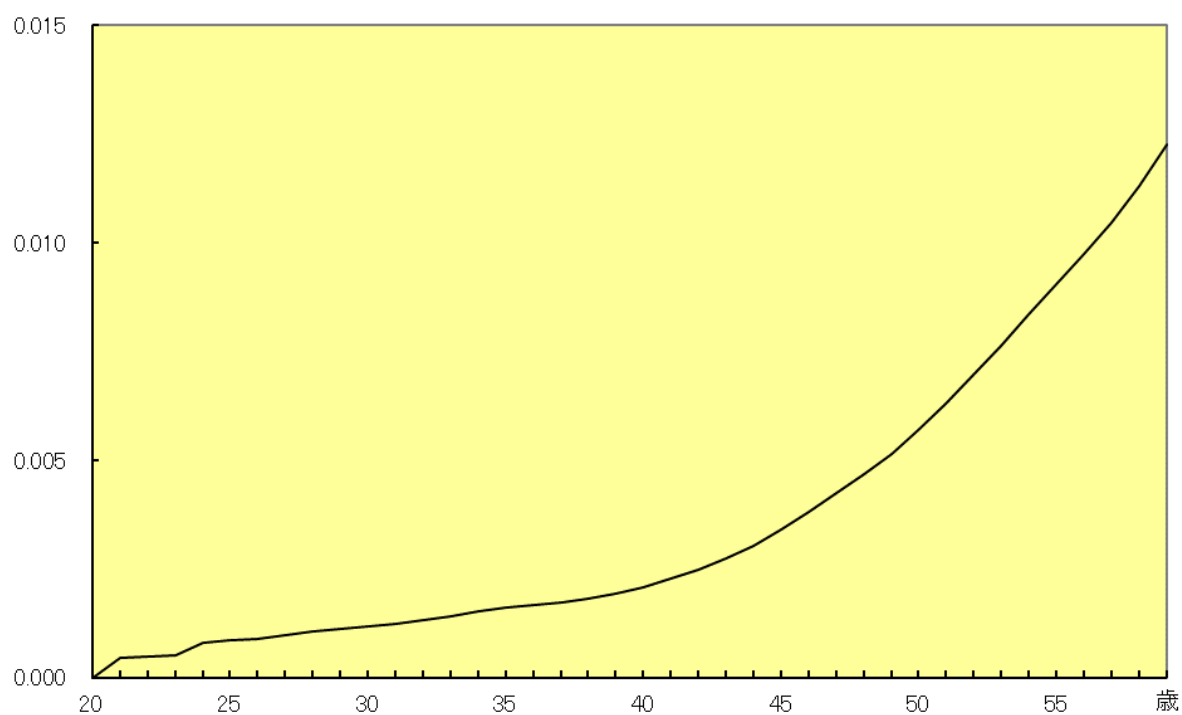
第 3 - 3 - 23 図 国民年金死亡脱退率（1号男子）



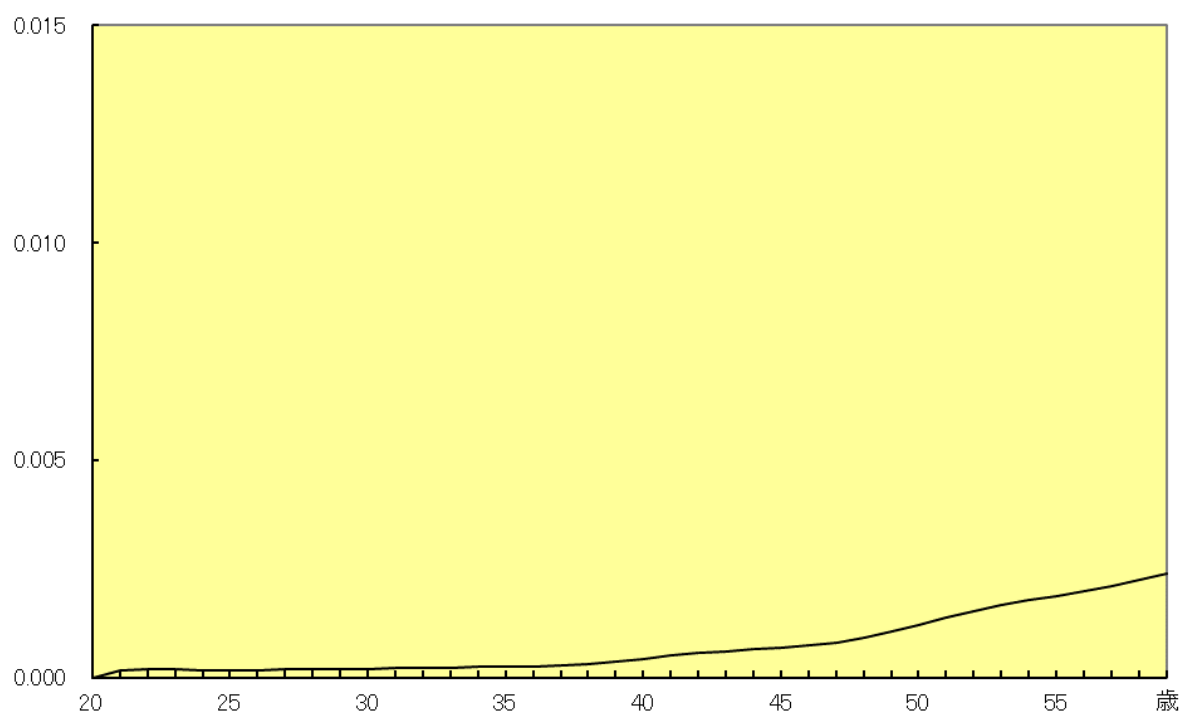
第 3 - 3 - 24 図 国民年金死亡脱退率（1号女子）



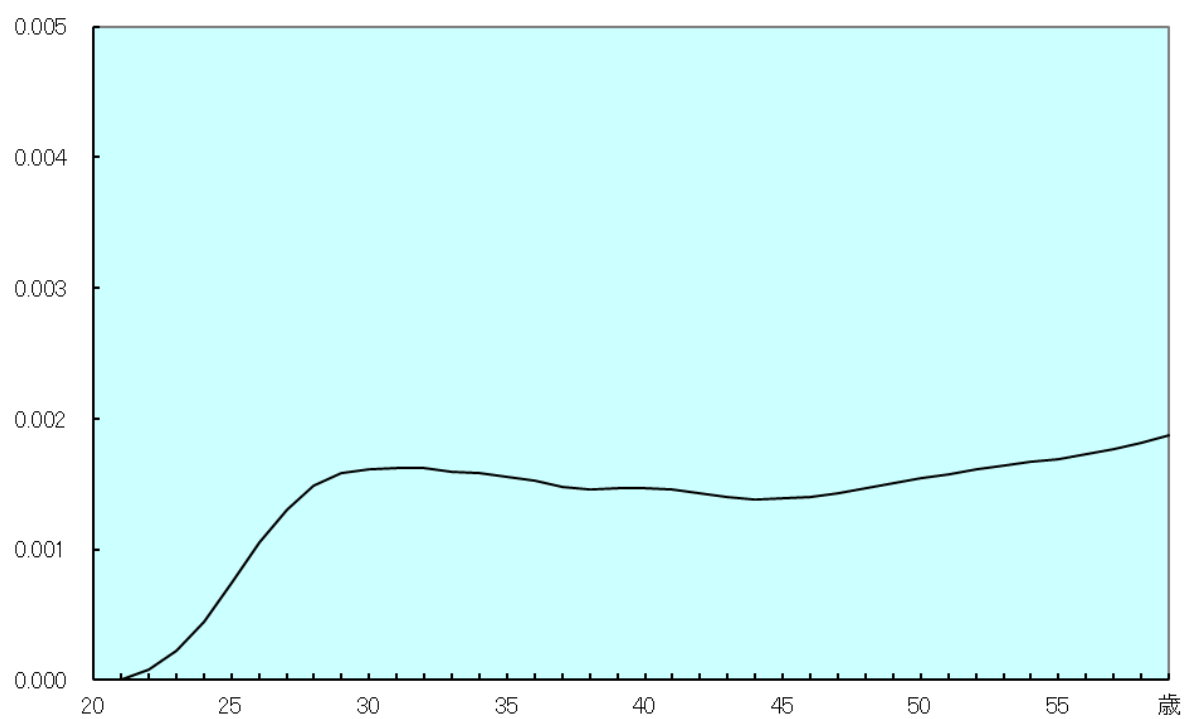
第 3 - 3 - 25 図 国民年金死亡脱退率（3号男子）



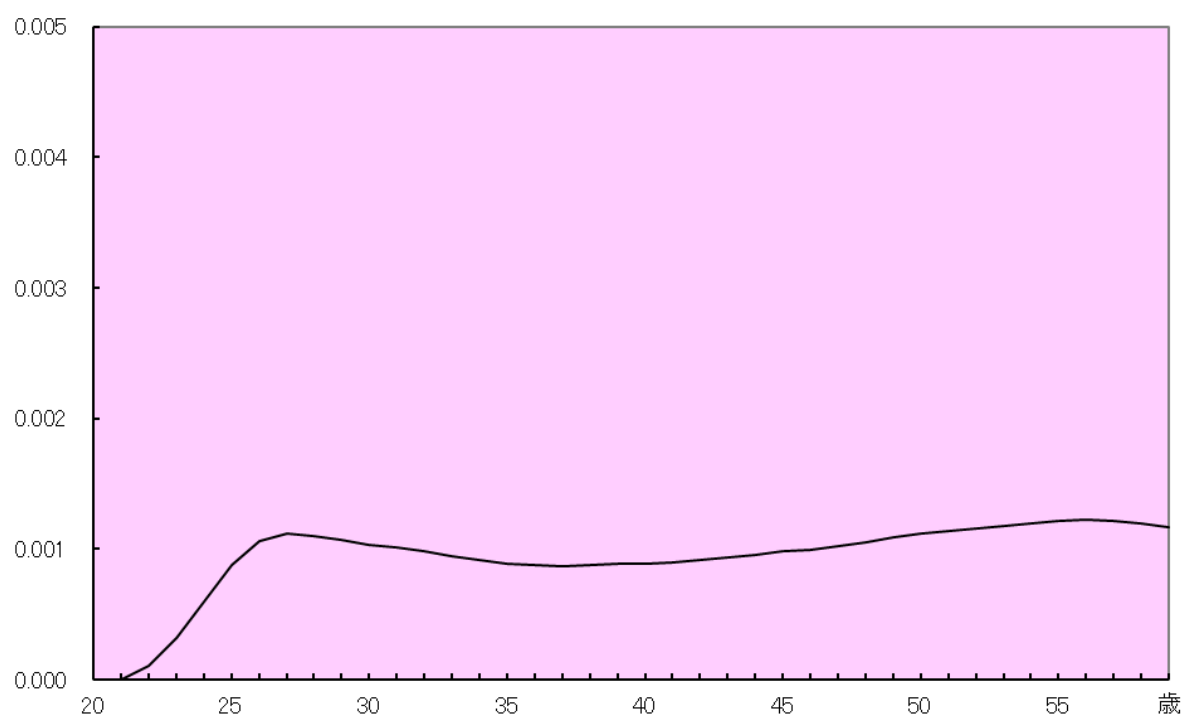
第 3 - 3 - 26 図 国民年金死亡脱退率（3号女子）



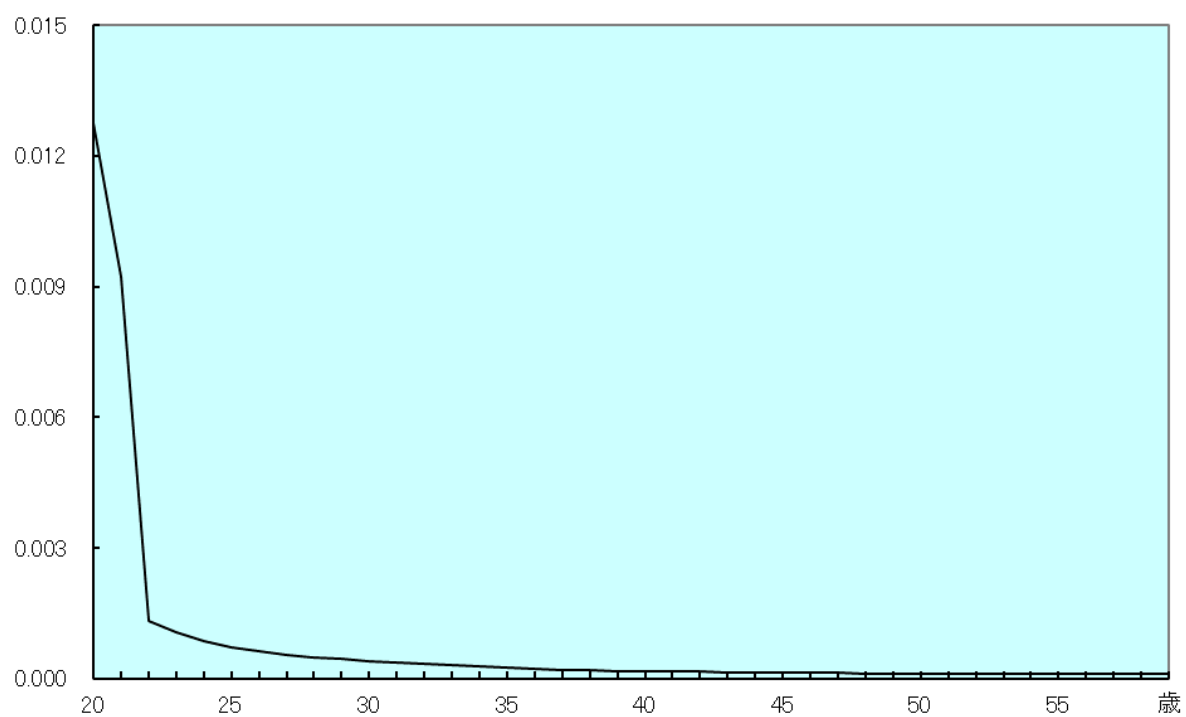
第 3 - 3 - 27 図 国民年金一般障害年金発生率（男子）



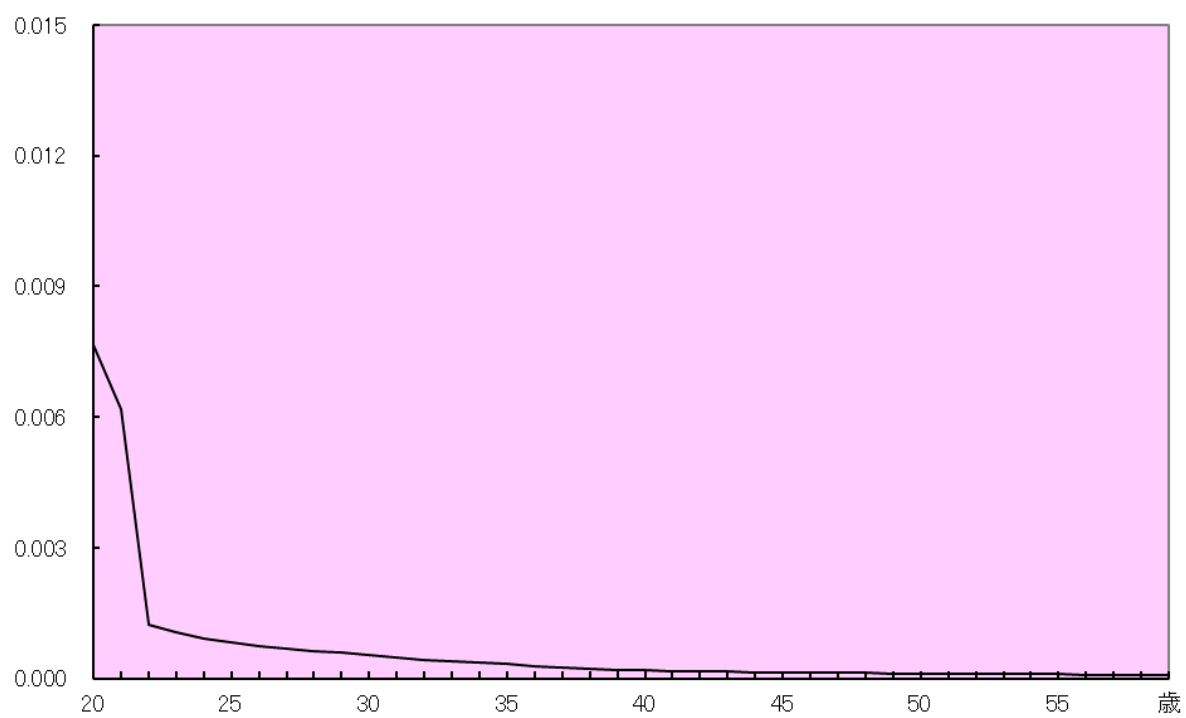
第 3 - 3 - 28 図 国民年金一般障害年金発生率（女子）



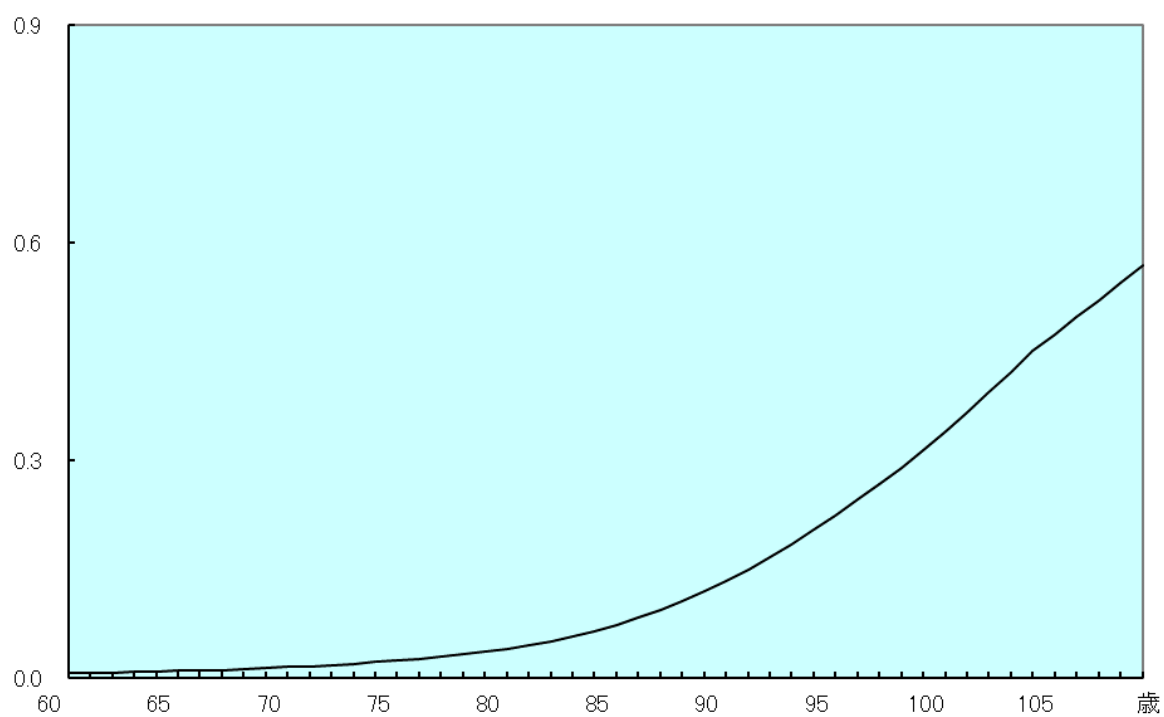
第 3 - 3 - 29 図 国民年金 20 歳前障害年金発生率（男子）



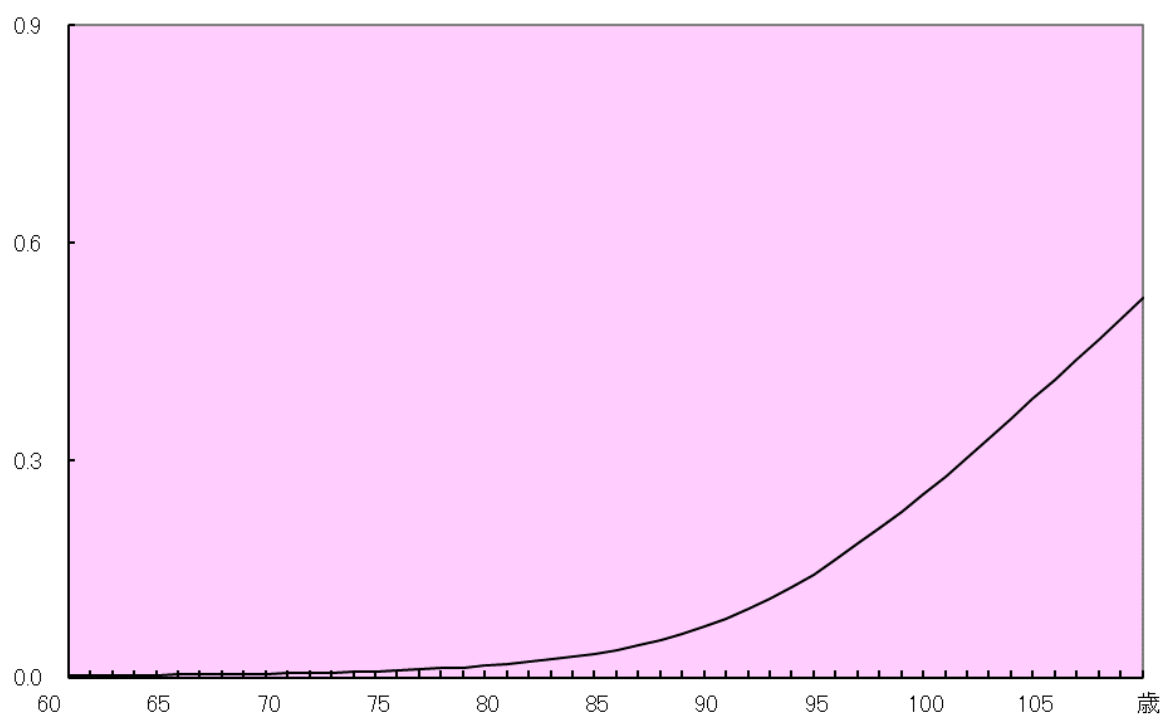
第 3 - 3 - 30 図 国民年金 20 歳前障害年金発生率（女子）



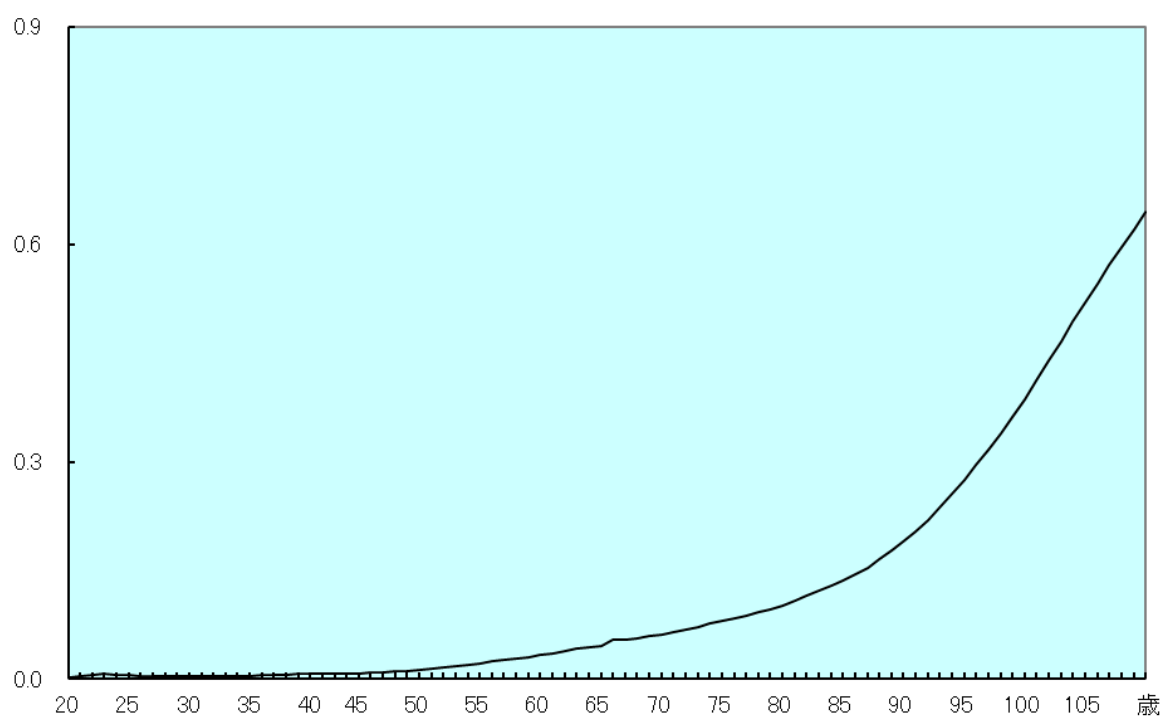
第 3 - 3 - 31 図 国民年金老齡年金失権率（男子）



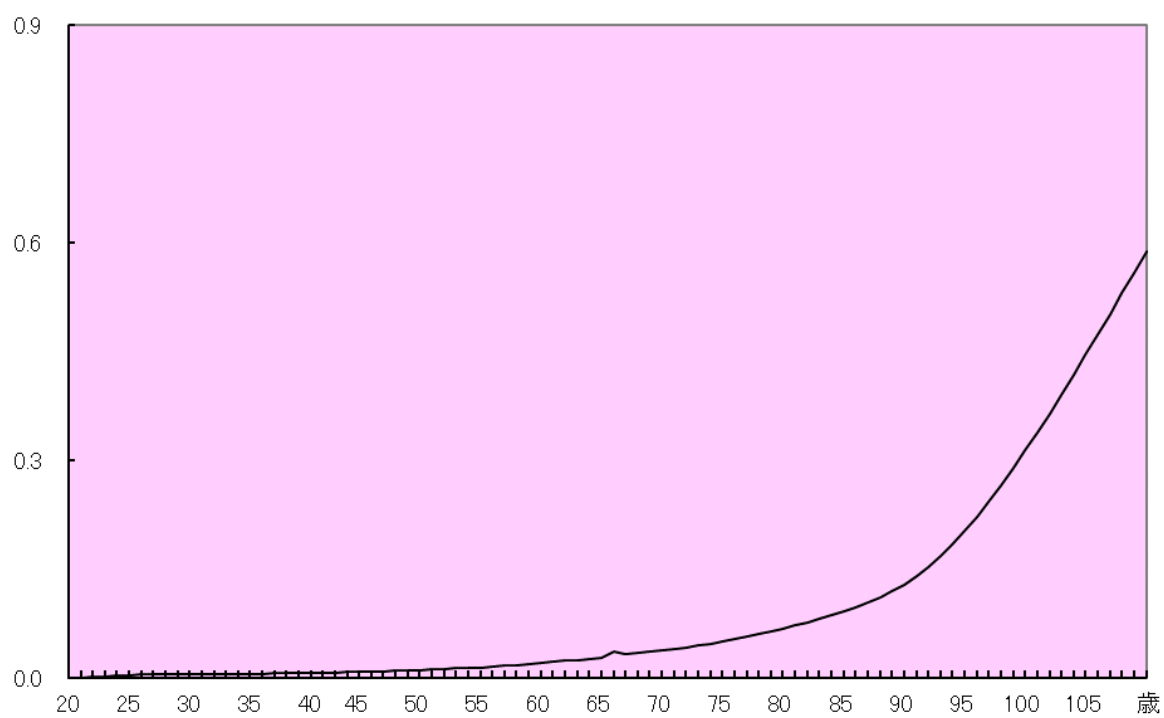
第 3 - 3 - 32 図 国民年金老齡年金失権率（女子）



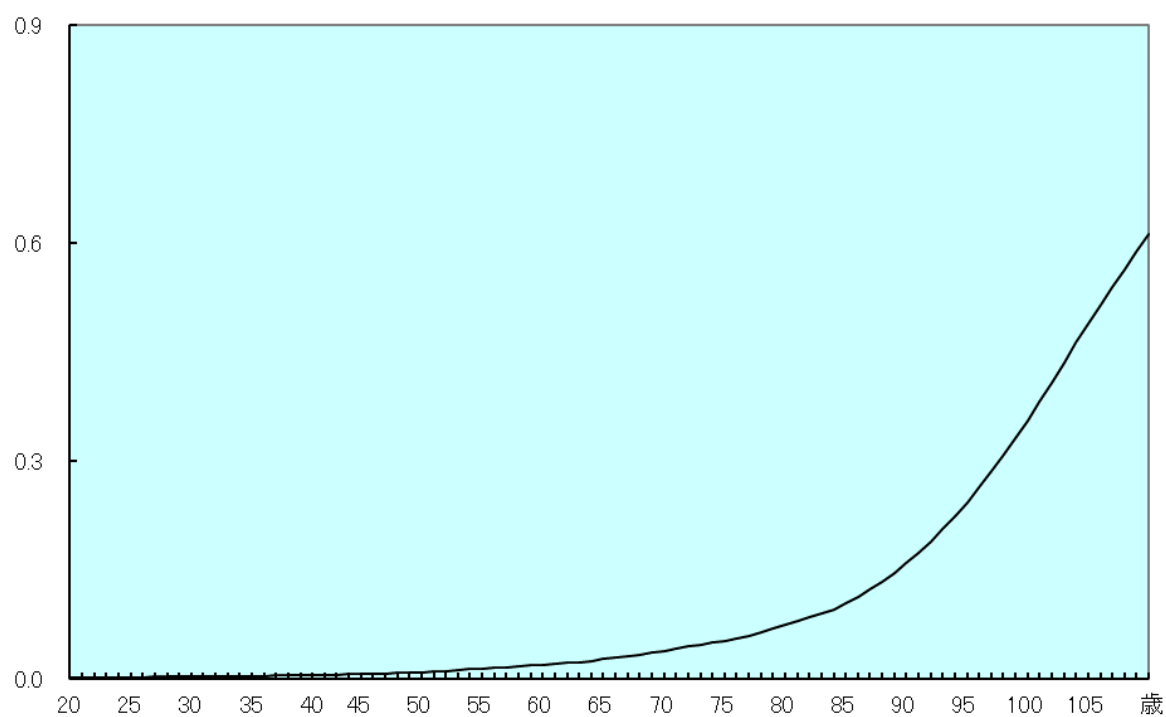
第 3 - 3 - 33 図 国民年金一般障害年金失権率（男子）



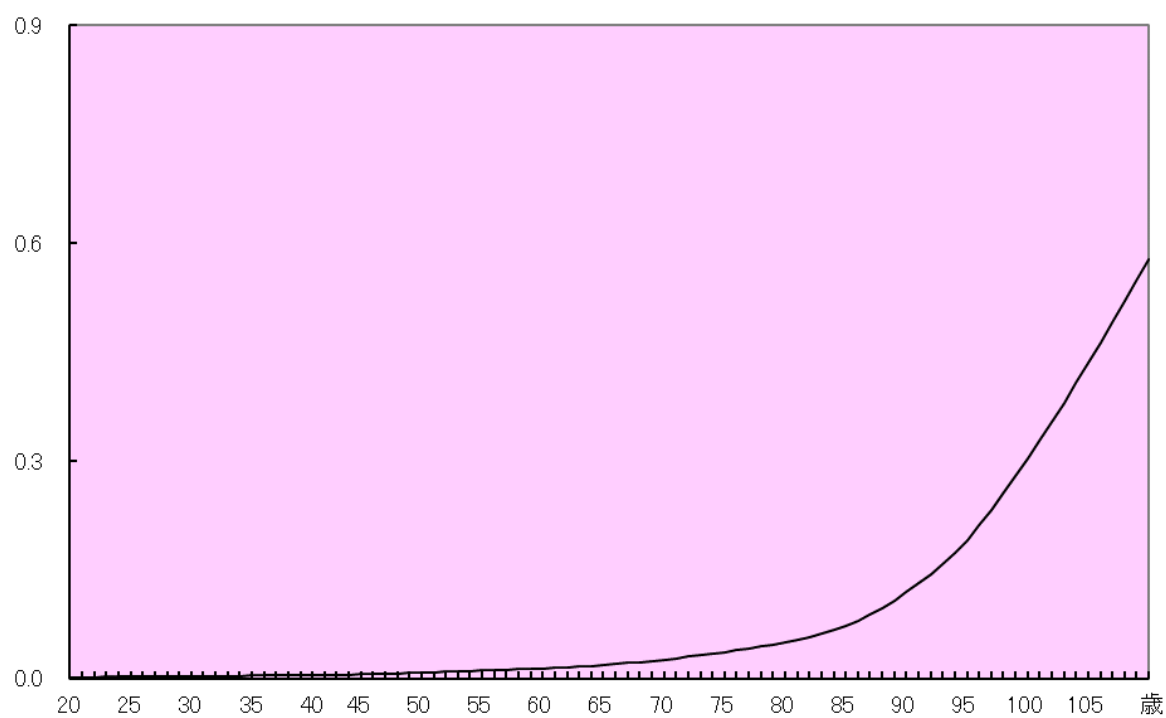
第 3 - 3 - 34 図 国民年金一般障害年金失権率（女子）



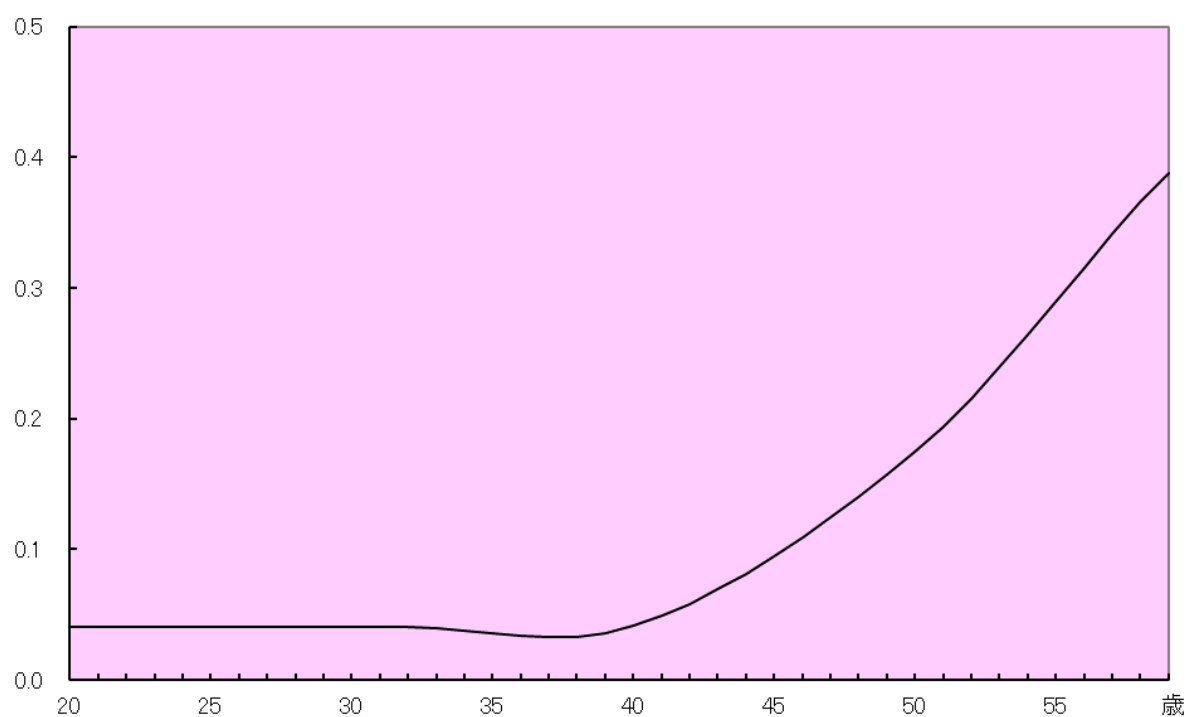
第 3 - 3 - 35 図 国民年金 20 歳前障害年金失権率（男子）



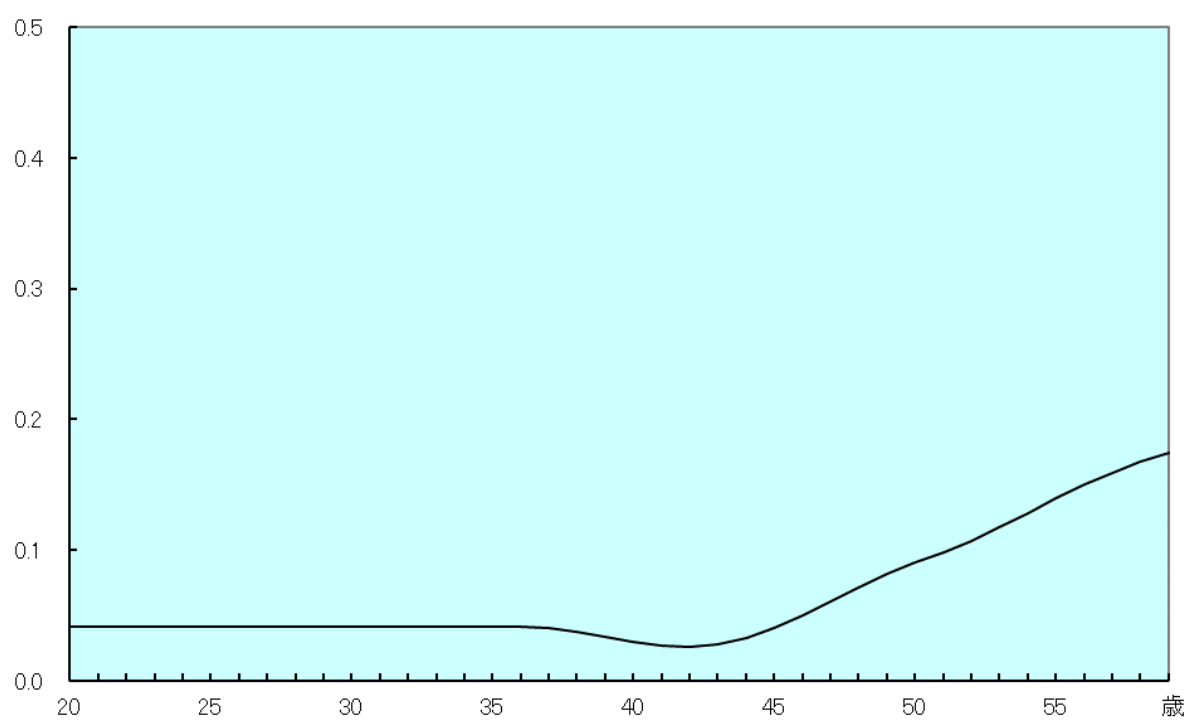
第 3 - 3 - 36 図 国民年金 20 歳前障害年金失権率（女子）



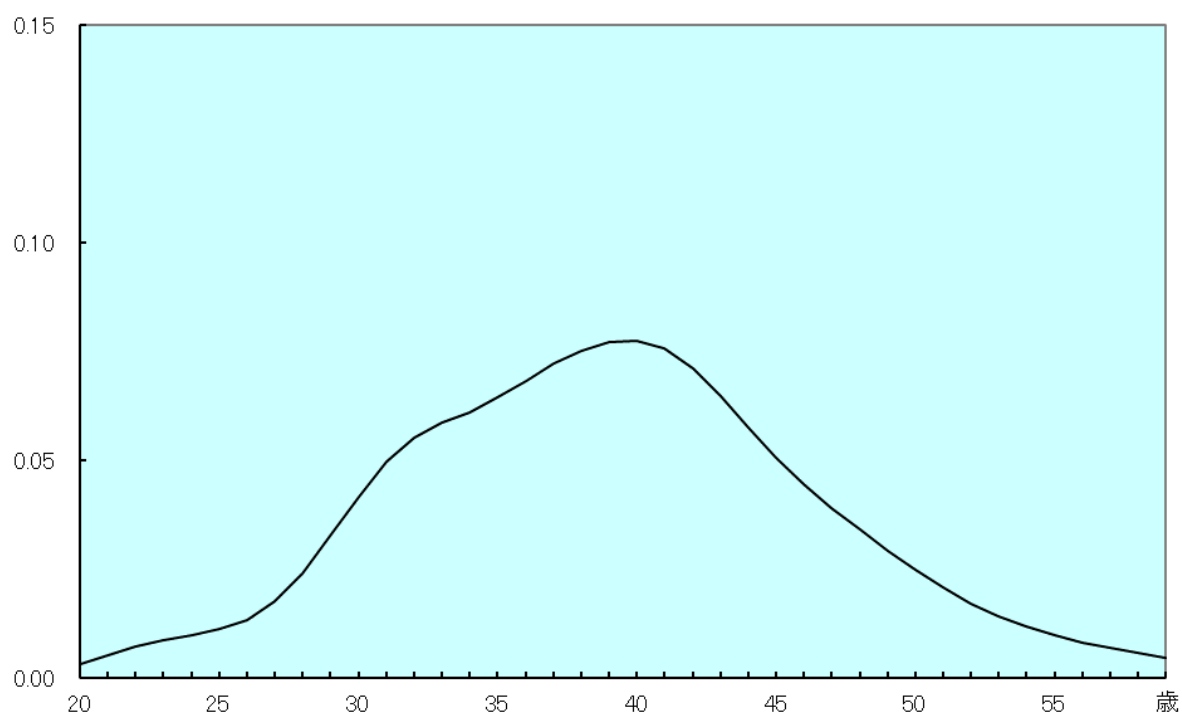
第 3 - 3 - 37 図 国民年金遺族年金失権率（妻）



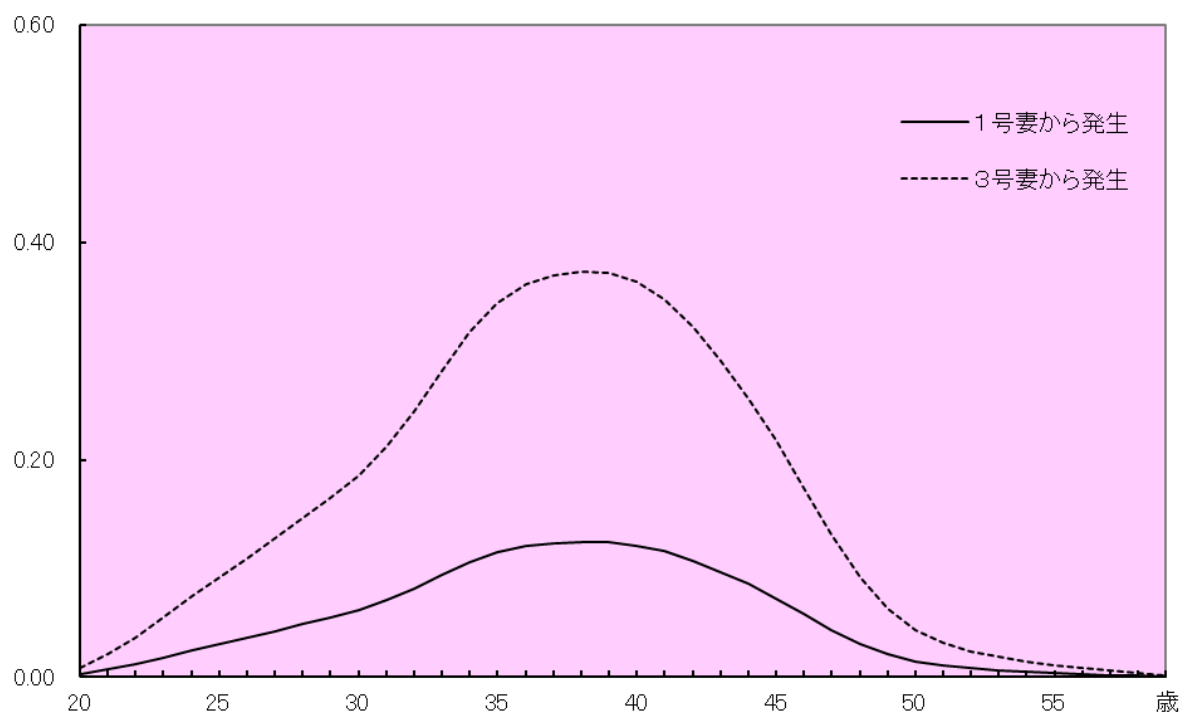
第 3 - 3 - 38 図 国民年金遺族年金失権率（夫）



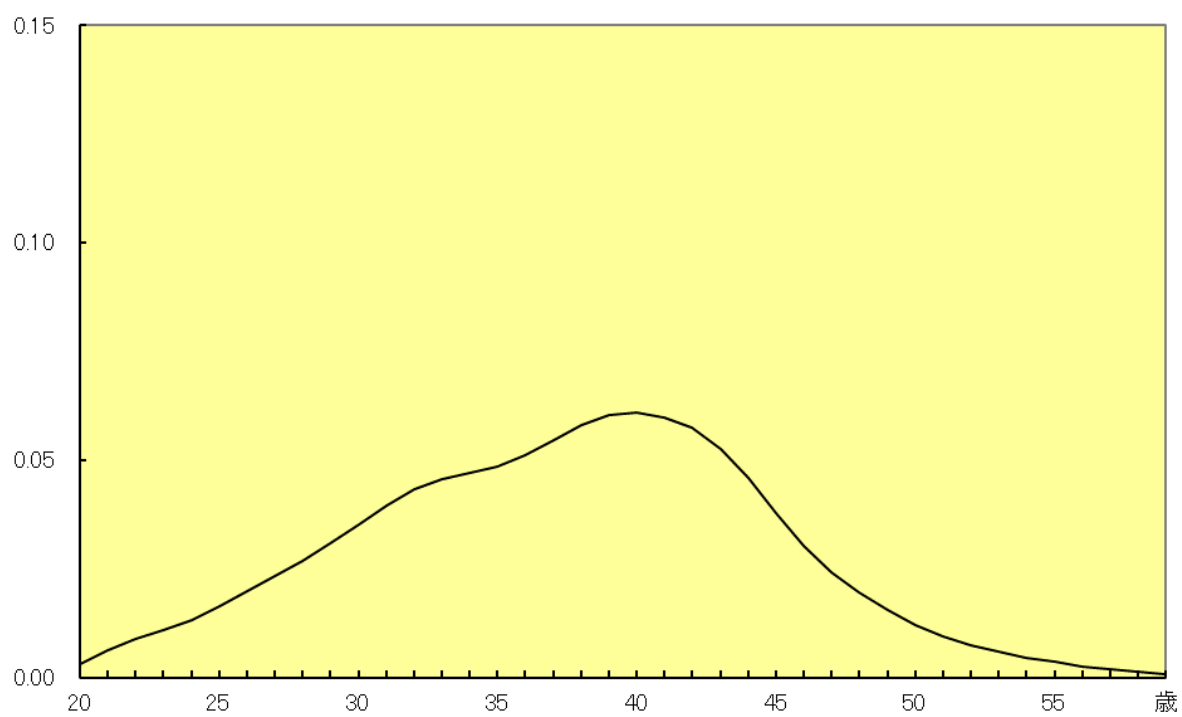
第 3 - 3 - 39 図 国民年金遺族年金発生割合（妻）



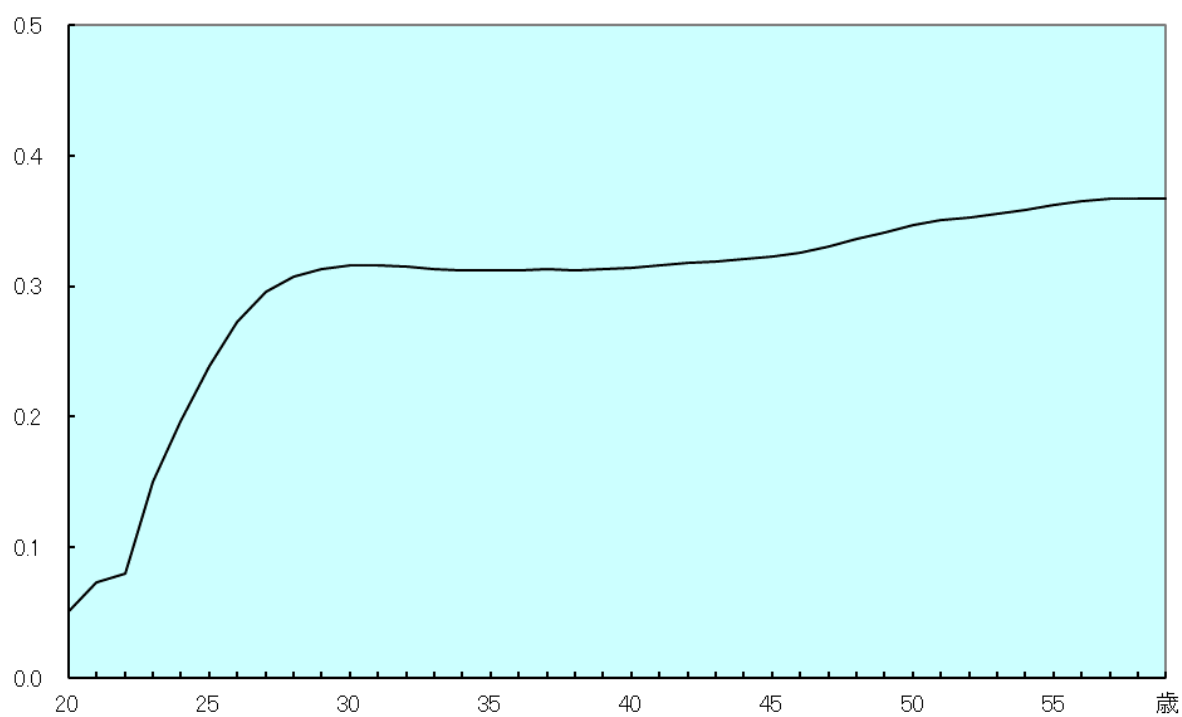
第 3 - 3 - 40 図 国民年金遺族年金発生割合（夫）



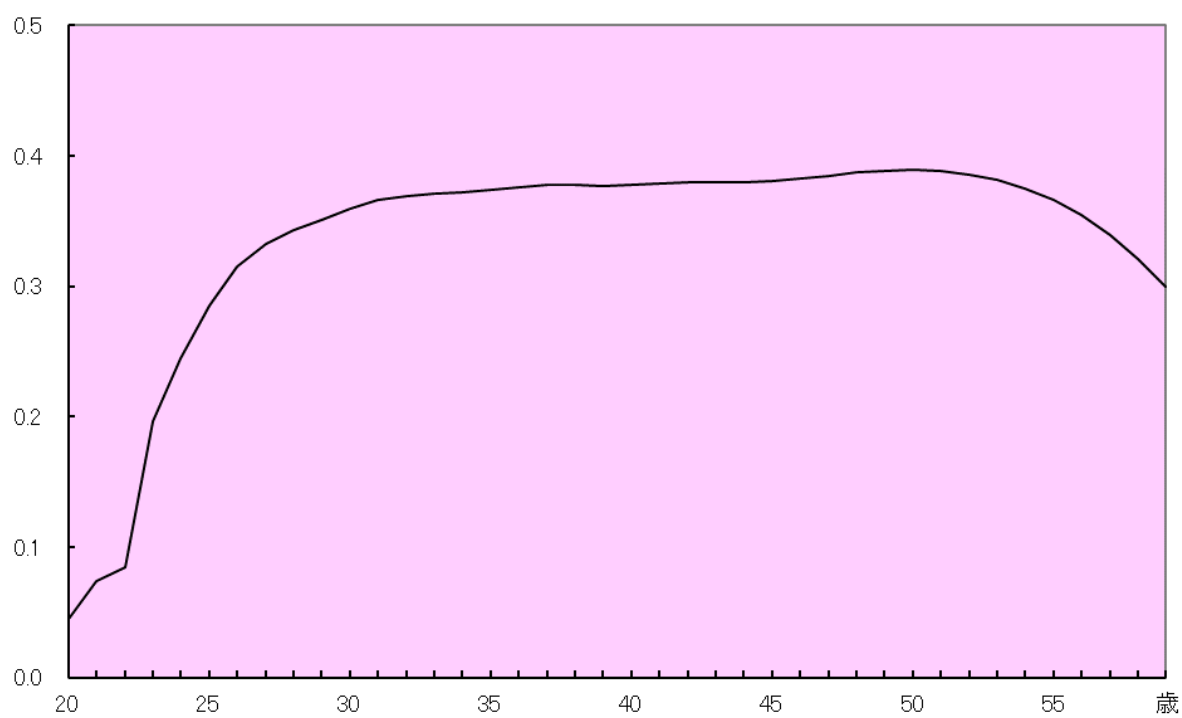
第 3 - 3 - 41 図 国民年金遺族年金発生割合（子）



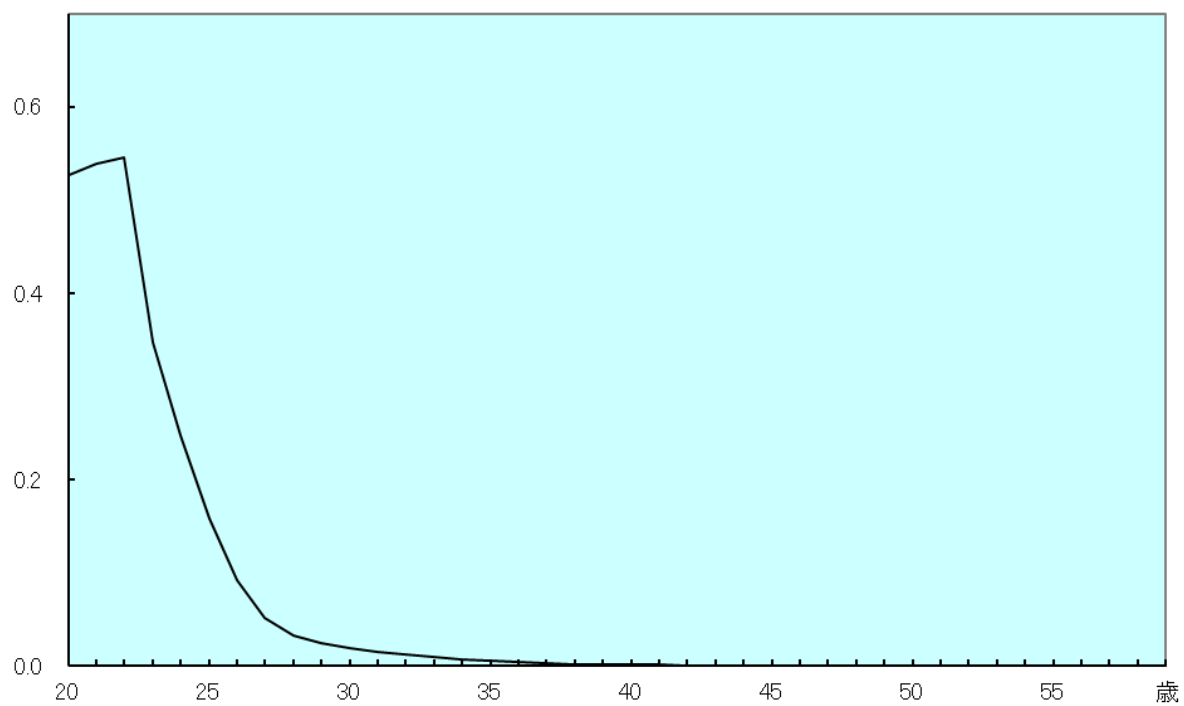
第 3－3－42 図 国民年金保険料全額免除者割合（男子）



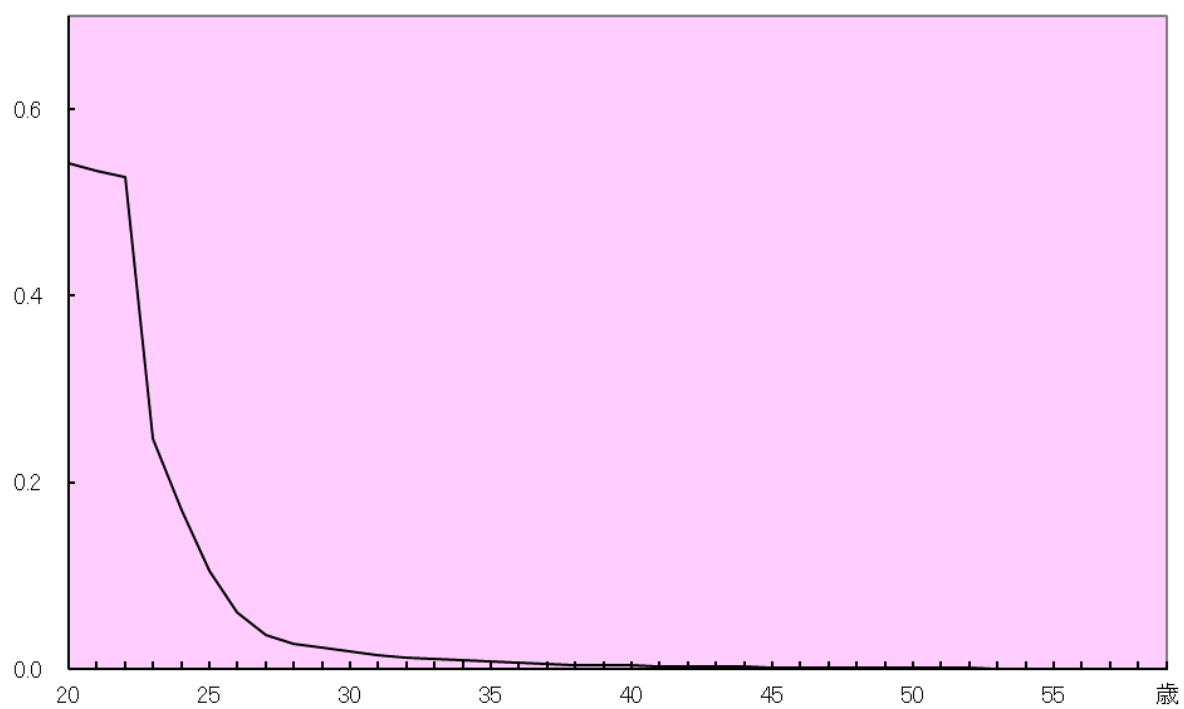
第 3－3－43 図 国民年金保険料全額免除者割合（女子）



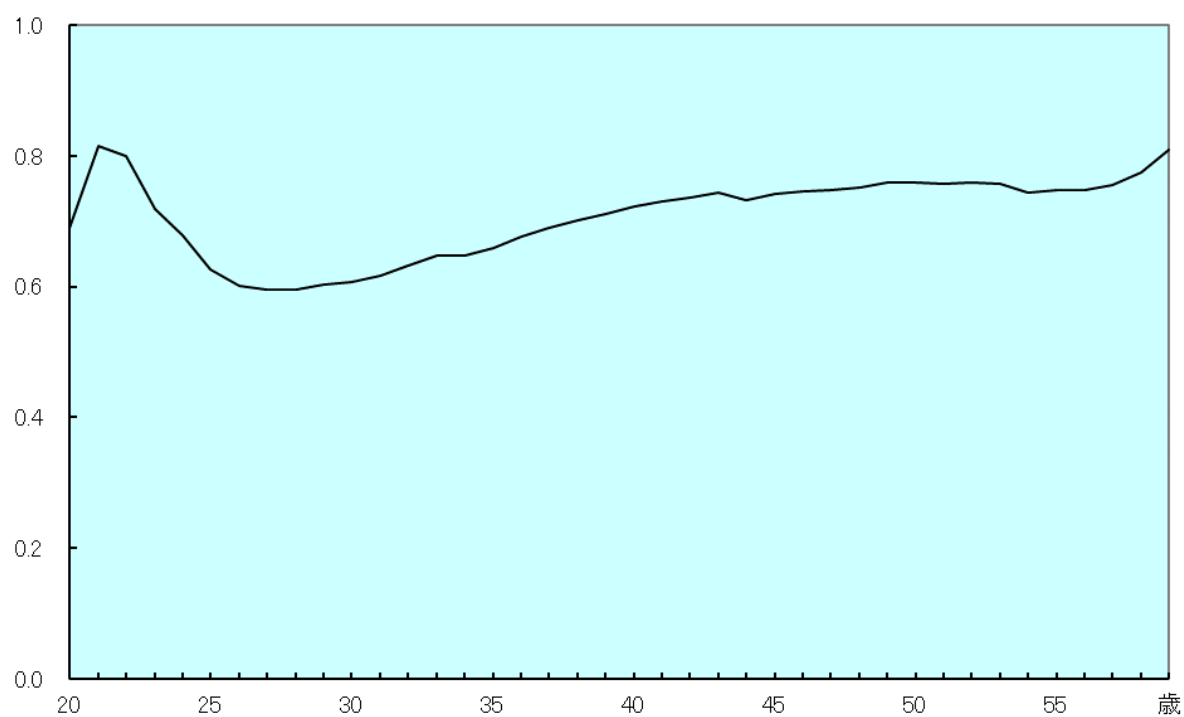
第 3 - 3 - 44 図 国民年金学生納付特例対象者割合（男子）



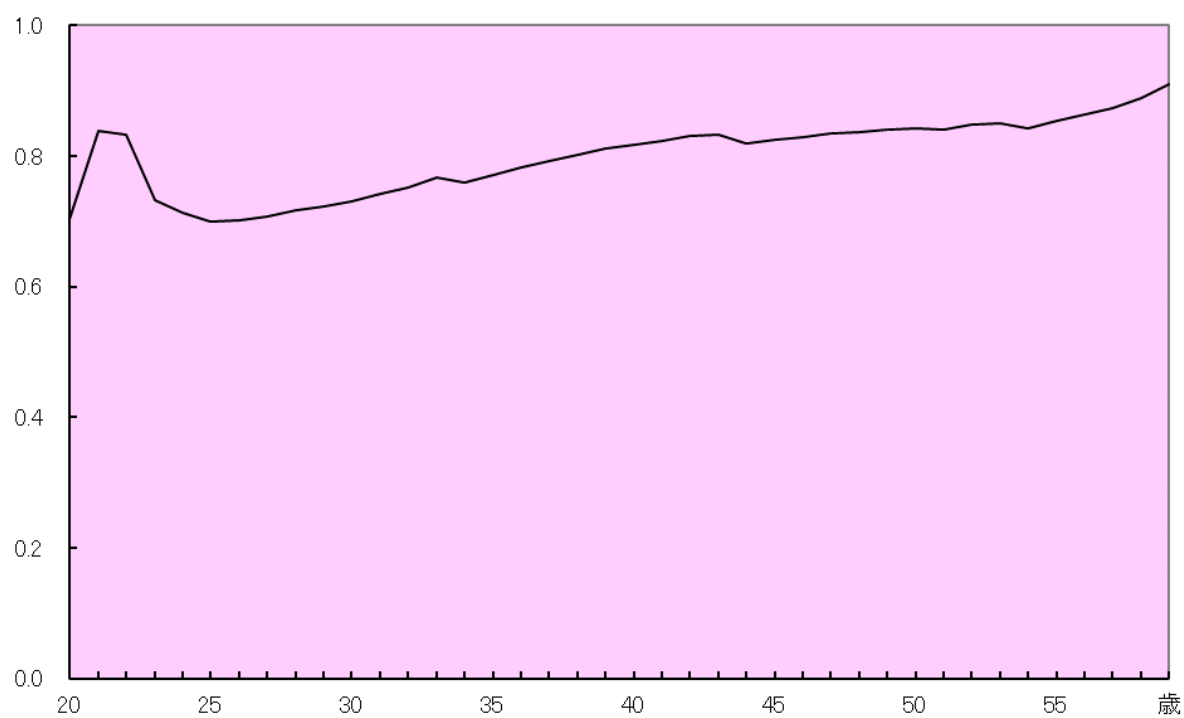
第 3 - 3 - 45 図 国民年金学生納付特例対象者割合（女子）



第 3 - 3 - 46 図 国民年金保険料納付率（男子）



第 3 - 3 - 47 図 国民年金保険料納付率（女子）



第4節

経済前提の設定

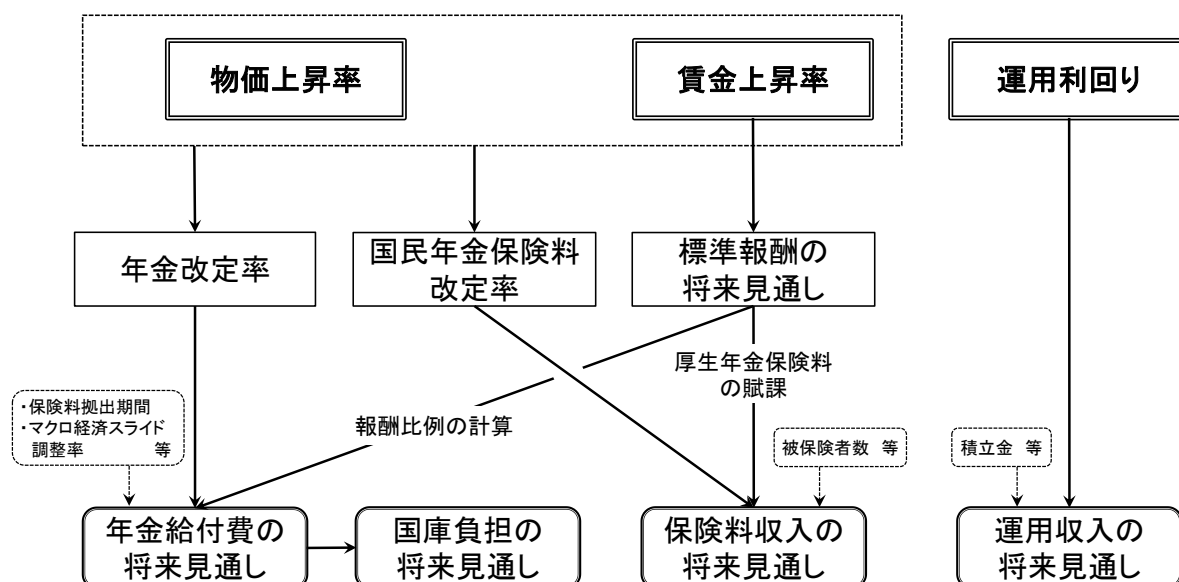
1. 経済要素と年金財政

公的年金の財政の将来見通しを作成するにあたっては、人口に関する前提のほか、経済状態に対応した報酬の上昇や賃金、物価スライド等を将来推計に織り込むため、物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りの3つ経済要素を経済前提として設定する必要がある。

(1) 収入、支出の計算スキームにおける経済前提の役割

年金給付の将来見通しの作成に当たって、年金額は毎年度、物価、賃金の変動に応じて改定されることが基本であるため、年金改定率の将来見通しのため物価上昇率、賃金上昇率が用いられる。また、2階部分の報酬比例年金は被保険者であった期間の標準報酬に比例し支給される仕組みであるため、標準報酬の将来推計のためにも賃金上昇率が用いられる。

第3-4-1図 収入、支出の計算スキームにおける経済前提の役割（概要）



保険料収入の将来見通しについてみると、厚生年金は被保険者の標準報酬の一定割合（18.3％）で保険料が賦課されるため、報酬比例年金と同様に標準報酬の将来推計にあたって賃金上昇率が用いられる。また、国民年金の保険料は賃金スライドする仕組みであるため、ここでも賃金上昇率、物価上昇率が用いられる。

さらに、国庫負担の将来見通しは年金給付の一定割合で計算され、運用利回りを用いて積立金の運用収入の将来見通しが計算されている。このようにして公的年金の収入、支出の将来見通しが作成される。

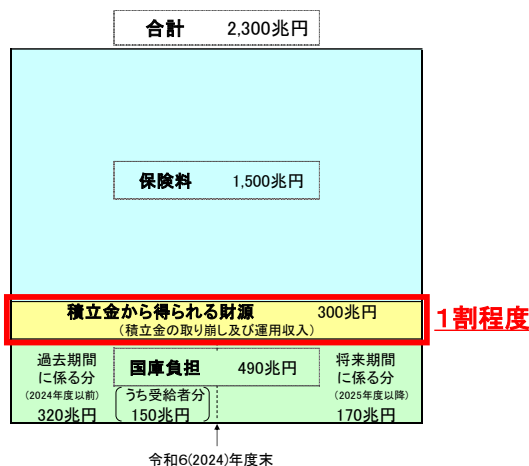
（２）公的年金の財源構成と積立金の役割

公的年金は、毎年の年金給付をそのときの現役世代の保険料で賄う賦課方式を基本とした財政方式を採用している。したがって、保険料が財源の基本であるものの、国庫負担、積立金（運用収入含む）も活用して費用を賄っている。令和6年財政検証の過去30年投影ケースにおけるそれぞれの財源規模について、今後100年間の総額を運用利回りで現在価値に換算した一時金でみると厚生年金と国民年金の合算で保険料約7割弱、国庫負担約2割、積立金約1割強となっているが、5年前の財政検証時と比べると積立金の占める割合が高まっている。

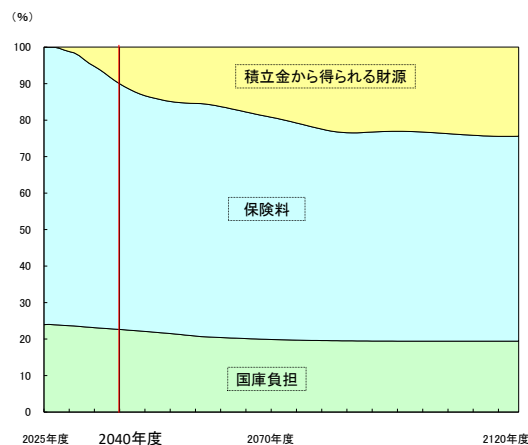
第3－4－2図 年金財政における積立金の役割

- 公的年金制度は、その時の現役世代の保険料負担で、その時の高齢者世代を支える「世代間扶養」の考え方を基本としつつ、現役世代の負担が大きくなりすぎないように一定の積立金を保有。
- 概ね100年間の年金給付と、財源（保険料収入・国庫負担・積立金活用）の均衡が図られている。今後、概ね100年間の年金給付総額（2,300兆円）のうち、積立金から得られる財源であてられているのは1割程度（300兆円）。

＜概ね100年間の年金給付にあてる財源・内訳＞
金額は、概ね100年間の財源を現時点の価格に換算して一時金で表したもの



＜各年度における積立金の活用イメージ＞
今後100年間で積立金をいつ活用するかを表したもの



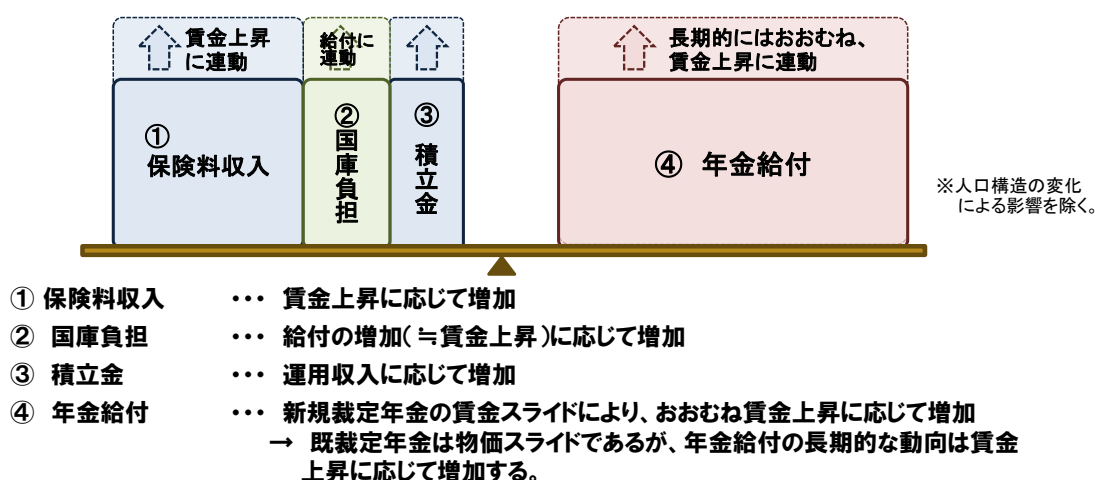
年度毎に財源構成をみると、積立金を充てる割合は変化しており、特に令和22(2040)年度前後からその割合が大きく増加している。これは令和22(2040)年度前後より人口規模の大きい団塊ジュニア世代が段階的に引退し年金受給者となっていくことに伴い、被保険者数と受給者数の比率が変化する影響を受けたものであり、被保険者数の減少による保険料収入の伸びの鈍化を積立金の活用により補い、一定の給付水準を確保しているものである。すなわち、積立金は主に少子高齢化がさらに進行する現在の若年世代や将来世代の給付水準を確保するために活用されることを示している（第3－4－2図）。

（３）賃金を基準とした財政構造（年金財政において重要な経済要素）

公的年金は収入、支出ともに基本的に賃金水準の変化に応じて変動する仕組みとなっており、公的年金は賃金を基準とした財政構造を有している。

第３－４－３図 経済変動が年金財政に与える影響

- 賦課方式を基本とした公的年金は、人口構造の変化による影響を除くと、**収入(財源)、支出(給付)ともに賃金水準の変化に応じて変動することとなる**。この性質により、激しい経済変動に対しても一定の安定性を確保し、その時々賃金水準に応じた年金給付を可能としている。
- したがって、**収入、支出の中で賃金上昇に連動しない部分が年金財政に大きな影響を与える**。
- ＜賃金上昇に連動しない部分＞
- ・運用収入のうち運用利回りと賃金上昇率の差 … 実質的な運用利回り(スプレッド)
 - ・既裁定年金の物価スライド … 賃金上昇率と物価上昇率の差（実質賃金上昇率）



支出の年金給付費は、新規裁定時の年金が賃金スライド、裁定後は物価スライドする仕組みであり、この仕組みの下、年金給付費は長期的には賃金水準に応じて変化する仕組みとなっている。収入のうち保険料収入については、厚生年金は賃金の一定割合で賦課し、国民年金は賃金スライドする仕組みであるため、賃金に連動する。また、国庫負担は年金給付費の一定割合で定められているので給付と同様に国庫負担も賃金に連動する。なお、ここでは経済の影響を考えるため、人口構造の変化による影響は考えていない。このように、賦課方式を基本とした公的年金財政において収支の大半は賃金に連動しており、この性質により公的年金は急激なインフレなど激しい経済変動があつたときも、その時の現役の賃金水準に応じた財源を確保することが可能となっている。この結果、その時の賃金水準に応じて一定の価値のある年金水準を確保できる構造となっている。つまり、賦課方式を基礎とした年金財政の下、賃金を基準とした財政構造が公的年金の実質価値の維持に寄与しており、これは積立方式の年金制度にはない賦課方式のメリットと考えられるものである。

賃金を基準とした公的年金の財政構造を踏まえると、収入、支出の中で賃金に

連動しない経済要素が公的年金の財政に大きな影響を与えることとなる。具体的には2つの経済要素により収支が賃金に連動していない。1つ目は運用利回りと賃金上昇率の差となる実質的な運用利回り（一般的に「スプレッド」と呼ばれる）であり、運用収入が賃金と連動しない要因となる。2つめの要素は賃金上昇率と物価上昇率の差となる実質賃金上昇率であり、受給開始後（裁定後）の年金が賃金上昇率でなく物価上昇率で改定されることから年金給付費が賃金と連動しない要因となる。すなわち、経済前提において「実質的な運用利回り（スプレッド）」と「実質賃金上昇率」が、年金財政にとって重要な要素となる。

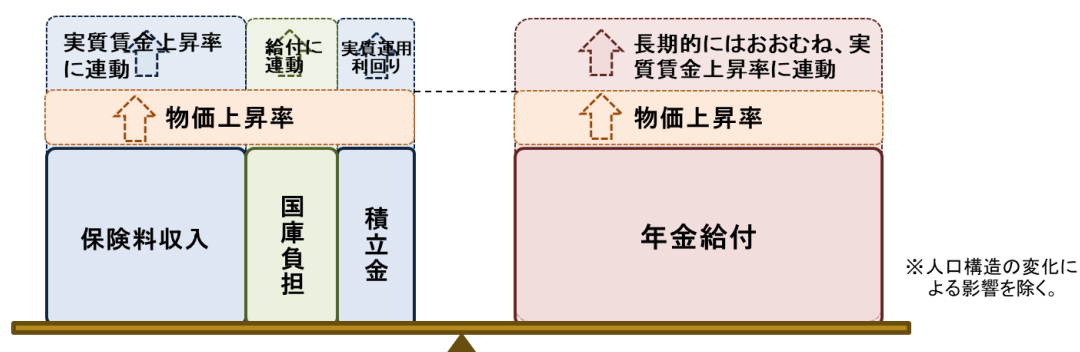
（４）物価変動が年金財政に与える影響

先ほども述べたとおり、年金財政は基本的には賃金に連動していることから、賃金以外の要因が関係する「実質的な運用利回り（スプレッド）」と「実質賃金上昇率」が重要な指標となっている。この時、物価変動（物価上昇率）が年金財政に与える影響については、実質賃金上昇率が変化しない限り、物価変動は収入、支出を等しく変化させるものであるため、基本的には年金財政に中立的なものとなっていると考えられる。

ただし、マクロ経済スライドによる給付水準調整が行われている間は、名目下限があるため、物価上昇率が低い場合、物価上昇率で改定する既裁定者の年金についてはマクロ経済スライドによる調整を十分に行うことができず、年金財政にマイナスの影響を及ぼすこととなる。

第３－４－４図 物価変動が年金財政に与える影響

- 年金財政にとって、実質賃金上昇率、実質的な運用利回りが重要。物価変動は収入、支出を等しく変化させるものであり、基本的に年金財政に中立である。
- しかしながら、現行制度のマクロ経済スライドには名目下限があるため、物価上昇率が低い場合、物価上昇率で改定する既裁定者の年金についてはマクロ経済スライドによる調整が十分に行われず、年金財政にマイナスの影響を及ぼすこととなる。



⇒ 物価変動は収入、支出を等しく変化させるものであり、基本的に年金財政に中立

2. 過去の財政再計算・財政検証における経済前提の設定

(1) 過去の経済前提の設定

賃金再評価・物価スライドの仕組みが導入された昭和48年以後の財政再計算・財政検証においては、年金財政の将来見通しを作成するにあたり、基本的に物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りの3つの経済前提が設定されてきた。

昭和48(1973)年財政再計算では、それ以前の時期が高度成長期にあり、標準報酬上昇率の実績値が20%を超えるような時期があったが、将来の賃金上昇率の設定としてこのような実績値にのみ基づくのではなく、当時の政府の経済計画における実質経済成長率の見通しを参考に賃金上昇率を段階的に下げるような設定とされた。昭和51(1976)年財政再計算も同様に、高度成長やその後のオイルショックによる状況の変化を勘案し、過去の実績だけでなく経済計画における経済成長率の見通し等を踏まえて設定された。昭和55(1980)年以降の財政再計算においては、過去の実績と当時の政府による経済成長率の見通し等を総合的に勘案するという考え方のもとで経済前提が設定されてきた。

平成16(2004)年以後の財政再計算及び財政検証においては、足下の経済前提は内閣府による経済成長率等の試算に準拠して設定され、長期的な経済前提は、将来、労働力人口が長期的に減少していくことが見込まれている中で、過去の実績をそのまま延長するという手法を採らず、過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在成長率の見通しや労働力人口の見通し等を踏まえてマクロ経済の観点から整合性のとれた推計に基づいて設定されている。

第3-4-5表 過去の財政再計算・財政検証における経済前提

<平成16年財政再計算前>

実施年度	名目賃金上昇率	名目運用利回り	物価上昇率
昭和48(1973)年	13% (昭和48～52) 10% (昭和53～57) 8% (昭和58～62) 7% (昭和63～)	6.2%	5%
昭和51(1976)年	10% (昭和51～55) 8% (昭和56～60) 6% (昭和61～)	6.5% (昭和51～55) 6.2% (昭和56～60) 6% (昭和61～)	
昭和55(1980)年	7%	6%	5%
昭和59(1984)年	5%	7%	3%
平成元(1989)年	4.1%	5.5%	2.0%
平成6(1994)年	4.0%	5.5%	2.0%
平成11(1999)年	2.5%	4.0%	1.5%

<平成16年財政再計算以後>

実施年度		賃金上昇率 実質<対物価>	運用利回り		物価上昇率
			実質 <対物価>	スプレッド <対賃金>	
平成16(2004)年 (2009年度以降の長期の前提)		1.5%～0.8% (1.1%)	2.3%～2.1% (2.2%)	1.3%～0.8% (1.1%)	1.0%
平成21(2009)年 (2016年度以降の長期の前提)		1.1%～1.9% (1.5%)	2.9%～3.2% (3.1%)	1.8%～1.3% (1.6%)	1.0%
平成26(2014)年 (2024年度以降の長期の前提)	ケースA～E	2.3%～1.3%	3.4%～3.0%	1.7%～1.1%	2.0%～1.2%
	ケースF～H	1.3%～0.7%	2.8%～1.7%	1.5%～1.0%	1.2%～0.5%
令和元(2019)年 (2029年度以降の長期の前提)	ケースⅠ～Ⅲ	1.6%～1.1%	3.0%～2.8%	1.7%～1.4%	2.0%～1.2%
	ケースⅣ～Ⅵ	1.0%～0.4%	2.1%～0.8%	1.2%～0.4%	1.1%～0.5%

(注) 平成16年財政再計算、平成21年財政検証の()内は標準的なケース

(2) これまでの財政検証の経済前提と実績の比較及び乖離の分析

公的年金は収入、支出ともに長期的には賃金上昇率に従って変動する仕組みであり、年金財政に大きな影響を与えるものは収入・支出の中で賃金上昇に連動しない部分である。具体的には、賃金上昇率と物価上昇率の差である「実質賃金上昇率」と「実質的な運用利回り（スプレッド）」が年金財政に影響を与えることとなる。

この2つの要素について、これまでの財政検証における長期の経済前提と実績（平成13(2001)～令和4(2022)年度平均）を比較すると、実質賃金上昇率の前提は実績より高く、実質的な運用利回り（スプレッド）の前提は実績より低くなっている。一方、実質賃金上昇率の設定の基礎となる全要素生産性（TFP）上昇率や労働生産性上昇率の実績は、概ね前提の範囲内であるものの、前提の範囲の中では低めとなっていた。

第3-4-6表 経済要素の前提と実績

	実質賃金上昇率	実質的な運用利回り（対賃金）	全要素生産性（TFP）上昇率	労働生産性上昇率
平成16年財政再計算	0.8～1.5% [1.1%]	0.8～1.3% [1.1%]	0.4～1.0% [0.7%]	0.8～1.6% [1.1%]
平成21年財政検証	1.1～1.9% [1.5%]	1.3～1.8% [1.6%]	0.7～1.3% [1.0%]	1.1～2.1% [1.6%]
平成26年財政検証	0.7～2.3% [1.3%]	1.0～1.7% [1.7%]	0.5～1.8% [1.0%]	0.7～2.5% [1.4%]
令和元年財政検証	0.4～1.6% [1.1%]	0.4～1.7% [1.7%]	0.3～1.3% [0.9%]	0.5～2.0% [1.4%]
実績 (2001～2022年度平均)	▲0.3%	3.7%	0.7%	0.9%

注1：前提は長期のもの。[]内は、平成16年財政再計算は基準ケース、平成21年財政検証は経済中位ケース、平成26年財政検証はケースE、令和元年財政検証はケースⅢ。

注2：実質賃金上昇率の実績は、性・年齢構成の変動による影響を控除した標準報酬（共済分含む）上昇率であり、年金改定率の算出のもととなるもの。

注3：実質的な運用利回りの実績は、厚生年金（一元化後の共済管理分を含む）と国民年金を合わせた年金積立金全体の実績（令和4年度 厚生年金保険法第79条の9第1項に基づく積立金の管理及び運用の状況に関する報告書（厚生労働省、財務省、総務省、文部科学省））。

注4：全要素生産性上昇率の実績は、2023年10～12月期四半期別GDP速報（1次速報値）の四半期データから平均を算出している。

注5：労働生産性上昇率について、平成16年財政再計算時のものは実質賃金上昇率を、それ以外は労働時間当たり実質経済成長率（対物価）としている。
実績は、OECD.stat（令和6年3月時点）から作成。

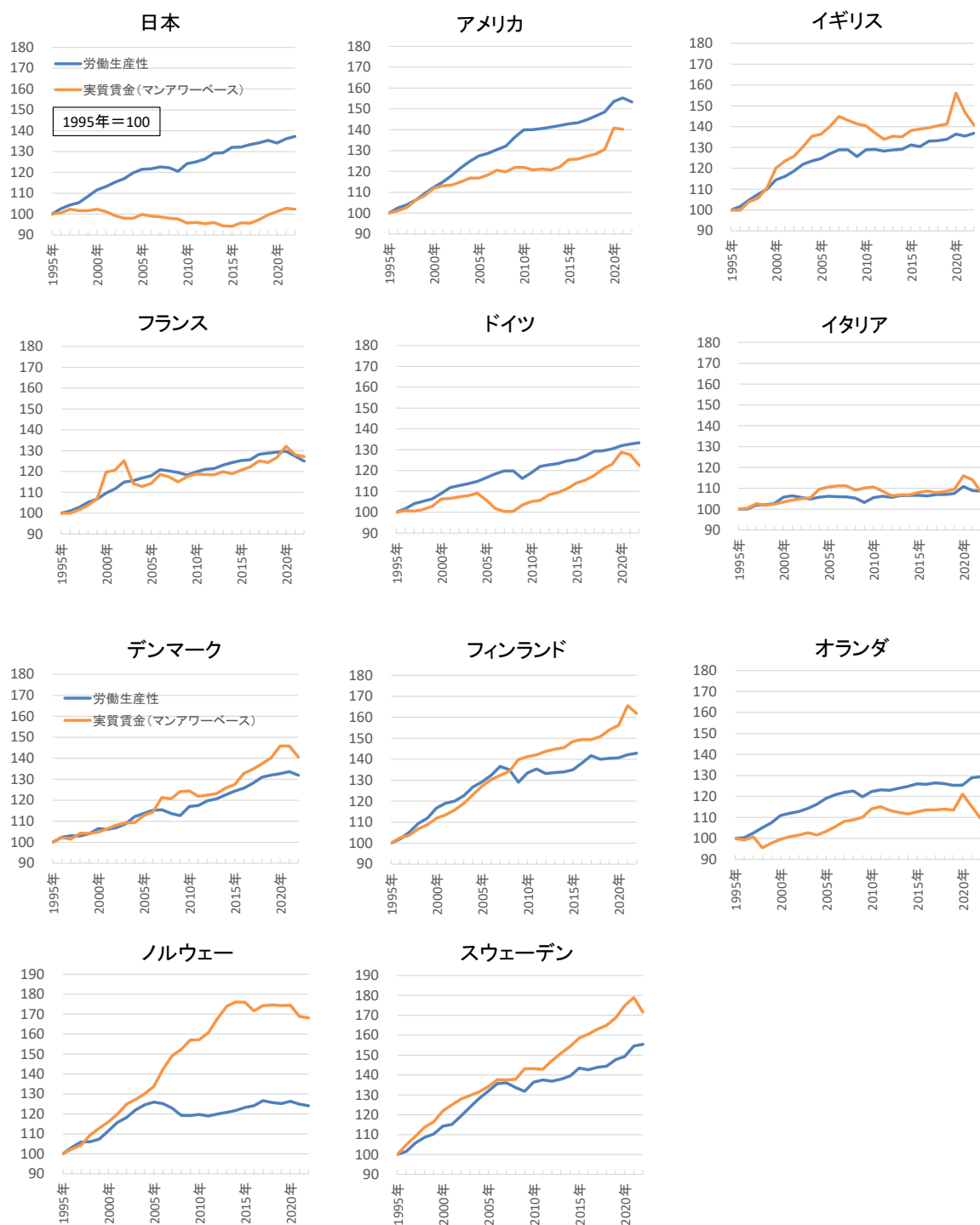
実績と前提の乖離について、実質賃金上昇率は、労働生産性の向上に伴い実質賃金も上昇する仮定を置いているが、バブル崩壊後、労働生産性は向上する一方で実質賃金上昇率は概ね横ばいで推移し、実績が前提を下回る一因となっていた。

労働生産性向上と実質賃金の関係について調べると、日本以外の先進諸国においては労働生産性向上に伴い実質賃金も上昇しているが、日本の労働生産性向上と実質賃金の関係は、これらの国と異なる状況にあることが確認され、また、先進諸国について実質賃金の伸びの要因分解を行ったところ、多くの国で労働生産性向上が大きく寄与していることが確認された（第3-4-7図、第3-4-8図）。

一方で、実質的な運用利回り（スプレッド）については、実質賃金上昇率の低迷が、実質的な運用利回り（スプレッド）の上昇に寄与し、実績が前提を上回る一因となっている。さらに、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「GPIF」という。）における国内の投資対象となる法人企業において、人件費が横ばいで推移する中で、純利益や純資産が増加したことも一因と考えられた（第3-4-9図、第3-4-10図）。

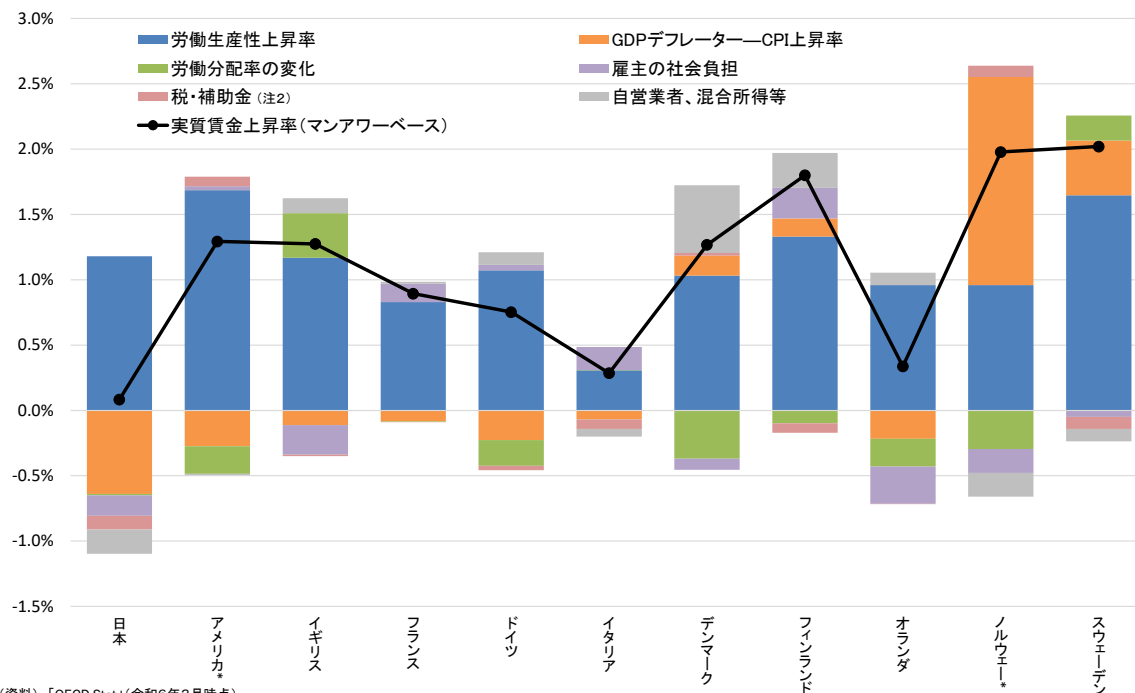
また、GPIFと同様に国内外の市場運用を行っている諸外国の年金基金等の長期の運用実績をみると、過去の財政検証の前提を概ね上回っていることが確認され、実質賃金の上昇が見られる先進諸国の年金基金においても、これまでの財政検証の前提を上回っていることが確認された（第3-4-11図）。

第3-4-7図 労働生産性と実質賃金の推移の国際比較



(資料)「OECD.Stat(令和6年3月時点)」を用いて年金局数理課にて作成。
 (注1) 賃金(マンアワーベース)については、賃金・俸給を雇用者数及び雇用者1人当たり平均労働時間で除することにより算出している。
 (注2) 日本の雇用者数はOECDのデータからは取得できないため、内閣府の国民経済計算の公表値で代替している。
 (注3) アメリカの2022年の労働生産性及び実質賃金(マンアワーベース)について、OECDのデータから取得できないため、2021年までとしている。

第3-4-8図 実質賃金（マンアワーベース）の伸びの要因分解 （1995～2022年の28年平均）



（資料）「OECD.Stat」（令和6年3月時点）

（注1）日本については、雇用者数及び2022年の営業余剰（総）はOECDのデータからは取得できないため、内閣府の公表値で代替している。

また、アメリカ、ノルウェーについては、2022年のデータの一部がOECDのデータからは取得できないため、1995～2021年までの要因分解を行っている。

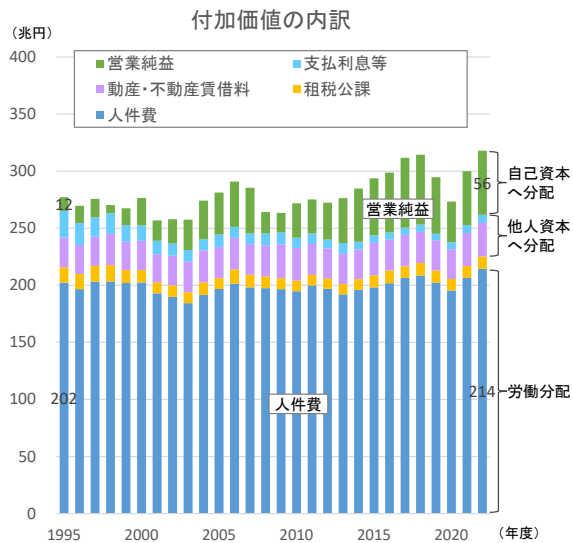
（注2）税・補助金とは、「生産・輸入品に課される税－補助金」のことである。

（参考）実質賃金上昇率の要因分解

$$\begin{aligned}
 \text{実質賃金（マンアワーベース）} &= \frac{\text{名目賃金（マンアワーベース）}}{\text{CPI}} \\
 &= \underbrace{\frac{\text{実質GDP}}{\text{総労働時間（就業者）}}}_{\text{労働生産性}} \times \underbrace{\frac{\text{GDPデフレーター}}{\text{CPI}}}_{\text{デフレーターとCPIの差}} \times \underbrace{\frac{\text{名目賃金（マンアワーベース）} \times \text{総労働時間（雇用者）}}{\text{名目GDP}}}_{(*)} \times \frac{\text{総労働時間（就業者）}}{\text{総労働時間（雇用者）}} \\
 \text{ここで、} (*) &\text{について、} \\
 \frac{\text{名目賃金（マンアワーベース）} \times \text{総労働時間（雇用者）}}{\text{名目GDP}} &= \frac{(\text{賃金・俸給})}{\text{名目GDP}} \times \frac{\text{総労働時間（就業者）}}{\text{総労働時間（雇用者）}} \\
 &= \frac{\text{雇用者報酬}}{\text{雇用者報酬} + \text{営業余剰（総）}} \times \frac{\text{賃金・俸給}}{\text{雇用者報酬}} \times \frac{\text{雇用者報酬} + \text{営業余剰（総）}}{\text{総労働時間（雇用者）}} \times \frac{\text{総労働時間（就業者）}}{\text{名目GDP}} \\
 &= \frac{\text{雇用者報酬}}{\text{雇用者報酬} + \text{営業余剰（総）}} \times \frac{\text{賃金・俸給}}{\text{雇用者報酬}} \times \frac{\text{時間当たり間接税補助金除く付加価値（就業者）}}{\text{時間当たり付加価値（就業者）}} \times \frac{\text{時間当たり付加価値（雇用者）}}{\text{時間当たり間接税補助金除く付加価値（就業者）}} \\
 &= \underbrace{\frac{\text{雇用者報酬}}{\text{雇用者報酬} + \text{営業余剰（総）}}}_{\text{労働分配率}} \times \underbrace{\frac{\text{賃金・俸給}}{\text{雇用者報酬}}}_{\text{雇主の社会負担}} \times \underbrace{\frac{\text{時間当たり間接税補助金除く付加価値（就業者）}}{\text{時間当たり付加価値（就業者）}}}_{\text{生産・輸入品に課される税－補助金}} \times \underbrace{\frac{\text{時間当たり付加価値（雇用者）}}{\text{時間当たり間接税補助金除く付加価値（就業者）}}}_{\text{自営業・混合所得等}}
 \end{aligned}$$

第3-4-9図 法人企業の収益等の推移

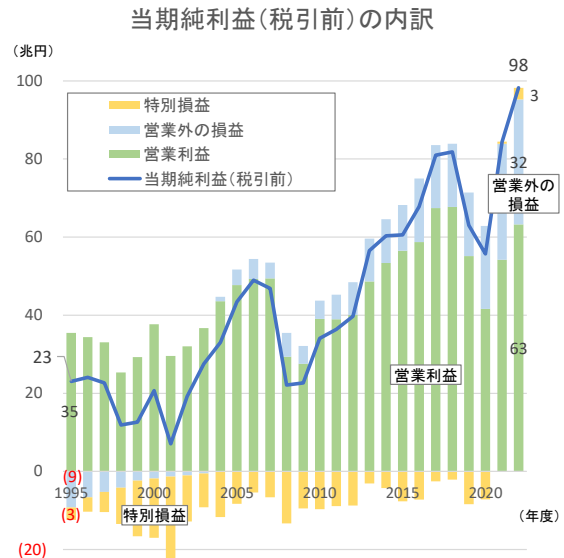
○ 人件費が横ばいで推移する一方、自己資本への分配に相当する営業純益は大きく増加



付加価値 = 人件費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課 + 営業純益
 営業純益 = 営業利益 - 支払利息等

【資料】「法人企業統計調査」(財務省) (全産業(金融業、保険業を除く))

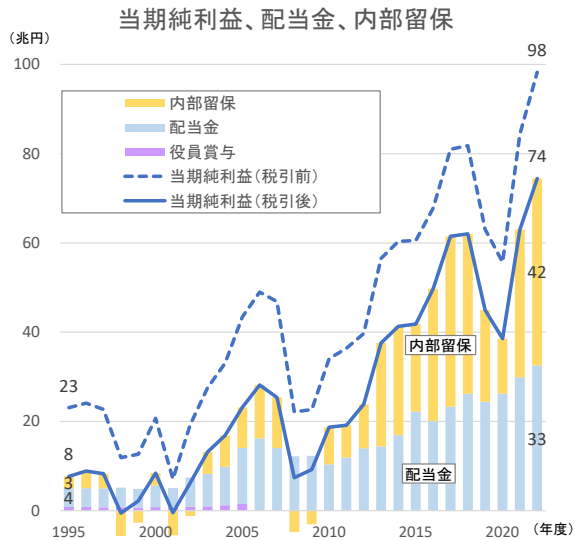
○ 営業利益の増加に加え、営業外の損益や特別損益がプラスに寄与し、当期純利益（税引前）が大きく増加



当期純利益(税引前) = 営業利益 + 営業外の損益 + 特別損益
 営業外の損益 = 営業外収益 - 営業外費用

第3-4-10図 法人企業の純利益、純資産等の推移

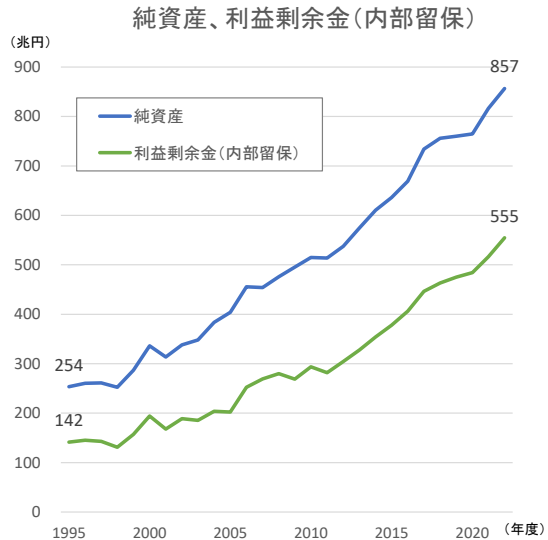
○ 当期純利益（税引後）の増加に伴い、配当金、内部留保が大きく増加



当期純利益(税引後) = 当期純利益(税引前) - 法人税・住民税等
 内部留保 = 当期純利益(税引後) - 配当金 - 役員賞与(※)
 ※ 役員賞与は2006年度調査以前では利益処分項目であったが、以降は費用項目となったため当期純利益に含まれない。

【資料】「法人企業統計調査」(財務省) (全産業(金融業、保険業を除く))

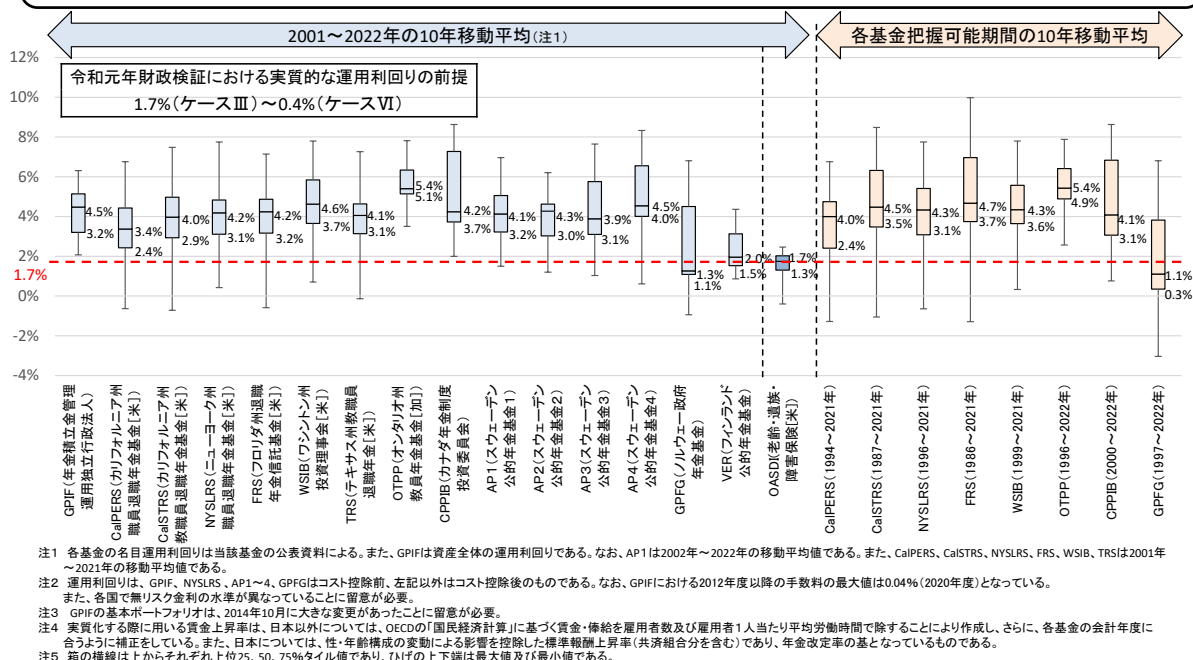
○ 純資産、及びその内訳である利益剰余金（内部留保）が大きく増加



純資産 = 総資産 - 負債
 ※ 利益剰余金は、貸借対照表の純資産の部に計上。いわゆる(ストックの)内部留保の金額として広く用いられる。

第3-4-11 図 実質的な運用利回り(対賃金) 10年移動平均(2001~2022年)

- 国内外の市場運用を行っている年金基金等の実質的な運用利回り(10年移動平均)をみると、令和元年財政検証における長期の前提(1.7~0.4%)を概ね上回っている。
- GPIFは、他の年金基金等よりもリスク性資産の保有比率が比較的小さいため、変動幅が小さくなっている。



3. 経済前提の設定の基本的考え方

財政検証に用いる経済前提は客観性、透明性の確保が必要であることから、経済、金融の専門家により構成された年金財政における経済前提に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）を社会保障審議会年金部会に設置し、専門的・技術的な検討結果である「令和6年財政検証の経済前提について（検討結果の報告）」(令和6(2024)年4月12日)に基づき設定されている。これは、平成16(2004)年以後の財政再計算、財政検証と同様である。

今回の経済前提は、専門委員会における検討の結果、足下の10年間（令和15(2033)年度まで）は内閣府が作成した「中長期の経済財政に関する試算」（令和6(2024)年1月22日経済財政諮問会議提出、以下「中長期試算」という。）に準拠して設定され、令和16(2034)年度以降の長期的な経済前提は、内閣府の「2060年度までのマクロ経済・財政・社会保障の試算」（令和6(2024)年4月2日経済財政諮問会議提出、以下「長期推計」という。）で示されたシナリオも考慮しつつ、将来、日本経済の潜在成長率の見通しや労働力人口の見通し等を踏まえてマクロ経済の観点から整合性のとれた推計に基づいて設定されている。

また、検討結果の報告においては、基本的な考え方として、

- ・ 財政検証の結果は、人口や経済を含めた将来の状況を正確に見通す予測（forecast）というよりも、人口や経済等に関して現時点で得られるデータを一定のシナリオに基づき将来の年金財政へ投影（projection）するものという性格に留意が必要であり、この性格を踏まえると、財政検証の将来見通しは、一定のシナリオを基に長期の平均的な姿を描いたものであること
- ・ 経済前提は、長期的に妥当と考えられる複数のシナリオを幅広く想定した上で、長期の平均的な姿として複数ケースの前提を設定すべきものであり、また、財政検証の結果についても幅を持って解釈する必要があること
- ・ 長期の経済前提を設定するに当たっては、財政検証が概ね 100 年にわたる超長期の推計であることを踏まえ、足下の一時的な変動にとらわれず超長期の視点に立ち妥当と考えられる範囲において設定する必要があること

と整理されており、これらの基本的考え方に基づき、令和 6（2024）年財政検証に用いる経済前提は、将来の不確実性を視野に入れて幅広く 4 ケースの前提が設定されている。

4. 長期の設定に用いるマクロ経済に関する試算の枠組み

（1）マクロ経済に関する試算の枠組み（経済モデルの建て方）

これまでの財政検証において用いられてきたマクロ経済に関する試算に基づく設定方法は、諸外国における経済前提の設定方法と比べても工夫されたものとなっていること、また、スタンダードな成長会計のモデルとして他に代わるものがないとの議論もあったことから、今回の財政検証に用いる経済前提においても基本的にはこれまでと同様の手法を用いることとされた。

マクロ経済に関する試算とは具体的には、成長経済学の分野で長期間における一国経済の成長の見込み等について推計を行う際に用いられる標準的な生産関数であるコブ・ダグラス型生産関数に基づいて経済成長率等の推計を行うものである。

コブ・ダグラス型生産関数とは、GDP の資本と労働に対する分配率が一定という仮定の下で、GDP を資本と労働の関数として表すものである。コブ・ダグラス型生産関数の下では、経済成長率（実質 GDP 成長率）は、「資本成長による寄与（資本成長率×資本分配率）」、「労働増加による寄与（労働増加率×労働分配率）」、「生産技術等の進歩による寄与（全要素生産性（TFP）上昇率）」の合計で定義されている。

経済成長率（実質 GDP 成長率）

$$\begin{aligned} &= \text{資本成長率} \times \text{資本分配率} \quad (\text{資本成長による寄与}) \\ &+ \text{労働増加率} \times \text{労働分配率} \quad (\text{労働増加による寄与}) \\ &+ \text{全要素生産性 (TFP) 上昇率} \quad (\text{生産技術等の進歩による寄与}) \end{aligned}$$

ここで、労働単位を総労働時間と捉え、労働増加率を総労働時間の変化率と考えると、労働時間当たりの実質 GDP 成長率（労働生産性上昇率）は、実質 GDP 成長率から労働増加率を差し引いたものであることから、以下の式で表される。

労働時間当たり実質 GDP 成長率（労働生産性上昇率）

$$\begin{aligned} &= \text{実質 GDP 成長率} - \text{労働増加率} \\ &= (\text{資本成長率} - \text{労働増加率}) \times \text{資本分配率} + \text{全要素生産性上昇率} \\ &= \text{労働時間当たり資本成長率} \times \text{資本分配率} + \text{全要素生産性上昇率} \end{aligned}$$

（注）労働分配率 - 1 = - 資本分配率

資本成長率 - 労働増加率 = 労働時間あたり資本成長率

また、資本成長率は、総投資率と資本減耗率を用いて、以下のように表される。

$$\text{資本成長率} = \text{総投資率} \times \text{GDP} / \text{資本ストック} - \text{資本減耗率}$$

さらに、日本経済の利潤率は資本分配率と資本減耗率を用いて、以下のように表される。なお、GDP のうち、補助金を除く生産・輸入品に課される税分は、資本や労働への報酬といった分配に寄与しないため、利潤率の計算においては控除している。

$$\begin{aligned} \text{利潤率} &= \text{資本分配率} \times \text{GDP} / \text{資本ストック} - \text{資本減耗率} \\ &= \text{資本分配率} / \text{資本ストックの GDP 比} - \text{資本減耗率} \end{aligned}$$

※ GDP は生産・輸入品に課される税 - 補助金を控除したもの

これらの式を用いると、a. 全要素生産性上昇率、b. 資本分配率、c. 資本減耗率、d. 総投資率の4つのパラメータを設定すれば、マクロ経済の観点から整合性のとれた

ア 労働時間当たり実質 GDP 成長率

イ 利潤率

の値を推計できる。

（２）実質賃金上昇率の設定の枠組み

実質賃金上昇率の設定における基本的考え方は、長期的にみると労働時間当たりの賃金は、労働生産性の上昇（労働時間当たり実質 GDP 成長率）に伴い上昇するというものである。

ただし、財政検証に用いる実質賃金上昇率は、消費者物価指数により実質化されたものであるが、マクロ経済に関する試算で計算される GDP は GDP デフレーターにより実質化されているため、実質化に用いるデフレーターに違いがある。このため、前回と同様に今回の財政検証に用いる経済前提においては、この違いが考慮されている。また、財政検証に用いる実質賃金上昇率は、労働時間当たりでなく厚生年金の被保険者 1 人当たりの実質賃金上昇率であることから、厚生年金被保険者の平均労働時間の変化も考慮されており、実質賃金上昇率は以下のように設定されている。

$$\begin{aligned} & \text{労働時間当たり実質賃金上昇率} \\ &= \text{労働時間当たり実質 GDP 成長率} \\ & \quad + (\text{GDP デフレーター上昇率} - \text{CPI 上昇率}) \\ \\ & \text{実質賃金上昇率（被保険者 1 人当たり実質賃金上昇率）} \\ &= \text{労働時間当たり実質賃金上昇率} \\ & \quad + \text{厚生年金被保険者の平均労働時間の変化率} \end{aligned}$$

（３）実質運用利回り及びスプレッド（実質的な運用利回り）の設定の枠組み

運用利回りについて、年金財政において重要な要素は、賃金上昇率を上回る部分に相当するスプレッド（実質的な運用利回り＜対賃金＞）であるが、マクロ経済に関する試算は物価（GDP デフレーター）により実質化された国民経済計算の数値を基礎に計算されていることから、設定の手順としては、まず実質運用利回り＜対物価＞を設定し、スプレッドは実質運用利回りから実質賃金上昇率を控除することにより算出されている。

今回の財政検証において、実質運用利回りの設定方法は、年金積立金の市場運用を行っている GPIF の運用実績を基に設定することとされた。

前回の令和元(2019)年財政検証から GPIF の運用実績を基に設定する方法が取られたが、前回は足下 10 年間の運用利回りの設定については、将来の実質長期金利の長期的な平均値を推計したうえで、内外の株式等による分散投資効果を上積みするという考え方で設定し、また、経済が最も悪いケース VI の長期の運用利回りの設定では、低金利が長期化していた当時の現状を踏まえ、平成 31(2019)年 1 月 31 日時点のイールドカーブを基に設定していた。

しかし、

- ・ 近年、長期金利は中央銀行の政策の影響も大きく受けるなど、マクロ経済に関する試算の中での位置づけがわかりにくくなっていること
- ・ 年金積立金の市場運用を開始した平成 13(2001)年度から 20 年以上が経過し、GPIF の運用実績（平成 17(2005)年度以前は年金資金運用基金の運用実績。以下同様。）を活用する環境が整ったこと

から、将来の運用利回りの設定に当たっては、令和 15(2033)年度までの足下 10 年間、長期の令和 16(2034)年度以降の全ての経済ケースにおいて、GPIF の運用実績を基に設定することが適当とされた。

ただし、GPIF の運用実績を活用するに当たっては、前回の整理同様に、

- ・ 単に過去の実績をそのまま利用するのではなく、経済モデルによるフォワードルッキングな視点も導入し、経済モデルから設定される経済前提と整合的に設定すべきであること
- ・ 運用収益の源泉は資本に分配される利潤であり、運用収益と利潤は深い関係があると考えられること

等を踏まえ、債券・株式を含めた将来の運用利回りを利潤率から推計する方法が採用されている。

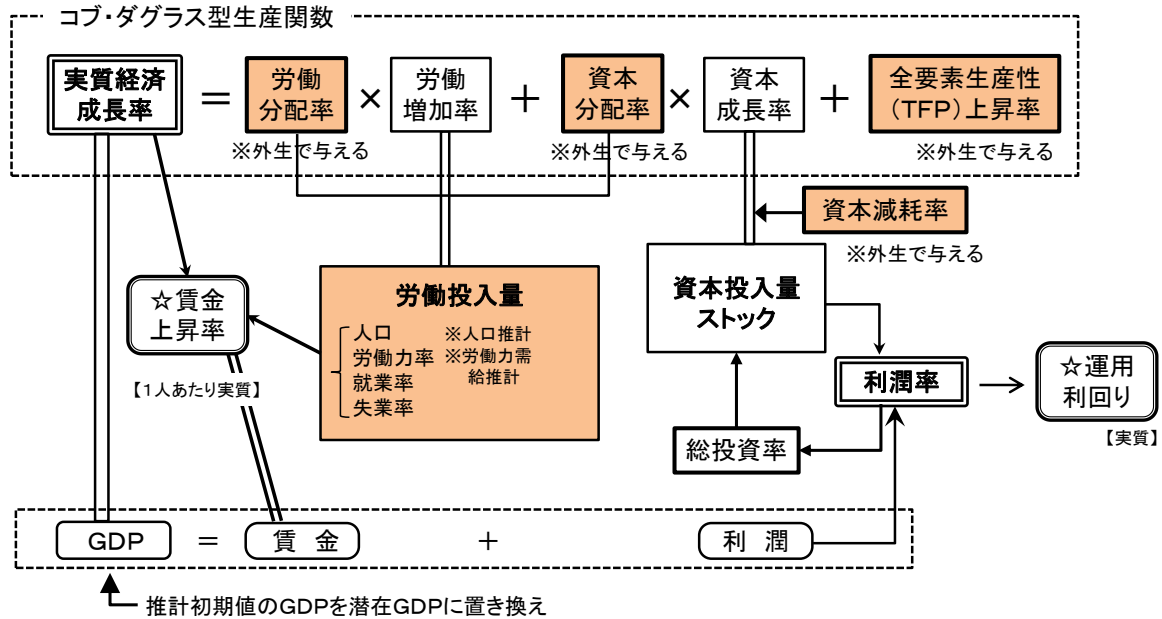
具体的には、実質運用利回りは、次式のとおり、GPIF の実質運用利回りの実績を基礎に、経済モデルから推計される利潤率の変化率を乗じて推計し設定されている。

実質運用利回り（対物価（CPI 上昇率））

$$= \text{GPIF 実質運用利回り（対物価（CPI 上昇率））の実績} \\ \times \text{将来の利潤率の推計値} \div \text{利潤率の実績}$$

※ 利潤率の実績は平成 13(2001)～令和 4(2022)年度までの実績平均（4.8%）であり、将来の利潤率は令和 15(2033)年度までの足下 10 年間は、中長期試算の推計期間（令和 6(2024)～令和 15(2033)年度）の平均、令和 16(2034)年度以降は、経済モデルの適用期間 20 年間（令和 16(2034)～令和 35(2053)年度）、25 年間（令和 16(2034)～令和 40(2058)年度）、30 年間（令和 16(2034)～令和 45(2063)年度）の各期間の平均からシナリオ毎に設定。

第3-4-12図 長期の経済前提の設定に用いる経済モデル
(概念図・フローチャート)



※ 経済モデルは実質ベースで推計され、物価上昇率を外生で与えて名目値が計算される。

第3-4-13図 長期の設定に用いるマクロ経済に関する推計の枠組み

過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在成長率の見通しや労働力人口の見通し等を反映した、マクロ経済に関する試算に基づいて設定。
マクロ経済に関する試算とは具体的には、成長経済学の分野で20～30年の長期の期間における一国経済の成長の見込み等について推計を行う際に用いられる新古典派経済学の標準的な生産関数であるコブ・ダグラス型生産関数に基づいて経済成長率等の推計を行うものである。

《コブ・ダグラス型生産関数》

経済成長率(実質GDP成長率)

$$= \text{全要素生産性(TFP)上昇率} + \text{資本成長率} \times \text{資本分配率} + \text{労働増加率} \times \text{労働分配率}$$

労働生産性上昇率 (単位労働時間当たり実質GDP成長率)

$$= \text{実質GDP成長率} - \text{労働増加率}$$

$$= \text{全要素生産性上昇率} + (\text{資本成長率} - \text{労働増加率}) \times \text{資本分配率}$$

資本成長率 = 総投資率※1 × GDP / 資本ストック - 資本減耗率

※1 前年度の利潤率の回帰式に基づき設定

利潤率 = 資本分配率 × (GDP - (生産・輸入品に課される税 - 補助金)) / 資本ストック - 資本減耗率

実質賃金上昇率 (被保険者1人あたり賃金、対CPI) (注)

$$= \text{労働生産性上昇率} + (\text{GDPデフレーター上昇率} - \text{CPI上昇率}) + \text{被保険者の平均労働時間の変化率}$$

(注) 経済前提における賃金上昇率は、性・年齢・適用区分(一般適用、短時間適用)の構成割合の変化の影響を除去したベースアップに相当するものとして設定しており、これらの構成割合の変化による賃金への影響については別途織り込んでいる。

実質運用利回り(対CPI) = GPIFの実質運用利回り(対CPI)の実績 × 将来の利潤率 / 過去の平均利潤率

※2 GPIFの運用利回りの実績については、10年間の移動平均の変動の幅を踏まえて保守的に設定

(4) 実質 GDP 成長率と潜在成長率

コブ・ダグラス型生産関数による経済成長率等の推計は供給側からのアプローチによるモデルとなっている。しかし、実際の実質 GDP は、供給力だけで決定されるものでなく需要側の影響を受け、景気の循環等により雇用や資本の稼働率が調整され、供給力と差（GDP ギャップ）が生じることとなる。

供給力を示す潜在 GDP の実績については、内閣府において、経済の過去のトレンドからみて平均的な水準で生産要素を投入した時に実現可能な GDP と定義し、コブ・ダグラス型生産関数を用いて推計されている。また、併せて実質 GDP と潜在 GDP の乖離率を示す GDP ギャップ、潜在成長率（潜在 GDP の伸び率）、潜在成長率の構成要素として全要素生産性（TFP）上昇率等が内閣府により推計し公表されている。

$$\begin{aligned}\text{GDP ギャップ} &= (\text{実際の GDP} - \text{潜在 GDP}) / \text{潜在 GDP} \\ \text{潜在成長率 (潜在 GDP の伸び率)} \\ &= \text{全要素生産性 (TFP) 上昇率} \\ &\quad + \text{労働投入量の寄与} + \text{資本投入量の寄与}\end{aligned}$$

専門委員会のマクロ経済に関する試算においては、幅広い4ケースを設定しているが、それぞれのケースの軸となる全要素生産性（TFP）上昇率のパラメータ設定に当たっては内閣府の公表値が参照されている。また、シミュレーションの足下の GDP は、GDP ギャップを考慮した潜在 GDP が用いられている。

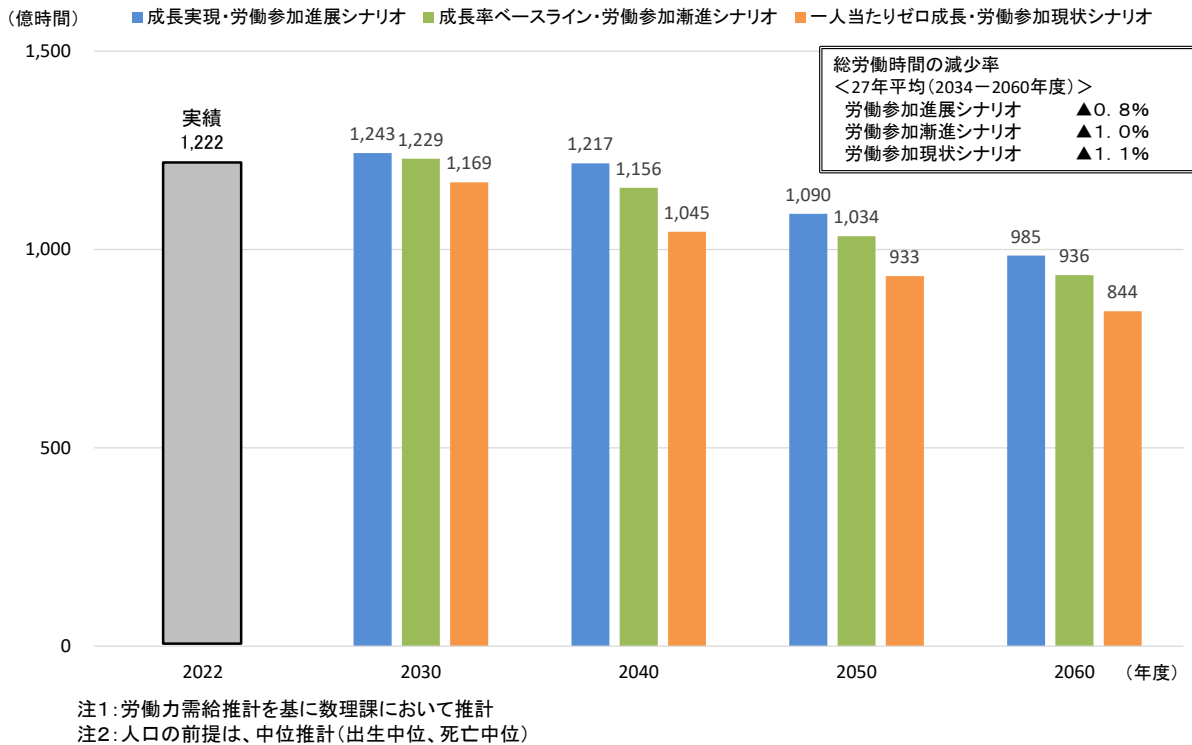
マクロ経済に関する試算においては、供給側からのアプローチによるモデルを用いており、潜在 GDP を初期値とし、全要素生産性（TFP）上昇率等のパラメータ設定は長期の平均的な水準やトレンドにより設定されている。このため、推計結果は景気循環による需要の変動を均した平均的な稼働率を前提とした供給力（潜在 GDP）の成長を推計したものと理解できる。

5. パラメータの設定

(1) 労働投入量の設定

専門委員会のマクロ経済に関する試算では、労働投入について、労働力人口という人数の要素だけではなく、短時間雇用者の増加や1人あたり平均労働時間の変化を織り込んだ延べ労働時間が労働投入量として用いられている。すなわち、労働力人口といったマンベースではなく、総労働時間というマンアワーベースが平成21(2009)年財政検証から採用されている。

第 3－4－14 図 総労働時間（マンアワー）の推移



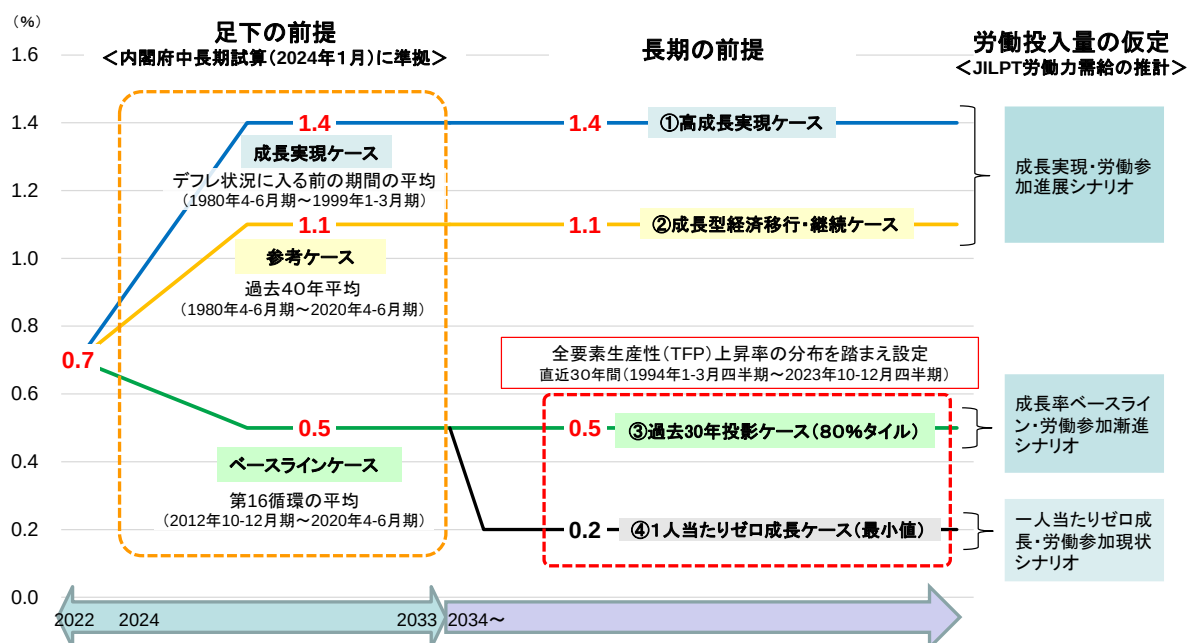
今回も基本的に同様の手法を採ることとされ、マンアワーベースの労働投入量の推計値が設定された。具体的な推計については、将来推計人口や労働力需給の推計を基軸としており、厚生年金被保険者数の推計とも密接な関係にあることから、これらはまとめて次節（第3章第5節）で取り上げることとする。総労働時間の推移は第3－4－14図のとおりとなっており、男女計で令和4(2022)年度には1,222億時間程度であるものが、人口の減少に伴い、令和42(2060)年度には労働市場への参加が進む「成長実現・労働参加進展シナリオ」で985億時間程度、労働市場への参加が一定程度進む「成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ」で936億時間程度、労働市場への参加が進まない「一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ」で844億時間程度との見通しとなっている。

(2) 全要素生産性(TFP)上昇率を基礎とした複数ケースの設定

長期的な経済状況を見通す上で重要な要素である全要素生産性(TFP)上昇率(技術進歩等)は、将来の不確実性が大きいと考えられることから幅広い4ケースが設定されており、経済前提の設定の軸となっている。設定に当たっては中長期試算や長期推計の前提との整合性も考慮し、過去30年の実績の分布等を踏まえ設定され、前回と比べ幅広い経済の姿を想定している。

第3-4-15図 経済前提の設定の基本的考え方

- 内閣府より2060年までの長期推計が公表されたことを踏まえ、長期推計で示された3ケースに相当する「①高成長実現ケース」、「②成長型経済移行・継続ケース」、「③過去30年投影ケース」に加え、最も低い経済成長を仮定するケースとして労働力需給推計の労働参加現状シナリオに相当する「④1人当たりゼロ成長ケース」の4ケースを設定する。
- 前回の6ケースから4ケースに簡素化。さらに上記のとおりケースに名称を付け、シナリオの意味を分かりやすく明確化した。なお、4ケースに簡素化した但、ケース設定の基軸となる全要素生産性(TFP)上昇率は前回よりも幅広く設定し、前回より幅広い将来の経済の姿を想定。



具体的には、中長期試算の対象期間である令和15(2033)年度までは令和6(2024)年1月の中長期試算に準拠した設定とし、足下の全要素生産性(TFP)上昇率0.7%から、成長実現ケースではデフレ状況前の期間(1980年4-6月四半期~1999年1-3月四半期)の平均1.4%まで、参考ケースでは過去40年(1980年4-6月四半期~2020年4-6月四半期)の平均1.1%まで、ベースラインケースでは直近の景気循環(2012年10-12月四半期~2020年4-6月四半期)の平均0.5%まで推移する設定としている(第3-4-16表)。

第3-4-16表 中長期試算における全要素生産性(TFP)上昇率の前提

成長実現ケース	ベースラインケース	参考ケース
日本経済がデフレ状況に入る前の期間(1980年4-6月期~1999年1-3月期)の平均である1.4%に到達。	近年の動向を踏まえ、直近の景気循環(2012年10-12月期~2020年4-6月期(第16循環))の平均0.5%程度で推移。	デフレ状況に入る前の期間からベースラインケースで想定する直近の景気循環までを包括した過去40年の平均*である1.1%程度を仮定。 *1980年4-6月期~2020年4-6月期のTFP上昇率の平均

(資料)「中長期の経済財政に関する試算」(令和6年1月22日公表)を元に作成。

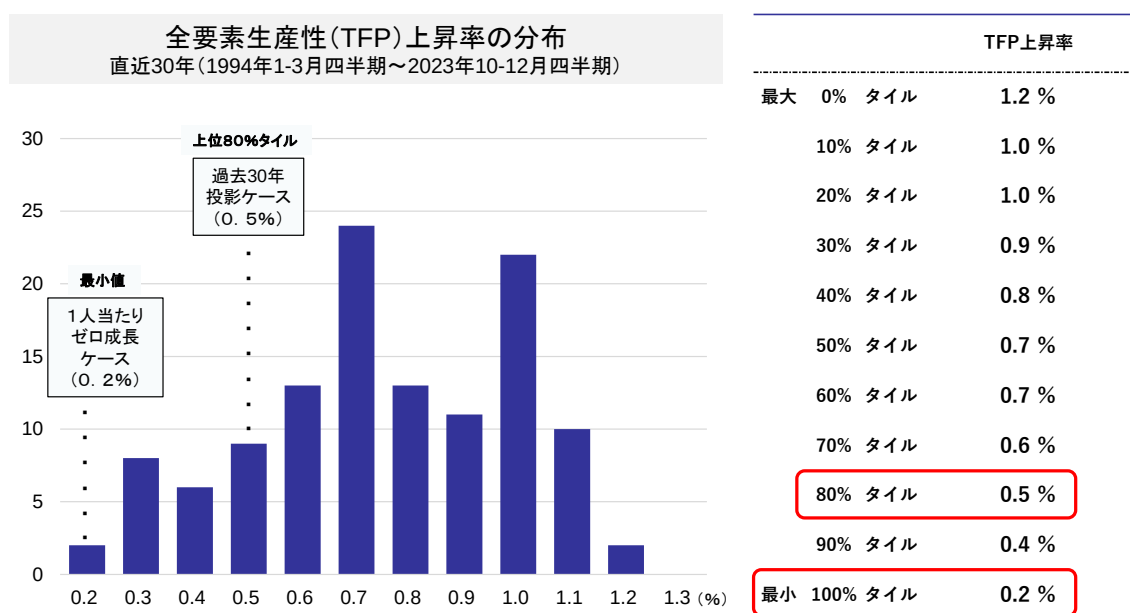
令和 16(2034)年度以降の設定については、内閣府の長期推計におけるシナリオ設定や直近 30 年間（1994 年 1-3 月四半期～2023 年 10-12 月四半期）の実績分布を参照し、以下のとおり設定している。

- ①高成長実現ケース : 1.4%（成長実現シナリオ）
- ②成長型経済移行・継続ケース : 1.1%（長期安定シナリオ）
- ③過去 30 年投影ケース : 0.5%（現状投影シナリオ、実績分布上位 80%タイル値）
- ④ 1 人当たりゼロ成長ケース : 0.2%（実績分布の最小値）

以上より、全要素生産性（TFP）上昇率の長期の仮定は 0.2%～1.4%の範囲となり前回の設定（0.3%～1.3%）より幅広いものとなっている。なお、経済前提のシナリオの名称については、専門委員会において、国民に分かりやすく伝えるという視点も重要で、設定したシナリオの意味を分かりやすく説明できるよう工夫するべきとまとめられ、その後の社会保障審議会年金部会における指摘も踏まえて設定されたものである。

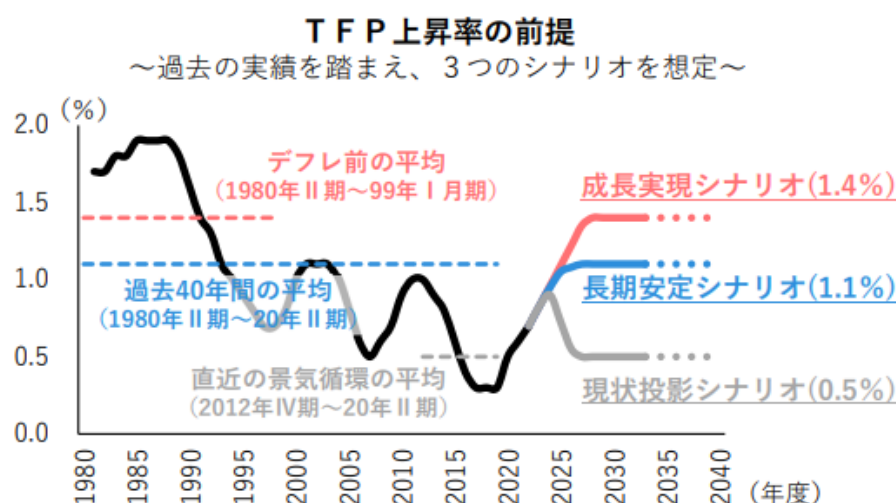
また、足下の経済前提と長期の経済前提の接続については、内閣府の長期推計との整合性も考慮し、①高成長実現ケースは、中長期試算の成長実現ケースに、②成長型経済移行・継続ケースは、中長期試算の参考ケースに、③過去 30 年投影ケースは、中長期試算のベースラインケースに接続させている。なお、年金制度独自の経済前提である④ 1 人当たりゼロ成長ケースは、中長期試算のベースラインケースに接続させることとしている（第 3－4－15 図、第 3－4－18 図）。

第 3－4－17 図 全要素生産性（TFP）上昇率の分布



（出所）内閣府「GDPギャップ、潜在成長率」2023年10－12月四半期別GDP速報（1次速報値）ベース

第3-4-18図 長期推計における全要素生産性（TFP）上昇率の前提



(資料) 令和6年第3回経済財政諮問会議 資料5 中長期的に持続可能な経済社会の検討に向けて②(内閣府)

また、労働投入量とのシナリオの組み合わせについては、長期推計や労働力需給推計との整合性を踏まえ設定している（第3-4-19表）。

具体的には、①高成長実現ケースと②成長型経済移行・継続ケースは労働力需給推計の「成長実現・労働参加進展シナリオ」を、③過去30年投影ケースは労働力需給推計の「成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ」を、④1人当たりゼロ成長ケースは労働力需給推計の「1人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ」を用いることとされた。

第3-4-19表 労働力需給推計に用いる前提

	経済の前提	労働参加の前提	将来人口の前提
成長実現・労働参加進展シナリオ	内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和6年1月22日経済財政諮問会議提出)の「成長実現ケース」に準拠	各種政策効果 ^(*) により、女性及び高齢者等の労働市場への参加が進展	「日本の将来推計人口」(令和5年4月)における「出生中位・死亡中位推計(基本推計)」
成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ	内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和6年1月22日経済財政諮問会議提出)の「ベースラインケース」に準拠	各種政策効果 ^(*) により、女性及び高齢者等の労働市場への参加が一定程度進展	
1人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ	1人当たり実質経済成長率がゼロ ※JILPT独自設定	労働参加が現状(2022年)から進まない	

(*)各種政策効果として、保育の受け皿の整備、健康寿命の延伸等による女性や高齢者の労働市場への参加、柔軟な働き方を選択する者の増加、長時間労働の抑制による平均労働時間の短縮等を見込んでいる。

(3) 資本分配率、資本減耗率の設定

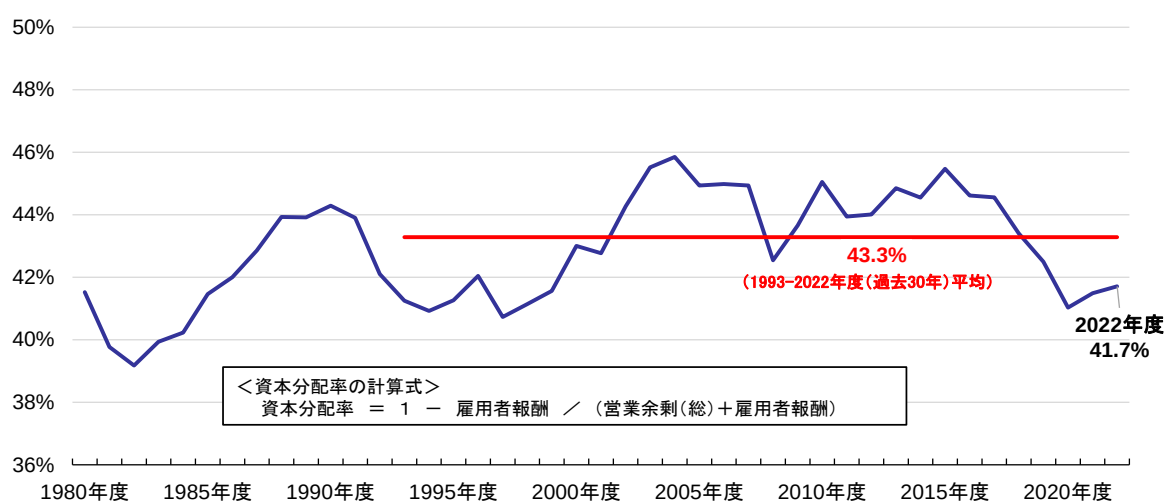
資本分配率、資本減耗率の実績は、国民経済計算をもとに次式により算出される。

資本分配率 = $1 - \text{雇用者報酬} / (\text{営業余剰(総)} + \text{雇用者報酬})$

資本減耗率 = $\text{固定資本減耗} / \text{固定資産}$

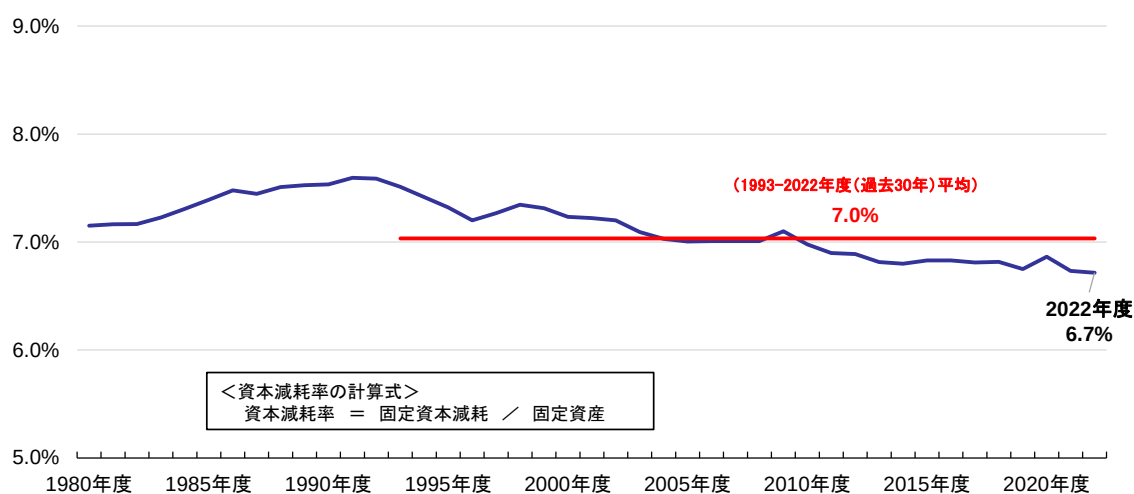
資本分配率、資本減耗率の設定については、前回財政検証ではシナリオに応じた複数の設定が行われていたが、これらのパラメータが経済前提へ与える影響は小さく、ケース毎にパラメータを使い分ける必要性が低いと考えられ、全てのケースにおいて過去30年平均の実績で設定するものとされた。具体的には、過去30年平均（1993～2022年度）により資本分配率43.3%、資本減耗率7.0%と設定している（第3-4-20図、第3-4-21図）。

第3-4-20図 資本分配率の推移と設定



(資料)「2022年度国民経済計算(2015年基準・2008SNA)」(内閣府)より作成
(注) 1993年度以前の数値は、2019年財政検証時と同様の手法で遡及推計したものに基づく。

第3-4-21図 資本減耗率の推移と設定



(資料)「2022年度国民経済計算(2015年基準・2008SNA)」(内閣府)より作成
(注) 1993年度以前の数値は、2019年財政検証時と同様の手法で遡及推計したものに基づく。

（５）総投資率の設定

総投資率と利潤率の実績は、国民経済計算をもとに次式により算出される。

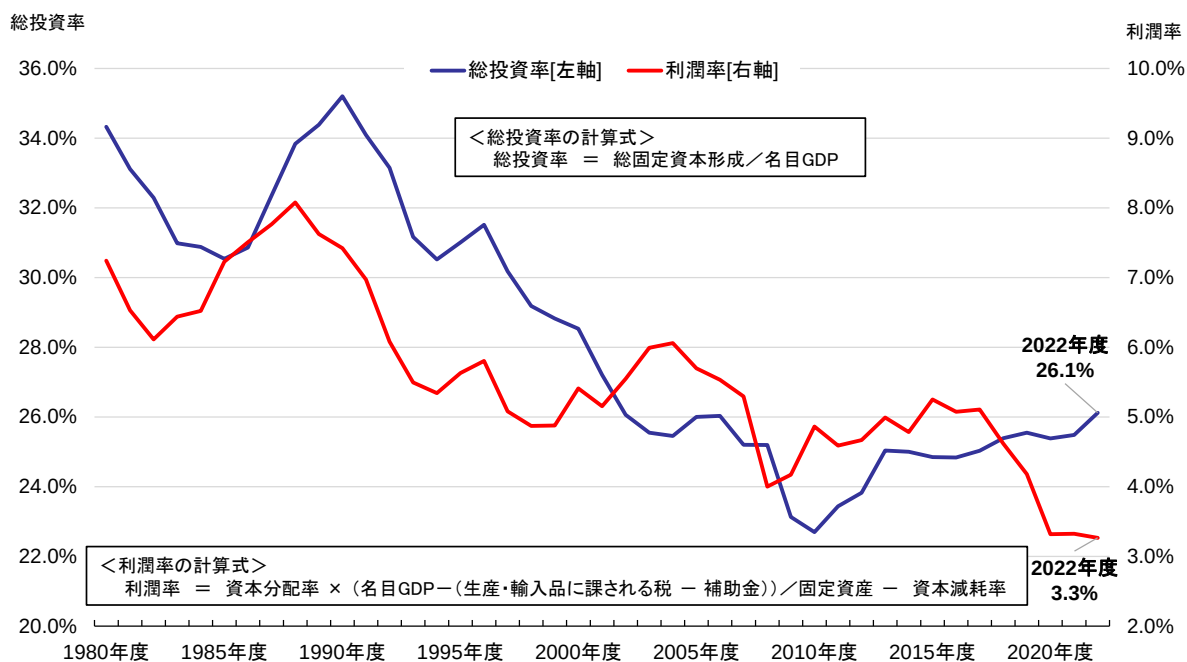
$$\text{総投資率} = \text{総固定資本形成} / \text{名目 GDP}$$

$$\text{利潤率} = \text{資本分配率} \times (\text{名目 GDP} - (\text{生産・輸入品に課される税} - \text{補助金})) / \text{固定資産} - \text{資本減耗率}$$

総投資率の設定については、前回財政検証では、長期的な低下傾向を織り込みつつ、海外経済との関係を考慮する観点から総投資と総貯蓄の差に着目したケースも設定し、幅で示すこととされた。この結果、投資が停滞する中でも利潤率が上昇し続ける見通しとなっていた。しかし、過去の総投資率や利潤率の推移を見ると、利潤率と総投資率との間にはタイムラグがありつつも、一定の相関があることが確認された（第３－４－22 図）。

このため、令和 6（2024）年財政検証では、総投資率の設定方法を見直し、利潤率を説明変数とする単回帰式により総投資率を設定することとした。なお、タイムラグの設定は分かりやすさの観点から前年度の利潤率を使用し、回帰式の設定に当たっては、様々な経済状況に当てはまるものを定めるという観点から長期間（1981～2022 年度）のデータを用いることとされた（第３－４－23 図）。

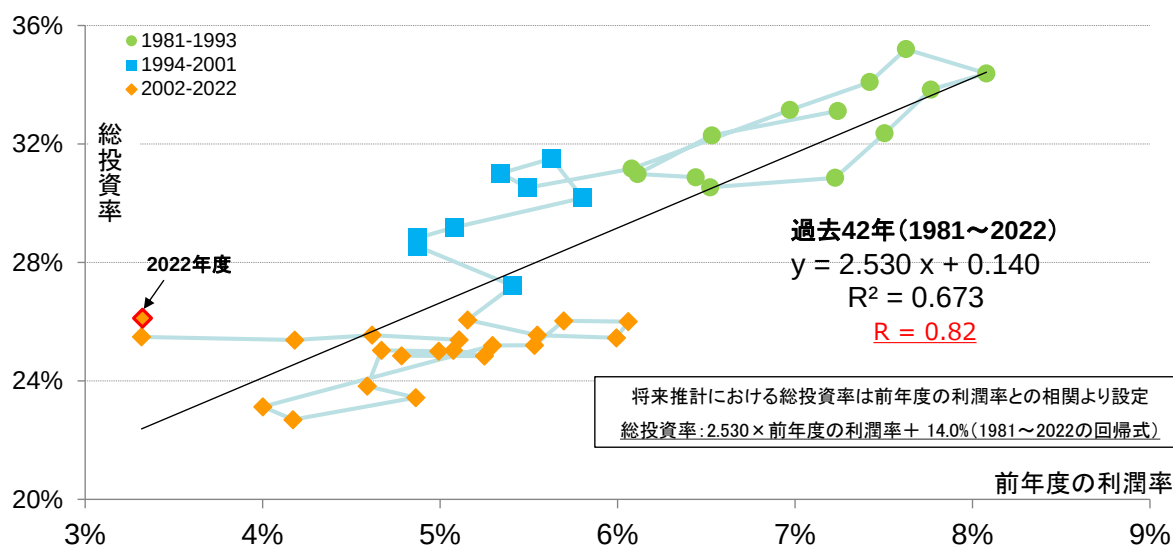
第３－４－22 図 総投資率と利潤率の推移



（資料）「2022年度国民経済計算（2015年基準・2008SNA）」（内閣府）より作成

（注）1993年度以前の数値は、2019年財政検証時と同様の手法で遡及推計したものに基づく。

第3-4-23図 総投資率と前年度利潤率の相関

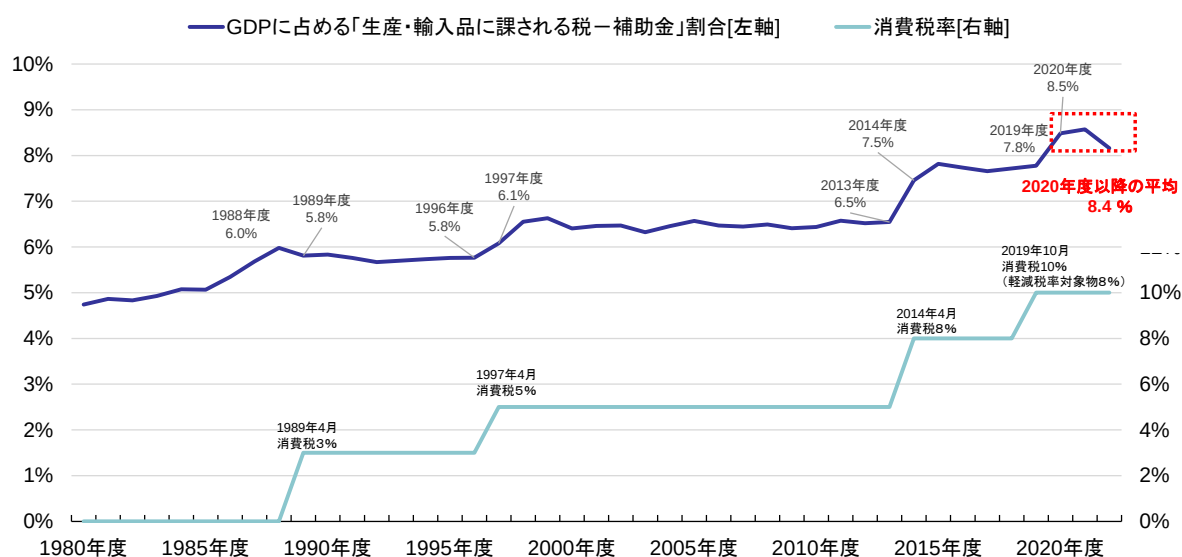


(資料)「2022年度国民経済計算(2015年基準・2008SNA)」(内閣府)より作成

(注) 1993年度以前の数値は、2019年財政検証時と同様の手法で遡及推計したものに基づく。

利潤率の計算式については、資本や労働への分配の観点を踏まえ、GDP から「生産・輸入品に課される税－補助金」を控除したものを基に設定する方が利潤率の定義に沿うものとされ見直しが行われている。この将来の「生産・輸入品に課される税－補助金」をどのように見込むかは、財政検証が予測ではなく一定のシナリオに基づく投影であることを踏まえ、足下の GDP に対する「生産・輸入品に課される税－補助金」の割合を一定と仮定し、消費税の引き上げ後の平均(2020～2022年度)を用いることとされた(第3-4-24図)。

第3-4-24図 GDPに占める「生産・輸入品に課される税－補助金」の割合



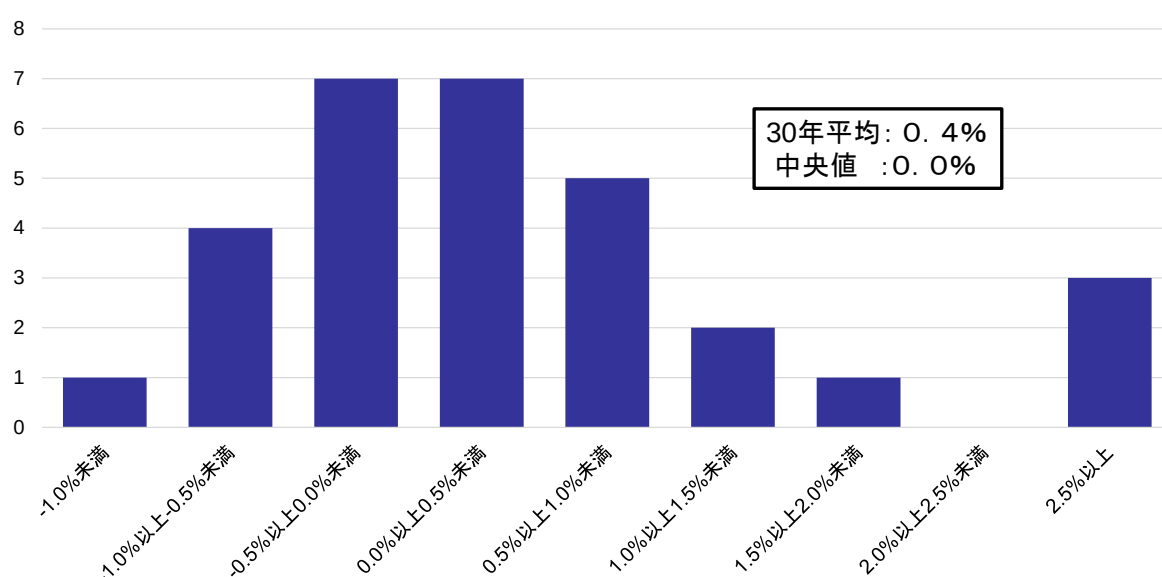
(資料)「2022年度国民経済計算(2015年基準・2008SNA)」(内閣府)より作成

(注) 1993年度以前の数値は、2019年財政検証時と同様の手法で遡及推計したものに基づく。

（５）物価上昇率の設定

物価上昇率は、年金財政における収入及び支出を等しく変化させるものであり、年金財政的に中立なものであることを踏まえ、日本銀行の物価安定の目標の 2.0%、長期推計の推計値（成長実現シナリオ及び長期安定シナリオ 2.0%、現状投影シナリオ 0.8%）、過去 30 年間の実績の平均値の 0.4%を参考に経済モデルの外生値として設定している。具体的には、長期推計との整合性から①高成長実現ケースと②成長型経済移行・継続ケースは 2.0%、③過去 30 年投影ケースは 0.8%、④ 1 人当たりゼロ成長ケースは 0.4%とされた（第 3－4－25 図）。

第 3－4－25 図 消費者物価上昇率（暦年平均）の分布（1994 年～2023 年）



（出所）総務省「消費者物価指数」

（参考）長期推計（2024年4月2日経済財政諮問会議）の消費者物価上昇率の2034年度以降の想定：成長実現シナリオ、長期安定シナリオ2.0%、現状投影シナリオ0.8%

（６）パラメータ設定に当たっての留意点

経済モデルに投入するパラメータの設定については、財政検証は一定のシナリオに基づく投影であるという性格を踏まえ、長期のヒストリカルなデータの平均や分布を用いて設定することが適当であるとされた。また、今回の財政検証におけるパラメータの設定に当たっては、この過去のデータに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた期間のデータも含まれることとなるが、過去のデータにおいては、新型コロナウイルス感染症の他にもリーマンショックや東日本大震災など、様々なショック要因が含まれており、その中から「異常値」を排除する場合、何を異常値とするか判断することは困難であるため、今回の財政検証においては、長期の経済前提は長期の平均的な姿として設定するという基本的な考え方に基づき、パラメータ設定の際に用いる長期の実績から新型コロナウイルス感染症の影響下のデータは除外せずに使用することとされた。

（補論）国民経済計算の基準改定への対応と遡及推計

＜基準改定＞

国民経済計算は、我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国連の定める国際基準に準拠しつつ、統計法に基づく基幹統計として、国民経済計算の作成基準及び作成方法に基づき作成されている。また、5年ごとに「産業連関表」「国勢調査」等の基礎統計の最新版を取り込む基準改定が行われている。当時の最新の2015年基準の国民経済計算では、構造統計の反映によるベンチマークの変更、2008SNAの対応として娯楽作品原本の資本化、著作権等サービスの記録等、住宅宿泊事業といった経済活動の適切な把握に向けた推計方法の改善が行われている。

専門委員会のマクロ経済に関する試算では、シミュレーションの初期値としてのGDP、資本ストックは国民経済計算の数値を基礎としている他、外生変数として与える資本減耗率、資本分配率、利潤率等の各種パラメータについても国民経済計算の系列を基礎に設定されている。

＜遡及推計＞

2015年基準の国民経済計算においては、1994年以降の計数を正式系列としており、1993年以前については一部の系列（支出側GDP系列、固定資本等）について1980年までの参考系列が公表されている。各種パラメータの設定には過去30年程度の計数が必要となるが、固定資本減耗、雇用者報酬、営業余剰等については1993年以前の計数が公表されていないため、専門委員会において遡及推計が行われている。

固定資本減耗については、2015年基準では実効償却率を用いた定率法により算出されていることから、参考系列として公表されている資本財別の固定資産に資本財別実効償却率を乗じることにより遡及推計されている。

＜資本財別実効償却率＞

表章分類	実効償却率	表章分類	実効償却率
住宅	0.055	防衛装備品	0.075
住宅以外の建物	0.079	育成生物資源	0.282
構築物	0.022	研究・開発	0.157
輸送用機械	0.194	鉱物探査・評価	0.165
情報通信機器	0.258	コンピュータソフトウェア	0.33
その他の機械・設備	0.17	娯楽作品原本	0.165

（出所）国民経済計算推計手法解説書（年次推計編）2015年（平成27年）基準版
（令和2年11月27日（令和5年1月20日改訂）・内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部）

その他の必要な系列（雇用者報酬、営業余剰、生産・輸入品に課される税、補助金）については、2000 年基準の国民経済計算において 1980 年までの計数が公表されていることから、これを用いて遡及推計されている。これは、前回の財政検証での遡及推計の方法と同じ手法である。

具体的には、1994～1998 年度の 5 年間の系列から 2015 年基準と 2000 年基準の乖離率を求め、2000 年基準の 1980～1993 年度の計数に乖離率を乗じることで 2015 年基準の遡及推計が行われている。

このようにして、マクロ経済に関する試算に必要な計数が全て 1980 年まで遡及推計され各種パラメータの設定などが行われている。具体的な計数は次表の通りである。

$$N\text{年度の遡及推計値}(2015\text{年基準}) = N\text{年度の値}(2000\text{年基準}) \times \frac{1994\sim 1998\text{年度の平均値}(2015\text{年基準})}{1994\sim 1998\text{年度の平均値}(2000\text{年基準})} \quad (N=1980\sim 1993)$$

※ 2015年基準と2000年基準の乖離率については、1993年度以前に用いる計数であることから、1994年度以降の直近5年(1994～1998年度)程度を用いて計算。

第 3－4－26 表 国民経済計算を用いて算出される各種指標（計数表）

	固定資産	対GDP比	固定資本減耗	名目GDP	生産・輸入品に課される税	補助金	要素費用表示 GDP	雇用者報酬	営業余剰(総)	総固定資本形成	資本分配率	資本減耗率	利潤率	総投資率
	(暦年末、10億円)		(年度、10億円)	(年度、10億円)	(年度、10億円)	(年度、10億円)	(年度、10億円)	(年度、10億円)	(年度、10億円)	(年度、10億円)	(%)	(%)	(%)	(%)
昭和55 (1980)	719,236	2.75	51,436	261,681	15,722	3,309	249,269	130,998	93,036	89,817	41.5	7.2	7.2	34.3
56 (1981)	769,073	2.76	55,103	278,400	17,025	3,482	264,856	141,171	93,219	92,189	39.8	7.2	6.5	33.1
57 (1982)	818,219	2.81	58,639	291,413	17,793	3,711	277,330	149,275	96,164	94,103	39.2	7.2	6.1	32.3
58 (1983)	848,762	2.78	61,349	305,549	18,801	3,741	290,489	156,292	103,924	94,679	39.9	7.2	6.4	31.0
59 (1984)	895,723	2.76	65,454	324,345	20,120	3,655	307,880	164,943	111,038	100,145	40.2	7.3	6.5	30.9
60 (1985)	931,123	2.69	68,818	345,766	21,138	3,618	328,246	172,852	122,445	105,585	41.5	7.4	7.2	30.5
61 (1986)	955,240	2.65	71,439	360,007	22,635	3,396	340,768	179,031	129,662	111,092	42.0	7.5	7.5	30.9
62 (1987)	1,013,204	2.66	75,446	381,355	24,986	3,310	359,679	185,906	139,414	123,414	42.9	7.4	7.8	32.4
63 (1988)	1,079,839	2.65	81,078	407,504	27,471	3,110	383,143	197,227	154,522	137,886	43.9	7.5	8.1	33.8
平成元 (1989)	1,187,114	2.73	89,342	434,826	28,767	3,503	409,562	211,977	165,992	149,508	43.9	7.5	7.6	34.4
2 (1990)	1,313,123	2.79	98,931	470,874	30,786	3,326	443,413	229,836	182,717	165,765	44.3	7.5	7.4	35.2
3 (1991)	1,409,096	2.84	107,009	496,059	32,050	3,475	467,483	246,778	193,141	169,106	43.9	7.6	7.0	34.1
4 (1992)	1,469,949	2.91	111,529	505,821	32,224	3,557	477,154	253,260	184,193	167,679	42.1	7.6	6.1	33.1
5 (1993)	1,509,141	2.99	113,344	504,510	32,464	3,704	475,750	259,064	181,906	167,240	41.3	7.5	5.5	31.2
平成6 (1994)	1,548,183	3.02	114,818	511,959	33,200	3,842	482,601	262,784	182,071	156,257	40.9	7.4	5.3	30.5
7 (1995)	1,577,233	3.00	115,476	525,300	34,368	4,108	495,039	267,017	187,570	162,897	41.3	7.3	5.6	31.0
8 (1996)	1,641,327	3.05	118,180	538,660	35,211	4,155	507,603	272,835	197,944	169,752	42.0	7.2	5.8	31.5
9 (1997)	1,680,809	3.10	122,154	542,508	37,003	4,024	509,528	278,925	191,676	163,733	40.7	7.3	5.1	30.2
10 (1998)	1,682,371	3.15	123,584	534,564	39,043	4,023	499,544	273,237	191,008	156,022	41.1	7.3	4.9	29.2
11 (1999)	1,688,620	3.18	123,480	530,299	39,471	4,324	495,152	269,042	191,383	152,864	41.6	7.3	4.9	28.8
12 (2000)	1,711,406	3.18	123,795	537,614	38,479	4,036	503,171	270,610	204,186	153,394	43.0	7.2	5.4	28.5
13 (2001)	1,704,851	3.23	123,115	527,411	38,078	3,999	493,332	264,482	197,657	143,503	42.8	7.2	5.2	27.2
14 (2002)	1,700,073	3.25	122,427	523,466	37,756	3,882	489,592	256,612	203,866	136,419	44.3	7.2	5.5	26.1
15 (2003)	1,714,791	3.26	121,617	526,220	37,147	3,882	492,955	253,506	211,815	134,444	45.5	7.1	6.0	25.5
16 (2004)	1,735,435	3.28	121,987	529,638	37,509	3,322	495,452	256,310	217,032	134,830	45.9	7.0	6.1	25.5
17 (2005)	1,765,538	3.31	123,666	534,106	38,126	3,029	499,009	261,520	213,441	138,884	44.9	7.0	5.7	26.0
18 (2006)	1,802,516	3.36	126,327	537,258	37,751	2,999	502,506	265,637	217,207	139,848	45.0	7.0	5.5	26.0
19 (2007)	1,839,962	3.42	128,940	538,486	37,458	2,754	503,781	267,144	218,004	135,722	44.9	7.0	5.3	25.2
20 (2008)	1,865,407	3.61	130,724	516,175	36,238	2,731	482,668	265,387	196,520	130,067	42.5	7.0	4.0	23.1
21 (2009)	1,802,881	3.62	128,007	497,364	35,411	3,524	465,477	252,538	195,685	115,037	43.7	7.1	4.2	25.2
22 (2010)	1,797,126	3.56	125,402	504,874	36,067	3,558	472,365	251,021	205,793	114,581	45.0	7.0	4.9	22.7
23 (2011)	1,786,965	3.57	123,273	500,046	36,337	3,450	467,160	251,848	197,456	117,202	43.9	6.9	4.6	23.4
24 (2012)	1,777,730	3.56	122,456	499,421	36,037	3,467	466,850	251,308	197,555	118,989	44.0	6.9	4.7	23.8
25 (2013)	1,819,730	3.55	124,018	512,678	36,920	3,356	479,114	253,577	206,206	128,349	44.8	6.8	5.0	25.0
26 (2014)	1,863,444	3.56	126,681	523,423	42,303	3,280	484,400	258,325	207,551	130,875	44.6	6.8	4.8	25.0
27 (2015)	1,876,448	3.47	128,151	540,741	45,587	3,318	498,472	261,892	218,393	134,380	45.5	6.8	5.2	24.9
28 (2016)	1,884,218	3.46	128,666	544,830	45,198	3,046	502,677	268,145	216,046	135,337	44.6	6.8	5.1	24.8
29 (2017)	1,918,651	3.45	130,655	555,713	45,554	2,990	513,148	273,598	219,865	139,118	44.6	6.8	5.1	25.0
30 (2018)	1,949,844	3.50	132,916	556,571	45,939	2,989	513,620	282,309	216,530	141,315	43.4	6.8	4.6	25.4
令和元 (2019)	1,996,749	3.59	134,763	556,845	46,468	3,162	513,540	287,888	212,758	142,258	42.5	6.7	4.2	25.5
2 (2020)	1,987,744	3.69	136,447	539,009	48,947	3,212	493,274	283,445	197,225	136,815	41.0	6.9	3.3	25.4
3 (2021)	2,088,154	3.77	140,602	553,642	50,988	3,519	506,173	289,456	205,242	141,107	41.5	6.7	3.3	25.5
4 (2022)	2,173,651	3.84	145,987	566,490	53,228	7,000	520,262	296,275	212,011	147,969	41.7	6.7	3.3	26.1

(出典)「2022年度国民経済計算(2015年基準・2008SNA)」(内閣府)より作成。

なお、1993年度以前は、内閣府で公表している参考系列を用いているが、参考系列が公表されていない項目(斜体字の部分)は、本専門委員会において遡及推計を行った計数である。

6. マクロ経済に関する試算

先に述べた複数の計算式およびパラメータの設定をもとに、労働時間当たり実質経済成長率や利潤率などが逐次的に毎年度算出されることになる。マクロ経済に関する試算においては、潜在 GDP を初期値とするため、GDP ギャップを▲1.0%（2023 年 10－12 月期四半期別 GDP 速報（1 次速報値）ベース）として実績の名目 GDP を潜在 GDP に機械的に置き換えている。

具体的なマクロ経済に関する試算の推計過程は、第 3－4－27 表に示しているとおりである。令和 15(2033)年度までは内閣府の中長期試算に準拠するため、このマクロ経済に関する試算結果は令和 16(2034)年度以降の長期の前提の設定に活用される。

長期の前提の設定にあたっては、

- ・ 一時的な変動にとらわれず長期の平均値で設定する必要があること、
- ・ コブ・ダグラス型生産関数に基づく経済モデルは、20～30 年の期間における経済成長の見込み等について推計する際に用いられること

から、中長期試算の推計期間後の令和 16(2034)年度から 20 年間（令和 16(2034)～令和 35(2053)）、25 年間（令和 16(2034)～令和 40(2058)）、30 年間（令和 16(2034)～令和 45(2063)）の推計を行い、それぞれの期間における労働時間当たり実質経済成長率や利潤率の平均値を基礎に長期の前提の設定を行う。

第3-4-27表 マクロ経済に関する推計過程

①高成長実現ケース

(全要素生産性 (TFP) 上昇率 1.4%、成長実現・労働参加進展シナリオ)

年度	総労働時間 ①	伸び率 ②	全要素生産性 上昇率(TFP) ③	資本分配率 ④	資本減耗率 ⑤	総投資率 ⑥	実質GDP (2015年基準) 潜在ベース ⑦	資本 ⑧	資本成長率 ⑨	実質経済 成長率 ⑩	労働時間あたり 実質経済成長率 ⑪	利率率 ⑫	雇用者年金 被保険者の 平均労働時間 ⑬	雇用者年金被 保険者の平均労働 時間伸び率 ⑭	資本係数 (資本のGDP 比) ⑮	税一補助金を 控除したGDP ⑯
	推計期間、年度						兆円	兆円					推計期間、年度			兆円
4 (2022)	1,222		0.70%	41.7%	6.7%	26.1%	572.2	2,173.7				3.3%	168.4		380%	525.5
5 (2023)	1,227	0.3%	0.84%	43.3%	7.0%	22.3%	578.5	2,177.1	0.2%	1.1%	0.76%	3.5%	168.0	-0.3%	376%	529.9
6 (2024)	1,231	0.3%	0.98%	43.3%	7.0%	22.8%	582.5	2,152.7	-1.1%	0.7%	0.34%	3.7%	167.3	-0.4%	370%	533.6
7 (2025)	1,236	0.4%	1.12%	43.3%	7.0%	23.3%	588.2	2,134.4	-0.9%	1.0%	0.58%	3.9%	166.6	-0.4%	363%	538.7
8 (2026)	1,238	0.2%	1.26%	43.3%	7.0%	23.8%	594.8	2,121.5	-0.6%	0.9%	0.81%	4.1%	166.1	-0.3%	357%	544.8
9 (2027)	1,239	0.1%	1.40%	43.3%	7.0%	24.3%	602.5	2,114.0	-0.4%	1.3%	1.21%	4.3%	165.6	-0.3%	351%	551.9
10 (2028)	1,241	0.1%	1.40%	43.3%	7.0%	24.8%	611.0	2,111.8	-0.1%	1.4%	1.31%	4.4%	165.0	-0.3%	346%	559.6
11 (2029)	1,242	0.1%	1.40%	43.3%	7.0%	25.2%	620.2	2,114.7	0.1%	1.5%	1.42%	4.6%	164.5	-0.3%	341%	568.0
12 (2030)	1,243	0.1%	1.40%	43.3%	7.0%	25.6%	630.2	2,122.3	0.4%	1.6%	1.50%	4.7%	164.0	-0.3%	337%	577.3
13 (2031)	1,243	0.0%	1.40%	43.3%	7.0%	26.0%	640.7	2,134.4	0.6%	1.7%	1.63%	4.9%	163.7	-0.2%	333%	586.9
14 (2032)	1,242	-0.1%	1.40%	43.3%	7.0%	26.3%	651.3	2,150.7	0.8%	1.7%	1.79%	5.0%	163.4	-0.2%	330%	596.6
15 (2033)	1,240	-0.2%	1.40%	43.3%	7.0%	26.6%	662.5	2,170.8	0.9%	1.7%	1.87%	5.1%	163.1	-0.2%	328%	606.8
16 (2034)	1,237	-0.2%	1.40%	43.3%	7.0%	26.8%	674.1	2,194.1	1.1%	1.8%	1.95%	5.1%	162.8	-0.2%	325%	617.5
17 (2035)	1,235	-0.2%	1.40%	43.3%	7.0%	27.0%	686.3	2,220.5	1.2%	1.8%	2.00%	5.2%	162.5	-0.2%	324%	628.6
18 (2036)	1,233	-0.1%	1.40%	43.3%	7.0%	27.2%	699.3	2,249.7	1.3%	1.9%	2.03%	5.3%	162.3	-0.2%	322%	640.5
19 (2037)	1,230	-0.3%	1.40%	43.3%	7.0%	27.4%	712.3	2,281.6	1.4%	1.9%	2.13%	5.3%	162.0	-0.2%	320%	652.4
20 (2038)	1,226	-0.3%	1.40%	43.3%	7.0%	27.5%	725.7	2,316.1	1.5%	1.9%	2.19%	5.4%	161.7	-0.2%	319%	664.7
21 (2039)	1,222	-0.3%	1.40%	43.3%	7.0%	27.6%	739.4	2,352.9	1.6%	1.9%	2.24%	5.4%	161.5	-0.2%	318%	677.3
22 (2040)	1,217	-0.4%	1.40%	43.3%	7.0%	27.7%	753.5	2,391.8	1.6%	1.9%	2.27%	5.5%	161.3	-0.1%	317%	690.2
23 (2041)	1,205	-1.0%	1.40%	43.3%	7.0%	27.8%	765.2	2,432.2	1.7%	1.9%	2.28%	5.4%	161.3	0.0%	318%	700.9
24 (2042)	1,192	-1.1%	1.40%	43.3%	7.0%	27.7%	777.0	2,473.8	1.7%	1.5%	2.60%	5.4%	161.3	0.0%	318%	711.7
25 (2043)	1,179	-1.1%	1.40%	43.3%	7.0%	27.7%	788.7	2,515.4	1.7%	1.5%	2.60%	5.4%	161.3	0.0%	319%	722.4
26 (2044)	1,166	-1.1%	1.40%	43.3%	7.0%	27.6%	800.4	2,557.0	1.7%	1.5%	2.60%	5.4%	161.4	0.0%	319%	733.1
27 (2045)	1,153	-1.1%	1.40%	43.3%	7.0%	27.6%	812.1	2,598.3	1.6%	1.5%	2.59%	5.4%	161.4	0.0%	320%	743.8
28 (2046)	1,140	-1.1%	1.40%	43.3%	7.0%	27.5%	823.8	2,639.6	1.6%	1.4%	2.58%	5.3%	161.4	0.0%	320%	754.6
29 (2047)	1,127	-1.1%	1.40%	43.3%	7.0%	27.5%	835.7	2,680.9	1.6%	1.4%	2.56%	5.3%	161.4	0.0%	320%	765.4
30 (2048)	1,114	-1.1%	1.40%	43.3%	7.0%	27.5%	847.6	2,722.1	1.5%	1.4%	2.55%	5.3%	161.4	0.0%	321%	776.4
31 (2049)	1,102	-1.1%	1.40%	43.3%	7.0%	27.4%	859.7	2,763.4	1.5%	1.4%	2.54%	5.3%	161.4	0.0%	321%	787.5
32 (2050)	1,090	-1.1%	1.40%	43.3%	7.0%	27.4%	872.0	2,804.8	1.5%	1.4%	2.52%	5.3%	161.4	0.0%	322%	798.7
33 (2051)	1,078	-1.1%	1.40%	43.3%	7.0%	27.4%	884.6	2,846.5	1.5%	1.4%	2.51%	5.3%	161.4	0.0%	322%	810.2
34 (2052)	1,067	-1.1%	1.40%	43.3%	7.0%	27.4%	897.3	2,888.4	1.5%	1.4%	2.49%	5.3%	161.4	0.0%	322%	821.9
35 (2053)	1,056	-1.0%	1.40%	43.3%	7.0%	27.4%	910.3	2,930.8	1.5%	1.4%	2.48%	5.3%	161.4	0.0%	322%	833.8
36 (2054)	1,045	-1.0%	1.40%	43.3%	7.0%	27.3%	923.5	2,973.6	1.5%	1.5%	2.48%	5.3%	161.4	0.0%	322%	845.9
37 (2055)	1,035	-1.0%	1.40%	43.3%	7.0%	27.3%	937.0	3,017.0	1.5%	1.5%	2.47%	5.3%	161.4	0.0%	322%	858.2
38 (2056)	1,024	-1.0%	1.40%	43.3%	7.0%	27.3%	950.8	3,061.0	1.5%	1.5%	2.45%	5.3%	161.4	0.0%	322%	870.8
39 (2057)	1,014	-1.0%	1.40%	43.3%	7.0%	27.3%	964.8	3,105.7	1.5%	1.5%	2.46%	5.3%	161.4	0.0%	322%	883.7
40 (2058)	1,004	-1.0%	1.40%	43.3%	7.0%	27.4%	979.0	3,151.1	1.5%	1.5%	2.45%	5.3%	161.4	0.0%	322%	896.7
41 (2059)	995	-1.0%	1.40%	43.3%	7.0%	27.4%	993.6	3,197.2	1.5%	1.5%	2.45%	5.3%	161.4	0.0%	322%	910.0
42 (2060)	985	-1.0%	1.40%	43.3%	7.0%	27.4%	1,008.3	3,244.1	1.5%	1.5%	2.45%	5.3%	161.3	0.0%	322%	923.6
43 (2061)	976	-1.0%	1.40%	43.3%	7.0%	27.4%	1,023.4	3,291.9	1.5%	1.5%	2.45%	5.3%	161.3	0.0%	322%	937.3
44 (2062)	966	-1.0%	1.40%	43.3%	7.0%	27.4%	1,038.7	3,340.4	1.5%	1.5%	2.45%	5.3%	161.3	0.0%	322%	951.3
45 (2063)	957	-1.0%	1.40%	43.3%	7.0%	27.4%	1,054.2	3,389.8	1.5%	1.5%	2.46%	5.3%	161.3	0.0%	322%	965.6
推計方法		$\begin{aligned} & \text{前年度の⑦} \times (1 + \text{当年度の③}) \\ & \text{前年度の⑧} \times (1 + \text{当年度の⑨}) \\ & \text{前年度の⑩} \times (1 + \text{当年度の⑪}) \\ & \text{③} + \text{④} \times \text{⑤} + (1 - \text{④}) \times \text{②} \\ & \text{⑩} - \text{②} \\ & \text{④} \times \text{⑦} \div \text{⑤} \\ & \text{⑧} \div \text{⑦} \\ & \text{⑦} \times (1 - \text{GDPに対する「税一補助金」の割合}) \end{aligned}$														
2034～2053年度 (20年間) 平均		$\begin{aligned} & 1.60\% \quad 2.40\% \quad 5.33\% \quad 161.6 \quad -0.05\% \\ & 1.57\% \quad 2.41\% \quad 5.32\% \quad 161.6 \quad -0.04\% \\ & 1.56\% \quad 2.42\% \quad 5.32\% \quad 161.5 \quad -0.04\% \end{aligned}$														
2034～2058年度 (25年間) 平均																
2034～2063年度 (30年間) 平均																

②成長型経済移行・継続ケース

(全要素生産性 (TFP) 上昇率 1.1%、成長実現・労働参加進展シナリオ)

年度	総労働時間 ①	伸び率 ②	全要素生産性 上昇率(TFP) ③	資本分配率 ④	資本減耗率 ⑤	総投資率 ⑥	実質GDP (2015年基準) 潜在ベース ⑦	資本 ⑧	資本成長率 ⑨	実質経済 成長率 ⑩	労働時間あたり 実質経済成長率 ⑪	利率率 ⑫	雇用者年金 被保険者の 平均労働時間 ⑬	雇用者年金被 保険者の平均労働 時間伸び率 ⑭	資本係数 (資本のGDP 比) ⑮	税一補助金を 控除したGDP ⑯
	推計期間、年度						兆円	兆円					推計期間、年度			兆円
4 (2022)	1,222		0.70%	41.7%	6.7%	26.1%	572.2	2,173.7				3.3%	168.4		380%	525.5
5 (2023)	1,227	0.3%	0.78%	43.3%	7.0%	22.3%	578.2	2,177.1	0.2%	1.0%	0.70%	3.5%	168.0	-0.3%	377%	529.6
6 (2024)	1,231	0.3%	0.86%	43.3%	7.0%	22.8%	581.5	2,152.6	-1.1%	0.8%	0.22%	3.7%	167.3	-0.4%	370%	532.6
7 (2025)	1,236	0.4%	0.94%	43.3%	7.0%	23.3%	586.0	2,134.0	-0.9%	0.9%	0.40%	3.9%	166.6	-0.4%	363%	536.8
8 (2026)	1,238	0.2%	1.02%	43.3%	7.0%	23.7%	591.1	2,120.3	-0.6%	0.9%	0.65%	4.0%	166.1	-0.3%	359%	541.4
9 (2027)	1,239	0.1%	1.10%	43.3%	7.0%	24.2%	596.9	2,111.5	-0.4%	1.0%	0.88%	4.2%	165.6	-0.3%	354%	546.7
10 (2028)	1,241	0.1%	1.10%	43.3%	7.0%	24.5%	603.2	2,107.2	-0.2%	1.1%	0.97%	4.3%	165.0	-0.3%	349%	552.5
11 (2029)	1,242	0.1%	1.10%	43.3%	7.0%	24.9%	610.1	2,107.0	0.0%	1.1%	1.06%	4.4%	164.5	-0.3%	345%	558.8
12 (2030)	1,243	0.1%	1.10%	43.3%	7.0%	25.2%	617.7	2,110.7	0.2%	1.2%	1.12%	4.6%	164.0	-0.3%	342%	565.8
13 (2031)	1,243	0.0%	1.10%	43.3%	7.0%	25.5%	625.5	2,118.2	0.4%	1.3%	1.24%	4.7%	163.7	-0.2%	339%	572.9
14 (2032)	1,242	-0.1%	1.10%	43.3%	7.0%	25.8%	633.3	2,129.0	0.5%	1.2%	1.38%	4.8%	163.4	-0.2%	336%	580.1
15 (2033)	1,240	-0.2%	1.10%	43.3%	7.0%	26.0%	641.5	2,142.7	0.6%	1.3%	1.45%	4.8%	163.1	-0.2%	334%	587.6
16 (2034)	1,237	-0.2%	1.10%	43.3%	7.0%	26.2%	649.9	2,159.0	0.8%	1.3%	1.51%	4.5%	162.9	-0.2%	332%	595.3
17 (2035)	1,235	-0.2%	1.10%	43.3%	7.0%	26.4%	658.8	2,177.5	0.9%	1.4%	1.56%	5.0%	162.5	-0.2%	331%	603.4
18 (2036)	1,233	-0.1%	1.10%	43.3%	7.0%	26.5%	668.3	2,198.2	1.0%	1.4%	1.57%	5.0%	162.3	-0.2%	329%	612.1
19 (2037)	1,230	-0.3%	1.10%	43.3%	7.0%	26.7%	677.6	2,220.9	1.0%	1.4%	1.67%	5.1%	162.0	-0.2%	328%	620.6
20 (2038)	1,226	-0.3%	1.10%	43.3%	7.0%	26.8%	687.1	2,245.5	1.1%	1.4%	1.71%	5.1%	161.7	-0.2%	327%	629.3
21 (2039)	1,222	-0.3%	1.10%	43.3%	7.0%	26.9%	696.7	2,271.7	1.2%	1.4%	1.75%	5.1%	161.5	-0.2%	326%	638.2
22 (2040)	1,217	-0.4%	1.10%	43.3%	7.0%	27.0%	706.6	2,299.2	1.2%	1.4%	1.79%	5.2%	161.3	-0.1%	325%	647.2
23 (2041)	1,205	-1.0%	1.10%	43.3%	7.0%	27.0%	714.1	2,328.0	1.3%	1.1%	2.09%	5.1%	161.3	0.0%	326%	654.1
24 (2042)	1,192	-1.1%	1.10%	43.3%	7.0%	27.0%	721.5	2,357.1	1.3%	1.0%	2.10%	5.1%	161.3	0.0%	327%	660.9
25 (2043)	1,179	-1.1%	1.10%	43.3%	7.0%	26.9%	728.8	2,385.9	1.2%	1.0%	2.10%	5.1%	161.3	0.0%	327%	

③過去 30 年投影ケース

(全要素生産性 (TFP) 上昇率 0.5%、成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ)

年度	総労働時間		全要素生産性 上昇率(TFP)	資本分配率	資本減耗率	総投資率	実質GDP (2015年基準) 潜在ベース	資本	資本成長率	実質経済 成長率	労働時間あたり 実質経済成長率	利率	雇用者年金 被保険者の 平均労働時間	雇用者年金被保 険者の平均労働 時間伸び率	資本係数 (資本のGDP 比)	税一補助金を 控除したGDP
	① 億時間・年度	② 伸び率	③	④	⑤	⑥	⑦ 兆円	⑧ 兆円	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬ 年	⑭	⑮	⑯
4 (2022)	1,222		0.70%	41.7%	6.7%	26.1%	572.2	2,173.7				3.3%	168.5		380%	525.5
5 (2023)	1,226	0.3%	0.65%	43.3%	7.0%	22.3%	577.3	2,177.1	0.2%	0.9%	0.59%	3.5%	168.2	-0.2%	377%	528.8
6 (2024)	1,230	0.3%	0.60%	43.3%	7.0%	22.8%	579.0	2,152.5	-1.1%	0.3%	-0.03%	3.6%	167.7	-0.3%	372%	530.3
7 (2025)	1,234	0.3%	0.55%	43.3%	7.0%	23.2%	581.0	2,133.0	-0.9%	0.01%	0.01%	3.8%	167.3	-0.3%	367%	532.2
8 (2026)	1,235	0.0%	0.50%	43.3%	7.0%	23.5%	582.2	2,117.6	-0.7%	0.2%	0.18%	3.9%	167.0	-0.2%	364%	533.3
9 (2027)	1,233	-0.1%	0.50%	43.3%	7.0%	23.8%	583.3	2,105.6	-0.6%	0.2%	0.30%	4.0%	166.6	-0.2%	361%	534.3
10 (2028)	1,232	-0.1%	0.50%	43.3%	7.0%	24.0%	584.7	2,096.1	-0.4%	0.2%	0.35%	4.0%	166.3	-0.2%	358%	535.6
11 (2029)	1,230	-0.1%	0.50%	43.3%	7.0%	24.2%	586.4	2,089.9	-0.3%	0.3%	0.41%	4.1%	166.0	-0.2%	356%	537.1
12 (2030)	1,229	-0.1%	0.50%	43.3%	7.0%	24.3%	588.3	2,083.7	-0.2%	0.3%	0.44%	4.2%	165.7	-0.2%	354%	538.8
13 (2031)	1,225	-0.4%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	589.6	2,080.4	-0.2%	0.2%	0.59%	4.2%	165.5	-0.1%	353%	540.1
14 (2032)	1,218	-0.5%	0.50%	43.3%	7.0%	24.6%	590.6	2,078.6	-0.1%	0.2%	0.70%	4.2%	165.3	-0.1%	352%	540.9
15 (2033)	1,211	-0.6%	0.50%	43.3%	7.0%	24.7%	591.5	2,077.8	0.0%	0.2%	0.73%	4.3%	165.1	-0.1%	351%	541.8
16 (2034)	1,204	-0.6%	0.50%	43.3%	7.0%	24.7%	592.4	2,077.7	0.0%	0.2%	0.76%	4.3%	164.9	-0.1%	351%	542.6
17 (2035)	1,196	-0.6%	0.50%	43.3%	7.0%	24.8%	593.4	2,078.2	0.0%	0.2%	0.78%	4.3%	164.8	-0.1%	350%	543.5
18 (2036)	1,190	-0.5%	0.50%	43.3%	7.0%	24.8%	594.7	2,079.1	0.0%	0.2%	0.74%	4.3%	164.6	-0.1%	350%	544.7
19 (2037)	1,182	-0.7%	0.50%	43.3%	7.0%	24.9%	595.6	2,080.5	0.1%	0.1%	0.82%	4.3%	164.4	-0.1%	349%	545.5
20 (2038)	1,174	-0.7%	0.50%	43.3%	7.0%	24.9%	596.4	2,082.4	0.1%	0.1%	0.85%	4.3%	164.2	-0.1%	349%	546.3
21 (2039)	1,165	-0.8%	0.50%	43.3%	7.0%	24.9%	597.1	2,084.5	0.1%	0.1%	0.87%	4.3%	164.1	-0.1%	349%	546.9
22 (2040)	1,156	-0.8%	0.50%	43.3%	7.0%	24.9%	597.7	2,086.7	0.1%	0.1%	0.88%	4.3%	163.9	-0.1%	349%	547.5
23 (2041)	1,144	-1.1%	0.50%	43.3%	7.0%	24.9%	597.4	2,088.9	0.1%	-0.1%	1.01%	4.3%	163.9	0.0%	350%	547.2
24 (2042)	1,131	-1.1%	0.50%	43.3%	7.0%	24.9%	598.9	2,090.8	0.1%	-0.1%	1.01%	4.3%	164.0	0.0%	350%	546.7
25 (2043)	1,118	-1.1%	0.50%	43.3%	7.0%	24.8%	598.3	2,092.3	0.1%	-0.1%	1.01%	4.3%	164.0	0.0%	351%	546.2
26 (2044)	1,106	-1.1%	0.50%	43.3%	7.0%	24.8%	596.6	2,093.2	0.0%	-0.1%	1.01%	4.2%	164.0	0.0%	351%	545.5
27 (2045)	1,093	-1.1%	0.50%	43.3%	7.0%	24.7%	594.8	2,093.5	0.0%	-0.1%	1.00%	4.2%	164.0	0.0%	352%	544.8
28 (2046)	1,081	-1.1%	0.50%	43.3%	7.0%	24.7%	593.9	2,093.3	0.0%	-0.1%	0.99%	4.2%	164.0	0.0%	352%	543.9
29 (2047)	1,069	-1.1%	0.50%	43.3%	7.0%	24.6%	593.0	2,092.7	0.0%	-0.2%	0.97%	4.2%	164.0	0.0%	353%	543.1
30 (2048)	1,057	-1.1%	0.50%	43.3%	7.0%	24.6%	592.1	2,091.7	0.0%	-0.2%	0.96%	4.2%	164.0	0.0%	353%	542.3
31 (2049)	1,045	-1.1%	0.50%	43.3%	7.0%	24.6%	591.2	2,090.3	-0.1%	-0.2%	0.95%	4.2%	164.0	0.0%	354%	541.5
32 (2050)	1,034	-1.1%	0.50%	43.3%	7.0%	24.6%	590.3	2,088.6	-0.1%	-0.1%	0.93%	4.2%	164.0	0.0%	354%	540.7
33 (2051)	1,023	-1.1%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	589.5	2,086.6	-0.1%	-0.1%	0.92%	4.2%	164.0	0.0%	354%	539.9
34 (2052)	1,012	-1.0%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	588.7	2,084.5	-0.1%	-0.1%	0.91%	4.2%	164.0	0.0%	354%	539.2
35 (2053)	1,002	-1.0%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	588.0	2,082.3	-0.1%	-0.1%	0.89%	4.2%	164.0	0.0%	354%	538.5
36 (2054)	992	-1.0%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	587.3	2,080.0	-0.1%	-0.1%	0.89%	4.2%	164.0	0.0%	354%	537.9
37 (2055)	982	-1.0%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	586.6	2,077.6	-0.1%	-0.1%	0.88%	4.2%	164.0	0.0%	354%	537.3
38 (2056)	973	-1.0%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	586.0	2,075.3	-0.1%	-0.1%	0.87%	4.2%	164.0	0.0%	354%	536.8
39 (2057)	963	-1.0%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	585.5	2,073.0	-0.1%	-0.1%	0.87%	4.2%	164.0	0.0%	354%	536.2
40 (2058)	954	-1.0%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	584.9	2,070.7	-0.1%	-0.1%	0.87%	4.2%	164.0	0.0%	354%	535.7
41 (2059)	945	-1.0%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	584.4	2,068.5	-0.1%	-0.1%	0.87%	4.2%	164.0	0.0%	354%	535.3
42 (2060)	936	-1.0%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	583.9	2,066.3	-0.1%	-0.1%	0.87%	4.2%	164.0	0.0%	354%	534.8
43 (2061)	927	-1.0%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	583.4	2,064.2	-0.1%	-0.1%	0.87%	4.2%	164.0	0.0%	354%	534.3
44 (2062)	918	-1.0%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	582.8	2,062.1	-0.1%	-0.1%	0.87%	4.2%	163.9	0.0%	354%	533.8
45 (2063)	909	-1.0%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	582.3	2,060.1	-0.1%	-0.1%	0.88%	4.2%	163.9	0.0%	354%	533.4
推計方法 前年度の⑦ ×(1+当年度の③) 前年度の⑧ ×(1+当年度の④) 前年度の⑨ (⑥×⑦÷⑤) ③+④×⑤ ÷(1-④)×② ⑩-② ④×⑦÷⑤ ⑧÷⑦ ⑦×(1-GDPに対 する税一補助 金の割合)																
2034～2053年度 (20年間) 平均 2034～2058年度 (25年間) 平均 2034～2063年度 (30年間) 平均																
-0.03% 0.91% 4.25% 164.2 -0.03% -0.04% 0.91% 4.23% 164.1 -0.03% -0.05% 0.90% 4.22% 164.1 -0.02%																

④1人当たりゼロ成長ケース

(全要素生産性 (TFP) 上昇率 0.2%、一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ)

年度	総労働時間		全要素生産性	資本分配率	資本減耗率	総投資率	実質GDP	資本	資本成長率	実質経済	労働時間あたり	利率	雇用者年金	雇用者年金被	資本係数	税一補助金を
	伸び率	②	上昇率(TFP)	④	⑤	⑥	(2015年基準)	⑧	⑨	成長率	実質経済成長率	⑫	平均労働時間	保険者の平均労働	(資本のGDP	控除したGDP
	①						潜在ベース	⑦					⑬	時間伸び率	比)	⑰
	億時間・年度						兆円	兆円					通称・年度			兆円
4 (2022)	1,222		0.70%	41.7%	6.7%	26.1%	572.2	2,173.7				3.3%	168.5		380%	525.5
5 (2023)	1,220	-0.2%	0.65%	43.3%	7.0%	22.3%	575.7	2,177.1	0.2%	0.6%	0.80%	3.5%	168.4	0.0%	378%	527.3
6 (2024)	1,218	-0.2%	0.60%	43.3%	7.0%	22.7%	575.8	2,152.1	-1.1%	0.0%	0.18%	3.6%	168.2	-0.1%	374%	527.4
7 (2025)	1,216	-0.1%	0.55%	43.3%	7.0%	23.0%	576.1	2,131.5	-1.0%	0.1%	0.20%	3.7%	168.1	-0.1%	370%	527.7
8 (2026)	1,209	-0.6%	0.50%	43.3%	7.0%	23.3%	574.8	2,114.3	-0.8%	-0.2%	0.43%	3.7%	168.1	0.0%	368%	526.5
9 (2027)	1,199	-0.8%	0.50%	43.3%	7.0%	23.5%	573.4	2,099.5	-0.7%	-0.2%	0.53%	3.8%	168.1	0.0%	366%	525.2
10 (2028)	1,190	-0.8%	0.50%	43.3%	7.0%	23.6%	572.1	2,086.4	-0.6%	-0.2%	0.58%	3.8%	168.1	0.0%	365%	524.0
11 (2029)	1,179	-0.8%	0.50%	43.3%	7.0%	23.7%	570.9	2,074.6	-0.6%	-0.2%	0.62%	3.9%	168.0	0.0%	363%	522.9
12 (2030)	1,169	-0.8%	0.50%	43.3%	7.0%	23.8%	569.7	2,063.9	-0.5%	-0.2%	0.65%	3.9%	168.0	0.0%	362%	521.8
13 (2031)	1,158	-1.0%	0.50%	43.3%	7.0%	23.9%	568.3	2,054.3	-0.5%	-0.2%	0.71%	3.9%	168.0	0.0%	361%	520.5
14 (2032)	1,145	-1.2%	0.50%	43.3%	7.0%	23.9%	566.4	2,045.5	-0.4%	-0.3%	0.81%	3.9%	167.9	0.0%	361%	518.8
15 (2033)	1,131	-1.2%	0.50%	43.3%	7.0%	24.0%	564.4	2,037.2	-0.4%	-0.3%	0.84%	4.0%	167.9	0.0%	361%	517.0
16 (2034)	1,117	-1.2%	0.20%	43.3%	7.0%	24.0%	560.6	2,029.2	-0.4%	-0.7%	0.57%	3.9%	167.9	0.0%	362%	513.5
17 (2035)	1,104	-1.2%	0.20%	43.3%	7.0%	23.9%	556.8	2,020.9	-0.4%	-0.7%	0.56%	3.9%	167.8	0.0%	363%	510.0
18 (2036)	1,093	-0.9%	0.20%	43.3%	7.0%	23.8%	553.9	2,011.9	-0.4%	-0.5%	0.41%	3.9%	167.8	0.0%	363%	507.3
19 (2037)	1,081	-1.1%	0.20%	43.3%	7.0%	23.8%	550.5	2,002.4	-0.5%	-0.6%	0.46%	3.9%	167.8	0.0%	364%	504.2
20 (2038)	1,069	-1.1%	0.20%	43.3%	7.0%	23.8%	546.9	1,992.6	-0.5%	-0.6%	0.47%	3.8%	167.8	0.0%	364%	501.0
21 (2039)	1,057	-1.2%	0.20%	43.3%	7.0%	23.7%	543.3	1,982.4	-0.5%	-0.7%	0.48%	3.8%	167.8	0.0%	365%	497.6
22 (2040)	1,045	-1.2%	0.20%	43.3%	7.0%	23.7%	539.5	1,971.9	-0.5%	-0.7%	0.47%	3.8%	167.8	0.0%	365%	494.1
23 (2041)	1,033	-1.1%	0.20%	43.3%	7.0%	23.6%	535.9	1,960.9	-0.8%	-0.7%	0.43%	3.8%	167.8	0.0%	366%	490.9
24 (2042)	1,022	-1.1%	0.20%	43.3%	7.0%	23.6%	532.3	1,949.7	-0.6%	-0.7%	0.44%	3.8%	167.9	0.0%	366%	487.5
25 (2043)	1,010	-1.1%	0.20%	43.3%	7.0%	23.6%	528.5	1,938.2	-0.6%	-0.7%	0.44%	3.8%	167.9	0.0%	367%	484.1
26 (2044)	998	-1.2%	0.20%	43.3%	7.0%	23.5%	524.7	1,926.4	-0.6%	-0.7%	0.44%	3.8%	167.9	0.0%	367%	480.6
27 (2045)	987	-1.2%	0.20%	43.3%	7.0%	23.5%	520.9	1,914.5	-0.6%	-0.7%	0.43%	3.8%	167.9	0.0%	368%	477.1
28 (2046)	975	-1.2%	0.20%	43.3%	7.0%	23.5%	517.1	1,902.3	-0.6%	-0.7%	0.42%	3.7%	167.9	0.0%	368%	473.7
29 (2047)	964	-1.1%	0.20%	43.3%	7.0%	23.5%	513.4	1,889.9	-0.6%	-0.7%	0.41%	3.7%	167.9	0.0%	368%	470.2
30 (2048)	953	-1.1%	0.20%	43.3%	7.0%	23.4%	509.8	1,877.6	-0.7%	-0.7%	0.40%	3.7%	167.9	0.0%	369%	466.8
31 (2049)	943	-1.1%	0.20%	43.3%	7.0%	23.4%	506.0	1,864.6	-0.7%	-0.7%	0.39%	3.7%	167.9	0.0%	369%	463.4
32 (2050)	933	-1.1%	0.20%	43.3%	7.0%	23.4%	502.4	1,852.2	-0.7%	-0.7%	0.37%	3.7%	167.9	0.0%	369%	460.2
33 (2051)	923	-1.1%	0.20%	43.3%	7.0%	23.4%	498.9	1,839.5	-0.7%	-0.7%	0.36%	3.7%	167.9	0.0%	369%	457.0
34 (2052)	913	-1.0%	0.20%	43.3%	7.0%	23.4%	495.5	1,826.8	-0.7%	-0.7%	0.35%	3.7%	167.9	0.0%	369%	453.9
35 (2053)	904	-1.0%	0.20%	43.3%	7.0%	23.4%	492.2	1,814.3	-0.7%	-0.7%	0.34%	3.7%	167.9	0.0%	369%	450.8
36 (2054)	895	-1.0%	0.20%	43.3%	7.0%	23.4%	488.9	1,801.8	-0.7%	-0.7%	0.33%	3.7%	167.9	0.0%	369%	447.8
37 (2055)	886	-1.0%	0.20%	43.3%	7.0%	23.4%	485.7	1,789.5	-0.7%	-0.7%	0.33%	3.7%	167.9	0.0%	368%	444.9
38 (2056)	878	-1.0%	0.20%	43.3%	7.0%	23.4%	482.6	1,777.4	-0.7%	-0.6%	0.33%	3.7%	167.9	0.0%	368%	442.0
39 (2057)	870	-1.0%	0.20%	43.3%	7.0%	23.4%	479.5	1,765.4	-0.7%	-0.6%	0.33%	3.7%	167.9	0.0%	368%	439.2
40 (2058)	861	-1.0%	0.20%	43.3%	7.0%	23.4%	476.5	1,753.3	-0.7%	-0.6%	0.33%	3.7%	167.9	0.0%	368%	436.4
41 (2059)	853	-1.0%	0.20%	43.3%	7.0%	23.4%	473.4	1,741.9	-0.7%	-0.6%	0.33%	3.7%	167.9	0.0%	368%	433.6
42 (2060)	844	-1.0%	0.20%	43.3%	7.0%	23.5%	470.4	1,730.4	-0.7%	-0.6%	0.33%	3.7%	167.9	0.0%	368%	430.9
43 (2061)	836	-1.0%	0.20%	43.3%	7.0%	23.5%	467.4	1,719.0	-0.7%	-0.6%	0.34%	3.7%	167.9	0.0%	368%	428.1
44 (2062)	828	-1.0%	0.20%	43.3%	7.0%	23.5%	464.4	1,707.7	-0.7%	-0.6%	0.34%	3.7%	167.8	0.0%	368%	425.4
45 (2063)	820	-1.0%	0.20%	43.3%	7.0%	23.5%	461.5	1,696.6	-0.7%	-0.6%	0.34%	3.8%	167.8	0.0%	368%	422.7
推計方法		前年度の⑦ (×1当年度の⑩)	前年度の⑧ (×1当年度の⑩)	前年度の⑨ (×1当年度の⑩)	③+④×⑤ (+1-④)×②		⑩-②		④×⑦÷⑤		⑧÷⑦		⑦×(1-GDPに 対する税一補助 金の割合)			
		2034～2053年度(20年間) 平均		-0.68%		0.43%	3.79%	167.9	0.00%							
		2034～2056年度(25年間) 平均		-0.68%		0.41%	3.78%	167.9	0.00%							
		2034～2063年度(30年間) 平均		-0.67%		0.40%	3.77%	167.9	0.00%							

マクロ経済に関する試算結果については、第3-4-28表に「実質経済成長率」、「労働時間当たり実質経済成長率（労働生産性上昇率）」及び「利潤率」の長期の平均値の一覧を示している。

実際に長期の経済前提として用いる数値については、各シナリオにおいて、推計の適用期間が3通り（20年間、25年間、30年間）あるが、これらの幅で示された結果の中央値を採用している。

なお、「利潤率」については、足下10年間（令和6（2024）～令和15（2033）年度）の結果も示しているが、これは、後述する実質運用利回り（対物価）の設定に当たって必要となるためである。

第3-4-28表 マクロ経済に関する試算結果（一覧）

中長期試算 との接続	長期の前提				推計値									
	労働力に 関する 設定	ケース	全要素 生産性 上昇率 〔2034年度 以降〕	資本分配率 資本減耗率 の設定	実質経済成長率（一国経済、年率）			労働時間当たり実質経済成長率			利潤率			
					経済モデルの適用期間			経済モデルの適用期間			経済モデルの適用期間			
					20年間 (2034- 2053)	25年間 (2034- 2058)	30年間 (2034- 2063)	20年間 (2034- 2053)	25年間 (2034- 2058)	30年間 (2034- 2063)	足下10年間 (2024- 2033)	20年間 (2034- 2053)	25年間 (2034- 2058)	30年間 (2034- 2063)
成長実現 ケースに接 続	成長実現・労働 参加進展シ ナリオ	高成長実 現ケース	1.4 %	30年平均 資本分配率 (43.3%) 資本減耗率 (7.0%)	1.60%	1.57%	1.56%	2.40%	2.41%	2.42%	4.46%	5.33%	5.32%	5.32%
参考ケース に接続		成長型経 済移行・ 継続ケー ス	1.1 %		1.11%	1.08%	1.06%	1.91%	1.92%	1.92%	4.33%	5.02%	5.00%	4.99%
ベースライン ケースに接 続	成長率ベース ライン・労働参 加漸進シナリ オ	過去30年 投影ケー ス	0.5 %		-0.03%	-0.04%	-0.05%	0.91%	0.91%	0.90%	4.02%	4.25%	4.23%	4.22%
	一人当たりゼロ 成長・労働参 加現状シナリ オ	1人当たり ゼロ成長 ケース	0.2 %		-0.68%	-0.68%	-0.67%	0.43%	0.41%	0.40%	3.83%	3.79%	3.78%	3.77%

実質経済成長率について、長期の経済前提として用いる令和16（2034）年度以降の30年間の平均を取ると、①高成長実現ケースでは1.6%、②成長型経済移行・継続ケースでは1.1%と、実質プラス成長を想定したものとなっている。一方、③過去30年投影ケースでは▲0.1%、④1人当たりゼロ成長ケースでは▲0.7%と、実質マイナス成長の経済が想定されたものとなっている（第3-4-29表）。

第3-4-29表 実質経済成長率の想定（2034～2063年度の30年平均）

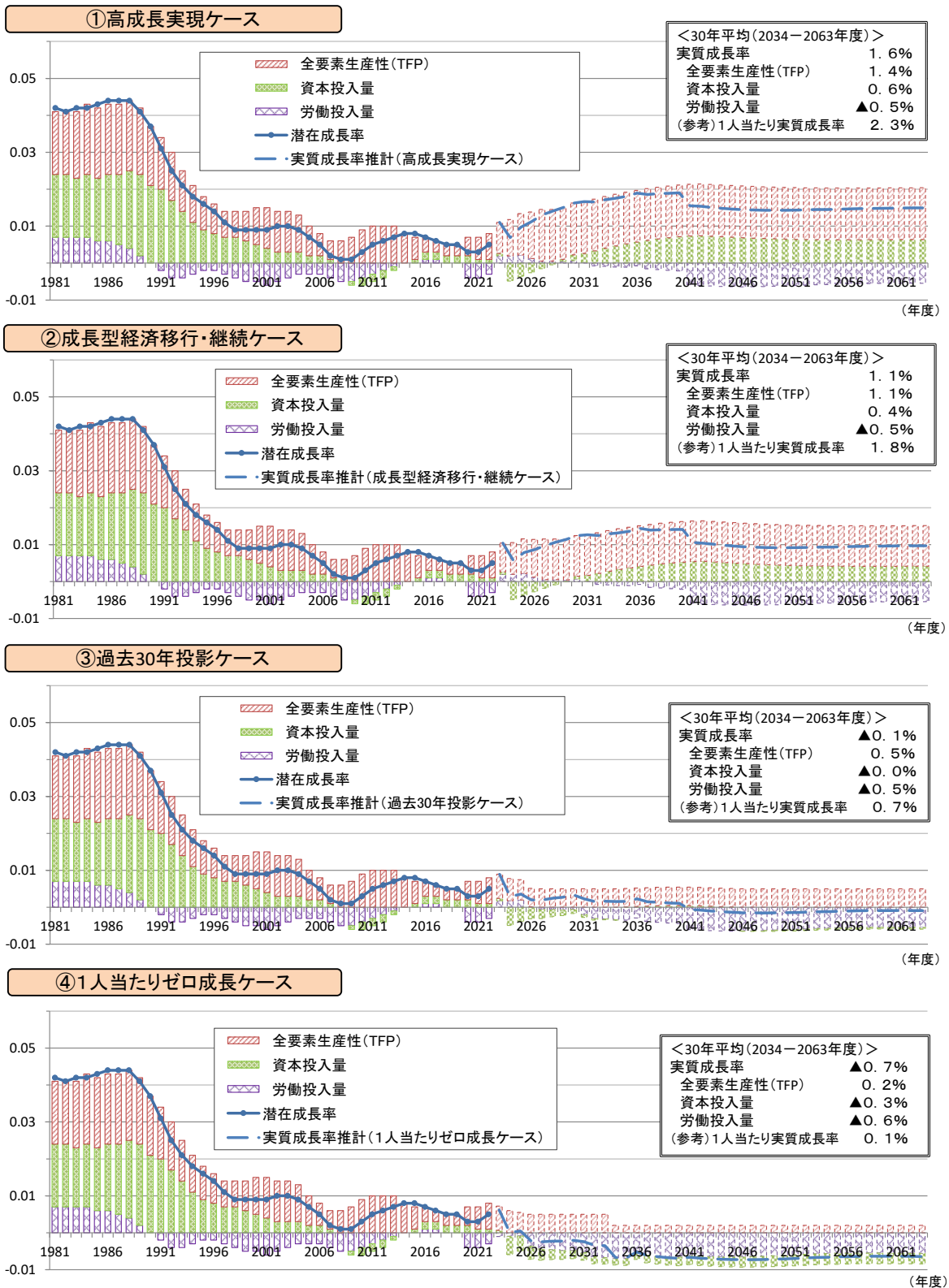
①高成長実現ケース	1.6 %
②成長型経済移行・継続ケース	1.1 %
③過去30年投影ケース	▲0.1 %
④1人当たりゼロ成長ケース	▲0.7 %

実質経済成長率の推計結果を全要素生産性（TFP）、資本投入量、労働投入量に要因分解すると、労働力需給推計の推計期間が令和 22(2040)年までであり、それ以降、令和 22(2040)年度の値で一定と仮定しているため、令和 22(2040)年度以降の労働投入量の動向は人口減の影響を受けたものとなっている。

また、令和 12(2030)年度以降は、人口減少も本格化するため、参考に総人口一人当たりの実質経済成長率も示しているが、③過去 30 年投影ケースや④1 当たりゼロ成長ケースでは、マクロの実質経済成長率はマイナスであるものの、総人口一人当たりで見ればプラスを維持している（第 3－4－30 図）。

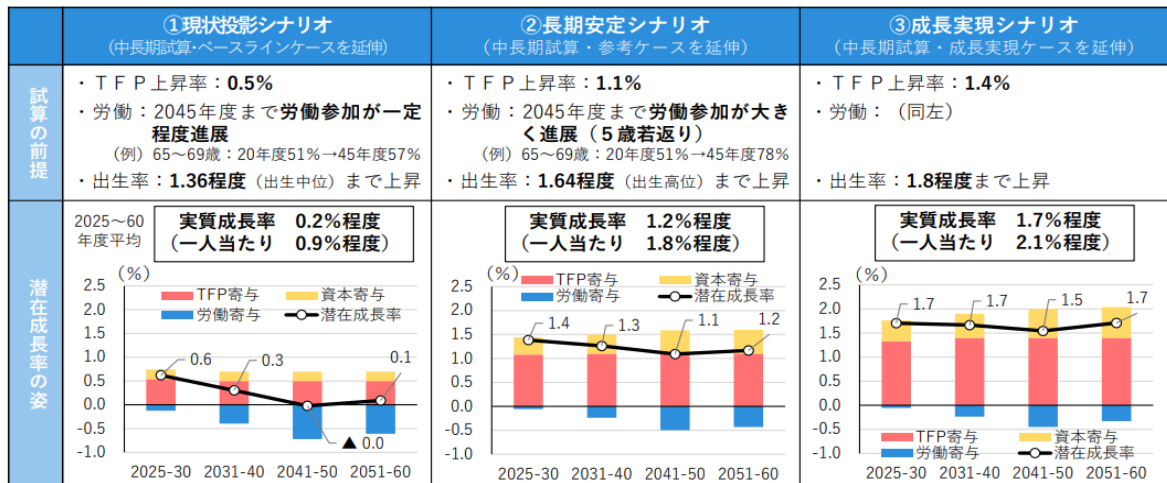
また、これらの試算結果と内閣府の長期推計による実質経済成長率の見通しを比較すると、人口・労働参加の前提や平均を取る期間の違いはあるものの、概ね近いものとなっていることが確認できる（第 3－4－31 図）。

第3-4-30図 潜在成長率の推移と実質経済成長率の推計結果



【資料】2022年度までの潜在成長率とその内訳は2023年10-12月期四半期別GDP速報(1次速報値)ベース。
2023年度以降の棒グラフは、実質経済成長率の推計結果を全要素生産性、資本投入量、労働投入量に要素分解したもの。
注：労働投入量は労働力需給推計を基に数理課において推計

第3-4-31図 長期推計の見通し

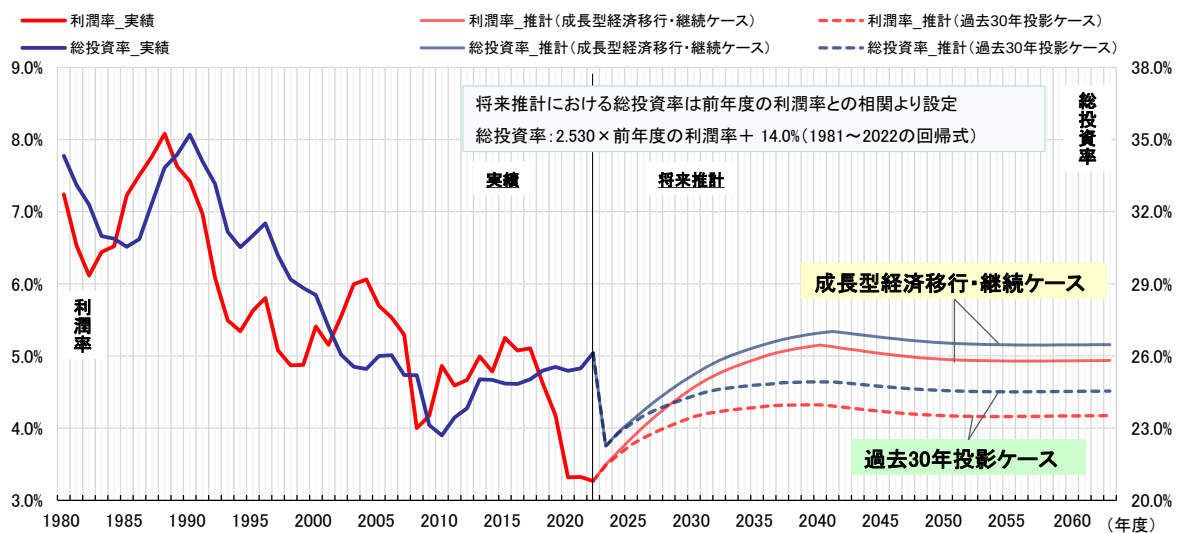


(資料) 令和6年第3回経済財政諮問会議 資料5 中長期的に持続可能な経済社会の検討に向けて②(内閣府)

今回のマクロ経済に関する試算では、将来の総投資率を前年度の利潤率を説明変数とする回帰式により推計することとされたことから、総投資率と利潤率の動向は概ね同様のものとなる。総投資率と利潤率の試算結果を確認すると、直近の実績である令和4(2022)年度の利潤率が大きく低下しているため、その影響を受ける翌年度の総投資率は大きく低下する見通しになっており、それ以降は両者とも緩やかに回復する見通しとなっている(第3-4-32図)。

第3-4-32図 総投資率と利潤率の試算結果

【総投資率と利潤率】



【資料】実績は「2022年度国民経済計算(2015年基準・2008SNA)」(内閣府)より作成。将来推計は、各ケースの各種パラメータを基に試算したもの。
1993年度以前の数値は、2019年財政検証時と同様の手法で遡及推計したもの。

7. 近年の我が国経済の中長期的動向と実質賃金上昇率の設定

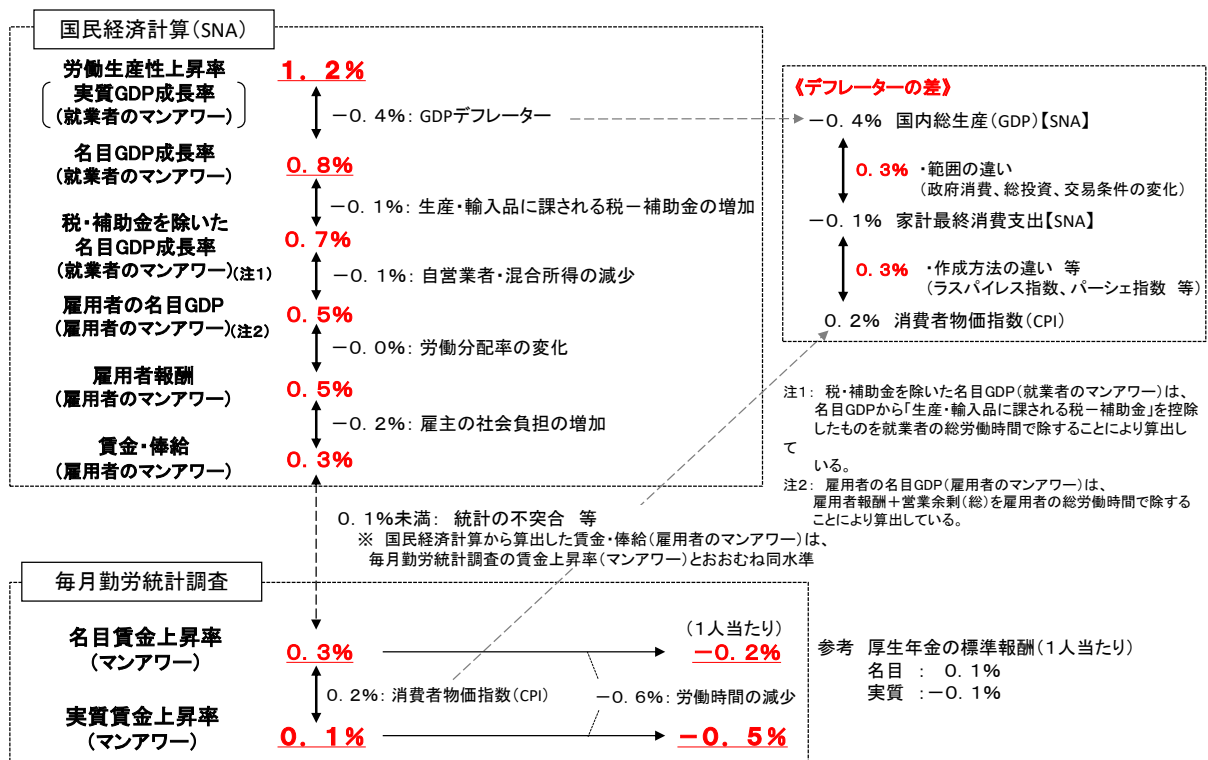
(1) 近年の我が国経済の中長期的動向

実質賃金上昇率は、長期的にみると労働生産性の上昇（労働時間当たり実質GDP 成長率）に伴い労働時間当たりの賃金も上昇するという考え方にに基づき設定される。一方で、諸外国では労働生産性の向上に伴って実質賃金が上昇する傾向がみられているものの、バブル崩壊後の我が国の経済状況を顧みると必ずしも実質経済成長が賃金上昇に結びついていない。

実際、平成7（1995）年から令和4（2022）年の28年間でみると、労働生産性上昇率（労働時間当たり実質経済成長率）は年平均1.2%となっているが、毎月勤労統計のマンアワーベースの実質賃金上昇率は0.1%と差がある。

そこで、実質賃金上昇率の設定にあたって考慮すべき要素を検討するため、専門委員会においてこの差の要因について分析を行った。要因分析の結果をまとめたのが第3-4-33図である。

第3-4-33図 マンアワーベースの平均伸び率の比較（1995～2022）



要因分析の結果をみると「雇主の社会負担」、「生産・輸入品に課される税・補助金」、「自営業者、混合所得等」の影響もあるものの、「実質化する際のデフレーターの違い」の寄与が大きいことが確認できる。そのため、以下では主に「実質化する際のデフレーターの違い」について確認する。

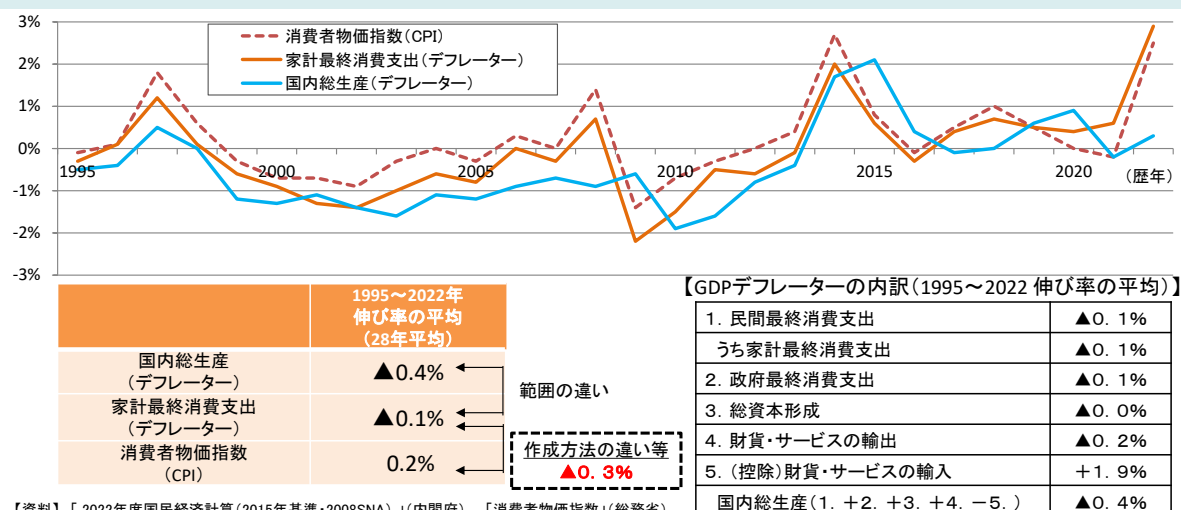
28年間の平均でみた労働時間当たりの実質経済成長率（1.2％）とマンアワーベースの実質賃金上昇率（0.1％）の差は1.1％であるが、この差の要因のおよそ半分は実質化する際に使用するデフレーターとの差（0.6％）である。国民経済計算で計算されるGDPはGDPデフレーターにより実質化されるが、賃金上昇率は消費者物価指数（CPI）により実質化される。このデフレーターとの差の要因として、さらに内訳をみていくと次の2つの要因が考えられる。

- ① 消費者物価指数は家計消費を対象を限定しているのに対し、GDPデフレーターは設備投資や輸出入の影響も考慮しており、対象範囲が異なること
- ② 消費者物価指数はラスパイレス算式、GDPデフレーターはパーシェ算式と、採用している算式の違いがあること

そこで、①の影響を見るため、GDPデフレーター上昇率について、対象範囲を消費者物価指数（CPI）に近い家計最終消費支出に限定すると、消費者物価指数（CPI）上昇率とおおむね同様の傾向で推移するが、水準は消費者物価指数（CPI）上昇率の方が高くなっている。平均上昇率をみるとGDPデフレーターが▲0.4％、家計最終消費支出デフレーターが▲0.1％、消費者物価指数（CPI）が0.2％となる。GDPデフレーターと家計最終消費支出デフレーターの差（▲0.3％）が①の対象範囲の違いとなり、家計最終消費支出デフレーターと消費者物価指数（CPI）の差（▲0.3％）が概ね②の算式の違いに相当すると考えられる（第3－4－34図）。

第3－4－34図 GDPデフレーターと消費者物価指数（CPI）の変化率の推移

○ GDPデフレーターの上昇率について、対象範囲を家計最終消費支出に限定すると、消費者物価指数上昇率とほぼ同様の傾向で推移するが、消費者物価指数上昇率の方が高水準。



算式の違いについては、ラスパイレス算式を採用する消費者物価指数の方が高い水準となっているが、これは、加重平均をとる時点の違い（数量ウェイトをラスパイレス算式は基準時点で固定し、パーシェ算式は直近の比較時点を採用）の影響と考えられる。一般に指数が下落した品目のウェイトは拡大するため、直近

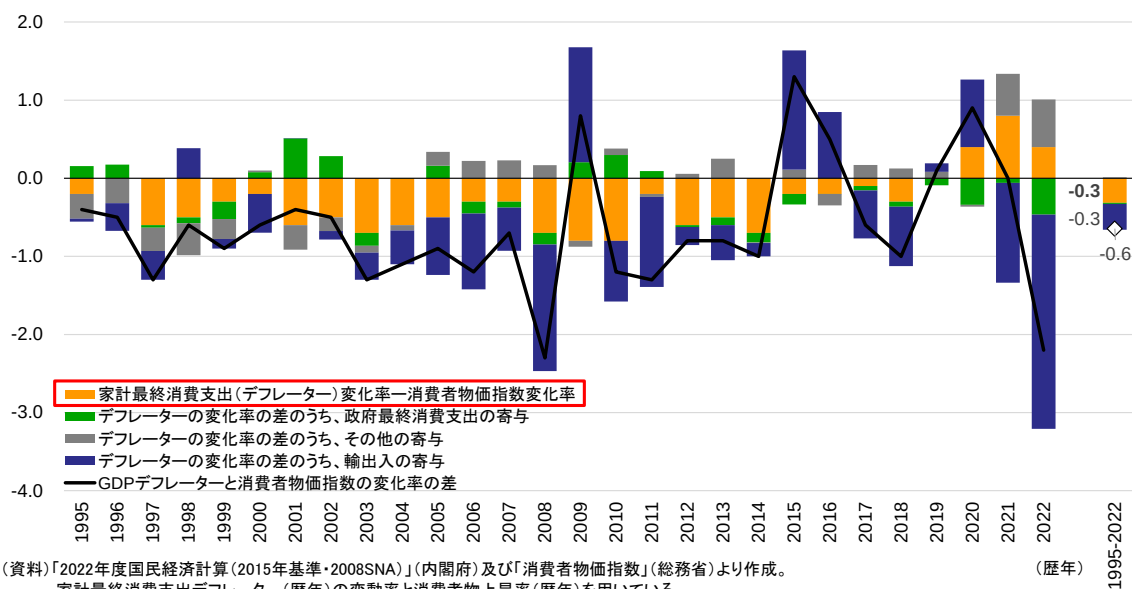
の比較時点を採用するパーシェ算式の方が指数は低くなるといわれている。

範囲の違いについては、家計最終消費支出と比較し輸出物価の下落が大きく、輸入物価が上昇していること（輸出は控除項目であるためマイナスに影響）が影響している。すなわち、範囲の違いによる差は、交易条件の悪化による GDP デフレーターの低下の影響を受けている。

GDP デフレーターと消費者物価指数の変化率の差について要因分解したものの推移をみると、家計最終消費支出のデフレーターと消費者物価指数（CPI）の変化率との差である算式の違いは令和 2（2020）年から令和 4（2022）年を除いて、マイナスに寄与していることが分かる。なお、令和 2（2020）年以降新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえた様々な政策により、令和元（2019）年以前に比べ、動向に変化があったものと考えられる。また、全体としてみると、輸出入のマイナスの寄与も大きくなっているが、これは交易条件の悪化によるものである。（第 3－4－35 図）。

第 3－4－35 図 GDP デフレーターと消費者物価指数（CPI）の変化率の差の要因分解の推移

○ GDPデフレーターと消費者物価指数(CPI)の変化率の差の要因についてみると、家計最終消費支出のデフレーターとCPIの変化率との差が2020年～2022年を除いて、マイナスに寄与している。

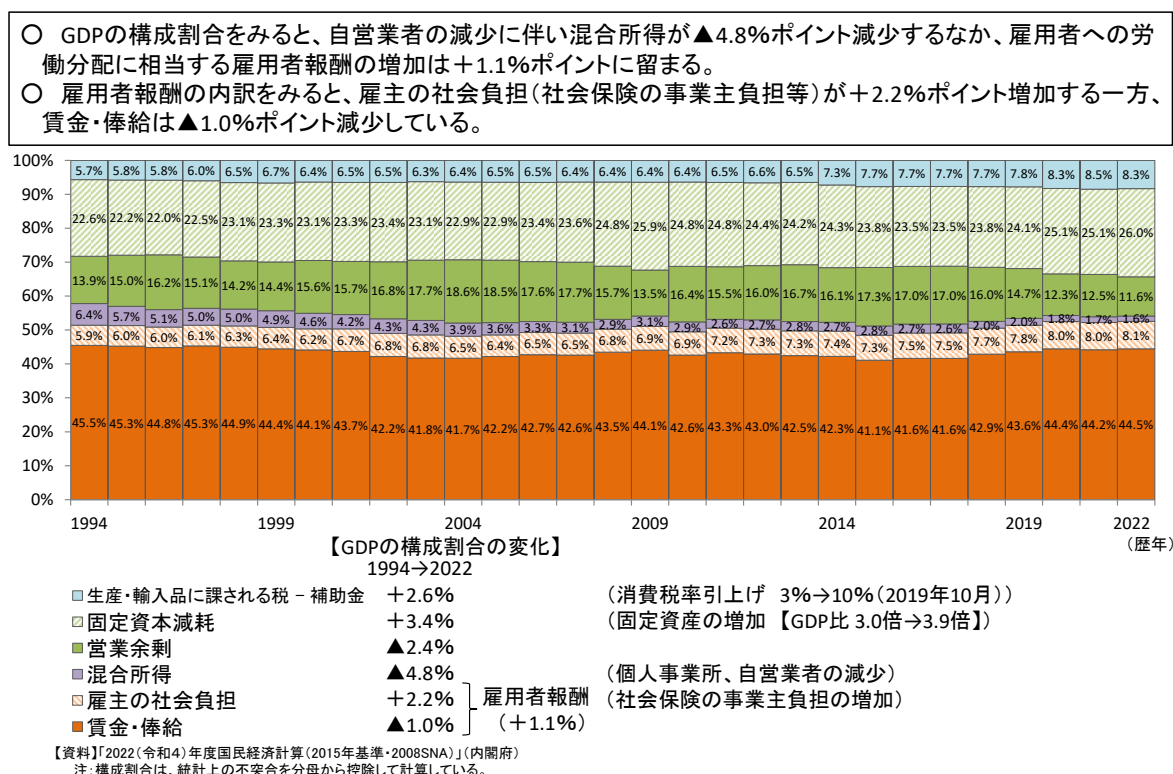


次に、国民経済計算における GDP の構成割合の変化を平成 6（1994）年から令和 4（2022）年の間でみると、自営業者の減少に伴い混合所得が▲4.8%ポイント減少するなか、雇用者への労働分配に相当する雇用者報酬の増加は+1.1%ポイントに留まっている。雇用者報酬の内訳をみると、雇主の社会負担（社会保険の事業主負担等）が+2.2%ポイント増加する一方、賃金・俸給は▲1.0%ポイント減少

している（第3－4－36図）。

ただし、雇主の社会負担の増加が長期的に継続するかどうかは、平成16(2004)年度以降年金保険料は引き上げられてきたが平成29(2017)年9月に上限に達し固定されていること、また、医療保険料についても平成22(2010)年度以降は概ね横ばいとなっていることに留意が必要である。

第3－4－36図 国内総生産（GDP）の構成割合の変化



以上の分析結果を踏まえ、実質賃金上昇率と労働生産性上昇率の間にある乖離の要因には、「雇主の社会負担」、「生産・輸入品に課される税－補助金」、「自営業者、混合所得等」の影響もあるものの、特にデフレーターの違いによる影響が大きいことを確認できた。

（2）実質賃金上昇率の設定

専門委員会においては、先の要因分析を踏まえ、財政検証がおおむね100年にわたる超長期の推計であることを踏まえると、足下の一時的な変動にとらわれず設定する必要があり、この観点からは「労働分配率の低下」、「雇主の社会負担の増加」、「交易条件の悪化」という状態の変化が、将来にわたり一定方向に続くと仮定することは必ずしも適切ではないと整理された。

一方、GDPデフレーターの変化率と消費者物価指数の変化率の差のうち、「作

成方法等の違い」により生じている部分については、我が国の毎年の動向を見ても多くの年において実質賃金上昇率にマイナスの影響を与えていることが確認されたため、前回同様、将来にわたり続くことを想定し考慮することとされた。

具体的には、労働生産性上昇率から実質賃金上昇率を計算する際に、家計最終消費支出デフレーターの変化率と消費者物価指数の変化率の差▲0.3%（平成7（1995）から令和4（2022）年平均）を反映することとされた。

また、専門委員会において、第3章第4節の2（2）で労働生産性上昇率と賃金上昇率の乖離についての検証結果から、今回の実質賃金上昇率の設定に当たり、我が国の将来を考えると、今後、女性や高齢者の就業率が高い水準に到達するなかで労働力不足が続くことが見込まれることを踏まえると、状況が変わる転換点にある可能性も視野に入れなければいけないとの指摘もあり、労働生産性の向上に伴い実質賃金も上昇する仮定を置くことは妥当とされた。

以上より、実質賃金上昇率は、長期的にみると労働生産性の上昇（労働時間当たり実質 GDP 成長率）に伴い労働時間当たりの賃金も上昇するという考え方に基づき設定されるものの、実質化するデフレーターの差のうち、算式の違いによるデフレーターの差も考慮することとし、次式により設定することとされた。

労働時間当たり実質賃金上昇率

$$\begin{aligned} &= \text{労働時間当たり実質 GDP 成長率} \\ &\quad + (\text{GDP デフレーター上昇率} - \text{消費者物価指数 (CPI) 上昇率}) \end{aligned}$$

実質賃金上昇率（被保険者1人当たり実質賃金上昇率）

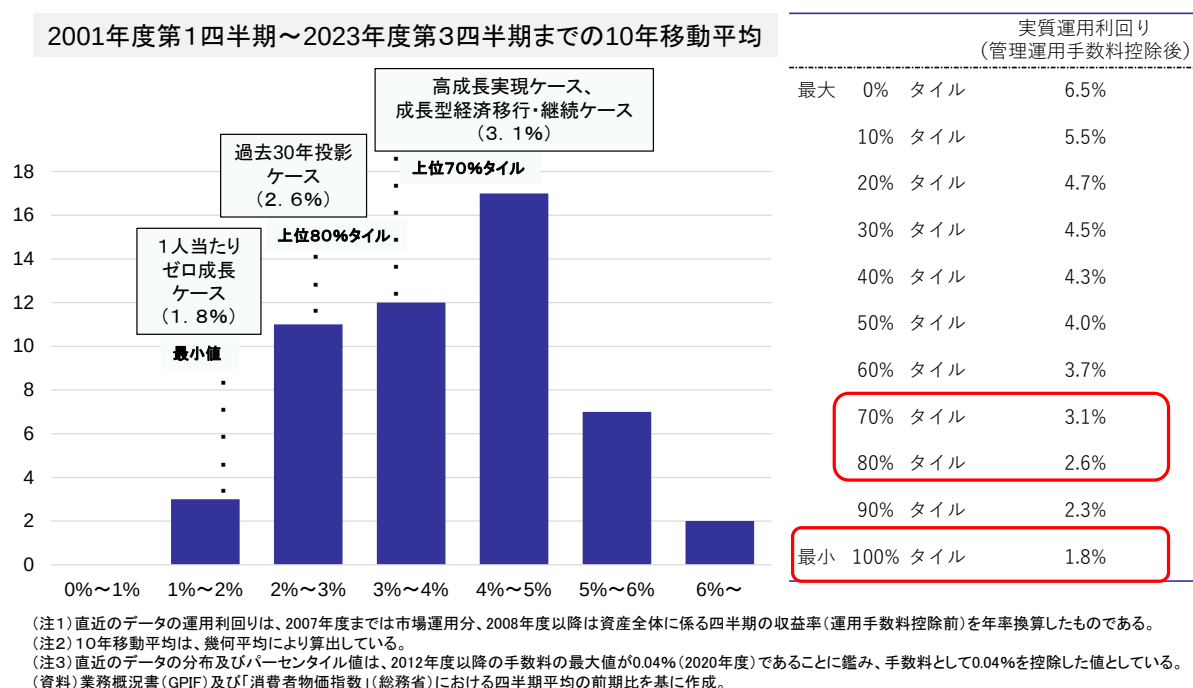
$$\begin{aligned} &= \text{労働時間当たり実質賃金上昇率} \\ &\quad + \text{厚生年金被保険者の平均労働時間の変化率} \end{aligned}$$

8. 実質運用利回り及びスプレッド（実質的な運用利回り）の設定

今回の財政検証における実質運用利回りについては、GPIF の運用実績を活用して設定することとされた。また、活用にあたっては、単に過去の GPIF の運用実績をそのまま利用するのではなく、経済モデルから設定される実質賃金上昇率と整合的に設定する観点から、将来の動向について、経済モデルから算出される利潤率の動向を踏まえて設定することとされた。

具体的には、次式のとおり、GPIF の実質運用利回りの実績を基礎に、経済モデルから推計される利潤率の変化率を乗じて推計し設定されている。

第3-4-37図 GPIFの実質運用利回り（対物価）（10年移動平均）の分布
（2001年度第1四半期～2023年度第3四半期）

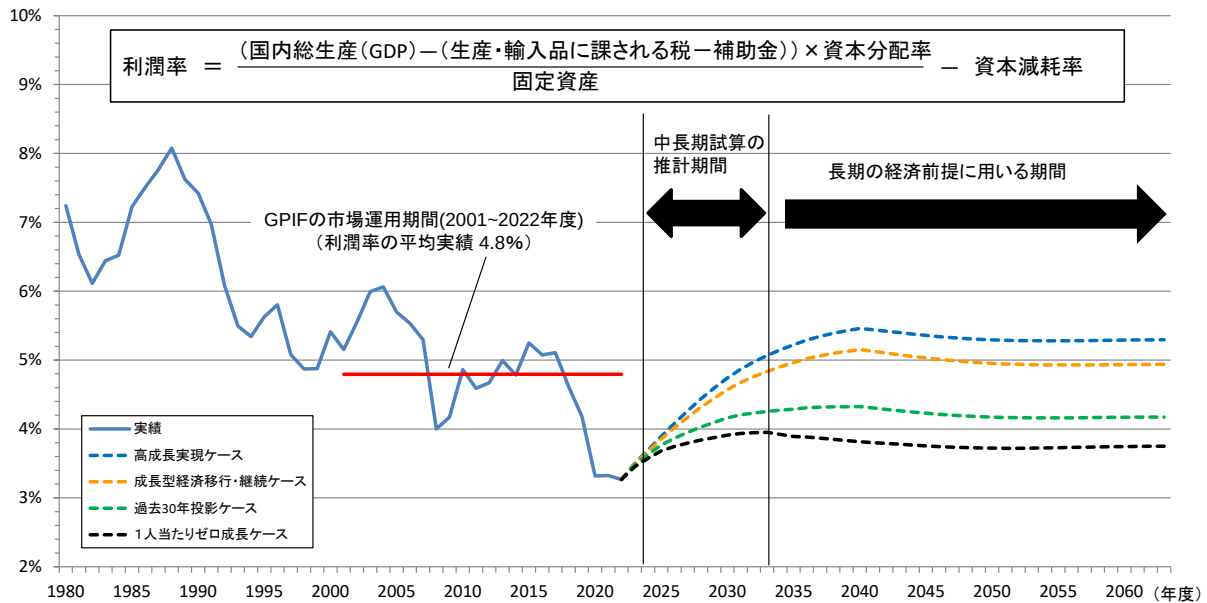


将来の長期の実質運用利回りは、前述の計算式のとおり、シナリオ毎の GPIF の実質運用利回り（対物価）に長期の経済前提に用いる令和 16(2034)年度以降の推計期間における経済モデルから推計された利潤率倍率を乗じて推計された。

- ①高成長実現ケース : 3.4%
- ②成長型経済移行・継続ケース : 3.2%
- ③過去30年投影ケース : 2.2%
- ④1人当たりゼロ成長ケース : 1.4%

この利潤率倍率は、GPIF の市場運用を開始した平成 13(2001)年度から令和 4(2022)年度までの利潤率の実績平均(4.8%)とマクロ試算の結果から推計された利潤率から計算されるものである(第3-4-38図)。

第 3－4－38 図 利潤率の推移



【資料】実績は「2022年度国民経済計算（2015年基準・2008SNA）」（内閣府）より作成。
1993年度以前の数値は、2019年財政検証時と同様の手法で遡及推計したもの

ケース	利潤率の実績 GPIFの 市場運用開始 (2001-2022平均)	経済モデルの適用期間			
		足下10年間 (2024-2033)	20年間 (2034-2053)	25年間 (2034-2058)	30年間 (2034-2063)
高成長実現 ケース	4.80%	4.46%	5.33%	5.32%	5.32%
成長型経済移行・ 継続ケース		4.33%	5.02%	5.00%	4.99%
過去30年投影 ケース		4.02%	4.25%	4.23%	4.22%
1人当たりゼロ成 長ケース		3.83%	3.79%	3.78%	3.77%

専門委員会において、第3章第4節の2（2）で諸外国の年金基金等の長期の運用実績と過去の財政検証の実質的な運用利回り（スプレッド）の比較結果から、実質的な運用利回りの設定に当たっては、将来、日本の実質賃金上昇に転じれば、実質的な運用利回り（スプレッド）にはマイナスに寄与するものの、実質賃金の上昇が見られる先進諸国の年金基金においても、これまでの財政検証の前提を上回っていることや GPIF は海外の年金基金と同様に長期分散投資によりグローバルな運用を行っていることを考慮する必要があるとされ、賃金上昇率を上回る実質的な運用利回り（スプレッド）は、上式により設定された実質運用利回りから先に述べた方法により設定された実質賃金上昇率を控除することにより計算することが妥当とされた。

なお、前回の財政検証で最も低い経済成長を仮定したケースVIにおいては、イールドカーブを用いた方法を採用していたが、GPIF のポートフォリオにおいて、金利と関係の深い国内債券の割合は低下し 25%となっていることに加え、イールド

ドカーブから求められたフォワードレートの動きは不安定であり、ある特定の時点のイールドカーブを用いて長期の運用利回りの設定することは適当ではないことから、今回の実質運用利回りの設定に当たっては全てのケースにおいて、GPIFの運用実績を活用する方法を用いることが適当とされた。

9. 足下の経済前提の設定と長期の経済前提

(1) 足下の経済前提の設定

足下の経済前提の設定については、平成 16(2004)年財政再計算より内閣府の中長期試算に準拠して設定されており、今回の財政検証においても同様に、令和 15(2033)年度までの足下の実質賃金上昇率及び物価上昇率については、内閣府が作成した「中長期の経済財政に関する試算」(令和 6(2024)年 1 月 22 日)において示されている賃金上昇率や物価上昇率の見通しに準拠して設定することとされた。

具体的には、内閣府の中長期試算は令和 15(2033)年度までが対象期間とされており、この期間におけるマクロ経済の姿(経済成長率、物価上昇率、失業率、長期金利等)、国・地方の財政の姿(基礎的財政収支、財政収支、公債等残高)及び国の一般会計の姿(基礎的財政収支対象経費、国債費、税収、その他収入等)が試算されている。令和 15(2033)年度までの足下の実質賃金上昇率や物価上昇率は、後述する中長期試算の成長実現ケース、参考ケース及びベースラインケースのそれぞれに準拠して設定されている。

この内閣府の中長期試算については、経済財政諮問会議の審議のための参考として、内閣府が作成し、提出されているものであるが、経済・財政・社会保障を一体的にモデル化した内閣府の計量モデル(経済財政モデル)を基礎としている。したがって、成長率、物価及び金利などはモデルから試算されるものであり、あらかじめ設定したものではなく、また、試算の内容は、種々の不確実性を伴うため相当な幅を持って理解される必要があるとされている。

令和 6(2024)年 1 月の中長期試算は、各種経済統計の実績値を反映するとともに、令和 6(2024)年度までの経済動向については政府経済見通し(「令和 6 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(2023 年 12 月 21 日閣議了解)」)等を織り込んで推計している。

令和 7(2025)年度以降については、GDP や物価動向等の経済の中長期的な展望を比較できるよう、全要素生産性(TFP)上昇率が直近の景気循環の平均並みで将来にわたって推移する想定「ベースラインケース」と全要素生産(TFP)上昇率がデフレ状況に入る前の期間の平均程度まで高まる想定「成長実現ケース」が

示されている。これらの主なマクロ経済の前提は以下のとおりである。

＜ベースラインケース＞

①全要素生産性（TFP）上昇率

将来にわたって 0.5%程度（2012 年 10－12 月期～2020 年 4－6 月期（第 16 循環）の平均）で推移。

②労働参加率

性別・年齢階層別労働参加率が、平成 30 年度雇用政策研究会（2019 年 1 月 15 日）において示された「経済成長と労働参加が一定程度進むケース」の労働力需給推計を踏まえ推移（例えば、25～44 歳女性の労働参加率は、2022 年度の 82%程度から 2033 年度の 90%程度まで徐々に上昇。また、65～69 歳男性の労働参加率は、2022 年度の 63%程度から 2033 年度の 66%程度まで、65～69 歳女性の労働参加率は、2022 年度の 42%程度から 2033 年度の 50%程度まで徐々に上昇）。

＜成長実現ケース＞

①全要素生産性（TFP）上昇率

日本経済がデフレ状況に入る前の期間（1980 年 4－6 月期～1999 年 1－3 月期）の平均である 1.4%に到達。

②労働参加率

性別・年齢階層別労働参加率は、平成 30 年度雇用政策研究会（2019 年 1 月 15 日）において示された「経済成長と労働参加が進むケース」の労働力需給推計を踏まえ推移（例えば、25～44 歳女性の労働参加率は、2022 年度の 82%程度から 2033 年度の 91%程度まで徐々に上昇。また、65～69 歳男性の労働参加率は、2022 年度の 63%程度から 2033 年度の 71%程度まで、65～69 歳女性の労働参加率は、2022 年度の 42%程度から 2033 年度の 54%程度まで徐々に上昇）。

加えて、令和 6（2024）年 1 月の中長期試算では、政府が推進する「成長と分配の好循環」にかかる施策の効果を、ベースラインケースの全要素生産（TFP）上昇率（0.5%程度）に積み上げたもの（1%程度）と同程度の経済を仮定した「参考ケース」について、主要な経済財政の姿の試算も行われている。

この「参考ケース」が想定している全要素生産（TFP）上昇率は、1980 年 4－6 月期～2020 年 4－6 月期の全要素生産（TFP）上昇率の平均 1.1%程度を仮定したもので、労働参加率などの前提は「成長実現ケース」と同様とされているが、「参考ケース」における賃金上昇率は示されていないため、専門委員会において、ベースラインケースと成長実現ケースの賃金上昇率を全要素生産（TFP）上昇率で機

械的に按分し設定している。また、物価上昇率は、内閣府の長期推計「2060 年度までのマクロ経済・財政・社会保障の試算」（令和 6（2024）年 4 月 2 日）の前提から「成長実現ケース」と同じとしている。

また、足下の実質運用利回りの設定については、内閣府の中長期試算において推計、公表されていないことから、長期の経済前提の設定の考え方に合わせ、GPIF の実質運用利回り（対物価）を基礎に、前節の計算式を用いて中長期試算の推計期間（令和 6（2024）～令和 15（2033）年度）における経済モデルから推計される利潤率倍率を乗じて推計している。なお、今回は、中長期試算の長期金利の推計結果を基礎に実質運用利回りが設定されていたが、足下と長期の運用利回りとの設定の考え方が異なることや、GPIF のポートフォリオにおいて金利と関係の深い国内債券の割合が低下していることを踏まえて見直されたものである。

第 3－4－39 表 令和 15(2033) 年度までの足下の経済前提

【将来の経済状況の仮定】
○ 全要素生産性(TFP)上昇率

ケース\年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
高成長実現	1.0 %	1.1 %	1.3 %	1.4 %	1.4 %	1.4 %	1.4 %	1.4 %	1.4 %	1.4 %
成長型経済移行・継続	0.9 %	0.9 %	1.0 %	1.1 %	1.1 %	1.1 %	1.1 %	1.1 %	1.1 %	1.1 %
過去30年投影、1人当たりゼロ成長	0.6 %	0.6 %	0.5 %	0.5 %	0.5 %	0.5 %	0.5 %	0.5 %	0.5 %	0.5 %

【経済前提(～2033年度)】
○ 物価上昇率

ケース\年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
高成長実現、成長型経済移行・継続	2.6 %	2.1 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %
過去30年投影、1人当たりゼロ成長	2.6 %	1.7 %	1.2 %	0.9 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %

(※1) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(中長期試算)の公表値は年度ベースであるが、上表は暦年ベース(年金額の改定等に用いられるもの)である。

○ 賃金上昇率(実質<対物価>)

ケース\年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
高成長実現	▲0.1 %	0.9 %	1.2 %	1.3 %	1.3 %	1.3 %	1.3 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %
成長型経済移行・継続	▲0.1 %	0.6 %	0.8 %	0.9 %	0.9 %	0.9 %	0.9 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %
過去30年投影、1人当たりゼロ成長	▲0.1 %	0.0 %	▲0.1 %	0.1 %	0.2 %	0.2 %	0.2 %	0.1 %	0.1 %	0.1 %

(※2) 賃金上昇率(実質<対物価>)は、中長期試算の賃金上昇率から暦年の物価上昇率を控除したもの。
(※3) 成長型経済移行・継続ケースの賃金上昇率(実質<対物価>)は、中長期試算の成長実現ケース及びベースラインケースの賃金上昇率(実質<対物価>)を全要素生産性(TFP)上昇率により機械的に按分し設定。

○ 実質運用利回り(対物価)

ケース\年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
高成長実現	2.9 %									
成長型経済移行・継続	2.8 %									
過去30年投影	2.2 %									
1人当たりゼロ成長	1.4 %									

○ 実質的な運用利回り(対賃金)

ケース\年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
高成長実現	3.0 %	2.0 %	1.7 %	1.6 %	1.6 %	1.6 %	1.6 %	1.7 %	1.7 %	1.7 %
成長型経済移行・継続	2.9 %	2.2 %	2.0 %	1.9 %	1.9 %	1.9 %	1.9 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %
過去30年投影	2.3 %	2.2 %	2.3 %	2.1 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.1 %	2.1 %	2.1 %
1人当たりゼロ成長	1.5 %	1.4 %	1.5 %	1.3 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %	1.3 %	1.3 %	1.3 %

（２）足下と長期の経済前提の接続、最終的な長期の経済前提

令和 15(2033)年度までの足下の経済前提と令和 16(2034)年度以降の長期の経済前提の接続については、全要素生産性（TFP）上昇率と同じく、内閣府の長期推計「2060 年度までのマクロ経済・財政・社会保障の試算」（令和 6（2024）年 4 月 2 日）に相当する 3 つのケースについては長期推計と同様に接続し、1 人当たりゼロ成長ケースは中長期試算のベースラインケースに接続するものとされた。

この接続も念頭に、令和 16(2034)年度以降の長期の経済前提は、マクロ経済に関する試算により推計された労働生産性上昇率や利潤率等に基づき長期の実質賃金上昇率、実質的な運用利回りが設定されている（第 3－4－40 表）。

なお、長期の物価上昇率については、先述のとおり経済モデルの外生値として設定されたものである。

第 3－4－40 表 令和 16(2034)年度以降の長期の経済前提

		将来の経済状況の仮定		＜長期の経済前提＞				参考（推計結果）	
		労働力率	全要素生産性 (TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質＜対物価＞)	運用利回り		実質経済成長率	人口1人当たり 実質経済成長率
						実質 ＜対物価＞	スプレッド ＜対賃金＞		
高成長実現 ケース	中長期試算 成長実現 ケースに接続	成長実現・ 労働参加進展 シナリオ	1.4 %	2.0 %	2.0 %	3.4 %	1.4 %	1.6 %	2.3 %
成長型経済 移行・継続 ケース	中長期試算 参考ケース に接続		1.1 %	2.0 %	1.5 %	3.2 %	1.7 %	1.1 %	1.8 %
過去30年 投影ケース	中長期試算 ベースライン ケースに接続	成長率ベースラ イン・労働参加漸 進シナリオ	0.5 %	0.8 %	0.5 %	2.2 %	1.7 %	▲0.1%	0.7 %
1人当たり ゼロ成長 ケース		一人当たりゼロ 成長・労働参加 現状シナリオ	0.2 %	0.4 %	0.1 %	1.4 %	1.3 %	▲0.7%	0.1 %

(注1) 実質賃金上昇率及び実質運用利回り(対物価)は、経済前提の範囲(経済モデルの適用期間20年間(2034～2053年度)、25年間(2034～2058年度)、30年間(2034～2063年度)の各期間の平均値の最小と最大の範囲)の中央値を取ったもの。少数点2桁未満は切り捨てとしている。
(注2) 実質的な運用利回り(スプレッド)は、実質運用利回りから実質賃金上昇率を控除して計算。
(注3) 参考の実質経済成長率、人口1人当たり実質経済成長率は2034年度以降30年間の平均。

10. 経済変動を織り込んだ経済前提の設定等

(1) 経済変動を織り込んだ経済前提の設定

社会保障審議会年金部会における議論の整理（令和元(2019)年12月27日社会保障審議会年金部会）において、マクロ経済スライドの効果については、引き続き、その状況の検証を行うべきとの指摘があったことから、令和6(2024)年財政検証においても当該効果を検証できるよう、経済変動を仮定するケースを設定している。

これは平成28(2016)年の年金制度改革において、年金額改定ルールの見直しが行われており、その改正法「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第114号。以下「平成28年改正法」という。）」の附帯決議により、景気循環等の影響で新たな改定ルールが実際に適用される可能性も踏まえた上で、国民が将来の年金の姿を見通すことがで

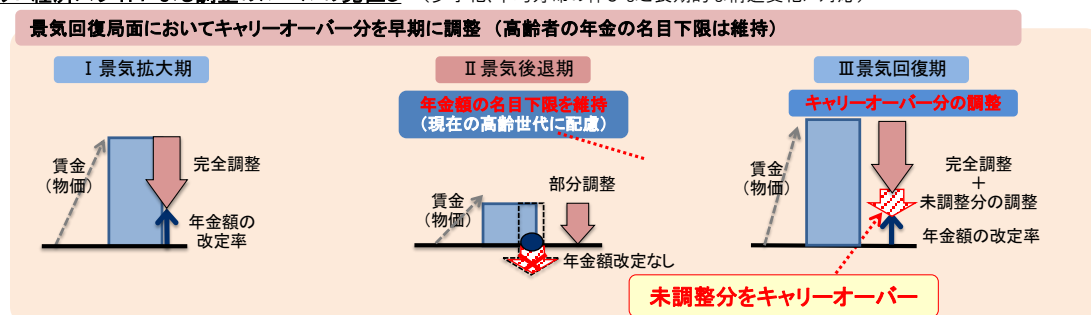
きるよう、現実的かつ多様な経済前提の下で将来推計を示すべく、その準備を進めることとされていたことを踏まえたものである。

平成 28 年改正法においては、制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し以下の見直しが行われている。

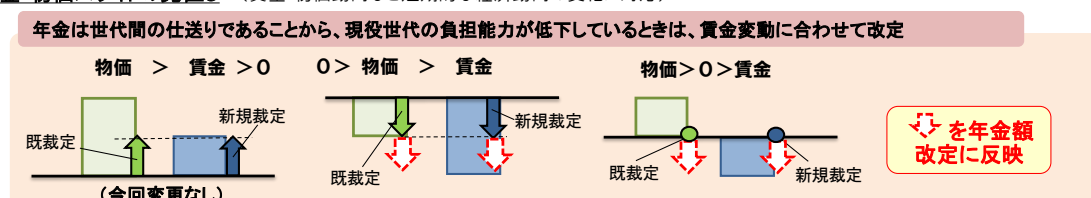
- ① マクロ経済スライドについて、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整。【平成 30 年 4 月施行】
- ② 賃金・物価スライドについて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底。【令和 3 年 4 月施行】

第 3－4－41 図 平成 28 年改正法による年金額の改定ルールの見直し

① マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し（少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応）



② 賃金・物価スライドの見直し（賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応）



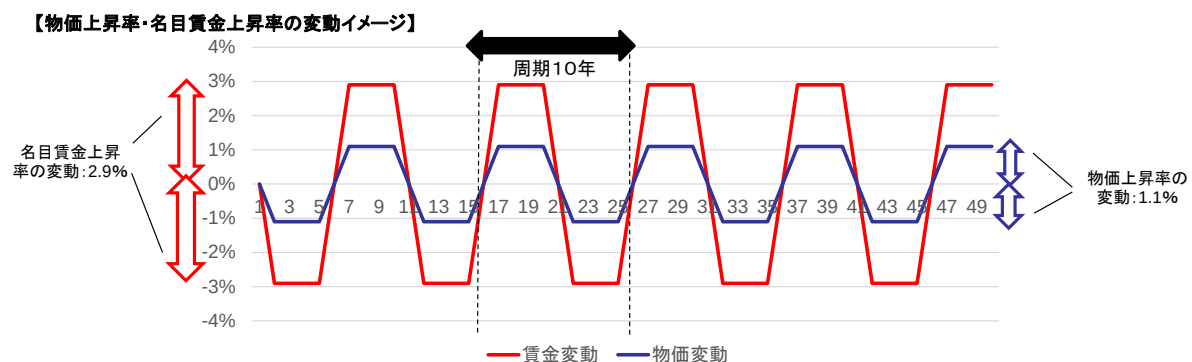
これらの改正による効果は、特にマクロ経済スライド調整が十分発揮できないような、経済が悪いケースで大きくなるが、財政試算でこの効果を評価するためには、経済変動を入れることにより、マクロ経済スライドが全て発動せず、平成 28 年改正法におけるマクロ経済スライドのキャリアオーバーの仕組みの効果が生じる状況を作る必要がある。

その設定に当たっては、年金額改定率の計算に用いる名目賃金上昇率や物価上昇率がともに一時的にマイナスとなるように設定し、また、年金額改定率の計算に用いる実質賃金上昇率は 3 年度平均を用いることから、3 年度平均がマイナスとなるような十分に長い周期を設定する必要があるが、専門委員会において、前回の経済変動の仮定の置き方は経済学的に違和感のあるものではなく、手法を積極的に変える理由もないとされ、経済変動の周期や名目賃金上昇率や物価上昇率

の変動幅は、前回の設定（周期 10 年、物価上昇率の変動幅 1.1%、名目賃金上昇率の変動幅 2.9%）をそのまま用いることとされた。具体的には、

- ・ 周期については、景気循環論において、3 年から 4 年の周期を持ち在庫循環として知られるキッチンサイクルの次に、設備投資循環として 7 年から 12 年の周期を持つジュグラーサイクルが知られていること、日本の景気循環の周期をみると平均は約 4 年であるが、最長が約 7 年強、アメリカでは 10 年超の周期もみられることから、10 年の周期を設定。
- ・ 物価上昇率の変動幅については、過去 30 年間の物価上昇率の標準偏差より 1.1%と設定。
- ・ 名目賃金上昇率の変動幅については、高度成長期後の過去 30 年をみて名目賃金上昇率の最も高かったバブル期と最も低かったリーマンショック後の差を基に 2.9%と設定。

第 3－4－42 図 経済変動を仮定するケース



（参考）2019年財政検証における経済変動に関する設定

- 周期については、**10年の周期**を設定
- 物価上昇率の変動幅については、**過去30年間の物価上昇率の標準偏差より1.1%と設定**
- 名目賃金上昇率の変動幅については、**高度成長期後の過去30年をみて名目賃金上昇率の最も高かったバブル期と最も低かったリーマンショック後の差を基に2.9%と設定**（名目賃金上昇率（3年移動平均）の最も高い時期の4.5%（1991年度）と最も低い時期の▲1.3%（2009年度）の下落幅の半分）

（2）国際人口移動の前提の違いによる経済前提への影響

将来推計人口（令和 5 年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）における国際人口移動（外国人の入国超過数）の前提は毎年約 16 万人となっており、前回推計の前提（約 7 万人）に比べ増加した。この国際人口移動の前提を変えた場合に経済前提に与える影響がどの程度かについて確認を行った。

具体的には、将来推計人口（令和 5 年推計）の条件付推計において、前回推計並みの国際人口移動であった場合の結果が公表されており、これらを用いて国際人口移動の前提の違いが経済前提（実質賃金上昇率及び実質運用利回り）に与える影響を試算したところ、0.1%未満と限定的であった。

したがって、専門委員会において国際人口移動の前提の違いを踏まえた財政試算を行う場合であっても、経済前提は同じものを用いることでよいとされた。

第3-4-43図 国際人口移動の前提の違いによる経済前提への影響

- 令和5年将来推計人口の出生中位・死亡中位(外国人入国超過数約16万人)と令和5年条件付き推計(出生中位・死亡中位、外国人入国超過数約7万人【平成29年推計における外国人入国超過数の水準】)を基にそれぞれ推計される労働投入量の違いによる経済前提の結果の影響を確認したところ、実質賃金上昇率及び実質運用利回りともに、その差は0.1%未満となっている。

<経済前提へ影響>

入国超過数の仮定を **約16万人**  **約7万人** と変化した場合

ケース	実質賃金上昇率	実質運用利回り
成長型経済 移行・継続ケース	約0.02%	▲約0.06%
過去30年投影ケース	約0.03%	▲約0.05%

注：成長実現・労働参加進展シナリオにおいて、入国超過数を変化させた場合の労働力需給推計の結果を参考に、成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオにおける入国超過数を変化させた場合の労働投入量を、数理課において試算し、それぞれ、マクロ試算における成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケースの各シナリオにおいて、経済前提への影響を試算。

第5節

被保険者数の将来見通しの作成方法

将来の被保険者数は、各制度における現在の被保険者集団から、今後どのように脱退者が発生し、また、被保険者が加入してくるのかということの帰結である。このような将来の被保険者数の見通しを作成するにあたっては、人口の推移や産業構造、雇用構造の変化など、社会経済の諸要素を考慮する必要がある。

被保険者数の将来見通しを作成するにあたり、人口の見通しは、国立社会保障・人口問題研究所が5年に1度の国勢調査を基礎として作成する「日本の将来推計人口」(令和5(2023)年4月)を使用している。また、労働力の見通しについては、独立行政法人労働政策研究・研修機構による「労働力需給の推計」(令和6(2024)年3月)を使用している。なお、女性については、被保険者数の将来見通しを作成するにあたり、有配偶・無配偶別に推計を行っており、その基礎となる配偶関係別人口の見通しは、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(令和6(2024)年4月)を使用している。

以下では、まず、被保険者数の推計の基礎となった人口の見通しや労働力の見通しについて取り上げる。その後、厚生年金被保険者数の推計について、これと密接な関係にある労働投入量の推計とともに解説し、さらにこれらを踏まえた公的年金全体の被保険者数の推計について解説する。

1. 人口の見通し

将来の人口に影響を与える要素としては、出生率、死亡率(平均余命)、国際人口移動の3つが挙げられる。これらの要素について、今回の財政検証で被保険者数推計の基礎とした将来推計人口(令和5(2023)年4月)と、前回の令和元年財政検証で基礎とした将来推計人口(平成29(2017)年4月)における仮定や推計結果の比較を行ったものが第3-5-1表である。

今回の推計は前回の推計と比べ、出生率は低く、国際人口移動(外国人の入国超過数)は高く設定されている。また、平均余命はさらなる伸びが仮定されている。以下では、各々の仮定の詳細について確認する。

第 3 - 5 - 1 表 将来推計人口の新旧比較（中位推計）

	令和6(2024)年財政検証	令和元(2019)年財政検証
将 来 推 計 人 口	日本の将来推計人口 (2023(令和5)年4月)	日本の将来推計人口 (2017(平成29)年4月)
合 計 特 殊 出 生 率	2020年 1.33 (実績) ↓ 2070年 1.36	2015年 1.45 (実績) ↓ 2065年 1.44
平 均 寿 命 (年)	2020年 { 男性:81.58 (実績) 女性:87.72 (実績) ↓ 2070年 { 男性:85.89 女性:91.94	2015年 { 男性:80.75 (実績) 女性:86.98 (実績) ↓ 2065年 { 男性:84.95 女性:91.35
外国人の入国超過数	2040年 16.4 万人	2035年 6.9 万人
65歳以上人口のピーク	2043年 3,953 万人	2042年 3,935 万人
65歳以上人口比率	2070年 38.7%	2065年 38.4%

合計特殊出生率については、中位推計では令和2(2020)年の1.33から令和5(2023)年の1.23まで低下した後、緩やかに上昇し、令和52(2070)年に1.36になると仮定されている。また、高位推計では令和52(2070)年に1.64、低位推計では令和52(2070)年に1.13になると仮定されている。

なお、ここでいう合計特殊出生率は、厳密には「期間合計特殊出生率」であり、ある時点における15歳から49歳までの女性の年齢別の出生率を合計したものである。また、日本人女性の出生数のほか、外国籍女性が生んだ日本国籍児（日本人を父とする）の数を含めて算出される出生率であり、これは人口動態統計における出生率と同様の定義である。

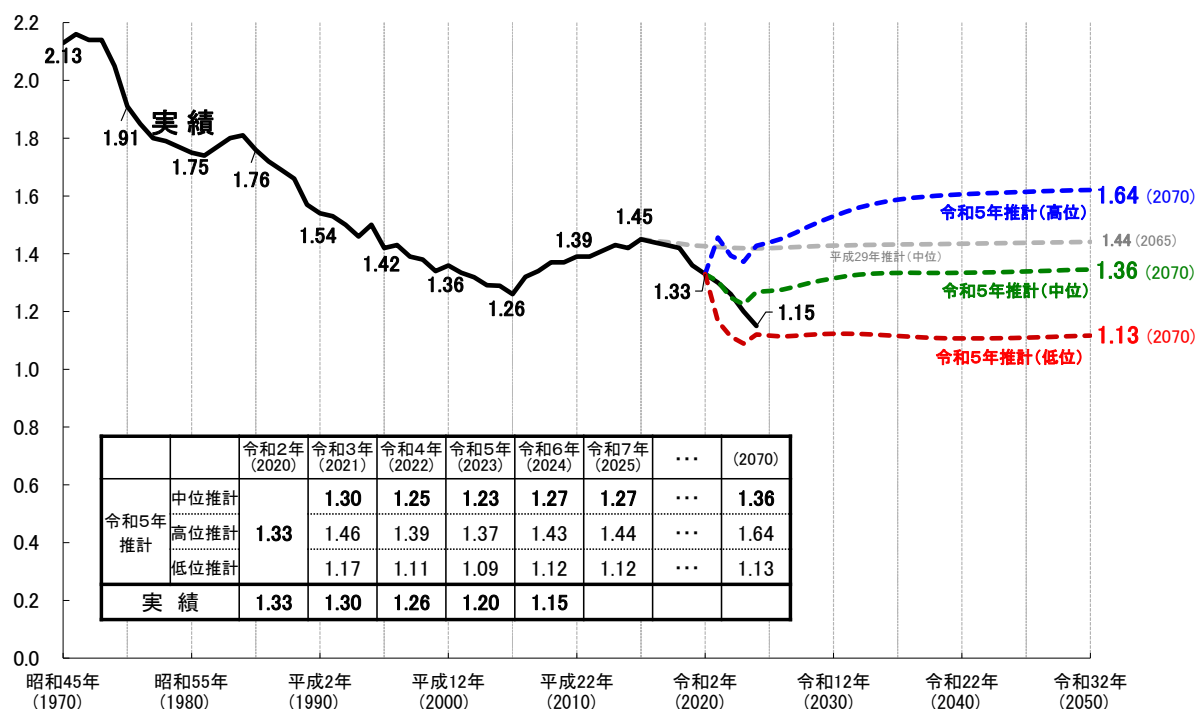
一方、ある生まれ年（コーホート）の女性が一生の間に生む子供の数の平均を「コーホート合計特殊出生率」と呼ぶ。外国籍女性が生んだ日本国籍児を含めない「期間合計特殊出生率」と「コーホート合計特殊出生率」との関係については、晩産化が進行し、平均的な出産年齢が上昇傾向にある間は、産み終えた世代と出産を先送りしている世代との出生率を合計することで得られる期間合計特殊出生率は、コーホート合計特殊出生率よりも低くなる。また、晩産化の進行が止まって出生構造が定常的になれば両者はおおむね一致することとなる。

今回の推計における中位推計では、日本人女性のコーホート合計特殊出生率は、昭和 45(1970)年生まれコーホートの実績 1.45 から、平成 17(2005)年生まれコーホートで 1.29 まで低下するものと仮定されている。これに、足下における新型コロナウイルス感染症拡大の影響を加味した上で、外国籍女性が生む日本国籍児を考慮し、さらに人口動態統計と同定義の期間合計特殊出生率に読み替えると、令和 2(2020)年の 1.33 からいったん低下後、緩やかに上昇し、令和 52(2070)年に 1.36 に達する見込みとなっている（第 3－5－2 表及び第 3－5－3 図）。

第 3－5－2 表 結婚・出生変数値及びコーホート合計特殊出生率の実績と仮定

仮定の種類	50歳時 未婚者割合 (%) ①	平均 初婚年齢 (歳)	夫婦完結 出生児数 ②=(A)×(B)	期待夫婦完結 出生児数 (A)	結婚出生力 変動係数 (B)	離死別 再婚効果係数 ③	調整係数 ④	コーホート 合計特殊出生率 (日本人女性出生率) (1-①)×②×③×④
実績値 (1970年生まれ)	15.0	27.2	1.83	1.88	0.972	0.965	0.969	1.45
中位の仮定 (2005年生まれ)	19.1	28.6	1.71	1.76	0.969	0.966	0.963	1.29
高位の仮定 (2005年生まれ)	13.4	28.1	1.91	1.80	1.062	0.966	0.970	1.55
低位の仮定 (2005年生まれ)	25.6	29.0	1.54	1.73	0.892	0.966	0.959	1.07

第 3－5－3 図 合計特殊出生率の推移と将来人口推計（令和 5（2023）年推計）
における仮定値



注1. 実績は、「人口動態統計（確定数）」（厚生労働省）より作成。
注2. 見直し（推計）は「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）より作成。

死亡率（平均余命）については、前回の推計と同様、将来の改善についての不確実性を考慮し、複数の仮定（死亡中位、死亡高位及び死亡低位）に基づく推計が行われている。

このうち死亡中位の仮定における平均寿命は、今回の推計では令和 52(2070)年で男性 85.89 年、女性 91.94 年となっており、前回の推計（令和 47(2065)年で男性 84.95 年、女性 91.35 年）よりもさらなる伸びが仮定されている（第 3－5－4 表）。

第 3－5－4 表 平均余命の仮定の比較

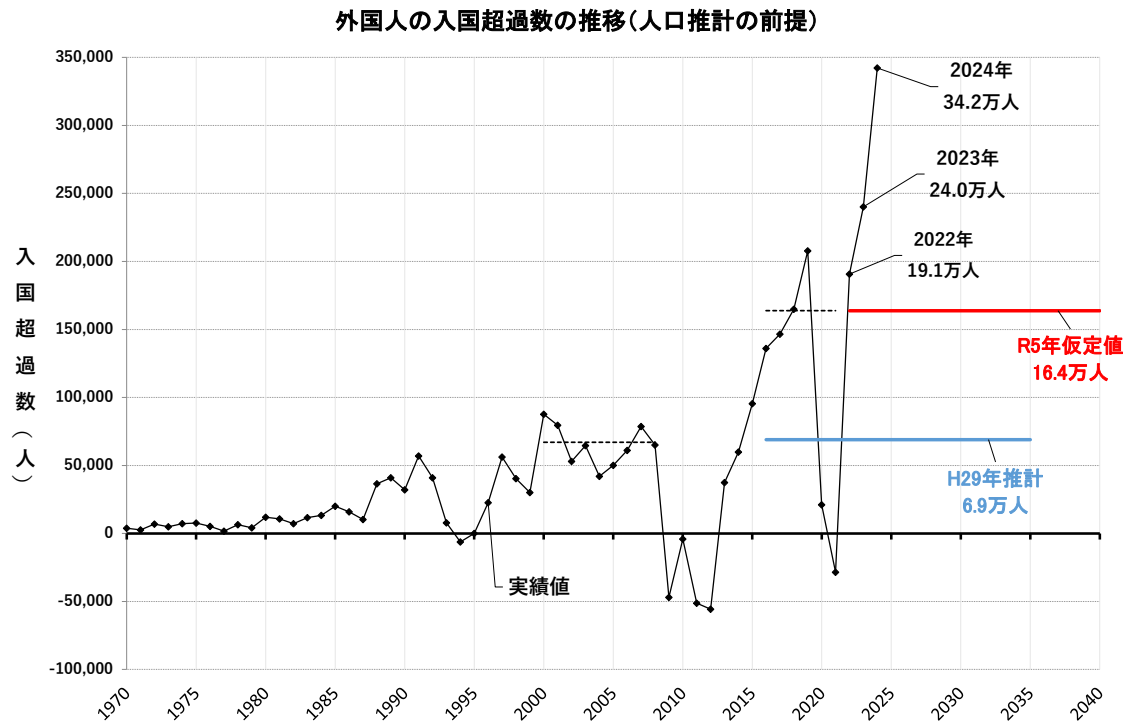
		今回の推計（2023年4月）			前回の推計（2017年4月）	
		死亡高位	死亡中位	死亡低位	死亡中位	
平均寿命 (0歳の平均余命) (年)	2020年	男性 81.58 女性 87.72			2015年	男性 80.75 女性 86.98
	2070年	男性 84.56 女性 90.59	男性 85.89 女性 91.94	男性 87.22 女性 93.27	2065年	男性 84.95 女性 91.35
65歳の平均余命 (年)	2020年	男性 19.98 女性 24.88			2015年	男性 19.41 女性 24.24
	2070年	男性 22.11 女性 27.21	男性 23.14 女性 28.36	男性 24.20 女性 29.53	2065年	男性 22.60 女性 27.94

国際人口移動（外国人の入国超過数）については、平成 28(2016)年から令和元(2019)年における実績の平均値をもとに、年 16.4 万人と仮定されている。

外国人の入国超過数の実績をみると、長期的に増加傾向にあるが、特に平成 27(2015)年以降は増加が大きくなっている（第 3－5－5 図）。こうした傾向を反映し、今回の推計における外国人の入国超過数の仮定は、前回の推計（年 6.9 万人）と比べて高く設定されている。

なお、従来は出生率と死亡率についてのみ高位、中位、低位と幅を持って被保険者数の推計を行っていたが、近年、外国人の入国超過についてもその水準が大きくなり、将来の人口に与える影響が大きくなっている。このため、今回の財政検証における被保険者数の推計に当たっては、上記の年 16.4 万人に加え、国立社会保障・人口問題研究所が「将来推計人口」と併せて公表している「条件付推計」の結果を活用することにより、前回推計並みの年 6.9 万人を仮定した場合や、基礎となる年 16.4 万人を前回推計並みの年 6.9 万人との差と同程度上回る年 25 万人を仮定した場合の推計も行うこととしている。

第 3－5－5 図 外国人の入国超過数の推移

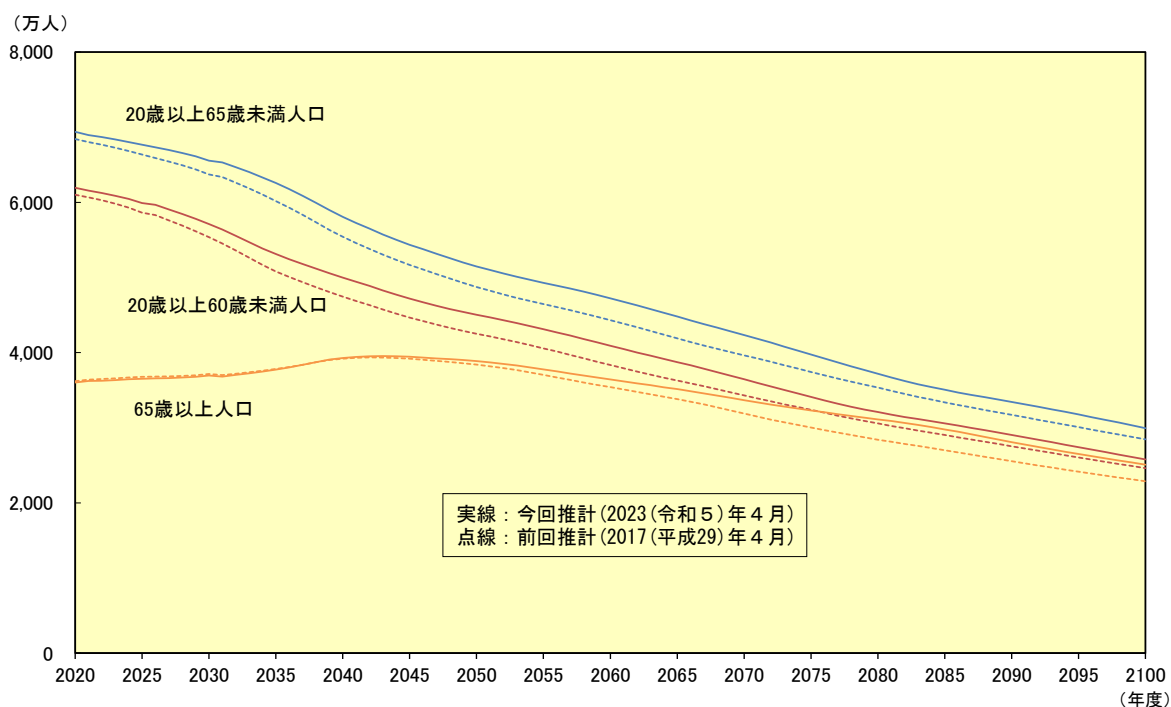


(出所) 社会保障審議会人口部会資料(令和4年10月31日)、人口推計 各年10月1日現在人口(総務省)より作成
 ※社会保障審議会人口部会資料の外国人入国超過数の推移のグラフに、外国人の入国超過数の2022年実績(2021.10～2022.9)、2023年実績(2022.10～2023.9)及び2024年実績(2023.10～2024.9)を追加したもの。

以上の仮定の下で推計された将来の人口の推移をもとに、少子高齢化の状況の見通しをみると、今回推計においても前回推計とほぼ同様の傾向がみられる。被保険者の年齢層に相当する 20 歳以上 65 歳未満人口や 20 歳以上 60 歳未満人口は、今後も減少傾向が続くと見込まれる一方、年金受給者層に相当する 65 歳以上人口は、令和 22(2040)年頃にピークを迎え、その後は現役世代と同様に減少すると見込まれている(第 3－5－6 図)。この結果、20 歳以上 65 歳未満人口または 20 歳以上 60 歳未満人口に対する 65 歳以上人口の比率についても、前回推計と同様、今後上昇する見通しとなっており(第 3－5－7 図)、年金制度における被保険者数に対する年金受給者数の割合が今後も上昇する見通しであることを示す結果となっている。

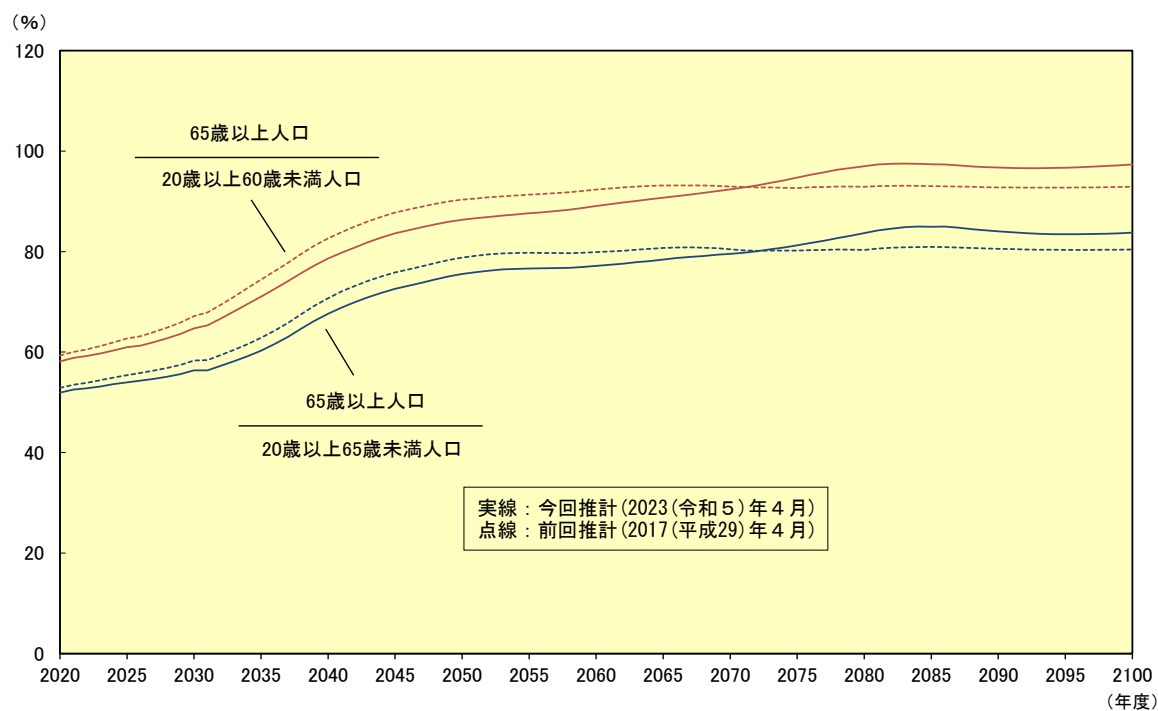
第3-5-6図 人口の推移（中位推計）

—今回推計（令和5（2023）年4月）と前回推計（平成29（2017）年4月）の比較—



第3-5-7図 20歳以上65歳未満人口及び20歳以上60歳未満人口 に対する65歳以上人口の比率（中位推計）

—今回推計（令和5（2023）年4月）と前回推計（平成29（2017）年4月）の比較—

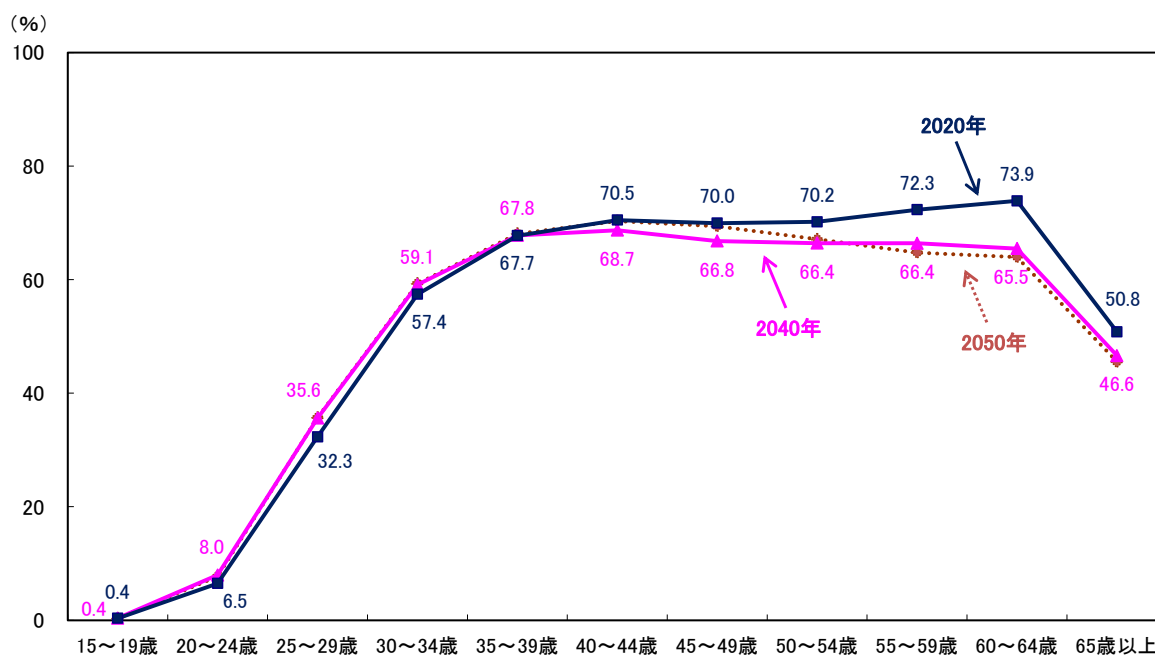


次に、「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（令和 6（2024）年 4 月）における女性の配偶関係別人口の推計結果について解説する。

本推計では、世帯主率法が採用されており、配偶関係別世帯主数を推計した後、配偶関係別に家族類型別世帯主数を推計するという 2 段階の推計により、将来の家族類型別の世帯数が推計されている。この推計の過程において、「日本の将来推計人口」（令和 5（2023）年 4 月）で用いた初婚確率・再婚確率・死離別確率・死亡確率を用いて、令和 32（2050）年までの期間における男女別・年齢別・配偶関係別の人口が推計されている。

女性人口に占める有配偶人口の割合を 5 歳階級別にみたものが第 3－5－8 図である。令和 2（2020）年と令和 22（2040）年で比較すると、若年層では大きな差は見られないものの、40 歳以上の各年齢階級では、将来推計人口における生涯未婚率の上昇等を反映し、有配偶人口の割合は低下すると推計されている。例えば、55～59 歳では令和 2（2020）年の 72.3%から令和 22（2040）年に 66.4%まで低下すると推計されている。

第 3－5－8 図 年齢階級別にみた女性人口に占める有配偶人口の割合



2. 労働力の見通し

今回の財政検証における労働力率や就業率の前提は、独立行政法人労働政策研究・研修機構による「労働力需給の推計」（令和6（2024）年3月）における見通しを基礎としている。この見通しは、同機構が労働力需給に関する計量経済モデルを構築し、令和22（2040）年までの将来推計を行ったものである。

労働力率については、性（女性は有配偶・無配偶別）・年齢階級別に、一般的な就業環境や、若年、女性、高齢者の就業行動に関係し得る変数を説明変数とする労働力率関数を推定することにより推計されている。将来推計に際しては、経済成長や労働参加について「成長実現・労働参加進展シナリオ」（以下、「労働参加進展シナリオ」という。）、「成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ」（以下、「労働参加漸進シナリオ」という。）及び「一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ」（以下、「労働参加現状シナリオ」という。）が設定されている。

労働力需給の推計では、労働力率のほか、人口に占める就業者数の割合である就業率についても将来推計が行われている。これらの推計結果を第3－5－9表から第3－5－11図に示している。

「労働参加進展シナリオ」とは、各種の経済・雇用政策を講ずることにより、成長分野の市場拡大が進み、経済成長と女性及び高齢者等の労働市場への参加が進展するシナリオである。女性、高齢者の労働力率や就業率は、令和22（2040）年に向けて大きく上昇する見通しとなっており、女性の20歳台～50歳台は90%前後、男性の60歳台は80%以上まで上昇している。

「労働参加漸進シナリオ」とは、各種の経済・雇用政策をある程度講ずることにより、経済成長と女性及び高齢者等の労働市場への参加が一定程度進むシナリオである。

「労働参加現状シナリオ」とは、総人口一人当たりの実質経済成長率がゼロ（国内経済全体ではマイナス）となる経済状況を想定し、労働参加が現状（令和4（2022年））から進まないシナリオである。

第3-5-9表 労働力率、就業率の見通し

(1) 労働力率の見通し

(労働参加進展シナリオ)

性・年齢		年	実績	推計			
			2022	2025	2030	2035	2040
男	15～19歳		18.7	18.5	19.3	19.6	20.0
	20～24歳		73.6	75.0	76.5	77.1	77.6
	25～29歳		94.2	94.7	95.1	95.3	95.5
	30～34歳		95.8	95.6	95.4	95.3	95.3
	35～39歳		96.5	95.7	95.5	95.5	95.5
	40～44歳		96.0	96.1	96.1	96.2	96.2
	45～49歳		95.9	95.8	95.8	95.8	95.8
	50～54歳		94.5	95.0	95.1	95.2	95.3
	55～59歳		93.5	94.1	94.1	94.2	94.3
	60～64歳		86.6	86.6	88.5	89.4	90.3
女	65～69歳		63.1	69.9	74.3	78.0	80.8
	15～19歳		20.8	21.0	21.1	21.3	21.7
	20～24歳		75.6	79.8	81.4	82.3	83.3
	25～29歳		87.7	89.6	91.4	92.9	94.0
	30～34歳		80.6	83.8	89.0	93.3	96.2
	35～39歳		78.9	81.1	84.6	87.2	89.7
	40～44歳		81.5	82.1	84.3	85.9	87.4
	45～49歳		81.9	83.2	85.6	87.7	89.9
	50～54歳		80.7	82.2	84.8	87.0	89.4
	55～59歳		75.8	78.3	82.4	85.9	89.2
女性有配偶	60～64歳		64.0	66.0	71.1	75.2	78.9
	65～69歳		41.8	43.8	51.2	58.1	64.6
	15～19歳		41.5	41.5	41.5	41.6	41.6
	20～24歳		73.5	73.5	73.6	73.7	73.8
	25～29歳		77.8	82.9	87.5	90.8	93.3
	30～34歳		73.0	78.0	86.6	93.4	97.5
	35～39歳		74.3	77.1	82.0	85.9	89.7
	40～44歳		78.5	79.2	81.8	83.6	85.5
	45～49歳		79.7	80.8	83.8	86.3	88.9
	50～54歳		77.8	79.8	83.2	86.2	89.5
女性無配偶	55～59歳		73.1	76.2	81.4	86.4	91.3
	60～64歳		61.5	61.4	66.1	71.1	76.3
	65～69歳		39.4	40.2	47.4	55.2	64.2
	15～19歳		20.5	20.5	20.5	20.5	20.5
	20～24歳		75.2	79.9	81.4	82.4	83.3
	25～29歳		92.5	92.9	93.3	93.5	93.7
	30～34歳		90.5	90.9	92.1	93.4	94.9
	35～39歳		88.2	89.0	89.5	89.7	89.9
	40～44歳		88.6	88.6	89.4	90.1	90.9
	45～49歳		87.1	88.6	89.7	91.0	92.5
女性無配偶偶	50～54歳		87.6	87.3	88.2	88.7	89.3
	55～59歳		82.8	83.4	84.5	84.9	85.3
	60～64歳		71.1	78.0	82.7	84.5	85.2
	65～69歳		47.5	52.4	59.3	63.9	65.8

※「女性有配偶」及び「女性無配偶」は、労働力需給の推計で推計された日本人に係る数値について、総人口ベースへの補正等を行ったもの。(以下同様)

(1) 労働力率の見通し

(労働参加漸進シナリオ)

性・年齢		年	実績	推計			
			2022	2025	2030	2035	2040
男	1 5 ～ 1 9 歳	18.7	18.6	18.8	18.0	17.8	
	2 0 ～ 2 4 歳	73.6	75.0	75.5	74.2	73.7	
	2 5 ～ 2 9 歳	94.2	94.6	94.7	94.6	94.5	
	3 0 ～ 3 4 歳	95.8	95.5	95.5	95.8	96.0	
	3 5 ～ 3 9 歳	96.5	95.7	95.7	96.0	96.1	
	4 0 ～ 4 4 歳	96.0	96.1	96.1	96.2	96.2	
	4 5 ～ 4 9 歳	95.9	95.8	95.8	95.8	95.8	
	5 0 ～ 5 4 歳	94.5	95.0	95.0	94.9	94.8	
	5 5 ～ 5 9 歳	93.5	94.1	94.1	94.0	93.9	
	6 0 ～ 6 4 歳	86.6	86.8	88.8	89.5	90.4	
性	6 5 ～ 6 9 歳	63.1	69.1	71.7	73.1	74.3	
	1 5 ～ 1 9 歳	20.8	20.9	21.1	21.2	21.5	
	2 0 ～ 2 4 歳	75.6	79.5	80.2	80.1	80.3	
	2 5 ～ 2 9 歳	87.7	88.7	90.3	91.5	92.5	
	3 0 ～ 3 4 歳	80.6	83.1	89.4	92.6	94.4	
	3 5 ～ 3 9 歳	78.9	80.6	83.8	85.0	86.3	
	4 0 ～ 4 4 歳	81.5	81.8	83.6	84.0	84.7	
	4 5 ～ 4 9 歳	81.9	83.1	85.1	85.8	86.6	
	5 0 ～ 5 4 歳	80.7	82.1	84.5	85.6	86.7	
	5 5 ～ 5 9 歳	75.8	78.1	82.2	84.1	85.6	
性	6 0 ～ 6 4 歳	64.0	66.6	72.8	76.7	79.1	
	6 5 ～ 6 9 歳	41.8	42.5	48.8	53.2	56.0	
	1 5 ～ 1 9 歳	41.5	41.4	41.4	41.5	41.5	
	2 0 ～ 2 4 歳	73.5	73.5	73.5	73.5	73.5	
	2 5 ～ 2 9 歳	77.8	80.5	85.4	89.1	91.9	
	3 0 ～ 3 4 歳	73.0	76.8	87.5	92.9	95.7	
	3 5 ～ 3 9 歳	74.3	76.4	81.1	83.2	85.5	
	4 0 ～ 4 4 歳	78.5	78.8	80.9	81.4	82.3	
	4 5 ～ 4 9 歳	79.7	80.7	83.1	83.7	84.7	
	5 0 ～ 5 4 歳	77.8	79.7	82.9	84.3	85.8	
有 配 偶	5 5 ～ 5 9 歳	73.1	75.8	81.4	84.6	87.2	
	6 0 ～ 6 4 歳	61.5	62.2	68.6	74.2	78.7	
	6 5 ～ 6 9 歳	39.4	38.4	43.8	48.0	52.2	
	1 5 ～ 1 9 歳	20.5	20.4	20.5	20.5	20.5	
	2 0 ～ 2 4 歳	75.2	79.5	80.1	79.9	80.0	
	2 5 ～ 2 9 歳	92.5	92.9	93.0	92.7	92.7	
	3 0 ～ 3 4 歳	90.5	90.9	92.3	93.2	93.9	
	3 5 ～ 3 9 歳	88.2	89.0	89.1	88.8	88.6	
	4 0 ～ 4 4 歳	88.6	88.6	89.3	89.4	89.7	
	4 5 ～ 4 9 歳	87.1	88.6	89.6	90.4	90.9	
無 配 偶	5 0 ～ 5 4 歳	87.6	87.2	87.9	88.2	88.4	
	5 5 ～ 5 9 歳	82.8	83.4	83.6	82.6	82.1	
	6 0 ～ 6 4 歳	71.1	78.0	82.4	82.2	80.2	
	6 5 ～ 6 9 歳	47.5	52.4	59.1	63.0	62.7	

(1) 労働力率の見通し

(労働参加現状シナリオ)

性・年齢		年	実績	推計			
			2022	2025	2030	2035	2040
男	1 5 ～ 1 9 歳	18.7	18.7	18.8	18.8	18.9	
	2 0 ～ 2 4 歳	73.6	73.6	73.7	73.7	73.8	
	2 5 ～ 2 9 歳	94.2	94.1	94.1	94.0	94.0	
	3 0 ～ 3 4 歳	95.8	95.7	95.7	95.7	95.7	
	3 5 ～ 3 9 歳	96.5	96.5	96.4	96.4	96.4	
	4 0 ～ 4 4 歳	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0	
	4 5 ～ 4 9 歳	95.9	95.8	95.8	95.8	95.8	
	5 0 ～ 5 4 歳	94.5	94.5	94.5	94.5	94.5	
	5 5 ～ 5 9 歳	93.5	93.5	93.5	93.5	93.5	
	6 0 ～ 6 4 歳	86.6	86.6	86.6	86.6	86.6	
女	6 5 ～ 6 9 歳	63.1	63.1	63.2	63.2	63.2	
	1 5 ～ 1 9 歳	20.8	20.9	21.0	21.1	21.3	
	2 0 ～ 2 4 歳	75.6	75.6	75.7	75.7	75.8	
	2 5 ～ 2 9 歳	87.7	87.4	87.1	87.1	87.0	
	3 0 ～ 3 4 歳	80.6	80.8	80.4	80.2	80.2	
	3 5 ～ 3 9 歳	78.9	79.0	79.1	78.8	78.6	
	4 0 ～ 4 4 歳	81.5	81.5	81.6	81.6	81.4	
	4 5 ～ 4 9 歳	81.9	81.9	81.9	81.9	81.9	
	5 0 ～ 5 4 歳	80.7	80.8	80.8	80.8	80.9	
	5 5 ～ 5 9 歳	75.8	76.0	76.1	76.1	76.1	
有配偶	6 0 ～ 6 4 歳	64.0	64.2	64.5	64.7	64.7	
	6 5 ～ 6 9 歳	41.8	41.9	42.1	42.4	42.5	
	1 5 ～ 1 9 歳	41.5	41.4	41.4	41.4	41.4	
	2 0 ～ 2 4 歳	73.5	73.5	73.5	73.5	73.5	
	2 5 ～ 2 9 歳	77.8	77.8	77.8	77.8	77.8	
	3 0 ～ 3 4 歳	73.0	73.0	73.0	73.0	73.0	
	3 5 ～ 3 9 歳	74.3	74.3	74.3	74.3	74.3	
	4 0 ～ 4 4 歳	78.5	78.5	78.5	78.5	78.5	
	4 5 ～ 4 9 歳	79.7	79.7	79.7	79.7	79.6	
	5 0 ～ 5 4 歳	77.8	77.8	77.8	77.8	77.7	
無配偶	5 5 ～ 5 9 歳	73.1	73.1	73.1	73.1	73.0	
	6 0 ～ 6 4 歳	61.5	61.4	61.4	61.4	61.4	
	6 5 ～ 6 9 歳	39.4	39.4	39.4	39.4	39.4	
	1 5 ～ 1 9 歳	20.5	20.5	20.5	20.5	20.5	
	2 0 ～ 2 4 歳	75.2	75.2	75.2	75.2	75.2	
	2 5 ～ 2 9 歳	92.5	92.5	92.5	92.5	92.5	
	3 0 ～ 3 4 歳	90.5	90.5	90.5	90.5	90.5	
	3 5 ～ 3 9 歳	88.2	88.2	88.2	88.2	88.2	
	4 0 ～ 4 4 歳	88.6	88.6	88.6	88.6	88.6	
	4 5 ～ 4 9 歳	87.1	87.1	87.1	87.1	87.1	
偶	5 0 ～ 5 4 歳	87.6	87.6	87.6	87.6	87.6	
	5 5 ～ 5 9 歳	82.8	82.8	82.8	82.8	82.7	
	6 0 ～ 6 4 歳	71.1	71.1	71.1	71.1	71.0	
	6 5 ～ 6 9 歳	47.5	47.5	47.5	47.5	47.5	

(2) 就業率の見通し

(労働参加進展シナリオ)

性・年齢		年	実績	推計			
		2022	2025	2030	2035	2040	
男	1 5 ～ 1 9 歳	18.0	18.2	19.2	19.5	19.9	
	2 0 ～ 2 4 歳	69.8	73.2	75.4	76.2	76.9	
	2 5 ～ 2 9 歳	90.2	92.0	93.2	93.7	94.2	
	3 0 ～ 3 4 歳	92.4	93.4	93.7	94.0	94.2	
	3 5 ～ 3 9 歳	93.8	94.2	94.4	94.6	94.7	
	4 0 ～ 4 4 歳	93.8	94.9	95.3	95.5	95.7	
	4 5 ～ 4 9 歳	93.8	94.4	94.8	95.0	95.1	
	5 0 ～ 5 4 歳	92.4	93.7	94.3	94.5	94.7	
	5 5 ～ 5 9 歳	91.3	93.0	93.4	93.7	93.9	
	6 0 ～ 6 4 歳	83.9	85.3	87.6	88.7	89.8	
女	6 5 ～ 6 9 歳	61.9	68.8	73.4	77.1	80.0	
	1 5 ～ 1 9 歳	20.4	20.5	20.8	21.1	21.5	
	2 0 ～ 2 4 歳	72.3	77.9	80.0	81.3	82.4	
	2 5 ～ 2 9 歳	84.8	87.2	89.6	91.3	92.6	
	3 0 ～ 3 4 歳	78.4	82.0	87.6	92.1	95.1	
	3 5 ～ 3 9 歳	77.0	79.6	83.5	86.3	88.9	
	4 0 ～ 4 4 歳	79.7	81.2	83.7	85.4	87.0	
	4 5 ～ 4 9 歳	80.4	82.0	84.8	87.0	89.3	
	5 0 ～ 5 4 歳	79.2	80.9	83.8	86.1	88.6	
	5 5 ～ 5 9 歳	74.0	77.3	81.5	85.1	88.5	
有配偶	6 0 ～ 6 4 歳	62.7	64.9	70.2	74.4	78.1	
	6 5 ～ 6 9 歳	41.4	43.4	50.8	57.7	64.2	
	1 5 ～ 1 9 歳	40.7	40.5	40.9	41.1	41.2	
	2 0 ～ 2 4 歳	70.3	71.7	72.4	72.7	73.0	
	2 5 ～ 2 9 歳	75.2	80.7	85.7	89.3	92.0	
	3 0 ～ 3 4 歳	71.0	76.3	85.3	92.1	96.4	
	3 5 ～ 3 9 歳	72.5	75.7	81.0	85.0	88.9	
	4 0 ～ 4 4 歳	76.8	78.3	81.2	83.2	85.1	
	4 5 ～ 4 9 歳	78.2	79.7	83.0	85.6	88.3	
	5 0 ～ 5 4 歳	76.3	78.6	82.2	85.3	88.7	
無配偶	5 5 ～ 5 9 歳	71.4	75.1	80.6	85.7	90.6	
	6 0 ～ 6 4 歳	60.2	60.4	65.3	70.4	75.6	
	6 5 ～ 6 9 歳	39.0	39.9	47.0	54.9	63.8	
	1 5 ～ 1 9 歳	20.1	20.0	20.2	20.3	20.3	
	2 0 ～ 2 4 歳	71.9	77.9	80.1	81.3	82.4	
	2 5 ～ 2 9 歳	89.5	90.5	91.5	91.9	92.3	
	3 0 ～ 3 4 歳	88.0	88.9	90.6	92.1	93.8	
	3 5 ～ 3 9 歳	86.0	87.4	88.4	88.8	89.1	
	4 0 ～ 4 4 歳	86.7	87.6	88.8	89.6	90.5	
	4 5 ～ 4 9 歳	85.5	87.3	88.8	90.3	91.8	
偶	5 0 ～ 5 4 歳	86.0	85.9	87.1	87.8	88.5	
	5 5 ～ 5 9 歳	80.9	82.2	83.6	84.1	84.6	
	6 0 ～ 6 4 歳	69.6	76.7	81.7	83.6	84.4	
	6 5 ～ 6 9 歳	47.0	52.0	58.9	63.5	65.4	

(2) 就業率の見通し

(労働参加漸進シナリオ)

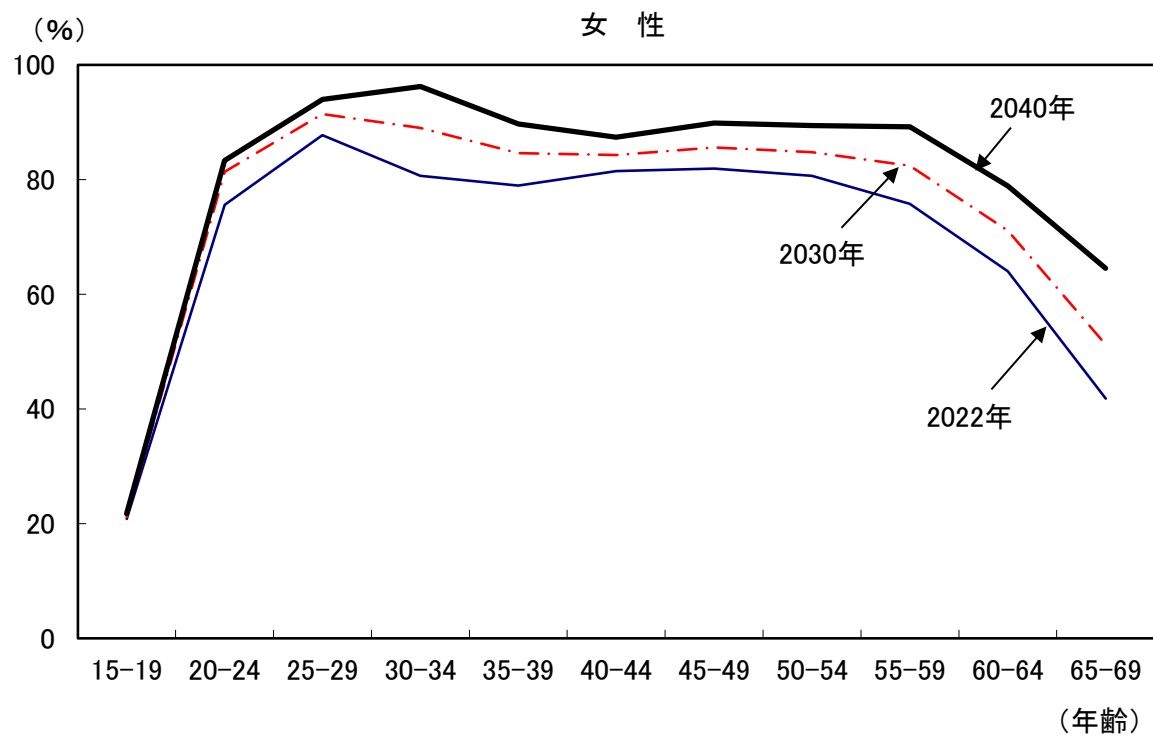
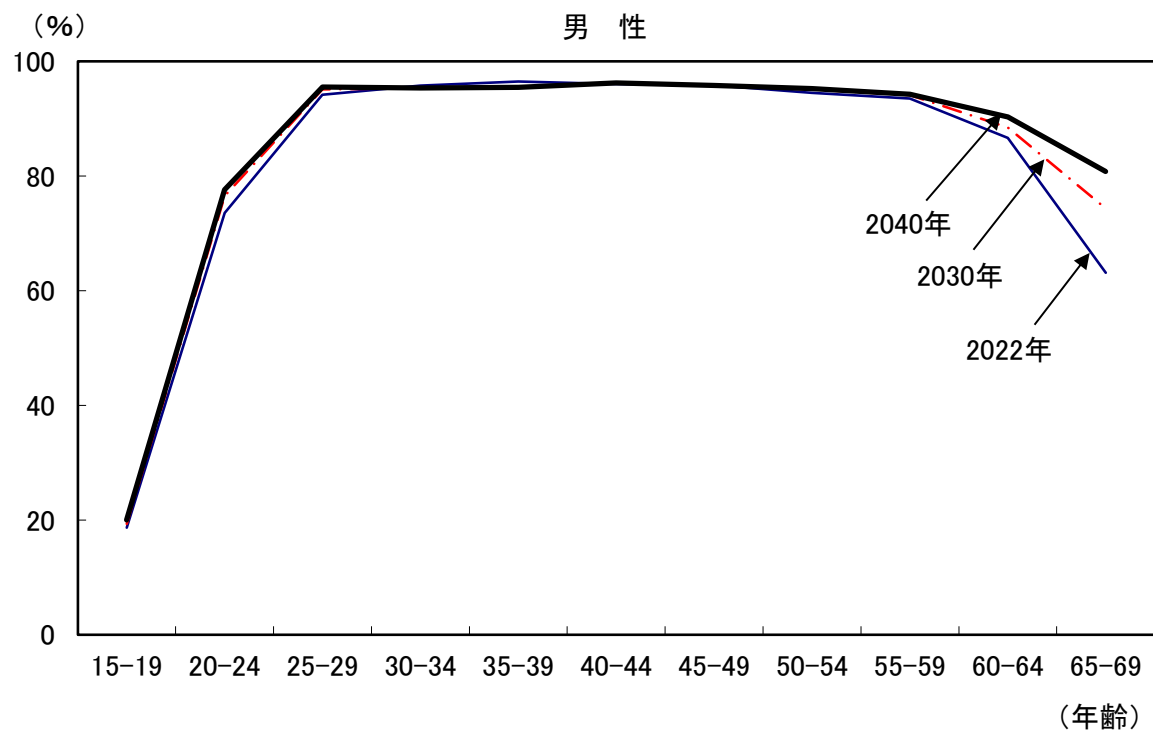
性・年齢		年	実績	推計			
		2022	2025	2030	2035	2040	
男	1 5 ～ 1 9 歳	18.0	18.3	18.5	17.5	17.2	
	2 0 ～ 2 4 歳	69.8	73.3	73.5	71.3	70.5	
	2 5 ～ 2 9 歳	90.2	92.1	92.0	90.9	90.5	
	3 0 ～ 3 4 歳	92.4	93.5	93.3	93.0	92.9	
	3 5 ～ 3 9 歳	93.8	94.2	94.0	93.8	93.7	
	4 0 ～ 4 4 歳	93.8	95.0	94.9	94.4	94.3	
	4 5 ～ 4 9 歳	93.8	94.5	94.4	93.9	93.8	
	5 0 ～ 5 4 歳	92.4	93.8	93.7	93.1	92.9	
	5 5 ～ 5 9 歳	91.3	93.1	92.9	92.2	91.9	
	6 0 ～ 6 4 歳	83.9	85.6	87.3	87.3	87.8	
女	6 5 ～ 6 9 歳	61.9	68.0	70.6	71.7	72.8	
	1 5 ～ 1 9 歳	20.4	20.5	20.6	20.5	20.7	
	2 0 ～ 2 4 歳	72.3	77.7	78.1	77.2	77.2	
	2 5 ～ 2 9 歳	84.8	86.5	87.9	88.4	89.1	
	3 0 ～ 3 4 歳	78.4	81.4	87.4	89.9	91.4	
	3 5 ～ 3 9 歳	77.0	79.3	82.3	82.8	84.0	
	4 0 ～ 4 4 歳	79.7	80.9	82.5	82.5	82.9	
	4 5 ～ 4 9 歳	80.4	82.0	83.9	84.1	84.7	
	5 0 ～ 5 4 歳	79.2	80.9	83.2	83.9	84.8	
	5 5 ～ 5 9 歳	74.0	77.1	81.1	82.6	84.0	
有配偶	6 0 ～ 6 4 歳	62.7	65.6	71.7	75.2	77.4	
	6 5 ～ 6 9 歳	41.4	42.2	48.3	52.7	55.4	
	1 5 ～ 1 9 歳	40.7	40.5	40.5	40.0	39.9	
	2 0 ～ 2 4 歳	70.3	71.8	71.6	70.9	70.7	
	2 5 ～ 2 9 歳	75.2	78.4	83.1	86.0	88.5	
	3 0 ～ 3 4 歳	71.0	75.2	85.5	90.2	92.7	
	3 5 ～ 3 9 歳	72.5	75.1	79.6	81.1	83.1	
	4 0 ～ 4 4 歳	76.8	78.0	79.9	79.9	80.6	
	4 5 ～ 4 9 歳	78.2	79.6	81.9	82.1	82.9	
	5 0 ～ 5 4 歳	76.3	78.5	81.6	82.7	84.0	
無配偶	5 5 ～ 5 9 歳	71.4	74.8	80.3	83.2	85.6	
	6 0 ～ 6 4 歳	60.2	61.3	67.5	72.7	77.0	
	6 5 ～ 6 9 歳	39.0	38.1	43.4	47.5	51.6	
	1 5 ～ 1 9 歳	20.1	20.0	20.0	19.8	19.7	
	2 0 ～ 2 4 歳	71.9	77.7	78.1	77.1	76.9	
	2 5 ～ 2 9 歳	89.5	90.5	90.5	89.5	89.2	
	3 0 ～ 3 4 歳	88.0	89.0	90.2	90.5	91.0	
	3 5 ～ 3 9 歳	86.0	87.5	87.5	86.5	86.2	
	4 0 ～ 4 4 歳	86.7	87.7	88.2	87.8	87.8	
	4 5 ～ 4 9 歳	85.5	87.4	88.3	88.6	89.0	
偶	5 0 ～ 5 4 歳	86.0	86.0	86.6	86.5	86.6	
	5 5 ～ 5 9 歳	80.9	82.3	82.5	81.1	80.6	
	6 0 ～ 6 4 歳	69.6	76.8	81.1	80.6	78.6	
	6 5 ～ 6 9 歳	47.0	52.0	58.6	62.3	62.0	

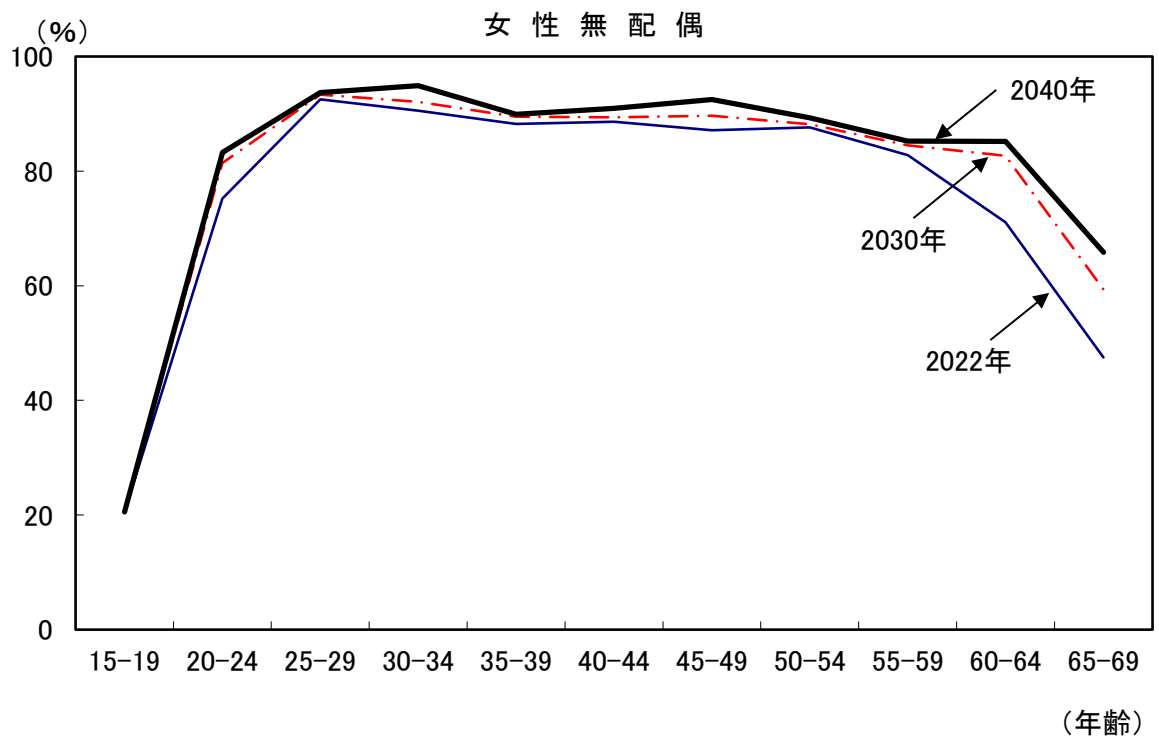
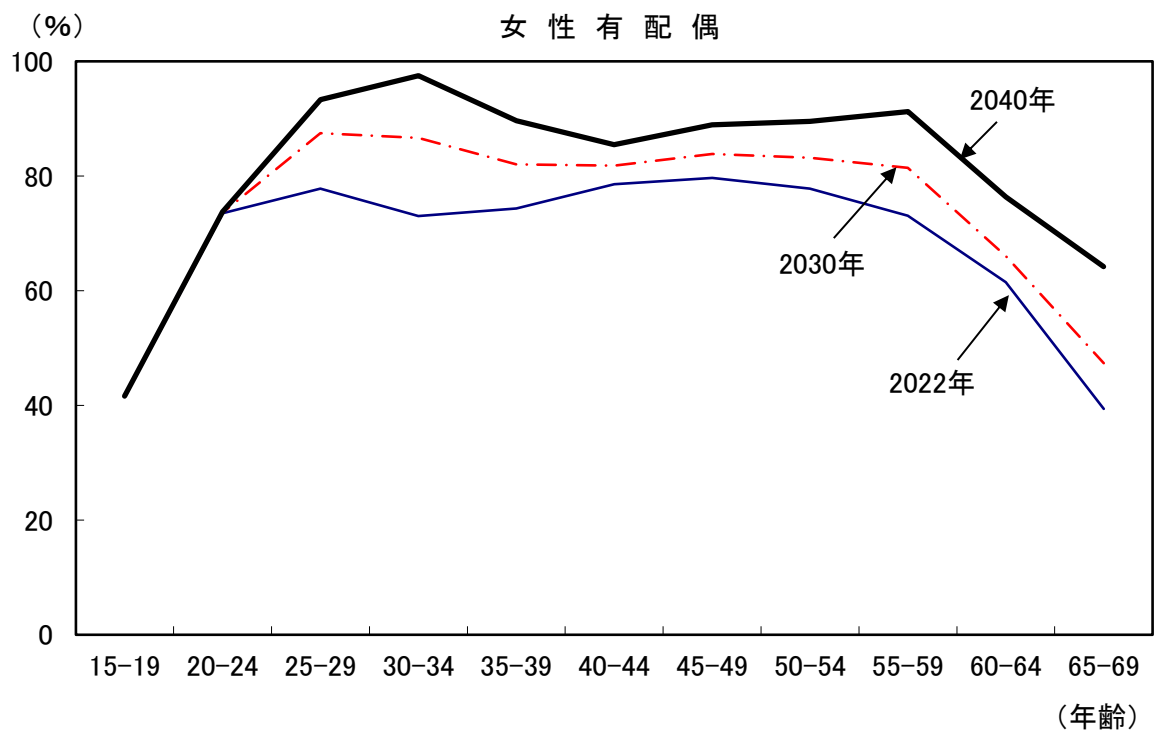
(2) 就業率の見通し

(労働参加現状シナリオ)

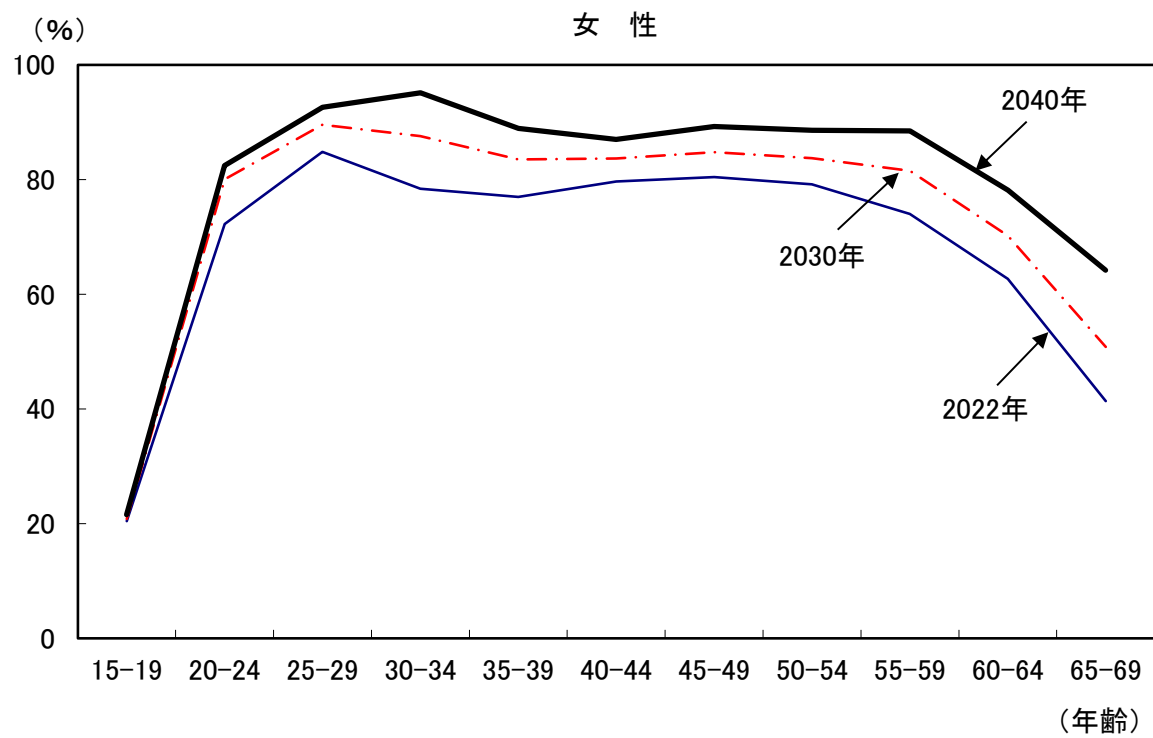
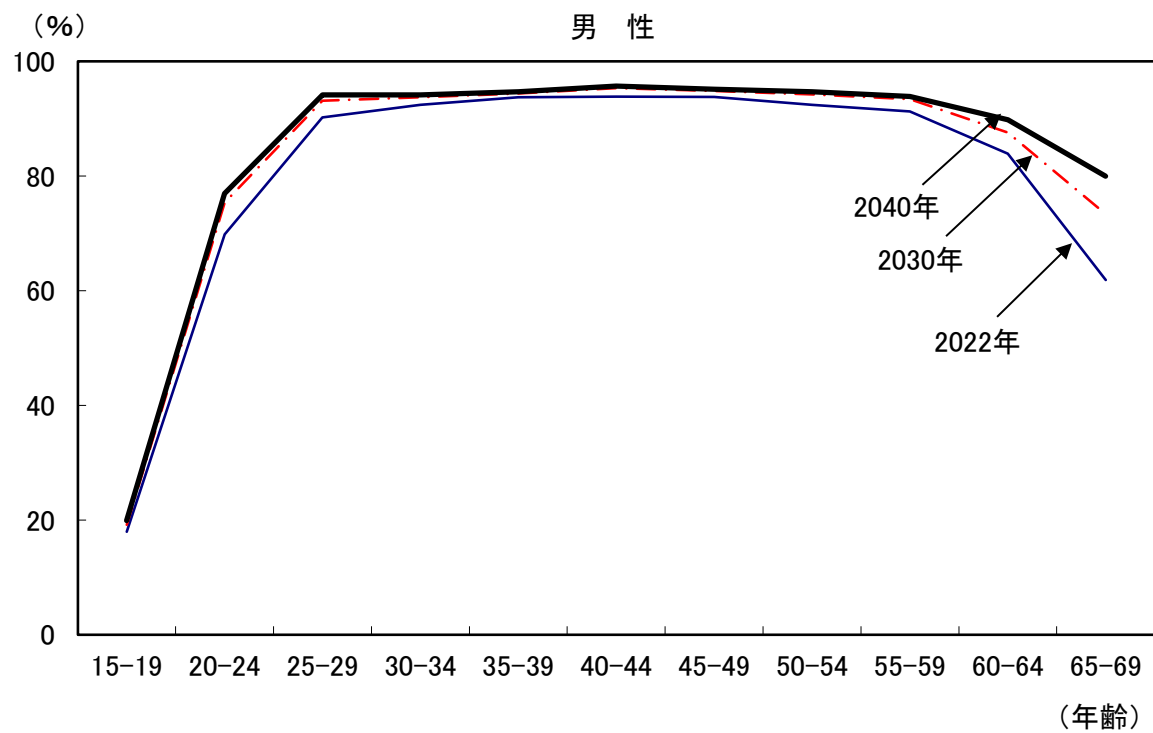
性・年齢		年	実績	推計			
		2022	2025	2030	2035	2040	
男	1 5 ～ 1 9 歳	18.0	18.5	18.4	17.6	17.4	
	2 0 ～ 2 4 歳	69.8	72.3	71.5	68.7	67.9	
	2 5 ～ 2 9 歳	90.2	92.0	91.0	88.6	87.9	
	3 0 ～ 3 4 歳	92.4	93.9	93.3	91.7	91.3	
	3 5 ～ 3 9 歳	93.8	95.2	94.6	93.2	92.8	
	4 0 ～ 4 4 歳	93.8	95.1	94.6	93.2	92.8	
	4 5 ～ 4 9 歳	93.8	94.7	94.3	93.1	92.8	
	5 0 ～ 5 4 歳	92.4	93.5	93.0	91.7	91.4	
	5 5 ～ 5 9 歳	91.3	92.7	92.1	90.4	89.9	
	6 0 ～ 6 4 歳	83.9	85.7	85.0	82.8	82.2	
女	6 5 ～ 6 9 歳	61.9	62.3	62.0	61.5	61.4	
	1 5 ～ 1 9 歳	20.4	20.6	20.4	19.9	19.9	
	2 0 ～ 2 4 歳	72.3	74.2	73.5	71.4	70.9	
	2 5 ～ 2 9 歳	84.8	85.5	84.5	82.8	82.4	
	3 0 ～ 3 4 歳	78.4	79.3	78.4	76.8	76.5	
	3 5 ～ 3 9 歳	77.0	77.9	77.4	75.8	75.2	
	4 0 ～ 4 4 歳	79.7	80.8	80.4	78.9	78.3	
	4 5 ～ 4 9 歳	80.4	81.0	80.6	79.5	79.2	
	5 0 ～ 5 4 歳	79.2	79.7	79.4	78.6	78.5	
	5 5 ～ 5 9 歳	74.0	75.1	75.0	74.3	74.1	
有配偶	6 0 ～ 6 4 歳	62.7	63.4	63.4	63.0	62.8	
	6 5 ～ 6 9 歳	41.4	41.6	41.8	41.9	41.9	
	1 5 ～ 1 9 歳	40.7	40.7	40.3	39.1	38.7	
	2 0 ～ 2 4 歳	70.3	72.1	71.4	69.3	68.8	
	2 5 ～ 2 9 歳	75.2	76.1	75.5	74.0	73.7	
	3 0 ～ 3 4 歳	71.0	71.7	71.2	69.9	69.6	
	3 5 ～ 3 9 歳	72.5	73.3	72.8	71.5	71.1	
	4 0 ～ 4 4 歳	76.8	77.9	77.4	76.0	75.5	
	4 5 ～ 4 9 歳	78.2	78.8	78.4	77.3	77.0	
	5 0 ～ 5 4 歳	76.3	76.8	76.4	75.7	75.5	
無配偶	5 5 ～ 5 9 歳	71.4	72.2	72.0	71.3	71.1	
	6 0 ～ 6 4 歳	60.2	60.6	60.4	59.8	59.7	
	6 5 ～ 6 9 歳	39.0	39.1	39.0	38.9	38.9	
	1 5 ～ 1 9 歳	20.1	20.1	19.9	19.3	19.1	
	2 0 ～ 2 4 歳	71.9	73.8	73.0	70.9	70.3	
	2 5 ～ 2 9 歳	89.5	90.5	89.8	88.0	87.6	
	3 0 ～ 3 4 歳	88.0	88.9	88.3	86.7	86.3	
	3 5 ～ 3 9 歳	86.0	87.0	86.4	84.9	84.4	
	4 0 ～ 4 4 歳	86.7	87.8	87.3	85.7	85.2	
	4 5 ～ 4 9 歳	85.5	86.1	85.7	84.5	84.2	
偶	5 0 ～ 5 4 歳	86.0	86.5	86.1	85.3	85.0	
	5 5 ～ 5 9 歳	80.9	81.8	81.5	80.8	80.6	
	6 0 ～ 6 4 歳	69.6	70.1	69.8	69.2	69.0	
	6 5 ～ 6 9 歳	47.0	47.1	47.0	46.9	46.8	

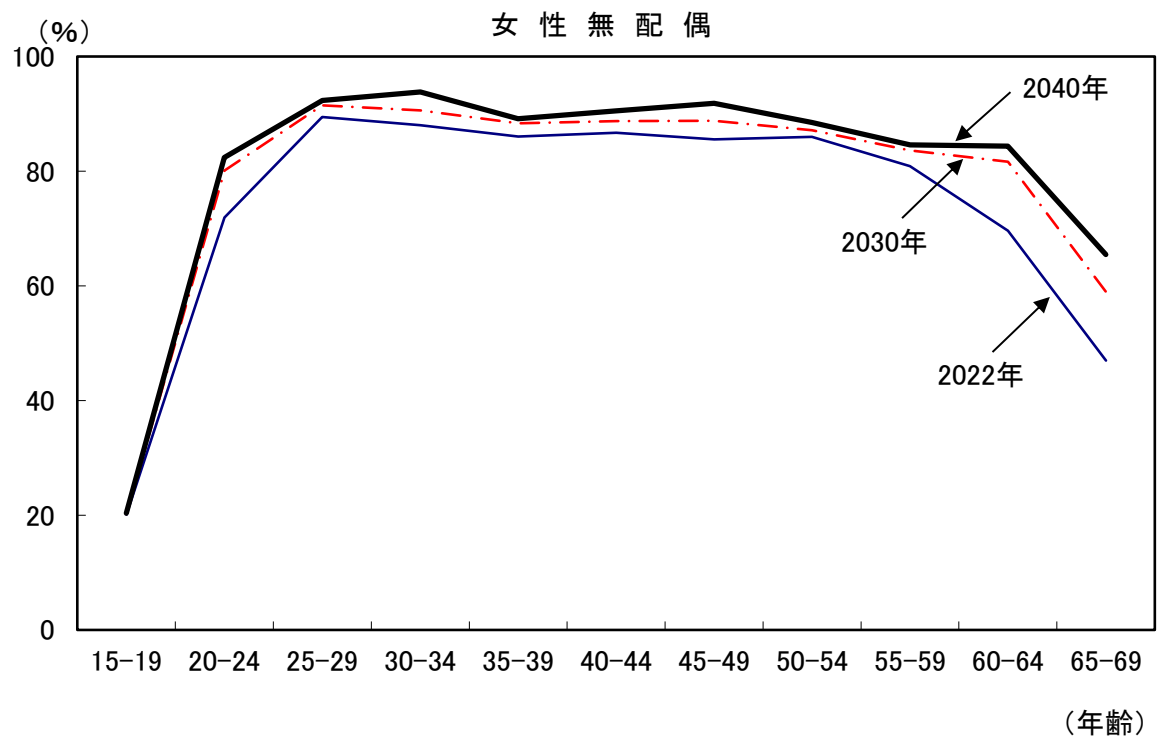
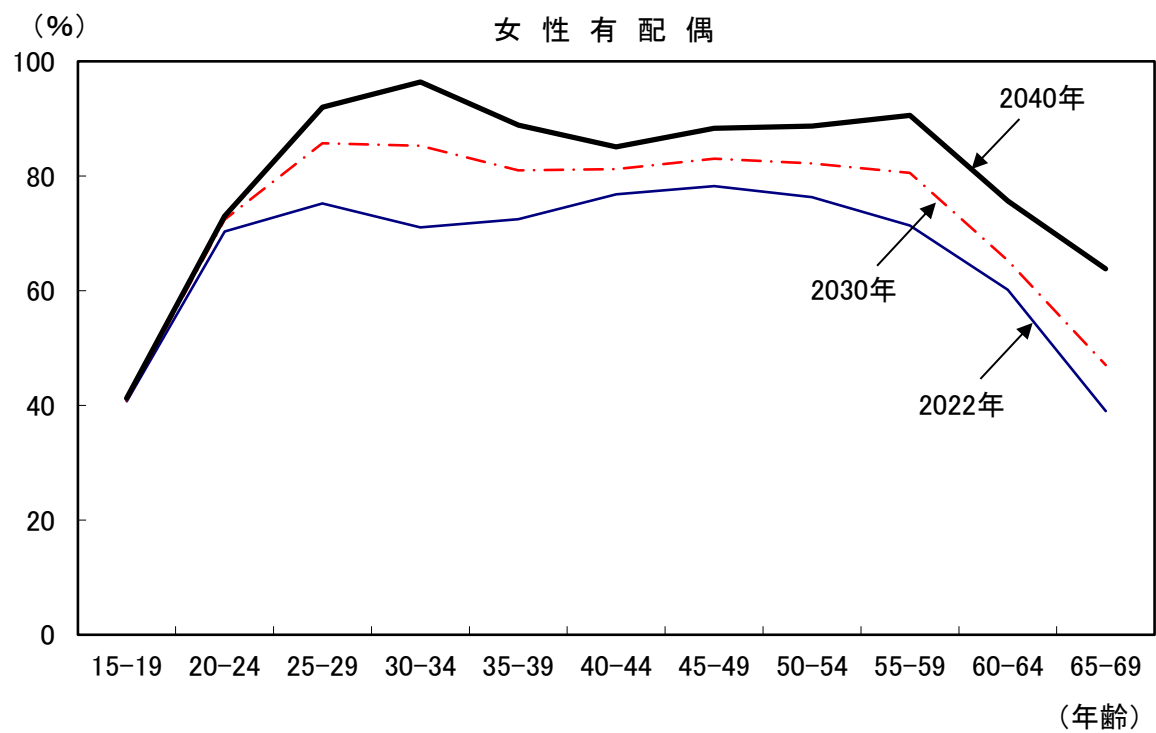
第3-5-10図 労働力率の見通し（労働参加進展シナリオ）





第3-5-11図 就業率の見通し（労働参加進展シナリオ）



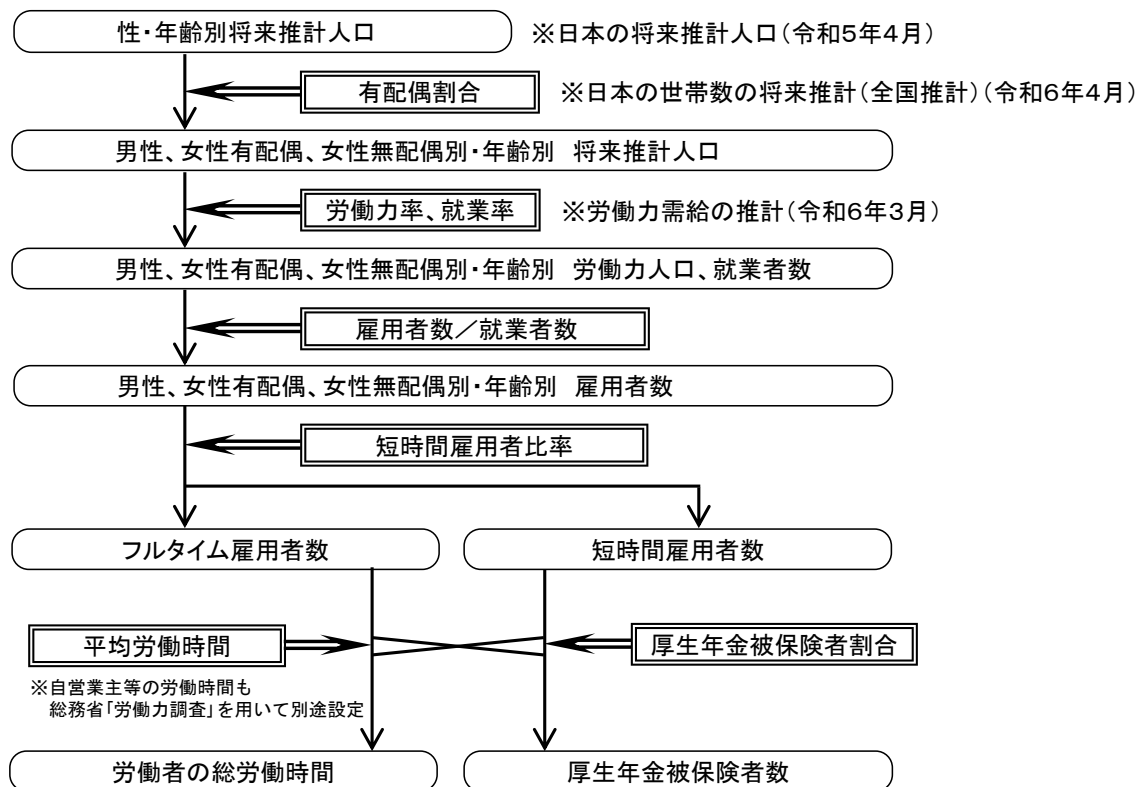


3. 厚生年金被保険者数及び労働投入量の推計

長期の経済前提を設定する際に用いられたマクロ経済に関する試算では、パラメータの1つである労働投入量として総労働時間（マンアワーベース）が採用されたことを前節で述べている。本項では、この労働投入量及びこれと密接な関係にある厚生年金被保険者数の具体的な推計手法について解説する。

これらは、前項までに詳述した将来推計人口、配偶関係別人口及び労働力需給の推計に、実績統計も加味して推計される。その推計手順をフローチャートとして示したものが第3-5-12図である。以下、この流れに沿って解説する。

第3-5-12図 厚生年金被保険者数及び労働投入量の推計手順



(1) 人口

推計の基礎となる人口は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」(令和5(2023)年4月)である。女性有配偶、女性無配偶の人口は、「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(令和6(2024)年4月)における女性人口に占める有配偶者の割合を用いて以下のとおり算出している。

女性有配偶人口の将来推計

= 将来推計人口の女性人口 × 女性人口に占める有配偶者の割合

女性無配偶人口の将来推計

= 将来推計人口の女性人口 - 女性有配偶人口

(2) 労働力人口及び就業者数

人口に占める労働力人口や就業者数の割合である労働力率や就業率は、独立行政法人労働政策研究・研修機構による「労働力需給の推計」(令和6(2024)年3月)を使用している。これらを用いて、労働力人口及び就業者数をそれぞれ男性、女性有配偶、女性無配偶別かつ年齢別に以下のとおり算出している。

労働力人口の将来推計 = 将来推計人口 × 労働力率の将来推計

就業者数の将来推計 = 将来推計人口 × 就業率の将来推計

(3) 雇用者数

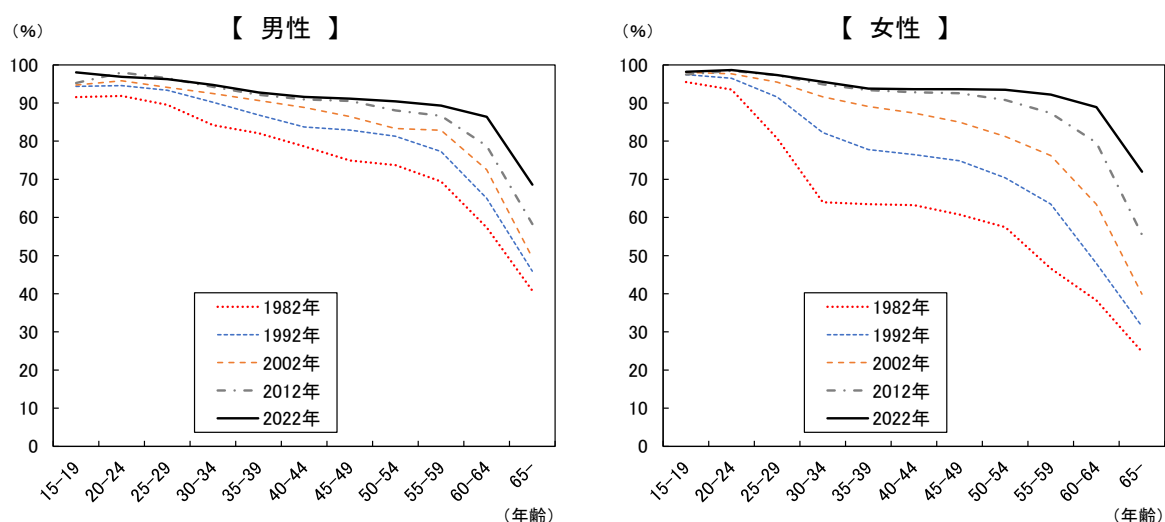
次に、就業者に占める雇用者の割合(以下、「雇用者比率」という。)を設定し、就業者数に乗じることにより雇用者数を算出している。

雇用者数の将来推計 = 就業者数の将来推計 × 雇用者比率の将来推計

雇用者比率を設定するにあたり、過去の実績の推移をみると、男性、女性ともに上昇傾向にあるが、足下(令和4(2022)年)で男性は88.6%、女性は91.4%の水準まで高まっており、今後、頭打ち傾向に転ずるものと考えられる(第3-5-16図を参照)。

また、これを年齢階級別にみたものが第3-5-13図である。男性は、年齢が高くなると雇用者比率が低下する傾向にあるものの、長期的にみれば一様に上昇している様子がみられる。女性については、20歳代前半までの雇用者比率は30年前から既に高水準にあり、20歳代後半から60歳代にかけてはどの階級においても顕著な上昇傾向が見られる。

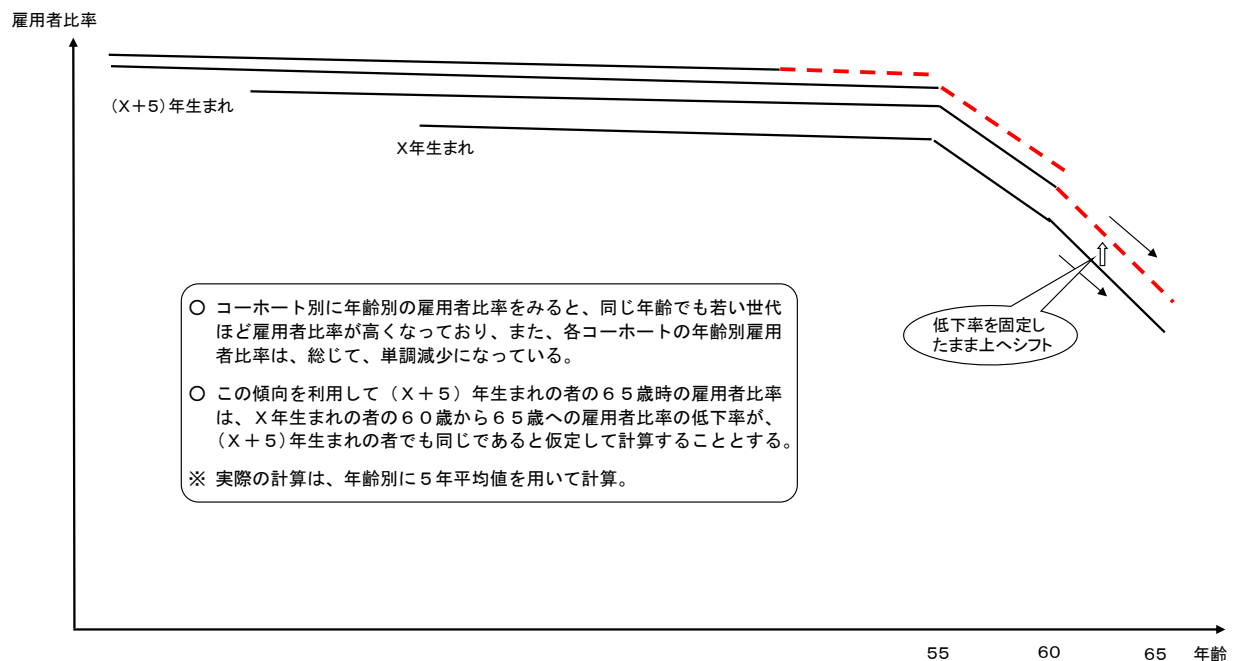
第3-5-13図 年齢階級別にみた雇用者比率の推移



以上の状況を踏まえつつ、将来の雇用者比率は令和元(2019)年財政検証と同様の方法を用いて設定することとされた。設定方法のイメージを第3-5-14図に示している。若い世代において年齢とともに生じる雇用者比率の低下度合が、それよりも上の世代における低下度合と同じであるとして、若い世代における雇用者比率を延長推計するものである。具体的には、令和4(2022)年の実績値を足下にして、以下の計算式に基づいて算出した。

$$E_x^t = E_{x-1}^{t-1} \times \frac{1}{5} \sum_{i=1}^5 \left(\frac{E_x^{t-i}}{E_{x-1}^{t-1-i}} \right) \quad \left(\begin{array}{l} E : \text{雇用者比率} \\ x : \text{年齢、 } t : \text{年} \end{array} \right)$$

第 3-5-14 図 雇用者比率の設定方法（イメージ）

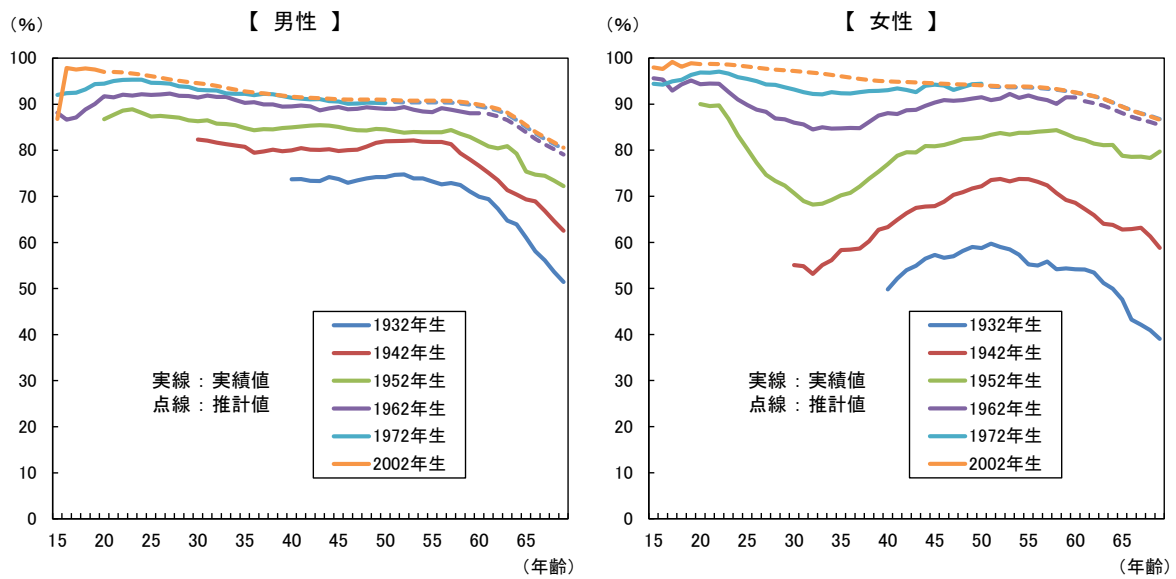


このような方法により設定したコーホート別の雇用者比率を示したものが第 3-5-15 図であり、これに基づく男女別の雇用者比率を示したものが第 3-5-16 図である。

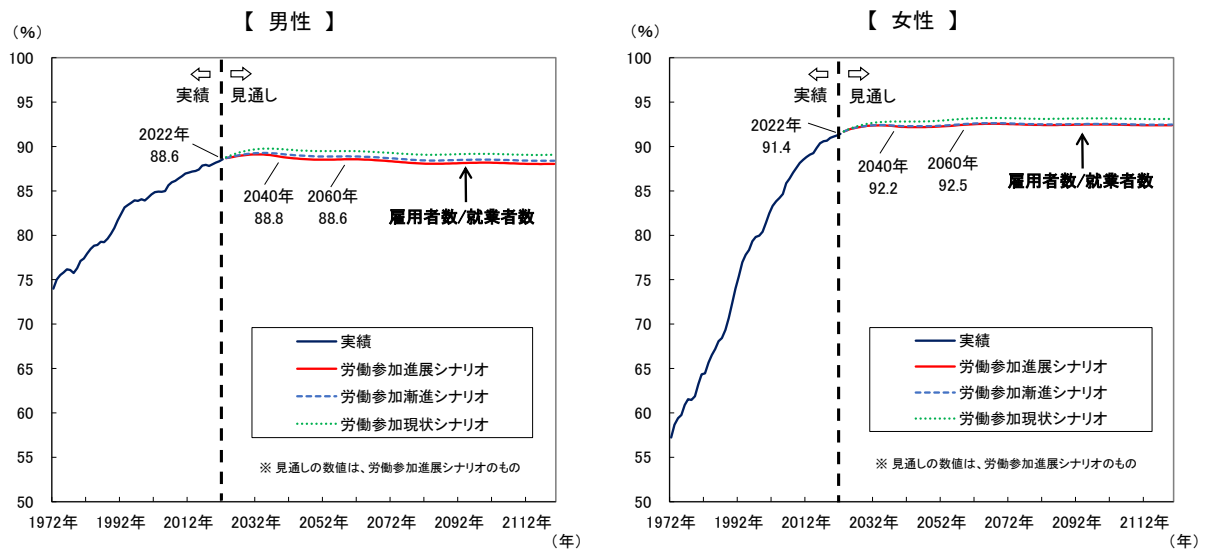
なお、第 3-5-16 図において、労働参加が進展するシナリオほど雇用者比率の見通しが低くなっているが、これは労働参加が進展するシナリオほど雇用者比率が比較的低い高齢層の就業率が高まるためである。

以上のように推計した就業者数、雇用者数の見通しを示したものが第 3-5-17 表である。

第3-5-15図 コーホート別にみた雇用者比率



第3-5-16図 雇用者比率の推移と見通し



第3-5-17表 就業者数、雇用者数の見通し（70歳未満）

（労働参加進展シナリオ）

（万人）

		男女計	(再掲) 65歳以上	男性	(再掲) 65歳以上	女性	(再掲) 65歳以上
就業者数	2024年	6,231	393	3,395	232	2,836	161
	2025年	6,252	399	3,402	237	2,850	162
	2026年	6,262	405	3,398	239	2,864	166
	2027年	6,268	416	3,392	244	2,876	172
	2028年	6,269	428	3,384	250	2,885	178
	2029年	6,267	440	3,373	256	2,893	185
	2030年	6,266	461	3,365	266	2,902	195
	2040年	5,961	649	3,131	356	2,830	293
	2050年	5,213	493	2,741	271	2,471	222
	2060年	4,752	427	2,501	238	2,251	190
	2070年	4,293	419	2,259	234	2,033	185
	2080年	3,794	391	1,997	218	1,797	173
	2090年	3,371	309	1,773	172	1,598	137
	2100年	3,041	301	1,600	167	1,441	133
	2110年	2,686	272	1,414	152	1,272	121
	2120年	2,377	230	1,251	128	1,127	102
雇用者数	2024年	5,755	319	3,097	184	2,658	135
	2025年	5,779	326	3,106	189	2,673	137
	2026年	5,792	334	3,104	192	2,688	141
	2027年	5,800	345	3,100	198	2,700	147
	2028年	5,803	357	3,094	203	2,710	154
	2029年	5,802	369	3,085	208	2,717	160
	2030年	5,802	388	3,077	218	2,725	170
	2040年	5,514	553	2,859	295	2,655	257
	2050年	4,831	419	2,506	226	2,324	193
	2060年	4,408	366	2,284	199	2,124	166
	2070年	3,977	357	2,058	194	1,919	163
	2080年	3,514	333	1,819	181	1,695	153
	2090年	3,125	264	1,616	143	1,509	121
	2100年	2,817	256	1,457	139	1,360	117
	2110年	2,488	232	1,287	126	1,200	106
	2120年	2,203	196	1,140	106	1,063	90

(労働参加漸進シナリオ)

(万人)

		男女計	(再掲) 65歳以上	男性	(再掲) 65歳以上	女性	(再掲) 65歳以上
就業者数	2024年	6,225	389	3,395	231	2,830	159
	2025年	6,243	393	3,403	234	2,840	158
	2026年	6,242	397	3,392	235	2,851	162
	2027年	6,236	405	3,379	239	2,858	167
	2028年	6,227	415	3,364	243	2,864	173
	2029年	6,214	426	3,346	247	2,868	179
	2030年	6,202	444	3,330	256	2,872	188
	2040年	5,707	581	3,024	323	2,683	258
	2050年	4,996	442	2,652	246	2,343	196
	2060年	4,556	383	2,419	215	2,136	168
	2070年	4,113	375	2,184	212	1,929	163
	2080年	3,634	350	1,931	197	1,704	153
	2090年	3,232	277	1,715	156	1,517	121
	2100年	2,914	269	1,547	151	1,367	118
	2110年	2,573	244	1,367	137	1,206	107
	2120年	2,278	206	1,210	116	1,069	90
雇用者数	2024年	5,750	316	3,098	183	2,653	133
	2025年	5,772	322	3,107	187	2,665	134
	2026年	5,774	327	3,099	189	2,676	138
	2027年	5,771	337	3,088	193	2,683	144
	2028年	5,765	347	3,076	197	2,689	149
	2029年	5,754	357	3,061	202	2,693	155
	2030年	5,744	374	3,046	209	2,698	164
	2040年	5,281	495	2,763	268	2,518	228
	2050年	4,631	375	2,426	205	2,205	171
	2060年	4,226	328	2,210	181	2,017	147
	2070年	3,812	320	1,991	176	1,821	144
	2080年	3,367	298	1,759	164	1,608	135
	2090年	2,996	236	1,564	129	1,433	107
	2100年	2,700	230	1,410	126	1,290	104
	2110年	2,384	208	1,245	114	1,139	94
	2120年	2,111	176	1,102	96	1,009	79

(労働参加現状シナリオ)

(万人)

		男女計	(再掲) 65歳以上	男性	(再掲) 65歳以上	女性	(再掲) 65歳以上
就業者数	2024年	6,178	377	3,383	220	2,795	157
	2025年	6,172	374	3,385	218	2,788	156
	2026年	6,137	372	3,366	217	2,771	155
	2027年	6,097	375	3,346	219	2,752	156
	2028年	6,054	378	3,323	221	2,730	157
	2029年	6,006	382	3,299	223	2,707	159
	2030年	5,959	393	3,275	229	2,685	164
	2040年	5,282	474	2,910	277	2,372	197
	2050年	4,639	360	2,559	211	2,080	149
	2060年	4,230	313	2,334	185	1,897	128
	2070年	3,811	306	2,104	182	1,707	124
	2080年	3,368	286	1,859	169	1,508	117
	2090年	3,000	226	1,654	134	1,346	92
	2100年	2,700	220	1,490	130	1,210	90
	2110年	2,384	199	1,316	118	1,068	81
	2120年	2,113	168	1,166	100	947	69
雇用者数	2024年	5,707	306	3,088	174	2,620	132
	2025年	5,707	306	3,092	175	2,615	132
	2026年	5,678	307	3,078	175	2,601	132
	2027年	5,644	311	3,060	177	2,583	134
	2028年	5,606	315	3,041	180	2,565	136
	2029年	5,563	320	3,020	182	2,544	138
	2030年	5,521	330	2,998	188	2,523	142
	2040年	4,891	403	2,662	230	2,229	174
	2050年	4,303	306	2,343	176	1,960	130
	2060年	3,926	268	2,134	155	1,792	112
	2070年	3,534	261	1,920	151	1,613	110
	2080年	3,121	243	1,696	141	1,425	103
	2090年	2,782	192	1,510	111	1,272	81
	2100年	2,503	187	1,359	108	1,143	79
	2110年	2,210	169	1,201	98	1,009	72
	2120年	1,959	143	1,064	83	895	61

(4) フルタイム雇用者、短時間雇用者及び平均労働時間

労働投入量や厚生年金被保険者数を推計する上では、雇用者に占める短時間労働者の割合が上昇している傾向を織り込むことが適切であると考えられる。そこで、雇用者を正規の職員や週間就業時間が35時間以上である「フルタイム雇用者」とそれ以外（35時間未満）の「短時間雇用者」に分けて推計を行った。

まず、足下の短時間雇用者比率及び平均労働時間については、令和4（2022）年の労働力調査を基礎として、性、年齢別の短時間雇用者比率（第3－5－18表）を設定し、さらに、フルタイム雇用者、短時間雇用者それぞれの平均労働時間を設定した。

第3－5－18表 労働力調査による年齢階級別短時間雇用者比率
（令和4（2022）年）

		（％）	
年齢	性	男性	女性
15～19歳		69.0	83.8
20～24歳		33.1	33.9
25～29歳		6.4	14.8
30～34歳		4.7	22.8
35～39歳		3.4	31.6
40～44歳		2.7	36.5
45～49歳		2.6	38.2
50～54歳		2.7	38.4
55～59歳		3.3	40.6
60～64歳		13.8	50.2
65～ 歳		37.2	61.7

（注1）総務省「労働力調査」（2022年）の特別集計より作成。

（注2）雇用者のうち、正規の職員以外で週間就業時間が35時間未満である者の割合である。

その上で、将来の性、年齢別の短時間雇用者比率及び平均労働時間については、「労働力需給の推計」で設定された短時間雇用者比率と平均労働時間に関する前提（第3－5－19表）の変化を考慮して設定し、令和22（2040）年以降は一定とした。短時間雇用者比率の上昇は、就業率が上昇する男性及び無配偶女性の60歳以上、有配偶女性の全年齢を対象として変化させた。

第3-5-19表 労働力需給の推計で設定された短時間雇用者比率と
平均労働時間の前提

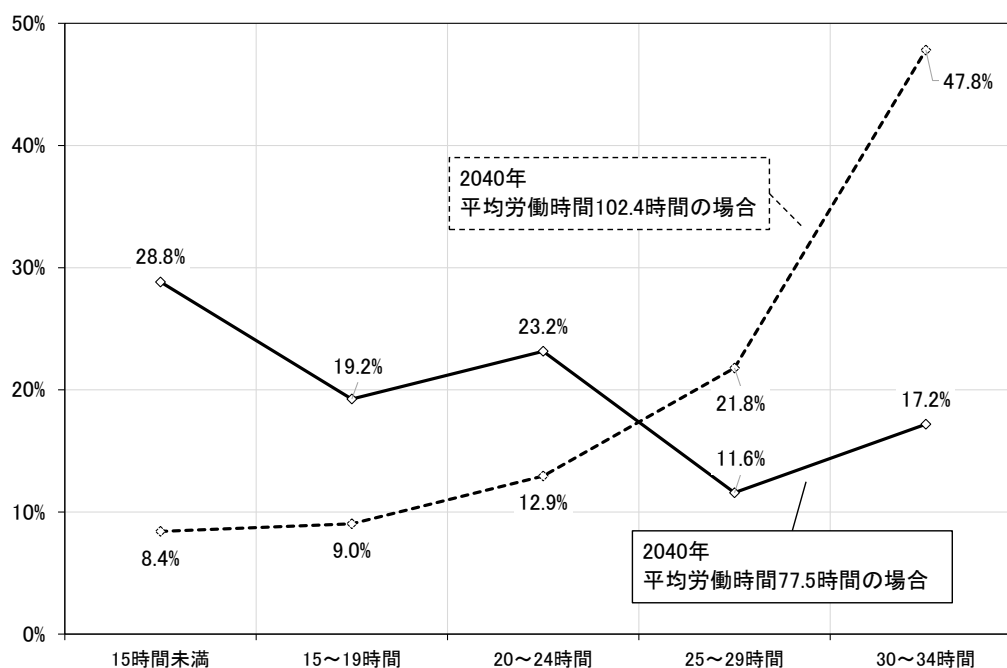
		労働参加進展シナリオ	労働参加漸進シナリオ	労働参加現状シナリオ
短時間雇用者比率		2022年 31.6% → 2030年 36.1% → 2040年 40.8% に増加*1	労働参加進展シナリオの半分の 影響を反映	2022年の31.6%で一定
平均労働時間	一般労働者	2022年 月177.0時間 → 2030年 月173.8時間 → 2040年 月172.1時間 に減少*2	労働参加進展シナリオの半分の 影響を反映	2022年の月177.0時間で一定
	短時間労働者	2022年 月 77.5時間 → 2030年 月 92.8時間 → 2040年 月102.4時間 に増加*2	労働参加進展シナリオの半分の 影響を反映	2022年の月 77.5時間で一定

*1 厚生労働省「毎月勤労統計調査」のパートタイム労働者比率(1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者、又は、1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者の割合)をトレンド延長。

*2 賃金構造基本統計調査の労働時間を使用。①有給休暇取得率の増加、②多様な就業形態の増加、③時間外労働の上限規制(建設・運輸・郵便)を反映。有休休暇取得率は、2025年:70%、2035年:100%を想定。多様な就業形態の増加については、2035年までに現在のフルタイム・短時間の格差が25%解消することを想定。

短時間雇用者については、さらに、将来の平均労働時間の増加を考慮して、将来の各年次における労働時間分布を設定した。すなわち、労働参加進展シナリオでは第3-5-20図の実線から点線に推移するように設定し、労働参加現状シナリオでは第3-5-20図における実線で将来にわたり一定となるように設定した。

第3-5-20図 短時間雇用者の平均労働時間と労働時間分布



なお、就業者のうち雇用者でない者の平均労働時間は、労働力調査における自営業主と家族従業員の平均就業時間を加重平均したもの（令和4(2022)年で月142時間）として設定した。

（５）厚生年金被保険者

（４）までの手順で推計されるフルタイム雇用者、短時間雇用者それぞれについて、雇用者に占める厚生年金被保険者の割合（以下、「厚生年金被保険者割合」という。）を乗じることにより、将来の厚生年金被保険者数を推計している。具体的には、性別（女性についてはさらに有配偶、無配偶別）、年齢別に次式により推計を行っている。

厚生年金被保険者数

$$= \{ \text{フルタイム雇用者数} \times \text{厚生年金被保険者割合（フルタイム）} \\ + \text{短時間雇用者数} \times \text{厚生年金被保険者割合（短時間）} \} \times \text{調整率}$$

ここで、厚生年金被保険者とは、第１号～第４号厚生年金被保険者のことであり、また、短時間労働者に対する適用拡大により適用となった短時間被保険者も含んだものである。厚生年金被保険者割合は、性、年齢によらずに設定しており、第３－５－２１表に示す「令和４年公的年金加入状況等調査」の特別集計結果をもとに設定している。

第３－５－２１表 労働時間別にみた厚生年金被保険者割合

						(%)
週実労働時間	20時間未満	20～24時間	25～29時間	30～34時間	35時間以上・フルタイム	正規の職員
厚生年金被保険者割合	11.7	28.8	57.3	82.1	83.0	92.7

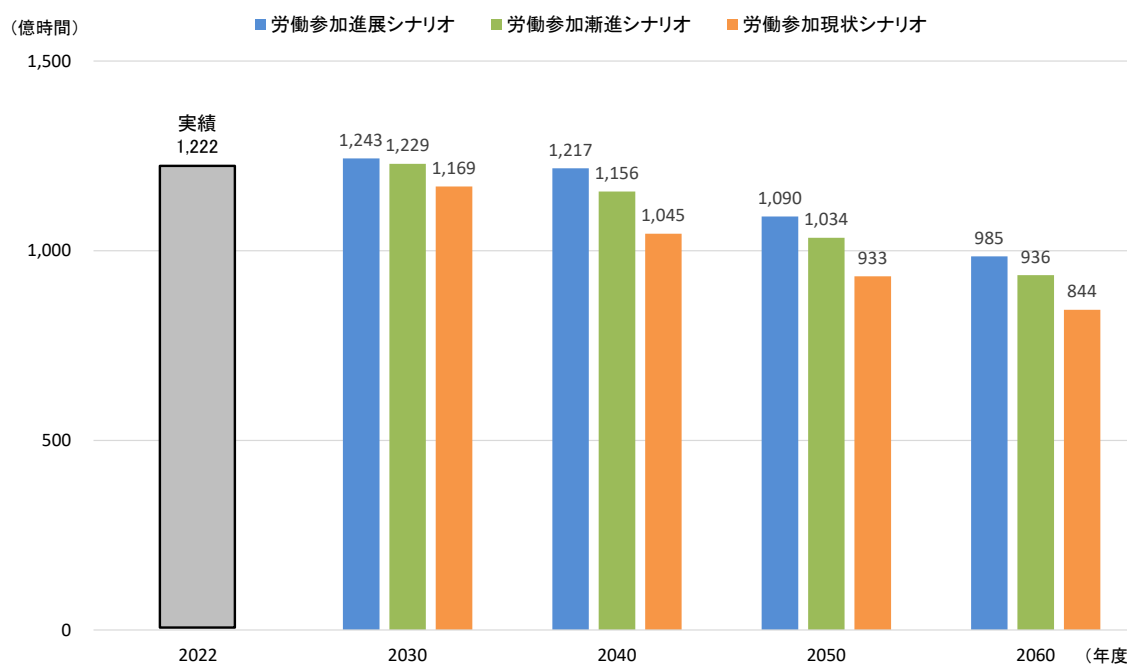
（出典）厚生労働省「令和４年公的年金加入状況等調査」の特別集計による

なお、厚生年金被保険者数の算出にあたっては、足下の厚生年金被保険者数が実績値と一致するよう調整率を乗じている。また、第２号厚生年金被保険者～第４号厚生年金被保険者（共済組合の被保険者）は、すべてフルタイム雇用者であるものとみなして推計を行っている。

（６）労働投入量（マンアワーベース）

（４）までの手順により推計される労働投入量（マンアワーベース）の推移を示したものが第３－５－２２ 図である。男女計で令和４（２０２２）年度には１，２２２ 億時間程度であるものが、人口の減少に伴い、令和４２（２０６０）年度には労働参加進展シナリオで ９８５ 億時間程度、労働参加漸進シナリオで ９３６ 億時間程度、労働参加現状シナリオで ８４４ 億時間程度となる見通しとなっている。

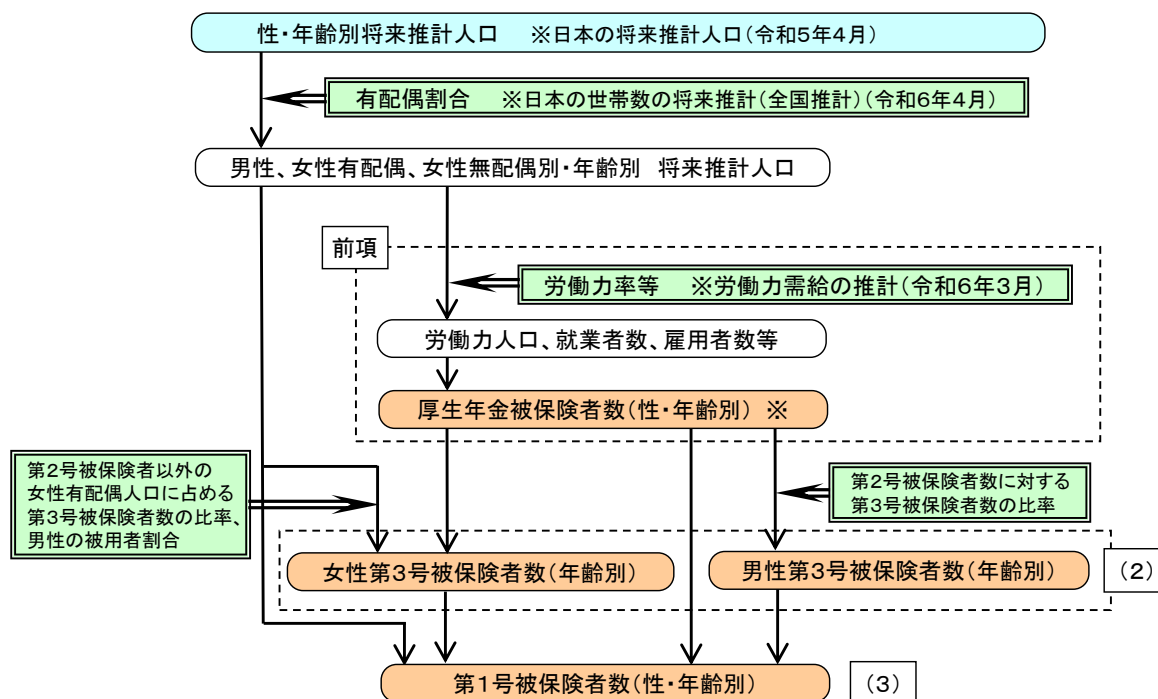
第３－５－２２ 図 総労働時間（マンアワー）の推移



4. 公的年金被保険者数の推計

前項では厚生年金被保険者数の推計手法を示したが、公的年金全体としての被保険者数の将来推計の手順を示したものが第3-5-23図である。

第3-5-23図 公的年金被保険者数の将来推計の方法



(1) ※別途将来推計人口等から推計した第2号～第4号厚生年金被保険者を除くことで、第1号厚生年金被保険者が推計される。

(1) 第1号～第4号厚生年金被保険者

第2号～第4号厚生年金被保険者（各共済組合等の組合員）数の推計については、それぞれの被保険者数の動向をもとに推計されている。

第2号厚生年金被保険者（国家公務員共済組合の組合員）及び第3号厚生年金被保険者（地方公務員共済組合の組合員）については、総人口に占める被保険者数の割合に着目し、この比率の実績値を将来へ投影することにより、被保険者数を推計するという考え方が採られている。

第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員共済の加入者）については、当初6年程度は過去の実績値の傾向を延長するという考え方で推計し、以後は学種別（小学校、中学校などの種別）の加入者数と学齢対象人口（小学校ならば6～11歳人口、中学校ならば12～14歳人口など）の比率に着目して、加入者数を推計するという考え方が採られている。

前項のとおり推計した厚生年金被保険者全体から、上記のとおり推計され

た第2号～第4号厚生年金被保険者を除くことで、第1号厚生年金被保険者数を推計している。

(2) 第3号被保険者

女性の第3号被保険者数については、全員が有配偶者であること及び女性については人口や厚生年金被保険者数の推計が有配偶者と無配偶者に分けて行われていることに着目して推計している。女性の有配偶者から厚生年金被保険者を除いたものは、第1号被保険者と第3号被保険者の合計に相当することから、実績統計から年齢別に厚生年金被保険者を除く女性有配偶人口に対する女性の第3号被保険者数の比率を算出し、この比率が男性における人口に占める厚生年金被保険者の割合の上昇に伴って高まるものとして推計している。具体的には下記のとおりである。

女性第3号被保険者数（年齢別）

$$\begin{aligned} &= \text{厚生年金被保険者を除く女性有配偶人口（推計値）} \\ &\quad \times \{ \text{女性第3号被保険者数（実績統計）} \\ &\quad \quad \div \text{厚生年金被保険者を除く女性有配偶人口（実績統計）} \} \\ &\quad \times \text{男性における人口に占める厚生年金被保険者の割合} \\ &\quad \quad \text{の実績値からの変化率（推計値）} \end{aligned}$$

一方、男性の第3号被保険者数については、実績統計から年齢別に女性有配偶者の第2号被保険者数に対する男性の第3号被保険者数の比率を算出し、これが将来にわたり一定であるとして推計している。

(3) 第1号被保険者

第1号被保険者数については、人口から厚生年金被保険者数及び第3号被保険者数の推計値を控除することにより推計している。

60歳以上の高齢任意加入の被保険者数については、実績統計から性・年齢別に人口に対する被保険者の比率を算出し、それが将来にわたり一定であるとして推計している。

第6節

給付水準の将来見通し及び 財政見通しの作成方法

財政検証においては、被保険者数の将来推計結果から、将来の厚生年金被保険者に係る報酬等の推計を行い、給付費・受給者数等の推計を行っている。ここでは、この一連の過程について解説する。

将来の給付費や受給者数を算出するためには、いくつかのステップを踏むこととなるが、以下、主に厚生年金の場合を例にしてシミュレーションの基本的な構造について解説する。

1. 被保険者の区分、報酬及び保険料の推計方法

被保険者数の推計が将来推計人口の内訳として決定されていく方式を述べたが、給付費・受給者数の将来推計では、基礎数を出発点とし、基礎率を使用して、将来の制度の状態が実際に起きるかのよう一年一年作り出していくシミュレーション方式をとっている。このようなシミュレーションにおいては、性・年齢・被保険者期間別等に分解された要素を年次毎に作り出していく必要があり、膨大な計算量を伴うものであるが、制度の将来の姿を忠実かつ精密に描写し、年金財政の検討を行う上では欠かせないものである。

ここでは、被保険者の加入、脱退、報酬及び保険料の推計方法について解説する。

（1）被保険者の区分

被保険者数推計において、将来の各年度の性・年齢別の人数が推計されるが、この際、過去の加入歴が長い者、短い者、その年度内に加入する者、脱退する者など、様々な状態の者がいる。この状態が異なれば、将来、受給者になったときの年金額等が異なってくることから、被保険者数推計での情報以上に緻密なシミュレーションを行う必要がある。

そこで、シミュレーションでは、性・年齢・被保険者期間別に保有している前年度末の被保険者データから、基礎率を使用して、当年度末の性・年齢・被保険者期間別の被保険者データを作り出している。

① 前年度末から引き続き加入する者（残存者）

前年度末から引き続き加入する者は、年齢が1歳、被保険者期間が1年増え

るが、その人数は次式のとおり、前年度末の被保険者数と総脱退率により算出される。同時に、総脱退者数(a)も得られる。

$$\text{zanzonh}(x, t) = \text{hiho}(x-1, t-1) \times (1 - u(x, 0))$$

[前年度末]

$$(a) = \text{hiho}(x-1, t-1) - \text{zanzonh}(x, t)$$

[前年度末]

② 前年度末に受給待期者であり、当年度末に生存している者

前年度末から引き続き待期している者は、被保険者期間は増加しないが、年齢が1歳増えることとなる。

$$\text{zantaiki}(x, t) = \text{taiki}(x-1, t) \times (1 - q(x))$$

[前年度末]

③ 新たに加入する者(新規加入者)、加入歴はあるが前年度は加入しておらず再び加入することとなる者(再加入者)

被保険者数推計上の数値と①の残存者数との差が新規加入者または再加入者の対象となることから、これを再加入率により、新規加入者と再加入者に分解する。

$$\text{saikanyu}(x, t) = (\text{waku}(x) - \sum_t \text{zanzonh}(x, t)) \times \text{sair}(x) \\ \times \text{zantaiki}(x, t) / \sum_t \text{zantaiki}(x, t)$$

$$\text{shinki}(x) = \text{waku}(x) - \sum_t \text{zanzonh}(x, t) - \sum_t \text{saikanyu}(x, t)$$

④ 脱退する者(脱退者)

脱退者は、(1)サラリーマンを辞めるなど、厚生年金から生存脱退する者、(2)厚生年金の加入期間中に障害状態となり障害年金受給者となる者、(3)厚生年金の加入期間中に死亡する者に分けられる。

$$(2) = \text{hiho}(x-1, t-1) \times u(x, 1)$$

[前年度末]

$$(3) = \text{hiho}(x-1, t-1) \times u(x, 2)$$

[前年度末]

$$(1) = (a) - (2) - (3)$$

まず、①、③の結果から、当年度末における被保険者 $\text{hiho}(x, t)$ が次の算式により生成される。

$$t=0 \text{ の時 } \text{hiho}(x, 0) = \text{shinki}(x) + \text{saikanyu}(x, 0)$$

[当年度末]

$$t>0 \text{ の時 } \text{hiho}(x, t) = \text{zanzonh}(x, t) + \text{saikanyu}(x, t)$$

[当年度末]

なお、 $\sum_t \text{hiho}(x, t) = \text{waku}(x)$ となっている。

[当年度末]

また、②、③、④の結果から、当年度末における待期者 $\text{taiki}(x, t)$ が次の算式により生成される。

$$\text{taiki}(x, t) = \text{zantaiki}(x, t) - \text{saikanyu}(x, t) + (1)$$

[当年度末]

(注) 記号等の説明

x : 年齢

t : 被保険者期間が t 年 (ここでは「 t 年以上 ($t+1$) 年未満」を意味するものとする。)

$\text{waku}(x)$: 被保険者数推計における当年度末に満 x 歳である被保険者数

$\text{hiho}(x, t)$: 年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者数

$\text{taiki}(x, t)$: 年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者数

$\text{zanzonh}(x, t)$: 当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者であって、前年度末から引き続き被保険者である者 (残存者) の人数

$\text{zantaiki}(x, t)$: 前年度末に被保険者期間 t 年の受給待期者であった者のうち、当年度末に満 x 歳で生存している者の人数

$\text{shinki}(x)$: 当年度中の新規加入者であって、当年度末に満 x 歳である者の人数

$\text{saikanyu}(x, t)$: 当年度中の再加入者であって、当年度末に満 x 歳、被保険者期間 t 年である者の人数

$u(x, 0)$: x 歳の被保険者の総脱退率

$u(x, 1)$: x 歳の被保険者の障害年金発生率

$u(x, 2)$: x 歳の被保険者の死亡脱退率

$\text{sair}(x)$: 当年度末に満 x 歳となる当年度中加入者の再加入率 (過去の加入歴がある者の割合)

$q(x)$: 前年度末に満 $x-1$ 歳である受給待期者の当年度中における死亡率

(2) 被保険者の報酬

財政見通しの作成上、保険料収入や受給者になったときの報酬比例部分の年金額を算定するため、被保険者の報酬についてシミュレーションが必要となる。

・男女別の賃金上昇率の算定

賃金上昇率については、男女の賃金水準の差が過去（2013～2022 年度）の傾向で 2040 年度まで縮小（単年度当たり男女の差が約 1.3%解消）するものと仮定しており、ここではその推計方法を説明する。

○ $2022 \leq k \leq 2040$ の場合

$$\begin{aligned} \text{dnhoshu}(k, x, 1) &= \text{dnhoshu}(k-1, x, 1) \\ &\quad - \text{waku}(k, x, 2) / \{\text{waku}(k, x, 1) + \text{waku}(k, x, 2)\} \\ &\quad \times \alpha \times \{\text{dnhoshu}(k-1, x, 1) - \text{dnhoshu}(k-1, x, 2)\} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{dnhoshu}(k, x, 2) &= \text{dnhoshu}(k-1, x, 2) \\ &\quad + \text{waku}(k, x, 1) / \{\text{waku}(k, x, 1) + \text{waku}(k, x, 2)\} \\ &\quad \times \alpha \times \{\text{dnhoshu}(k-1, x, 1) - \text{dnhoshu}(k-1, x, 2)\} \end{aligned}$$

○ $k > 2040$ の場合

$$\text{dnhoshu}(k, x, s) = \text{dnhoshu}(k-1, x, s)$$

また、標準報酬指数 $\text{shokyu}(k, x, s)$ は次のとおりとなる。

$$\text{shokyu}(k, x, s) = \text{dnhoshu}(k, x, s) / \text{dnhoshu}(2021, 20, s)$$

・報酬の算定

残存者（前年度末から引き続き被保険者である者）の報酬に昇給率（定期昇給分）と賃金上昇率を適用したものと、当年度中の加入者の報酬の全平均が当年度末の 1 人あたり報酬となる。

$$\begin{aligned} \text{hoshu}(k, x, t) &= \{\text{dnhoshu}(k, x, s) \times \prod_{m=2022}^k (1 + h(m)) \times \text{kanyu}(x, t) \\ &\quad + \text{hoshu}(k-1, x-1, t-1) \times \text{shokyu}(k, x, s) / \text{shokyu}(k-1, x-1, s) \\ &\quad \times (1 + h(k)) \times \text{zanzonh}(x, t)\} / \text{hiho}(x, t) \end{aligned}$$

・報酬累計の算定

受給者になったときの報酬比例部分の年金額を算定するため、被保険者及び受給待期者の 1 人当たり報酬累計について、再評価や物価スライドをしつつ、シミュレーションを行っている。

残存者の他、当年度中加入者、当年度中生存脱退者、受給待期者についての前年度までの報酬累計に対して、まず、当年度分のスライドを行ったものを算定する。

$$\begin{aligned} (A) &= \{\text{kanyu}(x, t) \times \text{ruikeit}(x-1, t) + \text{zanzonh}(x, t) \times \text{ruikeih}(x-1, t-1)\} \\ &\quad \begin{array}{cc} \text{[前年度末]} & \text{[前年度末]} \\ & \times \text{slide}(k) \end{array} \end{aligned}$$

$$(B) = \{ \text{zanzont}(x, t) \times \text{ruikeit}(x-1, t) + \text{dattai}(x, t) \times \text{ruikeih}(x-1, t-1) \} \\ \text{[前年度末]} \qquad \qquad \qquad \text{[前年度末]} \\ \times \text{slide}(k)$$

このようにして算定された額に対して、次に、被保険者の状態毎に当年度に累加されるべき報酬を加算する。

- ① 当年度中加入者については、加入時報酬の 1/2 分：

$$\text{dnhoshu}(k, x, s) \times \prod_{m=2022}^k (1 + h(m)) / 2 \times \text{kanyu}(x, t) \times \text{htoc}(k)$$

- ② 残存者については、前年度末の報酬に賃金上昇率と定期昇給の 1/2 を適用したもの：

$$\{ \text{hoshu}(k-1, x-1, t-1) \times (1 + h(k)) \times (1 + \text{shokyu}(k, x, s) / \text{shokyu}(k-1, x-1, s)) \} / 2 \\ \times \text{zanzonh}(x, t) \times \text{htoc}(k)$$

- ③ 当年度中生存脱退者については、前年度末の報酬に賃金上昇率を適用したものの 1/2 分：

$$\text{hoshu}(k-1, x-1, t-1) \times (1 + h(k)) / 2 \times \text{dattai}(x, t) \times \text{htoc}(k)$$

当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者の報酬累計は、「(A) + ① + ②」、当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者の報酬累計は、「(B) + ③」により算出される。

これらを被保険者数、受給待期者数でそれぞれ除すと 1 人当たり報酬累計が得られ、次年度のシミュレーションに用いる $\text{ruikeih}(x, t)$ あるいは $\text{ruikeit}(x, t)$ となる。

(注) 記号等の説明

k : 年度、 x : 年齢、 s : 性別

t : 被保険者期間が t 年（ここでは「t 年以上 (t+1) 年未満」を意味するものとする。）

waku(k, x, s) : k 年度末における満 x 歳、性別 s である被保険者数

hoshu(k, x, t) : k 年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者の 1 人当たり報酬

ruikeih(x, t) : 年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者の 1 人当たり報酬累計

ruikeit(x, t) : 年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者

の 1 人当たり報酬累計

$dnhoshu(k, x, s)$: k 年度末における満 x 歳、性別 s である加入者（新規加入者及び再加入者）の 1 人当たり報酬（令和 3（2021）年度末基準）

$kanyu(x, t)$: 当年度中の加入者（新規加入者及び再加入者）であって、当年度末に満 x 歳、被保険者期間 t 年である者の人数

$dattai(x, t)$: 厚生年金からの生存脱退者であって、当年度末に満 x 歳、被保険者期間 t 年である者の人数

$zanzonh(x, t)$: 当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者であって、前年度末から引き続き被保険者である者（残存者）の人数

$zanzont(x, t)$: 当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者であって、前年度末から引き続き受給待期者である者の人数

$hiho(x, t)$: 当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者数（ $= kanyu(x, t) + zanzonh(x, t)$ ）

$h(k)$: k 年度の賃金上昇率

$slide(k)$: k 年度の年金改定率（スライド調整前）

$htoc(k)$: スライド調整がないとした場合の k 年度の報酬を再評価する率

$shokyu(k, x, s)$: k 年度末に満 x 歳、性別 s である者の標準報酬指数（令和 3（2021）年度末基準）

α : 男女間における賃金格差の 1 年あたり縮小率

（３）国民年金保険料の推計方法

財政見通しの作成上、国民年金の保険料収入を算定するため、被保険者の保険料納付についてのシミュレーションが必要となる。被保険者には全額納付対象者及び各免除区分の免除者がいるため、保険料収入の算定にあたり、全額納付者数及び免除者数の算定を行っている。また、国民年金保険料（当年度価格）の算定も必要となる。

・全額納付者数及び免除者数の算定

被保険者のシミュレーションにおいて、年度末時点での年齢別の被保険者数が推計されるが、これに納付率または各免除区分の免除率を乗じることにより、全額納付者数及び各免除区分 d の免除者数を推計している。すなわち、

$$Noufusha(x) = Hiho(x) \times noufuritu(x)$$

$$\text{Menjosha}(d, x) = \text{Hiho}(x) \times \text{menjoritu}(d, x)$$

である。

・国民年金保険料の算定

各年度における保険料については、第2章第4節で述べた国民年金保険料（平成(2004)年度価格）に、名目賃金上昇率から計算される保険料改定率を乗じることにより算定している。N年度の保険料改定率 $\text{kaitei}(N)$ については、保険料改定率の改定率 k_tannen を平成17(2005)年度から累積したものとして計算している。

$$\text{kaitei}(N) = \begin{cases} 1 & N=2004 \\ \text{kaitei}(N-1) \times k\_tannen(N) & N \geq 2005 \end{cases}$$

ここで、

$$k\_tannen(N) = \begin{cases} 1 & N=2005 \\ \text{CPI}(N-2) & N=2006 \sim 2007 \\ \text{CPI}(N-2) \times \text{CH}(N-4) & N \geq 2008 \end{cases}$$

である。

N年度の保険料月額、保険料月額（平成16(2004)年度価格） $\text{hokenryo}_{\text{H16}}(N)$ と保険料改定率によって次のように計算される。

$$\text{hokenryo}(N) = \text{hokenryo}_{\text{H16}}(N) \times \text{kaitei}(N)$$

以上を踏まえると、N年度の保険料収入は、

$$\begin{aligned} & \text{hokenryo}(N-1) \times \{ \text{Noufusha}(x) + \sum_d \text{Menjosha}(d, x) \times \text{h\_wariai}(d) \} \\ & \quad \quad \quad \text{[前年度末]} \quad \quad \quad \text{[前年度末]} \\ & + 11 \times \text{hokenryo}(N) \times \{ \text{Noufusha}(x) + \sum_d \text{Menjosha}(d, x) \times \text{h\_wariai}(d) \} \end{aligned}$$

と算定される。なお、国民年金保険料の納付期限は翌月末であるため、前年度3月分の保険料納付は当年度4月に行われるとして計算している。

(注) 記号等の説明

N : 年度

x : 年齢

d : 免除区分（全額免除、四分の三免除、半額免除、四分の一免除）

$\text{Hiho}(x)$: 年度末時点での x 歳の被保険者数

$\text{noufunitu}(x)$: x 歳の被保険者に対する全額納付者の割合

$\text{menjoritu}(d, x)$: 免除区分 d における、x 歳の被保険者に対する免除者の割合

$\text{Noufusha}(x)$: 年度末時点での x 歳の全額納付者数
 $\text{Menjosha}(d, x)$: 年度末時点での免除区分 d における x 歳の免除者数
 $\text{h\_wariai}(d)$: 各免除区分の保険料負担割合。すなわち、全額免除については 0、四分の三免除については 1/4、半額免除については 1/2、四分の一免除については 3/4 である。
 $\text{k\_tannen}(N)$: N 年度における保険料改定率の改定率
 $\text{kaitei}(N)$: N 年度における保険料改定率
 $\text{hokenryo}_{\text{H16}}(N)$: N 年度の保険料月額（平成 16(2004)年度価格）
 $\text{hokenryo}(N)$: N 年度の保険料月額（当年度価格）
 $\text{CPI}(N)$: N 年の物価上昇率（ N 年の消費者物価指数 / $(N-1)$ 年の消費者物価指数）
 $\text{CH}(N)$: $N-1$ 年度～ $N+1$ 年度の実質賃金上昇率の平均（3 乗根）

2. 受給者数及び給付水準を維持した場合の給付費の推計方法

（1）受給者の新規裁定

被保険者のシミュレーションにおいて、性・年齢・被保険者期間別に、被保険者や受給待期者の報酬累計が推計されていくこととなるが、被保険者が老齢年金、障害年金、遺族年金のいずれかの年金の受給者としての支給要件を満たした段階で、受給者として年金額等が算定されることとなる。

これらは、シミュレーション上、年金の種類毎に次のような新規裁定の手続きがなされることとなる。

① 老齢年金

老齢年金の場合、被保険者または年金受給待期者が支給開始年齢に到達した時点もしくは支給開始年齢到達後の退職時において、次の作業を行う。

・ 支給開始年齢

被保険者種別毎に、支給開始年齢に到達しているかどうかを判定する。

なお、繰上げ請求率に基づき、繰上げ年数毎に受給者数を区別する。

・ 被保険者期間

加給年金の支給要件である 20 年以上の判定等を行う。

・ 退職、在職の区別

在職者（被保険者）については、平均的な年金支給割合を乗じた分の年金額を支給する方法で計算を行う。

なお、老齢年金の受給資格要件として、国民年金の保険料未納期間を除く公的年金制度の加入期間と外国に居住していた期間等のいわゆるカラ期

間を通算して原則として10年を要することとされているが、制度別に行っているシミュレーションにおいては、厚生年金以外の加入期間等を通算して10年以上となるかどうか判定できないことや、大部分の加入者が受給資格要件を満たすものと想定されることから、被保険者期間は全て、将来の年金受給に反映されるものとして計算を行っている。

② 障害年金

厚生年金の加入期間中に障害の状態となり、障害年金受給者となる者については、次の作業を行う。

- ・ 障害等級

障害等級割合により、1級、2級、3級に区分する。

- ・ 被保険者期間

被保険者期間が300月に満たない場合には、300月とみなして計算を行う。

③ 遺族年金

遺族年金受給者数は、被保険者、受給待期者もしくは老齢年金、障害年金の受給者が死亡した場合に、その人数に遺族年金発生割合を乗じることにより得ている。なお、受給者の年齢は、死亡した被保険者等との年齢相関によって決定する。また、遺族厚生年金受給者のうち遺族基礎年金受給者は、配偶者である遺族年金受給者の人数に有子割合を乗じたものと、子どもである遺族年金受給者数の和となる。

遺族年金の新規裁定は、死亡した者の状態により取扱いが異なる。

- ・ 死亡した者が被保険者であった場合

被保険者期間が300月に満たない場合には、300月とみなして計算を行う。

- ・ 死亡した者が受給待期者であった場合

受給待期者については、原則として公的年金の加入期間等が通算して25年以上あるときに遺族厚生年金が支給されるが、シミュレーションにおいては老齢年金と同様に25年の受給資格要件の判定を行っていない。

- ・ 死亡した者が受給者であった場合

死亡した配偶者の老齢厚生年金と遺族厚生年金受給者本人の老齢厚生年金の併給を考慮して年金額が決定される。なお、旧法老齢年金、障害年金受給者の場合についても適宜処理を行っている。新規裁定時の要素毎の年金額の算出方法をまとめると、基本的に次のようになる。

- ・ 報酬比例部分 = 報酬累計 × 給付乗率
- ・ 特別支給の老齢年金の定額部分（老齢）
= 被保険者期間 × 定額単価
- ・ 経過的分加算（老齢年金の場合）
= 特別支給の老齢年金の定額部分
- 基礎年金（厚生年金の加入期間分）
（ただし、マイナスとなる場合は支給なし）

ここで、

基礎年金（厚生年金の加入期間分）

$$= \text{基礎年金単価} \times (\text{被保険者期間} / \text{加入可能年数})$$

- ・ 加給年金 = 加給年金額 × 加給対象者割合
（右辺の加給年金額は、加給年金単価をもとに、全て新規裁定として計上したもの）
- ・ 経過的分寡婦加算、中高齢寡婦加算（遺族年金の場合）：
それぞれの単価（経過的分寡婦加算においては年齢に応じた単価）をもとに算出

（２）年金額改定と受給者の失権

受給者になって以降は、性・年齢・年金種別毎に、年金額や受給者数について年金失権率を基に推計することによりシミュレーションを行っている。

$$\text{jukyusha}(x, I) = \text{jukyusha}(x-1, I) \times (1 - q(x, I)) + \text{shinki}(x, I)$$

[当年度末]

[前年度末]

$$\text{nenkin}(x, I) = \text{nenkin}(x-1, I) \times \text{slide}(k) \times (1 - q(x, I)) + \text{shinnenkin}(x, I)$$

[当年度末]

[前年度末]

厳密に言えば、年金失権率 $q(x, I)$ は年度 k の関数でもあり、将来推計人口における将来の死亡率改善が織り込まれたものとなっている。また、年金改定率 $\text{slide}(k)$ は、平成 12(2000)年改正において 65 歳までの賃金が年金改定率に反映され、以降は物価スライドとされていること、また、平成 16(2004)年改正により年金改定に反映される賃金上昇率は 3 年平均を使用することなどから、年度や年齢によってスライド率の取扱いが異なってくることに留意する必要がある。

さらに、昭和 36(1961)年 4 月前の期間に係る年金給付費についてもシミュレーションを行い、厚生年金の独自給付に係る国庫負担額も算定している。

(注) 記号等の説明

k : 年度、 x : 年齢、 I : 年金種別 (老齢、障害、遺族)

$slide(k)$: k 年度の年金改定率

$q(x, I)$: 前年度末に満 $x-1$ 歳である受給者の当年度中における年金失権率

$jukyusha(x, I)$: 年度末における満 x 歳の受給者数

$shinki(x, I)$: 当年度中の新規裁定者であって、当年度末に満 x 歳である者の人数

$nenkin(x, I)$: $jukyusha(x, I)$ に係る年金額総額

$shinnenkin(x, I)$: $shinki(x, I)$ に係る年金額総額

※ I については記述を省略した。

以上の作業を将来の各年度にわたり繰り返し行った後、各年度においてそれらを集計することにより、毎年度の報酬総額、給付費総額及び厚生年金の独自給付に係る国庫負担額等、厚生年金の収支見通しを作成する上で使用するデータに加えて、厚生年金の加入期間分の基礎年金給付費等、基礎年金拠出金算定システムに入力するデータも作成されることとなる。

3. 給付水準の将来見通し及び財政見通しの作成方法

ここでは、年金財政の均衡を図るために行われる、マクロ経済スライドによる給付水準を自動調整する期間の推計方法について解説する。

具体的には、国民年金、厚生年金それぞれにおいて、給付水準調整前の給付費等に対して、ある年度までマクロ経済スライドの適用を続けた場合の給付水準調整割合を乗じることにより、給付水準調整後の給付費等を算出し、それをもとに作成した財政見通しにおいて財政均衡期間の終了時における年度初積立金が支出の1年分以上となるかどうかを確認することにより、何年間マクロ経済スライドの適用を続ける必要があるか推計するものである。

以下では、説明が煩雑になることを避けるため、過去の物価スライド特例の処理等の附随的な事項は捨象して推計の基本的な骨格を述べる。

(1) マクロ経済スライドによる給付水準の調整

以下、①～③においては、特に基礎年金におけるマクロ経済スライドによる給付水準調整の求め方を解説するが、報酬比例部分についても考え方は同様である。

① 本来の年金スライドの仕組み

マクロ経済スライドによる給付水準調整について解説する前に、本来の年金スライドについて解説する。

公的年金のスライドの原則は、65歳で年金を受け取り始めるときの年金（新規裁定年金）の水準は前年度における現役の被保険者の1人当たり賃金（可処分所得）の水準に応じてスライドし、受給開始後の年金（既裁定年金）の水準は前年の物価水準に応じてスライドするという考え方を基本としている。ただし、実質賃金上昇分の年金スライドへの反映については、実績の変動をならすために3年平均をとることとしていることから、年金の受給開始後も67歳までスライド率に賃金上昇を反映させることにより、実質的に65歳到達の前年度の賃金水準を年金額に反映させる仕組みとなっている。

以下では、

CPI(N) : N年の物価上昇率 (N年の消費者物価指数 / (N-1)年の消費者物価指数)

CH(N) : N-1年度～N+1年度の実質賃金上昇率の平均 (3乗根)

KASHO(N) : N年の可処分所得割合変化率 (N年の可処分所得割合 / (N-1)年の可処分所得割合) とする。なお、簡単のため、CPI(N)及びCH(N)は1以上の値（百分率においてはマイナスとならない）とする。このときの各年齢のN年度における年金額は、X歳N年単年度の改定率をRV(N, X)とすると

$$\text{年金額 (X 歳)} = \begin{cases} \text{前年度の算定方式で計算した新規裁定年金額} \times \text{RV(N, X)} & \text{新規裁定者} \\ \text{各受給者の前年度の年金額 (X-1 歳)} \times \text{RV(N, X)} & \text{既裁定者} \end{cases}$$

となる。なお、改定率RVは

$$\text{RV(N, X)} = \begin{cases} \text{CPI(N-1)} \times \text{CH(N-3)} \times \text{KASHO(N-3)} & X \leq 67 \text{ 歳} \\ \text{CPI(N-1)} & X \geq 68 \text{ 歳} \end{cases}$$

である。

② 給付水準調整期間中の年金スライド

給付水準調整期間中は、公的年金被保険者総数の減少率の実績と平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率(0.3%)に基づいて当該年度におけるスライド調整率を設定し、スライド調整率に相当する分、年金の伸び率を抑制することとされている。なお、平成30(2018)年度以降は、前年度分までの未調整分の調整も行うこととされている。

以下では、スライド調整率 $CHO(N)$ を

$CHO(N)$: $N-4$ 年度～ $N-2$ 年度の公的年金被保険者総数の対前年変化率の平均 (3 乗根) $\times 0.997$

とする。このときの各年齢の N 年度における給付水準調整を加味した年金額は、 X 歳 N 年単年度の改定率を $RV\_macro(N, X)$ とすると

$$年金額(X歳) = \begin{cases} \text{前年度の算定方式で計算した新規裁定} & \text{新規裁定者} \\ \text{年金額} \times RV\_macro(N, X) & \\ \text{各受給者の前年度の年金額}(X-1歳) & \text{既裁定者} \\ \times RV\_macro(N, X) & \end{cases}$$

となる。なお、改定率 RV_macro は

$$RV\_macro(N, X) = \max(RV(N, X) \times CHO(N) \times CAR(N-1, X-1), 1)$$

となる。 $\max$ をとるのは、賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を減ずると年金の改定率がマイナスとなる場合には、年金の名目額を引き下げないこととされていることによるものである。ここで、 $CAR(N, X)$ はスライド調整率の前年度分までの未調整分であり、

$$CAR(N, X) = \begin{cases} 1 & N=2017 \\ \min(RV(N, X) \times CHO(N) \times CAR(N-1, X-1), 1) & N \geq 2018 \end{cases}$$

となる。 $\min$ をとるのは、年金の改定率がプラスになる場合には、未調整分が解消されていることによるものである。

③ 年度、年齢別の調整率の計算

令和 6 (2024) 年度から KE 年度まで給付水準調整を続けた場合、令和 6 (2024) 年度以降の年金給付が年度 (N) 別、受給者の年齢 (X) 別に、給付水準を維持した場合と比べ、どれだけ調整されているかを計算する。

以下、 KE 年度まで給付水準調整を続けた場合の年度 (N) 別、受給者の年齢 (X) 別の給付費の調整前の給付費に対する比率を $R(N, X)$ とする。すなわち、

$$R(N, X) =$$

$$\frac{\text{KE 年度までの給付水準調整による給付水準調整後の } N \text{ 年度末における満 } X \text{ 歳の給付費}}{\text{給付水準調整前の } N \text{ 年度末における満 } X \text{ 歳の給付費}}$$

この $R(N, X)$ は、給付水準調整中の年金改定率が②のように設定されることに基づき、次のように N, X を用いて再帰的に定まる。

$$R(N, X) = \begin{cases} 1 & N \leq 2024 \\ R(N-1, X-1) \times \frac{RV\_macro(N, X)}{RV(N, X)} & 2025 \leq N \leq KE \\ R(N-1, X-1) & N \geq KE + 1 \end{cases}$$

④ 給付水準調整を行った場合の各年度の給付費等の推計

厚生年金及び国民年金において、給付水準調整後の各年度の収支状況を作成するためには、③において推計した $R(N, X)$ を用いて給付費等の年度間値を推計する必要があるため、以下ではこの推計方法について解説する。

○厚生年金

KYU2(N, X) : N 年度末における満 X 歳の給付水準調整前の厚生年金の報酬比例部分の給付費

KYOS2(N, X) : N 年度末における満 X 歳の給付水準調整前の厚生年金の基礎年金拠出金

R1(N, X) : 基礎年金部分の給付水準調整割合

R2(N, X) : 報酬比例部分の給付水準調整割合

とすると、給付水準調整後における年度末値の各給付費及び国庫負担額はそれぞれ

- ・給付水準調整後の N 年度末における満 X 歳の厚生年金の報酬比例部分の給付費

$$= KYU2(N, X) \times R2(N, X)$$

- ・給付水準調整後の N 年度末における満 X 歳の厚生年金の基礎年金拠出金

$$= KYOS2(N, X) \times R1(N, X)$$

となる。

なお、給付水準調整終了年度を決めるための推計方法については、次の（２）以降において詳細に解説するが、一般的には、基礎年金部分の給付水準調整期間と報酬比例部分の給付水準調整期間は必ずしも一致するものではなく、ここでは基礎年金部分については KE1 年度まで、一方、報酬比例部分については KE2 年度まで給付水準調整を行うと仮定する。

年度間値の推計については、厚生年金の報酬比例部分の給付費を例に解説することとするが（他も同様）、

- T(N, X) : N 年度末における満 X 歳の厚生年金の報酬比例部分の給付水準調整後の給付費
 (= KYU2(N, X) × R2(N, X))
- D(N, X) : N 年度における N 年度末に満 X 歳の厚生年金の報酬比例部分の給付水準調整後の給付費
- RV(N, X) : スライド調整がないとした場合における N 年度末に満 X 歳の N 年度の年金改定率

とすれば、前年度末の状況と当年度末の状況から、具体的には T(N-1, X-1) 及び T(N, X) から、支払時期も考慮し（2 か月分）、D(N, X) を

$$\begin{aligned}
 &= \frac{2}{12} \times T(N-1, X-1) && \text{(前年度の 2 か月分)} \\
 &+ \frac{6}{12} \times T(N-1, X-1) \times \left(RV(N, X) \times \frac{R2(N, X)}{R2(N-1, X-1)} \right) \\
 & && \text{(当年度の前半 6 か月分)} \\
 &+ \frac{4}{12} \times T(N, X) && \text{(当年度の後半 4 か月分)}
 \end{aligned}$$

と推計している。

○国民年金

- KYU1(N, X) : N 年度末における満 X 歳の給付水準調整前の国民年金の独自給付費
- KYOS1(N, X) : N 年度末における満 X 歳の給付水準調整前の国民年金の基礎年金拠出金
- KOKK01(N, X) : N 年度末における満 X 歳の給付水準調整前の国民年金の独自給付費に対する国庫負担
- KYOSKOKK01(N, X) : N 年度末における満 X 歳の給付水準調整前の国民年金の基礎年金拠出金に対する国庫負担
- R1(N, X) : 基礎年金部分の給付水準調整割合

とすると、給付水準調整後における年度末値の各給付費及び国庫負担額はそれぞれ

- ・ N 年度末における満 X 歳の国民年金の給付水準調整後の独自給付費

$$= KYU1(N, X) \times R1(N, 65)$$
- ・ N 年度末における満 X 歳の国民年金の給付水準調整後の基礎年金拠出金

$$= KYOS1(N, X) \times R1(N, X)$$
- ・ N 年度末における満 X 歳の国民年金の給付水準調整後の独自給付費に対する国庫負担

$$= KOKK01(N, X) \times R1(N, 65)$$
- ・ N 年度末における満 X 歳の国民年金の給付水準調整後の基礎年金拠出金に対する国庫負担

$$= KYOSKOKK01(N, X) \times R1(N, X)$$

となる。さらに、これをもとに、年度間値を推計する必要があるが、推計方法については厚生年金と同様である。

以上の作業により、厚生年金、国民年金それぞれにおいて、給付水準調整を行った場合の年度 (N) 別、年齢 (X) 別の給付費等が算出され、さらに、これらを年齢 (X) について足し上げることにより、給付水準調整後の各年度 (N) における給付費等が推計される。

(2) マクロ経済スライドによる給付水準調整期間の推計方法

マクロ経済スライドによる給付水準調整は、固定した保険料水準、国庫負担及び積立金による財源により、今後、おおむね 100 年間の財政均衡期間で年金財政が均衡すると見込まれる給付水準に到達するまで続けるものであり、財政検証において、給付水準調整の終了が可能かどうか判断することとなっている。給付水準調整が終了すると、本来の賃金、物価による年金の改定に復帰することとなる。

また、財政単位の異なる「国民年金」と「厚生年金」の双方において、年金財政が均衡するまで給付水準調整を行う必要があり、国民年金と厚生年金で財政状況が異なることから、1 階部分の基礎年金と 2 階部分の報酬比例年金で給付水準調整の終了年度が異なることになっている。

マクロ経済スライドによる給付水準調整期間を推計する方法を示したのが第 3-6-1 図である。

国民年金については、支出の大部分が基礎年金拠出金であるため、基礎年金の給付水準調整により財政の均衡を図る必要がある。このため、給付水準調整は、

STEP 1 国民年金の長期的な財政が均衡するように、基礎年金の給付水準調整期間を決定し、

STEP 2 STEP 1 で決定した基礎年金部分の給付水準を踏まえ、厚生年金の財政が均衡するように報酬比例部分の給付水準調整期間を決定するという、2つのステップに分けて推計を行っている。

このように基礎年金と報酬比例部分の給付水準調整の終了年度をそれぞれ決定することにより、国民年金、厚生年金共に財政の均衡を図ることが可能となるものである。

この結果、基礎年金の給付水準は、国民年金の財政状況に影響を受けることとなり、報酬比例部分の給付水準は、基礎年金の給付水準と厚生年金の財政状況に影響を受けることとなる。

第 3－6－1 図 給付水準調整期間の推計の流れ

〔STEP1〕 国民年金法第十六条の二の規定に基づき、国民年金財政において、財政均衡期間（財政検証を行う年からおおむね100年間）の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金^{（注）}を保有しつつ均衡が保たれるように、基礎年金部分のマクロ経済スライドの終了年度の見通しを決定。これにより、将来における基礎年金の水準の見通しが決まる。



〔STEP2〕 STEP1による将来の基礎年金の水準を踏まえて、厚生年金保険法第三十四条の規定に基づき、厚生年金財政において、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金^{（注）}を保有しつつ均衡が保たれるように、報酬比例部分のマクロ経済スライドの終了年度の見通しを決定。これにより、将来の給付水準（所得代替率）の見通しが作成される。

○ したがって、一般的には、基礎年金のスライド調整期間と報酬比例部分のスライド調整期間は必ずしも一致するわけではない。

（注）2024年財政検証においては、財政均衡期間を2120（令和102）年度までとし、「給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金」の規模を支出の1年分としている。

（3） 基礎年金部分の給付水準調整期間の推計

① 給付水準調整を行った場合の国民年金財政の各年度の収入額、支出額、年度末積立金の推計

国民年金財政が均衡するための基礎年金部分の給付水準を推計するには、はじめに、毎年 of 拠出金算定対象者数及び保険料月額から推計される保険料収入の額、また、（1）の方法により推計された給付水準調整後における独自給付費、基礎年金拠出金及びそれに応じた国庫負担額、さらに、

積立金の初期値や運用利回り等の前提に基づいて、各年度の収入、支出及び年度末積立金を推計する必要がある。

各年度の当年度末の積立金については、

・当年度末の積立金

= 前年度末の積立金 + 当年度の収入額 - 当年度の支出額

として推計し、当年度の収入額のうち運用収入については、

・当年度の運用収入

= 前年度末の積立金 × 当年度の運用利回り

+ (当年度の運用収入以外の収入額 - 当年度の支出額)

× 当年度の半期運用利回り

として推計している。

② 基礎年金部分の給付水準調整期間の推計

基礎年金部分の給付水準調整期間の推計は、国民年金の財政がおおむね100年間にわたり均衡を保つことができるよう調整することとされており、今回の財政検証においては、2120年度の積立度合を1、すなわち、2120年度初の積立金 (= 2119年度末の積立金) が2120年度の支出に一致する水準まで給付水準を調整するという前提で推計を行っている。

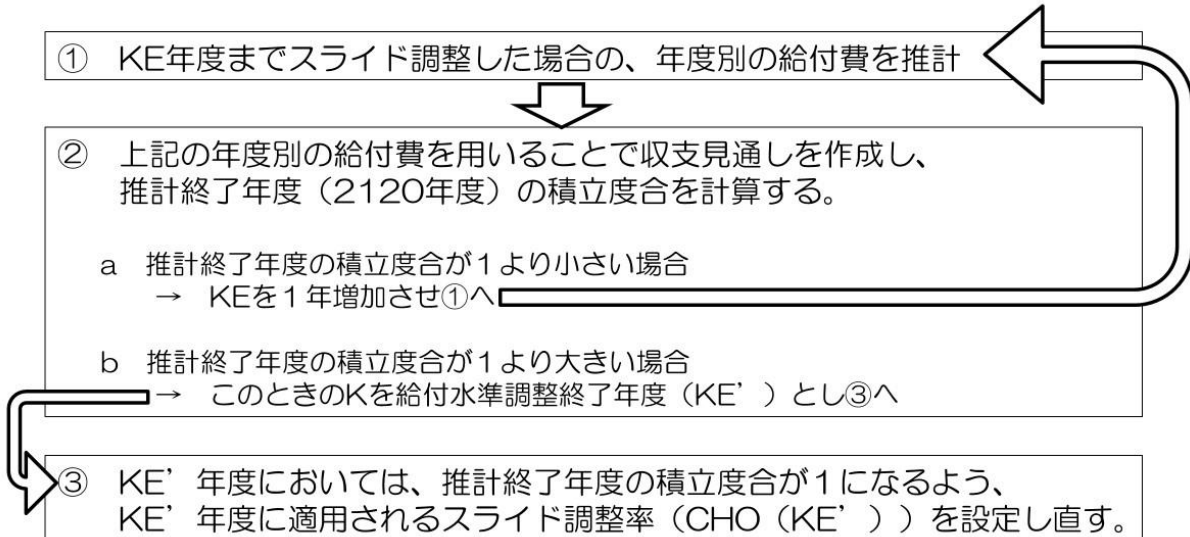
推計を行うに当たっては、給付水準調整を終了する年度 (KE) を、KE = 2024 から、KE = 2025、KE = 2026、…と伸ばしていくが、1年ずつ増加させるごとに、①までの過程における各年度の収入、支出、年度末積立金を推計するといった計算を繰り返し、2120年度の積立度合が初めて1を超える年度が、基礎年金部分における給付水準調整終了年度 (KE1 とする) となる。

なお、給付水準調整終了年度 (KE1 年度) においては、国民年金の2120年度の積立度合が正確に1となるように、KE1 年度に適用されるスライド調整率 (CH0 (KE1)) を設定し直し、改めて調整終了年度における基礎年金部分の給付水準調整割合 R1 (KE1, X) を算定している。

第 3 - 6 - 2 図 給付水準調整終了年度の算出方法

＜給付水準調整終了年度の算出方法＞

給付水準調整を終了する年度（KE）をKE=2024（推計初年度）とする。



（4） 報酬比例部分の給付水準調整期間の推計

次に、厚生年金財政が均衡するための報酬比例部分の給付水準調整期間を推計する。具体的には、国民年金財政が均衡するための基礎年金部分の給付水準調整割合（ $R1(N, X)$ ）を踏まえた基礎年金拠出金等をもとに、国民年金財政が均衡するための基礎年金部分における給付水準の推計と同様、厚生年金の2120年度の積立度合が正確に1となるように報酬比例部分の給付水準調整終了年度（KE2 とする）及び給付水準調整割合（ $R2(N, X)$ とする）を定めている。（ $R2(N, X)$ の適用終了年度を1年ずつ伸ばすごとに厚生年金の収支状況を推計し、2120年度の積立度合が初めて1を超える年度をKE2 と定める。次に、KE2 年度に適用されるスライド調整率（ $CHO(KE2)$ ）を設定し直すことにより、2120年度の積立度合が正確に1となるように $R2(KE2, X)$ を算定し、報酬比例部分の給付水準調整割合を定める。）

以下では、前節までで述べた将来見通しの作成方法を踏まえて作成した、給付水準の将来見通し、被保険者数の将来見通し、受給者数の将来見通し及び財政見通し（厚生年金、国民年金、基礎年金）について解説する。また、財政検証で用いている前提は人口や経済等について複数のケースを設定していることから、これらの前提を変化させた場合の見通しも本節において併せて解説する。

1. 所得代替率の将来見通し

（1）厚生年金の給付水準を測るモデル年金の所得代替率

個々の世帯における年金額は、多様な生き方、働き方があるなか、加入期間や標準報酬の多寡によって千差万別であるが、公的年金制度の給付水準を測る指標として、従来から一つのモデル年金を設定し、このモデル年金を受給し始める時点（新規裁定時）における年金額の現役男子の手取り賃金に対する比率である所得代替率が用いられてきている。

第 3－7－1 図に示すように、平成 16(2004) 年改正では、

- ① 20 歳から 60 歳まで 40 年加入した場合の老齢基礎年金（2 人分）
- ② 平均的な男子賃金で 40 年厚生年金に加入した場合の老齢厚生年金
- ③ 厚生年金男子被保険者の平均的手取り賃金

とすると、③に対する①と②を合算した額の比率として定義される所得代替率が 50%を上回ることと法律で定められている。

モデル年金は、現役時代の世帯合計の標準報酬額（賞与を含む月額）が厚生年金の男子被保険者の標準報酬額（賞与を含む月額）の平均額に相当する世帯における 40 年間厚生年金に加入した場合の年金に相当する。これは、例えば、夫（または妻）が 40 年間フルタイムで就労し、配偶者が 40 年間国民年金第 3 号被保険者であるような同年齢の夫婦世帯が該当する。なお、ここでの国民年金第 3 号被保険者には専業主婦（夫）のほか、パートとして働いているが厚生年金の適用を受けていない被扶養配偶者の妻（夫）も含まれる。

所得代替率の算出に当たっては、上記のようなモデル年金を計算するための世帯を設定しているが、世帯の賃金水準（1 人当たり）が同じであれば所得代替率は同じになり、世帯類型による違いは生じない。詳しくは後述する。

第3-7-1図 平成16(2004)年改正法に定める給付水準の構造

◎平成16年改正法附則(平成16年法律第104号)

(給付水準の下限)

第二条 国民年金法による年金たる給付及び厚生年金保険法による年金たる保険給付については、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算して得た額の第三号に掲げる額に対する比率が百分の五十を上回ることとなるような給付水準を将来にわたり確保するものとする。

- 一 当該年度における国民年金法による老齢基礎年金の額(当該年度において六十五歳に達し、かつ、保険料納付済期間の月数が四百八十である受給権者について計算される額とする。)を当該年度の前年度までの標準報酬額等平均額(略)の推移を勘案して調整した額を十二で除して得た額に二を乗じて得た額に相当する額
- 二 当該年度における厚生年金保険法による老齢厚生年金の額(当該年度の前年度における男子である同法による被保険者(次号において「男子被保険者」という。)の平均的な標準報酬額(略)に相当する額に当該年度の前年度に属する月の標準報酬月額又は標準賞与額に係る再評価率(略)を乗じて得た額を平均標準報酬額とし、被保険者期間の月数を四百八十として第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第一項の規定の例により計算した額とする。)を十二で除して得た額に相当する額
- 三 当該年度の前年度における男子被保険者の平均的な標準報酬額に相当する額から当該額に係る公租公課の額を控除して得た額に相当する額

専業主婦(夫)・パート主婦(夫)世帯について、将来にわたり所得代替率50%を確保することを目標として設定

20歳から60歳まで40年加入した場合の老齢基礎年金(夫婦2人分)・・・①

平均的な男子賃金で40年厚生年金に加入した場合の老齢厚生年金・・・②

男子被保険者の平均的取り賃金・・・③

専業主婦(夫)・パート主婦(夫)世帯モデル

所得代替率「 $(①+②)÷③$ 」が50%を上回ることとする。

令和6(2024)年度の所得代替率の分母となる厚生年金男子の手取り賃金の平均は37.0万円となる。これは、令和5(2023)年度の平均標準報酬額(賞与を含む月額)の実績見込み45.5万円に可処分所得割合0.813を乗じることにより算出している。この賃金水準で計算される令和6(2024)年度のモデル年金の新規裁定時の年金額は、夫婦2人の老齢基礎年金13.4万円(1人当たり6.7万円)と老齢厚生年金(報酬比例部分)9.2万円を合わせて22.6万円となり、手取り賃金に対する比率である所得代替率は61.2%となっている。このうち、基礎年金部分は36.2%、報酬比例部分が25.0%となっている。これが、令和6(2024)年度の所得代替率であり、今回の財政検証の足下の給付水準となる(第3-7-2図)。

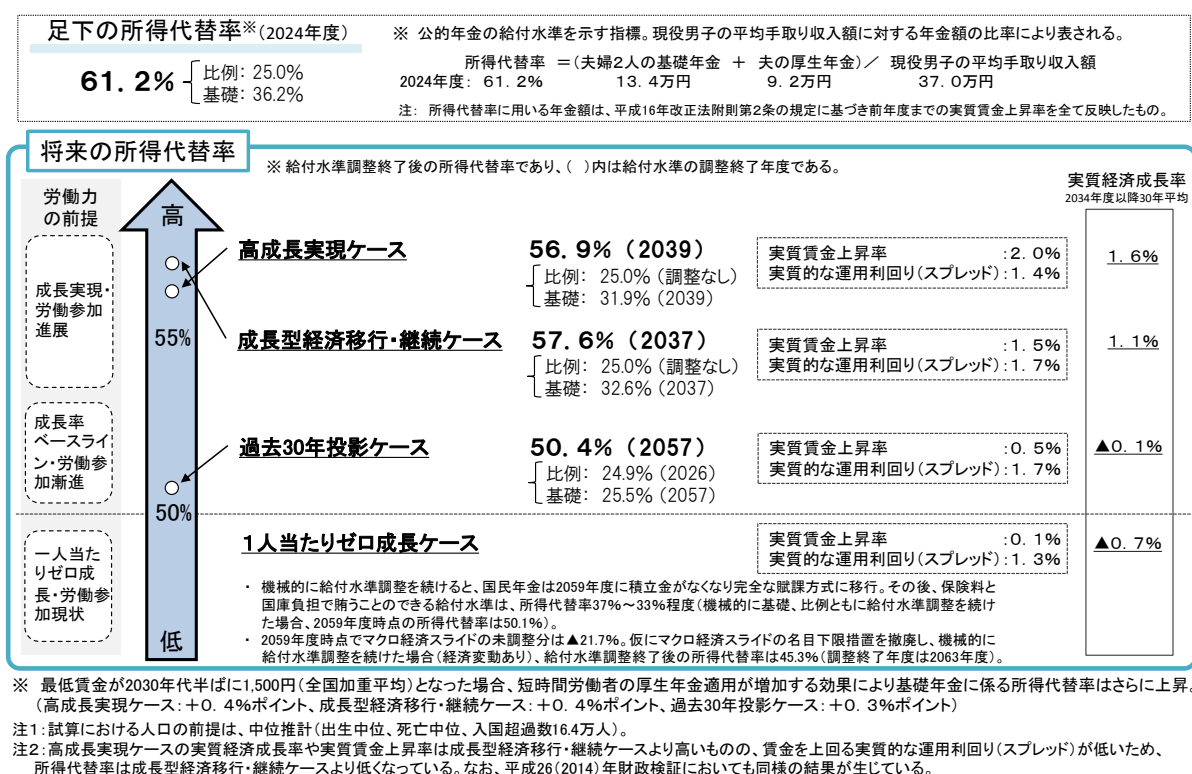
第3-7-2図 令和6(2024)年度の所得代替率

所得代替率 = $\frac{\text{モデル年金額(注)}}{\text{現役男子の平均的な手取り収入額(賞与込み)}}$	
(注) 現役男子の平均的な賃金で40年間就業した者の報酬比例年金 + 夫婦2人分の老齢基礎年金 分子 → 賃金上昇率(マクロ経済スライド調整率)により変動 分母 → 賃金上昇率により変動	
	備考
① 現役男子の平均的な標準報酬額 : 45.5 万円	2023年度の実績見込み(賞与を含む、月額換算)
② 現役男子の平均的な手取り収入額 : 37.0 万円	$:= ① \times 0.813$ (0.813: 可処分所得割合)
③ モデル年金額 : 22.6 万円	
うち 報酬比例年金 : 9.2 万円	$:= ① \times 0.926 \times 5.481 / 1000 \times 40$ (0.926: 再評価率)
うち 基礎年金(夫婦2人分) : 13.4 万円	平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度(2023年度)までの実質賃金上昇率を全て反映したもの
④ 所得代替率 : 61.2 %	$:= ③ \div ②$

（２）幅広い経済前提における所得代替率の見通し

今回の財政検証において、人口の前提を中位推計（出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万/年）とし、経済の前提を実質経済成長率が1.6%～▲0.7%と幅広い経済を仮定した4ケース（経済成長率が高い順に高成長実現ケース、成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケース、1人当たりゼロ成長ケース）とした場合における所得代替率の見通しを示したものが第3－7－3図である。

第3－7－3図 幅広い経済前提における所得代替率の見通し

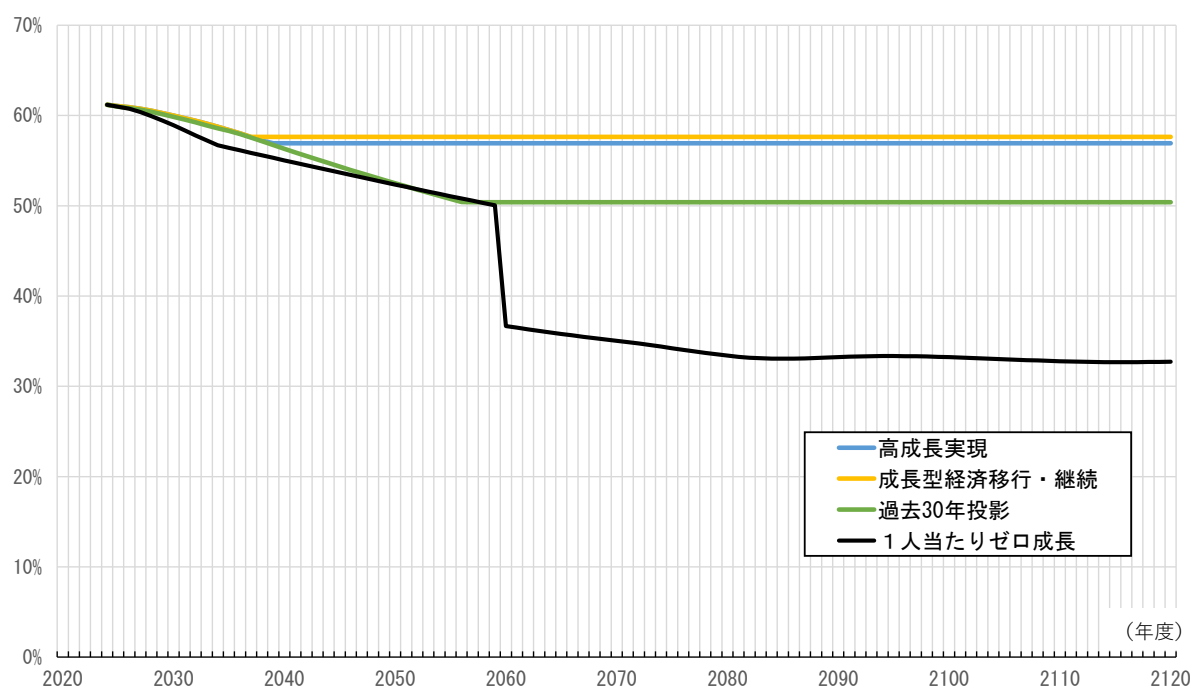


最も経済成長が低く労働参加が進まない1人当たりゼロ成長ケースを除き、現行の年金制度の下で、将来にわたって所得代替率が50%を上回る給付水準を確保できる見通しとなった。

1人当たりゼロ成長ケースでは、財政のバランスを図るためには所得代替率が50%を下回っても給付水準調整を続けなければならない見通しとなった。法律上は、次の財政検証までの間に所得代替率が50%を下回る場合、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、ここでは仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値を示したものとなっている。この場合、機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は令和41(2059)年度に積立金がなくなり、完全な賦課方式に移行することとなる。その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率で37～33%程度となる見通しである。

また、各ケースの将来の所得代替率の推移を示したものが第3-7-4図である。1人当たりゼロ成長ケースについては、先述のとおり機械的に給付水準調整を進めた場合であり令和41(2059)年度以降については、完全な賦課方式のもとでの所得代替率の推移である。

第3-7-4図 所得代替率の見通し（推移）



この推移を見ると、経済成長と労働参加が進む高成長実現ケースと成長型経済移行・継続ケースの場合、ほぼ同じような推移となっている。これらのケースでは令和6(2024)年度で報酬比例部分の給付水準調整が終了する一方で、基礎年金部分は2030年度後半まで給付水準調整が続く見通しとなっており、最終的な所得代替率はそれぞれ、56.9%、57.6%となっている。

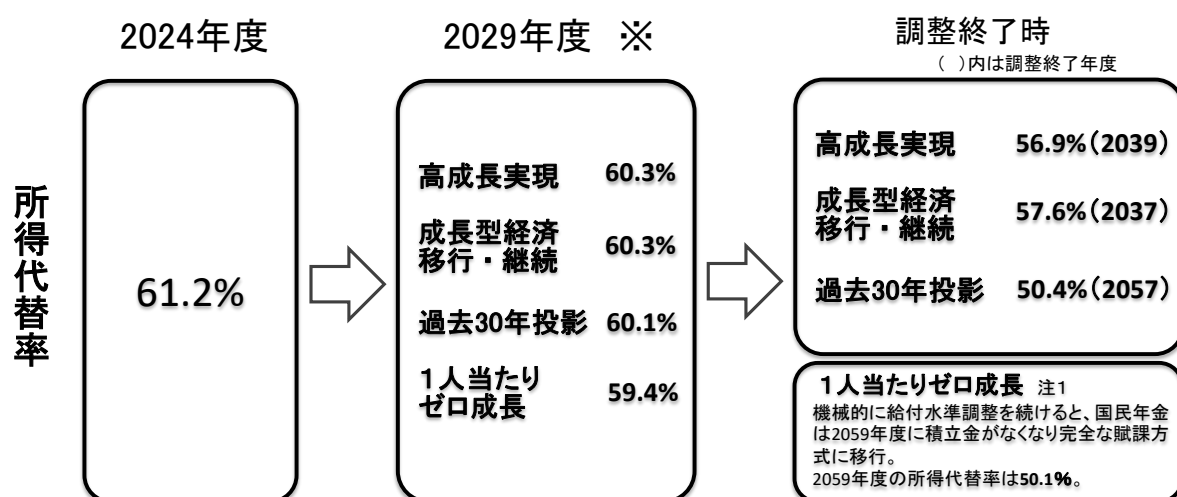
一方、経済成長と労働参加が一定程度進む過去30年投影ケースでは、報酬比例部分の給付水準調整は令和8(2026)年度で終了するものの、基礎年金の給付水準調整が令和39(2057)年度まで継続する見通しとなっている。このため、最終的な所得代替率は50.4%と50%は超えるものの、基礎年金部分の所得代替率は大きく低下する見通しとなっている。

また、経済成長と労働参加が進展しない1人当たりゼロ成長ケースの場合、令和41(2059)年度に国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式に移行することとなり、その後の所得代替率は37~33%程度で推移する見通しとなっている。

なお、平成16(2004)年改正法附則の規定により、次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に所得代替率が50%を下回ることが見込まれる場合には、マ

クロ経済スライド調整期間の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずるものとされており、これを講ずる場合には、給付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずるものとされている。しかしながら、次の財政検証の予定時期である令和 11(2029)年度の所得代替率の見通しは 60.3～59.4%となっており、50%を下回る見込みはないため、今回の財政検証ではこの規定に該当しない（第 3－7－5 図）。

第 3－7－5 図 5 年後（2029 年度）及び調整終了後の所得代替率



※ 平成16年改正法附則第2条において、「次期財政検証までの間に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付と費用負担の在り方について検討を行う」とこととされているが、5年後の2029年度の所得代替率の見通しは60.3%～59.4%となっている。

注1： 1人当たりゼロ成長ケースにおいて、完全な賦課方式に移行後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率37%～33%程度。
注2： 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。

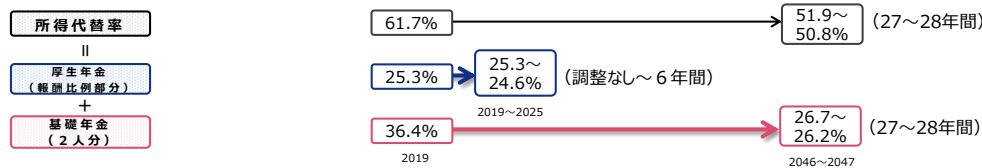
（3）令和元(2019)年財政検証と令和 6(2024)年財政検証の比較

前回の令和元(2019)年財政検証結果と今回の令和 6(2024)年財政検証結果について、足下の所得代替率及びマクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の所得代替率の比較を行ったのが第 3－7－6 図である。

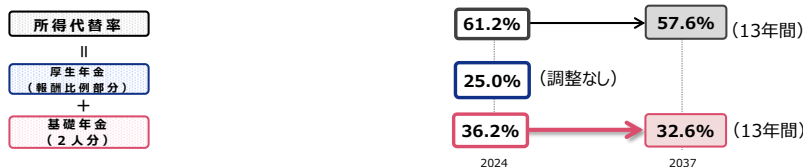
まず、足下の所得代替率を比較する。前回の財政検証結果の足下（令和元(2019)年度）の所得代替率は 61.7%であったが、今回の財政検証結果の足下（令和 6(2024)年度）の所得代替率は 61.2%となり、0.5%ポイント程度低下している。これは、マクロ経済スライドによって令和 2(2020)年度に 0.1%、令和 4(2022)年度に 0.6%（うち 0.1%が令和 2(2020)年度のキャリーオーバー分、0.2%が令和 3(2021)年度のキャリーオーバー分）、令和 6(2024)年度に 0.4%の調整が行われたことが主な要因である。

第3-7-6図 マクロ経済スライドによる給付水準調整見通しの変化

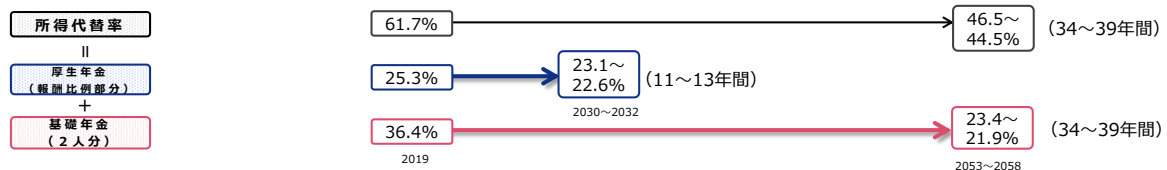
《令和元(2019)年財政検証》【ケースⅠ～Ⅲ】



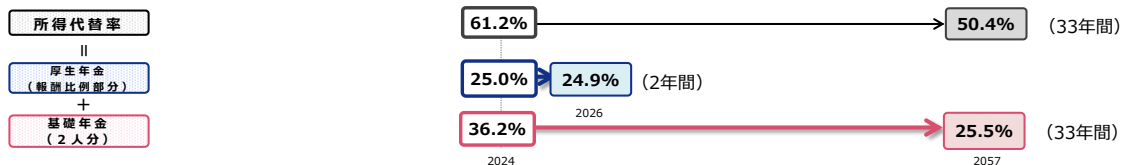
《令和6(2024)年財政検証》【成長型経済移行・継続ケース】



《令和元(2019)年財政検証》【ケースⅣ・Ⅴ】



《令和6(2024)年財政検証》【過去30年投影ケース】



次に、マクロ経済スライド調整終了後の所得代替率を比較する。経済前提が前回の財政検証と同じではないため比較にあたっては留意が必要であるが、経済前提のうち中庸的な経済前提である、成長型経済移行・継続ケースと過去30年投影ケースについて、これらが想定する経済や労働参加の仮定は、前回の財政検証において、それぞれケースⅠ～ⅢとケースⅣ・Ⅴに相当する。労働参加が進むケースⅠ～Ⅲの所得代替率は51.9～50.8%であったところ、今回の成長型経済移行・継続ケースでは57.6%、また、労働参加が一定程度進むケースⅣ・Ⅴの所得代替率は46.5～44.5%であったところ、今回の過去30年投影ケースでは50.4%となっており、いずれも前回の財政検証の結果と比べ大きく改善したものとなっている。これは、前回の財政検証後の5年間の実績と見通しの差や前回と今回の財政検証における人口・経済等の将来についての前提の違いなど、様々な要素が複合的に重なり合った結果であるが、特に近年の高齢者や女性の労働参加の進展や好調な積立金の運用による部分が大きいと考えられる。

まず、実績と前回の財政検証の見通しの差を見ると、令和5(2023)年度の年金制度の支え手である公的年金の被保険者数は実績が見通しを上回っており、年金財政にプラスに寄与している。特に、労働参加が見通しより大きく進んだことなどから、厚生年金の被保険者数の実績は見通しを250万人程度上回り、さらに、扶養者である第3号被保険者数の実績は見通しを50万人下回っており、年金財

政にとってプラスの要因となっている。また、運用収入を除く収支差引残をみると、令和 5 (2023) 年度に▲1.5 兆円の見通しであったところ、実績は 0.3 兆円のプラスとなっており、加えて、好調な積立金の運用により、年度末時点の積立金残高は同年度に 221 兆円の見通しであったところ、実績は 291 兆円と約 70 兆円上回っており、これらの要素も年金財政にプラスの要因となっている。

次に、将来の前提について、前回と今回の財政検証とで比較する。将来の前提の設定に当たっては、足下の実績等を踏まえて設定されていることから、基本的に実績の動向と同様に将来の前提も変化している。人口の前提については、5 年前の前提と比べると出生率は低下している一方、外国人の入国超過数は増加していることから、将来の高齢化率は概ね同水準(前回令和 47(2065)年でみて 38.4%、今回令和 52(2070)年に 38.7%)となっており、年金財政への影響は限定的と考えられる。労働力の前提は、足下の状況を踏まえ、前回よりさらに進展する前提となっており、労働参加進展シナリオ、労働参加漸進シナリオのいずれも就業者数は約 700 万人増加、就業率は約 6 %程度上昇しており、年金財政にプラスの要素となっている。一方、経済前提における実質賃金上昇率の長期の前提は、前回のケースⅢと成長型経済移行・継続ケース及び過去 30 年投影ケースを比較すると、成長型経済移行・継続ケースでは高めに設定され年金財政にプラスの要素となっているが、過去 30 年投影ケースでは控えめに設定されており年金財政にマイナスの要素となっている。また、賃金上昇率を上回る実質的な運用利回り（スプレッド）については、両ケースで 1.7%と前回のケースⅢと同じとなっている。

最後に、給付水準調整期間を比較する。平成 16(2004)年財政検証以後、デフレの影響などにより、マクロ経済スライドの給付水準調整期間については、2 階部分の報酬比例部分よりも 1 階部分の基礎年金部分において長期化している。基礎年金の調整期間について、前回の財政検証の労働参加が進むケースⅠ～Ⅲでは調整期間は 27～28 年、調整期間終了後の基礎年金の所得代替率は 26.7～26.2%となっている。一方、今回の財政検証における成長型経済移行・継続ケースでは調整期間は 13 年、調整期間終了後の基礎年金の所得代替率は 32.6%と給付水準の低下は抑えられている。また、前回の財政検証の労働参加が一定程度進むケースⅣ・Ⅴでは調整期間は 34～39 年、調整期間終了後の基礎年金の所得代替率は 23.4～21.9%となっている一方で、今回の財政検証における過去 30 年投影ケースでは調整期間は 33 年、調整期間終了後の基礎年金の所得代替率は 25.5%と、給付水準の低下は前回よりも抑えられてはいるものの、調整期間が長期化している点は依然として変わりはなく、引き続き基礎年金の水準低下が課題となっている(第 3-7-6 図、第 3-7-7 図、第 3-7-8 図、第 3-7-9 図)。

この基礎年金のマクロ経済スライドが長期化している要因や影響については、第 3 章第 8 節において詳述する。

第3-7-7図 社会経済状況の変化（令和元(2019)年財政検証から
令和6(2024)年財政検証の諸前提の比較）

< 足下(2023年度)の財政状況 >

要素	社会経済の変化				年金財政への影響	
被保険者数	前回検証の見通し		⇒	実績見込み	※支え手の増加 被扶養者の減少	プラス 
	厚生年金被保険者 第3号被保険者	4,425万人 762万人	⇒	4,683万人 701万人		
収支差引残（運用収入除く）	厚生年金＋国民年金：▲1.5兆円		⇒	0.3兆円	※赤字脱却	プラス 
積立金残高（年度末）	厚生年金＋国民年金：221兆円		⇒	291兆円	※約70兆円増	プラス 

(注) 積立金残高は、短期的な時価の変動を平滑化したもの。

< 将来の仮定 > ... 実績の趨勢等を踏まえ見直し

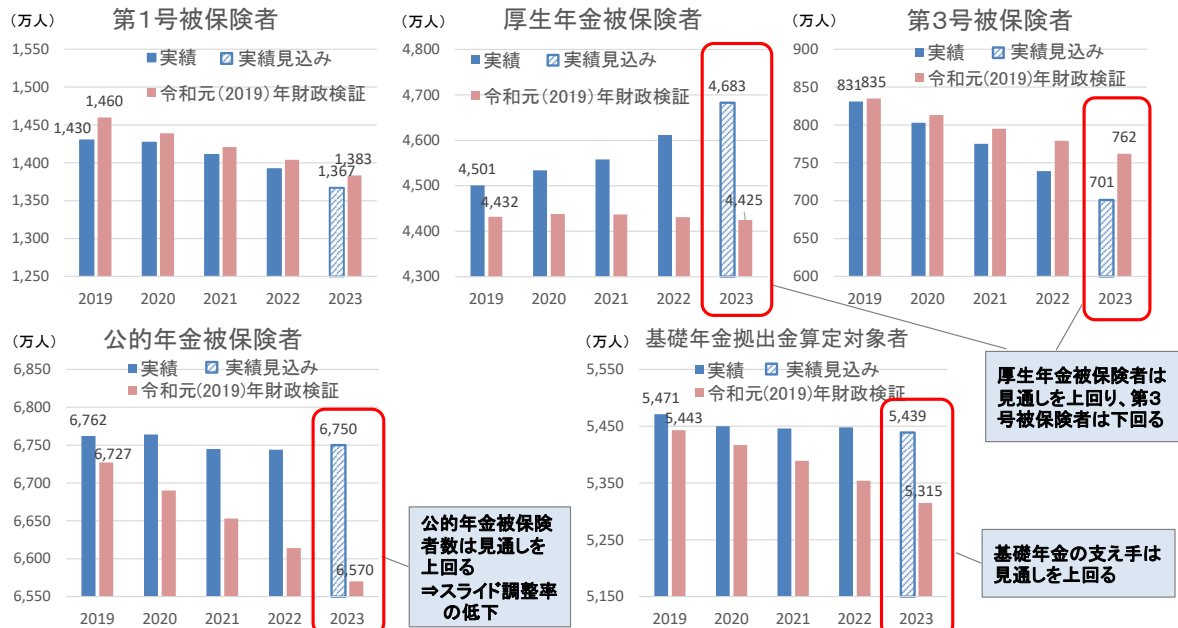
要素		社会経済の変化				年金財政への影響	
人口（中位推計） ※ 日本の将来推計人口 （R5.4 国立社会保障人口問題研究所）				前回	今回	限定的	
		合計特殊出生率の仮定（2070）		1.44	⇒ 1.36		
		外国人の入国超過数の仮定		7万人	⇒ 16万人（/年）		
		高齢化率の見通し		38.4%	（2065）⇒ 38.7%	（2070）	
労働力 ※ 労働力需給の推計 （R6.3(独)労働政策研究・研修機構）		労働参加進展シナリオ		労働参加漸進シナリオ		プラス 	
		前回(2040)	今回(2040)	前回(2040)	今回(2040)		
		就業者数 6,024万人 ⇒ 6,734 万人	就業者数 5,644万人 ⇒ 6,375 万人				
		就業率（15歳～） 80.9% ⇒ 86.4%		就業率（15歳～） 57.0% ⇒ 82.9%			
経済 ※年金財政における 経済前提に関する専門委員会 （R6.4検討結果の報告）		前回 （ケースⅢ）	今回 （成長型経済 移行・継続ケース）	前回 （ケースⅢ）	今回 （過去30年投影ケース）	成長型経済 移行・継続	過去30年投影
	実質賃金上昇率 【長期の前提】	1.1%	⇒ 1.5%	1.1%	⇒ 0.5%	プラス 	マイナス 
	実質的な運用利回り （対賃金） 【長期の前提】	1.7%	⇒ 1.7%	1.7%	⇒ 1.7%	—	—

令和6(2024)年財政検証の諸前提

<人口の前提> 「日本の将来推計人口」(2023年4月、国立社会保障・人口問題研究所) 出生率：高位・中位・低位 死亡率：高位・中位・低位 入国超過数： 25万人、16.4万人、6.9万人	合計特殊出生率		平均寿命		入国超過数	
	2020年(実績)	2070年	2020年(実績)	2070年	2016~2019年(実績の平均)	~2040年(入国超過数の一定)
<労働力の前提> 「労働力需給の推計」(2024年3月、独立行政法人 労働政策研究・研修機構) ①労働参加進展シナリオ ②労働参加漸進シナリオ ③労働参加現状シナリオ	就業人数		就業率		※15歳以上人口に占める割合	
	2022年(実績)	2040年	2022年(実績)	2040年		
<経済の前提> 社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」で設定(2024年4月) ①高成長実現ケース ②成長型経済移行・継続ケース ③過去30年投影ケース ④1人当たりゼロ成長ケース	将来の経済状況の仮定		<長期の経済前提>		参考(推計結果)	
	労働力率		実質賃金上昇率(実質対物価)		実質経済成長率	
高成長実現ケース	中長期試算成長実現ケースに接続		1.4%		1.6%	
	成長型経済移行・継続ケースに接続		1.1%		1.1%	
過去30年投影ケース	成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ		0.5%		▲0.1%	
	1人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ		0.2%		▲0.7%	

第3-7-8図 被保険者数の現状

令和元(2019)年財政検証後、基礎年金、厚生年金の支え手に当たる基礎年金拠出金算定対象者数、厚生年金被保険者数は見通しを上回り、第3号被保険者数は下回る。令和6(2024)年財政検証に織り込まれ、**所得代替率(年金水準)上昇に寄与**。

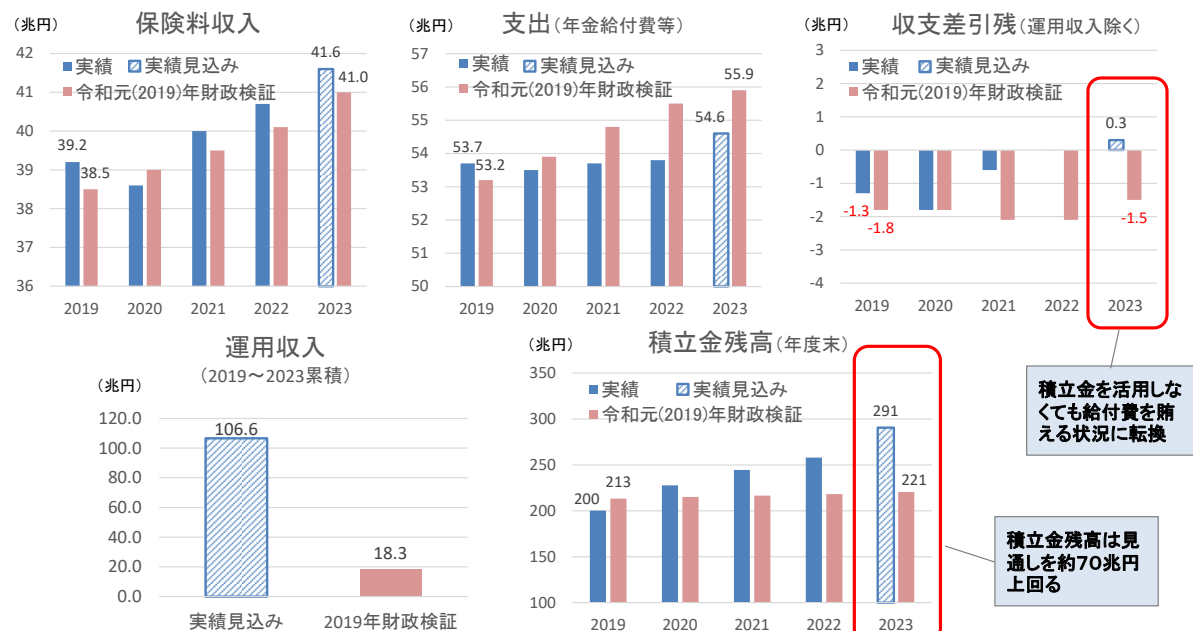


注1: 2023年度の実績は、実績見込み。

注2: 令和元(2019)年財政検証は、労働参加が進むケース(ケースⅠ～Ⅲ)の数値。

第3-7-9図 財政収支及び積立金の現状 (厚生年金+国民年金)

令和元(2019)年財政検証後、収支状況(運用収入除く)は見通しより改善し、2023年度末の積立金残額は、見通しを約70兆円上回る見込み。令和6(2024)年財政検証に織り込まれ、**所得代替率(年金水準)上昇に寄与**。



注1: 2023年度の実績は、実績見込み。

注2: 運用収入は時価ベース。積立金残高は、2018～2020年度の実績は時価評価額、2021年度以降は平滑化後。

注3: 令和元(2019)年財政検証は、ケースⅢの数値。

（４）人口等の前提が変化した場合の所得代替率の見通し

今回の財政検証においては、人口の前提について、出生率、死亡率及び外国人の入国超過数がそれぞれ変化した場合の影響についても試算を行っている。いずれの要素も高位の前提では中位の前提より年金財政は改善し、低位の前提では中位の前提より年金財政が悪化する見通しとなっている（第３－７－１０図）。

出生率の仮定を変化させた場合をみると、出生高位の場合、１人当たりゼロ成長ケースを除き、所得代替率は１.４～２.６％程度上昇し、マクロ経済スライドの調整終了年度が３～８年早まる見通しとなっている。出生低位の場合、成長実現ケース及び成長型経済移行・継続ケースの所得代替率は５０％を超える一方、過去３０年投影ケースでは所得代替率が５０％を下回り、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めると、所得代替率は３.６％程度低下し、マクロ経済スライドの調整終了年度が８年遅くなる結果となっている。

死亡率の仮定を変化させた場合をみると、死亡高位（死亡率が高い）の場合、１人当たりゼロ成長ケースを除き、所得代替率は１.６～２.６％程度上昇し、マクロ経済スライドの調整終了年度が４～８年早まる見通しである。死亡低位（死亡率が低い）の場合、成長実現ケース及び成長型経済移行・継続ケースの所得代替率は５０％を超える一方、過去３０年投影ケースでは所得代替率が５０％を下回り、機械的に給付水準調整を進めると、所得代替率は３.８％程度低下し、マクロ経済スライドの調整終了年度が１０年遅くなる結果となっている。

外国人の入国超過数の仮定を変化させた場合をみると、外国人の入国超過数を年２５万人と仮定した場合、１人当たりゼロ成長ケースを除き、所得代替率は０.９～１.６％程度上昇し、マクロ経済スライドの調整終了年度は同じか４年早まる見通しとなる。外国人の入国超過数が前回財政検証の前提と同じ年６.９万人を仮定した場合、成長実現ケース及び成長型経済移行・継続ケースでは５０％を超える一方、過去３０年投影ケースでは所得代替率が５０％を下回り、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めると、所得代替率は２.７％程度低下し、マクロ経済スライドの調整終了年度が５年遅くなる結果となっている。

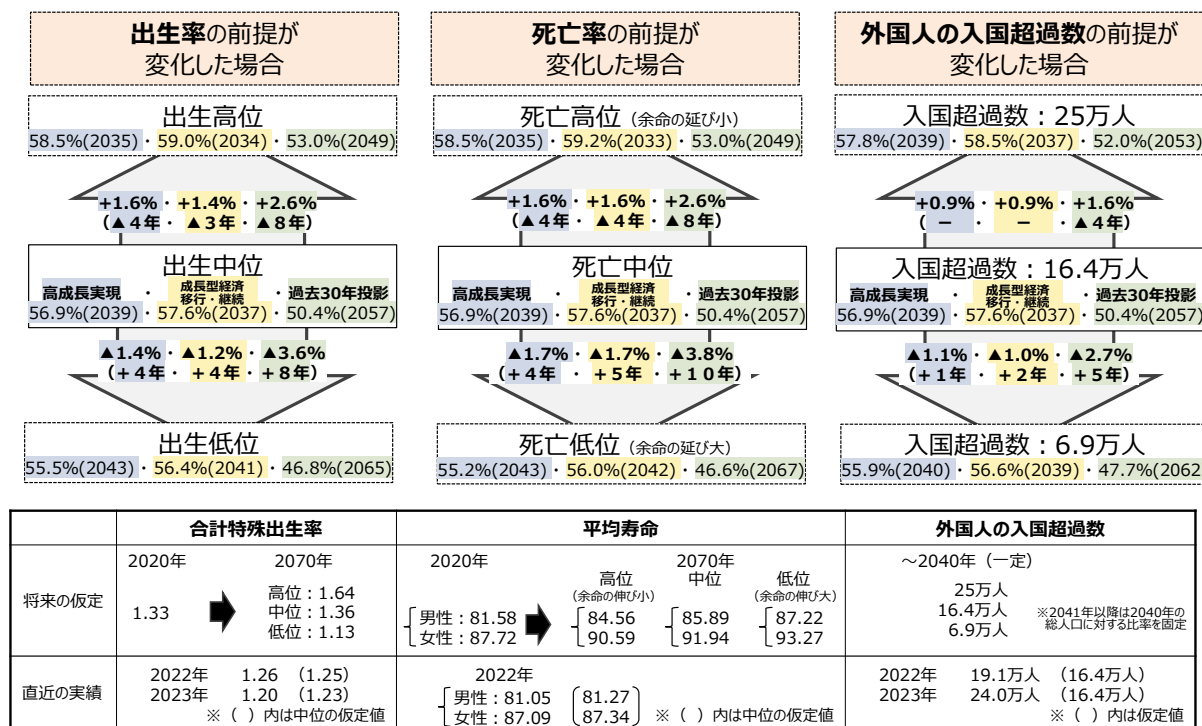
１人当たりゼロ成長ケースでは、いずれの前提を置いた場合においても、国民年金の積立金が無くなり、完全な賦課方式に移行する見通しとなっている。

このように、人口の長期的な趨勢は年金財政に大きな影響を与えることとなるが、年金制度は長期の制度であり、その財政状況を評価する際には、短期的な数値の変動ではなく、人口や経済の長期の趨勢がどのようになるのかが重要であることに留意する必要がある。

第3-7-10 図 人口の前提が変化した場合の試算結果

人口の前提が変化した場合の影響（令和6（2024）年財政検証）

※ 給付水準調整終了後の所得代替率の変化を示したものの、（ ）内は給付水準の調整終了年度



人口、経済の前提が変化した場合の所得代替率の将来見通し（令和6（2024）年財政検証）

(人口) (経済)	中位推計	出生の前提が変化した場合 (死亡中位・入国超過数16万人)		死亡の前提が変化した場合 (出生中位・入国超過数16万人)		入国超過数が変化した場合 (出生中位・死亡中位)	
		出生高位	出生低位	死亡高位 (余命の延びが小さい)	死亡低位 (余命の延びが大きい)	入国超過数 25万人	入国超過数 6.9万人
高成長実現 ケース	56.9% (2039) 〔比例：25.0% (調整なし) 基礎：31.9% (2039)〕	58.5% (2035) 〔比例：25.0% (調整なし) 基礎：33.5% (2035)〕	55.5% (2043) 〔比例：25.0% (調整なし) 基礎：30.6% (2043)〕	58.5% (2035) 〔比例：25.0% (調整なし) 基礎：33.6% (2035)〕	55.2% (2043) 〔比例：25.0% (調整なし) 基礎：30.3% (2043)〕	57.8% (2039) 〔比例：25.0% (調整なし) 基礎：32.8% (2039)〕	55.9% (2040) 〔比例：25.0% (調整なし) 基礎：30.9% (2040)〕
成長型経済 移行・継続 ケース	57.6% (2037) 〔比例：25.0% (調整なし) 基礎：32.6% (2037)〕	59.0% (2034) 〔比例：25.0% (調整なし) 基礎：34.1% (2034)〕	56.4% (2041) 〔比例：25.0% (調整なし) 基礎：31.4% (2041)〕	59.2% (2033) 〔比例：25.0% (調整なし) 基礎：34.2% (2033)〕	56.0% (2042) 〔比例：25.0% (調整なし) 基礎：31.0% (2042)〕	58.5% (2037) 〔比例：25.0% (調整なし) 基礎：33.5% (2037)〕	56.6% (2039) 〔比例：25.0% (調整なし) 基礎：31.6% (2039)〕
過去30年 投影 ケース	50.4% (2057) 〔比例：24.9% (2026) 基礎：25.5% (2057)〕	53.0% (2049) 〔比例：25.0% (調整なし) 基礎：28.1% (2049)〕	(※)46.8% (2065) 〔比例：23.9% (2031) 基礎：22.9% (2065)〕 機械的に給付水準の調整を続けると、2055年度に所得代替率50%を下回る。	53.0% (2049) 〔比例：25.0% (調整なし) 基礎：28.1% (2049)〕	(※)46.6% (2067) 〔比例：24.1% (2030) 基礎：22.4% (2067)〕 機械的に給付水準の調整を続けると、2056年度に所得代替率50%を下回る。	52.0% (2053) 〔比例：25.0% (調整なし) 基礎：27.0% (2053)〕	(※)47.7% (2062) 〔比例：24.1% (2030) 基礎：23.6% (2062)〕 機械的に給付水準の調整を続けると、2055年度に所得代替率50%を下回る。
1人当たり ゼロ成長 ケース	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2059年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2059年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2058年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2063年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2061年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2061年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2057年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行

注：給付水準調整終了後の所得代替率であり、（ ）内は給付水準の調整終了年度である。

(※)次期財政検証までの間に所得代替率50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付及び費用負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に財政のバランスがとれるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

2. 年金額の将来見通し

(1) 新規裁定時の年金額の見通し

所得代替率は現役世代の賃金に対する年金の相対的な水準を示すものであるため、所得代替率が同じ場合でも、現役世代の賃金の実質価値が上昇すると（つまり賃金による購買力が上昇し生活水準が上がると）、それに伴い年金の実質価値も上昇し、年金による購買力も増加する。

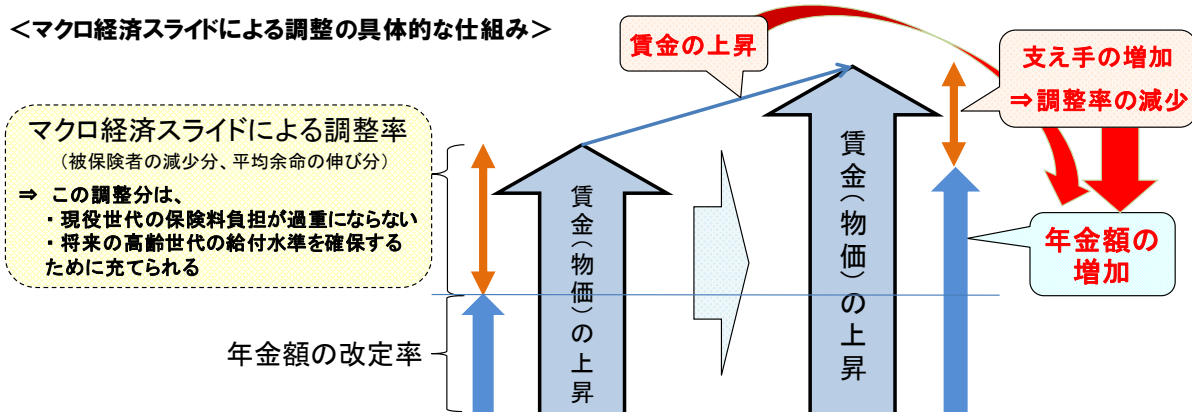
今後、マクロ経済スライドにより現役世代の賃金との相対的な水準を示す所得代替率は低下していく見通しであるが、十分な実質賃金上昇がある経済を仮定すると、購買力でみた年金の実質額が低下するとは限らない（第3-7-11図）。

したがって、将来の年金の給付水準を考えるに当たっては、所得代替率とともに、購買力でみた年金の実質価格がどのようになるかを合わせてみるのが重要である。

第3-7-11図 マクロ経済スライドの考え方

- 「賃金再評価」や「物価スライド」の改定率から、現役被保険者の減少率を基本とした「調整率」を控除して、緩やかに年金の給付水準を調整する仕組み
- 経済成長の果実をすべて年金に反映するのではなく、将来世代の過重な負担の防止や給付水準の確保にその一部を充当する考え方
 - ※ 現役世代の負担する保険料水準は13.58%（～2004.9）から上限の18.3%（2017.9～）に引上げ完了
- 長期的な年金の給付と負担のバランスを確保するためには、この調整は不可欠であるが、一定水準の経済成長があれば、また、就業者が増加し支え手（被保険者）が増えれば、必要な調整を行った上で年金額を増加することも可能となる。

<マクロ経済スライドによる調整の具体的な仕組み>



<調整率の算定>

調整率は、毎年度、以下の計算式で算定

『公的年金全体の被保険者の減少率(直近3か年度の実績値の平均値) + 平均余命の伸びを勘案した一定率(0.3%)』

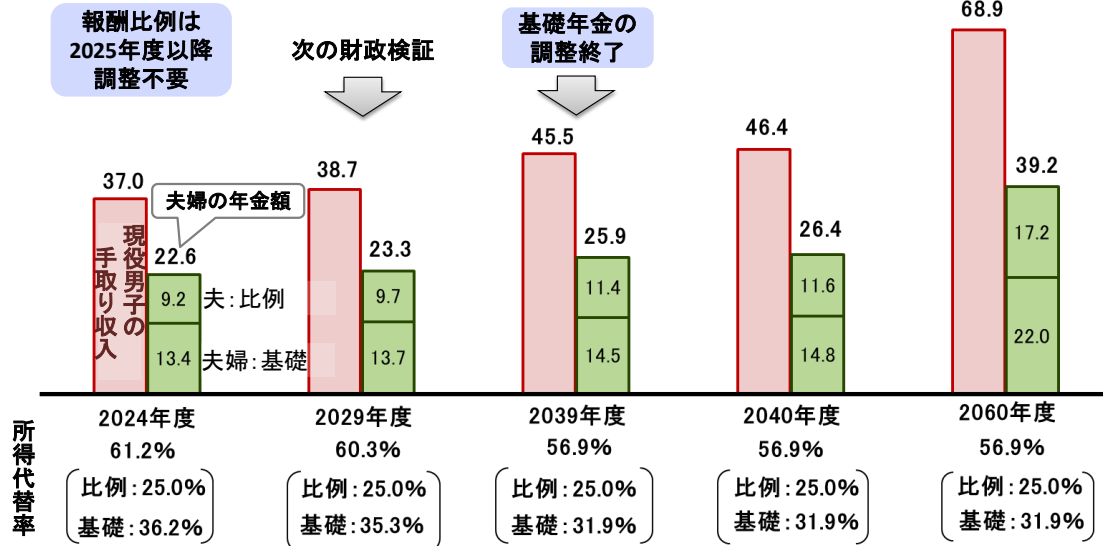
そこで、新規裁定時のモデル年金における購買力でみた実質額の将来見通しについて、経済前提別に示したものが、第3-7-12図である。ここでは人口の前提は中位推計（出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万/年）としている。なお、将来の年金の実質額は、将来の名目年金額を物価上昇率で現在価値に割り引くことで計算される。

第3-7-12図 年金額の将来見通し（令和6（2024）年財政検証）

－経済：成長実現ケース、人口：中位推計－

高成長実現ケース（実質賃金上昇率（対物価）2.0％）

単位：万円（月額）
※物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額

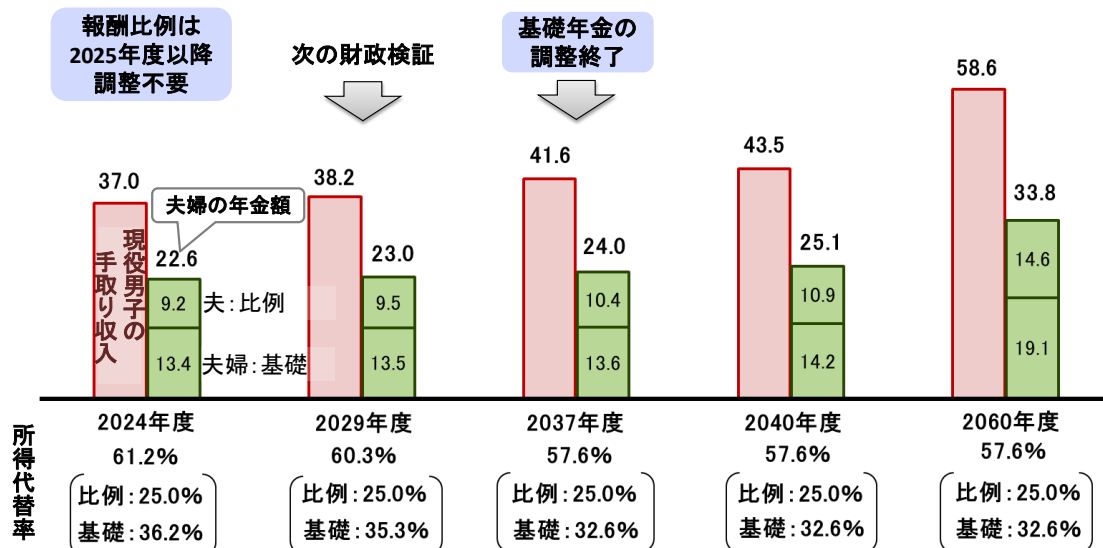


※上の図は、新規裁定者の年金について表したもので、既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率＜名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がる。
※所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものである。
※試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数164万人）。

－経済：成長型経済移行・継続ケース、人口：中位推計－

成長型経済移行・継続ケース（実質賃金上昇率（対物価）1.5％）

単位：万円（月額）
※物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額

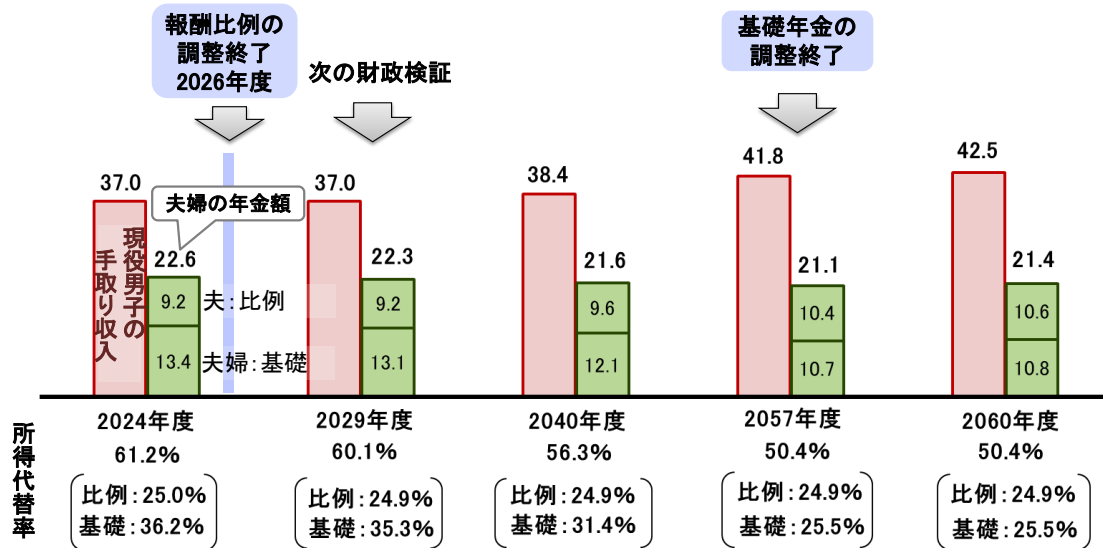


※上の図は、新規裁定者の年金について表したもので、既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率＜名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がる。
※所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものである。
※試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数164万人）。

－経済：過去 30 年投影ケース、人口：中位推計－

過去30年投影ケース(実質賃金上昇率(対物価)0.5%)

単位:万円(月額)
※物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額

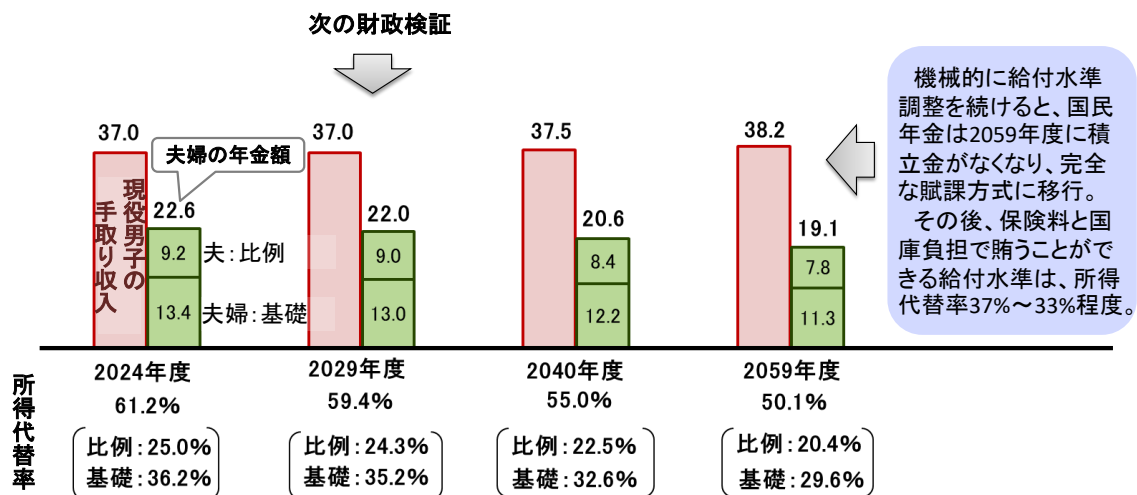


※上の図は、新規裁定者の年金について表したものである。既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がる。
※所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものである。
※試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数164万人)。

－経済：1人当たりゼロ成長ケース、人口：中位推計－

1人当たりゼロ成長ケース(実質賃金上昇率(対物価)0.1%)

単位:万円(月額)
※物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額



※上の図は、新規裁定者の年金について表したものである。既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がる。
※所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものである。
※試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数164万人)。

まず、それぞれのケースで現役世代の賃金を比べると、令和 6 (2024) 年度で 37.0 万円の現役世代の手取り賃金は、いずれのケースも実質額が上昇する見通しであるが、賃金上昇率（実質＜対物価＞）の違いにより、将来の実質額には大きな差が生じる。例えば、令和 42 (2060) 年度でみると、成長型経済移行・継続ケースでは 58.6 万円である一方、過去 30 年投影ケースでは 42.5 万円となっている。

このように実質経済成長に応じて現役世代の生活水準が変動するなかで、マクロ経済スライドによる給付水準調整を行っているが、年金の購買力は、労働参加が進む高成長実現ケース及び成長型経済移行・継続ケースでは増加しているが、労働参加が一定程度進む過去 30 年投影ケースでは微減し、労働参加が進まない 1 人当たりゼロ成長ケースでは減少している。

また、そのうち基礎年金の購買力をみると、令和 6 (2024) 年度で 13.4 万円の夫婦 2 人分の基礎年金は、マクロ経済スライドによる給付水準調整が終了する時点で、高成長実現ケース及び成長型経済移行・継続ケースでは、それぞれ 14.5 万円（令和 21 (2039) 年度）、13.6 万円（令和 19 (2037) 年度）となっている。一方で、過去 30 年投影ケースでは、10.7 万円（令和 39 (2057) 年度）まで低下している。

このような結果になったのは、高成長実現ケース及び成長型経済移行・継続ケースでは、賃金上昇率（実質＜対物価＞）の長期の前提はそれぞれ 2.0%、1.5% で、マクロ経済スライドによるスライド調整率が全て適用された場合でも年平均 0.8% 程度（令和 6 (2024) から令和 21 (2039) 年度の平均）と賃金上昇率（実質＜対物価＞）の長期の前提がスライド調整率の年平均を上回る一方、過去 30 年投影ケースでは、賃金上昇率（実質＜対物価＞）の長期の前提は 0.5% で、スライド調整率は年平均 1.2% 程度（令和 6 (2024) から令和 39 (2057) 年度の平均）と賃金上昇率（実質＜対物価＞）の長期の前提がスライド調整率の年平均を下回るからである。

（２）年金受給後の年金額の見通し

モデル世帯について生年度別に年金受給後の年金額の見通しを示したものが第 3－7－13 表である。

年金の給付水準の指標としては、従来から新規裁定時における現役の平均手取り賃金に対する年金額の比率（所得代替率）が用いられてきたところであるが、年金を受給し始めた後（既裁定）の年金額は、平成 12 (2000) 年改正において、物価の変動により改定することとし、年金の実質価値の維持すなわち購買力の維持を図る仕組みとなった。このため、既裁定の年金額をその時々々の現役の平均手取り賃金と比較すれば、その比率は加齢とともに低下していくこととなる。これは、この比率の分子となる年金額は物価上昇率により改定するが、分母となる手取り賃金の上昇率は物価上昇率に比べ通常は大きいと考えられるからである。ただし、この既裁定者の比率の低下については、その時点の新規裁定者の比率である所得

代替率の8割を下回らないようにすることとされている。すなわち、8割に到達した後は賃金上昇率により改定することとし、既裁定者の比率の新規裁定者の比率に対する割合が維持されるようにしている。

平成 16(2004)年改正によりマクロ経済スライドによる給付水準調整が導入されたが、給付水準調整はこれから受給を開始する世代だけでなく、既に受給している世代に対しても行うこととされた。このため、マクロ経済スライドの適用期間中は年金額の伸びは物価上昇を下回ることとなり、年金の実質価値（購買力）は低下することとなる。

例えば、第3－7－13表の経済前提が成長型経済移行・継続ケースの場合で見ると、令和 16(2034)年度時点で年金を受給し始める者（昭和 44(1969)年度生）は所得代替率 58.8%であるが、マクロ経済スライドによる給付水準調整と裁定後は物価スライドで年金額を改定していくため、比率が減少していく。しかしながら、減少し続けるのではなく、途中から 46.1%で一定となっている。これは、マクロ経済スライドが終了した時点の新規裁定者の所得代替率が 57.6%であるため、この8割の 46.1%で下支えをし、それ以降、賃金上昇率により年金額を改定することにより、引き続き所得代替率 46.1%の水準の年金額を受給することとなるためである。

また、賃金上昇率（実質＜対物価＞）の長期の前提が 0.5%である過去 30 年投影ケースをみると、マクロ経済スライドが終了した時点の新規裁定者の所得代替率は 50.4%であり、その8割の 43.2%に到達するのは、賃金上昇率（実質＜対物価＞）の長期の前提が 1.5%の成長型経済移行・継続ケースに比べ、時間を要する。

第3-7-13表 生年度別に見た年金受給後の年金額の見通し

(1) 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数 16.4 万人

経済：成長型経済移行・継続ケース

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率(実質) 2034年度以降20～30年 ※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	2.0%	1.5%	3.2%	1.7%	1.1% (1.8%)

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率 (給付水準の調整終了後)	57.6%	32.6%	25.0%
給付水準の調整終了年度	2037	2037	調整なし

① モデル年金（厚生年金＋夫婦2人の基礎年金含む）

基礎年金の調整終了 (2037年度)													
生年度(令和6(2024)年度における年齢)	2024年度	2029年度	2034年度	2039年度	2044年度	2049年度	2054年度	2059年度	2064年度	2069年度	2074年度	2079年度	2084年度
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
現役男子の平均賃金(手取り)	37.0	38.2	39.8	42.9	46.2	49.7	53.6	57.7	62.2	67.0	72.2	77.7	83.7
1959年度生 (65歳) [2024年度65歳到達]	22.6 61.2% (65歳)	22.3 <58.4%> (70歳)	21.7 <54.6%> (75歳)	21.3 <49.7%> (80歳)	21.3 <46.1%> (85歳)	22.9 <46.1%> (90歳)							
1964年度生 (60歳) [2029年度65歳到達]		23.0 60.3% (65歳)	22.4 <56.4%> (70歳)	22.0 <51.3%> (75歳)	22.0 <47.6%> (80歳)	22.9 <46.1%> (85歳)	24.7 <46.1%> (90歳)						
1969年度生 (55歳) [2034年度65歳到達]			23.4 58.8% (65歳)	22.9 <53.5%> (70歳)	22.9 <49.6%> (75歳)	22.9 <46.1%> (80歳)	24.7 <46.1%> (85歳)	26.6 <46.1%> (90歳)					
1974年度生 (50歳) [2039年度65歳到達]				24.7 57.6% (65歳)	24.7 <53.5%> (70歳)	24.7 <49.6%> (75歳)	24.7 <46.1%> (80歳)	26.6 <46.1%> (85歳)	28.7 <46.1%> (90歳)				
1979年度生 (45歳) [2044年度65歳到達]					26.6 57.6% (65歳)	26.6 <53.5%> (70歳)	26.6 <49.6%> (75歳)	26.6 <46.1%> (80歳)	28.7 <46.1%> (85歳)	30.9 <46.1%> (90歳)			
1984年度生 (40歳) [2049年度65歳到達]						28.7 57.6% (65歳)	28.7 <53.5%> (70歳)	28.7 <49.6%> (75歳)	28.7 <46.1%> (80歳)	30.9 <46.1%> (85歳)	33.3 <46.1%> (90歳)		
1989年度生 (35歳) [2054年度65歳到達]							30.9 57.6% (65歳)	30.9 <53.5%> (70歳)	30.9 <49.6%> (75歳)	30.9 <46.1%> (80歳)	33.3 <46.1%> (85歳)	35.8 <46.1%> (90歳)	
1994年度生 (30歳) [2059年度65歳到達]								33.3 57.6% (65歳)	33.3 <53.5%> (70歳)	33.3 <49.6%> (75歳)	33.3 <46.1%> (80歳)	35.8 <46.1%> (85歳)	38.6 <46.1%> (90歳)

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2024年度時点に割り戻した実質額を記載した。
(注2) □内は、各世代の65歳新規裁定時における所得代替率を記載した。
(注3) < >内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。
(注4) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。
(注5) 年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものの。

② 基礎年金

基礎年金の調整終了 (2037年度)													
生年度(令和6(2024)年度における年齢)	2024年度	2029年度	2034年度	2039年度	2044年度	2049年度	2054年度	2059年度	2064年度	2069年度	2074年度	2079年度	2084年度
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1959年度生 (65歳) [2024年度65歳到達]	6.7 (65歳)	6.5 (70歳)	6.2 (75歳)	6.0 (80歳)	6.0 (85歳)	6.5 (90歳)							
1964年度生 (60歳) [2029年度65歳到達]		6.7 (65歳)	6.4 (70歳)	6.2 (75歳)	6.2 (80歳)	6.5 (85歳)	7.0 (90歳)						
1969年度生 (55歳) [2034年度65歳到達]			6.7 (65歳)	6.5 (70歳)	6.5 (75歳)	6.5 (80歳)	7.0 (85歳)	7.5 (90歳)					
1974年度生 (50歳) [2039年度65歳到達]				7.0 (65歳)	7.0 (70歳)	7.0 (75歳)	7.0 (80歳)	7.5 (85歳)	8.1 (90歳)				
1979年度生 (45歳) [2044年度65歳到達]					7.5 (65歳)	7.5 (70歳)	7.5 (75歳)	7.5 (80歳)	8.1 (85歳)	8.7 (90歳)			
1984年度生 (40歳) [2049年度65歳到達]						8.1 (65歳)	8.1 (70歳)	8.1 (75歳)	8.1 (80歳)	8.7 (85歳)	9.4 (90歳)		
1989年度生 (35歳) [2054年度65歳到達]							8.7 (65歳)	8.7 (70歳)	8.7 (75歳)	8.7 (80歳)	9.4 (85歳)	10.2 (90歳)	
1994年度生 (30歳) [2059年度65歳到達]								9.4 (65歳)	9.4 (70歳)	9.4 (75歳)	9.4 (80歳)	10.2 (85歳)	10.9 (90歳)

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2024年度時点に割り戻した実質額を記載した。
(注2) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。
(注3) 年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものの。

(2) 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数 16.4 万人
経済：過去 30 年投影ケース

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率(実質) 2034年度以降20～30年 ※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	0.8%	0.5%	2.2%	1.7%	-0.1% (0.7%)

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率 (給付水準の調整終了後)	50.4%	25.5%	24.9%
給付水準の調整終了年度	2057	2057	2026

① モデル年金（厚生年金＋夫婦2人の基礎年金含む）

生年度(令和6(2024)年度における年齢)	報酬比例の調整終了 (2026年度)				基礎年金の調整終了 (2057年度)									
	2024年度	2029年度	2034年度	2039年度	2044年度	2049年度	2054年度	2059年度	2064年度	2069年度	2074年度	2079年度	2084年度	
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	
現役男子の平均賃金(手取り)	37.0	37.0	37.3	38.2	39.2	40.2	41.2	42.2	43.3	44.4	45.5	46.7	47.8	
1959年度生 (65歳)	22.6 [61.2%] (65歳)	22.2 <60.0%> (70歳)	21.7 <58.2%> (75歳)	21.2 <55.5%> (80歳)	20.7 <52.9%> (85歳)	20.3 <50.5%> (90歳)								
1964年度生 (60歳)		22.3 [60.1%] (65歳)	21.8 <58.3%> (70歳)	21.3 <55.6%> (75歳)	20.8 <53.1%> (80歳)	20.3 <50.6%> (85歳)	19.9 <48.3%> (90歳)							
1969年度生 (55歳)			21.8 [58.6%] (65歳)	21.4 <55.9%> (70歳)	20.9 <53.3%> (75歳)	20.4 <50.8%> (80歳)	20.0 <48.5%> (85歳)	19.8 <46.9%> (90歳)						
1974年度生 (50歳)				21.7 [56.7%] (65歳)	21.2 <54.1%> (70歳)	20.8 <51.6%> (75歳)	20.3 <49.3%> (80歳)	20.1 <47.7%> (85歳)	20.1 <46.5%> (90歳)					
1979年度生 (45歳)					21.4 [54.7%] (65歳)	21.0 <52.2%> (70歳)	20.6 <49.9%> (75歳)	20.4 <48.2%> (80歳)	20.4 <47.0%> (85歳)	20.4 <45.9%> (90歳)				
1984年度生 (40歳)						21.2 [52.9%] (65歳)	20.8 <50.5%> (70歳)	20.6 <48.8%> (75歳)	20.6 <47.6%> (80歳)	20.6 <46.4%> (85歳)	20.6 <45.3%> (90歳)			
1989年度生 (35歳)								21.1 [51.1%] (65歳)	20.9 <49.4%> (70歳)	20.9 <48.2%> (75歳)	20.9 <47.0%> (80歳)	20.9 <45.9%> (85歳)	20.9 <44.7%> (90歳)	
1994年度生 (30歳)									21.3 [50.4%] (65歳)	21.3 <49.2%> (70歳)	21.3 <47.9%> (75歳)	21.3 <46.8%> (80歳)	21.3 <45.6%> (85歳)	21.3 <44.5%> (90歳)

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2024年度時点に割り戻した実質額を記載した。
(注2) □ 内は、各世代の65歳新規裁定時における所得代替率を記載した。
(注3) < > 内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。
(注4) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。
(注5) 年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものの。

② 基礎年金

生年度(令和6(2024)年度における年齢)	基礎年金の調整終了 (2057年度)													
	2024年度	2029年度	2034年度	2039年度	2044年度	2049年度	2054年度	2059年度	2064年度	2069年度	2074年度	2079年度	2084年度	
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	
1959年度生 (65歳)	6.7 (65歳)	6.5 (70歳)	6.3 (75歳)	6.0 (80歳)	5.8 (85歳)	5.5 (90歳)								
1964年度生 (60歳)		6.5 (65歳)	6.3 (70歳)	6.0 (75歳)	5.8 (80歳)	5.6 (85歳)	5.3 (90歳)							
1969年度生 (55歳)			6.3 (65歳)	6.0 (70歳)	5.8 (75歳)	5.6 (80歳)	5.4 (85歳)	5.3 (90歳)						
1974年度生 (50歳)				6.1 (65歳)	5.8 (70歳)	5.6 (75歳)	5.4 (80歳)	5.3 (85歳)	5.3 (90歳)					
1979年度生 (45歳)					5.8 (65歳)	5.6 (70歳)	5.4 (75歳)	5.3 (80歳)	5.3 (85歳)	5.3 (90歳)				
1984年度生 (40歳)						5.6 (65歳)	5.4 (70歳)	5.3 (75歳)	5.3 (80歳)	5.3 (85歳)	5.3 (90歳)			
1989年度生 (35歳)							5.4 (65歳)	5.3 (70歳)	5.3 (75歳)	5.3 (80歳)	5.3 (85歳)	5.3 (90歳)		
1994年度生 (30歳)								5.4 (65歳)	5.4 (70歳)	5.4 (75歳)	5.4 (80歳)	5.4 (85歳)	5.4 (90歳)	

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2024年度時点に割り戻した実質額を記載した。
(注2) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。
(注3) 年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものの。

3. 賃金水準に応じた所得代替率及び年金額の将来見通し

わが国の年金制度は、どのような世帯類型、就業形態であっても、世帯の1人あたりの賃金水準が同じであれば、保険料負担、年金額及び所得代替率も同じとなる仕組みとなっている。例えば、夫婦世帯において、夫のみ就労する世帯、夫婦共働きの世帯といった世帯類型が異なっていたとしても、世帯の1人あたりの賃金水準が同じであれば保険料負担、年金額及び所得代替率は全て等しくなる。すなわち、

- ・ 夫の賃金がWである夫のみ就労の世帯
- ・ 夫の賃金（W1）と妻の賃金（W2）とを合算（W1 + W2）するとWと等しくなる夫婦共働きの世帯

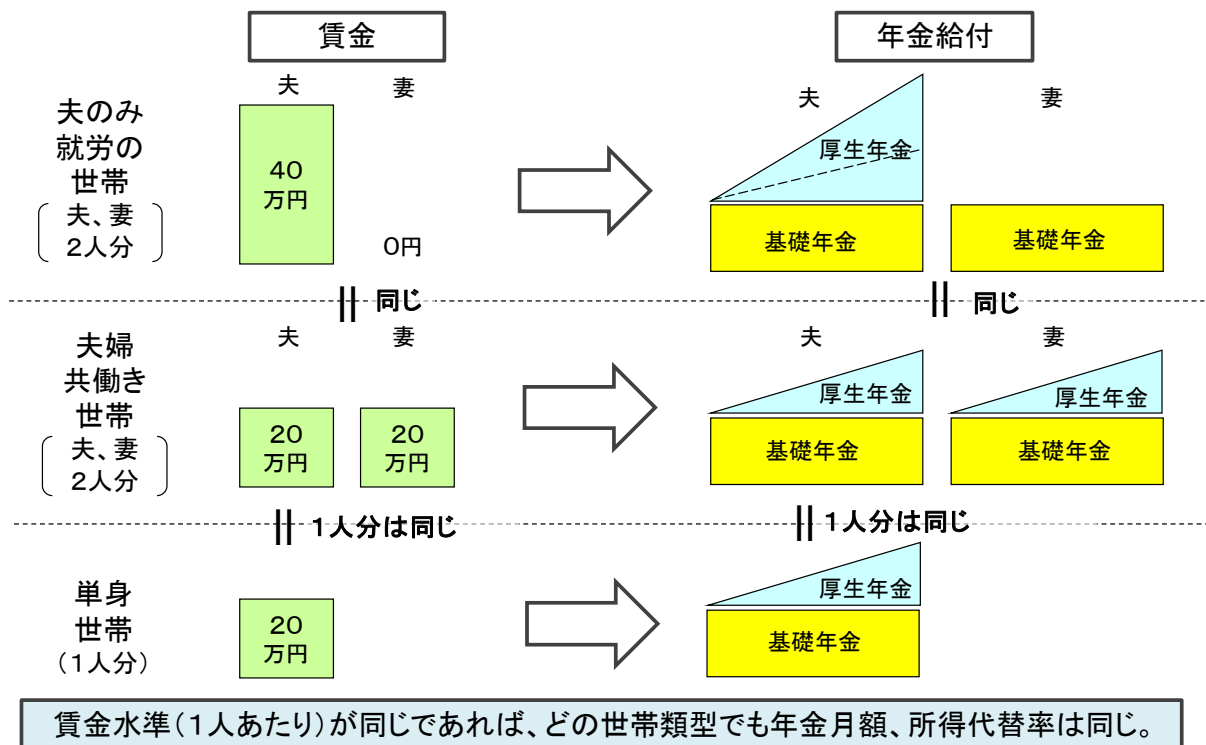
では所得代替率は等しくなる。

さらに、世帯の構成人数が異なる夫婦世帯と単身世帯の所得代替率を考察するためには、世帯1人当たりの賃金水準をみる必要がある。第3-7-14図のように、夫婦共働き世帯の賃金水準を夫婦ともに20万円ずつであるとし、夫のみ就労の世帯における夫の賃金水準を40万円（20万円の2倍）であるとした場合、どちらの世帯も世帯の賃金水準が40万円となり、所得代替率は等しくとなる。

また、夫婦共働き世帯を1人ずつに分割すると、賃金水準も年金額も半分になるが、年金／現役時所得の比率は変わらず、また、賃金水準が20万円の単身世帯と夫婦共働き世帯の1人当たりの構造は同じであるため、所得代替率は等しくなる。したがって、今の例のように、夫のみ就労の世帯、夫婦共働き世帯、単身世帯いずれも世帯1人当たり賃金水準が20万円と等しければ、所得代替率も全て等しくなる。つまり、夫婦世帯でも単身世帯でも、所得代替率は世帯1人当たり賃金水準の高低に依存し、世帯類型には影響を受けないということである。このように、所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じるものであり、賃金水準に着目することが重要である。

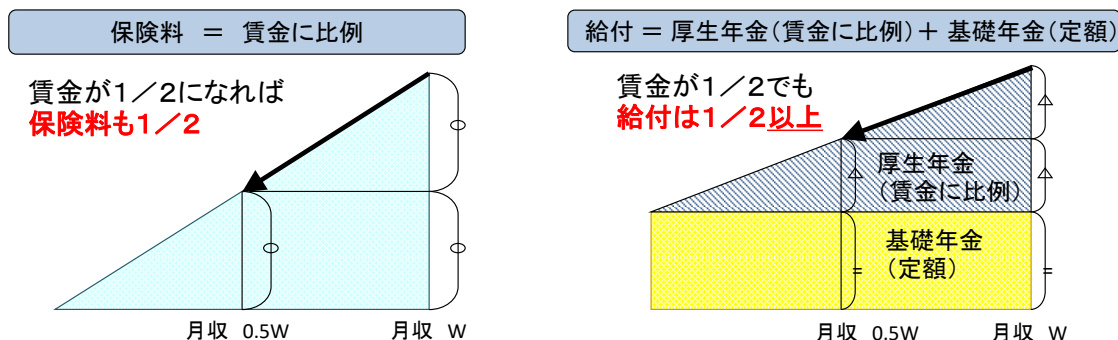
公的年金（厚生年金）の負担と給付の基本的な構造は第3-7-15図のような概念図で表現できる。厚生年金の保険料は1階部分、2階部分を合わせて賃金に比例した負担となっているため、左側の図に示すように賃金水準が2分の1になれば厚生年金の保険料負担も2分の1になる。一方、右側の図に示すように賃金水準が2分の1になれば厚生年金の報酬比例部分の年金額は2分の1になるが、基礎年金の額は賃金水準によらず一定であるため、報酬比例部分と基礎年金を合わせた年金額は2分の1以上となる。この結果、現役時代の賃金水準が低いほど、その賃金水準に対する年金額（報酬比例部分と基礎年金を合わせた額）の割合は高くなる構造になっている。

第3-7-14図 公的年金の負担と給付の構造（世帯類型との関係）
 <賃金水準が20万円（1人あたり）の場合>



第3-7-15図 公的年金の負担と給付の構造（所得再分配の仕組み）

厚生年金制度は、**2階建て構造（1階部分が定額）**であるため、保険料や国庫負担による**所得再分配機能**を持つ。
 （賃金水準が1/2になれば、保険料は1/2になるが、基礎年金額は賃金の多寡で変わらないため、年金額は1/2よりも大きい。）



個々の世帯（個人）でみれば、現役時代の賃金の差に比べ、年金額の差は小さい

○ 賃金と年金額の関係性

賃金	40万円	20万円
年金額 （基礎+厚年）	14.9万円	10.9万円

73%

※ 年金額は、被保険者期間40年、給付乗率5.481/1000と仮定し、令和6年度に65歳に到達し老齢基礎年金及び老齢厚生年金を受給開始する者について計算したもの。

財政検証では継続的に給付水準を測る指標としてモデル年金の所得代替率を考えているが、世帯の賃金水準をモデル年金で想定している賃金水準から変化させた場合に、年金額及び所得代替率がどう変化するかを示したのが、第3-7-16図である。年金額は世帯の賃金水準が高いほど上昇するため、右上がりの直線となっている。

一方、所得代替率は世帯の賃金水準が高いほど低下するため、右下がりの曲線となっている。これは、賃金水準が高い世帯ほど年金月額は高くなる一方で所得代替率が低くなる構造となっているからであり、このような形で公的年金は所得再分配機能を有していると言える。

また、今回の財政検証では、第3-7-17図のとおり賃金水準の各階層はどのような世帯類型で構成されているか、国民生活基礎調査を用いた分析も行った。世帯の賃金収入額を用いて、賃金水準の階層別に第2号被保険者が含まれる世帯類型別の構成割合をみると、例えば、夫婦世帯のうち共働き世帯で共に正規で就労している場合、モデル年金の賃金の1.75倍以上である賃金水準の高い階層の割合が47%と最も高くなっている。

単身世帯では、男女ともに正規で就労している世帯の割合が高くなっているが、これらの世帯の賃金水準を見ると、男性ではモデル年金の賃金の1.75倍以上である賃金水準の高い階層の割合が58%と最も高く、女性はモデル年金に近い水準である0.75倍以上1.25倍未満である賃金水準以上の階層で約90%と太宗を占めている。

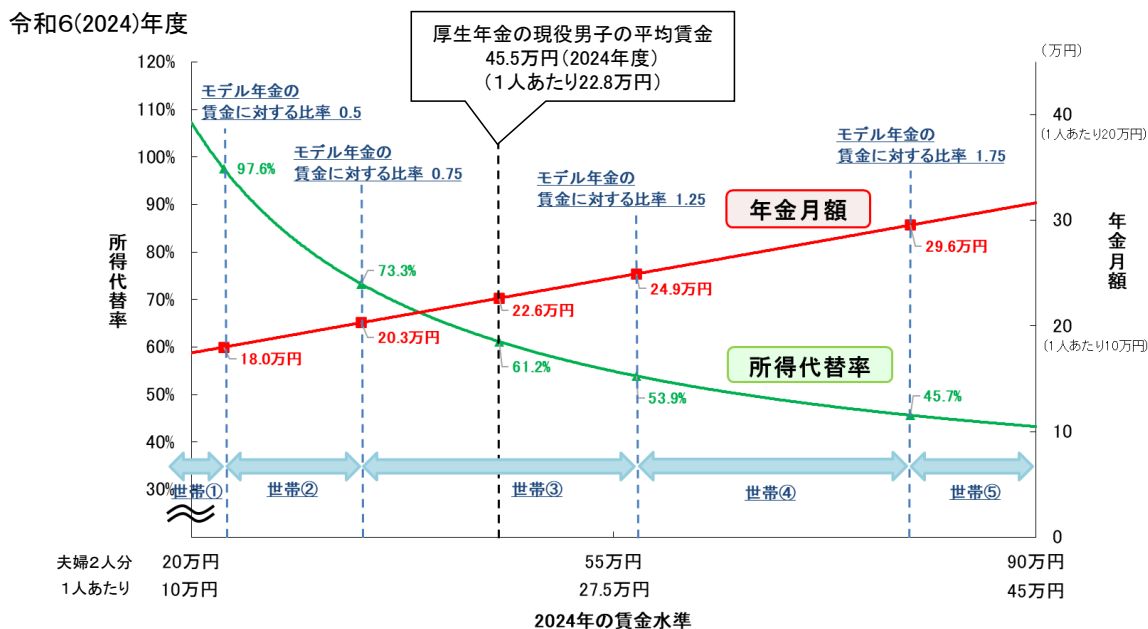
夫婦世帯、単身世帯ともに正規雇用以外の就労形態の者は低い所得階層の割合が高くなっており、仮にこの賃金水準が続いた場合、現役時の賃金に対する年金額の比率は、厚生年金の所得再分配効果によってモデル年金より高水準となる。

なお、夫婦世帯における世帯類型別の構成割合をみると、片働き世帯、かつ正規で就労している場合が53%と最も多くなっており、この世帯類型では、モデル年金に近い水準である0.75倍以上1.25倍未満である賃金水準の階層の割合が40%と最も高くなっている。

このことから、給付水準を測る指標として、モデル年金を想定することには一定の合理性があると考えられる。

第3-7-16図 賃金水準（1人あたり）別の年金月額及び現役時の賃金比率 ＜現在（令和6（2024）年度）＞

- 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準（1人あたり）によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率が0.5、0.75、1.25、1.75の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
- 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
- 所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。

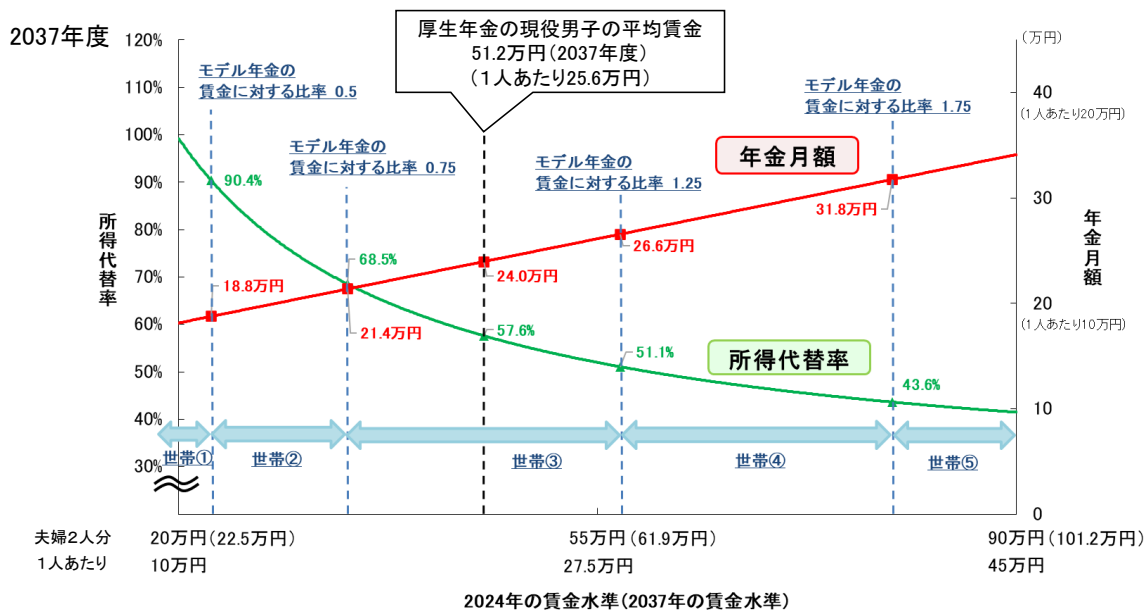


注1: 年金月額は、新規裁定者の水準であり、厚生年金に40年加入した場合のものである。

注2: どの賃金水準も、可処分所得割合を0.813として所得代替率を計算している。

＜成長型経済移行・継続ケース 令和19(2037)年度（人口中位推計）＞

- 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準（1人あたり）によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率が0.5、0.75、1.25、1.75の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
- 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
- 所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。



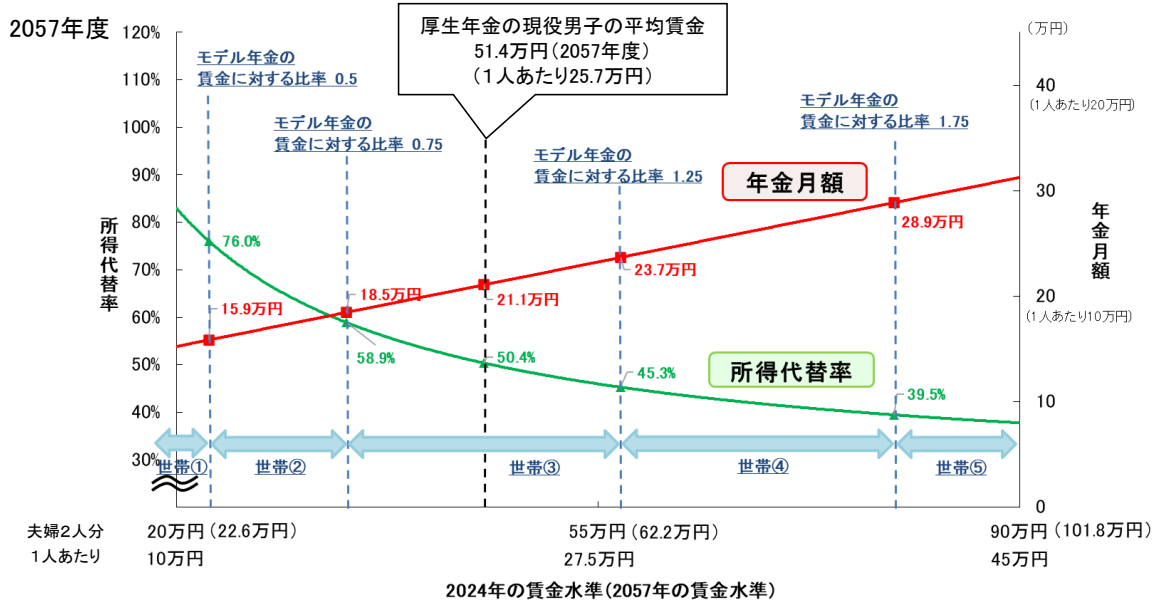
注1: マクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の新規裁定者の年金月額（物価で2024年度に割り戻した実質額）であり、厚生年金に40年加入した場合のものである。

注2: 2037年の賃金水準の賃金は、物価上昇率で2024年度時点に割り戻した実質額である。

注3: どの賃金水準も、可処分所得割合を0.813として所得代替率を計算している。

＜過去 30 年投影ケース 令和 39(2057) 年度（人口中位推計）＞

- 厚生年金の年金額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準(1人当たり)によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率が0.5、0.75、1.25、1.75の賃金を基準とし、年金額や所得代替率がどのようになるか示した。
- 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
- 所得代替率や年金額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。



注1： マクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の新規裁定者の年金額(物価で2024年度に割り戻した実質額)であり、厚生年金に40年加入した場合のものである。
注2： 2057年の賃金水準の賃金は、物価上昇率で2024年度時点に割り戻した実質額である。
注3： どの賃金水準も、可処分所得割合を0.813として所得代替率を計算している。

第3-7-17 図 国民生活基礎調査を使った分析

～賃金水準（1人当たり）に応じた年金月額、所得代替率と世帯構成（2022年）～

※ 所得代替率 … 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。
所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額
2024年度： 61.2% 13.4万円 9.2万円 37.0万円(注) (注)税・社会保険料控除前の賃金は45.5万円

			世帯①	世帯②	世帯③	世帯④	世帯⑤
賃金水準 (モデル年金の賃金に対する比率)			～ 0.5 倍未満	0.5 倍 ～ 0.75 倍	0.75 倍 ～ 1.25 倍	1.25 倍 ～ 1.75 倍	1.75 倍以上～
賃金 夫婦2人分 (単身又は1人分)			～ 22.8 万円未満 (～ 11.4 万円未満)	22.8 万円～ 34.1 万円 (11.4 万円～ 17.1 万円)	34.1 万円～ 56.9 万円 (17.1 万円～ 28.4 万円)	56.9 万円～ 79.6 万円 (28.4 万円～ 39.8 万円)	79.6 万円以上～ (39.8 万円以上～)
年金月額 夫婦2人分 (単身又は1人分)			～ 18.0 万円未満 (～ 9.0 万円未満)	18.0 万円～ 20.3 万円 (9.0 万円～ 10.2 万円)	20.3 万円～ 24.9 万円 (10.2 万円～ 12.5 万円)	24.9 万円～ 29.6 万円 (12.5 万円～ 14.8 万円)	29.6 万円以上～ (14.8 万円以上～)
年金/現役時賃金(手取り)			～ 97.6%	97.6% ～ 73.3%	73.3% ～ 53.9%	53.9% ～ 45.7%	45.7% ～
計			【世帯類型別 構成割合】				
国民生活基礎調査の集計	夫婦世帯の世帯構成	共働き 共に正規で就労	100% 【26%】	0%	18%	34%	47%
		共働き 共に正規以外で就労	100% 【2%】	14%	45%	11%	1%
		共働き 正規と正規以外で就労	100% 【15%】	0%	39%	29%	27%
	片働き世帯の世帯構成	片働き 正規で就労	100% 【53%】	4%	40%	28%	15%
		片働き 正規以外で就労	100% 【4%】	35%	23%	4%	4%
		計	100% 【100%】	4%	34%	29%	24%
国民生活基礎調査の集計	単身世帯の世帯構成	男性 正規で就労	100% 【48%】	3%	15%	22%	58%
		男性 正規以外で就労	100% 【10%】	17%	44%	14%	8%
		女性 正規で就労	100% 【30%】	6%	33%	26%	30%
	計	女性 正規以外で就労	100% 【12%】	17%	41%	10%	4%
		計	100% 【100%】	7%	26%	21%	38%
		計	100% 【100%】	7%	26%	21%	38%

注1： 世帯の構成は、2022年国民生活基礎調査の特別集計による。学生を除く「単身世帯」、「夫婦のみの世帯」および「夫婦と未婚の子のみの世帯」を集計対象としている。共働き世帯は、国民年金第2号被保険者を集計している。片働き世帯では、いずれかが国民年金第2号被保険者であり、その配偶者は国民年金第3号被保険者を集計しており、国民年金第3号被保険者の賃金は0とみなしている。単身世帯は、国民年金第2号被保険者を集計している。
注2： 世帯構成は、2022年国民生活基礎調査(所得は2021年1月～12月)の一時点の構成をみているため、生涯の平均賃金の分布を示しているものではない。このため、将来の所得代替率や年金額の分布を示しているものではないことに留意が必要。
注3： 表の賃金は、税・社会保険料控除前である。可処分所得割合を0.813として所得代替率を計算している。

4. 年金財政の将来見通し

(1) 被保険者数の将来見通し

① 被保険者数の将来見通し

公的年金における被保険者数のこれまでの推移を示したものが、第3-7-18表である。生産年齢人口の増加とともに増加してきた被保険者数が、2000年代後半には減少に転じ、近年は概ね横ばいとなっている。被保険者種別毎にみると、近年は厚生年金被保険者数が増加し、国民年金第1号被保険者数及び国民年金第3号被保険者数が減少する傾向がみられる。

第3-7-18表 公的年金被保険者数の実績の推移

(年度末現在)

年 度	計	国民年金 第1号被保険者 (任意加入含む)	厚生年金被保険者			国民年金 第3号被保険者
				第1号 厚生年金	第2～第4号 厚生年金	
	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
平成 3 (1991)	68.4	18.5	37.8	33.0	4.8	12.1
7 (1995)	70.0	19.1	38.6	33.8	4.9	12.2
8 (1996)	70.2	19.4	38.8	34.0	4.9	12.0
9 (1997)	70.3	19.6	38.8	34.0	4.8	11.9
10 (1998)	70.5	20.4	38.3	33.4	4.8	11.8
11 (1999)	70.6	21.2	37.8	33.0	4.8	11.7
12 (2000)	70.5	21.5	37.4	32.7	4.8	11.5
13 (2001)	70.2	22.1	36.8	32.0	4.7	11.3
14 (2002)	70.5	22.4	36.9	32.1	4.7	11.2
15 (2003)	70.3	22.4	36.8	32.1	4.7	11.1
16 (2004)	70.3	22.2	37.1	32.5	4.6	11.0
17 (2005)	70.4	21.9	37.6	33.0	4.6	10.9
18 (2006)	70.4	21.2	38.4	33.8	4.6	10.8
19 (2007)	70.1	20.4	39.1	34.6	4.5	10.6
20 (2008)	69.4	20.0	38.9	34.4	4.5	10.4
21 (2009)	68.7	19.9	38.7	34.2	4.4	10.2
22 (2010)	68.3	19.4	38.8	34.4	4.4	10.0
23 (2011)	67.7	19.0	38.9	34.5	4.4	9.8
24 (2012)	67.4	18.6	39.1	34.7	4.4	9.6
25 (2013)	67.2	18.1	39.7	35.3	4.4	9.5
26 (2014)	67.1	17.4	40.4	36.0	4.4	9.3
27 (2015)	67.1	16.7	41.3	36.9	4.4	9.2
28 (2016)	67.3	15.8	42.7	38.2	4.4	8.9
29 (2017)	67.3	15.1	43.6	39.1	4.5	8.7
30 (2018)	67.5	14.7	44.3	39.8	4.5	8.5
令和 元 (2019)	67.6	14.5	44.9	40.4	4.5	8.2
2 (2020)	67.6	14.5	45.1	40.5	4.7	7.9
3 (2021)	67.3	14.3	45.4	40.6	4.7	7.6
4 (2022)	67.4	14.0	46.2	41.6	4.6	7.2
5 (2023)	67.4	13.9	46.7	42.1	4.6	6.9

(注) 第1号厚生年金の被保険者は、2014年度以前は厚生年金保険の被保険者、2015年度以降は第1号厚生年金被保険者を計上している。

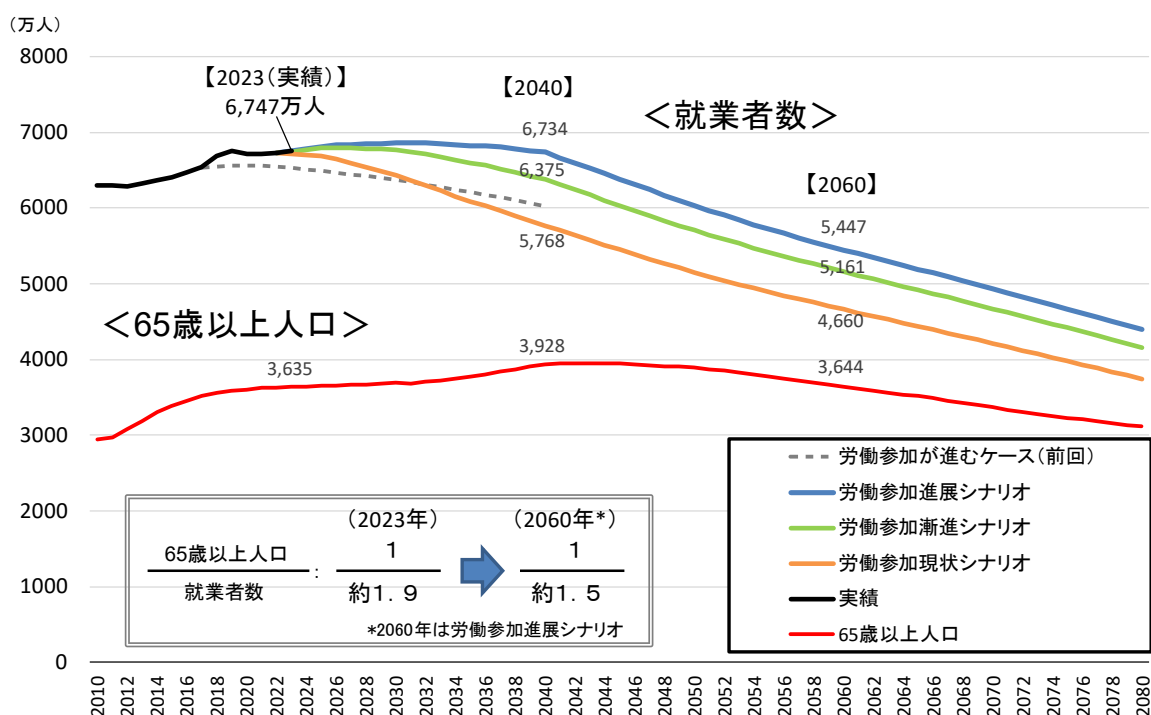
(注) 第2～第4号厚生年金の被保険者は、2014年度以前は共済組合の組合員、2015年度以降は第2～4号厚生年金被保険者を計上している。

(注) 第1号厚生年金には1996年度以前の旧3公社共済組合及び2001年度以前の旧農林共済を含み、第2～第4号厚生年金には含まない。

資料:「事業年報」(厚生労働省年金局)

今回の財政検証における被保険者数の将来見通しは、第5節で述べたとおり「日本の将来推計人口」（令和5（2023）年推計）や「労働力需給の推計」（令和6（2024）年3月）に基づいて作成している。65歳以上人口や就業者数の推移がどのようなになっているかを示したものが第3-7-19図である。

第3-7-19図 就業者数と65歳以上人口の推移



(出所)「労働力調査」(総務省)、「労働力需給の推計」(JILPT)、「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)
 注1: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数万人)。
 注2: 2040年以降の就業者数は、労働力需給の推計、日本の将来推計人口を基に数理課において推計。

就業者数は将来に向かって減少していく見込みであり、労働参加進展シナリオでは令和22(2040)年頃まで足下と同水準となる6,700万人前後の就業者数を維持できるものの、労働参加現状シナリオでは足下から減少し続ける見込みである。

一方、65歳以上人口は引き続き増加傾向にあり、令和22(2040)年頃にピークを迎えた後、減少に転じる見込みである。

したがって、令和22(2040)年頃までは受給世代が増加し、現役世代が減少する見込みであることから、年金制度にとっては非常に厳しい変化が生じる時期である。将来にわたって十分な給付水準を確保し、持続可能な制度とするためにも、この間に必要な積立金を確保し、予定どおりに給付水準の調整を進めていくことが重要である。

今回の財政検証において、人口の前提を出生中位・死亡中位として被保険

者数の将来推計を行った結果を示したものが第3-7-20表及び第3-7-21図である。

公的年金の被保険者数は、労働参加進展シナリオでは、令和6(2024)年度に6,740万人であり、以降、生産年齢人口の減少に伴い減少を続け、令和22(2040)年度には5,940万人、令和52(2070)年度には4,310万人となる見込みとなっている。また、労働参加漸進シナリオでは、令和6(2024)年度に6,740万人、令和22(2040)年度には5,870万人、令和52(2070)年度には4,250万人となる見込みであり、労働参加現状シナリオでは、令和6(2024)年度に6,730万人、令和22(2040)年度には5,720万人、令和52(2070)年度には4,150万人となる見込みとなっている。

さらに、これを被保険者種別毎にみると、第1号被保険者数は、労働参加進展シナリオでは、令和6(2024)年度に1,330万人であり、以降、減少を続け、令和22(2040)年度には860万人、令和52(2070)年度には630万人となる見込みとなっている。また、労働参加漸進シナリオでは、令和6(2024)年度に1,330万人、令和22(2040)年度には990万人、令和52(2070)年度には720万人となる見込みであり、労働参加現状シナリオでは、令和6(2024)年度に1,340万人、令和22(2040)年度には1,140万人、令和52(2070)年度には830万人となる見込みとなっている。

厚生年金被保険者数は、労働参加進展シナリオでは、令和6(2024)年度に4,740万人であり、以降、令和22(2040)年度には4,710万人、令和52(2070)年度には3,410万人となる見込みとなっている。また、労働参加漸進シナリオでは、令和6(2024)年度に4,730万人、令和22(2040)年度には4,460万人、令和52(2070)年度には3,220万人となる見込みであり、労働参加現状シナリオでは、令和6(2024)年度に4,720万人、令和22(2040)年度には4,050万人、令和52(2070)年度には2,920万人となる見込みとなっている。

第3号被保険者数は、労働参加進展シナリオでは、令和6(2024)年度に670万人であり、以降、令和22(2040)年度には370万人、令和52(2070)年度には270万人となる見込みとなっている。また、労働参加漸進シナリオでは、令和6(2024)年度に670万人、令和22(2040)年度には420万人、令和52(2070)年度には310万人となる見込みであり、労働参加現状シナリオでは、令和6(2024)年度に680万人、令和22(2040)年度には540万人、令和52(2070)年度には390万人とそれぞれ減少していく見込みとなっている。

第3-7-20表 公的年金被保険者数の将来見通し
— 令和6(2024)年財政検証 —

- ① 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数 16.4 万人
労働：労働参加進展シナリオ

年 度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.4	(42.8)	(4.6)	6.7	(6.0)	(0.7)	-0.1	-0.4
2025	67.1	12.8	47.7	(43.2)	(4.6)	6.5	(5.8)	(0.6)	-0.1	-0.4
2026	66.8	12.5	48.0	(43.4)	(4.6)	6.3	(5.7)	(0.6)	0.0	-0.3
2027	66.5	12.2	48.2	(43.7)	(4.5)	6.1	(5.5)	(0.6)	-0.2	-0.5
2028	66.1	11.9	48.4	(43.9)	(4.5)	5.9	(5.3)	(0.6)	-0.4	-0.7
2029	65.8	11.6	48.6	(44.1)	(4.5)	5.6	(5.1)	(0.6)	-0.4	-0.7
2030	65.4	11.3	48.7	(44.2)	(4.5)	5.4	(4.9)	(0.5)	-0.5	-0.8
2035	62.7	9.9	48.4	(44.1)	(4.3)	4.4	(4.0)	(0.5)	-0.8	-1.1
2040	59.4	8.6	47.1	(43.0)	(4.1)	3.7	(3.3)	(0.4)	-1.0	-1.3
2050	52.5	7.7	41.4	(37.6)	(3.8)	3.4	(3.0)	(0.4)	-1.2	-1.5
2060	47.9	7.1	37.7	(34.2)	(3.5)	3.0	(2.7)	(0.3)	-0.9	-1.2
2070	43.1	6.3	34.1	(30.9)	(3.2)	2.7	(2.4)	(0.3)	-1.1	-1.4
2080	38.0	5.5	30.1	(27.2)	(2.9)	2.4	(2.1)	(0.3)	-1.3	-1.6
2090	34.0	5.0	26.8	(24.2)	(2.6)	2.2	(1.9)	(0.2)	-1.1	-1.4
2100	30.5	4.5	24.1	(21.8)	(2.3)	1.9	(1.7)	(0.2)	-1.1	-1.4
2110	26.9	3.9	21.3	(19.3)	(2.0)	1.7	(1.5)	(0.2)	-1.3	-1.6
2120	23.9	3.5	18.8	(17.0)	(1.8)	1.5	(1.3)	(0.2)	-1.2	-1.5

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。

マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

- ② 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数 16.4 万人
労働：労働参加漸進シナリオ

年 度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.3	(42.7)	(4.6)	6.7	(6.0)	(0.7)	-0.1	-0.4
2025	67.0	12.9	47.6	(43.1)	(4.6)	6.5	(5.9)	(0.7)	-0.1	-0.4
2026	66.7	12.6	47.8	(43.2)	(4.6)	6.4	(5.7)	(0.6)	0.0	-0.3
2027	66.4	12.4	47.8	(43.3)	(4.5)	6.2	(5.5)	(0.6)	-0.2	-0.5
2028	66.0	12.2	47.8	(43.3)	(4.5)	6.0	(5.4)	(0.6)	-0.4	-0.7
2029	65.6	12.0	47.9	(43.4)	(4.5)	5.7	(5.2)	(0.6)	-0.5	-0.8
2030	65.2	11.8	47.8	(43.3)	(4.5)	5.5	(5.0)	(0.6)	-0.5	-0.8
2035	62.2	10.9	46.6	(42.3)	(4.3)	4.7	(4.3)	(0.5)	-0.9	-1.2
2040	58.7	9.9	44.6	(40.4)	(4.1)	4.2	(3.8)	(0.5)	-1.1	-1.4
2050	51.9	8.8	39.2	(35.4)	(3.8)	3.8	(3.4)	(0.4)	-1.1	-1.4
2060	47.3	8.1	35.7	(32.2)	(3.5)	3.5	(3.1)	(0.4)	-0.9	-1.2
2070	42.5	7.2	32.2	(29.1)	(3.2)	3.1	(2.7)	(0.3)	-1.1	-1.4
2080	37.5	6.3	28.5	(25.6)	(2.9)	2.7	(2.4)	(0.3)	-1.3	-1.6
2090	33.6	5.7	25.3	(22.8)	(2.6)	2.5	(2.2)	(0.3)	-1.1	-1.4
2100	30.1	5.1	22.8	(20.5)	(2.3)	2.2	(1.9)	(0.3)	-1.1	-1.4
2110	26.5	4.5	20.1	(18.1)	(2.0)	1.9	(1.7)	(0.2)	-1.3	-1.6
2120	23.6	4.0	17.8	(16.0)	(1.8)	1.7	(1.5)	(0.2)	-1.2	-1.5

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。

マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

③ 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数 16.4 万人
労働：労働参加現状シナリオ

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.3	13.4	47.2	(42.6)	(4.6)	6.8	(6.1)	(0.7)	-0.1	-0.4
2025	66.9	13.0	47.2	(42.7)	(4.6)	6.6	(6.0)	(0.7)	-0.1	-0.4
2026	66.5	12.9	47.0	(42.5)	(4.6)	6.6	(5.9)	(0.7)	-0.1	-0.4
2027	66.1	12.8	46.8	(42.2)	(4.5)	6.5	(5.9)	(0.7)	-0.3	-0.6
2028	65.6	12.7	46.4	(41.9)	(4.5)	6.4	(5.8)	(0.6)	-0.5	-0.8
2029	65.0	12.7	46.1	(41.6)	(4.5)	6.3	(5.7)	(0.6)	-0.6	-0.9
2030	64.5	12.6	45.7	(41.2)	(4.5)	6.2	(5.6)	(0.6)	-0.7	-1.0
2035	61.0	12.2	43.1	(38.8)	(4.3)	5.7	(5.1)	(0.6)	-1.0	-1.3
2040	57.2	11.4	40.5	(36.3)	(4.1)	5.4	(4.8)	(0.6)	-1.2	-1.5
2050	50.7	10.2	35.7	(31.8)	(3.8)	4.9	(4.4)	(0.5)	-1.1	-1.4
2060	46.3	9.4	32.5	(29.0)	(3.5)	4.4	(3.9)	(0.5)	-0.9	-1.2
2070	41.5	8.3	29.2	(26.1)	(3.2)	3.9	(3.5)	(0.5)	-1.1	-1.4
2080	36.6	7.3	25.8	(23.0)	(2.9)	3.5	(3.1)	(0.4)	-1.3	-1.6
2090	32.8	6.6	23.0	(20.5)	(2.6)	3.2	(2.8)	(0.4)	-1.0	-1.3
2100	29.4	5.9	20.7	(18.4)	(2.3)	2.8	(2.5)	(0.3)	-1.1	-1.4
2110	25.9	5.2	18.3	(16.2)	(2.0)	2.5	(2.2)	(0.3)	-1.3	-1.6
2120	23.0	4.6	16.2	(14.4)	(1.8)	2.2	(2.0)	(0.3)	-1.1	-1.4

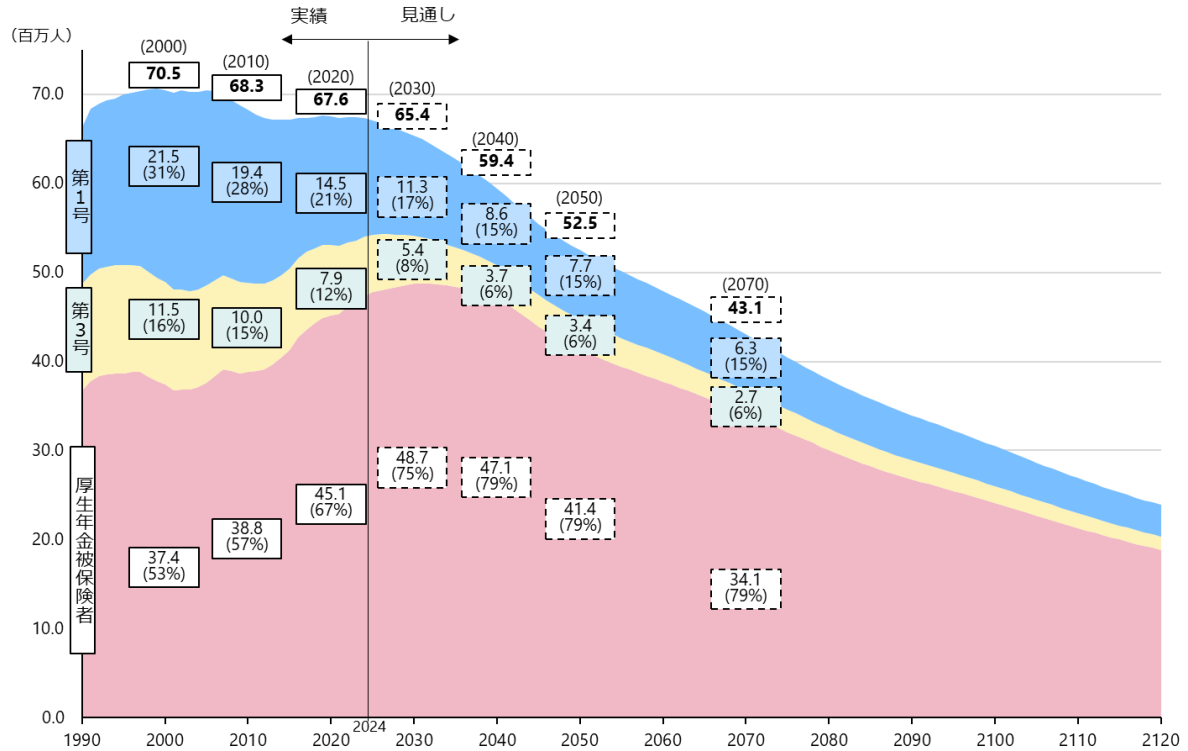
(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。

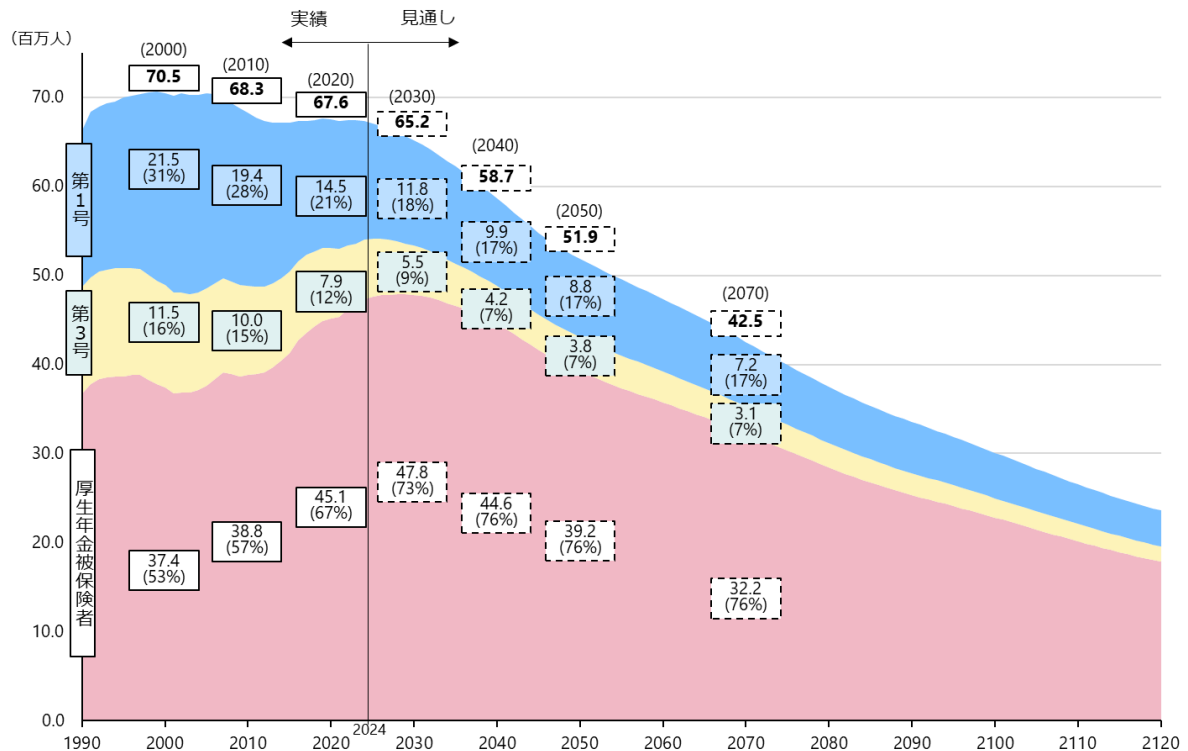
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

第3-7-21図 公的年金被保険者数の将来見通し
 -令和6(2024)年財政検証-

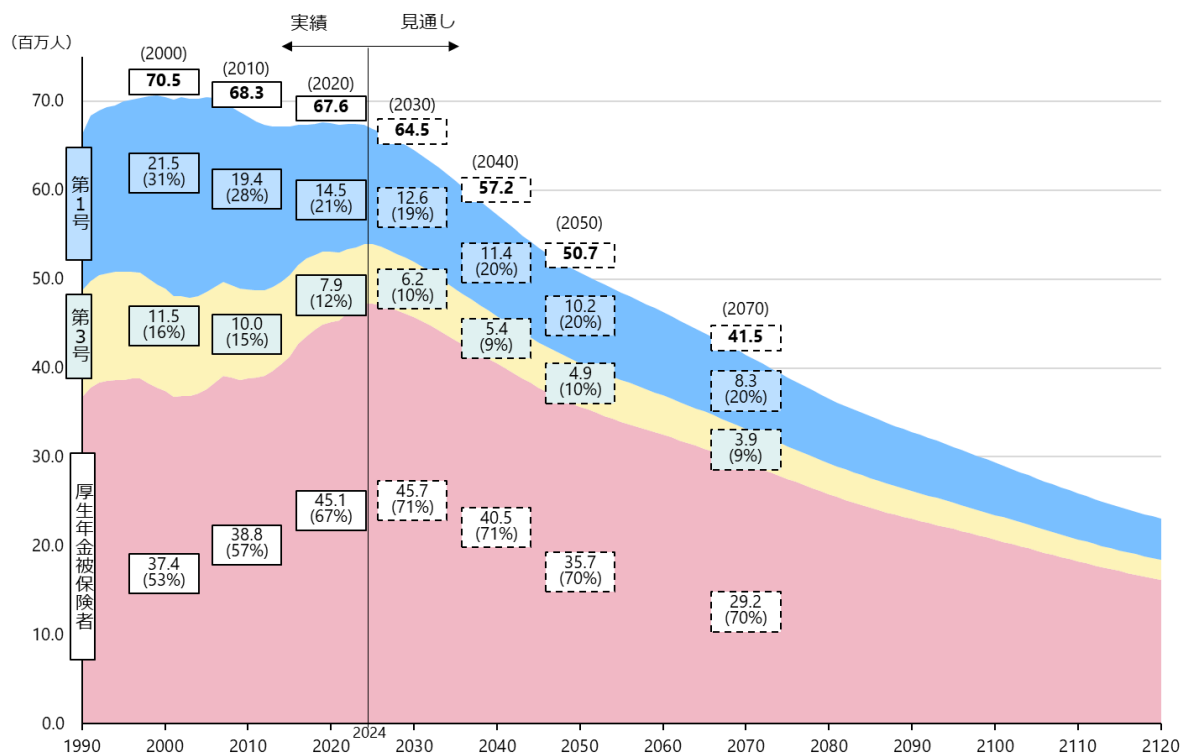
- ① 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数 16.4 万人
 労働：労働参加進展シナリオ



- ② 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数 16.4 万人
 労働：労働参加漸進シナリオ



③ 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数 16.4 万人
労働：労働参加現状シナリオ



出生の動向が変動した場合の公的年金被保険者数の見通しについて、労働参加進展シナリオで、出生高位（出生率が高く、少子化の状況が一定程度改善した場合）、出生低位（出生率が低く、少子化がより進行した場合）の場合のものを示したのが第3－7－22表である。

公的年金被保険者数の動向は、将来推計人口における20歳以上60歳未満人口の動向と概ね同様の傾向となっているが、将来における出生の動向の変動は令和3（2021）年度以降に生まれたコーホートに反映されるため、公的年金被保険者数に差が生じ始めるのは令和23（2041）年度頃からとなる。労働参加進展シナリオで見ると、令和22（2040）年度には、出生高位の場合で5,950万人、出生低位の場合で5,940万人とほぼ同程度であるが、令和52（2070）年度には、出生高位の場合で4,750万人、出生低位の場合で3,920万人と出生率の違いが現れている。

したがって、公的年金被保険者数の減少率に寿命の伸びを勘案した一定率（0.3%）を加えたものを基礎として行われるマクロ経済スライドによる給付水準の調整は、少子化の動向の変動が公的年金被保険者数の差異となって現れてくる令和22（2040）年度頃までは同じとなり、給付水準調整のスピード

は少子化の動向の前提如何によらずに決まることとなる。その結果、少子化の動向が変動した場合においても、給付と負担の均衡は、基本的には給付水準調整期間の伸縮により図られることとなる。

また、出生率の前提が中位かつ労働参加進展シナリオのもとで、死亡の動向が変動した場合の公的年金被保険者数の見通しについて、死亡高位（死亡率が高く、寿命の伸びが小さい場合）、死亡低位（死亡率が低く、寿命の伸びが大きい場合）の場合にそれぞれ示したものが第3-7-23表である。

公的年金被保険者数の動向に影響を与える20歳以上60歳未満の年齢層においては、死亡率はそもそも低く、それぞれの前提における死亡率の差も小さくなるため、どの前提でもほぼ同様の見通しとなっている。具体的に労働参加進展シナリオで見ると、令和22(2040)年度には、死亡高位の場合で5,930万人、死亡低位の場合で5,950万人とほぼ同程度であり、令和52(2070)年度でみても、死亡高位の場合で4,290万人、死亡低位の場合で4,320万人とほぼ同程度となっている。

さらに、外国人の入国超過数が変動した場合の公的年金被保険者数について、労働参加進展シナリオで、入国超過数が25万人、6.9万人の場合にそれぞれ示したものが第3-7-24表である。

外国人の入国超過は20歳台が大部分を占めるため、その前提を変動させた場合、足下から公的年金被保険者数に差が生じ始めることとなる。具体的に労働参加進展シナリオの場合で見ると、令和6(2024)年度には入国超過数25万人の場合で6,750万人、入国超過数6.9万人の場合で6,730万人とほぼ同程度であるが、令和12(2030)年度には入国超過数25万人の場合で6,620万人、入国超過数6.9万人の場合で6,480万人となり、さらに令和22(2040)年度には入国超過数25万人の場合で6,130万人、入国超過数6.9万人の場合で5,790万人と、徐々に差が拡大する見通しとなっている。

第3-7-22表 公的年金被保険者数の将来見通し
— 令和6(2024)年財政検証 —

- ① 人口：出生高位、死亡中位、外国人の入国超過数 16.4 万人
労働：労働参加進展シナリオ

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.4	(42.8)	(4.6)	6.7	(6.0)	(0.7)	-0.1	-0.4
2025	67.1	12.8	47.7	(43.2)	(4.6)	6.5	(5.8)	(0.7)	-0.1	-0.4
2026	66.8	12.5	48.0	(43.4)	(4.6)	6.3	(5.7)	(0.6)	0.0	-0.3
2027	66.5	12.2	48.2	(43.7)	(4.6)	6.1	(5.5)	(0.6)	-0.2	-0.5
2028	66.1	11.9	48.4	(43.9)	(4.5)	5.9	(5.3)	(0.6)	-0.4	-0.7
2029	65.8	11.6	48.6	(44.0)	(4.5)	5.6	(5.1)	(0.6)	-0.4	-0.7
2030	65.4	11.3	48.7	(44.2)	(4.5)	5.4	(4.9)	(0.5)	-0.5	-0.8
2035	62.7	9.9	48.4	(44.0)	(4.4)	4.4	(4.0)	(0.5)	-0.8	-1.1
2040	59.5	8.7	47.1	(42.9)	(4.3)	3.7	(3.3)	(0.4)	-1.0	-1.3
2050	53.6	8.1	42.2	(38.1)	(4.0)	3.4	(3.0)	(0.4)	-0.9	-1.2
2060	50.7	7.7	39.8	(36.0)	(3.8)	3.1	(2.8)	(0.3)	-0.5	-0.8
2070	47.5	7.2	37.4	(33.9)	(3.5)	2.9	(2.6)	(0.3)	-0.7	-1.0
2080	44.5	6.7	35.0	(31.7)	(3.3)	2.8	(2.5)	(0.3)	-0.6	-0.9
2090	42.5	6.5	33.3	(30.2)	(3.1)	2.7	(2.4)	(0.3)	-0.4	-0.7
2100	40.3	6.1	31.7	(28.8)	(2.9)	2.5	(2.2)	(0.3)	-0.6	-0.9
2110	37.7	5.7	29.6	(26.9)	(2.8)	2.4	(2.1)	(0.3)	-0.7	-1.0
2120	35.7	5.4	28.0	(25.4)	(2.6)	2.2	(2.0)	(0.2)	-0.5	-0.8

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

- ② 人口：出生低位、死亡中位、外国人の入国超過数 16.4 万人
労働：労働参加進展シナリオ

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.4	(42.8)	(4.6)	6.7	(6.0)	(0.7)	-0.1	-0.4
2025	67.1	12.8	47.7	(43.2)	(4.6)	6.5	(5.8)	(0.6)	-0.1	-0.4
2026	66.8	12.5	48.0	(43.5)	(4.5)	6.3	(5.7)	(0.6)	0.0	-0.3
2027	66.5	12.2	48.2	(43.7)	(4.5)	6.1	(5.5)	(0.6)	-0.2	-0.5
2028	66.1	11.9	48.4	(43.9)	(4.5)	5.9	(5.3)	(0.6)	-0.4	-0.7
2029	65.8	11.6	48.6	(44.1)	(4.5)	5.6	(5.1)	(0.6)	-0.4	-0.7
2030	65.4	11.3	48.7	(44.3)	(4.5)	5.4	(4.9)	(0.5)	-0.5	-0.8
2035	62.7	9.9	48.4	(44.1)	(4.3)	4.4	(4.0)	(0.5)	-0.8	-1.1
2040	59.4	8.6	47.1	(43.0)	(4.1)	3.7	(3.3)	(0.4)	-1.0	-1.3
2050	51.4	7.4	40.7	(37.0)	(3.7)	3.4	(3.0)	(0.3)	-1.4	-1.7
2060	45.5	6.6	35.9	(32.6)	(3.3)	3.0	(2.7)	(0.3)	-1.2	-1.5
2070	39.2	5.6	31.1	(28.3)	(2.9)	2.5	(2.2)	(0.3)	-1.5	-1.8
2080	32.5	4.5	26.0	(23.5)	(2.5)	2.0	(1.8)	(0.2)	-1.9	-2.2
2090	27.2	3.9	21.6	(19.4)	(2.2)	1.8	(1.6)	(0.2)	-1.7	-2.0
2100	23.2	3.3	18.4	(16.6)	(1.8)	1.5	(1.3)	(0.2)	-1.6	-1.9
2110	19.3	2.7	15.4	(13.9)	(1.5)	1.2	(1.1)	(0.1)	-1.9	-2.2
2120	16.1	2.3	12.8	(11.5)	(1.3)	1.0	(0.9)	(0.1)	-1.8	-2.1

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

第3-7-23表 公的年金被保険者数の将来見通し
— 令和6(2024)年財政検証 —

- ① 人口：出生中位、死亡高位、外国人の入国超過数 16.4 万人
労働：労働参加進展シナリオ

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.3	(42.8)	(4.6)	6.7	(6.0)	(0.7)	-0.1	-0.4
2025	67.0	12.8	47.7	(43.2)	(4.6)	6.5	(5.8)	(0.6)	-0.1	-0.4
2026	66.7	12.5	48.0	(43.4)	(4.5)	6.3	(5.7)	(0.6)	0.0	-0.3
2027	66.4	12.2	48.2	(43.7)	(4.5)	6.1	(5.5)	(0.6)	-0.2	-0.5
2028	66.1	11.9	48.4	(43.8)	(4.5)	5.9	(5.3)	(0.6)	-0.4	-0.7
2029	65.7	11.6	48.5	(44.0)	(4.5)	5.6	(5.1)	(0.6)	-0.4	-0.7
2030	65.3	11.3	48.7	(44.2)	(4.5)	5.4	(4.9)	(0.5)	-0.5	-0.8
2035	62.6	9.9	48.3	(44.0)	(4.3)	4.4	(4.0)	(0.5)	-0.8	-1.1
2040	59.3	8.6	47.0	(42.9)	(4.1)	3.7	(3.3)	(0.4)	-1.0	-1.3
2050	52.4	7.7	41.3	(37.5)	(3.8)	3.4	(3.0)	(0.4)	-1.2	-1.5
2060	47.8	7.1	37.6	(34.2)	(3.5)	3.0	(2.7)	(0.3)	-0.9	-1.2
2070	42.9	6.3	34.0	(30.8)	(3.1)	2.7	(2.4)	(0.3)	-1.1	-1.4
2080	37.8	5.5	30.0	(27.2)	(2.8)	2.4	(2.1)	(0.3)	-1.3	-1.6
2090	33.8	5.0	26.7	(24.1)	(2.5)	2.2	(1.9)	(0.2)	-1.1	-1.4
2100	30.4	4.4	24.0	(21.8)	(2.2)	1.9	(1.7)	(0.2)	-1.1	-1.4
2110	26.8	3.9	21.2	(19.2)	(2.0)	1.7	(1.5)	(0.2)	-1.3	-1.6
2120	23.8	3.5	18.8	(17.0)	(1.8)	1.5	(1.3)	(0.2)	-1.2	-1.5

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

- ② 人口：出生中位、死亡低位、外国人の入国超過数 16.4 万人
労働：労働参加進展シナリオ

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.4	(42.8)	(4.6)	6.7	(6.0)	(0.7)	-0.1	-0.4
2025	67.1	12.8	47.8	(43.2)	(4.6)	6.5	(5.8)	(0.7)	-0.1	-0.4
2026	66.8	12.5	48.0	(43.5)	(4.6)	6.3	(5.7)	(0.6)	0.0	-0.3
2027	66.5	12.2	48.3	(43.7)	(4.6)	6.1	(5.5)	(0.6)	-0.2	-0.5
2028	66.2	11.9	48.4	(43.9)	(4.5)	5.9	(5.3)	(0.6)	-0.3	-0.6
2029	65.8	11.6	48.6	(44.1)	(4.5)	5.6	(5.1)	(0.6)	-0.4	-0.7
2030	65.5	11.3	48.8	(44.3)	(4.5)	5.4	(4.9)	(0.5)	-0.4	-0.7
2035	62.8	9.9	48.5	(44.1)	(4.4)	4.4	(4.0)	(0.5)	-0.8	-1.1
2040	59.5	8.7	47.2	(43.0)	(4.2)	3.7	(3.3)	(0.4)	-1.0	-1.3
2050	52.6	7.7	41.5	(37.6)	(3.9)	3.4	(3.0)	(0.4)	-1.2	-1.5
2060	48.0	7.1	37.8	(34.2)	(3.6)	3.0	(2.7)	(0.3)	-0.9	-1.2
2070	43.2	6.3	34.1	(30.9)	(3.2)	2.7	(2.4)	(0.3)	-1.1	-1.4
2080	38.1	5.5	30.1	(27.2)	(2.9)	2.4	(2.1)	(0.3)	-1.3	-1.6
2090	34.1	5.1	26.8	(24.2)	(2.6)	2.2	(1.9)	(0.2)	-1.1	-1.4
2100	30.6	4.5	24.2	(21.8)	(2.3)	1.9	(1.7)	(0.2)	-1.1	-1.4
2110	27.0	3.9	21.4	(19.3)	(2.1)	1.7	(1.5)	(0.2)	-1.3	-1.6
2120	24.0	3.5	18.9	(17.1)	(1.8)	1.5	(1.3)	(0.2)	-1.2	-1.5

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

第3-7-24表 公的年金被保険者数の将来見通し

－令和6(2024)年財政検証－

- ① 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数 25 万人
労働：労働参加進展シナリオ

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.5	13.4	47.4	(42.9)	(4.6)	6.7	(6.0)	(0.7)	-0.1	-0.4
2025	67.4	13.0	48.0	(43.4)	(4.6)	6.5	(5.8)	(0.7)	-0.1	-0.4
2026	67.2	12.6	48.3	(43.7)	(4.6)	6.3	(5.7)	(0.6)	0.0	-0.3
2027	67.0	12.4	48.6	(44.0)	(4.6)	6.1	(5.5)	(0.6)	0.0	-0.3
2028	66.8	12.1	48.8	(44.3)	(4.5)	5.9	(5.3)	(0.6)	-0.1	-0.4
2029	66.5	11.8	49.1	(44.5)	(4.5)	5.7	(5.1)	(0.6)	-0.2	-0.5
2030	66.2	11.5	49.3	(44.8)	(4.5)	5.4	(4.9)	(0.5)	-0.3	-0.6
2035	64.0	10.2	49.3	(44.9)	(4.4)	4.5	(4.1)	(0.5)	-0.6	-0.9
2040	61.3	9.1	48.4	(44.2)	(4.2)	3.8	(3.4)	(0.4)	-0.8	-1.1
2050	55.2	8.3	43.4	(39.4)	(4.0)	3.6	(3.2)	(0.4)	-1.0	-1.3
2060	51.6	7.8	40.5	(36.8)	(3.7)	3.3	(3.0)	(0.3)	-0.7	-1.0
2070	47.3	7.0	37.3	(33.9)	(3.4)	3.0	(2.6)	(0.3)	-0.9	-1.2
2080	42.4	6.3	33.5	(30.4)	(3.1)	2.7	(2.4)	(0.3)	-1.1	-1.4
2090	38.7	5.8	30.4	(27.5)	(2.8)	2.5	(2.2)	(0.3)	-0.9	-1.2
2100	35.4	5.3	27.9	(25.3)	(2.6)	2.2	(2.0)	(0.2)	-0.9	-1.2
2110	31.7	4.7	25.0	(22.7)	(2.3)	2.0	(1.8)	(0.2)	-1.1	-1.4
2120	28.7	4.3	22.5	(20.4)	(2.1)	1.8	(1.6)	(0.2)	-1.0	-1.3

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

- ② 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数 6.9 万人
労働：労働参加進展シナリオ

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.3	13.3	47.3	(42.7)	(4.6)	6.7	(6.0)	(0.7)	-0.1	-0.4
2025	66.9	12.7	47.7	(43.1)	(4.6)	6.5	(5.8)	(0.6)	-0.1	-0.4
2026	66.5	12.4	47.9	(43.3)	(4.5)	6.3	(5.7)	(0.6)	-0.1	-0.4
2027	66.1	12.0	48.1	(43.5)	(4.5)	6.1	(5.5)	(0.6)	-0.3	-0.6
2028	65.7	11.7	48.2	(43.7)	(4.5)	5.8	(5.2)	(0.6)	-0.5	-0.8
2029	65.2	11.4	48.3	(43.8)	(4.5)	5.6	(5.0)	(0.6)	-0.6	-0.9
2030	64.8	11.1	48.4	(43.9)	(4.5)	5.3	(4.8)	(0.5)	-0.6	-0.9
2035	61.6	9.6	47.7	(43.4)	(4.3)	4.3	(3.9)	(0.4)	-0.9	-1.2
2040	57.9	8.3	46.0	(41.9)	(4.1)	3.6	(3.2)	(0.4)	-1.2	-1.5
2050	50.0	7.3	39.6	(35.9)	(3.7)	3.1	(2.8)	(0.3)	-1.4	-1.7
2060	44.4	6.5	35.2	(31.8)	(3.4)	2.7	(2.4)	(0.3)	-1.2	-1.5
2070	38.9	5.6	30.9	(27.9)	(3.0)	2.4	(2.1)	(0.3)	-1.4	-1.7
2080	33.6	4.8	26.7	(24.1)	(2.6)	2.1	(1.8)	(0.2)	-1.5	-1.8
2090	29.4	4.3	23.2	(21.0)	(2.3)	1.8	(1.6)	(0.2)	-1.3	-1.6
2100	25.8	3.7	20.5	(18.5)	(2.0)	1.6	(1.4)	(0.2)	-1.3	-1.6
2110	22.3	3.2	17.7	(16.0)	(1.7)	1.4	(1.2)	(0.2)	-1.5	-1.8
2120	19.4	2.8	15.4	(13.9)	(1.5)	1.2	(1.1)	(0.1)	-1.4	-1.7

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

② スライド調整率の将来見通し

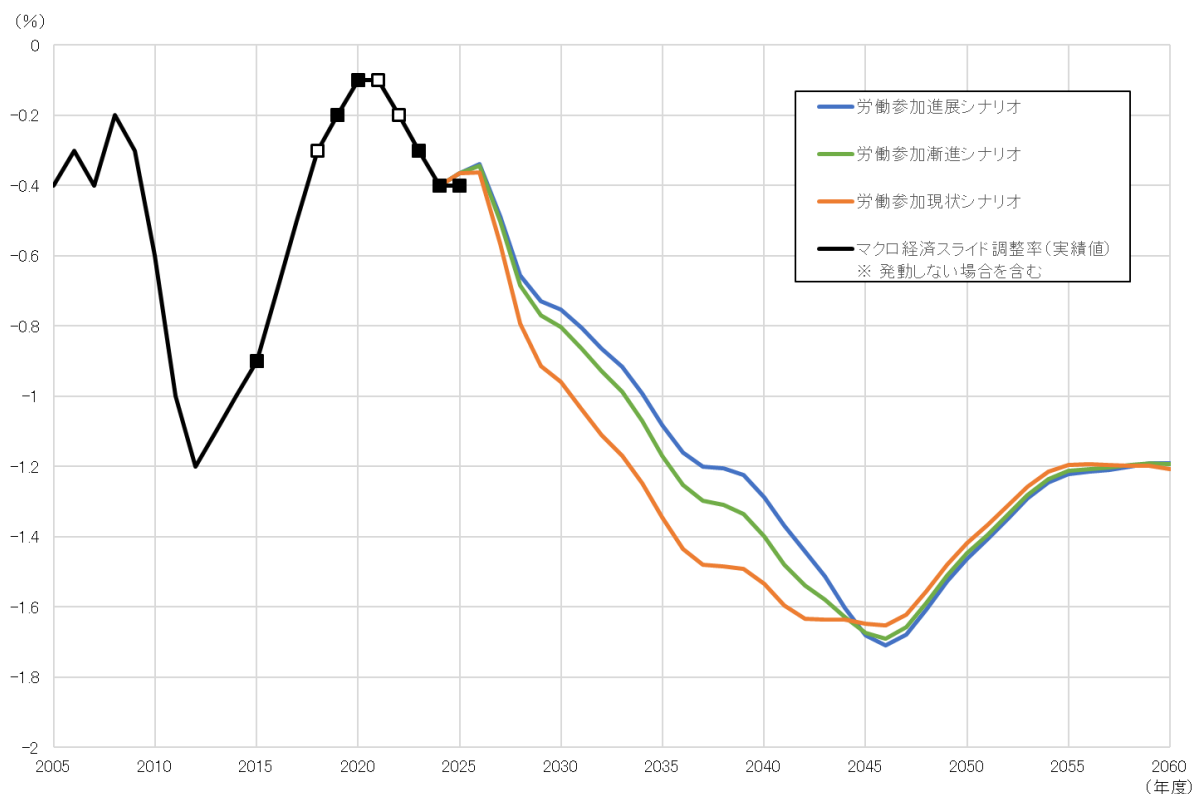
マクロ経済スライドによる給付水準の調整を行う際の調整率は、公的年金の全被保険者数の減少率の実績（3年平均）と平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率（0.3%）により設定される。

このうち、公的年金の全被保険者数の減少率の実績は、年金額の改定を行う4月時点で確定している前々年度のものまでの3年平均を用いることとしているが、その減少率の実績値または見通しに平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率（0.3%）を加えた率の実績値及び見通しについて、人口中位の場合で示したものが第3-7-25図である。

実績値の推移については、平成24(2012)年度を底として、スライド調整率の値が小さくなっている。これは、近年、60歳以上の就労者が増加し、厚生年金被保険者が増加していることによると考えられる。

また、将来見通しについては、2040年代までは労働参加の進展度合いにより、60歳以上の加入動向が異なることからそれぞれのケースで異なる結果となっているが、令和32(2050)年以降については、労働力に関する前提が令和22(2040)年度以降、一定となることから、ケースによる差が小さくなる。

第3-7-25図 スライド調整率の実績値及び将来見通し（人口中位）



(注) マクロ経済スライドが実際に発動したのは、2015年度、2019年度、2020年度、2023年度、2024年度、2025年度である。

また、2018年度の未調整分は2019年度の改定に、2021年度及び2022年度の未調整分は2023年度の改定にそれぞれ反映された。

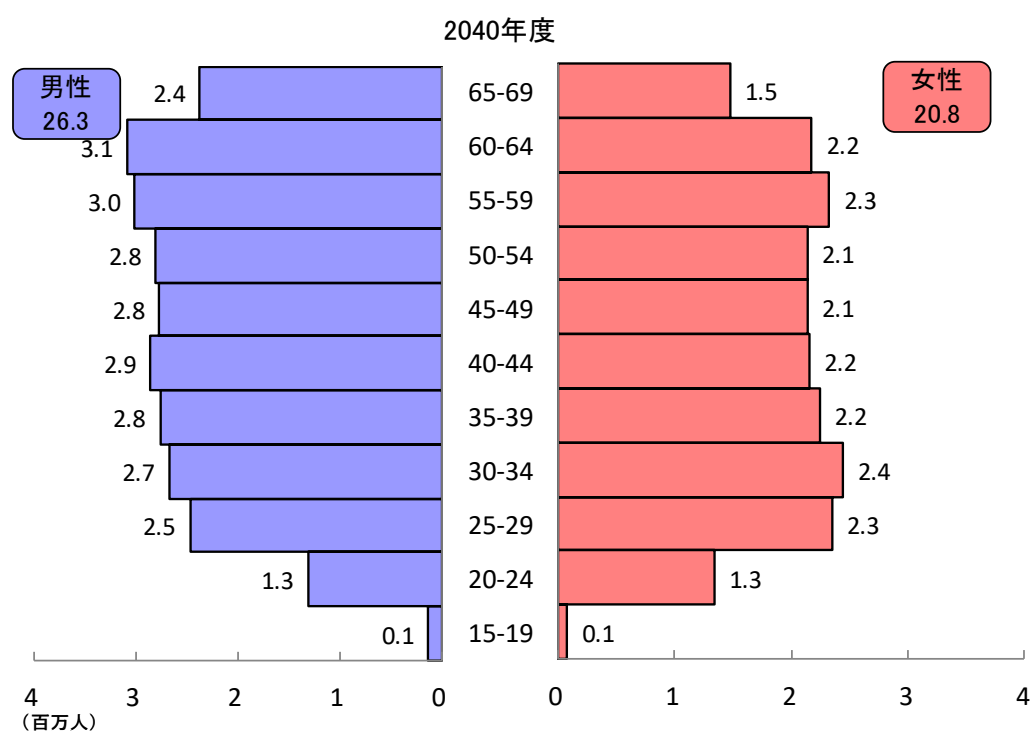
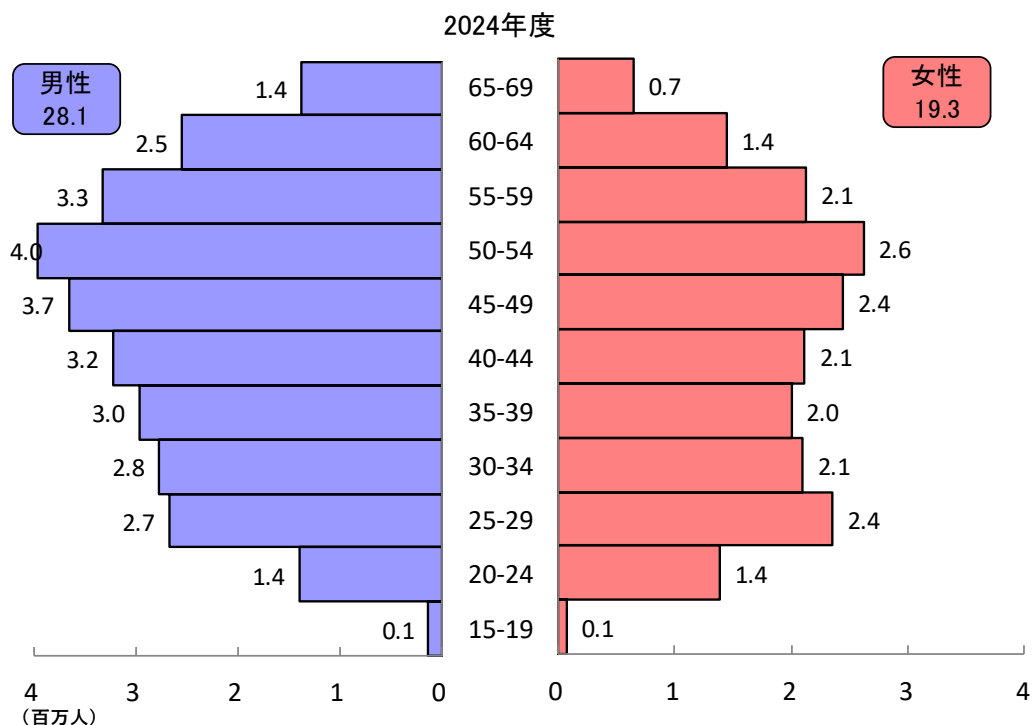
③ 被保険者の年齢構成

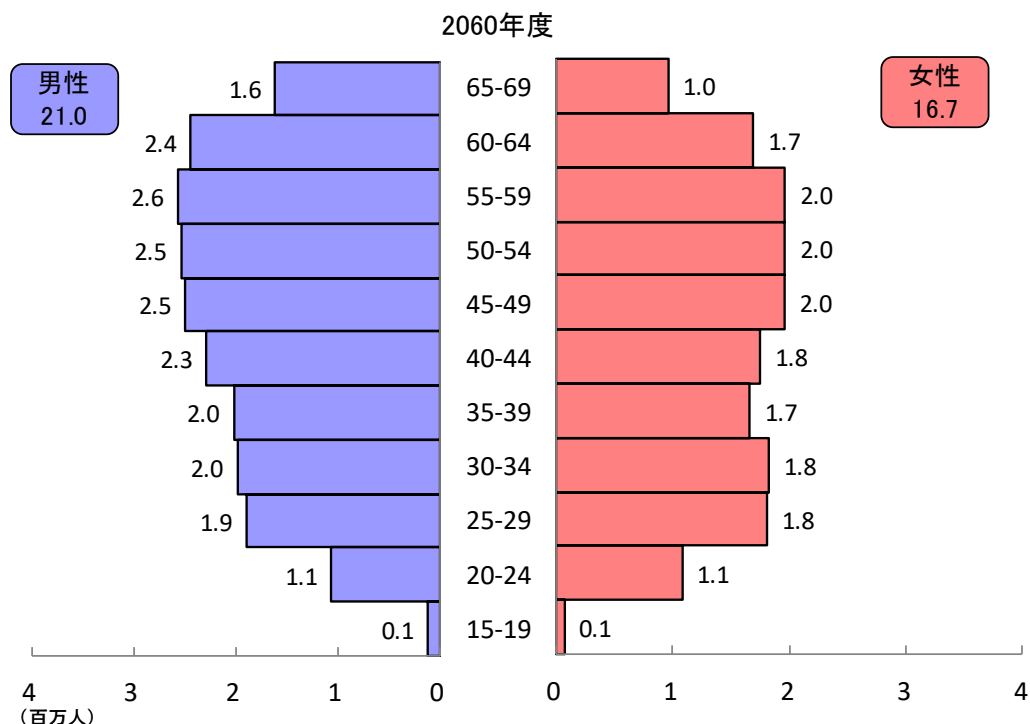
被保険者数の将来推計は性・年齢別に行っており、被保険者の年齢構成が将来どのように変化していくかをみることができる。厚生年金被保険者の年齢構成の推移を示したものが第3-7-26図である。男女別に比較した場合、男性と女性の被保険者で年齢構成に違いが見られる。

男性の場合、令和6(2024)年度には、いわゆる団塊の世代は被保険者から抜け終えており、基本的には団塊の世代の子供世代である第2次ベビーブーム世代に対応する50歳台前半層をピークとした年齢構成となっている。また、令和22(2040)年度になると第2次ベビーブーム世代は60歳台後半層となり、退職を迎えるため、60歳台前半をピークとする年齢構成となる。そして、令和42(2060)年度には、年齢構成上、特異なところがみられなくなり50歳台後半を緩やかなピークとする年齢構成となる。男性被保険者の年齢構成の年次推移をみると、団塊の世代、第2次ベビーブーム世代のピークが過ぎた後は、出生率が人口を長期的に一定の規模で保持する水準（人口置換水準、合計特殊出生率で2.07前後の水準）を大きく割り込んでいるため被保険者数の減少は続くものの、年齢構成としては安定化していく傾向にある。

女性の場合、令和6(2024)年度には、20歳台後半層を1つのピークとしつつ、30歳台後半層で谷となり、再び50歳台前半で第2のピークとなるという、いわゆるM字型の年齢構成となっている。令和22(2040)年度になると、男性と比べると30歳台後半から40歳台前半の層で被保険者数がやや減少する傾向は見られるものの、M字型の年齢構成は概ね解消する見通しとなっている。また、女性についても男性の場合と同様に、被保険者数の減少は続くものの、おおむね令和42(2060)年度には安定的な年齢構成となる。

第3-7-26図 厚生年金被保険者の年齢構成の推移
 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人
 労働：労働参加進展シナリオ





(2) 受給者数の将来見通し

基礎年金及び厚生年金における将来の受給者数の見通しについて解説する。以下、基礎年金受給者という場合には、基礎年金という名称で昭和 61(1986)年 4 月以降に新規裁定される受給者（老齢年金の場合には、昭和 61(1986)年 4 月 1 日における年齢が 60 歳未満の者）の他、基礎年金制度導入前の法律下で被用者年金の給付として裁定された年金のうち昭和 36(1961)年 4 月以降の加入期間に基づき 65 歳以降に支給されるものといったように基礎年金給付費の費用負担上、基礎年金に相当する給付とみなされる年金（みなし基礎年金）の支給を受けている者を含む。

① 基礎年金受給者数

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金それぞれの受給者数及び老齢基礎年金の受給者数に対する公的年金被保険者数の比率の将来見通しは第 3-7-27 表のとおりである。

老齢基礎年金受給者数は、令和 6(2024)年度に 3,440 万人であるが、令和 12(2030)年度には 3,480 万人と増加し、その後、令和 22(2040)年度に 3,680 万人と、ほぼピークに達した後は減少に転じ、令和 102(2120)年度には 1,870 万人になる見込みとなっている。

次に、老齢基礎年金の受給者数に対する公的年金被保険者数の比率をみると、令和 6(2024)年度は 2.0 であるが、令和 22(2040)年度には 1.6 へと

下降し、その後、令和 62(2080)年度頃に 1.3 に達した後は、令和 102(2120)年度まで同程度の水準で推移する見込みとなっている。

なお、老齢基礎年金受給者数に対する公的年金被保険者数の比率の将来推移は、将来推計人口における 65 歳以上人口に対する 20 歳以上 60 歳未満人口の比率とほぼ同様の傾向を示している。

障害基礎年金受給者数については、令和 6(2024)年度に 220 万人であるが、その後やや増加し、令和 22(2040)年度には 250 万人となる。その後は人口の減少に応じて減少し、令和 102(2120)年度には 150 万人になる見込みとなっている。

一方、遺族基礎年金受給者数については、今後 10 万人程度で推移し、緩やかに減少する見込みとなっている。遺族基礎年金については、遺族の範囲が子のある配偶者及び子に限定され、遅くとも子供が 20 歳になるまでに失権することもあり、既に成熟状態に達しているものと考えられる。

第 3－7－27 表 公的年金被保険者数、基礎年金受給者数の見通し
－令和 6(2024)年財政検証－

年度 (西暦)	公的年金被保険者数			基礎年金受給者数			①／④	②／④	③／④
	労働参加 進展シナリオ ①	労働参加 漸進シナリオ ②	労働参加 現状シナリオ ③	老 齢 基礎年金 ④	障 害 基礎年金	遺 族 基礎年金			
	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人			
2024	67.4	67.4	67.3	34.4	2.2	0.1	2.0	2.0	2.0
2025	67.1	67.0	66.9	34.5	2.2	0.1	1.9	1.9	1.9
2026	66.8	66.7	66.5	34.5	2.2	0.1	1.9	1.9	1.9
2027	66.5	66.4	66.1	34.6	2.2	0.1	1.9	1.9	1.9
2028	66.1	66.0	65.6	34.6	2.3	0.1	1.9	1.9	1.9
2029	65.8	65.6	65.0	34.7	2.3	0.1	1.9	1.9	1.9
2030	65.4	65.2	64.5	34.8	2.3	0.1	1.9	1.9	1.9
2031	64.9	64.7	63.9	34.8	2.3	0.1	1.9	1.9	1.8
2032	64.4	64.1	63.2	34.9	2.4	0.1	1.8	1.8	1.8
2033	63.9	63.5	62.5	35.1	2.4	0.1	1.8	1.8	1.8
2034	63.3	62.8	61.7	35.3	2.4	0.0	1.8	1.8	1.8
2035	62.7	62.2	61.0	35.5	2.4	0.0	1.8	1.8	1.7
2040	59.4	58.7	57.2	36.8	2.5	0.0	1.6	1.6	1.6
2050	52.5	51.9	50.7	36.5	2.5	0.0	1.4	1.4	1.4
2060	47.9	47.3	46.3	34.1	2.5	0.0	1.4	1.4	1.4
2070	43.1	42.5	41.5	31.4	2.4	0.0	1.4	1.4	1.3
2080	38.0	37.5	36.6	28.9	2.3	0.0	1.3	1.3	1.3
2090	34.0	33.6	32.8	26.1	2.1	0.0	1.3	1.3	1.3
2100	30.5	30.1	29.4	23.3	1.9	0.0	1.3	1.3	1.3
2110	26.9	26.5	25.9	20.9	1.7	0.0	1.3	1.3	1.2
2120	23.9	23.6	23.0	18.7	1.5	0.0	1.3	1.3	1.2

(注1)年度間平均値である。

(注2)受給者数は、「基礎年金に相当する給付」とみなされる給付の支給を受けている者を含む。

(注3)人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

② 厚生年金受給者数

老齢厚生年金は、原則として厚生年金の被保険者であった者が、老齢基礎年金の受給権を取得したときに支給される。この場合、厚生年金の被保険者期間が1月でもあれば、すべて、老齢厚生年金受給者として取り扱われ、かつての基礎年金制度導入前の法律下における老齢年金と通算老齢年金の区別はない。

老齢厚生年金受給者は昭和 61(1986)年4月以降徐々に発生してくるものであり、昭和 61(1986)年度前の統計との連続性を図る観点から、老齢厚生年金で被保険者期間が25年以上の者（経過的に20～24年の者や、中高齢の特例による期間短縮を受けている者も含む。）を老齢年金相当受給者（以下「老齢相当」という。）とし、それ以外（25年未満）の者を通算老齢年金相当受給者（以下「通老相当」という。）と区分することとする。さらに、基礎年金制度導入前の法律下における老齢年金受給者は老齢相当、通算老齢年金受給者については通老相当として取り扱うこととする。

老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金受給者数の見通しは第3-7-28表のとおりである。ここでの受給者数は、被用者年金一元化後の人数であり、旧厚生年金のほか、共済年金各制度の受給者を含む。なお、受給者数は、各被用者年金制度における受給者数を合計したものであり、同時に二以上の制度から年金を受給している者については、重複して計上されている。また、老齢相当と通老相当の被保険者期間については、旧厚生年金、各共済年金制度間での通算は行っておらず、それぞれの制度における期間である。

労働参加進展シナリオで見ると、老齢厚生年金のうち老齢相当の受給者数は、令和6(2024)年度に1,870万人であり、令和12(2030)年度には1,930万人と概ね横ばいであるものの、令和32(2050)年度には2,470万人と急速に増加する見込みとなっている。以降は、緩やかに減少し、令和102(2120)年度には1,620万人になる見込みとなっている。平成25(2013)年度から、60歳台前半の報酬比例年金の支給開始年齢が65歳に向けて引上げられることの影響により受給者数の増加が抑えられる要素もあるが、令和22(2040)年頃に団塊ジュニア世代が65歳を迎え、高齢者の増加に伴い、受給者数も増加している。なお、通老相当の受給者数は、令和22(2040)年度の1,720万人をピークに、以降、緩やかに減少する見込みとなっている。

障害厚生年金の受給者数は、令和6(2024)年度に60万人であるが、今後、増加し、令和32(2050)年度には110万人となる見込みとなっている。その後、人口の減少に応じて減少し、令和102(2120)年度には70万人になる見込みとなっている。

一方、遺族厚生年金受給者数は、令和 6 (2024) 年度に 690 万人であるが、令和 12 (2030) 年度には 710 万人と増加し、令和 22 (2040) 年度に 730 万人とほぼピークに達した後はなだらかに減少し、令和 102 (2120) 年度には 330 万人になる見込みとなっている。

第3-7-28表 厚生年金の被保険者数、受給者数の見通し

－令和6(2024)年財政検証－

人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人

労働：労働参加進展シナリオ

年度	受 給 者 数			
	老 齢 厚 生 年 金		障 害 厚生年金	遺 族 厚生年金
	老 齢 相 当	通 老 相 当		
	百万人	百万人	百万人	百万人
2024	18.7	15.4	0.6	6.9
2025	18.6	15.4	0.6	6.9
2026	18.6	15.5	0.6	7.0
2027	18.7	15.6	0.7	7.0
2028	18.9	15.7	0.7	7.1
2029	19.2	16.0	0.7	7.1
2030	19.3	16.1	0.7	7.1
2031	19.4	16.1	0.8	7.2
2032	19.6	16.3	0.8	7.2
2033	20.0	16.5	0.8	7.2
2034	20.3	16.7	0.8	7.3
2035	20.7	16.8	0.9	7.3
2040	22.8	17.2	1.0	7.3
2050	24.7	15.4	1.1	6.8
2060	25.2	12.7	1.1	6.2
2070	24.9	10.4	1.1	5.7
2080	24.2	9.1	1.0	4.9
2090	22.3	8.4	0.9	4.5
2100	20.1	7.6	0.8	4.2
2110	18.1	6.9	0.8	3.8
2120	16.2	6.2	0.7	3.3

(注1)年度間平均値である。

(注2)受給者数は、各被用者年金制度における受給者数を合計したものであり、同時に二以上の制度から年金を受給している者については、重複して計上されている。

(注3)老齢厚生年金のうち、

(1) 老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の者(経過的に20～24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。)が受給するものをいう。

(2) 通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の者(経過的に20～24年の者及び中高齢の特例による期間短縮を受けている者を除く。)が受給するものをいう。

なお、ここでいう被保険者期間とは、旧厚生年金、各共済年金制度間で通算しない、それぞれの制度における期間のことである。

(注4)受給者数には、昭和60年改正前の法律に基づき裁定された受給者数も含む。

人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数 16.4 万人
 労働：労働参加漸進シナリオ

年度	受給者数			
	老齢厚生年金		障害 厚生年金	遺族 厚生年金
	老齢相当	通老相当		
	百万人	百万人	百万人	百万人
2024	18.7	15.4	0.6	6.9
2025	18.6	15.4	0.6	6.9
2026	18.6	15.5	0.6	7.0
2027	18.7	15.6	0.7	7.0
2028	18.9	15.7	0.7	7.1
2029	19.1	16.0	0.7	7.1
2030	19.3	16.1	0.7	7.1
2031	19.3	16.1	0.8	7.2
2032	19.6	16.3	0.8	7.2
2033	19.9	16.5	0.8	7.2
2034	20.3	16.7	0.8	7.3
2035	20.6	16.9	0.9	7.3
2040	22.6	17.3	1.0	7.3
2050	24.4	15.6	1.1	6.8
2060	24.6	13.1	1.1	6.2
2070	24.0	11.2	1.0	5.7
2080	23.1	9.8	1.0	4.9
2090	21.3	8.7	0.9	4.4
2100	19.1	7.8	0.8	4.1
2110	17.2	6.9	0.7	3.6
2120	15.4	6.2	0.6	3.2

(注1) 年度間平均値である。

(注2) 受給者数は、各被用者年金制度における受給者数を合計したものであり、同時に二以上の制度から年金を受給している者については、重複して計上されている。

(注3) 老齢厚生年金のうち、

(1) 老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の者(経過的に20～24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。)が受給するものをいう。

(2) 通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の者(経過的に20～24年の者及び中高齢の特例による期間短縮を受けている者を除く。)が受給するものをいう。

なお、ここでいう被保険者期間とは、旧厚生年金、各共済年金制度間で通算しない、それぞれの制度における期間のことである。

(注4) 受給者数には、昭和60年改正前の法律に基づき裁定された受給者数も含む。

人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数 16.4 万人
労働：労働参加現状シナリオ

年度	受 給 者 数			
	老 齢 厚 生 年 金		障 害 厚生年金	遺 族 厚生年金
	老 齢 相 当	通 老 相 当		
	百万人	百万人	百万人	百万人
2024	18.7	15.4	0.6	6.9
2025	18.6	15.4	0.6	6.9
2026	18.6	15.6	0.6	7.0
2027	18.7	15.6	0.7	7.0
2028	18.8	15.8	0.7	7.1
2029	19.1	16.1	0.7	7.1
2030	19.2	16.1	0.7	7.1
2031	19.3	16.2	0.8	7.2
2032	19.5	16.4	0.8	7.2
2033	19.8	16.6	0.8	7.2
2034	20.1	16.8	0.8	7.3
2035	20.5	16.9	0.8	7.3
2040	22.3	17.5	0.9	7.3
2050	23.7	16.0	1.0	6.8
2060	23.4	14.0	1.0	6.2
2070	22.3	12.5	1.0	5.6
2080	21.1	11.0	0.9	4.9
2090	19.2	9.7	0.8	4.4
2100	17.2	8.5	0.7	4.0
2110	15.5	7.5	0.7	3.5
2120	13.8	6.6	0.6	3.1

(注1) 年度間平均値である。

(注2) 受給者数は、各被用者年金制度における受給者数を合計したものであり、同時に二以上の制度から年金を受給している者については、重複して計上されている。

(注3) 老齢厚生年金のうち、

(1) 老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の者(経過的に20～24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。)が受給するものをいう。

(2) 通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の者(経過的に20～24年の者及び中高齢の特例による期間短縮を受けている者を除く。)が受給するものをいう。

なお、ここでいう被保険者期間とは、旧厚生年金、各共済年金制度間で通算しない、それぞれの制度における期間のことである。

(注4) 受給者数には、昭和60年改正前の法律に基づき裁定された受給者数も含む。

（３）厚生年金・国民年金の財政見通し

我が国の公的年金は賦課方式を基本としているため、厚生年金及び国民年金における毎年度の支出は、保険料収入と国庫負担で賄うことが基本であるものの、財源が不足する場合は、積立金の運用収入が充てられ、それでも財源が不足する場合は、積立金を取り崩し充てられることとなる。すなわち、毎年度の運用収入も含めた収入が支出を上回れば、その差額が積立金に積み立てられ、逆に支出が収入を上回れば、その差額が積立金を取り崩し充当されるものである。

厚生年金及び国民年金の財政見通しを作成するに当たり、令和 6 (2024) 年財政検証においては、保険料水準と国庫負担割合を定めた上で、有限均衡方式により年金財政の均衡を考え、令和 102(2120) 年度の積立度合が 1 になるように給付水準の調整を行うこととしている。

以下では、厚生年金、国民年金の財政見通しの結果について解説するが、詳細な収入や支出の表は、第 5 章でまとめて示しているので、適宜そちらを参照していただきたい。

また、特に断りの無い限り、将来の所得代替率が 50% を下回るケースは、機械的に給付水準調整を進めた場合のものである。

① 厚生年金・国民年金の財政見通し（人口：中位推計）

厚生年金給付費の将来見通しについて、成長型経済移行・継続ケース及び過去 30 年投影ケースの場合で示したものが第 3－7－29 表である。

厚生年金給付費は、令和 6 (2024) 年度で 30.0 兆円であるが、令和 22 (2040) 年度には成長型経済移行・継続ケースで 47.9 兆円、過去 30 年投影ケースで 38.8 兆円、令和 42 (2060) 年度には成長型経済移行・継続ケースで 89.8 兆円、過去 30 年投影ケースで 47.1 兆円に増加する見込みとなっている。これは、物価上昇や賃金上昇等に伴う名目額の増加の影響が大きく反映されているものであり、令和 6 (2024) 年度価格でみると、令和 22 (2040) 年度頃にピークを迎え、その後はなだらかに減少するものと見通される。

年金種別毎にみても、名目額では増加する見込みとなっている。

第 3 - 7 - 29 表 厚生年金給付費の将来見通し

(1) 人口中位 経済：成長型経済移行・継続ケースの場合

年度	合計		老 齢 厚 生 年 金		障 害	遺 族
			老 齢 相 当	通 老 相 当	厚生年金	厚生年金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	30.0	(30.0)	20.9	2.9	0.4	5.8
2025	30.7	(29.8)	21.4	3.0	0.4	5.9
2026	31.0	(29.4)	21.5	3.2	0.5	5.9
2027	31.8	(29.8)	22.0	3.3	0.5	6.0
2028	32.6	(30.0)	22.6	3.4	0.5	6.1
2029	33.5	(30.1)	23.3	3.6	0.6	6.1
2030	34.4	(30.1)	23.9	3.7	0.6	6.2
2031	35.2	(29.9)	24.5	3.8	0.6	6.3
2032	36.2	(29.9)	25.2	4.0	0.7	6.4
2033	37.4	(30.0)	26.1	4.1	0.7	6.5
2034	38.7	(30.1)	27.0	4.3	0.8	6.5
2035	39.9	(30.3)	28.0	4.5	0.8	6.6
2040	47.9	(31.0)	34.2	5.8	1.1	6.9
2050	65.9	(30.1)	48.4	8.2	1.6	7.7
2060	89.8	(29.0)	67.3	10.4	2.3	9.8
2070	122.4	(27.9)	93.3	13.1	3.2	12.8
2080	164.6	(26.5)	127.6	16.9	4.2	15.8
2090	212.9	(24.3)	165.2	21.9	5.4	20.3
2100	271.4	(21.9)	210.0	27.8	6.9	26.6
2110	345.3	(19.7)	267.5	35.4	8.8	33.6
2120	435.2	(17.5)	337.7	44.7	11.0	41.7

(注1) 名目額である。ただし、()内は賃金上昇率により2024年度価格に換算した額である。

(注2) 老齢厚生年金のうち、

- (1) 老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の者(経過的に20～24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。)が受給するものをいう。
- (2) 通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の者(経過的に20～24年の者及び中高齢の特例による期間短縮を受けている者を除く。)が受給するものをいう。

なお、ここでいう被保険者期間とは、旧厚生年金、各共済年金制度間で通算しない、それぞれの制度における期間のことである。

(注3) 昭和60年改正前の法律に基づき裁定された給付費も含む。

(2) 人口中位 経済：過去30年投影ケースの場合

年度	合計		老 齢 厚 生 年 金		障 害 厚生年金	遺 族 厚生年金
			老 齢 相 当	通 老 相 当		
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	30.0	(30.0)	20.9	2.9	0.4	5.8
2025	30.6	(29.7)	21.3	3.0	0.4	5.9
2026	30.8	(29.3)	21.4	3.1	0.5	5.9
2027	31.3	(29.4)	21.7	3.2	0.5	5.9
2028	31.7	(29.6)	22.0	3.3	0.5	5.9
2029	32.2	(29.8)	22.3	3.4	0.5	5.9
2030	32.6	(30.0)	22.7	3.5	0.6	5.9
2031	32.9	(30.0)	22.9	3.6	0.6	5.9
2032	33.4	(30.1)	23.2	3.7	0.6	5.9
2033	34.0	(30.4)	23.7	3.8	0.6	5.9
2034	34.7	(30.6)	24.2	3.9	0.7	5.9
2035	35.3	(30.9)	24.7	4.0	0.7	5.9
2040	38.8	(32.1)	27.6	4.7	0.8	5.7
2050	43.5	(31.6)	31.8	5.4	1.0	5.3
2060	47.1	(30.1)	34.8	5.8	1.1	5.4
2070	51.0	(28.6)	38.0	6.1	1.3	5.6
2080	54.4	(26.8)	41.4	6.2	1.3	5.5
2090	56.3	(24.4)	43.1	6.2	1.4	5.6
2100	57.5	(21.9)	44.1	6.2	1.4	5.9
2110	58.8	(19.6)	45.1	6.2	1.4	6.0
2120	59.7	(17.5)	46.0	6.3	1.5	5.9

(注1) 名目額である。ただし、()内は賃金上昇率により2024年度価格に換算した額である。

(注2) 老齢厚生年金のうち、

(1) 老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の者(経過的に20～24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。)が受給するものをいう。

(2) 通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の者(経過的に20～24年の者及び中高齢の特例による期間短縮を受けている者を除く。)が受給するものをいう。

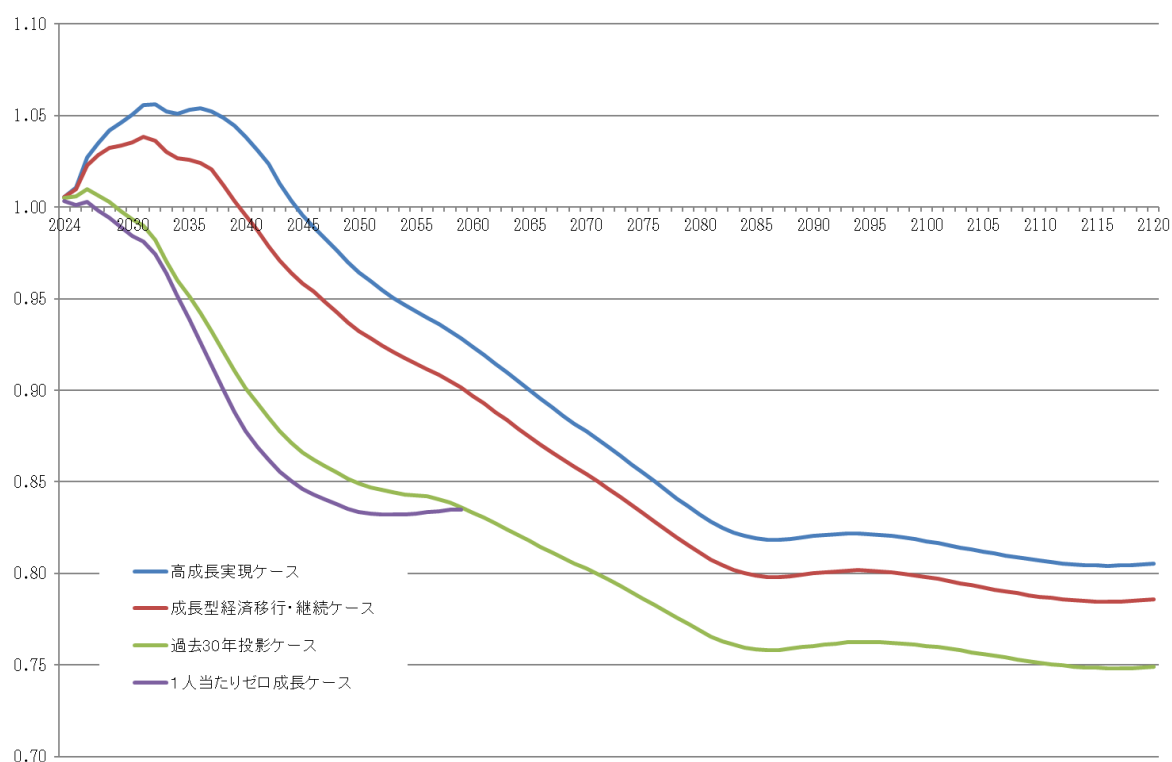
なお、ここでいう被保険者期間とは、旧厚生年金、各共済年金制度間で通算しない、それぞれの制度における期間のことである。

(注3) 昭和60年改正前の法律に基づき裁定された給付費も含む。

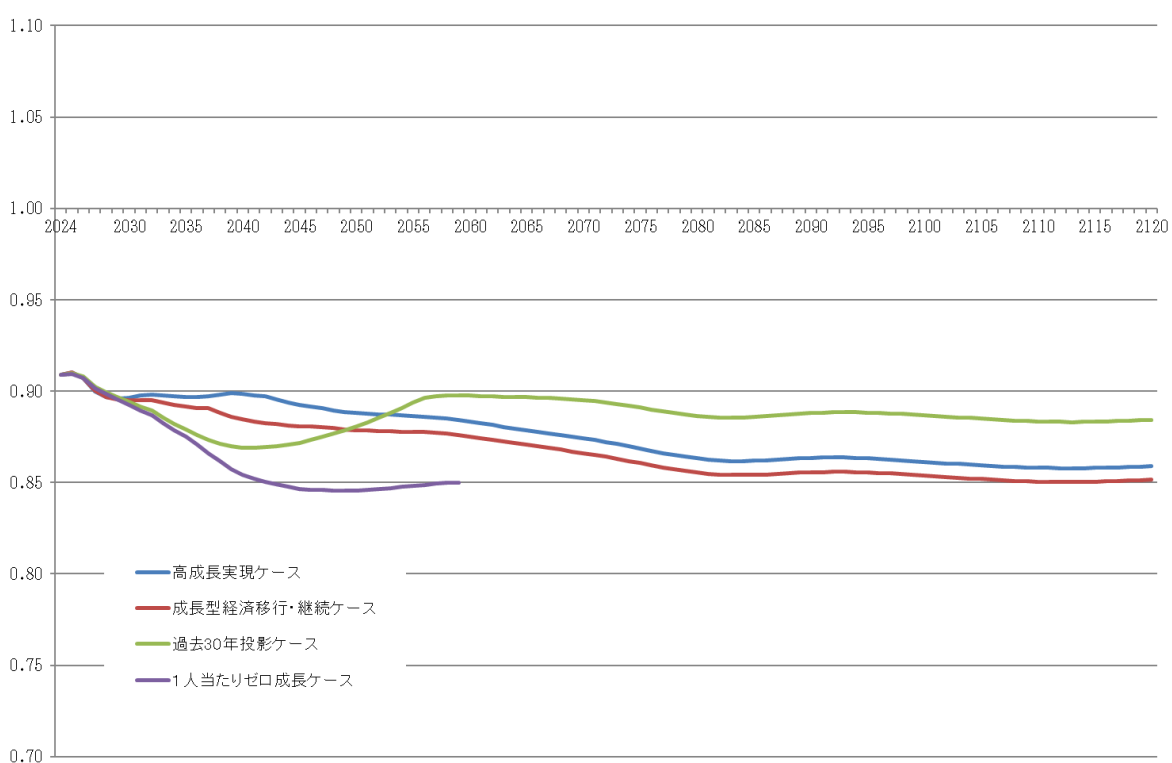
次に、当年度の支出に対する保険料収入と国庫負担の比率の見通し示したものが第3-7-30図である。足下の令和6(2024)年度を見ると、厚生年金では1をやや上回っており、保険料収入と国庫負担だけで年金給付を賄っている一方で、国民年金では1を下回っており、積立金の運用収入なども活用しながら年金給付を賄っていることが分かる。その後、高成長実現ケース及び成長型経済移行・継続ケースの場合は、厚生年金ではさらにこの比率は上昇するものの、令和22(2040)年度頃からは厚生年金・国民年金ともに低下していく見通しとなっている。また、過去30年投影ケースの場合は、この比率は令和22(2040)年度頃にかけて低下した後、国民年金ではマクロ経済スライド調整による支出(給付)減により、一時的に上昇する見通しとなっている。将来的にはいずれのケースにおいても厚生年金・国民年金ともにこの比率は低下していき、積立金の運用収入や元本を活用する割合が大きくなる。これにより、急速に現役世代が減少し、高齢世代が増加する少子高齢化社会においても一定の給付水準を確保する見通しとなっている。

第3-7-30図 当年度の支出に対する保険料収入と国庫負担の比率の見通し
 （人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人）

（1）厚生年金



（2）国民年金



さらに、積立金が支出の何年分に相当するかを表す積立度合の見通しを第 3-7-31 図で示している。

厚生年金は、高成長実現ケース及び成長型経済移行・継続ケースの場合、報酬比例部分についてマクロ経済スライドによる調整を実施しなくても財政の均衡が図れる見通しであるため、マクロ経済スライドは行わず、最終年度の積立度合は 1 を超える水準となる見通しである。過去 30 年投影ケースの場合は、足下から令和 42(2060)年度頃にかけて上昇を続けた後、最終年度に 1 となるように減少していく。

国民年金では、高成長実現ケース及び成長型経済移行・継続ケースの場合は令和 22(2040)年度頃まで上昇し、過去 30 年投影ケースでは令和 12(2030)年度頃まで概ね横ばいで推移した後、最終年度に 1 となるよう減少していく見通しとなっている。

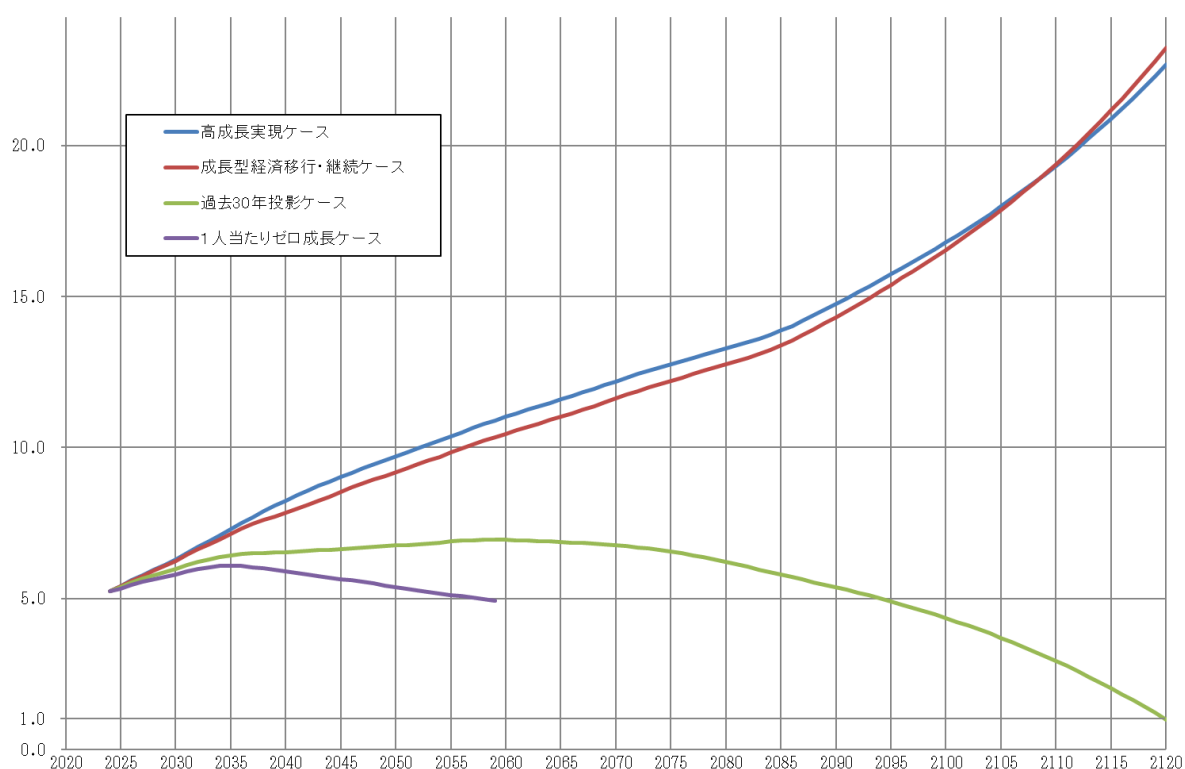
我が国は世界に先駆けて超高齢社会を迎えており、今後も 65 歳以上の高齢者数は 2040 年代まで増加が見込まれる一方、15～64 歳の生産年齢人口は減少し続ける見通しである。その結果、65 歳以上の高齢者が総人口に占める割合を示す高齢化率は上昇を続け、2050 年代以降は上昇のスピードは緩やかになるものの高止まりする見通しとなっている。

したがって、最も少子高齢化が進むと見込まれる 2050 年代以降においても一定の給付水準を確保するため、それまでの間に積立金を積み増し、その後、その積立金を活用していくことを示している。

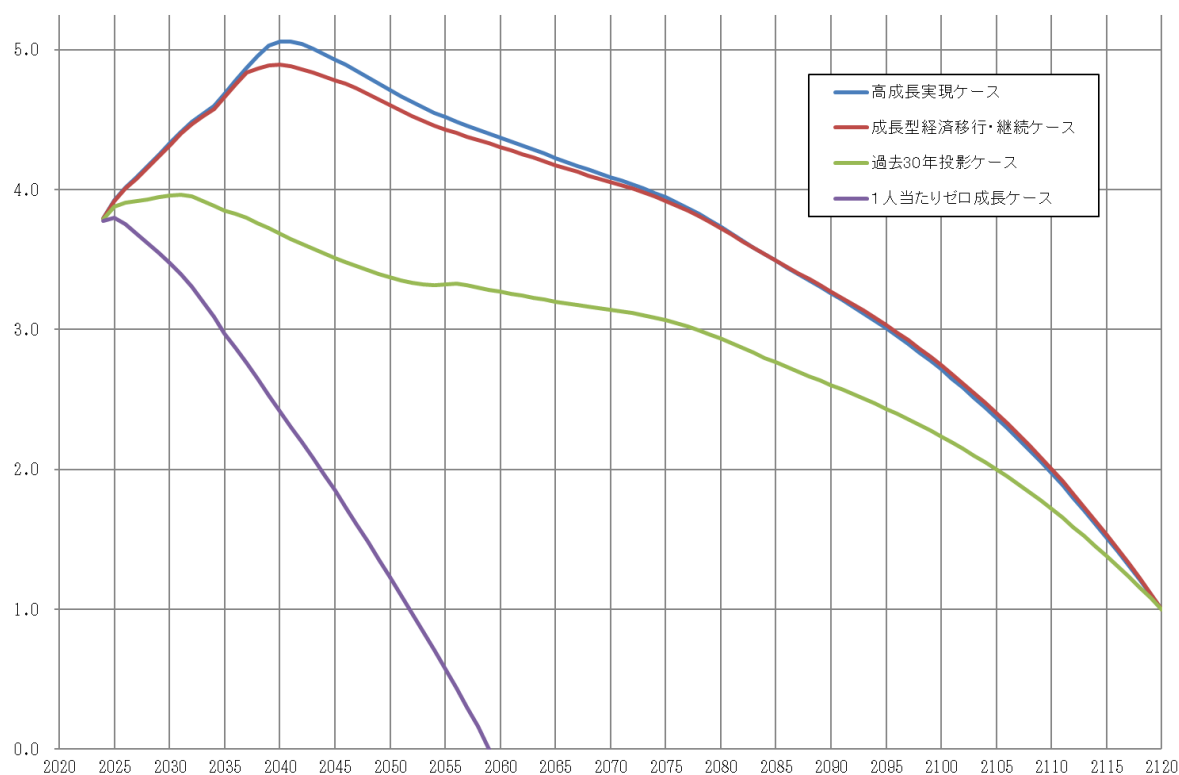
経済が低成長ケースの場合を見ると、特に国民年金では、積立度合が上昇する局面がほぼなく、おおむね 100 年間にわたり低下基調のまま推移している。これは、基礎年金は 2050 年代までマクロ経済スライドによる調整が行われており、2050 年代以降の超高齢社会までに給付水準を財政が均衡する水準まで引き下げることができなかったことによるものである。

第3-7-31 図 積立度合の見通し（人口：中位推計）

（１）厚生年金



（２）国民年金



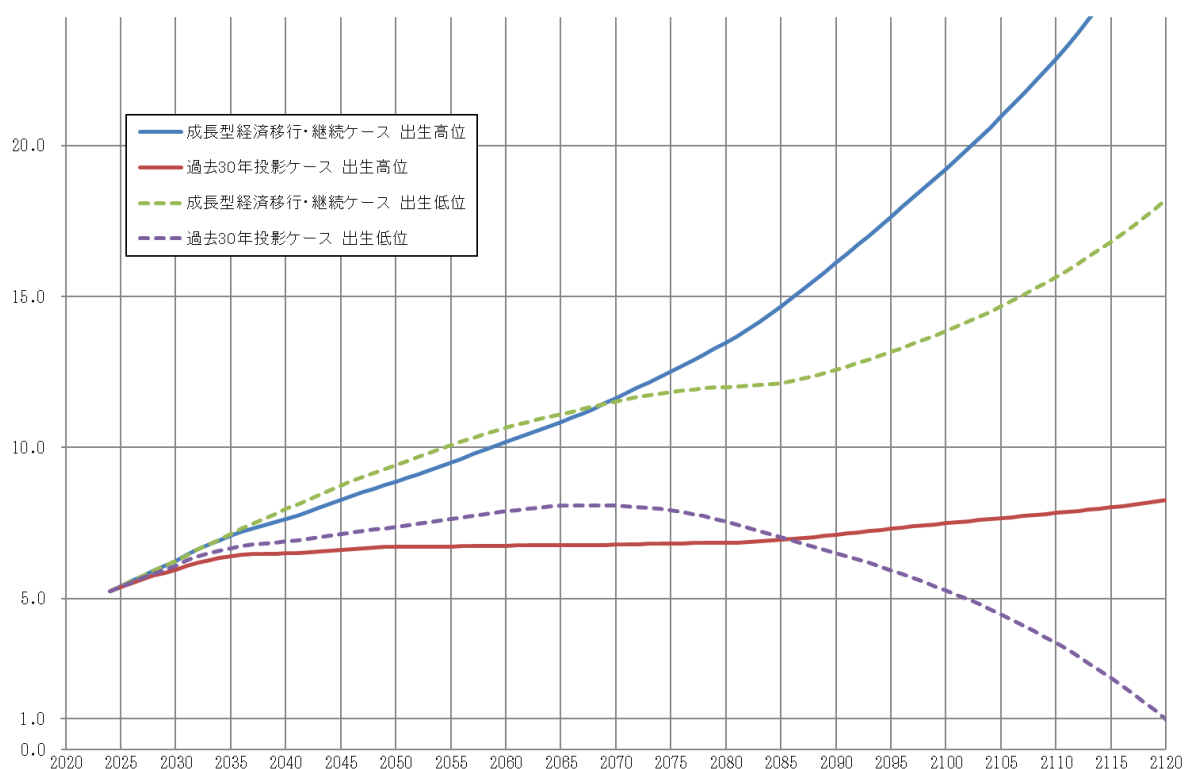
② 厚生年金・国民年金の財政見通し（人口の前提が変化した場合）

出生高位、出生低位の場合の積立度合の見通しを第3-7-32図で示している。

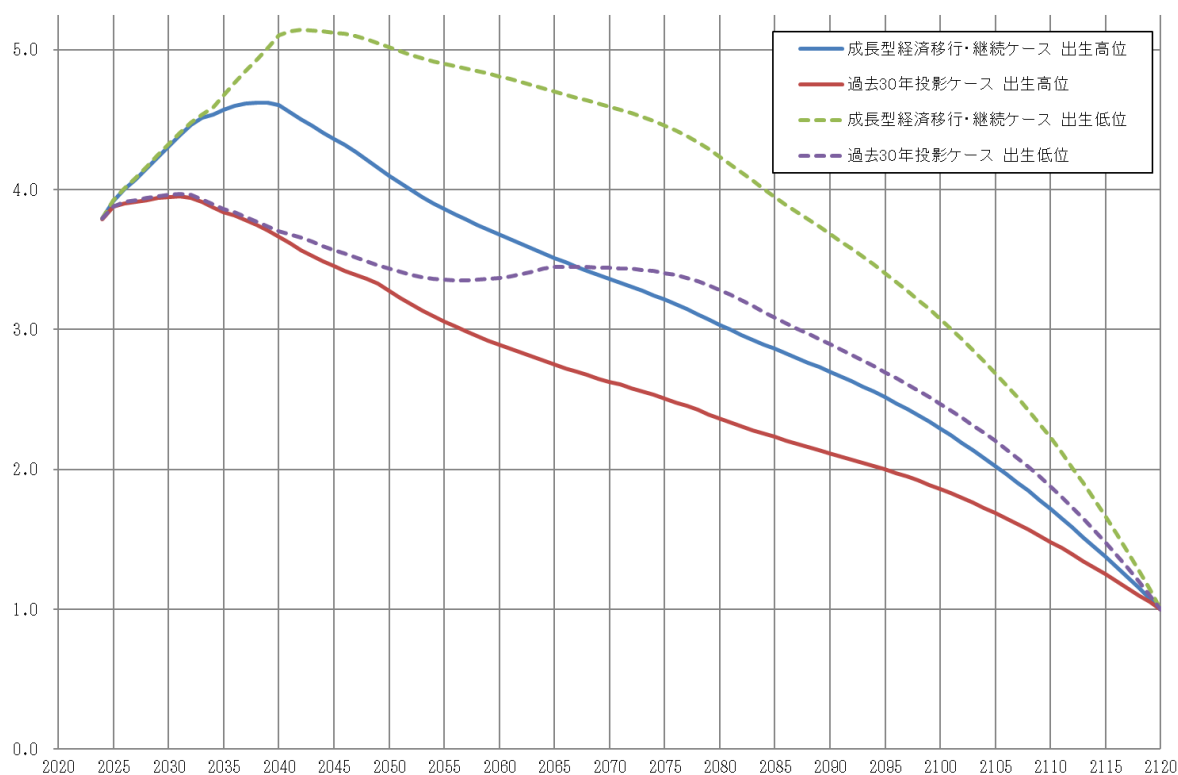
厚生年金をみると、出生高位の場合は出生中位の場合よりもおおむね低い水準で推移し、出生低位の場合は出生中位の場合よりも高い水準で推移している。なお、成長型経済移行・継続ケース及び出生高位の過去30年投影ケースでは、報酬比例部分についてはマクロ経済スライドによる調整を実施しなくても財政の均衡が図れる見通しであるため、マクロ経済スライドは行わず、最終年度の積立度合は1を超える水準となる見通しである。

国民年金をみると、出生高位、出生低位とも出生中位の場合と同様に、成長型経済移行・継続ケースの場合は令和22（2040）年度頃まで上昇し、過去30年投影ケースでは令和12（2030）年度頃まで概ね横ばいで推移した後、1に向かって低下していく。出生低位の方がマクロ経済スライドの終了年度が遅いため、積立度合の水準は高くなっているが、その分積立金に依存する財政運営となっている。

第3-7-32図 積立度合の見通し（人口：出生高位・低位）
 （1）厚生年金



（2）国民年金



（４）基礎年金の財政見通し

基礎年金は、旧厚生年金、国民年金及び共済組合といった各制度が拠出する基礎年金拠出金を財源として基礎年金給付を行うとともに、各制度が給付する基礎年金に相当する給付に充てる分として基礎年金交付金を交付している。さらに、基礎年金給付費に対しては、特別国庫負担として国民年金の保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費等に関する国庫負担のほか、基礎年金給付費から特別国庫負担を控除した額の2分の1が国庫等により負担される。また、特別国庫負担分を除いた基礎年金拠出金については、各制度が毎年度、被保険者及びその被扶養配偶者の総数により按分した額を拠出することにより賄われることとなっている。各制度が拠出する際の按分割合の算定基礎となる被保険者及びその被扶養配偶者を基礎年金拠出金算定対象者といい、その制度の対象者のうち、その被保険者期間が、将来、老齢基礎年金の額に反映する者を範囲とするということで、具体的には次の者を指す。

- ① 国民年金については、第1号被保険者のうち保険料納付者（任意加入の被保険者及び保険料部分免除期間を有する者を含む）、すなわち、保険料全額免除者及び保険料未納者を除く者
- ② 被用者年金各制度については、第2号被保険者（被用者年金の被保険者のうち65歳未満の者。ただし、65歳以上の被用者年金の被保険者で老齢又は退職を支給事由とする年金の受給権を有しない者を含む。）のうち20歳以上60歳未満の者及び第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者のうち20歳以上60歳未満の者）の全員

①の人数の推移は、長期的にみると、第1号被保険者数の傾向とほとんど変わらず、②の人数の推移は、長期的にみると被用者年金の被保険者数の傾向とほとんど変わらない。ここでは、基礎年金の財政見通しと併せて基礎年金拠出金算定対象者数の将来見通しを解説するが、厚生年金及び国民年金の見通しと同様、詳細な収入や支出等の表は、第5章でまとめて示しているので、適宜そちらを参照していただきたい。また、特に断りの無い限り、将来の所得代替率が50%を下回るケースは、機械的に給付水準調整を進めた場合のものである。

なお、平成16(2004)年の年金制度改正により、国民年金は、賦課方式を基本としつつ、積立金を活用することにより、保険料水準を平成29(2017)年度以降16,900円（平成16(2004)年度価格）に固定し、概ね100年間の財政の均衡を図ることとなった。その後、産前産後期間の保険料免除制度が平成31(2019)年4月に施行されたことに伴い、保険料は月額17,000円（平成16(2004)年度価格）となっている。このため、基礎年金の財政見通しにおける拠出金単価や保険料相当額については、国民年金の保険料月額と比較することができるよう、平成16(2004)年度価格で表示している。

① 基礎年金給付費の将来見通し

基礎年金給付費の推計は、旧厚生年金、国民年金、共済組合毎に算出されるそれぞれの被保険者期間に係る将来の基礎年金給付費を合算することにより行っている。基礎年金給付費の将来見通しについて、成長型経済移行・継続ケース及び過去 30 年投影ケースの場合のものを示したものが第 3-7-33 表である。なお、ここでの基礎年金給付費とは、みなし基礎年金給付費を含むものである。

基礎年金給付費は、令和 6 (2024) 年度に 26.0 兆円であるが、令和 22 (2040) 年度には成長型経済移行・継続ケースで 38.5 兆円、過去 30 年投影ケースで 30.9 兆円、令和 42 (2060) 年度には成長型経済移行・継続ケースで 70.4 兆円、過去 30 年投影ケースで 31.0 兆円に増加するものと見通される。これは、物価上昇や賃金上昇等に伴う名目額の増加の影響が大きく反映されているものであり、令和 6 (2024) 年度価格でみると、令和 12 (2030) 年度頃までは概ね横ばいで推移し、その後はなだらかに減少するものと見通される。

年金種別毎にみると、遺族基礎年金については 0.1 兆円程度の水準で推移している一方で、障害基礎年金は令和 6 (2024) 年度に 2.0 兆円であるものが令和 22 (2040) 年度には成長型経済移行・継続ケースで 3.0 兆円 (約 1.5 倍)、過去 30 年投影ケースで 2.3 兆円 (約 1.2 倍)、令和 42 (2060) 年度には成長型経済移行・継続ケースで 5.9 兆円 (約 3.0 倍)、過去 30 年投影ケースで 2.4 兆円 (約 1.2 倍) と増加している。また、老齢基礎年金は令和 6 (2024) 年度に 24.0 兆円であるものが、令和 22 (2040) 年度には成長型経済移行・継続ケースで 35.5 兆円 (約 1.5 倍)、過去 30 年投影ケースで 28.5 兆円 (約 1.2 倍)、令和 42 (2060) 年度には成長型経済移行・継続ケースで 64.5 兆円 (約 2.7 倍)、過去 30 年投影ケースで 28.6 兆円 (約 1.2 倍) と増加する見通しであり、老齢基礎年金と障害基礎年金の伸びがおおむね同程度となる見通しとなっている。

第 3 - 7 - 33 表 基礎年金給付費の将来見通し

(1) 人口中位 経済：成長型経済移行・継続ケースの場合

年度	合計		老 齡 基礎年金	障 害 基礎年金	遺 族 基礎年金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	26.0	(26.0)	24.0	2.0	0.1
2025	26.7	(25.9)	24.6	2.0	0.1
2026	27.2	(25.8)	25.1	2.1	0.1
2027	27.7	(26.0)	25.5	2.1	0.1
2028	28.3	(26.0)	26.1	2.2	0.1
2029	28.9	(26.0)	26.6	2.2	0.1
2030	29.6	(25.8)	27.2	2.3	0.1
2031	30.2	(25.6)	27.7	2.3	0.1
2032	30.7	(25.4)	28.3	2.4	0.1
2033	31.4	(25.2)	28.9	2.5	0.1
2034	32.2	(25.1)	29.6	2.5	0.1
2035	32.9	(24.9)	30.2	2.6	0.1
2040	38.5	(24.9)	35.5	3.0	0.1
2050	52.6	(24.0)	48.3	4.2	0.1
2060	70.4	(22.7)	64.5	5.9	0.1
2070	93.4	(21.3)	85.4	7.9	0.1
2080	122.7	(19.8)	112.2	10.4	0.1
2090	156.6	(17.9)	143.2	13.3	0.1
2100	198.4	(16.0)	181.3	16.9	0.2
2110	252.1	(14.4)	230.6	21.3	0.2
2120	318.0	(12.8)	290.9	26.8	0.3

(注1) 基礎年金給付費には、基礎年金に相当する給付とみなされる給付を含む。

(注2) 名目額である。ただし、()内は賃金上昇率で2024年度価格に換算した額である。

(2) 人口中位 経済：過去 30 年投影ケースの場合

年度	合計		老 齡 基礎年金	障 害 基礎年金	遺 族 基礎年金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	26.0	(26.0)	24.0	2.0	0.1
2025	26.7	(25.9)	24.6	2.0	0.1
2026	27.1	(25.7)	25.0	2.0	0.1
2027	27.4	(25.7)	25.2	2.1	0.1
2028	27.6	(25.8)	25.5	2.1	0.1
2029	27.9	(25.8)	25.7	2.1	0.1
2030	28.1	(25.8)	25.9	2.1	0.1
2031	28.2	(25.7)	26.0	2.2	0.1
2032	28.4	(25.6)	26.2	2.2	0.1
2033	28.7	(25.6)	26.4	2.2	0.1
2034	28.9	(25.6)	26.7	2.2	0.1
2035	29.2	(25.6)	26.9	2.2	0.1
2040	30.9	(25.5)	28.5	2.3	0.0
2050	31.4	(22.8)	29.0	2.3	0.0
2060	31.0	(19.8)	28.6	2.4	0.0
2070	32.0	(17.9)	29.4	2.6	0.0
2080	33.3	(16.4)	30.5	2.7	0.0
2090	34.1	(14.8)	31.3	2.8	0.0
2100	34.7	(13.2)	31.8	2.9	0.0
2110	35.4	(11.8)	32.5	2.9	0.0
2120	36.0	(10.6)	33.1	2.9	0.0

(注1) 基礎年金給付費には、基礎年金に相当する給付とみなされる給付を含む。

(注2) 名目額である。ただし、()内は賃金上昇率で2024年度価格に換算した額である。

② 基礎年金拠出金の将来見通し

基礎年金給付費は、毎年度、各制度からの拠出金により賄うことにより費用負担を行っている。各制度が拠出すべき額は、基礎年金給付費のうち特別国庫負担の対象となっている額を控除したものである。

基礎年金給付費の額から特別国庫負担額を控除したものが保険料・拠出金算定対象額と呼ばれ、全制度で負担する額となり、拠出金算定対象者数に応じて各制度に按分されることとなる。

被用者年金制度は、この按分額（第2号及び第3号被保険者分）を基礎年金拠出金として負担する。第1号被保険者の負担分は年金特別会計の中で国民年金勘定から基礎年金勘定へ繰り入れられるものであるが、これは各被用者年金制度の基礎年金拠出金と同等の性格を持つことから、ここではこの繰入額も基礎年金拠出金と呼ぶこととしている。

各制度の基礎年金拠出金の将来見通しについて示したものが第3-7-34表である。基礎年金拠出金の分担割合を見ると、第1号被保険者が減少する見通しであることから国民年金がやや減少し、その結果、被用者年金がやや増加するものと見込まれる。

第3-7-34表 基礎年金拠出金の将来見通し

(1) 人口中位 経済：成長型経済移行・継続ケースの場合

年度	合計		国民年金	被用者 年金計	厚生年金 共済組合	
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	25.6	(25.6)	3.0	22.5	20.2	2.3
2025	26.2	(25.5)	3.0	23.3	20.9	2.4
2026	26.7	(25.3)	3.0	23.7	21.3	2.4
2027	27.2	(25.5)	3.0	24.2	21.8	2.4
2028	27.8	(25.6)	3.0	24.8	22.3	2.5
2029	28.4	(25.5)	3.0	25.4	22.8	2.6
2030	29.0	(25.3)	3.0	26.0	23.4	2.6
2031	29.5	(25.1)	3.0	26.5	23.9	2.7
2032	30.1	(24.8)	3.0	27.1	24.4	2.7
2033	30.8	(24.7)	3.0	27.7	24.9	2.8
2034	31.4	(24.5)	3.0	28.4	25.5	2.9
2035	32.1	(24.3)	3.0	29.1	26.1	3.0
2040	37.5	(24.2)	3.2	34.3	30.8	3.5
2050	51.0	(23.3)	4.3	46.6	41.8	4.8
2060	68.0	(21.9)	5.9	62.1	55.6	6.5
2070	90.1	(20.5)	7.7	82.3	73.6	8.7
2080	118.4	(19.1)	10.1	108.3	96.6	11.7
2090	151.3	(17.2)	13.0	138.2	123.4	14.9
2100	191.7	(15.4)	16.5	175.2	156.3	18.9
2110	243.6	(13.9)	20.8	222.8	198.6	24.2
2120	307.3	(12.4)	26.4	280.9	250.5	30.4

(注) 名目額である。ただし、()内は賃金上昇率で2024年度価格に換算した額である。

(2) 人口中位 経済：過去 30 年投影ケースの場合

年度	合計		国民年金	被用者 年金計	厚生年金 共済組合	
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	25.6	(25.6)	3.0	22.5	20.2	2.3
2025	26.2	(25.5)	3.0	23.2	20.9	2.4
2026	26.6	(25.2)	3.0	23.6	21.2	2.4
2027	26.9	(25.3)	3.0	23.8	21.4	2.4
2028	27.1	(25.3)	3.0	24.1	21.6	2.5
2029	27.3	(25.3)	3.0	24.3	21.8	2.5
2030	27.5	(25.3)	3.0	24.5	22.0	2.5
2031	27.7	(25.2)	3.0	24.6	22.1	2.5
2032	27.8	(25.0)	3.0	24.8	22.2	2.6
2033	28.0	(25.0)	3.1	25.0	22.4	2.6
2034	28.3	(25.0)	3.1	25.2	22.6	2.6
2035	28.5	(25.0)	3.1	25.4	22.8	2.7
2040	30.0	(24.9)	3.1	26.9	24.1	2.9
2050	30.4	(22.1)	3.1	27.2	24.3	3.0
2060	29.9	(19.1)	3.1	26.8	23.8	2.9
2070	30.8	(17.3)	3.2	27.6	24.5	3.1
2080	32.1	(15.8)	3.3	28.8	25.5	3.3
2090	32.9	(14.2)	3.4	29.5	26.2	3.3
2100	33.5	(12.7)	3.5	30.0	26.6	3.4
2110	34.2	(11.4)	3.5	30.6	27.1	3.5
2120	34.7	(10.2)	3.6	31.1	27.6	3.5

(注) 名目額である。ただし、() 内は賃金上昇率で2024年度価格に換算した額である。

③ 基礎年金交付金の将来見通し

旧国民年金法、旧厚生年金保険法による給付のうち、費用負担上、基礎年金給付費に相当するとみなされる、いわゆる「みなし基礎年金給付費」が当分の間発生することとなるが、この給付は各制度から受給者に支給され、それに要する費用は、基礎年金勘定から各制度に基礎年金交付金として交付される。基礎年金交付金は、基礎年金制度が成熟していくまでの経過的なものであるため、令和6(2024)年度時点でわずかな額となっており、今後も減少を続けていく見通しとなっている(第3-7-35表)。

第3-7-35表 基礎年金交付金の将来見通し

(1) 人口中位 経済：成長型経済移行・継続ケースの場合

年度	合計		国民年金	被用者 年金計	厚生年金 共済組合	
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	0.3	(0.3)	0.1	0.2	0.1	0.1
2025	0.2	(0.2)	0.1	0.1	0.1	0.0
2026	0.2	(0.2)	0.1	0.1	0.1	0.0
2027	0.1	(0.1)	0.0	0.1	0.1	0.0
2028	0.1	(0.1)	0.0	0.1	0.0	0.0
2029	0.1	(0.1)	0.0	0.1	0.0	0.0
2030	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0
2031	0.1	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
2032	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
2033	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
2034	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
2035	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
2040	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
2050	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
2060	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0

(注) 名目額である。ただし、()内は賃金上昇率で2024年度価格に換算した額である。

(2) 人口中位 経済：過去 30 年投影ケースの場合

年度	合計		国民年金	被用者 年金計		
					厚生年金	共済組合
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	0.3	(0.3)	0.1	0.2	0.1	0.1
2025	0.2	(0.2)	0.1	0.1	0.1	0.0
2026	0.2	(0.2)	0.1	0.1	0.1	0.0
2027	0.1	(0.1)	0.0	0.1	0.1	0.0
2028	0.1	(0.1)	0.0	0.1	0.0	0.0
2029	0.1	(0.1)	0.0	0.1	0.0	0.0
2030	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0
2031	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
2032	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
2033	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
2034	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
2035	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
2040	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
2050	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
2060	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0

(注) 名目額である。ただし、() 内は賃金上昇率で2024年度価格に換算した額である。

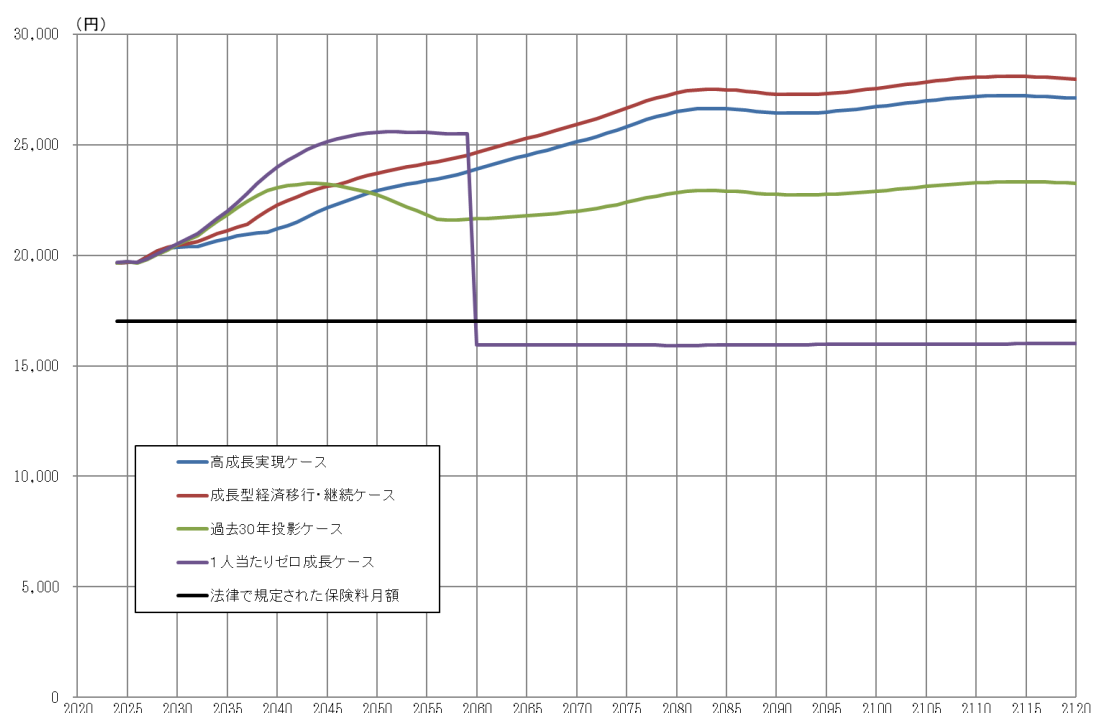
④ 基礎年金拠出金単価の将来見通し

拠出金単価のうち保険料相当額（平成 16(2004) 年度価格）の推移を示したのが第 3-7-36 図である。

高成長実現ケース及び成長型経済移行・継続ケースでは、2030 年代にマクロ経済スライドによる調整が終了した後、高齢化の進展に伴い令和 62(2080) 年度頃まで上昇を続け、その後は 27,000～28,000 円程度の水準で概ね横ばいに推移する見通しである。過去 30 年投影ケースでは、団塊ジュニア世代が 65 歳となり、高齢者の増加がピークを迎える令和 22(2040) 年頃には 23,000 円程度の水準まで上昇するものの、マクロ経済スライドによる調整が進むことにより、調整が終了する令和 39(2057) 年度には 22,000 円を下回る水準まで低下する。その後は令和 62(2080) 年度頃まで緩やかに上昇し、最終的

に 23,000 円程度の水準で安定して推移する見通しとなっている。これらのケースでは、国民年金保険料の 17,000 円（平成 16(2004)年度価格）と比べて相当高い水準で推移する見通しとなっているが、この差は積立金を活用することによって給付水準を確保している部分である。一方、1 人当たりゼロ成長ケースの場合は、令和 41(2059)年度に国民年金の積立金がなくなり、完全な賦課方式に移行する見通しであることから、それ以後はほぼ 17,000 円の水準で推移する見込みである。

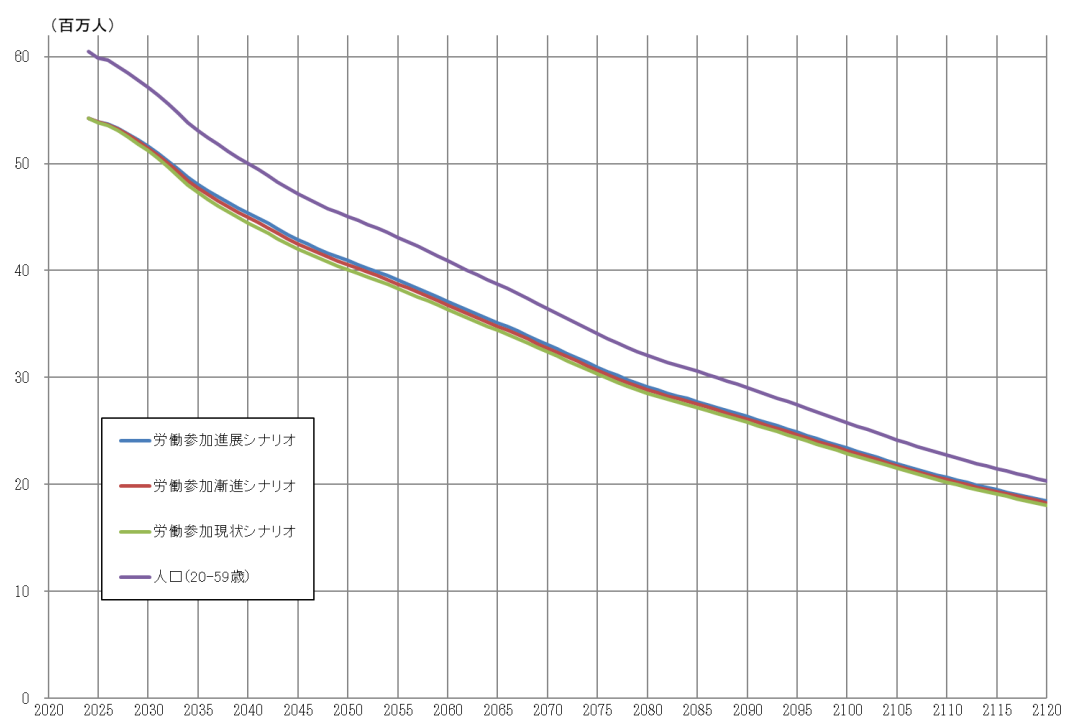
第 3－7－36 図 拠出金単価（保険料相当額）（平成 16(2004)年度価格）の見通し



⑤ 基礎年金拠出金算定対象者数の将来見通し

基礎年金拠出金算定対象者数の見通しを示したのが第 3－7－37 図である。拠出金算定対象者数は労働力率の前提によって見通しが異なるものの、経済前提には依存しない。すでに述べたとおり、基礎年金拠出金算定対象者数は長期的には被保険者数の傾向とほぼ変わらないため、20～59 歳の人口と同様の推移となる見込みである。

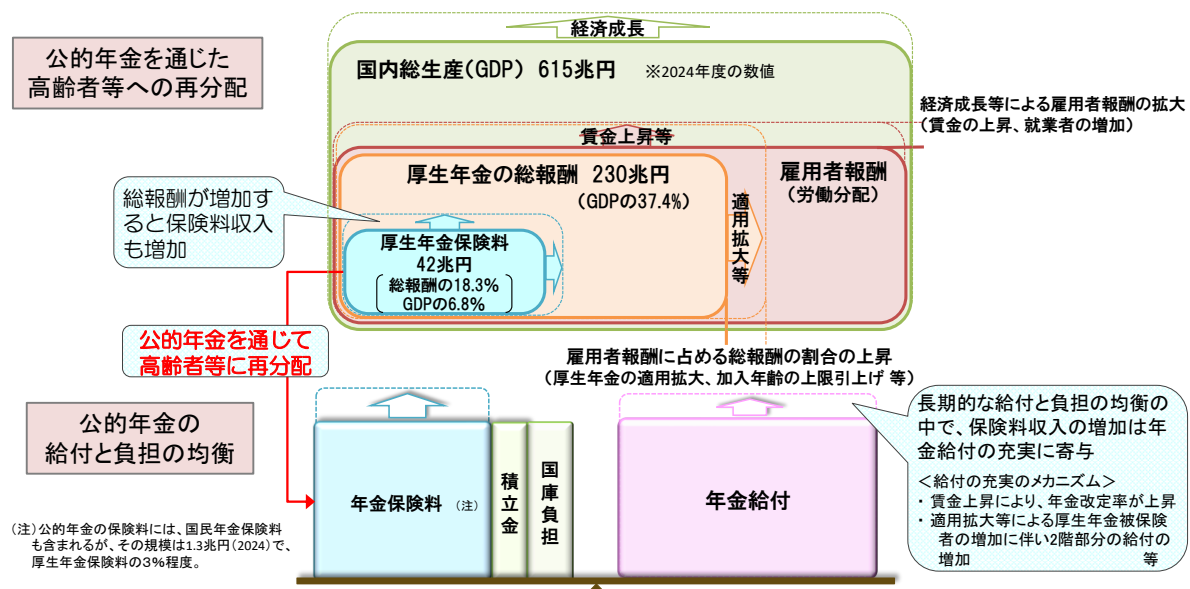
第 3 - 7 - 37 図 基礎年金拠出金算定対象者数の見通し



5. 経済成長と年金財政

公的年金は、現役世代の保険料をその時の高齢者の給付に充てる、世代間扶養の考え方による賦課方式を基本とした財政方式を採用している。この財政の仕組みについて、国民経済の視点から見たものが第3-7-38図である。なお、財政規模で考えると国民年金の第1号被保険者の保険料は厚生年金の保険料の3%程度であることから、マクロの視点においては、厚生年金を基本と考えて差し支えない。

第3-7-38図 国民経済からみた公的年金の給付と負担



我が国の生産活動から生み出された付加価値（GDP）は令和6（2024）年度で615兆円となっている。このうち雇用者に分配されるものが雇用者報酬であり、さらにその中で厚生年金の被保険者に賃金として分配されるものが総報酬である。総報酬の規模は230兆円でGDPの約37%となっている。厚生年金はこの総報酬の18.3%を保険料収入とし、国庫負担と積立金も活用して、その時の年金受給者に年金給付として支給する仕組みとなっている。

厚生年金の保険料率は上限に到達し18.3%で固定されており、総報酬が増加すれば、保険料収入も増加し、その結果、長期的にみて年金給付も充実することになる。また、総報酬は厚生年金の被保険者への労働分配に相当するが、そのGDP比は一定の水準に収まるため、保険料のGDP比も一定の水準に収まることになる。すなわち、保険料水準を固定した結果、年金の保険料負担は、経済規模に対し一定の水準に収まり、少子高齢化により過重なものとなることはないと言える。

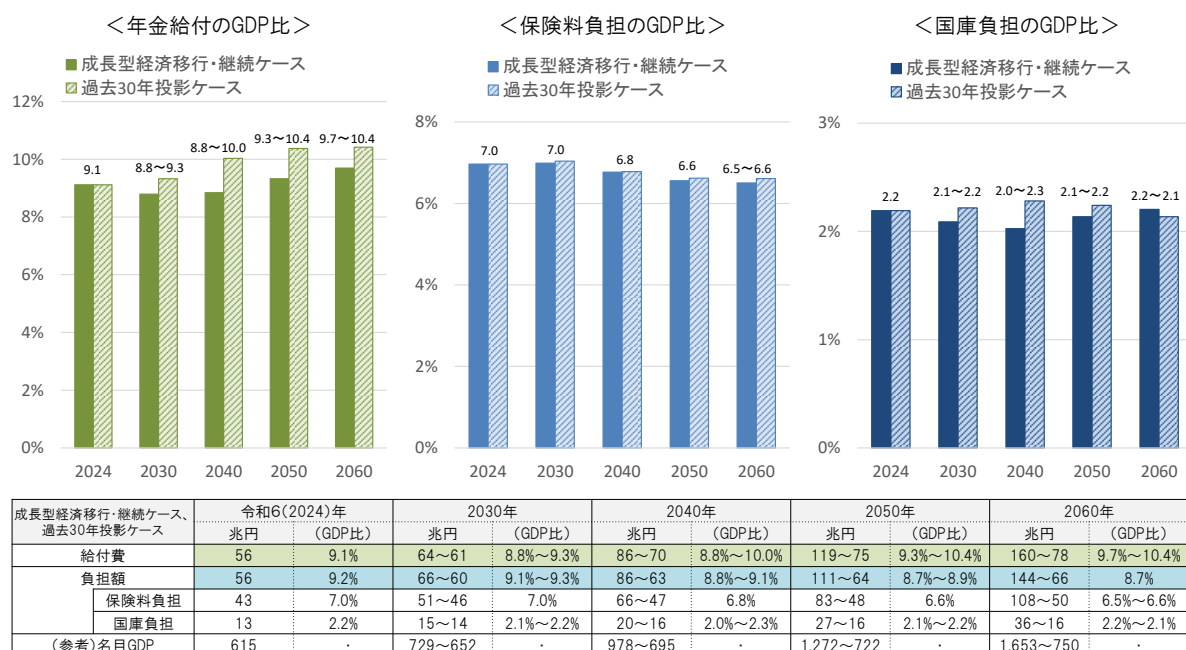
また、年金給付についてはマクロ経済スライドにより調整され、保険料収入を

基本とする財源に長期的に均衡する水準で決定される仕組みとなっている。このため、年金給付費についても、経済規模に対して一定の水準に収まる見通しとなっており、少子高齢化により過重なものとなることはないと言える。

年金給付費の対 GDP 比の推移について、今回の財政検証結果をみると、成長型経済移行・継続ケースでは、実質賃金上昇率が 1.5%と高く、その分（物価上昇率で改定される）既裁定者の年金給付の伸びが GDP の伸びと比較して抑えられるため、給付費全体で見ても、対 GDP 比は足下から低下している。ただし、既裁定者の年金改定については 8 割ルールがある（賃金で改定した場合と比べて 8 割を下回る場合にはそれ以降賃金で改定する）ため、既裁定者も 10 数年程度経過すると賃金で改定され、既裁定年金の伸びを賃金の伸びより抑制する効果（既裁効果）が無くなる。また、報酬比例部分のマクロ経済スライド調整は令和 6（2024）年度に、基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整は令和 19（2037）年度に終了するため、調整終了後の年金給付の伸びは GDP の伸びと比べ相対的に高くなり、年金給付費の対 GDP 比は緩やかに上昇する。

一方、過去 30 年投影ケースでは、実質賃金上昇率が 0.5%と低く、既裁効果あまり働かない。また、報酬比例部分のマクロ経済スライド調整は令和 8（2026）年度に終了し、基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整は令和 39（2057）年度まで続くものの、名目下限措置の影響でマクロ経済スライドが全て適用できない期間もあり、年金給付の伸びは GDP の伸びと比べ相対的に高く、年金給付費の対 GDP 比は緩やかに上昇している（第 3－7－39 図）。

第 3－7－39 図 公的年金の給付と負担の国民経済に対する大きさ



※ 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）

※ GDPは、2033年度までは内閣府「中長期的経済財政に関する試算（R6.1）」、2034年度以降は「年金財政における経済前提に関する専門委員会」のマクロ経済に関する試算に基づき設定（2034年度以降30年間平均の実質経済成長率は、成長型経済移行・継続ケース：1.1%、過去30年投影ケース：▲0.1%）

公的年金については、「今後の更なる少子化、高齢化の進展により給付や負担が過重なものになるのでは」という問題は平成 16(2004)年改正の財政フレームの導入により一定の解決がなされているといえる。

このことから、平成 16(2004)年改正の財政フレームにおける年金制度の課題は、

①限られた財源を世代間、世代内でどのように分配していくか、

②財源の枠組みが固定された中において、如何にして財源を確保していくか
ということとなる。

保険料水準が固定された中で財源を確保するためには、総報酬の拡大が必要である。このためには、経済成長等に伴う賃金上昇、就業者の増加や厚生年金に適用される被保険者を拡大すること等が重要な要素となり、少子高齢化が進行する中、これらが将来の年金給付の充実に寄与することとなる。

6. 給付と財源の内訳

(1) 賦課方式の年金制度における給付と財源の考え方

以下では、まず、賦課方式及び積立方式の年金制度における給付と財源の考え方について、給付を過去期間分と将来期間分に分けて、財源の対応にどのような違いがあるか解説する。その上で、現行の公的年金制度は賦課方式を基本とした財政方式であるから、積立方式の年金制度のように過去期間分の給付に見合った積立金を保有する必要はないが、参考までに財政均衡期間における給付とその財源について、それぞれの内訳を示すこととする。また、いわゆる二重の負担についても併せて解説する。

① 賦課方式の年金制度における財源確保の仕組み

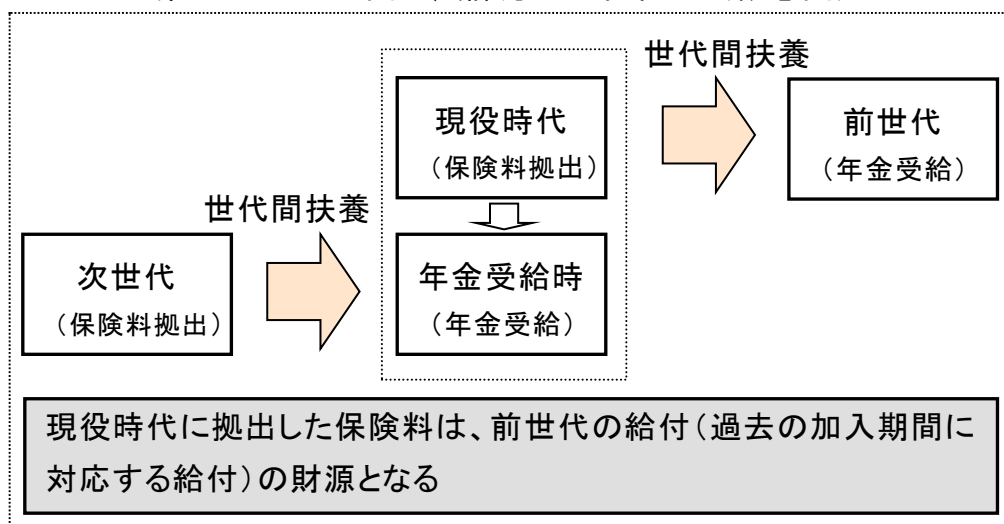
賦課方式の年金制度は、受給世代の年金給付費をその時の現役世代の保険料負担で賄う世代間扶養の考え方に基づいて運営されている。したがって、現役世代の拠出した保険料はそのまま自分の将来の年金給付の原資とはならない。ここで、今後支払われる給付費を次の2つに区分して考えることとする。

① これまでの保険料拠出に対応する給付（過去期間分給付）

② 今後の保険料拠出に対応する給付（将来期間分給付）

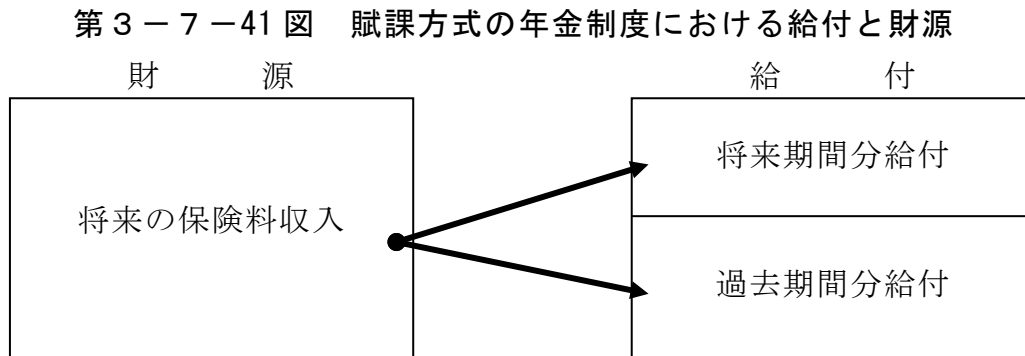
①、②のいずれも今後支払いが行われる給付費であるが、過去の加入記録に係る分を①、将来の加入記録に係る分を②として区分する。すると、賦課方式ではこれから先のどの世代についても、現役時代に負担する保険料は、前世代の給付（過去期間分給付）の財源となり、受給者となったときの年金給付費は、次世代の保険料負担で賄われる。したがって、一般に、賦課方式の年金制度においては、支払準備金的なものは別として、積立金を保有する必要がない（第3-7-40図）。

第3-7-40図 賦課方式の仕組み（概念図）



② 給付と財源の対応

今後支払われる給付を将来期間分と過去期間分に区分すると、賦課方式の年金制度においては、いずれの区分についても財源は将来の保険料収入である（第3-7-41図）。



賦課方式の年金制度において、仮に、積立方式と同じ基準で積立不足（詳しくは後述）を計算すると、過去期間分給付に対応する積立金を保有していないことから、過去期間分給付に見合う財源の全額が「積立不足」ということになってしまう。

しかし、この「積立不足」を、財源不足あるいは債務超過と認識することは誤りである。賦課方式の年金制度においては積立金を保有しないため、過去期間分給付に見合う積立金がないのは当然である。過去期間分に見合う積立金がなくても、今後の収支が均衡する見通しが立っていれば、給付に支障をきたすことはない。

もちろん、賦課方式の年金制度であっても、積立方式の考え方に基づく積立不足の額がどんなに巨額になっても良いというものではない。しかしながら、実現可能な収支計画が作成されているのであれば、機械的に算出した「積立不足」は自ずと許容範囲内に収まっているものと考えられる。

（2）積立方式の年金制度における給付と財源の考え方

① 積立方式の年金制度における財源確保の仕組み

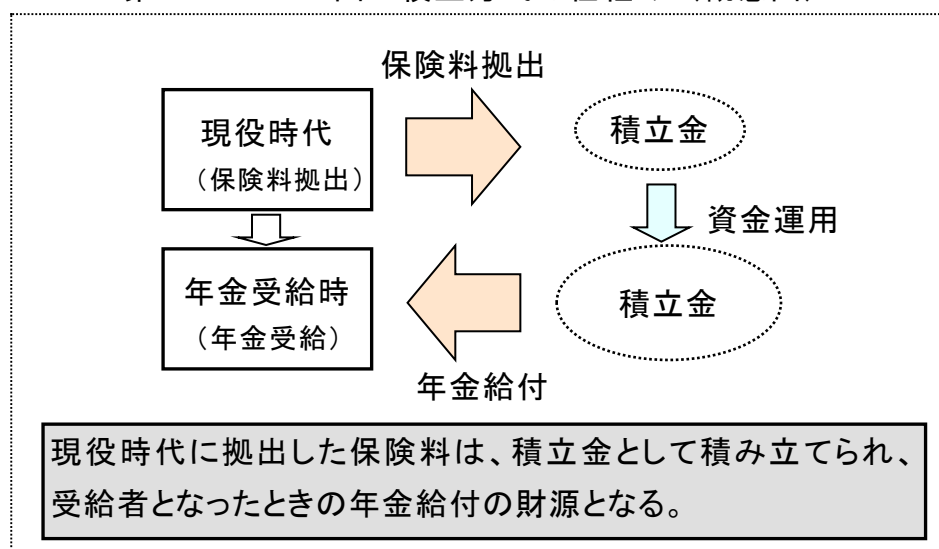
積立方式の年金制度では、基本的に将来の年金給付に必要な財源はあらかじめ拠出された保険料を積み立てることにより確保される。

通常の年金制度では、ある加入者が保険料を支払うことにより、その者は将来、保険料納付状況に見合った年金を受け取ることになるが、財政方式として積立方式を採用している場合には、基本的にその年金給付の財源が積立金として積み立てられていくことになる。

ここで、全ての加入者と年金受給者について、これまでに支払った保険料に対応する給付を考えると、積立方式の年金制度では将来におけるこれらの給付の総額に見合った積立金を基本的には保有することになる。

一方、今後、保険料を拠出することによって将来の年金給付額が増加するが、この財源は基本的に今後の保険料で積み立てられることになる（第3-7-42図）。

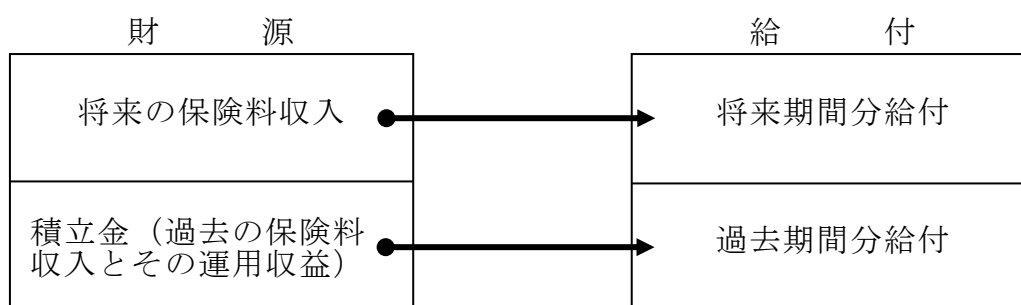
第3-7-42図 積立方式の仕組み（概念図）



② 給付と財源の対応

積立方式の年金制度においては、過去期間分給付の財源は現在保有する積立金、将来期間分給付の財源は将来の保険料ということになる（第3-7-43図）。もしも、積立方式の年金制度において、ある時点での積立金の額が過去期間分の給付に見合う額に達していなければ、その不足分は積立不足ということになる。

第3-7-43図 積立方式の年金制度における給付と財源



賦課方式の年金制度においては、過去期間分に見合う積立金がなくても、今後の収支が均衡する見通しが立っていれば、給付に支障をきたすことはない。一方、積立方式の年金制度においては、同じ給付を賦課方式で賄う場合に比べて運用収入を活用できるため保険料は低くなるが、積立金が過去期間分給付に見合った額となっていなければ、その不足額に対応する財源を何らかの形で確保しないと将来の給付に支障をきたすことになる。

なお、保有する積立金はこれまでに支払われた保険料とその運用収益が財源となっている。このように考えると、積立方式の年金制度では、過去期間分の給付の財源は過去の保険料、将来期間分の給付の財源は将来の保険料となっており、給付の計算基礎となった加入時点と、その財源となる保険料の払込時点が合致する仕組みとなっている。

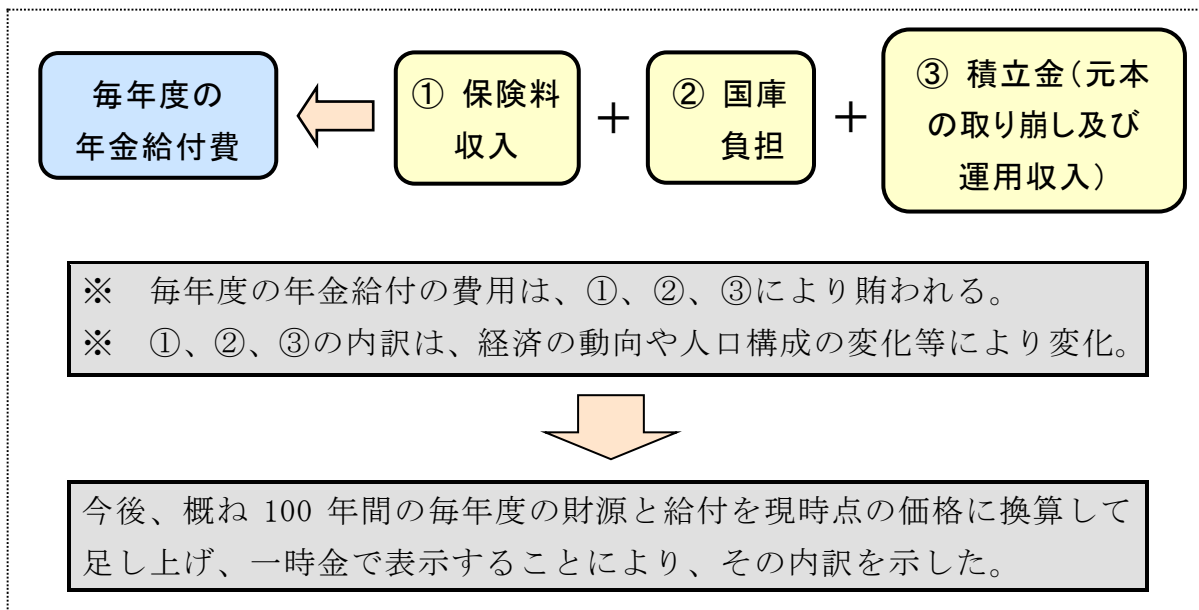
（３）公的年金の給付と財源の内訳

現行の国民年金及び厚生年金では、賦課方式を基本とした財政方式をとっており、財政均衡期間の終了時に支払準備金程度の積立金を確保することにより、概ね 100 年間の年金財政の均衡を図ることとしている。したがって、これらの年金制度では、積立方式の年金制度のように過去期間分の給付に見合った積立金を保有する必要はない。

しかしながら、過去期間に係る分の給付規模が現有積立金と比べてどの程度なのかといった関心もあることなどから、参考までに以後の図表では、人口の前提を中位推計（出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数 16.4 万人）、経済の前提を成長型経済移行・継続ケース及び過去 30 年投影ケースとした場合について、財政均衡期間における給付とその財源を一時金換算したものを示すこととする。

具体的には、公的年金の給付は、毎年度、「① 保険料収入」、「② 国庫負担」、「③ 積立金（元本の取崩し及び運用収入）」により賄われていることから、これらを、全て現時点（令和 6（2024）年度）の価格に換算して一時金で表した。

第 3 - 7 - 44 図



公的年金における財源と給付の内訳の見通しを示したものが第 3 - 7 - 45 図である。成長型経済移行・継続ケースでは、団塊ジュニア世代が 65 歳となり、高齢者の増加がピークを迎える令和 22(2040)年頃まで積立金から得られる財源に依存せず、将来に備えて積立金を形成していることがわかる。その後は、積立金から得られる財源の構成割合が上昇し、最終的に 20%程度で推移する見通しとなっている。一方、過去 30 年投影ケースでは、積立金から得られる財源は令和 12(2030)年代から徐々に増え、令和 22(2040)年頃から本格的に活用が進むことが分かる。この経済前提では、将来の積立金から得られる財源の構成割合は令和 22(2040)年代に 10%程度に到達し、最終的に 25%程度で推移する見通しとなっている。

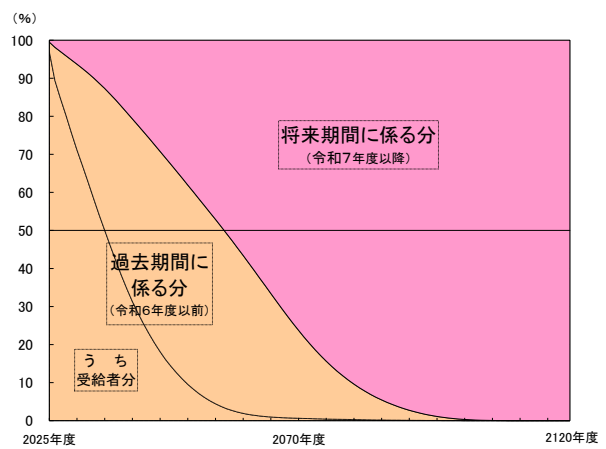
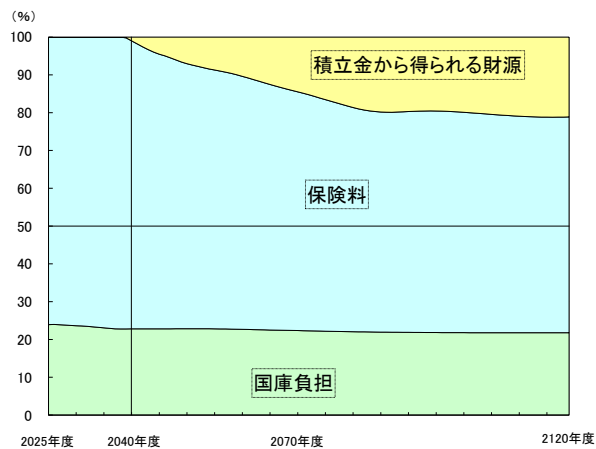
第3-7-45図 公的年金の年度別の財源と給付の内訳の見通し

—人口：中位推計 経済：成長型経済移行・継続ケース—

財 源					給 付					
年 度	計	保険料	国庫負担	積立金から 得られる財源	年 度	計	過去期間 に係る分 (2024年度以前)		将来期間 に係る分 (2025年度以降)	
							うち受給者分			
西暦 令和	兆円	兆円	兆円	兆円	西暦 令和	兆円	兆円	兆円	兆円	
2025 (7)	57.8 (100%)	44.0 (76%)	13.8 (24%)	—	2025 (7)	57.8 (100%)	57.5 (100%)	56.1 (97%)	0.3 (0%)	
2030 (12)	64.4 (100%)	49.2 (76%)	15.2 (24%)	—	2030 (12)	64.4 (100%)	60.3 (94%)	45.8 (71%)	4.1 (6%)	
2035 (17)	73.3 (100%)	56.4 (77%)	16.9 (23%)	—	2035 (17)	73.3 (100%)	64.0 (87%)	36.6 (50%)	9.3 (13%)	
2040 (22)	86.9 (100%)	66.2 (76%)	19.8 (23%)	0.9 (1%)	2040 (22)	86.9 (100%)	68.9 (79%)	27.2 (31%)	18.0 (21%)	
2045 (27)	101.9 (100%)	74.0 (73%)	23.3 (23%)	4.6 (5%)	2045 (27)	101.9 (100%)	72.1 (71%)	18.5 (18%)	29.8 (29%)	
2050 (32)	119.0 (100%)	83.4 (70%)	27.2 (23%)	8.4 (7%)	2050 (32)	119.0 (100%)	73.7 (62%)	11.4 (10%)	45.3 (38%)	
2055 (37)	138.3 (100%)	94.7 (68%)	31.6 (23%)	12.0 (9%)	2055 (37)	138.3 (100%)	73.1 (53%)	6.1 (4%)	65.2 (47%)	
2060 (42)	160.7 (100%)	107.6 (67%)	36.5 (23%)	16.7 (10%)	2060 (42)	160.7 (100%)	69.8 (43%)	3.1 (2%)	90.9 (57%)	
2065 (47)	187.2 (100%)	121.6 (65%)	42.1 (23%)	23.4 (13%)	2065 (47)	187.2 (100%)	62.6 (33%)	1.8 (1%)	124.6 (67%)	
2070 (52)	216.3 (100%)	136.7 (63%)	48.4 (22%)	31.3 (14%)	2070 (52)	216.3 (100%)	51.4 (24%)	1.4 (1%)	165.0 (76%)	
2075 (57)	249.5 (100%)	152.9 (61%)	55.4 (22%)	41.3 (17%)	2075 (57)	249.5 (100%)	39.0 (16%)	1.1 (0%)	210.5 (84%)	
2080 (62)	287.8 (100%)	170.8 (59%)	63.5 (22%)	53.6 (19%)	2080 (62)	287.8 (100%)	27.6 (10%)	0.8 (0%)	260.2 (90%)	
2085 (67)	329.0 (100%)	191.6 (58%)	72.2 (22%)	65.2 (20%)	2085 (67)	329.0 (100%)	18.0 (5%)	0.6 (0%)	311.1 (95%)	
2090 (72)	370.1 (100%)	216.2 (58%)	81.0 (22%)	72.9 (20%)	2090 (72)	370.1 (100%)	10.1 (3%)	0.4 (0%)	359.9 (97%)	
2095 (77)	416.5 (100%)	244.2 (59%)	90.9 (22%)	81.4 (20%)	2095 (77)	416.5 (100%)	4.6 (1%)	0.2 (0%)	411.9 (99%)	
2100 (82)	470.4 (100%)	274.3 (58%)	102.5 (22%)	93.6 (20%)	2100 (82)	470.4 (100%)	1.5 (0%)	0.1 (0%)	468.9 (100%)	
2105 (87)	530.9 (100%)	306.7 (58%)	115.7 (22%)	108.5 (20%)	2105 (87)	530.9 (100%)	0.3 (0%)	0.0 (0%)	530.6 (100%)	
2110 (92)	598.1 (100%)	342.6 (57%)	130.3 (22%)	125.2 (21%)	2110 (92)	598.1 (100%)	0.0 (0%)	0.0 (0%)	598.1 (100%)	
2115 (97)	672.4 (100%)	383.5 (57%)	146.5 (22%)	142.4 (21%)	2115 (97)	672.4 (100%)	0.0 (0%)	0.0 (0%)	672.4 (100%)	
2120 (102)	753.9 (100%)	430.6 (57%)	164.3 (22%)	158.9 (21%)	2120 (102)	753.9 (100%)	0.0 (0%)	0.0 (0%)	753.9 (100%)	

※ ()は構成割合である。

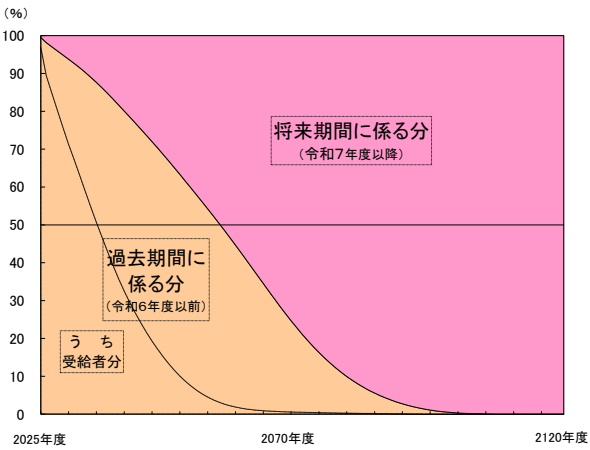
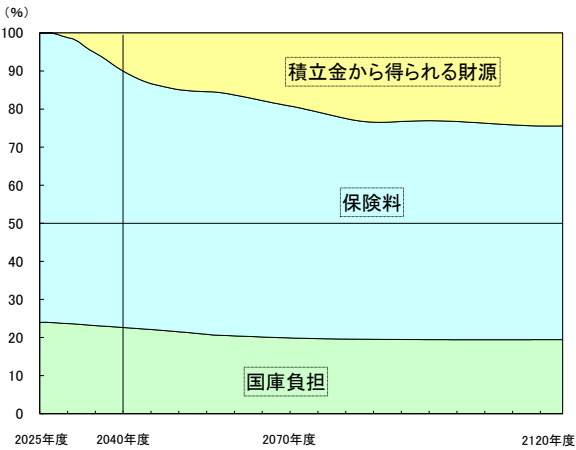
※ ()は構成割合である。



—人口：中位推計 経済：過去 30 年投影ケース—

財 源					給 付				
年 度		計	保険料	国庫負担	積立金から得られる財源	年 度		計	過去期間に係る分 (2024年度以前)
西暦	令和	兆円	兆円	兆円	兆円	西暦	令和	兆円	うち受給者分
2025	(7)	57.7 (100%)	43.9 (76%)	13.8 (24%)	0.0 (0%)	2025	(7)	57.7 (100%)	57.4 (100%)
2030	(12)	61.1 (100%)	45.9 (75%)	14.5 (24%)	0.7 (1%)	2030	(12)	61.1 (100%)	57.3 (94%)
2035	(17)	64.9 (100%)	46.4 (72%)	15.0 (23%)	3.4 (5%)	2035	(17)	64.9 (100%)	56.8 (88%)
2040	(22)	70.1 (100%)	47.2 (67%)	15.9 (23%)	7.0 (10%)	2040	(22)	70.1 (100%)	56.1 (80%)
2045	(27)	73.3 (100%)	47.3 (65%)	16.2 (22%)	9.8 (13%)	2045	(27)	73.3 (100%)	52.7 (72%)
2050	(32)	75.2 (100%)	47.8 (64%)	16.2 (22%)	11.2 (15%)	2050	(32)	75.2 (100%)	47.6 (63%)
2055	(37)	76.4 (100%)	48.7 (64%)	15.9 (21%)	11.8 (15%)	2055	(37)	76.4 (100%)	41.4 (54%)
2060	(42)	78.4 (100%)	49.6 (63%)	16.0 (20%)	12.8 (16%)	2060	(42)	78.4 (100%)	35.0 (45%)
2065	(47)	81.0 (100%)	50.3 (62%)	16.3 (20%)	14.4 (18%)	2065	(47)	81.0 (100%)	28.0 (35%)
2070	(52)	83.3 (100%)	50.7 (61%)	16.6 (20%)	16.0 (19%)	2070	(52)	83.3 (100%)	20.5 (25%)
2075	(57)	85.5 (100%)	50.9 (60%)	16.9 (20%)	17.8 (21%)	2075	(57)	85.5 (100%)	13.9 (16%)
2080	(62)	88.0 (100%)	51.0 (58%)	17.2 (20%)	19.8 (22%)	2080	(62)	88.0 (100%)	8.8 (10%)
2085	(67)	90.0 (100%)	51.3 (57%)	17.6 (20%)	21.1 (23%)	2085	(67)	90.0 (100%)	5.0 (6%)
2090	(72)	90.8 (100%)	52.0 (57%)	17.7 (19%)	21.1 (23%)	2090	(72)	90.8 (100%)	2.5 (3%)
2095	(77)	91.5 (100%)	52.6 (58%)	17.8 (19%)	21.1 (23%)	2095	(77)	91.5 (100%)	1.0 (1%)
2100	(82)	92.5 (100%)	53.0 (57%)	18.0 (19%)	21.5 (23%)	2100	(82)	92.5 (100%)	0.3 (0%)
2105	(87)	93.5 (100%)	53.2 (57%)	18.2 (19%)	22.2 (24%)	2105	(87)	93.5 (100%)	0.0 (0%)
2110	(92)	94.5 (100%)	53.3 (56%)	18.4 (19%)	22.8 (24%)	2110	(92)	94.5 (100%)	0.0 (0%)
2115	(97)	95.3 (100%)	53.5 (56%)	18.5 (19%)	23.3 (24%)	2115	(97)	95.3 (100%)	0.0 (0%)
2120	(102)	96.0 (100%)	53.9 (56%)	18.7 (19%)	23.4 (24%)	2120	(102)	96.0 (100%)	0.0 (0%)

※ ()は構成割合である。



(将来の金額の現時点への換算方法について)

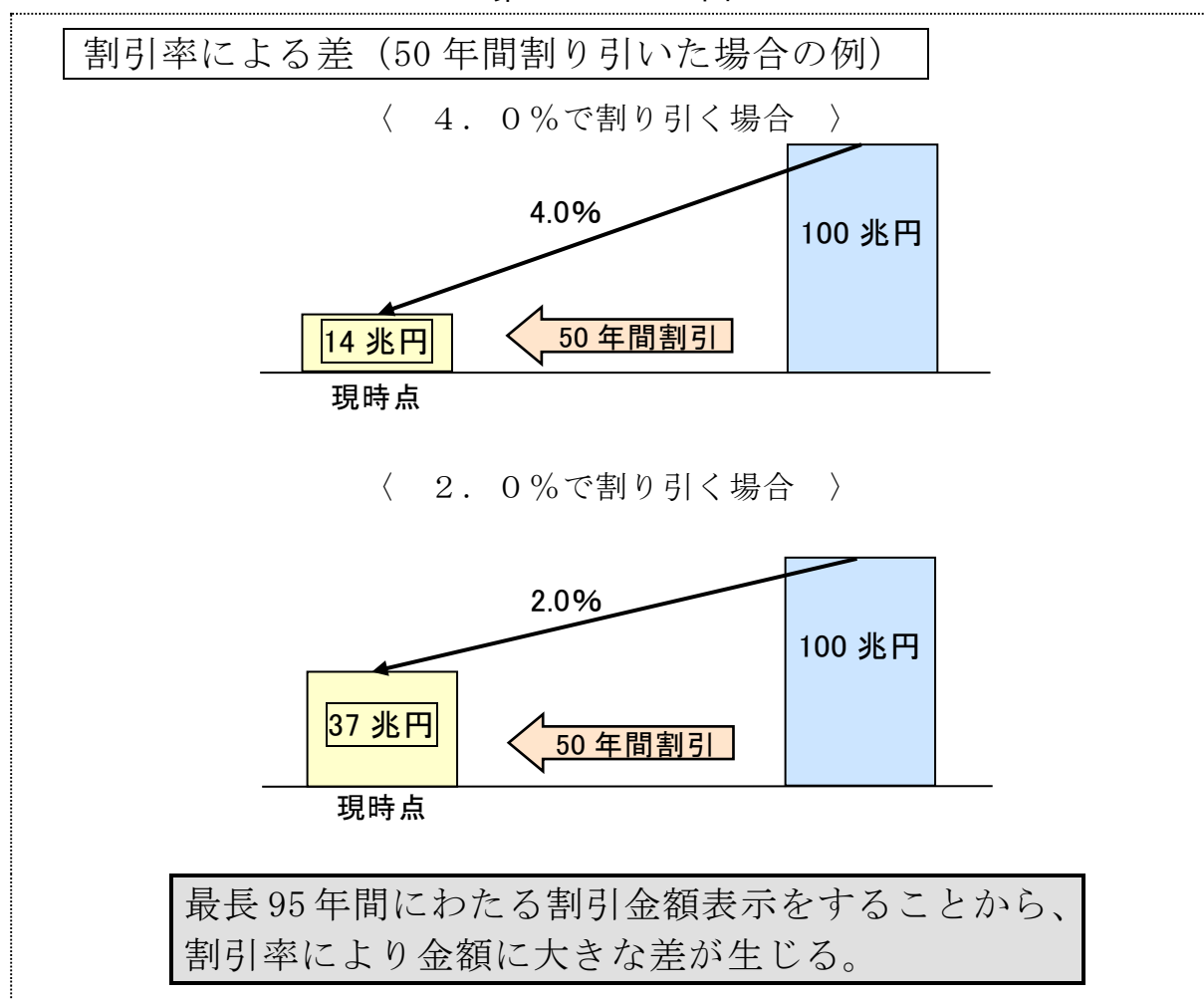
積立方式の企業年金等における責任準備金(現時点で保有すべき積立金)は、今後の積立金の運用収入を考慮しつつ、将来の支出を賄うために現時点で必要な積立金の額を計算することで算出されるため、積立方式の年金制度と比較を行う上では、運用利回りで換算することが適当である。

一方で、将来の年金給付や保険料負担等の規模の把握という観点からは、賃金上昇率で換算する方法が適切である。

以下の図ではこの2通りの方法で示している。

運用利回りで換算した数値は、現時点の積立金と比較してどれだけの大きさに相当するかを示したものと考えることができ、賃金上昇率で換算した数値は、経済規模と比較してどれだけの大きさに相当するかを示したものと考えることができる。

第3-7-46図



第3-7-47図及び第3-7-48図において、厚生年金及び国民年金におけるいわゆる二重の負担の額を示している。仮に、これから厚生年金及び国民年金を積立方式で運営するとした場合、現役世代は将来期間分の給付に対応する積立保険料を負担すると同時に、過去期間に係る給付のうち現有積立金や国庫負担で賄われていない分についても負担をする必要が生じるが、これがいわゆる二重の負担というものである。

二重の負担の額を計算するにあたっては、積立方式で運営していくことから、将来の給付を現時点の価格へ換算する率には運用利回りを用いて計算することが適当である。

今回の財源と給付の内訳による試算結果から、例えば、過去30年投影ケースの場合で二重の負担の額を機械的に計算すると、図中で示しているとおり、

いわゆる二重の負担の額（公的年金計 650 兆円）

＝ 過去期間に係る給付（公的年金計 1,280 兆円）

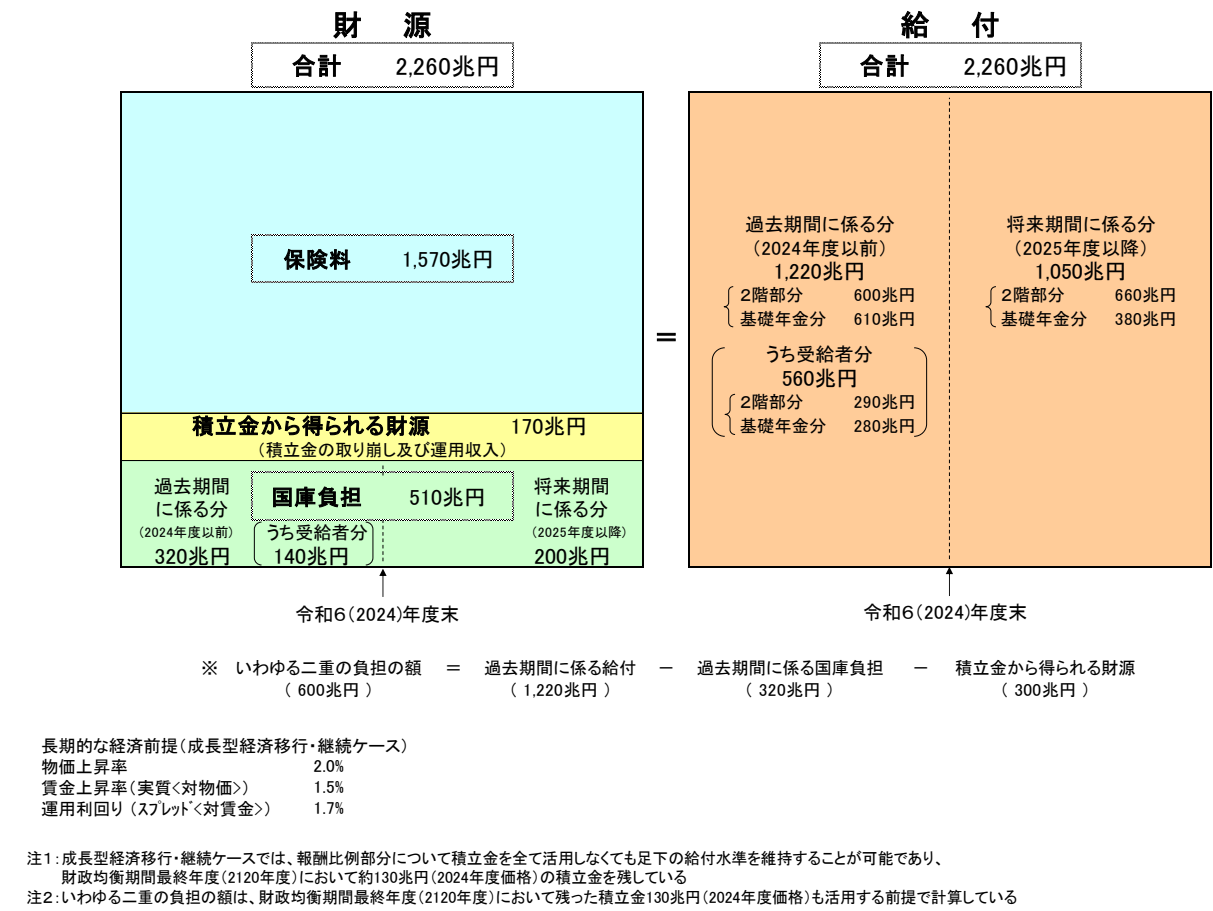
－ 過去期間に係る国庫負担（公的年金計 320 兆円）

－ 積立金から得られる財源（公的年金計 300 兆円）

となる。仮に厚生年金及び国民年金を積立方式に移行しようとする、このおよそ 650 兆円規模にも及ぶ二重の負担を、保険料負担や税負担など何らかの形で負担することが必要となる。したがって、この二重の負担を今後の現役世代が負担するのであれば、現行の財政方式から積立方式へ移行したとしても、世代間格差の解消にはつながらないこととなる。

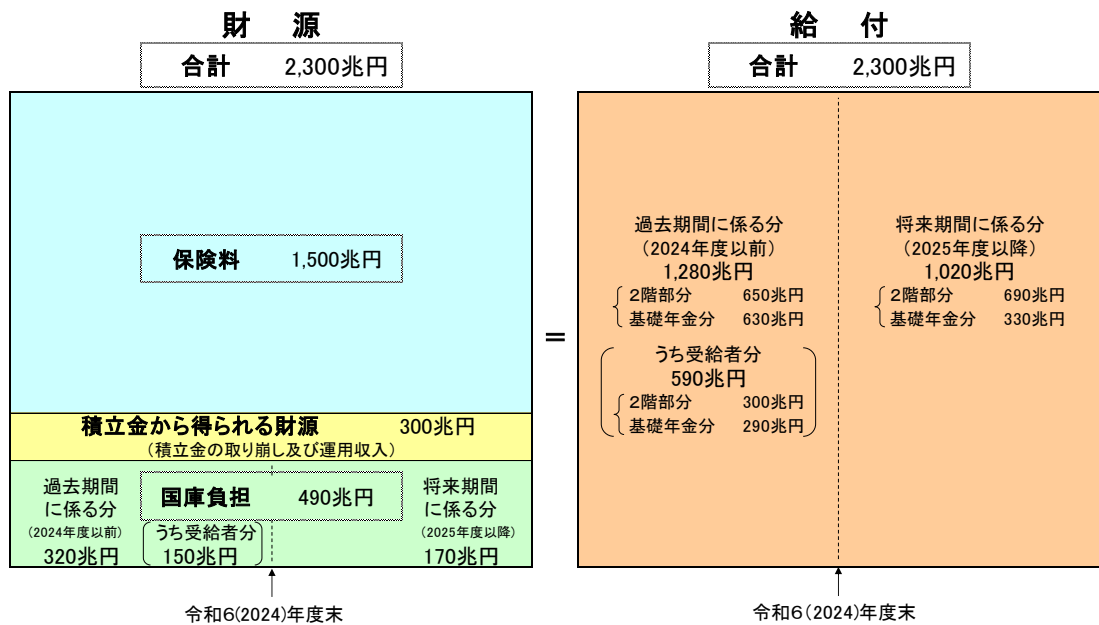
また、成長型経済移行・継続ケースの場合も二重の負担について同様に計算すると、公的年金計 600 兆円となっている。この成長型経済移行・継続ケースでは、報酬比例部分について積立金を全て活用しなくても足下の給付水準を維持することが可能であり、財政均衡期間最終年度である令和 102(2120)年度において約 130 兆円（令和 6(2024)年度価格）の積立金が残るが、この積立金を活用してもなお 600 兆円規模にも及ぶ二重の負担があり、保険料負担や税負担など何らかの形で負担する必要があることには変わらない。

第3-7-47図 公的年金の財源と給付の内訳（運用利回りによる換算）
—人口：中位推計 経済：成長型経済移行・継続ケース—



厚生年金、国民年金別＞						単位:兆円	
厚生年金				国民年金			
財源（合計 2,140）		給付（合計 2,140）		財源（合計 120）		給付（合計 120）	
保険料 1,540		過去期間分 1,140		保険料 30		過去期間分 70 将来期間分 50	
積立金 160		2階部分 600		積立金 10			
国庫負担 440		基礎年金 540		国庫負担 70			
過去期間分 270 （受給者分 120）		将来期間分 170		過去期間分 40 （受給者分 20）			
		受給者分 530					
		2階部分 280					
		基礎年金 240					

ー人口：中位推計 経済：過去 30 年投影ケースー



※ いわゆる二重の負担の額 = 過去期間に係る給付 (1,280兆円) - 過去期間に係る国庫負担 (320兆円) - 積立金から得られる財源 (300兆円)

長期的な経済前提(過去30年投影ケース)

物価上昇率 0.8%

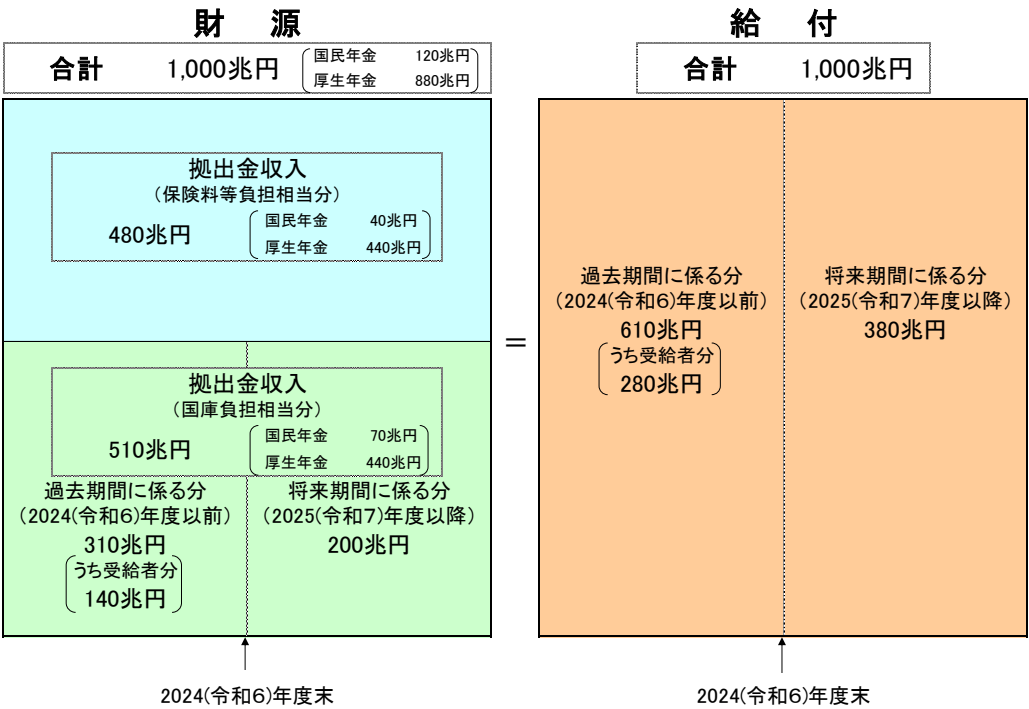
賃金上昇率(実質対物価) 0.5%

運用利回り(スプレッド対賃金) 1.7%

厚生年金、国民年金別＞						単位:兆円	
厚生年金				国民年金			
財源（合計 2,170）		給付（合計 2,170）		財源（合計 130）		給付（合計 130）	
保険料 1,470		過去期間分 1,190		保険料 40		過去期間分 80 〔受給者分 40〕	
積立金 290		〔 2階部分 650 基礎年金 550 〕		970 積立金 10			
国庫負担 420		〔 2階部分 690 基礎年金 290 〕		690 国庫負担 80		将来期間分 50	
過去期間分 270 （受給者分 130）		〔 2階部分 300 基礎年金 250 〕		290 過去期間分 50 （受給者分 20）			
将来期間分 140		将来期間分 140		将来期間分 30			

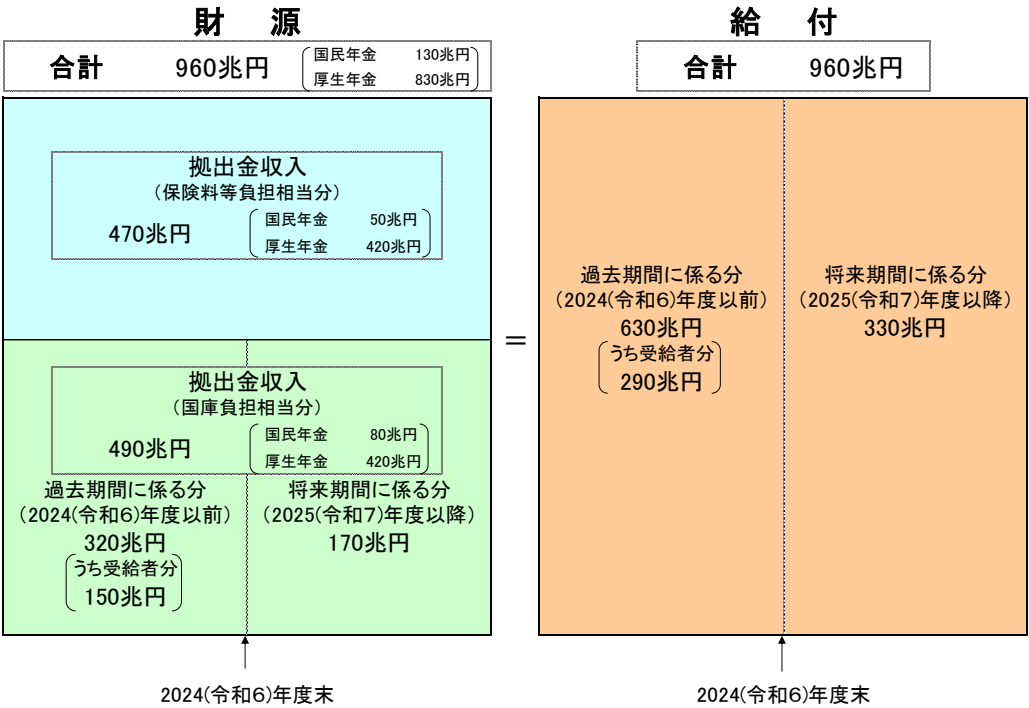
第 3－7－48 図 基礎年金の財源と給付の内訳（運用利回りによる換算）

－人口：中位推計 経済：成長型経済移行・継続ケース－



(注) 長期的な経済前提は次の通り。
物価上昇率 2.0%
賃金上昇率 (実質<対物価>) 1.5%
運用利回り (ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ<対賃金>) 1.7%

－人口：中位推計 経済：過去 30 年投影ケース－

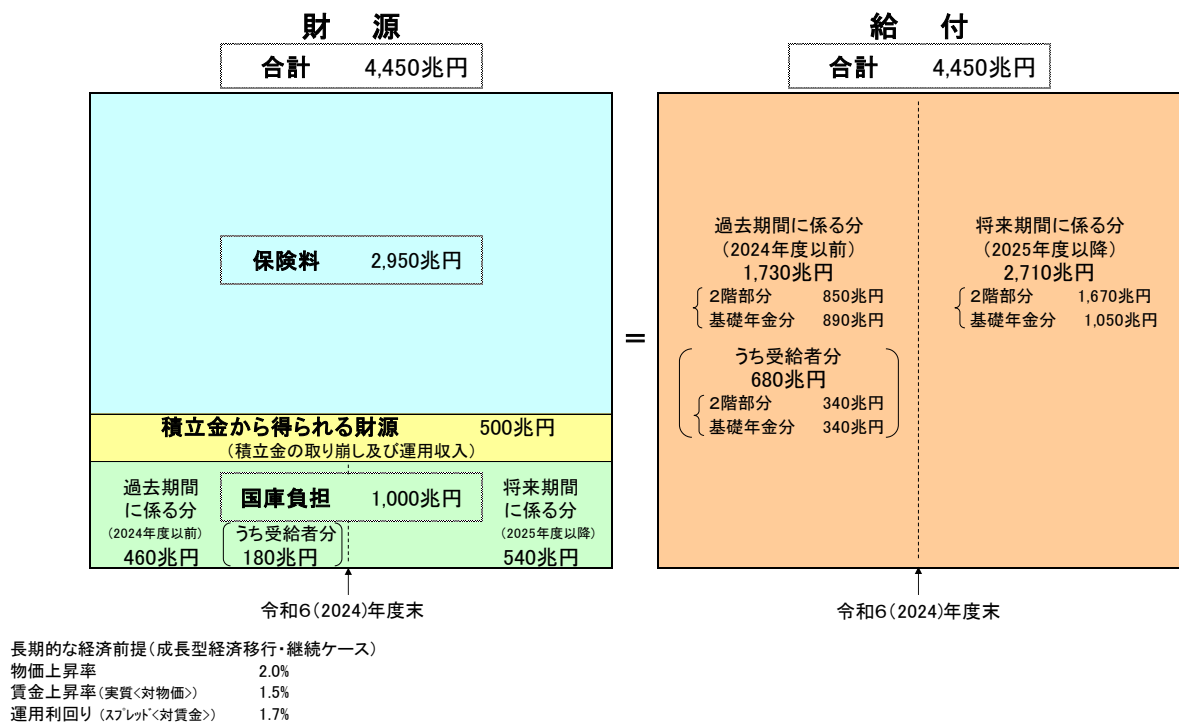


(注) 長期的な経済前提は次の通り。
物価上昇率 0.8%
賃金上昇率 (実質<対物価>) 0.5%
運用利回り (ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ<対賃金>) 1.7%

次に、賃金上昇率で換算した結果を見ると、保険料収入については公的年金計で、成長型経済移行・継続ケースと比較して過去 30 年投影ケースでは少なくなっており、内訳として厚生年金の保険料収入に違いが生じている。これは、保険料収入は賃金上昇率と被保険者数に連動していることから、賃金上昇率で換算すると、被保険者数の規模に応じた結果となる。労働参加が進む成長型経済移行・継続ケースと、労働参加が一定程度進む過去 30 年投影ケースを比べると、厚生年金の被保険者数は前者の方が大きいため、このような結果となっている。

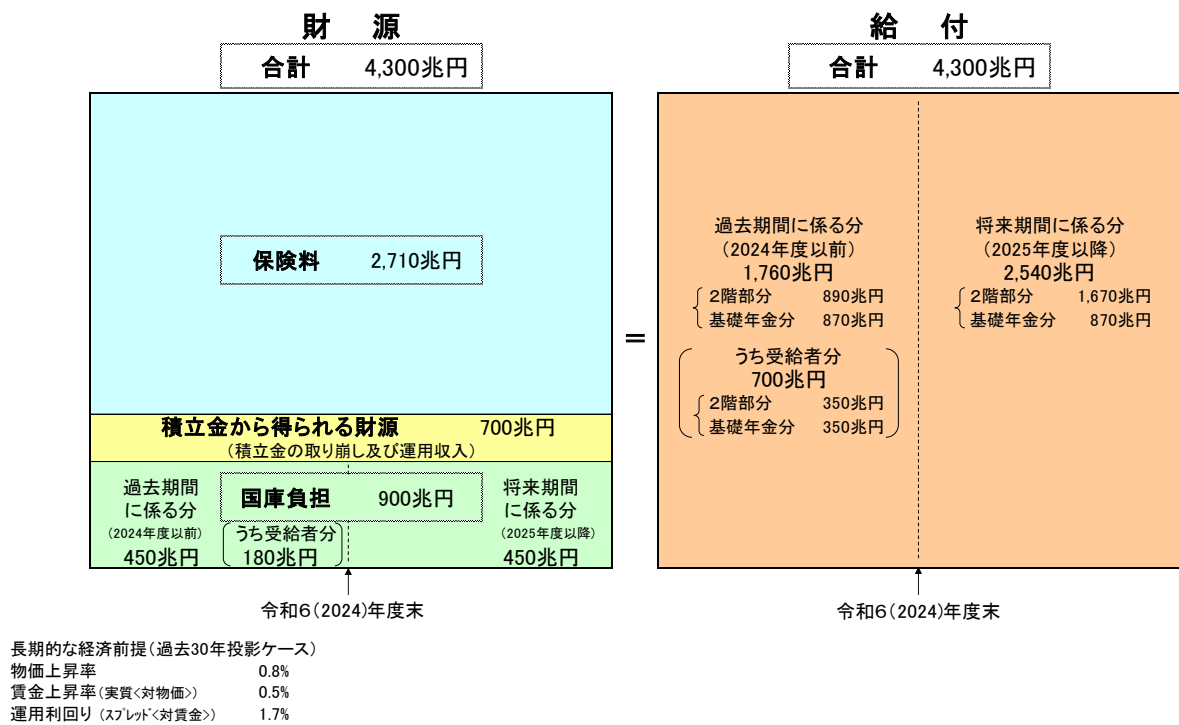
さらに、公的年金計の給付をみると、過去 30 年投影ケースよりも成長型経済移行・継続ケースの方が大きく、この差は基礎年金の給付額の違いから生じている。これは、過去 30 年投影ケースよりも、成長型経済移行・継続ケースの方が基礎年金のマクロ経済スライド調整が早く終了し、基礎年金の給付水準が高くなるためである。

第 3－7－49 図 公的年金の財源と給付の内訳（賃金上昇率による換算）
－人口：中位推計 経済：成長型経済移行・継続ケース－



＜厚生年金、国民年金別＞				単位:兆円	
厚生年金		国民年金			
財源 (合計 4,220)	給付 (合計 4,220)	財源 (合計 230)	給付 (合計 230)		
保険料 2,890	過去期間分 1,630	保険料 60	過去期間分 100		
積立金 470	2階部分 840	積立金 30	将来期間分 130		
国庫負担 860	基礎年金 790	国庫負担 140	過去期間分 100		
過去期間分 390	将来期間分 2,590	過去期間分 60	将来期間分 130		
(受給者分 150)	2階部分 1,660	(受給者分 30)	(受給者分 40)		
	基礎年金 920				
	基礎年金 300				

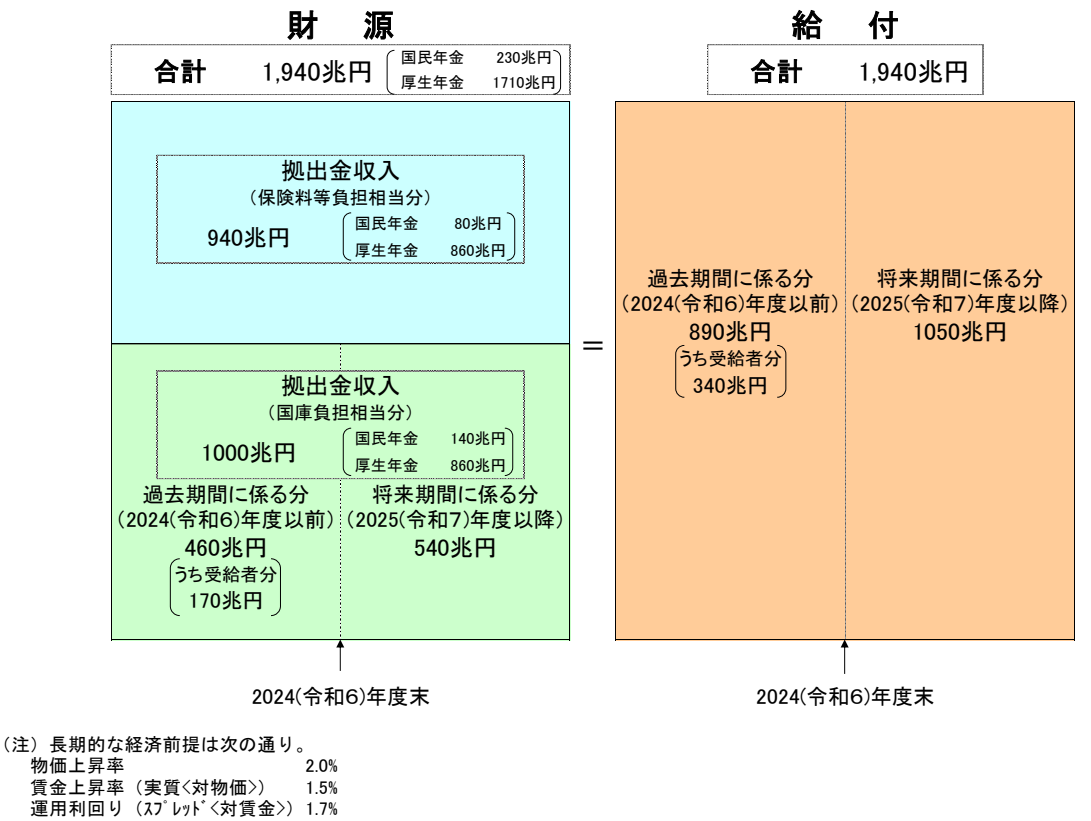
ー人口：中位推計 経済：過去 30 年投影ケースー



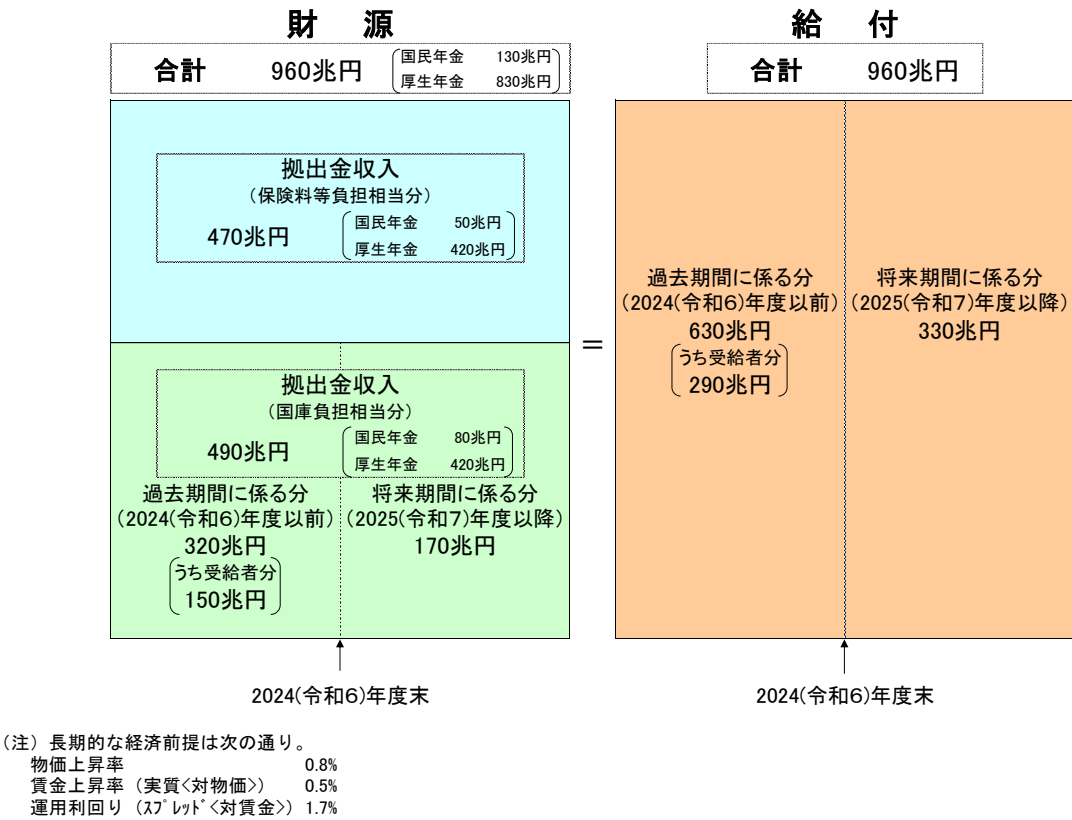
＜厚生年金、国民年金別＞				単位:兆円	
厚生年金		国民年金			
財源 (合計 4,060)	給付 (合計 4,060)	財源 (合計 240)	給付 (合計 240)		
保険料 2,640	過去期間分 1,640	保険料 70	過去期間分 110		
積立金 670	2階部分 890	積立金 30	将来期間分 120		
国庫負担 760	基礎年金 750	国庫負担 140	過去期間分 110		
過去期間分 380	受給者分 650	過去期間分 70	(受給者分 50)		
(受給者分 150)	2階部分 350	将来期間 80			
	基礎年金 300				

第 3－7－50 図 基礎年金の財源と給付の内訳（賃金上昇率による換算）

－人口：中位推計 経済：成長型経済移行・継続ケース－



－人口：中位推計 経済：過去 30 年投影ケース－



7. 被用者年金一元化に伴う共済組合等の拠出金及び交付金の見通し

我が国の公的年金制度は、国民年金、厚生年金及び複数の共済年金に分立し制度運営がなされてきた。しかし、産業構造、就業構造の変化により、一部の制度で被保険者数（組合員数）が大きく減少するなど、1970年代後半には、安定した制度運営を行っていくことが困難と思われる制度が出てきたことから、公的年金制度の一元化が課題とされるようになった。昭和59(1984)年度には国家公務員共済組合と三公社共済組合との間での財政調整措置が導入され、昭和61(1986)年度には全国民一律の基礎年金制度が導入された。また、平成2(1990)年度には全被用者年金制度による制度間調整措置が導入された。

このような経過を経て、平成8(1996)年3月に政府は公的年金制度の長期的安定と公平を図るため、「公的年金制度の再編成の推進について」を閣議決定した。そのなかで、再編成の第一段階として既に民営化・株式会社化しており成熟化が最も進行している日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合については、平成9(1997)年度に厚生年金に統合することとされた。その際、統合前の期間に係る給付費については費用負担の平準化を図りつつ、被用者年金制度全体で支え合う措置を講ずることとされた。この閣議決定を受け、三公社共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合され、その給付費の一部に充当するため被用者年金制度全体による支援措置が設けられた。

その後、平成14(2002)年4月に農林漁業団体職員共済組合が厚生年金に統合され、平成24(2012)年の社会保障・税一体改革において、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成27(2015)年10月に残存していた三共済（国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度）が厚生年金へ統合されることとなった。

被用者年金一元化により、共済年金と厚生年金の制度的な差異については基本的に厚生年金にそろえて解消し、共済年金の1・2階部分の保険料率を引上げ、厚生年金の保険料率（18.3%）に統一することとなった。なお、この被用者年金一元化に伴い旧三公社共済組合の給付費の一部に充当するための制度は廃止されることとなった。

以下、この節では国家公務員共済組合を国共済、地方公務員共済組合を地共済、私立学校教職員共済制度を私学共済、一元化前の厚生年金のことは旧厚生年金と記述する。

(1) 被用者年金一元化の仕組み

① 被用者年金一元化後の財源構造

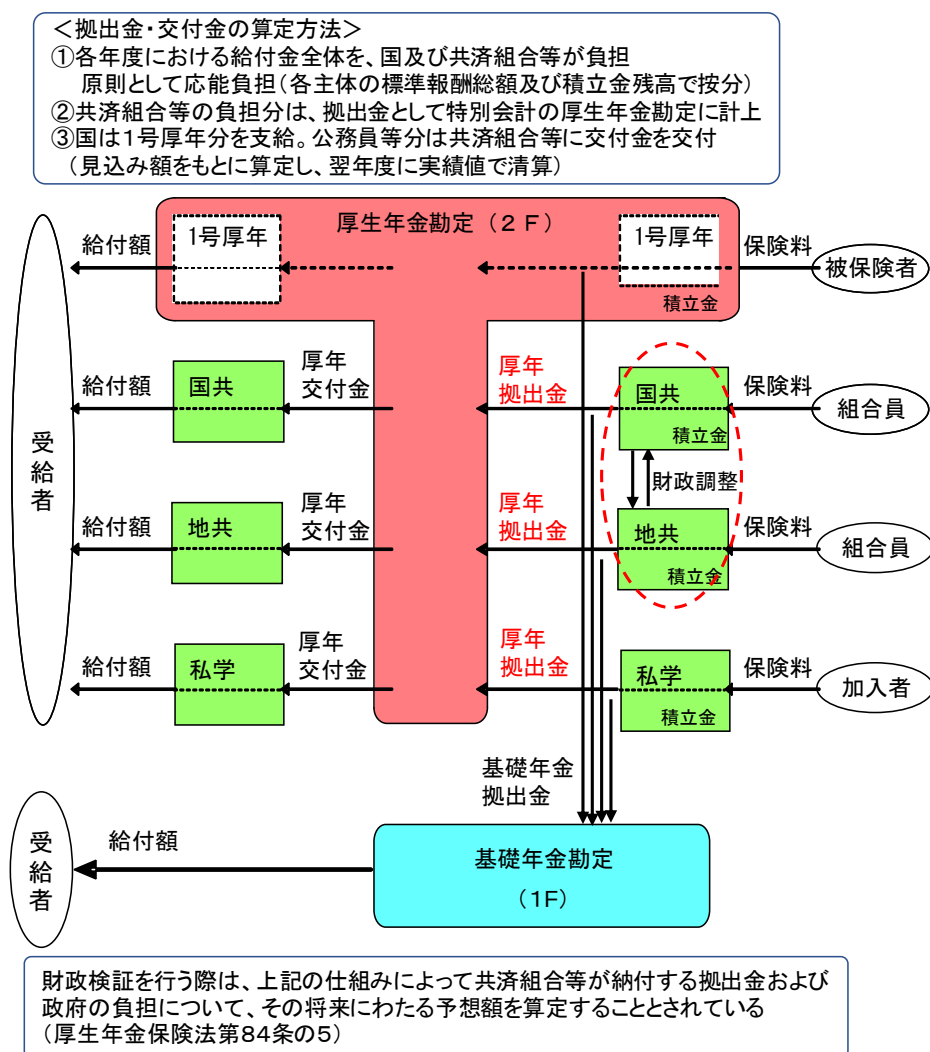
被用者年金一元化では、共済組合や私学事業団を実施機関と位置づけ、引き続き事務組織として活用し、積立金の管理・運用についても保険料の徴収から年金給付に至る年金事務の一部であることから、各実施機関を管理運用主体として活用することとなっている。一方、一元化前の共済年金の積立金については1・2階部分と3階部分の区別がないが、被用者年金一元化に際して、共済年金の積立金のうち1・2階部分の給付のみである厚生年金の水準に見合った額を、被用者年金一元化後の厚生年金の積立金（＝共通財源）として仕分けることとした。

また、被用者年金一元化後の厚生年金は、1・2階部分の保険料率及び給付を統一した上で、1・2階部分の保険料収入及び積立金を被用者全体の共通財源とした財政運営を行い、

- ・ 共済組合等が徴収した厚生年金保険料及び管理運用する1・2階積立金や標準報酬などの負担能力に応じて、共済組合等は年金特別会計の厚生年金勘定に拠出金を納付し、
- ・ 共済組合等が行う厚生年金の保険給付に要する費用等は同勘定から共済組合等に交付金として交付される

仕組みとなっている（第3－7－51図）。

第3-7-51 図 被用者年金一元化後の財源構造



② 実施機関からの拠出金の算出方法について

各実施機関から厚生年金勘定への拠出金については、徴収した厚生年金保険料及び管理運用する1・2階積立金に応じて納付することを基本としている。これに加え、激変緩和措置として、当分の間、支出費（国庫・公経済負担を除いた1・2階の給付費）按分も取り入れることとしている。そのため、令和6（2024）年財政検証においては当該激変緩和措置の対象期間を全実施機関が同じ保険料率に統合されるまでの間（令和8（2026）年度までの間）としている。

具体的には、各実施機関1・2階の給付費のうち、国庫・公経済負担を除いたものの合計額が拠出金算定対象額となり、その拠出金算定対象額を保険料財源比率と（1－保険料財源比率）で分け、それぞれを各実施機関の標準報酬総額及び積立金残高の相対比で分担して負担することとなっている。保険料財源比率とは、一定期間の支出に占める保険料財源分の割合であり、財

政検証ごとに見直すこととなっている。

- ・標準報酬按分

厚生年金の標準報酬総額に対する実施機関ごとの標準報酬総額に応じた率に保険料財源比率を乗じたもの（標準報酬按分率）によって按分する。

- ・積立金按分

厚生年金の積立金に対する実施機関ごとの1・2階相当積立金に応じた率に（1－保険料財源比率）を乗じたもの（積立金按分率）によって按分する。

ただし、激変緩和措置として当分の間は以下の分担とすることになる（第3－7－52図）。

- ・標準報酬按分

厚生年金の標準報酬総額に対する実施機関ごとの標準報酬総額に応じた率に保険料財源比率を乗じたものに50/100を乗じて得た率（標準報酬按分率）によって按分する。

- ・積立金按分

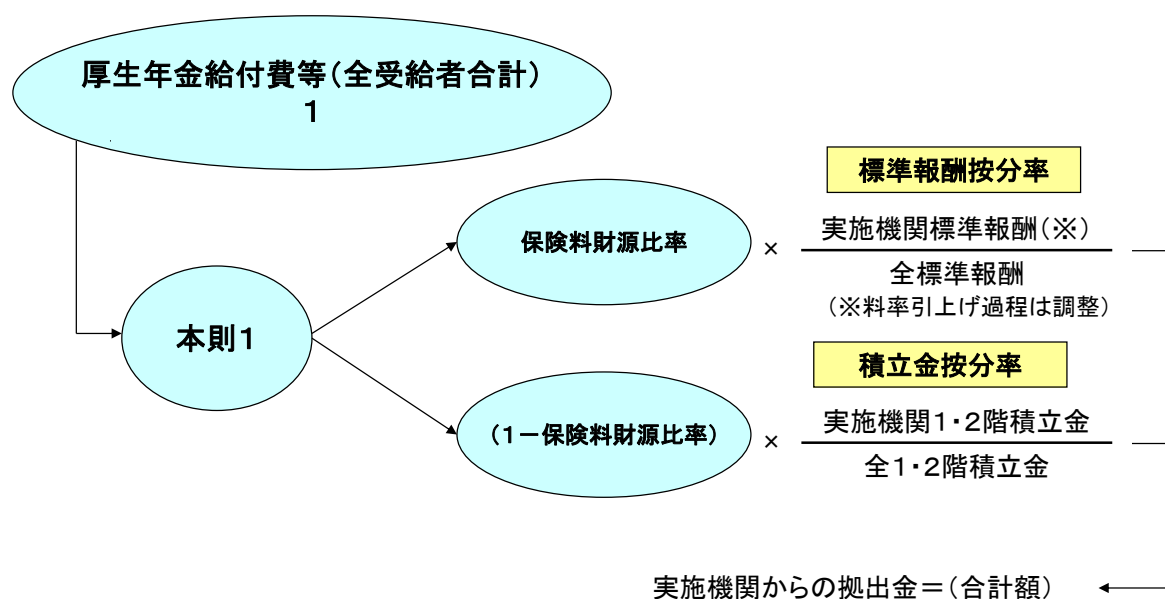
厚生年金の積立金に対する実施機関ごとの1・2階相当積立金に応じた率に（1－保険料財源比率）を乗じたものに50/100を乗じて得た率（積立金按分率）によって按分する。

- ・支出費按分

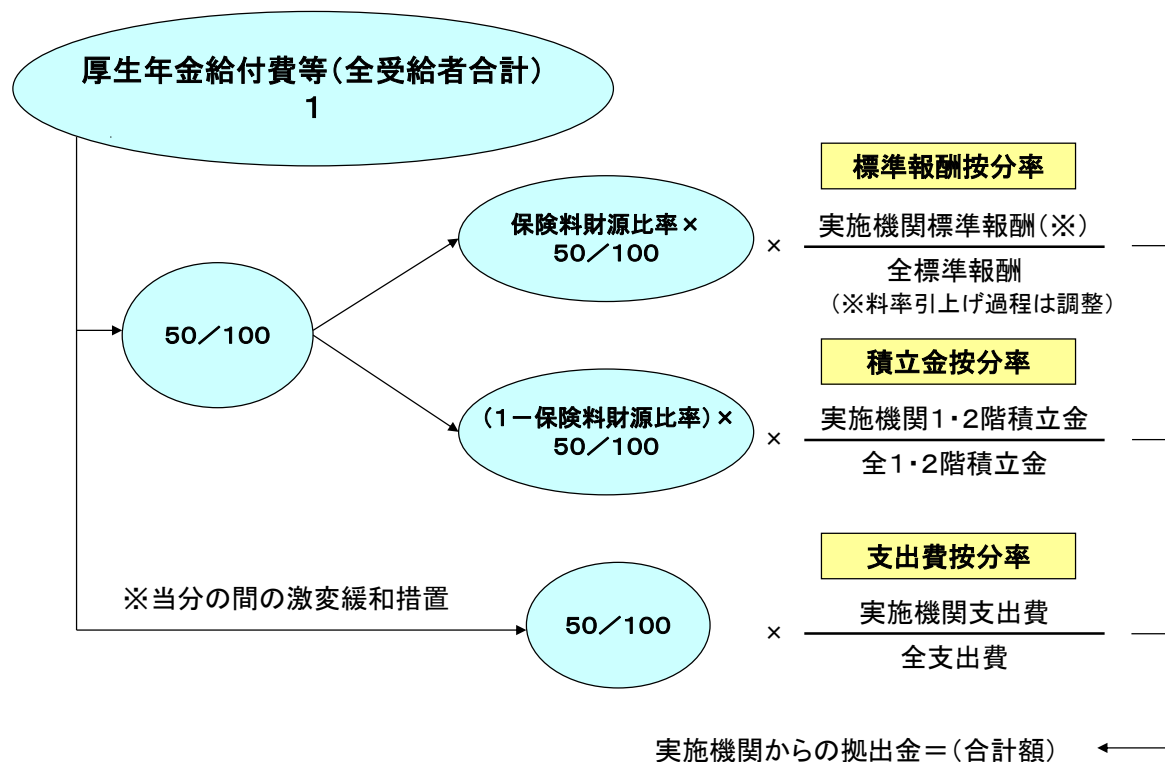
厚生年金の給付費（共済年金の2階部分を含む）に基礎年金拠出金（国庫・公経済負担除く）を加えたものに対する実施機関ごとの支出費に応じた率に50/100を乗じて得た率（支出費按分率）によって按分する。

第3-7-52図 被用者年金一元化後の拠出金計算のイメージ

【全実施期間が同じ保険料率に統合後】



【全実施期間が同じ保険料率に統合されるまでの間(令和8(2026)年度までの間)】



③ 厚生年金給付費の実績と精算

各実施機関から厚生年金勘定への拠出金及び同勘定からの交付金については、いったん概算で納付及び交付が行われ、その後厚生年金給付費や標準報酬按分率等の実績が明らかになってから、概算額との差額について精算されることとなる。

(2) 今回の財政検証結果

① 厚生年金拠出金・交付金の見通し

各実施機関の厚生年金拠出金の見通しについては、厚生年金法 84 条の 5 第 3 項において、財政検証が作成される時は厚生年金拠出金の将来の予想額を算定するものと規定されている。今回の財政検証においても厚生年金拠出金・交付金の見通しを作成している（第 3－7－53 表）。

第 3－7－53 表 厚生年金拠出金・交付金の見通し

－人口：中位推計 経済：高成長実現ケース－

年度	厚生年金拠出金				厚生年金交付金			
	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	25.1	1.1	3.2	0.4	24.8	1.1	3.5	0.3
2025	25.7	1.1	3.2	0.4	25.4	1.1	3.6	0.3
2026	26.1	1.1	3.3	0.4	25.7	1.1	3.6	0.3
2027	27.1	1.1	2.9	0.5	26.4	1.2	3.7	0.4
2028	27.9	1.1	3.0	0.5	27.0	1.2	3.8	0.4
2029	28.7	1.1	3.0	0.6	27.9	1.2	3.9	0.4
2030	29.6	1.1	3.1	0.6	28.7	1.3	4.0	0.4
2035	34.8	1.3	3.6	0.6	33.8	1.4	4.5	0.5
2040	42.2	1.5	4.3	0.7	41.5	1.7	5.0	0.6
2045	50.9	1.9	5.4	0.9	50.7	2.0	5.6	0.8
2050	61.0	2.3	6.6	1.1	61.5	2.3	6.2	1.0
2055	73.2	2.8	8.0	1.3	74.1	2.7	7.2	1.3
2060	88.0	3.3	9.5	1.6	89.1	3.2	8.5	1.6
2065	105.8	4.0	11.4	1.9	107.3	3.8	10.2	1.9
2070	126.4	4.8	13.7	2.2	128.1	4.5	12.2	2.3
2075	150.3	5.7	16.4	2.6	152.4	5.3	14.7	2.7
2080	178.4	6.8	19.7	3.1	181.1	6.3	17.5	3.1
2085	209.5	8.1	23.3	3.7	212.8	7.5	20.7	3.6
2090	242.2	9.3	27.0	4.3	245.4	8.8	24.3	4.2
2095	280.3	10.7	31.0	4.9	283.4	10.3	28.3	4.8
2100	325.1	12.4	35.9	5.6	328.4	12.1	33.0	5.6
2105	376.1	14.4	41.6	6.5	379.9	14.0	38.2	6.4
2110	433.8	16.6	48.2	7.5	438.3	16.2	44.3	7.3
2115	499.4	19.2	55.8	8.7	504.6	18.8	51.3	8.4
2120	573.8	22.0	64.1	10.0	579.4	21.7	59.3	9.7

－人口：中位推計 経済：成長型経済移行・継続ケース－

年度	厚生年金拠出金				厚生年金交付金			
	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	25.1	1.1	3.2	0.4	24.8	1.1	3.5	0.3
2025	25.7	1.1	3.2	0.4	25.4	1.1	3.6	0.3
2026	26.0	1.1	3.3	0.4	25.7	1.1	3.6	0.3
2027	27.1	1.1	2.9	0.5	26.3	1.2	3.7	0.4
2028	27.8	1.1	3.0	0.5	27.0	1.2	3.8	0.4
2029	28.7	1.1	3.0	0.5	27.8	1.2	3.9	0.4
2030	29.5	1.1	3.1	0.6	28.6	1.3	4.0	0.4
2035	34.4	1.3	3.6	0.6	33.5	1.4	4.5	0.5
2040	41.4	1.5	4.3	0.7	40.7	1.7	4.9	0.6
2045	48.5	1.8	5.2	0.9	48.4	1.9	5.3	0.8
2050	56.6	2.1	6.2	1.0	57.0	2.1	5.8	0.9
2055	65.9	2.5	7.2	1.2	66.7	2.5	6.5	1.1
2060	77.1	2.9	8.4	1.4	78.2	2.8	7.4	1.4
2065	90.5	3.4	9.9	1.6	91.7	3.3	8.7	1.6
2070	105.2	3.9	11.5	1.8	106.6	3.7	10.2	1.9
2075	121.9	4.6	13.4	2.1	123.6	4.3	11.9	2.2
2080	141.1	5.3	15.7	2.5	143.3	5.0	13.8	2.5
2085	161.7	6.2	18.1	2.9	164.3	5.8	15.9	2.8
2090	182.3	6.9	20.4	3.2	184.8	6.6	18.2	3.2
2095	205.8	7.8	22.9	3.6	208.1	7.6	20.8	3.6
2100	232.7	8.7	25.8	4.0	235.2	8.6	23.6	4.0
2105	262.8	9.9	29.3	4.5	265.5	9.8	26.7	4.4
2110	295.9	11.2	33.1	5.1	299.1	11.1	30.2	5.0
2115	332.4	12.6	37.3	5.8	336.0	12.5	34.1	5.6
2120	372.7	14.1	41.9	6.5	376.4	14.1	38.5	6.3

－人口：中位推計 経済：過去 30 年投影ケース－

年度	厚生年金拠出金				厚生年金交付金			
	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	25.1	1.1	3.2	0.4	24.8	1.1	3.5	0.3
2025	25.6	1.1	3.3	0.4	25.3	1.1	3.6	0.3
2026	25.9	1.1	3.3	0.4	25.5	1.1	3.6	0.3
2027	26.6	1.1	2.9	0.5	26.0	1.1	3.7	0.4
2028	27.0	1.1	2.9	0.5	26.3	1.2	3.7	0.4
2029	27.5	1.1	3.0	0.5	26.7	1.2	3.8	0.4
2030	27.9	1.1	3.0	0.5	27.1	1.2	3.8	0.4
2035	30.3	1.1	3.2	0.6	29.6	1.3	3.9	0.4
2040	33.4	1.2	3.6	0.6	32.9	1.4	4.1	0.5
2045	35.5	1.3	4.0	0.7	35.5	1.4	4.0	0.6
2050	37.2	1.4	4.2	0.7	37.5	1.5	3.9	0.6
2055	38.7	1.4	4.4	0.7	39.2	1.5	3.9	0.7
2060	40.3	1.5	4.6	0.7	40.8	1.5	4.0	0.7
2065	42.1	1.5	4.8	0.8	42.6	1.6	4.2	0.8
2070	43.6	1.6	5.0	0.8	44.1	1.6	4.4	0.8
2075	45.0	1.7	5.2	0.8	45.6	1.7	4.6	0.8
2080	46.5	1.7	5.4	0.8	47.0	1.7	4.8	0.9
2085	47.6	1.8	5.6	0.9	48.2	1.8	4.9	0.9
2090	48.1	1.8	5.6	0.9	48.6	1.8	5.1	0.9
2095	48.6	1.7	5.6	0.9	48.9	1.9	5.2	0.9
2100	49.2	1.7	5.7	0.9	49.5	1.9	5.3	0.9
2105	49.8	1.7	5.8	0.9	50.0	2.0	5.3	0.9
2110	50.3	1.7	5.9	0.9	50.5	2.0	5.4	0.9
2115	50.7	1.7	6.0	0.9	50.9	2.0	5.5	0.9
2120	51.2	1.6	6.0	0.9	51.2	2.0	5.6	0.9

② 保険料財源比率

一元化後の各実施機関の負担する拠出金は、各年度の厚生年金給付費を保険料財源比率と（1－保険料財源比率）で分け、それぞれを各実施機関の標準報酬総額及び積立金残高の相対比で分担して負担することとされている。また、この保険料財源比率は直近の財政検証における財政均衡期間（概ね100年）の支出に占める保険料財源の割合を用い、5年毎に見直すこととされている。

被用者年金一元化された平成27(2015)年10月以降に用いている保険料財源比率は5年毎に見直されており、今後は令和6(2024)年財政検証で算出した保険料財源比率を使用することとなる。具体的には、令和6(2024)年財政検証でも、幅広い複数の経済前提を設定しており、それぞれのケースについて保険料財源比率を計算しているが、保険料財源比率が小さい程、実施機関別にみた積立金が将来著しく偏るリスクが小さくなるため、令和7(2025)年度から適用する保険料財源比率は、過去30年投影ケースの0.79を使用することとした（第3－7－54表）。

第3－7－54表 保険料財源比率について

人口：中位推計

経済前提	高成長実現	成長型経済移行・継続	過去30年投影	1人当たりゼロ成長
保険料財源比率	0.87	0.84	0.79	－

（注）1人当たりゼロ成長ケースは、マクロ経済スライドによる調整を機械的に継続しても2059年に国民年金の積立金がなくなり、完全な賦課方式へ移行することになるため、当該ケースの保険料財源比率は算出していない。

③ 実施機関別の財政見通し

各実施機関の財政見通しについては、平成26(2014)年財政検証までは各実施機関において財政再計算として公表されていたが、前回の令和元(2019)年財政検証から、財政検証の結果の公表と同時に厚生労働省において各実施機関別の財政見通しを作成し公表している（第3－7－55表）。

第3-7-55表 各実施機関別の財政見通し
 ー人口：中位推計 経済：高成長実現ケースー

【旧厚生年金】

年度	収 入						支 出					収支差	年度末 積立金
	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	84.6	36.1	10.4	13.2	0.2	24.8	70.6	25.0	20.2	0.2	25.1	14.0	250.3
2030	101.3	44.4	11.8	16.4	0.0	28.7	82.1	28.8	23.4	0.3	29.6	19.2	348.8
2040	150.3	60.9	15.4	32.5	0.0	41.5	114.8	41.5	30.8	0.3	42.2	35.5	628.8
2050	219.3	80.0	22.3	55.5	0.0	61.5	167.4	61.5	44.5	0.3	61.0	51.8	1068.0
2060	318.3	108.3	31.2	89.7	0.0	89.1	239.9	89.1	62.4	0.4	88.0	78.4	1723.7
2070	456.5	144.4	43.4	140.5	0.0	128.1	341.8	128.1	86.9	0.4	126.4	114.7	2696.7
2080	644.2	189.1	59.8	214.2	0.0	181.1	479.6	181.1	119.7	0.4	178.4	164.6	4105.9
2090	898.7	251.1	80.3	321.9	0.0	245.4	648.6	245.4	160.5	0.5	242.2	250.1	6171.8
2100	1260.8	335.0	106.9	490.4	0.0	328.4	867.9	328.4	213.9	0.5	325.1	392.9	9410.4
2110	1774.5	439.2	142.6	754.4	0.0	438.3	1158.0	438.3	285.2	0.6	433.8	616.5	14480.3
2120	2520.6	579.4	188.9	1173.0	0.0	579.4	1531.6	579.4	377.8	0.6	573.8	989.0	22531.7

【国共済】

年度	収 入						支 出					収支差	年度末 積立金
	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	3.3	1.3	0.3	0.5	0.0	1.1	3.0	1.1	0.6	0.3	1.1	0.2	9.7
2030	3.7	1.6	0.3	0.6	0.0	1.3	3.2	1.3	0.6	0.2	1.1	0.5	11.8
2040	5.1	2.1	0.4	1.0	0.0	1.7	4.3	1.7	0.8	0.2	1.5	0.9	18.8
2050	7.3	2.9	0.6	1.6	0.0	2.3	6.0	2.3	1.2	0.2	2.3	1.3	29.9
2060	10.4	3.9	0.9	2.4	0.0	3.2	8.4	3.2	1.7	0.2	3.3	2.0	46.4
2070	14.7	5.3	1.2	3.7	0.0	4.5	11.9	4.5	2.5	0.1	4.8	2.9	71.0
2080	20.6	7.1	1.7	5.5	0.0	6.3	16.7	6.3	3.5	0.0	6.8	4.0	105.6
2090	28.6	9.5	2.3	8.1	0.0	8.8	22.8	8.8	4.6	0.0	9.3	5.8	154.3
2100	39.7	12.6	3.1	12.0	0.0	12.1	30.7	12.1	6.2	0.0	12.4	9.0	229.3
2110	54.9	16.6	4.2	17.9	0.0	16.2	41.2	16.2	8.3	0.0	16.6	13.7	343.4
2120	76.2	22.0	5.5	27.1	0.0	21.7	54.7	21.7	11.0	0.0	22.0	21.5	519.8

【地共済】

年度	収 入						支 出					収支差	年度末 積立金
	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	9.5	3.5	0.7	1.5	0.3	3.5	8.2	3.5	1.5	0.0	3.2	1.3	28.8
2030	11.0	4.1	0.8	1.8	0.2	4.0	8.8	4.0	1.7	0.0	3.1	2.2	39.3
2040	15.5	5.5	1.1	3.6	0.2	5.0	11.6	5.0	2.3	0.0	4.3	3.9	70.3
2050	22.0	7.7	1.7	6.2	0.2	6.2	16.2	6.2	3.4	0.0	6.6	5.8	119.5
2060	31.6	10.5	2.4	10.0	0.2	8.5	22.8	8.5	4.8	0.0	9.5	8.8	193.0
2070	45.5	14.1	3.4	15.7	0.1	12.2	32.7	12.2	6.8	0.0	13.7	12.8	302.0
2080	65.2	18.9	4.8	24.0	0.0	17.5	46.8	17.5	9.5	0.0	19.7	18.5	460.0
2090	92.0	25.3	6.3	36.1	0.0	24.3	63.9	24.3	12.7	0.0	27.0	28.1	692.0
2100	130.0	33.6	8.5	55.0	0.0	33.0	85.9	33.0	17.0	0.0	35.9	44.2	1055.9
2110	184.8	44.4	11.4	84.7	0.0	44.3	115.4	44.3	22.9	0.0	48.2	69.4	1626.4
2120	265.0	58.7	15.1	131.9	0.0	59.3	153.6	59.3	30.2	0.0	64.1	111.4	2532.9

【私学共済】

年度	収 入						支 出					収支差	年度末 積立金
	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	1.3	0.6	0.1	0.2	0.0	0.3	1.0	0.3	0.3	0.0	0.4	0.3	4.0
2030	1.6	0.8	0.2	0.3	0.0	0.4	1.3	0.4	0.3	0.0	0.6	0.3	5.8
2040	2.3	1.0	0.2	0.5	0.0	0.6	1.8	0.6	0.4	0.0	0.7	0.6	10.4
2050	3.5	1.3	0.3	0.9	0.0	1.0	2.7	1.0	0.6	0.0	1.1	0.9	17.7
2060	5.2	1.8	0.4	1.5	0.0	1.6	3.9	1.6	0.8	0.0	1.6	1.3	28.5
2070	7.4	2.3	0.5	2.3	0.0	2.3	5.5	2.3	1.1	0.0	2.2	1.9	44.6
2080	10.5	3.0	0.8	3.5	0.0	3.1	7.7	3.1	1.5	0.0	3.1	2.7	67.9
2090	14.6	4.1	1.0	5.3	0.0	4.2	10.5	4.2	2.0	0.0	4.3	4.1	102.1
2100	20.3	5.3	1.3	8.1	0.0	5.6	13.8	5.6	2.7	0.0	5.6	6.5	155.8
2110	28.6	7.0	1.8	12.5	0.0	7.3	18.4	7.3	3.5	0.0	7.5	10.2	240.0
2120	40.8	9.3	2.4	19.5	0.0	9.7	24.4	9.7	4.7	0.0	10.0	16.4	373.6

ー人口：中位推計 経済：成長型経済移行・継続ケースー

【旧厚生年金】

年度	収 入						支 出					収支差	年度末 積立金
	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	84.4	36.1	10.4	13.0	0.2	24.8	70.6	25.0	20.2	0.2	25.1	13.8	250.1
2030	99.8	43.5	11.8	15.9	0.0	28.6	81.9	28.7	23.4	0.3	29.5	17.9	343.8
2040	142.5	57.0	15.4	29.4	0.0	40.7	113.2	40.7	30.8	0.3	41.4	29.2	587.3
2050	196.2	71.3	20.9	47.0	0.0	57.0	155.7	57.0	41.8	0.3	56.6	40.5	936.7
2060	270.0	91.8	27.8	72.2	0.0	78.2	211.2	78.2	55.6	0.4	77.1	58.7	1436.9
2070	368.0	116.6	36.8	108.0	0.0	106.6	285.8	106.6	73.6	0.4	105.2	82.2	2146.7
2080	494.7	145.3	48.3	157.8	0.0	143.3	381.4	143.3	96.6	0.4	141.1	113.3	3133.4
2090	658.4	183.8	61.7	228.1	0.0	184.8	491.0	184.8	123.4	0.5	182.3	167.4	4530.3
2100	882.3	233.4	78.1	335.6	0.0	235.2	624.7	235.2	156.3	0.5	232.7	257.6	6672.1
2110	1190.1	291.3	99.3	500.5	0.0	299.1	794.1	299.1	198.6	0.6	295.9	396.0	9955.7
2120	1624.6	365.8	125.2	757.2	0.0	376.4	1000.1	376.4	250.5	0.6	372.7	624.5	15074.5

【国共済】

年度	収 入						支 出					収支差	年度末 積立金
	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	3.3	1.3	0.3	0.5	0.0	1.1	3.0	1.1	0.6	0.3	1.1	0.2	9.7
2030	3.6	1.5	0.3	0.5	0.0	1.3	3.2	1.3	0.6	0.2	1.1	0.4	11.7
2040	4.9	1.9	0.4	0.9	0.0	1.7	4.2	1.7	0.8	0.2	1.5	0.7	17.5
2050	6.6	2.6	0.6	1.3	0.0	2.1	5.6	2.1	1.2	0.2	2.1	1.0	25.9
2060	8.8	3.3	0.8	1.9	0.0	2.8	7.4	2.8	1.6	0.1	2.9	1.4	38.2
2070	11.9	4.3	1.0	2.8	0.0	3.7	9.9	3.7	2.1	0.1	3.9	2.0	55.6
2080	15.8	5.4	1.4	4.0	0.0	5.0	13.2	5.0	2.8	0.0	5.3	2.7	79.3
2090	20.9	6.9	1.8	5.6	0.0	6.6	17.1	6.6	3.6	0.0	6.9	3.8	111.3
2100	27.7	8.7	2.3	8.0	0.0	8.6	21.9	8.6	4.5	0.0	8.7	5.8	159.6
2110	36.6	11.0	2.9	11.7	0.0	11.1	28.0	11.1	5.8	0.0	11.2	8.6	231.8
2120	48.7	13.9	3.6	17.2	0.0	14.1	35.4	14.1	7.3	0.0	14.1	13.3	341.7

【地共済】

年度	収 入						支 出					収支差	年度末 積立金
	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	9.5	3.5	0.7	1.5	0.3	3.5	8.2	3.5	1.5	0.0	3.2	1.3	28.7
2030	10.8	4.0	0.8	1.8	0.2	4.0	8.8	4.0	1.7	0.0	3.1	2.0	38.7
2040	14.8	5.2	1.1	3.3	0.2	4.9	11.5	4.9	2.3	0.0	4.3	3.3	65.7
2050	19.7	6.9	1.6	5.3	0.2	5.8	15.1	5.8	3.2	0.0	6.2	4.6	105.1
2060	26.7	8.9	2.1	8.1	0.1	7.4	20.1	7.4	4.3	0.0	8.4	6.6	161.5
2070	36.6	11.4	2.9	12.1	0.1	10.2	27.4	10.2	5.7	0.0	11.5	9.3	241.4
2080	50.0	14.5	3.9	17.8	0.0	13.8	37.2	13.8	7.7	0.0	15.7	12.8	352.6
2090	67.3	18.5	4.9	25.7	0.0	18.2	48.4	18.2	9.8	0.0	20.4	18.9	510.4
2100	91.0	23.4	6.2	37.9	0.0	23.6	61.9	23.6	12.4	0.0	25.8	29.1	752.5
2110	124.1	29.4	8.0	56.5	0.0	30.2	79.2	30.2	15.9	0.0	33.1	44.9	1124.3
2120	171.1	37.1	10.0	85.6	0.0	38.5	100.4	38.5	20.0	0.0	41.9	70.8	1704.3

【私学共済】

年度	収 入						支 出					収支差	年度末 積立金
	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	1.3	0.6	0.1	0.2	0.0	0.3	1.0	0.3	0.3	0.0	0.4	0.3	4.0
2030	1.6	0.8	0.2	0.3	0.0	0.4	1.3	0.4	0.3	0.0	0.6	0.3	5.7
2040	2.2	0.9	0.2	0.5	0.0	0.6	1.7	0.6	0.4	0.0	0.7	0.5	9.8
2050	3.2	1.2	0.3	0.8	0.0	0.9	2.5	0.9	0.5	0.0	1.0	0.7	15.5
2060	4.4	1.5	0.4	1.2	0.0	1.4	3.5	1.4	0.7	0.0	1.4	1.0	23.8
2070	6.0	1.9	0.5	1.8	0.0	1.9	4.6	1.9	0.9	0.0	1.8	1.4	35.6
2080	8.0	2.3	0.6	2.6	0.0	2.5	6.2	2.5	1.2	0.0	2.5	1.9	51.9
2090	10.7	3.0	0.8	3.8	0.0	3.2	7.9	3.2	1.5	0.0	3.2	2.8	75.1
2100	14.2	3.7	1.0	5.6	0.0	4.0	10.0	4.0	1.9	0.0	4.0	4.3	110.7
2110	19.2	4.7	1.2	8.3	0.0	5.0	12.6	5.0	2.5	0.0	5.1	6.6	165.3
2120	26.3	5.9	1.6	12.6	0.0	6.3	15.9	6.3	3.1	0.0	6.5	10.4	250.6

－人口：中位推計 経済：過去 30 年投影ケース－

【旧厚生年金】

年度	収 入						支 出					収支差	年度末 積立金
	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	82.9	36.1	10.3	11.5	0.2	24.8	70.6	25.0	20.2	0.2	25.1	12.3	248.6
2030	86.1	38.9	11.1	8.9	0.0	27.1	77.4	27.2	22.0	0.2	27.9	8.7	304.0
2040	96.2	40.1	12.1	11.2	0.0	32.9	90.6	32.9	24.1	0.3	33.4	5.6	378.0
2050	102.4	40.4	12.1	12.4	0.0	37.5	99.2	37.5	24.3	0.2	37.2	3.1	417.6
2060	107.8	41.8	11.9	13.3	0.0	40.8	105.2	40.8	23.8	0.2	40.3	2.6	447.1
2070	112.8	42.7	12.3	13.7	0.0	44.1	112.5	44.1	24.5	0.2	43.6	0.3	461.0
2080	115.9	42.8	12.7	13.3	0.0	47.0	119.2	47.0	25.5	0.2	46.5	-3.3	445.6
2090	117.1	43.6	13.1	11.8	0.0	48.6	123.0	48.6	26.2	0.2	48.1	-6.0	395.0
2100	117.0	44.5	13.3	9.7	0.0	49.5	125.5	49.5	26.6	0.2	49.2	-8.4	323.6
2110	115.4	44.7	13.6	6.6	0.0	50.5	128.1	50.5	27.1	0.2	50.3	-12.7	217.2
2120	112.3	45.2	13.8	2.1	0.0	51.2	130.2	51.2	27.6	0.2	51.2	-17.8	62.6

【国共済】

年度	収 入						支 出					収支差	年度末 積立金
	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	3.2	1.3	0.3	0.5	0.0	1.1	3.0	1.1	0.6	0.3	1.1	0.2	9.6
2030	3.2	1.4	0.3	0.3	0.0	1.2	3.0	1.2	0.6	0.2	1.1	0.1	10.3
2040	3.4	1.4	0.3	0.3	0.0	1.4	3.4	1.4	0.7	0.2	1.2	0.0	11.0
2050	3.6	1.5	0.4	0.3	0.0	1.5	3.7	1.5	0.7	0.1	1.4	0.0	10.8
2060	3.8	1.6	0.4	0.3	0.0	1.5	3.8	1.5	0.7	0.1	1.5	0.0	10.6
2070	4.0	1.6	0.4	0.3	0.0	1.6	4.0	1.6	0.7	0.0	1.6	0.0	10.3
2080	4.1	1.7	0.4	0.3	0.0	1.7	4.2	1.7	0.8	0.0	1.7	-0.2	9.2
2090	4.2	1.7	0.4	0.2	0.0	1.8	4.4	1.8	0.8	0.0	1.8	-0.2	7.2
2100	4.2	1.8	0.4	0.1	0.0	1.9	4.5	1.9	0.8	0.0	1.7	-0.3	4.8
2110	4.2	1.8	0.4	0.1	0.0	2.0	4.5	2.0	0.8	0.0	1.7	-0.3	2.0
2120	4.5	1.8	0.4	0.0	0.2	2.0	4.5	2.0	0.8	0.0	1.6	0.0	0.0

【地共済】

年度	収 入						支 出					収支差	年度末 積立金
	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	9.3	3.5	0.7	1.3	0.3	3.5	8.2	3.5	1.5	0.0	3.2	1.1	28.6
2030	9.4	3.6	0.8	1.0	0.2	3.8	8.4	3.8	1.6	0.0	3.0	1.0	34.2
2040	10.3	3.8	0.9	1.3	0.2	4.1	9.6	4.1	1.9	0.0	3.6	0.7	42.9
2050	10.6	4.1	1.0	1.4	0.1	3.9	10.1	3.9	1.9	0.0	4.2	0.4	48.3
2060	10.9	4.3	1.0	1.5	0.1	4.0	10.5	4.0	1.9	0.0	4.6	0.3	52.3
2070	11.4	4.4	1.0	1.6	0.0	4.4	11.4	4.4	2.0	0.0	5.0	0.0	54.1
2080	11.9	4.5	1.1	1.6	0.0	4.8	12.3	4.8	2.1	0.0	5.4	-0.4	52.5
2090	12.2	4.6	1.1	1.4	0.0	5.1	12.9	5.1	2.2	0.0	5.6	-0.7	46.7
2100	12.2	4.7	1.1	1.2	0.0	5.3	13.2	5.3	2.2	0.0	5.7	-1.0	38.4
2110	12.1	4.8	1.1	0.8	0.0	5.4	13.6	5.4	2.3	0.0	5.9	-1.5	26.0
2120	11.8	4.8	1.2	0.2	0.0	5.6	14.1	5.6	2.3	0.3	6.0	-2.3	7.0

【私学共済】

年度	収 入						支 出					収支差	年度末 積立金
	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	1.3	0.6	0.1	0.2	0.0	0.3	1.0	0.3	0.3	0.0	0.4	0.3	3.9
2030	1.4	0.7	0.2	0.1	0.0	0.4	1.2	0.4	0.3	0.0	0.5	0.2	5.0
2040	1.5	0.7	0.2	0.2	0.0	0.5	1.4	0.5	0.3	0.0	0.6	0.1	6.3
2050	1.7	0.7	0.2	0.2	0.0	0.6	1.7	0.6	0.3	0.0	0.7	0.1	7.0
2060	1.8	0.7	0.2	0.2	0.0	0.7	1.8	0.7	0.3	0.0	0.7	0.0	7.5
2070	1.9	0.7	0.2	0.2	0.0	0.8	1.9	0.8	0.3	0.0	0.8	0.0	7.7
2080	2.0	0.7	0.2	0.2	0.0	0.9	2.0	0.9	0.3	0.0	0.8	-0.1	7.5
2090	2.0	0.7	0.2	0.2	0.0	0.9	2.1	0.9	0.3	0.0	0.9	-0.1	6.6
2100	2.0	0.7	0.2	0.2	0.0	0.9	2.1	0.9	0.3	0.0	0.9	-0.1	5.4
2110	1.9	0.8	0.2	0.1	0.0	0.9	2.1	0.9	0.4	0.0	0.9	-0.2	3.6
2120	1.9	0.8	0.2	0.0	0.0	0.9	2.2	0.9	0.4	0.0	0.9	-0.3	1.0

第8節

マクロ経済スライドによる基礎年金の 給付水準調整の長期化の要因と影響

1. 足下のマクロ経済スライドと所得代替率の動向

所得代替率は、マクロ経済スライドによる給付水準調整が発動されなければ、原則として分子の新規裁定時の年金額は分母の手取り賃金の伸び率でスライドするため、分母と分子が同じ伸び率で伸びることとなり、所得代替率は変動しない。一方、マクロ経済スライドが発動されると、分子の年金額は手取り賃金より伸びが低く抑えられるため、給付水準が調整され所得代替率が低下することとなる。

しかしながら、デフレ経済が長引いたことにより特例水準が解消せず、平成16(2004)年改正で導入されたマクロ経済スライドは平成26(2014)年度まで発動することがなかった。その後、平成27(2015)年度に給付水準の調整が初めて行われ、0.9%のマクロ経済スライド調整が発動された。その後は、令和元(2019)年度に0.5%（うち、0.3%は平成30(2018)年度のキャリーオーバー）、令和2(2020)年度に0.1%、令和5(2023)年度に0.6%（うち、0.3%は令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度のキャリーオーバー）、令和6(2024)年度に0.4%、令和7(2025)年度に0.4%のマクロ経済スライド調整が発動された（第3－8－1図）。

第3－8－1図 賃金、物価、年金改定率、及びマクロ経済スライドの推移

マクロ経済スライド調整の状況												
- マクロ経済スライドは、平成27年度・令和元年度・令和2年度・令和5年度・令和6年度・令和7年度の計6回発動。 - 近年、被保険者数の増加傾向が続いたため、マクロ経済スライド調整に用いる被保険者数の変化率は財政検証の見込みよりも小さくなっている。												
改定年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年金額改定率の実績												
(A)	物価変動率 ※ 前年のCPI上昇率	0.4%	2.7%	0.6%	▲0.1%	0.5%	1.0%	0.5%	0.0%	▲0.2%	2.5%	3.2%
	賃金変動率 ※ 2～4年前の賃金上昇率等を基に計算	0.3%	2.3%	▲0.2%	▲1.1%	▲0.4%	0.6%	0.3%	▲0.1%	▲0.4%	2.8%	3.1%
(B)	実際に発動したマクロ経済スライド調整率	—	▲0.9%	—	—	—	▲0.5%	▲0.1%	—	—	▲0.6%	▲0.4%
	被保険者の変化率×平均余命の伸びを勘案した一定率(▲0.3%)	▲1.0%	▲0.9%	▲0.7%	▲0.5%	▲0.3%	▲0.2%	▲0.1%	▲0.1%	▲0.2%	▲0.3%	▲0.4%
(C)	特例水準の解消	▲1.0%	▲0.5%	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	年金額改定率(A-B-C)	▲0.7%	0.9%	0.0%	▲0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	▲0.1%	▲0.4%	新2.2% 旧1.9%	2.7%
平成26年財政検証 労働市場への参加が進むケース 令和元年度財政検証 労働参加が進むケース 令和6年度財政検証 労働参加が一定程度進むケース												
(参考)	財政検証における「被保険者の変化率×平均余命の伸びを勘案した一定率(▲0.3%)」の見込み	▲1.0%	▲1.1%	▲1.1%	▲1.1%	▲1.0%	▲0.2%	▲0.2%	▲0.3%	▲0.5%	▲0.7%	▲0.4%
	平成26年財政検証 労働市場への参加が進まないケース	▲1.0%	▲1.1%	▲1.2%	▲1.2%	▲1.1%	▲0.2%	▲0.2%	▲0.3%	▲0.5%	▲0.8%	▲0.4%

※1 特例水準の解消のため、平成26年度は▲1.0%、平成27年度は▲0.5%の改定が行われている。このため、平成26年度はマクロ経済スライドが発動していない。
 ※2 Aの値は、物価・賃金の状況に応じ、▲の値（ただし、物価＞ゼロ＞賃金の、平成28年度と平成30年度はゼロ）を使用。
 ※3 平成28年に成立した年金改定法により、平成30年度に発生したマクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)は令和元年度に繰り越された。また、令和3年度・令和4年度に発生したマクロ経済スライドの未調整分(計▲0.3%)は令和5年度に繰り越された。

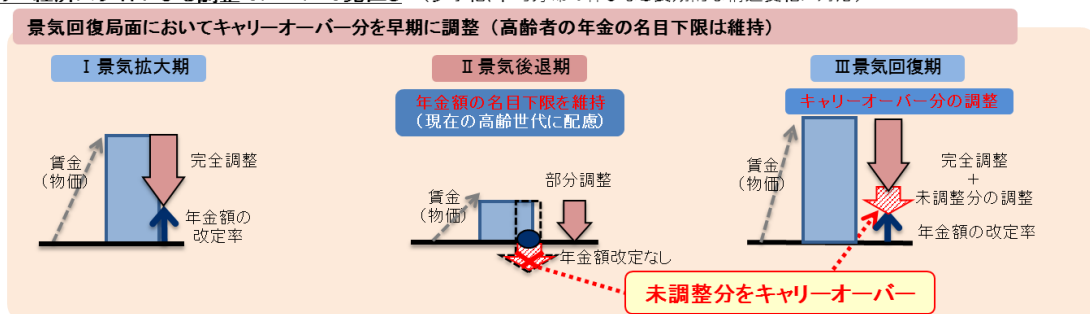
マクロ経済スライドが発動されなかった間に、所得代替率は若干上昇しており、現行の財政フレームが導入された平成 16(2004)年度では 59.3%であったものが、今回の財政検証の足下である令和 6(2024)年度には 61.2%となっている。

この所得代替率の上昇は主に基礎年金で起こっており、この間の新規裁定時の基礎年金のスライドが、分母の賃金の変動率よりも高くなっていたため生じたものである。具体的には、本節 2(2)で詳述する。

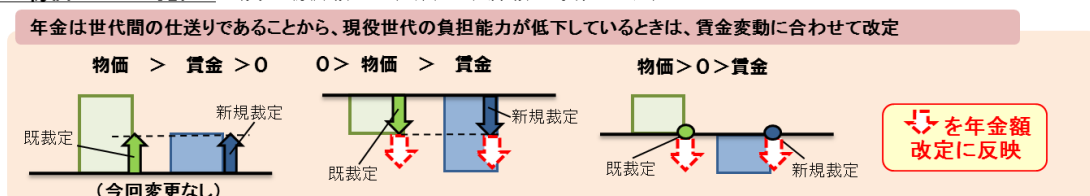
平成 26(2014)年財政検証結果により確認された基礎年金が構造的に抱える事項に対処するため、年金部会での議論も踏まえ、平成 28(2016)年に公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律を提出し、成立した。このなかで年金額の改定ルールの見直しが行われ、マクロ経済スライドについては年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整する仕組みが導入され、マクロ経済スライドの強化が図られた。あわせて、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて年金額を改定することとし、年金財政の支え手である現役世代の負担能力にあわせた年金給付とする仕組みが導入された(第 3-8-2 図)。

第 3-8-2 図 年金額改定ルールの見直し

① マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し (少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応)



② 賃金・物価スライドの見直し (賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応)

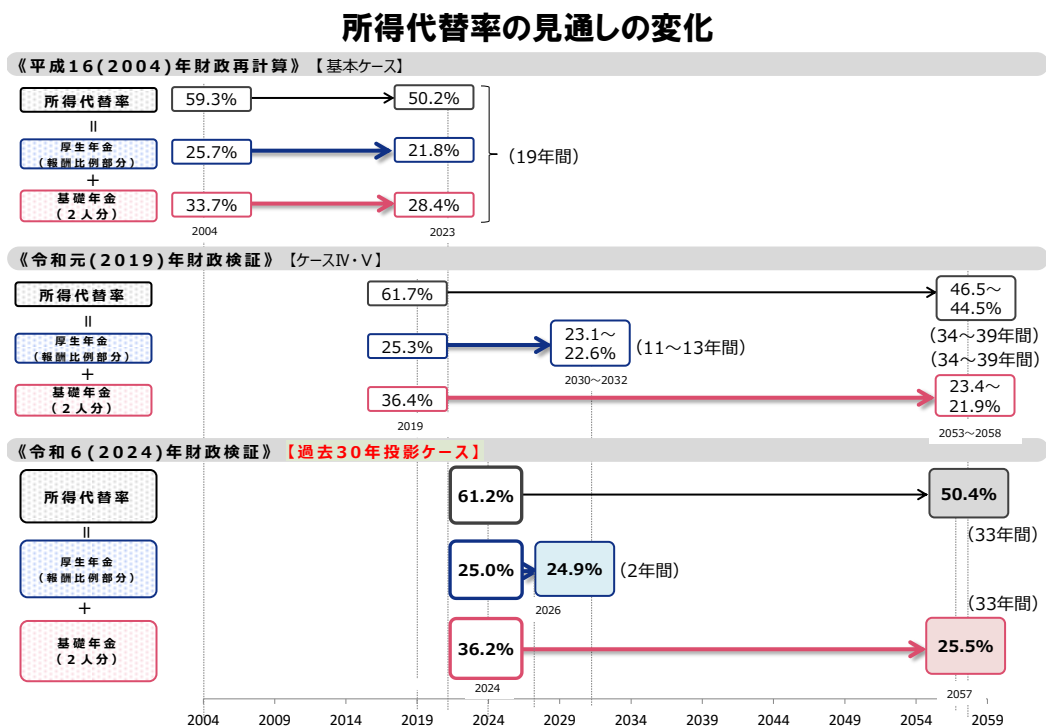


2. マクロ経済スライドによる給付水準調整期間の長期化の要因

現行の財政フレームが導入された平成 16(2004)年財政再計算では、足下の平成 16(2004)年度の所得代替率は 59.3%であった。また、基準ケースでは 1 階部分の基礎年金、2 階部分の報酬比例年金ともに給付水準調整期間は 19 年であり、調整終了後のモデル年金の所得代替率は基礎年金が 28.4%、報酬比例年金が 21.8%、合計で 50.2%となる見通しであった。

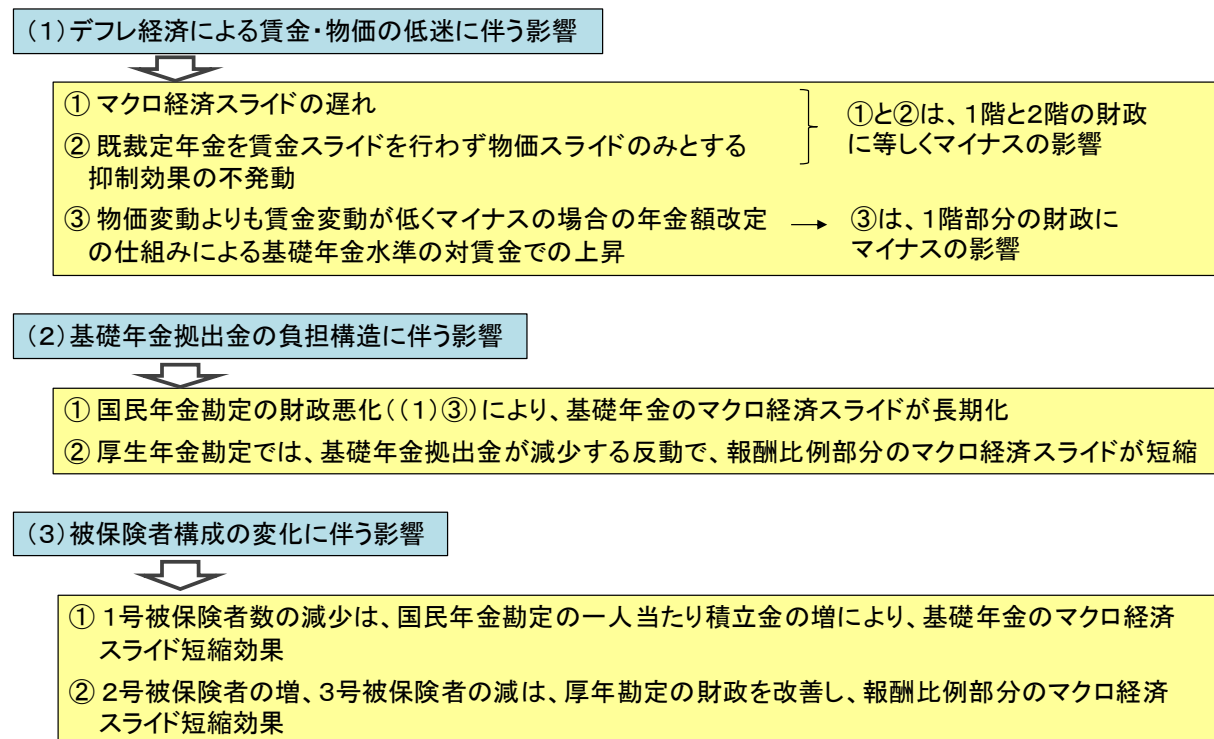
しかし、今回の財政検証では、平成 16(2004)年度に 59.3%であった所得代替率は、足下の令和 6(2024)年度で 61.2%まで上昇した。また、実質ゼロ経済成長を仮定する「過去 30 年投影ケース」における給付水準調整期間については、基礎年金は約 30 年、報酬比例年金は 2 年となり、調整終了後の所得代替率については基礎年金で 25.5%、報酬比例年金で 24.9%となった。つまり、2 階部分の報酬比例年金に比べると、1 階部分の基礎年金の方が給付水準調整期間はより長期化することとなった(第 3-8-3 図)。

第 3-8-3 図 マクロ経済スライドによる給付水準調整見通しの変化



以下では、基礎年金のマクロ経済スライドの調整期間が報酬比例部分の調整期間よりも長期化する主な要因について、デフレ経済による賃金・物価の低迷に伴う影響、基礎年金拠出金の負担構造に伴う影響、被保険者構成の変化に伴う影響に分け、それぞれ考察することとする（第3－8－4図）。

第3－8－4図 基礎年金のマクロ経済スライドが報酬比例に比べ長期化する要因



(1) マクロ経済スライドの発動の遅れ等

平成16(2004)年財政再計算以降の経済状況をみると、第3－8－1図でみたとおり、デフレ経済が続く、物価が上昇しないだけでなく、賃金が物価以上に低下し、実質賃金の伸びがマイナスとなる状況が生じていた。このため、賃金や物価が上昇した場合に年金の伸びを抑制するマクロ経済スライド調整は平成27(2015)年度まで発動しなかった。

その上、このような経済状況において、賃金スライドを基本とする新規裁定年金と物価スライド基本とする既裁定年金の年金改定率が同一のものとなり、既裁定年金の伸びを賃金の伸びより抑制する効果が発動しなかった。

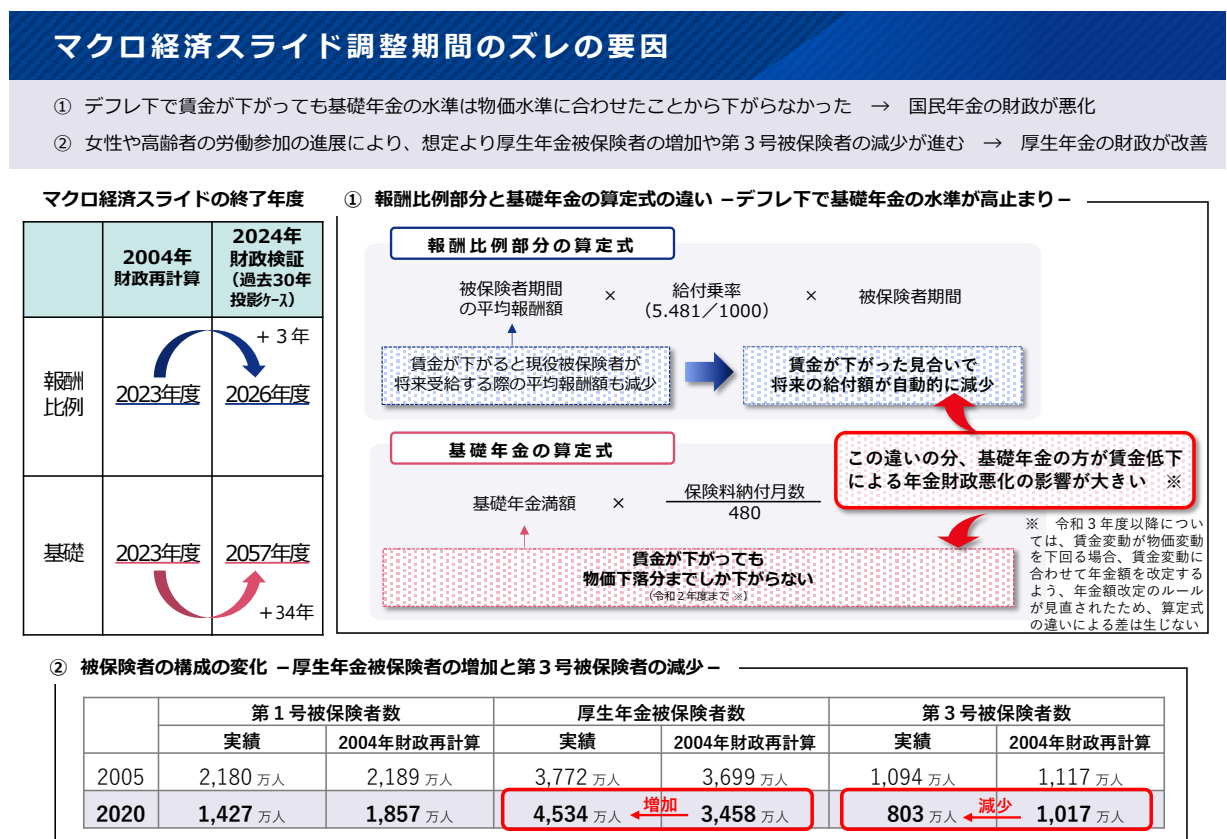
公的年金の保険料収入は賃金上昇に伴い増加する仕組みであるため、マクロ経済スライドや既裁定年金の物価スライドにより年金改定率が賃金より抑えられると財政状況は改善する。これまでの財政検証においては、これらの効果を一定程度見込んでいたが、その効果の発揮は不十分なものであった。

なくなるため、改定ルールによる財政影響を中期的に吸収することができるが、一方、基礎年金は定額給付であるため、賃金下がって負担側の保険料水準が減少しても、報酬比例年金のような形での給付額の減少は生じない仕組みとなっている（第3-8-6図）。

したがって、賃金が物価を下回ったことによる財政影響は、基礎年金がより強く受けることとなり、基礎年金の給付水準調整期間が長期化し、将来の所得代替率が低下することとなった。

なお、前述のとおり、平成28(2016)年年金改正において、デフレ経済においても賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて年金額を改定するよう年金額改定ルールの見直しが行われており、改定ルールの影響により基礎年金の給付水準調整期間が長期化することは防止されている。

第3-8-6図 マクロ経済スライド調整期間のズレの要因

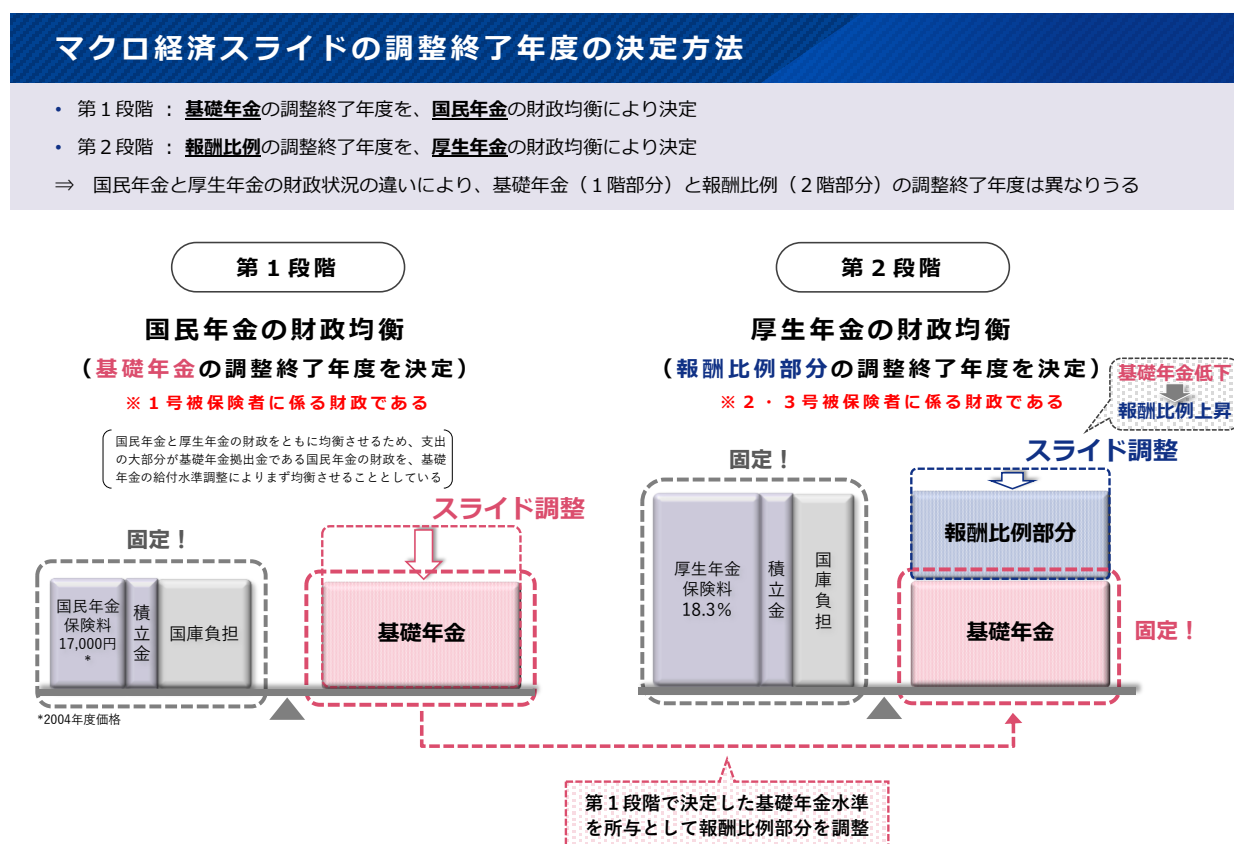


（３）基礎年金拠出金の負担構造に伴う影響

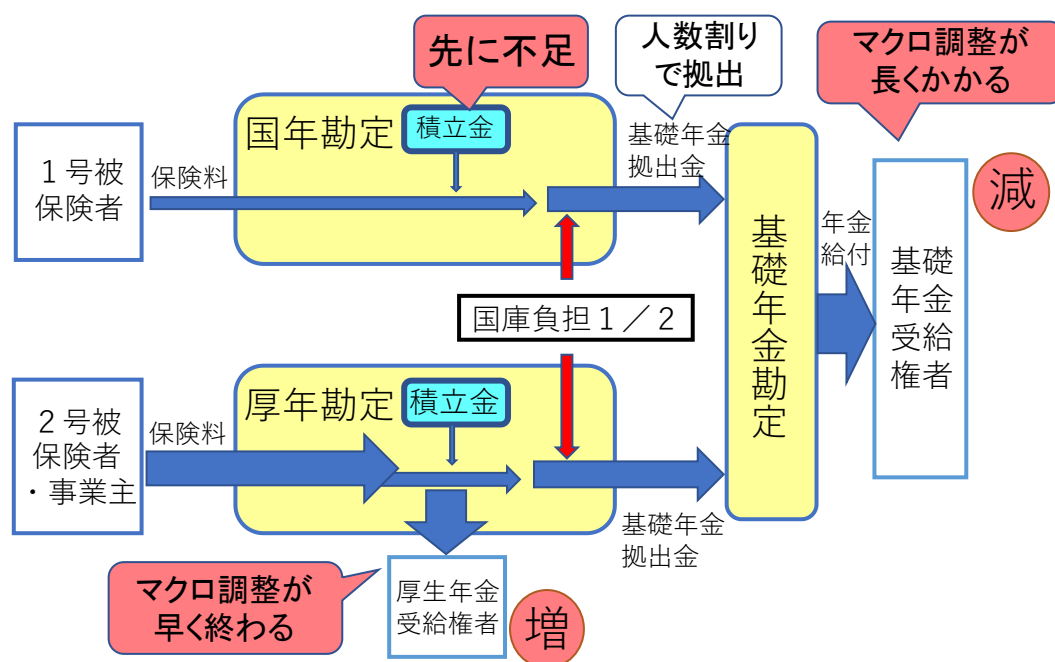
１階部分の基礎年金のマクロ経済スライドが２階部分の報酬比例年金よりも長期化する要因は、国民年金勘定と厚生年金勘定とを区分し、それぞれから拠出される基礎年金拠出金で共通の基礎年金の費用を賄う仕組みに由来する。すなわち、国民年金勘定と厚生年金勘定とを区分し、それぞれで積立金を持ち財政均衡を図る仕組みとなっているため、双方から基礎年金拠出金を被保険者の人数割で拠出し、給付を賄う現行の仕組みにおいて、財政力が相対的に弱い国民年金勘定の積立金が不足し、基礎年金のマクロ経済スライドによる調整の長期化を必要とするのである。

一方、２階部分の報酬比例年金のマクロ経済スライドが短期間で終了し、所得代替率は上昇しているが、これは、厚生年金の財政を考えると、１階部分の基礎年金と２階部分の報酬比例年金に充てる費用を保険料として一括（18.3%）で徴収しているが、基礎年金の水準が低下し、基礎年金に充てる財源が低下した結果、相対的に報酬比例年金に使用できる財源が増加したためである（第３－８－７図、第３－８－８図）。

第３－８－７図 マクロ経済スライド調整の終了について



第3-8-8図 基礎年金が報酬比例よりマクロ経済スライド調整が長期化する要因



(4) 被保険者の構成の変化に伴う影響

平成16(2004)年以降の公的年金の被保険者数の動向をみると、過去の財政検証の見通しと比較して、第1号被保険者が減少、被用者年金被保険者が増加、第3号被保険者が減少している(第3-8-6図)。

この被保険者数の変化のうち、女性の労働参加の進展による第3号被保険者の減少や被用者年金被保険者の増加、及び高齢者の労働参加の進展による被用者年金被保険者の増加については、国民年金の財政には影響を及ぼさず、専ら厚生年金の財政を改善させるものであり、報酬比例年金の所得代替率の上昇に寄与している。

一方、第1号被保険者の減少は、被保険者1人当たりの積立金を増加させる効果を有することから、国民年金の財政を改善させるものであり、基礎年金の所得代替率を向上させる要因となっている。しかしながら、(1)や(2)で述べた影響を含めて考えると、国民年金の財政状況は悪化しており基礎年金の給付水準調整期間は長期化し、所得代替率が大きく低下する見通しとなっている。

3. 基礎年金部分の占める割合の低下の影響

報酬比例年金に比べて基礎年金のマクロ経済スライドによる調整が大きく、基礎年金部分の占める割合が低下する影響は、将来、基礎年金のみの受給者の年金水準が大きく調整される恐れがあるだけでなく、報酬比例年金を受給する厚生年金の受給者の年金給付にも大きな影響を及ぼす。

今回の財政検証において厚生年金の給付水準の指標となるモデル年金の所得代替率は、4種類の経済前提のうち「1人当たりゼロ成長ケース」を除く3種類のケースでは調整終了後も所得代替率 50%を確保できる見通しであり、平成 16 年財政再計算の基準ケースと比べても上昇しているが、これは、女性や高齢者の労働参加が想定よりも進む等、他に財政改善要因があったためであり、依然として基礎年金部分が占める割合の低下は課題である。

厚生年金は、定額給付の基礎年金により所得再分配機能を有しているが、基礎年金水準の低下はこの定額給付を低下させ、所得再分配機能を低下させる。また、必然的に基礎年金の2分の1の国庫負担水準も低下し、保険料水準が固定されているため、トータルの財源は減少し、年金の総給付費も減少する。

このように、基礎年金部分が占める割合の低下が、年金財政の悪化要因、特に中所得層や低所得層の年金水準の低下要因となっている（第3－8－9図）。

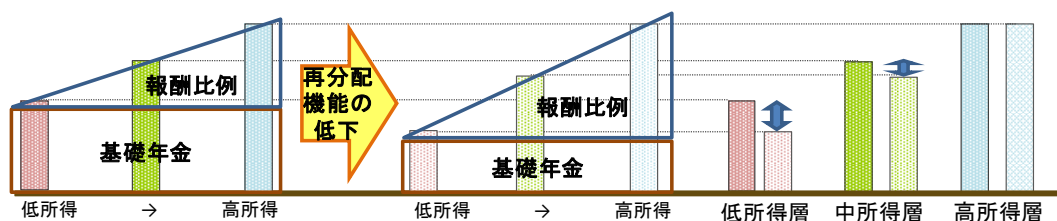
第3－8－9図 基礎年金部分の占める割合の低下の影響

報酬比例に比べ基礎年金の給付水準調整が大きくなり、基礎年金部分の占める割合が低下すると、

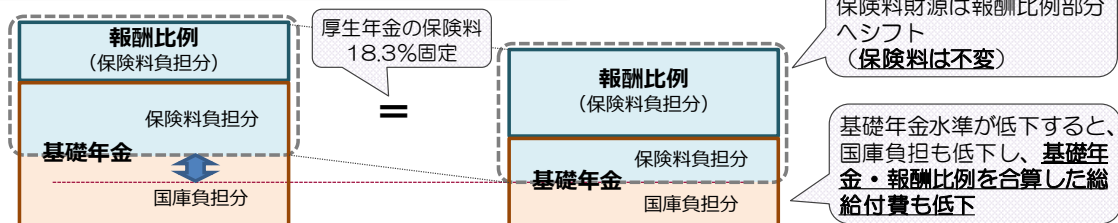
⇒①厚生年金の所得再分配機能の低下（低中所得層の年金水準の低下要因）

②保険料固定方式の下での総給付費の水準低下（基礎年金水準の低下に伴う国庫負担の低下）

①厚生年金の所得再分配機能の低下



②保険料固定方式の下での総給付費の水準低下



第4章 オプション試算

第1節 オプション試算の位置づけ

第2節 被用者保険の更なる適用拡大

第3節 基礎年金拠出期間延長・給付増額

第4節 マクロ経済スライドの調整期間の一致

第5節 適用拡大、基礎年金拠出期間延長・給付増額、
調整期間の一致の組み合わせ試算

第6節 在職老齢年金制度の支給停止の基準の見直し

第7節 標準報酬月額上限設定のルールの見直し

第8節 参考試算等

第 1 節

オプション試算の位置づけ

平成 26(2014)年財政検証では、社会保障制度改革国民会議の報告書において提示された年金制度の課題の検討に資するような検証作業を行うべきとされており、法律で要請されている現行制度に基づく「財政の現況及び見通し」の作成に加え、これらの課題の検討に資するよう、制度改革を仮定したオプション試算も行った。

財政検証におけるオプション試算は、社会保障審議会年金部会等においても改革の必要性や効果についての共通認識を形成する上で非常に重要な役割を果たしたものと評価されており、前回の社会保障審議会年金部会の取りまとめである「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（令和元(2019)年 12 月 27 日）においては、今後の年金制度改革でもオプション試算を踏まえたうえで議論を進めていくべきとされていたことから、令和 6(2024)年財政検証においても年金部会での議論等を踏まえたオプション試算を実施しており、今回で 3 回目となる。

オプション試算の内容については、

- ・ 年金部会等で見直しの議論がされており、改正後の姿が想定でき、試算を行うための制度の前提を設定することができるもの
- ・ 年金財政に対して、一定程度影響があると見込まれるもの

について行うものとされ、具体的には、

オプション①：被用者保険の更なる適用拡大

オプション②：基礎年金の拠出期間延長・給付増額

オプション③：マクロ経済スライドの調整期間の一致

オプション④：在職老齢年金制度の支給停止の基準の見直し

オプション⑤：標準報酬月額上限設定のルールの見直し

について、マクロ経済スライドの終了時期や終了後の給付水準等について試算を行っている。

加えて、社会保障審議会年金部会でも指摘されているマクロ経済スライド調整の仕組みに関し、名目下限措置を撤廃した場合の効果を見るための試算（参考試算）も行った。

なお、オプション試算は今後の年金制度における課題の検討材料という位置づけで様々な議論のベースを提供するものであり、今回の試算内容がそのまま制度化されることを前提に行ったものではないことに留意する必要がある。

以下、各オプション試算や参考試算について、試算の内容や結果を解説する。オプション試算の詳細な収入や支出の状況を示した財政見通しは、第 7 章にまとめて掲載している。

第2節 オプション① 被用者保険の更なる適用拡大

1. 試算の前提

被用者保険の適用拡大については、平成 28(2016)年 10 月から (i) 週労働時間 20 時間以上、(ii) 月額賃金 8.8 万円以上、(iii) 勤務期間 1 年以上見込み、(iv) 学生以外、(v) 従業員 501 人以上の企業等、の要件を満たす短時間労働者に適用拡大され、更に平成 29(2017)年 4 月から 500 人以下の企業で労使合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする（国、地方公共団体は規模に関わらず適用）こととされた。さらに、令和 2 年年金改正法の施行に伴い、令和 4 (2022)年 10 月に短時間労働者に対する勤務期間要件を撤廃するとともに従業員が 101 人以上の企業等で働く短時間労働者への適用拡大、令和 6 (2024)年 10 月に従業員が 51 人以上の企業等で働く短時間労働者への適用拡大を順次行ってきた。

短時間労働者は令和 5 (2023)年度末で約 90 万人が厚生年金被保険者として適用されており、令和 6 (2024)年 10 月の適用拡大によって約 20 万人の短時間労働者が新たに適用されると想定している。

オプション試算では、この要件を更に緩和し更なる適用拡大を実施する場合の影響を試算することとした。

具体的には、

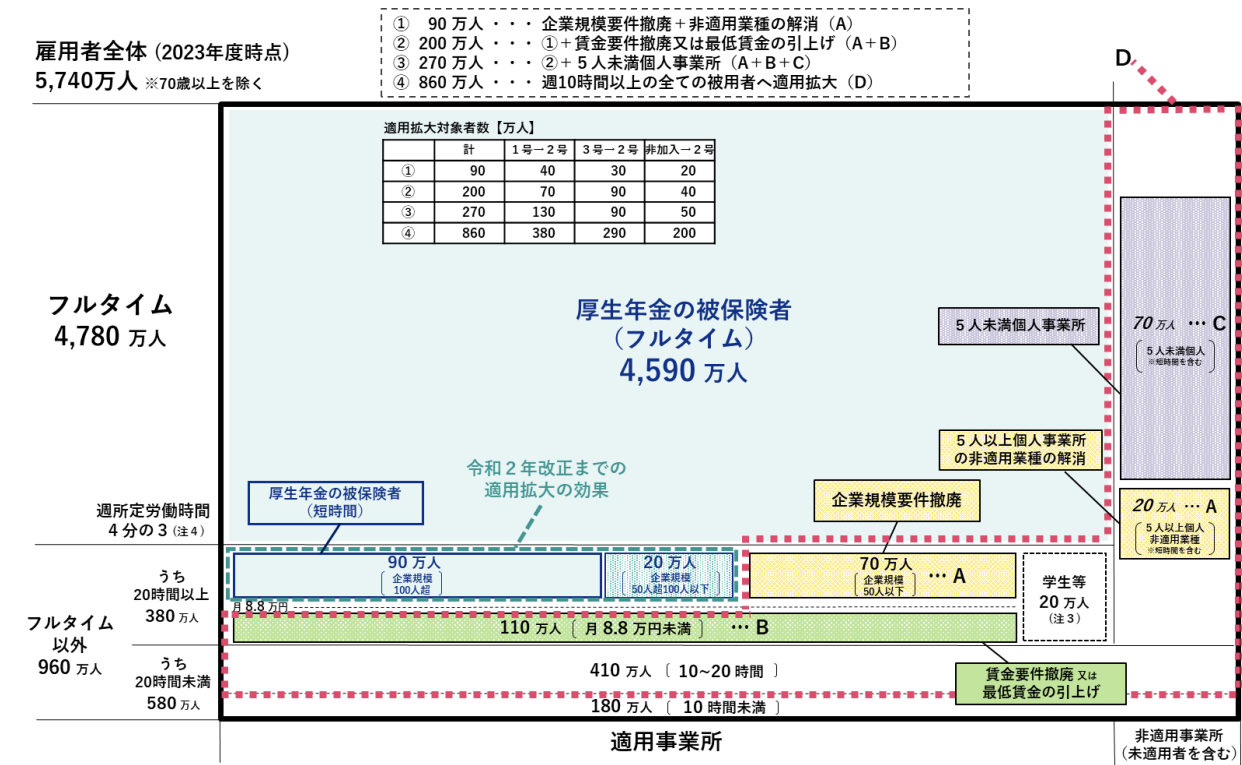
- ① 被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と 5 人以上個人事業所の非適用業種の解消を行う場合（対象者約 90 万人）
- ② ①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合（対象者約 200 万人）
- ③ ②に加え、5 人未満の個人事業所も適用事業所とする場合（対象者約 270 万人）
- ④ 所定労働時間が週 10 時間以上の全ての被用者を適用する場合（対象者約 860 万人）

の 4 通りの試算を行っている（第 4－2－1 図参照）。

なお、施行年度については試算便宜上、令和 9 (2027)年 10 月より実施するものと仮定した。また、国民年金第 1 号被保険者の納付率の前提について、適用拡大に伴って相対的に納付率の低い短時間労働者等が厚生年金の適用となるため、納付率が上昇することを織り込んでおり、①の場合で 0.3%程度、②の場合で 0.6%

程度、③の場合で 1.1%程度、④の場合で 3.2%程度上昇するものとしている。

第 4－2－1 図 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数



(1) 適用拡大の対象者数

適用拡大対象者数の推計に当たっては、令和3年労働力調査の特別集計結果、令和4年公的年金加入状況等調査の特別集計結果、令和5年厚生年金保険業態別・規模別適用状況調、令和4年就業構造基本調査、令和3年経済センサス、2020年農林業センサス、2018年漁業センサスを活用している。

まず、51～100人、50人以下の企業規模に適用される短時間労働者の被保険者については、既に厚生年金保険の適用を受けている短時間労働者の被保険者 (約90万人) に対して、就業構造基本調査から得られる非正規の職員・従業員のうち週労働時間が20～30時間の雇用者数の企業規模別分布を乗じることによりそれぞれ、約20万人、約70万人と推計している (第4－2－2表)。

第 4－2－2 表 企業規模別非正規の職員・従業員のうち
週労働時間が20～30時間の雇用者数の割合

50人以下	50人超 100人以下	100人超 500人以下	500人超	企業規模計
38.1%	10.0%	16.9%	35.0%	100.0%

(資料) 総務省「令和4年就業構造基本調査」より作成

5人以上個人事業所の非適用業種の解消により厚生年金保険に適用される被保険者については、経済センサス（農林漁業は、農林センサスおよび漁業センサスを活用）の産業小分類別・男女別・事業所規模別に個人事業所の常用労働者数をもとに、労働力調査の産業大分類別の雇用形態及び週間就業時間別の割合を乗じて、約20万人と推計している（第4-2-3表）。

これと50人以下の企業規模に適用される短時間労働者約70万人と合わせて、企業規模要件の廃止と5人以上の個人事業所の非適用業種の解消を行う場合の対象者は計約90万人（第4-2-1図のA）と推計している。

第4-2-3表 産業大分類別、雇用形態及び週間就業時間別雇用者の割合

	正規の職員及び非正規の職員・従業員週30時間以上	非正規の職員・従業員週20～30時間
農業、林業	85.7%	8.0%
漁業	100.0%	0.0%
学術研究、専門・技術サービス業	95.0%	2.4%
宿泊業、飲食サービス業	60.0%	10.7%
生活関連サービス業、娯楽業	76.8%	10.4%
サービス業（他に分類されないもの）	86.2%	6.8%

（資料）総務省「令和3年労働力調査」より作成。厚生年金保険の非適用業種に該当する産業大分類のみ掲載している。

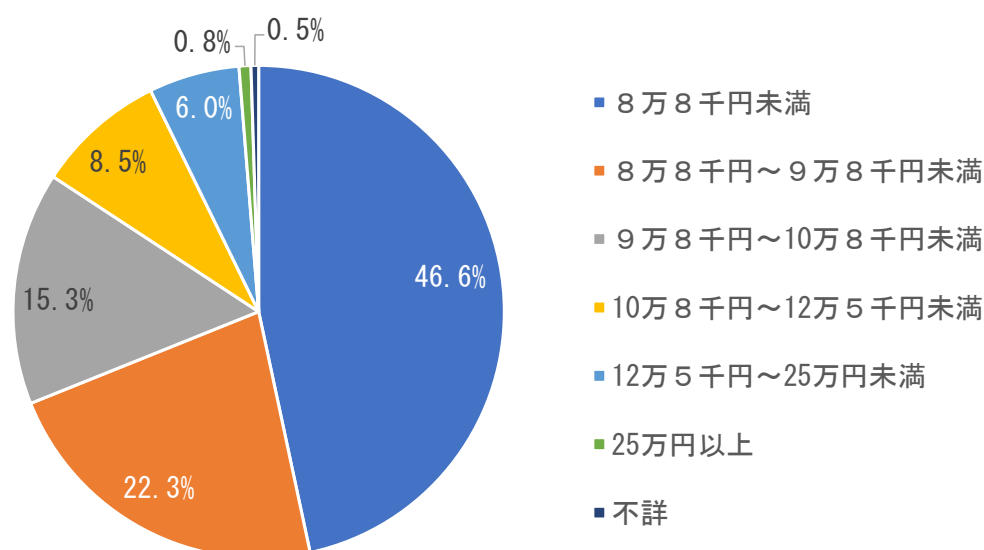
適用事業所で雇用されている週20～30時間以上の短時間雇用者については、労働力調査の特別集計より70歳未満かつ非正規の職員・従業員のうち週労働時間が20～30時間の者は約380万人であり、既に厚生年金保険の適用を受けている短時間労働者の被保険者（約90万人）を除いた約290万人を性別・年齢階級別に区分した上で、公的年金加入状況等調査の特別集計から算出した適用事業所で雇用されている者の割合を乗じて、約270万人と推計している。

学生については、公的年金加入状況等調査の特別集計の結果によると約5%であることから、70歳未満かつ非正規の職員・従業員のうち週労働時間が20～30時間の者の約5%として約20万人と推計している。

以上を踏まえ、適用事業所で雇用されている週20～30時間の短時間雇用者から学生を除いた約250万人に対し、更に公的年金加入状況等調査の特別集計から得られた賃金月額が8.8万円未満の割合を性別・年齢階級別・加入制度別に乗じることで、賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより被保険者となる者を約110万人（第4-2-1図のB）と推計している（第4-2-4図）。

第4-2-4図

週20～30時間の短時間雇用者（学生を除く）における基本給（月額）分布



（資料）厚生労働省「令和4年公的加入状況等調査」の特別集計より作成。
実際には性別・年齢階級別・加入制度別に区分している。

また、5人未満の個人事業所の雇用者数については、経済センサス（農林漁業は、農林センサスや漁業センサスを活用）の産業小分類別・男女別・事業所規模別の個人事業所の常用労働者数をもとに、労働力調査の産業大分類別に、雇用形態及び週間就業時間別の割合を乗じて、約90万人（正規の職員・従業員及び非正規の職員・従業員のうち週労働時間が30時間以上の者は約75万人、非正規の職員・従業員のうち週労働時間が20～30時間の雇用者は約15万人）と推計している。

このうち、非正規の職員・従業員のうち週労働時間が20～30時間の雇用者かつ賃金月額が8.8万円未満の者については、70歳未満かつ非正規の職員・従業員のうち週労働時間が20～30時間の者で厚生年金保険に適用されていない者（約290万人）に対する賃金月額が8.8万円未満の者（約110万人）の割合から約5万人と推計している。

5人未満の個人事業所も適用事業所とした場合に適用される被保険者については、5人未満の個人事業所の雇用者数からこの約5万人と厚生年金保険業態別・規模別適用状況調より既に個人設立の5人未満事業所に適用されている被保険者約15万人を除き、約70万人（第4-2-1図のC）と推計している。

最後に、労働力調査の特別集計より70歳未満かつ非正規の職員・従業員のうち週労働時間が10～20時間の者を約410万人と推計しており、70歳未満かつ

正規の職員・従業員及び非正規の職員・従業員のうち週労働時間が 30 時間以上の者約 4780 万人のうち厚生年金保険に適用されていない者については、既に厚生年金保険の適用を受けている被保険者（約 4590 万人）を除いた約 180 万人と推計している。

そして、70 歳未満かつ非正規の職員・従業員のうち週労働時間が 20～30 時間の者で厚生年金保険に適用されていない者（約 290 万人）については、既に令和 6 年 10 月の適用拡大により厚生年金保険の被保険者と見込まれている者（51～100 人の企業規模に適用される短時間労働者の被保険者約 20 万人）を除いた約 270 万人と推計しており、これらを合計し、所定労働時間が週 10 時間以上の全ての被用者を適用する場合に適用される被保険者数を約 860 万人（第 4－2－1 図の D）と推計している。

（２）加入制度別の適用対象者数

（１）で解説した適用拡大の対象者数については、公的年金加入状況等調査の特別集計から加入制度別に区分しているが、まとめると第 4－2－5 表のとおりである。

第 4－2－5 表 適用拡大対象者数の加入制度別の内訳

（単位：万人）

	男女計				男性				女性			
	計	1 号	3 号	非加入者	計	1 号	3 号	非加入者	計	1 号	3 号	非加入者
適用拡大①	90	40	30	20	30	20	0	10	60	20	30	10
適用拡大②	200	70	90	40	40	30	0	10	160	40	90	30
（①→②）	(110)	(30)	(60)	(20)	(10)	(10)	(0)	(0)	(100)	(20)	(60)	(20)
適用拡大③	270	130	90	50	80	60	0	10	190	70	90	40
（②→③）	(70)	(60)	(0)	(10)	(40)	(40)	(0)	(0)	(30)	(20)	(0)	(10)
適用拡大④	860	380	290	200	250	190	0	60	610	190	280	140

（注）10万人単位で丸めて標章しているため、合計が合わない場合がある。

適用拡大①は、企業規模要件の拡大や 5 人以上の個人事業所の非適用業種の解消により新たに厚生年金保険の被保険者となる者であるが、制度間異動の状況をみると、比較的 1 号被保険者からの異動が多い。

適用拡大②は、①に賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより被保険者となる者を加えたものであるが、①との差である賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより被保険者となる者約 110 万人について、制度間異動の状況をみると、女性が大部分を占め、特に 3 号被保険者からの異動が多い。

適用拡大③は、②に 5 人未満の個人事業所も適用事業所とした場合に適用される者を加えたものであるが、②との差である 5 人未満の個人事業所も適用事業所とした場合に適用される者約 70 万人について、制度間異動の状況をみる

と、1号被保険者からの異動が大部分を占めている。

適用拡大④は、所定労働時間が週 10 時間以上の全ての被用者を適用する場合に適用される被用者であるが、制度間異動の状況をみると、適用拡大①に近い傾向にあり、比較的1号被保険者からの異動が多い。

（３）適用拡大による納付率の変化

適用拡大の対象となる短時間労働者には、現行制度では第1号被保険者として国民年金保険料を納付することとなっている者がいるが、これらの者に係る納付率は第1号被保険者全体の平均値よりも低いと考えられるため、適用拡大によって納付率の上昇が見込まれる。この影響は、令和2年国民年金被保険者実態調査の結果を活用して推計している。

この調査結果における「常用雇用」、「パート・アルバイト」である者、それ以外の者について、「完納者」、「一部納付者」及び「滞納者」の人数を基に、全体の納付率が85%のときのそれぞれの納付率を「常用雇用」、「パート・アルバイト」である者は76.8%程度、それ以外の者は89.6%程度と見込んでいる。

次に、第1号被保険者から第2号被保険者となる者は、前述のとおり、適用拡大①の場合で40万人と見込んでいるが、これらの者には全額免除者や若年納付猶予者が含まれていることを考慮した上で、適用拡大後における第1号被保険者の納付状況の構成を見込むと、「常用雇用」、「パート・アルバイト」は約33.4%、それ以外の者は約66.6%となるので、納付率は85.3%となり、0.3%程度上昇するものとしている。

適用拡大①で見込んだ方法と同様の考え方で、適用拡大②の場合は0.6%程度、適用拡大③の場合は1.1%程度、適用拡大④の場合は3.2%程度上昇するものとしている。

2. 試算結果

前述の前提の下で、被用者保険の更なる適用拡大を行った場合に給付水準調整の終了年度や将来の給付水準がどの程度変化するかを試算した結果を第4-2-6図に示している。

ここでは、人口の前提は中位推計（出生中位・死亡中位・外国人の入国超過数16.4万人）、経済前提は中庸な経済の成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケースの場合を中心に解説する。

第 4－2－6 図 被用者保険の更なる適用拡大の試算結果

- ①：被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所の非適用業種の解消を行う場合（**約90万人拡大**）
 ②：①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合（**約200万人拡大**）
 ③：②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合（**約270万人拡大**）
 ④：所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合（**約860万人拡大**）
 ・試算の便宜上、2027年10月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。

		将来の所得代替率				
		現行制度	適用拡大① (90万人拡大)	適用拡大② (200万人拡大)	適用拡大③ (270万人拡大)	適用拡大④ (860万人拡大)
足下の所得代替率 (2024年度)	移行・成長型経済 継続	57.6% (2037) 〔比例:25.0% (調整なし) 基礎:32.6% (2037)〕	58.6% (2035) 〔比例:25.0% (調整なし) 基礎:33.6% (2035)〕 +1.0%	59.3% (2034) 〔比例:25.0% (調整なし) 基礎:34.4% (2034)〕 +1.7%	60.7% (2028) 〔比例:25.0% (調整なし) 基礎:35.8% (2028)〕 +3.1%	61.2% (調整なし) 〔比例:25.0% (調整なし) 基礎:36.2% (調整なし)〕 +3.6%
	過去30年投影	50.4% (2057) 〔比例:24.9% (2026) 基礎:25.5% (2057)〕	51.3% (2054) 〔比例:24.8% (2027) 基礎:26.5% (2054)〕 +0.9%	51.8% (2052) 〔比例:24.6% (2028) 基礎:27.2% (2052)〕 +1.4%	53.1% (2048) 〔比例:24.5% (2029) 基礎:28.6% (2048)〕 +2.7%	56.3% (2038) 〔比例:23.1% (2038) 基礎:33.2% (2038)〕 +5.9%

注1：給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。
 注2：試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

現行の仕組みと比べて、適用拡大①の場合、所得代替率が 0.9%～1.0%改善、適用拡大②の場合、所得代替率が 1.4%～1.7%改善、適用拡大③の場合、所得代替率が 2.7%～3.1%改善、適用拡大④の場合、所得代替率が 3.6%～5.9%改善する結果となっており、スライド調整終了年度を見ると、適用拡大の対象者の増加と共に、基礎年金の調整終了年度は短縮されている。特に適用拡大④の場合、13年～21年と大幅に短縮されている。内訳を見ると、基礎年金部分が改善し、報酬比例部分は横ばいか若干の低下となっていることが確認できる。

基礎年金部分の改善については、国民年金の財政が改善するためであるが、これは、適用拡大により、短時間労働者等の第1号被保険者が厚生年金の適用を受けることに伴い第1号被保険者数が減少することで、第1号被保険者1人当たりの国民年金の積立金が増加し、給付水準を下支えする積立金効果が大きくなったことによるものである。

一方、報酬比例部分については、基礎年金の給付水準が上昇すると 18.3%に固定された厚生年金の保険料のうち基礎年金に充てる分が大きくなり、報酬比例部分に充てる財源が減ることから、報酬比例部分の給付水準は低下する。

なお、成長型経済移行・継続ケースにおいては、報酬比例部分の調整が不要、つまり、財政均衡年度における厚生年金の積立金の積立度合は1を上回っているが、これは、適用拡大によって基礎年金に充てる分の増加を積立金で十分賄うことが出来ているということである。

また、過去 30 年投影ケースにおいて、報酬比例部分の給付水準が若干の低下に留まっているのは、

- ・基礎年金の給付水準の増加の半分は、国庫負担に増加により賄われること
- ・適用拡大によって新たに適用となる被保険者の一部はフルタイム労働者で一定の保険料負担が可能であること、
- ・第 3 号被保険者であった者が厚生年金保険に適用され、新たに厚生年金保険料を負担するようになったこと、

等が影響しており、その結果、基礎年金と報酬比例年金を合わせた所得代替率が大幅に改善しているものである。

3. 被保険者数の将来見通しと財政見通し

(1) 被保険者数の将来見通し

適用拡大における被保険者数の将来見通しについては、第 4－2－7 表に示しているとおりである。

適用拡大の施行年度については試算の便宜上、令和 9 (2027) 年 10 月より実施するものと仮定しているため、公的年金被保険者の減少率（4 年度前から前々年度の公的年金被保険者数の減少率の 3 カ年平均）は、令和 11 (2029) 年度～令和 13 (2031) 年度において抑制されることになるが、これは現行制度下において公的年金被保険者とならない非加入者が適用拡大によって厚生年金保険に適用される影響である。この影響は非加入者の多い適用拡大④で大きく出ている。

第4-2-7表 公的年金被保険者数の将来見通し

【適用拡大①：企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所の非適用業種の解消（約90万人）】

○ 労働：労働参加進展シナリオ

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.4	42.8	4.6	6.7	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2025	67.1	12.8	47.7	43.2	4.6	6.5	5.8	0.6	-0.1	-0.4
2026	66.8	12.5	48.0	43.4	4.6	6.3	5.7	0.6	0.0	-0.3
2027	66.6	12.0	48.7	44.2	4.5	5.9	5.3	0.6	-0.2	-0.5
2028	66.4	11.5	49.4	44.8	4.5	5.5	5.0	0.6	-0.4	-0.7
2029	66.0	11.2	49.5	45.0	4.5	5.3	4.8	0.5	-0.4	-0.7
2030	65.6	10.8	49.7	45.2	4.5	5.1	4.6	0.5	-0.3	-0.6
2040	59.8	8.2	48.1	44.0	4.1	3.4	3.0	0.4	-1.0	-1.3
2050	52.7	7.4	42.3	38.4	3.8	3.1	2.8	0.3	-1.2	-1.5
2060	48.1	6.8	38.5	35.0	3.5	2.8	2.5	0.3	-0.9	-1.2
2070	43.3	6.0	34.8	31.6	3.2	2.5	2.2	0.3	-1.1	-1.4
2080	38.2	5.3	30.7	27.9	2.9	2.2	1.9	0.2	-1.3	-1.6
2090	34.1	4.8	27.3	24.8	2.6	2.0	1.8	0.2	-1.1	-1.4
2100	30.6	4.3	24.6	22.3	2.3	1.7	1.5	0.2	-1.1	-1.4
2110	27.0	3.7	21.7	19.7	2.0	1.5	1.4	0.2	-1.3	-1.6
2120	24.0	3.4	19.3	17.4	1.8	1.4	1.2	0.2	-1.2	-1.5

○ 労働：労働参加漸進シナリオ

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.3	42.7	4.6	6.7	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2025	67.0	12.9	47.6	43.1	4.6	6.5	5.9	0.7	-0.1	-0.4
2026	66.7	12.6	47.8	43.2	4.6	6.4	5.7	0.6	0.0	-0.3
2027	66.5	12.2	48.3	43.7	4.5	6.0	5.4	0.6	-0.2	-0.5
2028	66.2	11.8	48.8	44.3	4.5	5.7	5.1	0.6	-0.4	-0.7
2029	65.8	11.6	48.8	44.3	4.5	5.4	4.9	0.5	-0.4	-0.7
2030	65.4	11.4	48.8	44.3	4.5	5.2	4.7	0.5	-0.4	-0.7
2040	58.9	9.5	45.5	41.3	4.1	3.9	3.5	0.4	-1.1	-1.4
2050	52.1	8.5	40.0	36.1	3.8	3.6	3.2	0.4	-1.2	-1.5
2060	47.5	7.8	36.5	32.9	3.5	3.3	2.9	0.4	-0.9	-1.2
2070	42.7	6.9	32.9	29.7	3.2	2.9	2.5	0.3	-1.1	-1.4
2080	37.6	6.1	29.0	26.2	2.9	2.6	2.3	0.3	-1.3	-1.6
2090	33.7	5.5	25.8	23.3	2.6	2.3	2.1	0.3	-1.1	-1.4
2100	30.2	4.9	23.3	21.0	2.3	2.0	1.8	0.2	-1.1	-1.4
2110	26.7	4.3	20.6	18.5	2.0	1.8	1.6	0.2	-1.3	-1.6
2120	23.7	3.9	18.2	16.4	1.8	1.6	1.4	0.2	-1.2	-1.5

○ 労働：労働参加現状シナリオ

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.3	13.4	47.2	42.6	4.6	6.8	6.1	0.7	-0.1	-0.4
2025	66.9	13.0	47.2	42.7	4.6	6.6	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2026	66.5	12.9	47.0	42.5	4.6	6.6	5.9	0.7	-0.1	-0.4
2027	66.2	12.6	47.2	42.7	4.5	6.4	5.7	0.6	-0.3	-0.6
2028	65.8	12.3	47.3	42.8	4.5	6.1	5.5	0.6	-0.5	-0.8
2029	65.2	12.3	46.9	42.4	4.5	6.0	5.4	0.6	-0.6	-0.9
2030	64.7	12.2	46.6	42.1	4.5	6.0	5.3	0.6	-0.6	-0.9
2040	57.4	11.0	41.3	37.1	4.1	5.1	4.6	0.6	-1.2	-1.5
2050	50.9	9.9	36.3	32.5	3.8	4.7	4.2	0.5	-1.1	-1.4
2060	46.4	9.1	33.1	29.6	3.5	4.2	3.8	0.5	-0.9	-1.2
2070	41.7	8.1	29.8	26.6	3.2	3.8	3.3	0.4	-1.1	-1.4
2080	36.7	7.0	26.3	23.5	2.9	3.3	2.9	0.4	-1.3	-1.6
2090	32.9	6.4	23.5	20.9	2.6	3.0	2.7	0.4	-1.0	-1.3
2100	29.5	5.7	21.1	18.8	2.3	2.7	2.4	0.3	-1.1	-1.4
2110	26.0	5.0	18.6	16.6	2.0	2.4	2.1	0.3	-1.3	-1.6
2120	23.1	4.5	16.5	14.7	1.8	2.1	1.9	0.2	-1.1	-1.4

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

【適用拡大②：①＋賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げ（約 200 万人）】

○ 労働：労働参加進展シナリオ

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.4	42.8	4.6	6.7	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2025	67.1	12.8	47.7	43.2	4.6	6.5	5.8	0.6	-0.1	-0.4
2026	66.8	12.5	48.0	43.4	4.6	6.3	5.7	0.6	0.0	-0.3
2027	66.7	11.8	49.3	44.7	4.5	5.6	5.1	0.6	-0.2	-0.5
2028	66.6	11.1	50.6	46.0	4.5	4.9	4.5	0.5	-0.4	-0.7
2029	66.3	10.8	50.8	46.3	4.5	4.7	4.2	0.5	-0.3	-0.6
2030	65.9	10.5	50.9	46.5	4.5	4.5	4.0	0.4	-0.2	-0.5
2040	60.1	7.9	49.4	45.2	4.1	2.8	2.5	0.3	-1.0	-1.3
2050	53.0	7.1	43.4	39.6	3.8	2.5	2.3	0.3	-1.2	-1.5
2060	48.4	6.5	39.6	36.1	3.5	2.3	2.0	0.2	-0.9	-1.2
2070	43.5	5.8	35.7	32.6	3.2	2.0	1.8	0.2	-1.1	-1.4
2080	38.4	5.1	31.6	28.7	2.9	1.8	1.6	0.2	-1.3	-1.6
2090	34.3	4.6	28.1	25.5	2.6	1.6	1.4	0.2	-1.1	-1.4
2100	30.8	4.1	25.3	23.0	2.3	1.4	1.3	0.2	-1.1	-1.4
2110	27.2	3.6	22.3	20.3	2.0	1.3	1.1	0.1	-1.3	-1.6
2120	24.1	3.2	19.8	18.0	1.8	1.1	1.0	0.1	-1.2	-1.5

○ 労働：労働参加漸進シナリオ

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.3	42.7	4.6	6.7	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2025	67.0	12.9	47.6	43.1	4.6	6.5	5.9	0.7	-0.1	-0.4
2026	66.7	12.6	47.8	43.2	4.6	6.4	5.7	0.6	0.0	-0.3
2027	66.6	12.1	48.9	44.3	4.5	5.7	5.2	0.6	-0.2	-0.5
2028	66.5	11.5	49.9	45.4	4.5	5.1	4.6	0.5	-0.4	-0.7
2029	66.1	11.3	49.9	45.4	4.5	4.9	4.4	0.5	-0.4	-0.7
2030	65.7	11.1	49.9	45.4	4.5	4.7	4.2	0.5	-0.3	-0.6
2040	59.3	9.2	46.6	42.5	4.1	3.4	3.1	0.4	-1.1	-1.4
2050	52.3	8.2	41.0	37.1	3.8	3.1	2.8	0.3	-1.2	-1.5
2060	47.8	7.6	37.4	33.8	3.5	2.8	2.5	0.3	-0.9	-1.2
2070	42.9	6.7	33.7	30.5	3.2	2.5	2.2	0.3	-1.1	-1.4
2080	37.8	5.9	29.8	26.9	2.9	2.2	2.0	0.3	-1.3	-1.6
2090	33.9	5.4	26.5	23.9	2.6	2.0	1.8	0.2	-1.1	-1.4
2100	30.4	4.8	23.9	21.6	2.3	1.8	1.6	0.2	-1.1	-1.4
2110	26.8	4.2	21.1	19.0	2.0	1.6	1.4	0.2	-1.3	-1.6
2120	23.8	3.7	18.7	16.8	1.8	1.4	1.2	0.2	-1.2	-1.5

○ 労働：労働参加現状シナリオ

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.3	13.4	47.2	42.6	4.6	6.8	6.1	0.7	-0.1	-0.4
2025	66.9	13.0	47.2	42.7	4.6	6.6	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2026	66.5	12.9	47.0	42.5	4.6	6.6	5.9	0.7	-0.1	-0.4
2027	66.3	12.5	47.7	43.2	4.5	6.1	5.5	0.6	-0.3	-0.6
2028	66.0	12.0	48.4	43.9	4.5	5.6	5.0	0.6	-0.5	-0.8
2029	65.5	12.0	48.0	43.5	4.5	5.5	4.9	0.6	-0.5	-0.8
2030	64.9	11.9	47.6	43.2	4.5	5.4	4.9	0.6	-0.4	-0.7
2040	57.7	10.8	42.2	38.1	4.1	4.7	4.2	0.5	-1.2	-1.5
2050	51.1	9.6	37.2	33.3	3.8	4.3	3.8	0.5	-1.1	-1.4
2060	46.6	8.9	33.9	30.4	3.5	3.9	3.4	0.4	-0.9	-1.2
2070	41.8	7.9	30.5	27.3	3.2	3.4	3.0	0.4	-1.1	-1.4
2080	36.8	6.9	26.9	24.1	2.9	3.0	2.7	0.4	-1.3	-1.6
2090	33.0	6.3	24.0	21.4	2.6	2.7	2.4	0.3	-1.0	-1.3
2100	29.6	5.6	21.6	19.3	2.3	2.4	2.1	0.3	-1.1	-1.4
2110	26.1	4.9	19.1	17.0	2.0	2.1	1.9	0.3	-1.3	-1.6
2120	23.2	4.4	16.9	15.1	1.8	1.9	1.7	0.2	-1.1	-1.4

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

【適用拡大③：②＋5人未満の個人事業所（約270万人）】

○ 労働：労働参加進展シナリオ

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.4	42.8	4.6	6.7	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2025	67.1	12.8	47.7	43.2	4.6	6.5	5.8	0.6	-0.1	-0.4
2026	66.8	12.5	48.0	43.4	4.6	6.3	5.7	0.6	0.0	-0.3
2027	66.8	11.5	49.6	45.1	4.5	5.6	5.1	0.6	-0.2	-0.5
2028	66.8	10.6	51.3	46.8	4.5	4.9	4.4	0.5	-0.4	-0.7
2029	66.4	10.3	51.5	47.0	4.5	4.7	4.2	0.5	-0.3	-0.6
2030	66.0	10.0	51.7	47.2	4.5	4.4	4.0	0.4	-0.2	-0.5
2040	60.3	7.4	50.1	45.9	4.1	2.8	2.5	0.3	-1.0	-1.3
2050	53.1	6.6	44.0	40.2	3.8	2.5	2.2	0.3	-1.2	-1.5
2060	48.5	6.1	40.1	36.6	3.5	2.2	2.0	0.2	-0.9	-1.2
2070	43.6	5.4	36.2	33.1	3.2	2.0	1.8	0.2	-1.1	-1.4
2080	38.5	4.7	32.0	29.1	2.9	1.8	1.6	0.2	-1.3	-1.6
2090	34.4	4.3	28.5	25.9	2.6	1.6	1.4	0.2	-1.1	-1.4
2100	30.9	3.8	25.6	23.4	2.3	1.4	1.2	0.2	-1.1	-1.4
2110	27.3	3.4	22.7	20.6	2.0	1.2	1.1	0.1	-1.3	-1.6
2120	24.2	3.0	20.1	18.2	1.8	1.1	1.0	0.1	-1.2	-1.5

○ 労働：労働参加漸進シナリオ

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.3	42.7	4.6	6.7	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2025	67.0	12.9	47.6	43.1	4.6	6.5	5.9	0.7	-0.1	-0.4
2026	66.7	12.6	47.8	43.2	4.6	6.4	5.7	0.6	0.0	-0.3
2027	66.7	11.8	49.2	44.7	4.5	5.7	5.1	0.6	-0.2	-0.5
2028	66.6	10.9	50.6	46.1	4.5	5.0	4.5	0.5	-0.4	-0.7
2029	66.2	10.7	50.6	46.1	4.5	4.8	4.3	0.5	-0.3	-0.6
2030	65.8	10.5	50.6	46.1	4.5	4.6	4.2	0.5	-0.2	-0.5
2040	59.4	8.7	47.3	43.1	4.1	3.4	3.0	0.4	-1.1	-1.4
2050	52.4	7.8	41.5	37.7	3.8	3.1	2.7	0.3	-1.2	-1.5
2060	47.9	7.2	37.9	34.4	3.5	2.8	2.5	0.3	-0.9	-1.2
2070	43.0	6.4	34.2	31.0	3.2	2.5	2.2	0.3	-1.1	-1.4
2080	37.9	5.6	30.2	27.3	2.9	2.2	1.9	0.2	-1.3	-1.6
2090	33.9	5.1	26.9	24.3	2.6	2.0	1.8	0.2	-1.1	-1.4
2100	30.4	4.5	24.2	21.9	2.3	1.7	1.5	0.2	-1.1	-1.4
2110	26.9	4.0	21.4	19.3	2.0	1.5	1.4	0.2	-1.3	-1.6
2120	23.9	3.6	18.9	17.1	1.8	1.4	1.2	0.2	-1.2	-1.5

○ 労働：労働参加現状シナリオ

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.3	13.4	47.2	42.6	4.6	6.8	6.1	0.7	-0.1	-0.4
2025	66.9	13.0	47.2	42.7	4.6	6.6	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2026	66.5	12.9	47.0	42.5	4.6	6.6	5.9	0.7	-0.1	-0.4
2027	66.3	12.2	48.1	43.5	4.5	6.1	5.5	0.6	-0.3	-0.6
2028	66.1	11.5	49.1	44.5	4.5	5.6	5.0	0.6	-0.5	-0.8
2029	65.6	11.4	48.7	44.2	4.5	5.5	4.9	0.6	-0.5	-0.8
2030	65.0	11.4	48.3	43.8	4.5	5.4	4.8	0.5	-0.4	-0.7
2040	57.8	10.3	42.8	38.6	4.1	4.6	4.1	0.5	-1.2	-1.5
2050	51.2	9.2	37.7	33.8	3.8	4.2	3.8	0.5	-1.1	-1.4
2060	46.7	8.5	34.3	30.8	3.5	3.8	3.4	0.4	-0.9	-1.2
2070	41.9	7.6	30.9	27.7	3.2	3.4	3.0	0.4	-1.1	-1.4
2080	36.9	6.6	27.3	24.4	2.9	3.0	2.7	0.4	-1.3	-1.6
2090	33.1	6.0	24.3	21.8	2.6	2.7	2.4	0.3	-1.0	-1.3
2100	29.6	5.4	21.9	19.6	2.3	2.4	2.1	0.3	-1.1	-1.4
2110	26.1	4.7	19.3	17.3	2.0	2.1	1.9	0.3	-1.3	-1.6
2120	23.2	4.2	17.1	15.3	1.8	1.9	1.7	0.2	-1.1	-1.4

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

【適用拡大④：所定労働時間が週 10 時間以上の全ての被用者（約 860 万人）】

○ 労働：労働参加進展シナリオ

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.4	42.8	4.6	6.7	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2025	67.1	12.8	47.7	43.2	4.6	6.5	5.8	0.6	-0.1	-0.4
2026	66.8	12.5	48.0	43.4	4.6	6.3	5.7	0.6	0.0	-0.3
2027	67.5	10.4	52.3	47.8	4.5	4.8	4.3	0.5	-0.2	-0.5
2028	68.1	8.3	56.5	52.0	4.5	3.3	3.0	0.3	-0.4	-0.7
2029	67.8	8.1	56.5	52.0	4.5	3.1	2.8	0.3	0.1	-0.2
2030	67.4	7.9	56.6	52.1	4.5	3.0	2.7	0.3	0.5	0.2
2040	61.4	5.8	53.8	49.6	4.1	1.8	1.6	0.2	-1.0	-1.3
2050	54.1	5.2	47.2	43.4	3.8	1.6	1.4	0.2	-1.2	-1.5
2060	49.4	4.8	43.1	39.6	3.5	1.5	1.3	0.2	-0.9	-1.2
2070	44.4	4.3	38.9	35.7	3.2	1.3	1.1	0.1	-1.1	-1.4
2080	39.2	3.7	34.3	31.5	2.9	1.1	1.0	0.1	-1.3	-1.6
2090	35.0	3.4	30.6	28.0	2.6	1.0	0.9	0.1	-1.1	-1.4
2100	31.5	3.0	27.5	25.3	2.3	0.9	0.8	0.1	-1.1	-1.4
2110	27.8	2.6	24.3	22.3	2.0	0.8	0.7	0.1	-1.3	-1.6
2120	24.6	2.4	21.5	19.7	1.8	0.7	0.6	0.1	-1.2	-1.5

○ 労働：労働参加漸進シナリオ

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.3	42.7	4.6	6.7	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2025	67.0	12.9	47.6	43.1	4.6	6.5	5.9	0.7	-0.1	-0.4
2026	66.7	12.6	47.8	43.2	4.6	6.4	5.7	0.6	0.0	-0.3
2027	67.4	10.6	52.0	47.4	4.5	4.8	4.3	0.5	-0.2	-0.5
2028	68.1	8.6	56.1	51.6	4.5	3.3	3.0	0.3	-0.4	-0.7
2029	67.7	8.5	56.0	51.5	4.5	3.2	2.8	0.3	0.0	-0.3
2030	67.2	8.3	55.9	51.4	4.5	3.0	2.7	0.3	0.5	0.2
2040	60.7	7.0	51.5	47.4	4.1	2.2	2.0	0.2	-1.1	-1.4
2050	53.5	6.3	45.2	41.4	3.8	2.0	1.8	0.2	-1.2	-1.5
2060	48.8	5.8	41.3	37.8	3.5	1.8	1.6	0.2	-0.9	-1.2
2070	43.9	5.1	37.2	34.0	3.2	1.6	1.4	0.2	-1.1	-1.4
2080	38.7	4.5	32.9	30.0	2.9	1.4	1.2	0.2	-1.3	-1.6
2090	34.6	4.1	29.3	26.7	2.6	1.3	1.1	0.1	-1.1	-1.4
2100	31.1	3.6	26.4	24.1	2.3	1.1	1.0	0.1	-1.1	-1.4
2110	27.4	3.2	23.3	21.2	2.0	1.0	0.9	0.1	-1.3	-1.6
2120	24.4	2.8	20.6	18.8	1.8	0.9	0.8	0.1	-1.2	-1.5

○ 労働：労働参加現状シナリオ

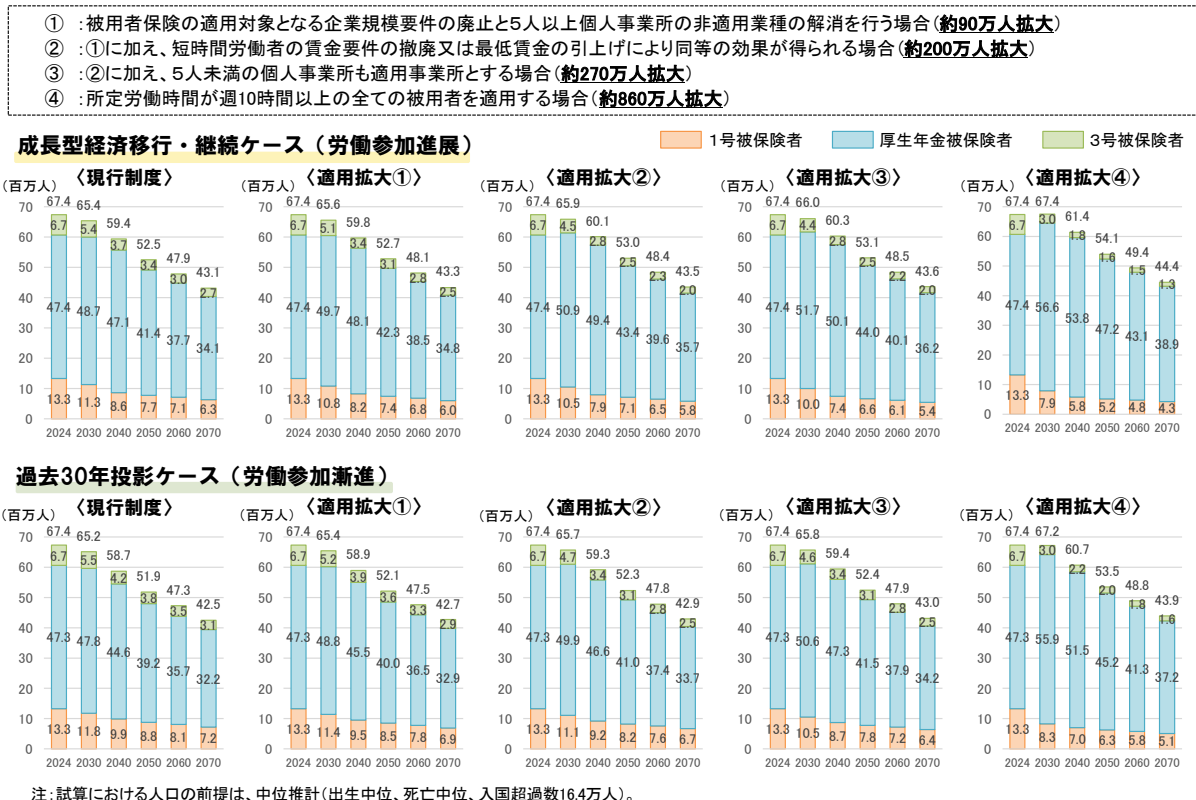
年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.3	13.4	47.2	42.6	4.6	6.8	6.1	0.7	-0.1	-0.4
2025	66.9	13.0	47.2	42.7	4.6	6.6	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2026	66.5	12.9	47.0	42.5	4.6	6.6	5.9	0.7	-0.1	-0.4
2027	67.1	11.0	51.0	46.4	4.5	5.1	4.6	0.5	-0.3	-0.6
2028	67.6	9.1	54.8	50.3	4.5	3.7	3.3	0.4	-0.5	-0.8
2029	67.1	9.0	54.4	49.9	4.5	3.7	3.3	0.4	-0.1	-0.4
2030	66.6	9.0	54.0	49.5	4.5	3.6	3.2	0.4	0.4	0.1
2040	59.3	8.4	47.8	43.7	4.1	3.1	2.8	0.3	-1.2	-1.5
2050	52.4	7.5	42.1	38.3	3.8	2.8	2.5	0.3	-1.1	-1.4
2060	47.8	6.9	38.4	34.9	3.5	2.5	2.3	0.3	-0.9	-1.2
2070	43.0	6.1	34.6	31.4	3.2	2.3	2.0	0.3	-1.1	-1.4
2080	37.9	5.3	30.5	27.7	2.9	2.0	1.8	0.2	-1.3	-1.6
2090	33.9	4.9	27.2	24.7	2.6	1.8	1.6	0.2	-1.1	-1.4
2100	30.4	4.3	24.5	22.2	2.3	1.6	1.4	0.2	-1.1	-1.4
2110	26.8	3.8	21.6	19.6	2.0	1.4	1.3	0.2	-1.3	-1.6
2120	23.8	3.4	19.2	17.4	1.8	1.3	1.1	0.1	-1.2	-1.5

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

次に、適用拡大を進めた場合に将来の被保険者数の構成がどのように影響を受けるのかを見たものが第4-2-8図である。

第4-2-8図 適用拡大における公的年金被保険者数の将来見通し



労働参加が進展する場合、厚生年金被保険者についてみると、令和6（2024）年度で4,736万人、被保険者全体の約70%を占めているのに対し、適用拡大を行った後の令和22（2040）年度では、適用拡大①の場合、4,811万人、被保険者全体の80.5%まで上昇し、適用拡大②の場合4,940万人、被保険者全体の82.1%まで上昇、適用拡大③の場合5,009万人、被保険者全体の83.1%まで上昇、適用拡大④の場合5,380万人、被保険者全体の87.6%まで上昇する見通しとなっている。その後も、おおむね同程度の構成割合で推移する見通しである。

一方、第1号被保険者について見ると、令和6（2024）年度で1,330万人、被保険者全体の約20%を占めているのに対して、適用拡大を行った後の令和22（2040）年度では、適用拡大①の場合、824万人、被保険者全体の13.8%まで低下し、適用拡大②の場合、794万人、被保険者全体の13.2%まで低下、適用拡大③の場合、743万人、被保険者全体の12.3%まで低下、適用拡大④の場合、582万人、被保険者全体の9.5%まで低下する見通しとなっている。

また、第3号被保険者について見ると、令和6(2024)年度で670万人、被保険者全体の約10%を占めているのに対して、適用拡大を行った後の令和22(2040)年度では、適用拡大①の場合、340万人、被保険者全体の5.7%まで低下し、適用拡大②の場合、281万人、被保険者全体の4.7%まで低下し、適用拡大③の場合、276万人、被保険者全体の4.6%まで低下し、適用拡大④の場合、182万人、被保険者全体の3.0%まで低下する見通しとなっている。

さらに、世代別にみた現役時代の適用状況別の平均加入期間の見通しを示したものが第4-2-9図である。

例えば、労働参加が進展する場合、特に、女性についてみると、現行制度でも平成16(2004)年生まれの世代は、3号期間の占める割合が13.1%まで低下する見込みとなっているが、適用拡大が進むと、適用拡大①の場合で12.0%、適用拡大②の場合で9.7%、適用拡大③の場合で9.5%、適用拡大④の場合で6.0%まで更に低下する見通しである。

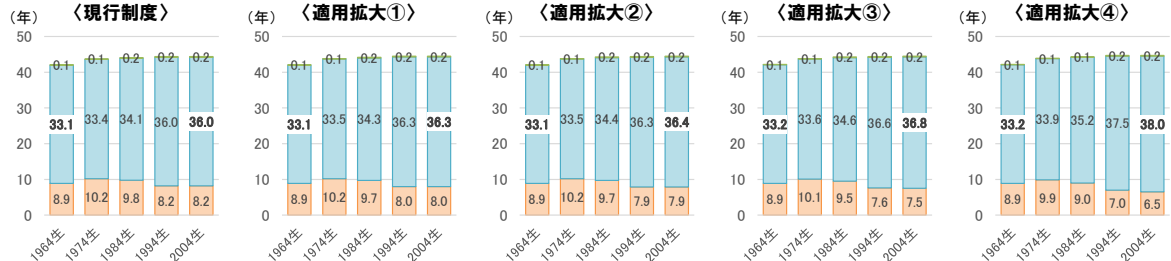
また、この世代の女性について、2号期間の占める割合を見ると、適用拡大④の場合で82.4%まで上昇する見込みとなっており、現行制度の男性と同程度となる見通しである。

第4-2-9図 世代別にみた現役時代の適用状況別の平均年金加入期間の見通し

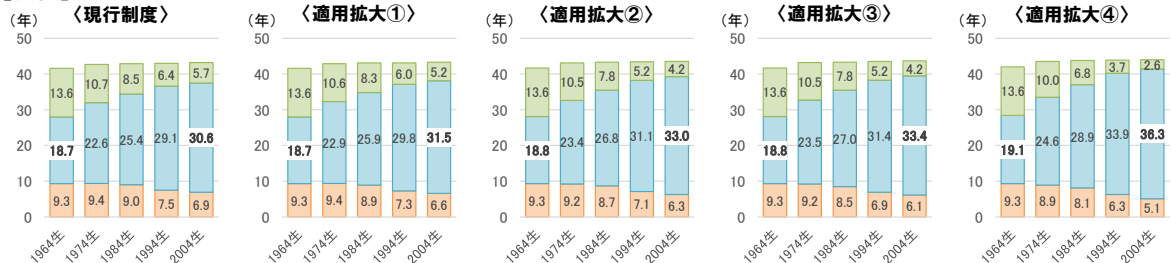
- ①：被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所の非適用業種の解消を行う場合（約90万人拡大）
 ②：①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合（約200万人拡大）
 ③：②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合（約270万人拡大）
 ④：所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合（約860万人拡大）

成長型経済移行・継続ケース（労働参加進展）

【男性】

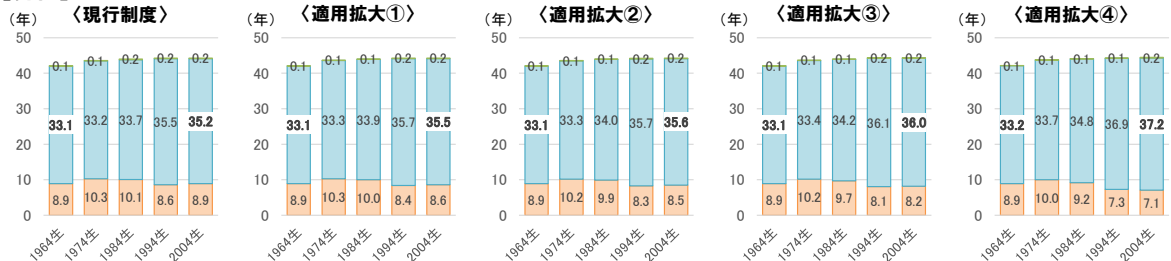


【女性】

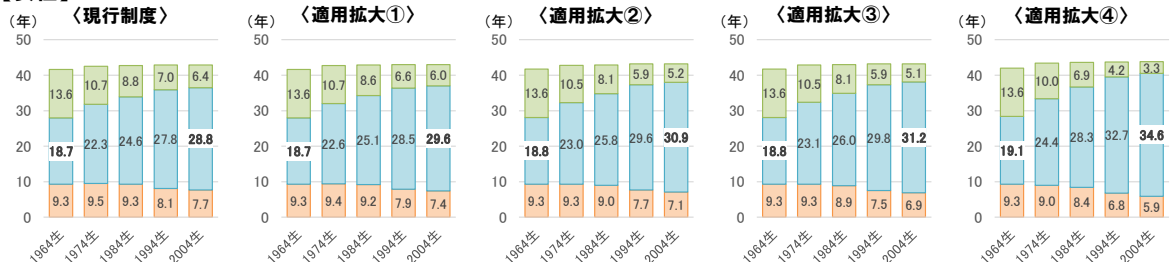


過去30年投影ケース（労働参加漸進）

【男性】



【女性】

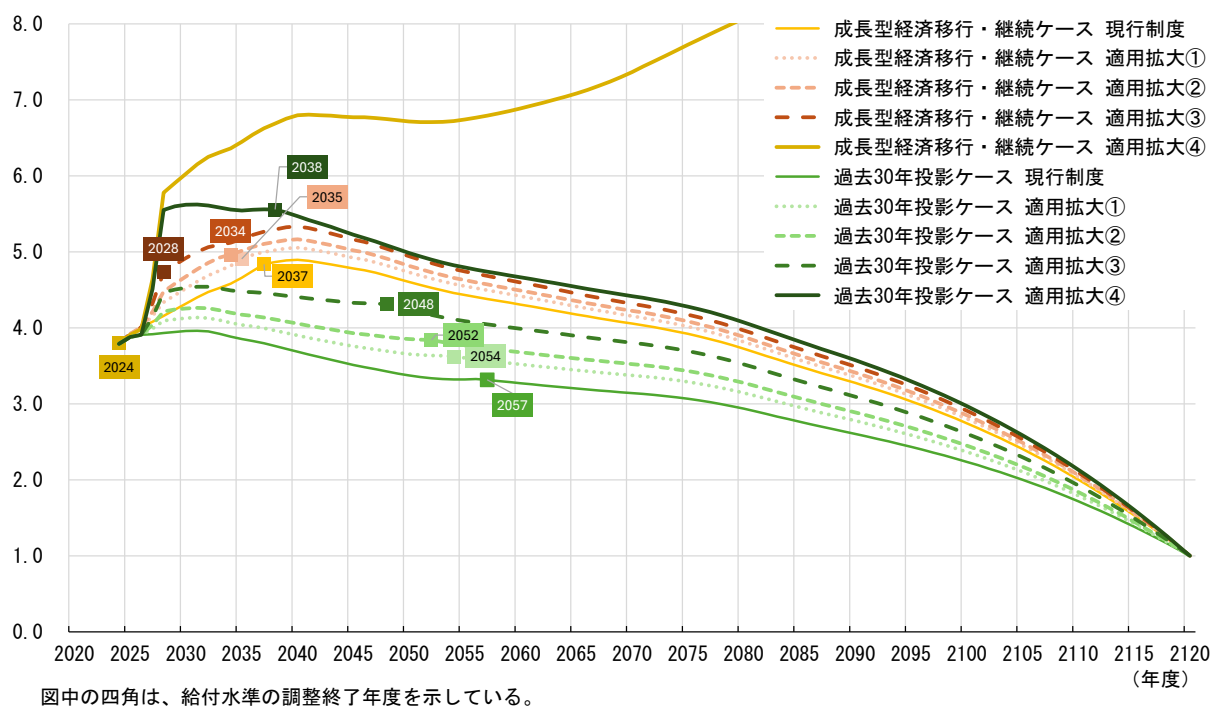


注1：それぞれの世代が、65歳時点において、65歳までの公的年金の適用状況別の平均加入期間がどの程度になるかを推計。
 注2：昭和60(1985)年改正以前は、国民年金の被保険者期間を1号期間、厚生年金及び共済年金の被保険者期間を2号期間とした。
 注3：試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

（２）財政見通し

適用拡大における国民年金の積立度合について、経済前提が中庸な成長型経済移行・継続ケース、過去 30 年投影ケースにおける適用拡大を実施した場合の見通しを示したものが第 4－2－10 図である。

第 4－2－10 図 国民年金の積立度合の見通し（適用拡大）



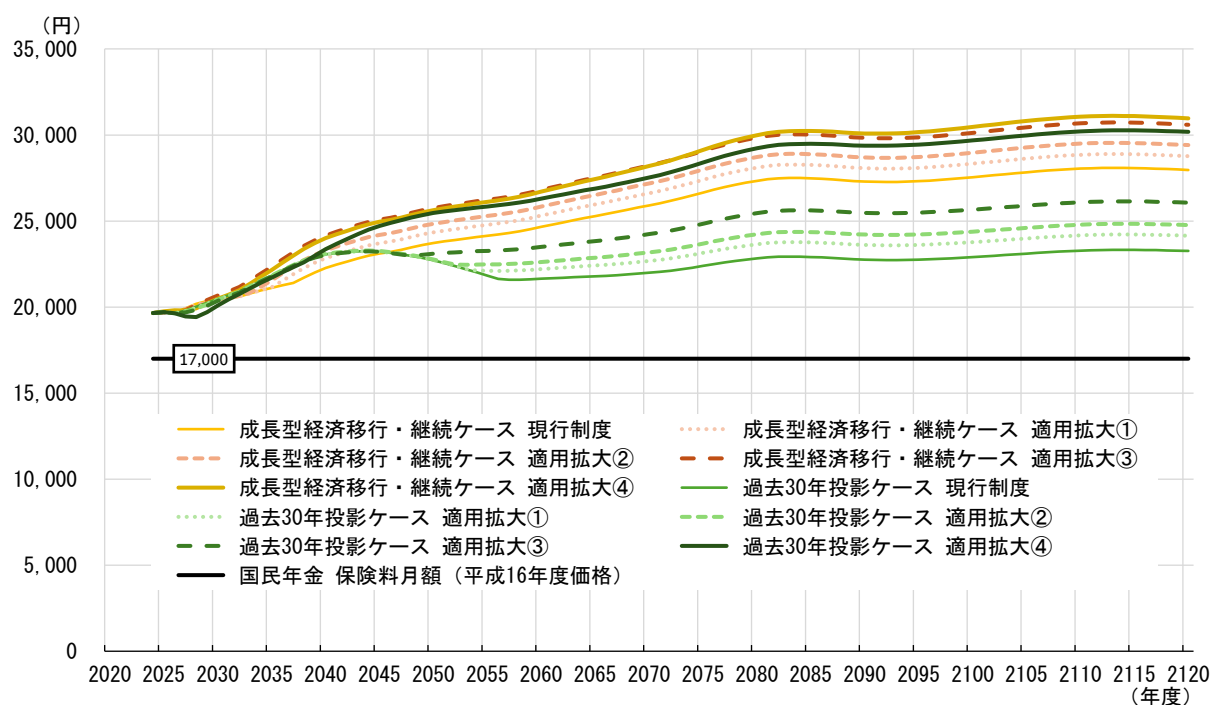
成長型経済移行・継続ケース、過去 30 年投影ケースとも、更なる適用拡大を実施すると仮定した令和 9 (2027) 年度に国民年金の積立度合が上昇している。

適用拡大により積立度合が上昇するのは、前述のように、短時間労働者等の第 1 号被保険者が厚生年金の適用を受けることに伴い第 1 号被保険者数が減少し、第 1 号被保険者 1 人当たりの国民年金の積立金が増加したためである。

なお、成長型経済移行・継続ケースの適用拡大④を除き、基礎年金のマクロ経済スライドによる給付水準の調整が一定程度行われることから、最終的な財政均衡年度における国民年金の積立度合は 1 となる。一方、成長型経済移行・継続ケースの適用拡大④の場合、基礎年金のマクロ経済スライドによる給付水準の調整が不要となっており、財政均衡年度における積立度合は 1 を上回っている。

次に、基礎年金の財政見通しについて、拠出金単価のうち保険料相当額（平成 16 年度価格）の推移を、経済前提が中庸ケースである成長型経済移行・継続ケース、過去 30 年投影ケースにおける適用拡大を実施した場合で示したものが第 4－2－11 図である。

第 4 - 2 - 11 図 拠出金単価（保険料相当額）（平成 16 年度価格）
の見通し（適用拡大）



成長型経済移行・継続ケース、過去 30 年投影ケースとも、更なる適用拡大を実施すると仮定した令和 9 (2027) 年度に現行制度と比べ拠出金単価(保険料相当額)が低下している。これは、適用拡大が実施されてもその者が年金を受給するまで時間を要するため、基礎年金給付費はただちに増加しないが、納付率の低い第 1 号被保険者が厚生年金の適用を受けることによって、拠出金算定対象者数が増加したことによるものである。その後は、基礎年金給付費の増加を受けて、次第に増加していく見通しとなっている。

第3節

オプション② 基礎年金の拠出期間延長・給付増額

1. 試算の前提

現行の基礎年金制度では、支え手となる被保険者は原則として 20～59 歳と定められており、60 歳以上の方は基本的には基礎年金の支え手とはならず、支給開始年齢である 65 歳までの 5 年間は基礎年金の受給を待期する期間となっている。これは、国民年金制度が昭和 36 (1961) 年に創設されて以来、60 年以上変更されていない。この間、平均寿命の延伸や 60 代前半の就業率の上昇など、社会経済状況は大きく変化している。健康寿命の延伸や高齢者の就労進展等を踏まえると、基礎年金の拠出期間延長は、基礎年金の給付水準の向上を確保するために自然かつ有効な方策であると考えられる。

そこで、基礎年金の保険料拠出期間を現行の 40 年 (20～59 歳) から 45 年 (20～64 歳) に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金を増額する仕組みとした場合の試算を実施した。このとき、現行制度においては 40 年納付した場合の基礎年金額は年額 81.6 万円 (令和 6 (2024) 年度) となっているが、仮に 45 年納付した場合の基礎年金額は $45/40$ 倍の年額 91.8 万円に増額するといった仕組みを想定している (第 4-3-1 図)。

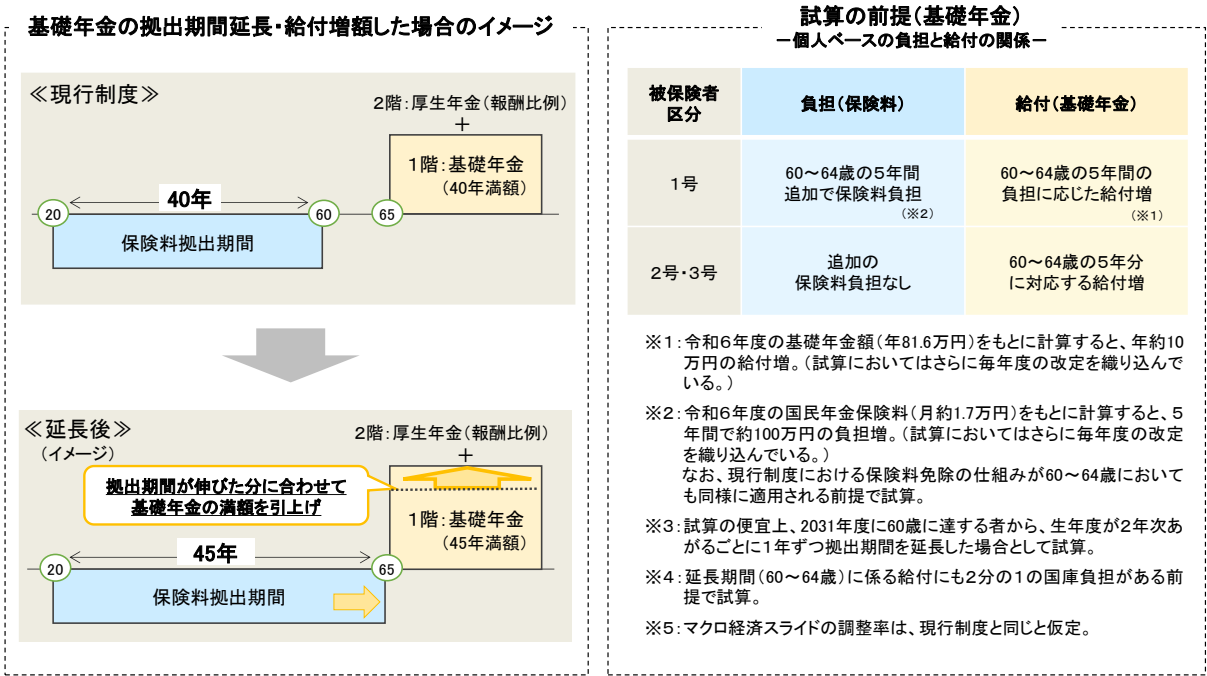
拠出期間の延長スケジュールについては、令和 13 (2031) 年度に 60 歳に達する者から、生年度が 2 年次上がるごとに 1 年ずつ拠出期間を延長することとしており、拠出期間が延長する世代から、基礎年金給付の満額水準 (老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金) も増加するものとしている (第 4-3-2 表)。そのほか、個々の被保険者における費用の負担や免除を受けた場合等の給付額の算定方法については、現行制度における基礎年金の仕組みを踏襲することとしている。すなわち、第 1 号被保険者が低所得の時には、申請に基づき免除制度等を適用の上、免除期間分については国庫負担分のみを保障することとし、未納期間については給付に反映しない。また、60 歳台前半の国民年金の第 1 号被保険者の納付行動については、50 歳台後半の状況を自然に延長して設定している。

また、現行制度と同様に、延長期間 (60～64 歳) における納付に基づく給付に対しても 2 分の 1 の国庫負担があることを前提としており、基礎年金拠出金の仕組みについても現行制度と同様としている。ただし、拠出期間の延長に伴い、一時的に公的年金被保険者数の減少が現行制度と比べて緩やかになるが、この試算においては、マクロ経済スライドの調整率は現行制度における公的年金被保険者

数の減少率を基礎として計算したものを使用している。

第 4－3－1 図 基礎年金の拠出期間延長・給付増額のイメージと試算の前提

○ 基礎年金の拠出期間を現行の40年(20～59歳)から45年(20～64歳)に延長した場合には、その分給付を増額することとなり、全被保険者共通の給付である基礎年金が充実する。



第 4－3－2 表 試算における拠出期間の延長スケジュールの前提

生年度	基礎年金の拠出金の対象となる年数	基礎年金給付	マクロ経済スライドによる給付水準調整の期間
昭和45(1970)年度以前生まれ	40年	現行40年満額水準	全ての世代について 同じ期間を適用
昭和46・47(1971・1972)年度生まれ	41年	現行40年満額水準 × 41/40	
昭和48・49(1973・1974)年度生まれ	42年	現行40年満額水準 × 42/40	
昭和50・51(1975・1976)年度生まれ	43年	現行40年満額水準 × 43/40	
昭和52・53(1977・1978)年度生まれ	44年	現行40年満額水準 × 44/40	
昭和54(1979)年度以後生まれ	45年	現行40年満額水準 × 45/40	

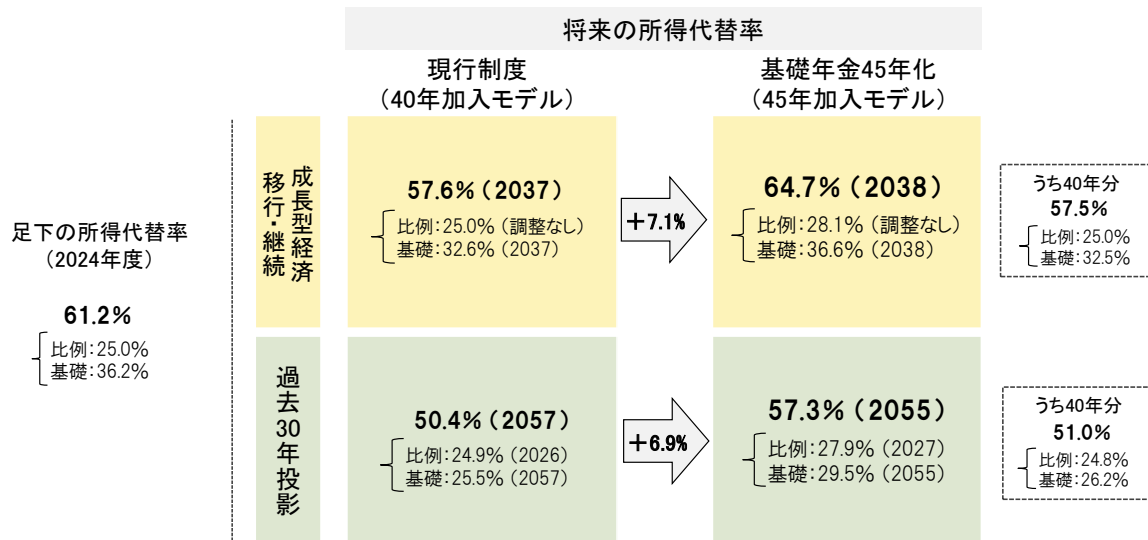
2. 試算結果と被保険者数の将来見通し及び財政見通し

前述の前提の下で、基礎年金の拠出期間延長・給付増額を行った場合に給付水準調整の終了年度がどれだけ早まり、将来の給付水準がどの程度上昇するかを試算した結果を第4-3-3図に示している。被用者保険の更なる適用拡大同様、人口の前提は中位推計（出生中位・死亡中位・外国人の入国超過数16.4万人）、経済前提は中庸な経済の成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケースの場合を中心に解説する。

第4-3-3図 基礎年金の拠出期間延長・給付増額の試算結果

○ 基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年（20～59歳）から45年（20～64歳）に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合

- ・試算の便宜上、2031年度に60歳に達する者から、生年度が2年次あがるごとに1年ずつ拠出期間を延長した場合として試算。
- ・延長期間（60～64歳）に係る給付にも2分の1の国庫負担がある前提で試算している。
- ・マクロ経済スライドの調整率は、現行の仕組みの場合と同じものを用いている。



注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

注2: 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。

注3: 現行の仕組みの下で厚生年金に20歳から64歳まで45年加入した場合は、報酬比例部分の給付水準のみ、40年加入した場合の45/40倍となる。

いずれのケースも所得代替率が約7%ポイント程度上昇し、給付水準が大幅に改善する結果となっている。これは、保険料の拠出期間が40年から45年に延長され、モデル年金額が45/40倍となったことに伴い、給付水準も概ね45/40倍となったものである。保険料の拠出期間が40年間から45年間に伸びるため、その分給付水準も上昇することとなるが、保険料収入増の影響と将来の給付増の影響というプラスの要素とマイナスの要素の双方があることから、給付調整終了年度に大きな変化はなく、給付水準を40年分でみると現行制度とそれほど大きな違いはない結果となっている。

基礎年金の拠出期間延長・給付増額を行った場合の被保険者数の将来見通しを示したものが第4-3-4表及び第4-3-5図である。

このオプションの前提として、令和13(2031)年度からに60歳に達する者から、生年度が2年次上がるごとに1年ずつ拠出期間を延長することとしているため、令和25(2043)年度からはすべての被保険者が64歳まで加入可能となる。そこで、令和32(2050)年度の被保険者数を労働参加進展シナリオで見ると、被保険者総数は5,460万人となり、現行制度の場合の5,250万人と比べて増加する見通しとなっている。その内訳を見ると、第1号被保険者数は920万人となっているが、現行制度の場合が770万人であることから、被保険者総数の増加分の大部分は第1号被保険者が増加したことによることが分かる。また、第3号被保険者についても、現行制度の場合は340万人であるが、60～64歳の者が第3号被保険者の対象となることから、400万人へ増加する見通しとなっている。

一方、厚生年金被保険者については、現行制度の場合も基礎年金の拠出期間延長・給付増額を行った場合も4,140万人で同じとなっている。これは、現行制度においても一定の要件を満たす60歳以上の者は厚生年金に適用されているためである。

なお、前述の通り、マクロ経済スライドの調整率については、公的年金被保険者の減少率に基づいて算定されるものであるが、このオプション試算においては、現行制度の仕組みと同じ調整率（被保険者の年齢が拡大することに伴って被保険者数が増加する要素を考慮しないもの）を使用することとしている。

第4-3-4表 公的年金被保険者数の将来見通し
【基礎年金の拠出期間延長・給付増額】

○ 労働:労働参加進展シナリオ

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.4	42.8	4.6	6.7	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2025	67.1	12.8	47.7	43.2	4.6	6.5	5.8	0.6	-0.1	-0.4
2026	66.8	12.5	48.0	43.4	4.6	6.3	5.7	0.6	0.0	-0.3
2027	66.5	12.2	48.2	43.7	4.5	6.1	5.5	0.6	-0.2	-0.5
2028	66.1	11.9	48.4	43.9	4.5	5.9	5.3	0.6	-0.4	-0.7
2029	65.8	11.6	48.6	44.1	4.5	5.6	5.1	0.6	-0.4	-0.7
2030	65.4	11.3	48.7	44.2	4.5	5.4	4.9	0.5	-0.5	-0.8
2040	61.2	9.8	47.1	43.0	4.1	4.3	3.9	0.4	-1.0	-1.3
2050	54.6	9.2	41.4	37.6	3.8	4.0	3.6	0.4	-1.2	-1.5
2060	50.0	8.5	37.7	34.2	3.5	3.7	3.3	0.4	-0.9	-1.2
2070	45.0	7.6	34.1	30.9	3.2	3.3	3.0	0.3	-1.1	-1.4
2080	39.7	6.7	30.1	27.2	2.9	2.9	2.6	0.3	-1.3	-1.6
2090	35.4	6.0	26.8	24.2	2.6	2.6	2.4	0.3	-1.1	-1.4
2100	31.9	5.4	24.1	21.8	2.3	2.3	2.1	0.2	-1.1	-1.4
2110	28.1	4.7	21.3	19.3	2.0	2.1	1.9	0.2	-1.3	-1.6
2120	24.9	4.2	18.8	17.0	1.8	1.8	1.7	0.2	-1.2	-1.5

○ 労働:労働参加漸進シナリオ

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.3	42.7	4.6	6.7	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2025	67.0	12.9	47.6	43.1	4.6	6.5	5.9	0.7	-0.1	-0.4
2026	66.7	12.6	47.8	43.2	4.6	6.4	5.7	0.6	0.0	-0.3
2027	66.4	12.4	47.8	43.3	4.5	6.2	5.5	0.6	-0.2	-0.5
2028	66.0	12.2	47.8	43.3	4.5	6.0	5.4	0.6	-0.4	-0.7
2029	65.6	12.0	47.9	43.4	4.5	5.7	5.2	0.6	-0.5	-0.8
2030	65.2	11.8	47.8	43.3	4.5	5.5	5.0	0.6	-0.5	-0.8
2040	60.6	11.2	44.6	40.4	4.1	4.8	4.3	0.5	-1.1	-1.4
2050	54.2	10.5	39.2	35.4	3.8	4.5	4.1	0.5	-1.1	-1.4
2060	49.6	9.8	35.7	32.2	3.5	4.1	3.7	0.4	-0.9	-1.2
2070	44.7	8.7	32.2	29.1	3.2	3.7	3.3	0.4	-1.1	-1.4
2080	39.3	7.6	28.5	25.6	2.9	3.3	2.9	0.3	-1.3	-1.6
2090	35.2	6.9	25.3	22.8	2.6	3.0	2.6	0.3	-1.1	-1.4
2100	31.6	6.2	22.8	20.5	2.3	2.6	2.3	0.3	-1.1	-1.4
2110	27.9	5.4	20.1	18.1	2.0	2.3	2.1	0.2	-1.3	-1.6
2120	24.7	4.8	17.8	16.0	1.8	2.1	1.8	0.2	-1.2	-1.5

○ 労働:労働参加現状シナリオ

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.3	13.4	47.2	42.6	4.6	6.8	6.1	0.7	-0.1	-0.4
2025	66.9	13.0	47.2	42.7	4.6	6.6	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2026	66.5	12.9	47.0	42.5	4.6	6.6	5.9	0.7	-0.1	-0.4
2027	66.1	12.8	46.8	42.2	4.5	6.5	5.9	0.7	-0.3	-0.6
2028	65.6	12.7	46.4	41.9	4.5	6.4	5.8	0.6	-0.5	-0.8
2029	65.0	12.7	46.1	41.6	4.5	6.3	5.7	0.6	-0.6	-0.9
2030	64.5	12.6	45.7	41.2	4.5	6.2	5.6	0.6	-0.7	-1.0
2040	59.6	13.0	40.5	36.3	4.1	6.1	5.4	0.6	-1.2	-1.5
2050	53.6	12.3	35.7	31.8	3.8	5.7	5.1	0.6	-1.1	-1.4
2060	49.1	11.4	32.5	29.0	3.5	5.2	4.6	0.6	-0.9	-1.2
2070	44.2	10.3	29.2	26.1	3.2	4.7	4.2	0.5	-1.1	-1.4
2080	38.9	8.9	25.8	23.0	2.9	4.1	3.7	0.5	-1.3	-1.6
2090	34.8	8.1	23.0	20.5	2.6	3.7	3.3	0.4	-1.0	-1.3
2100	31.3	7.3	20.7	18.4	2.3	3.3	2.9	0.4	-1.1	-1.4
2110	27.6	6.4	18.3	16.2	2.0	2.9	2.6	0.3	-1.3	-1.6
2120	24.5	5.6	16.2	14.4	1.8	2.6	2.3	0.3	-1.1	-1.4

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

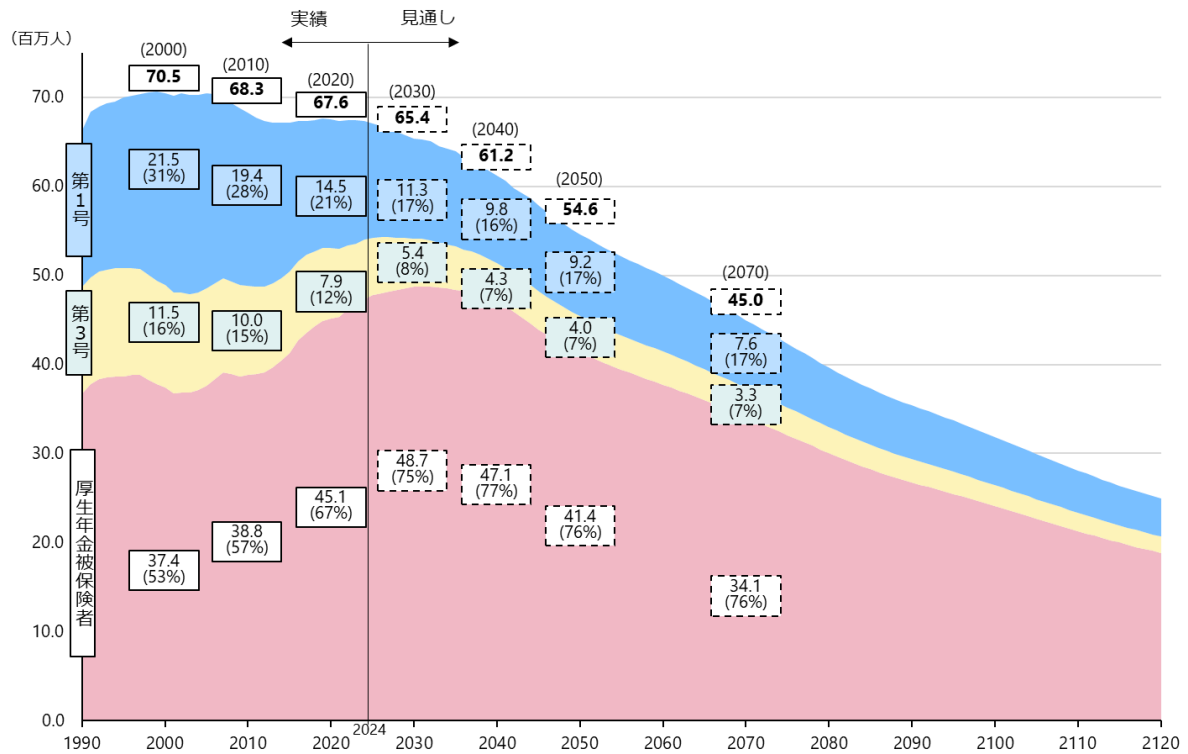
(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。

マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。ただし、公的年金被保険者数の減少率及びスライド調整率は、現行の仕組みと同じものを示している。

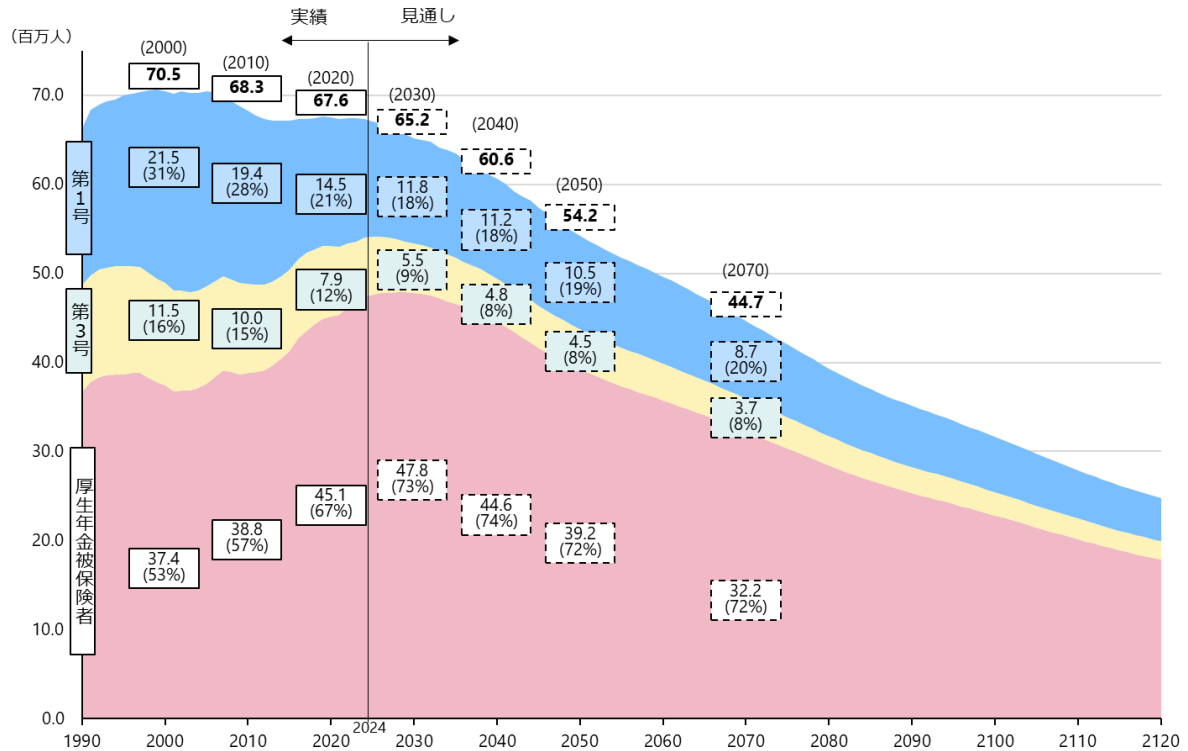
第4-3-5図 公的年金被保険者数の将来見通し

【基礎年金の拠出期間延長・給付増額】

人口：中位推計、労働：労働参加進展シナリオ

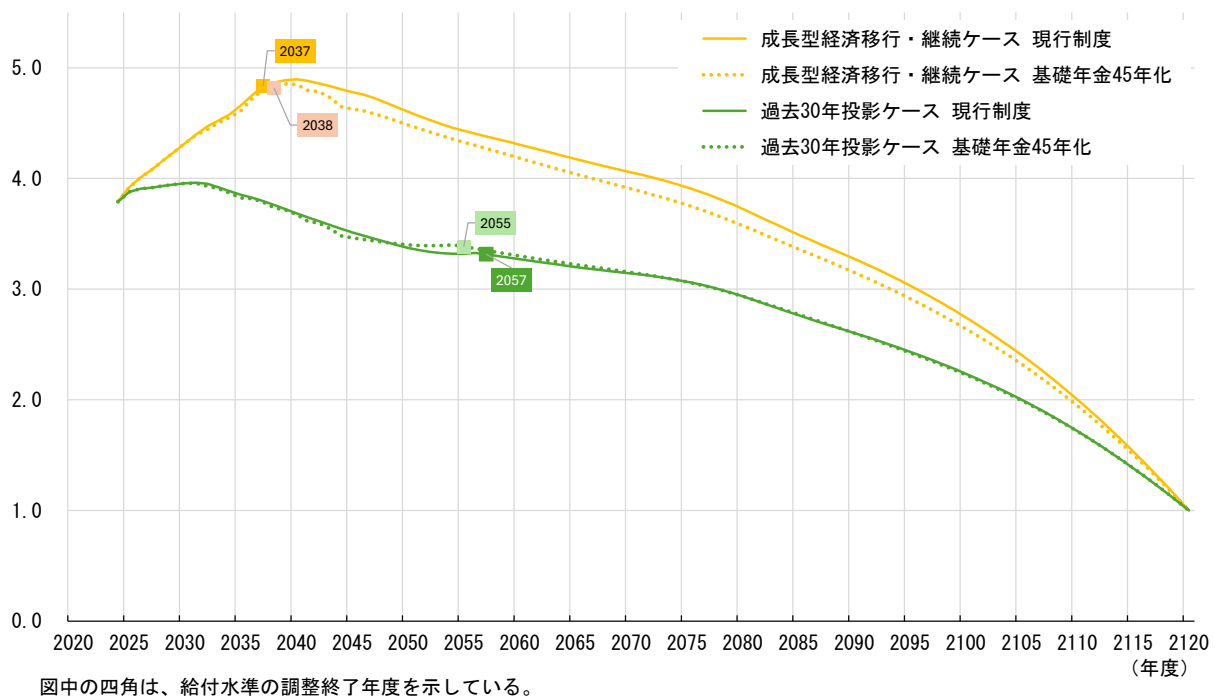


人口：中位推計、労働：労働参加漸進シナリオ



ここで、基礎年金の拠出期間延長・給付増額における国民年金の積立度合の見通しを、成長型経済移行・継続ケース及び過去30年投影ケースの場合で示したものが第4-3-6図である。

第4-3-6図 国民年金の積立度合の見通し
【基礎年金の拠出期間延長・給付増額】

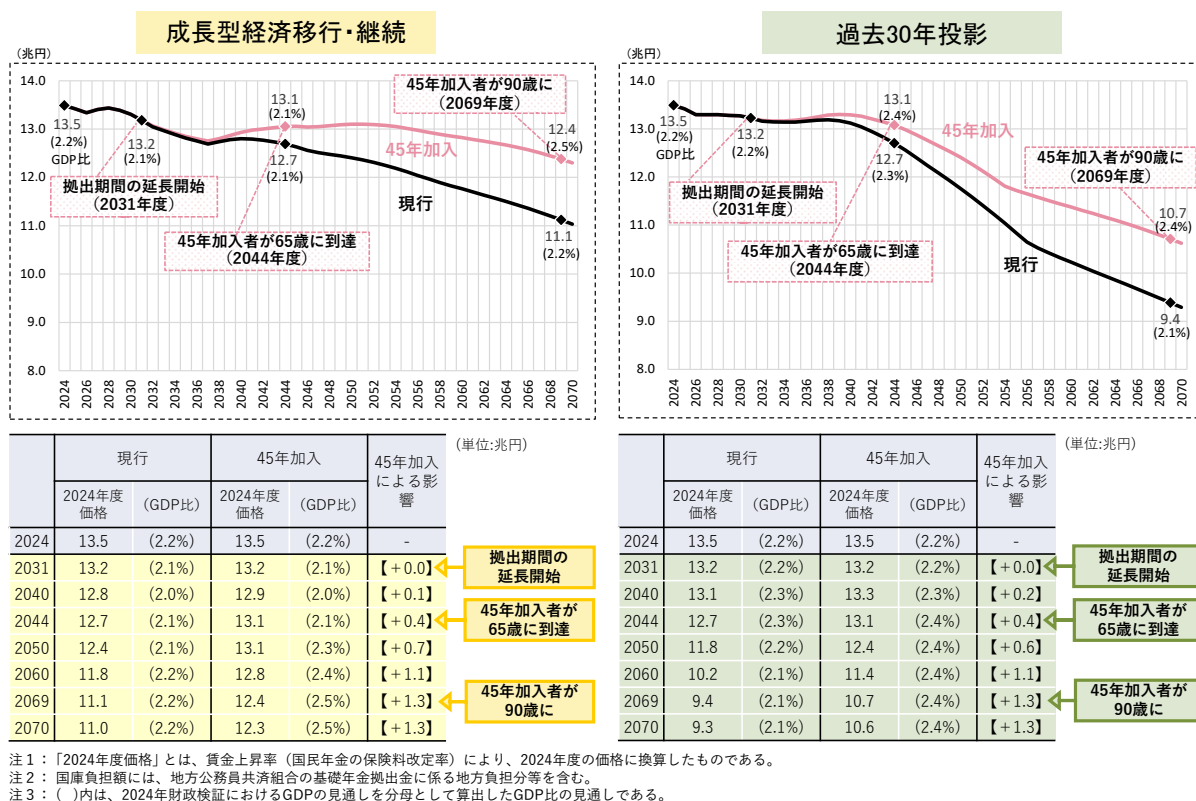


どちらのケースの場合も、拠出期間の延長が完了するとしている令和25(2043)年度頃には現行制度と比べて積立度合は下回る見通しとなっている。これは、60歳台前半の第1号被保険者が増加することにより保険料収入が増える一方、基礎年金拠出金の負担も増加するため、積立金の増加率よりも支出の増加率の方が大きくなるためである。

その後、成長型経済移行・継続ケースの場合は、現行制度の積立度合を下回ったまま、最終年度に1となるよう減少していく。一方、過去30年投影ケースの場合は、マクロ経済スライドが終了する頃にほぼ同程度となり、その後も同程度の水準で推移する見通しとなっている。

また、基礎年金の拠出期間延長・給付増額による国庫負担の見通しの変化を、令和6(2024)年度価格に換算して示したものが第4-3-7図である。

第4-3-7図 国庫負担の見通し（令和6（2024）年度価格） 【基礎年金の拠出期間延長・給付増額】

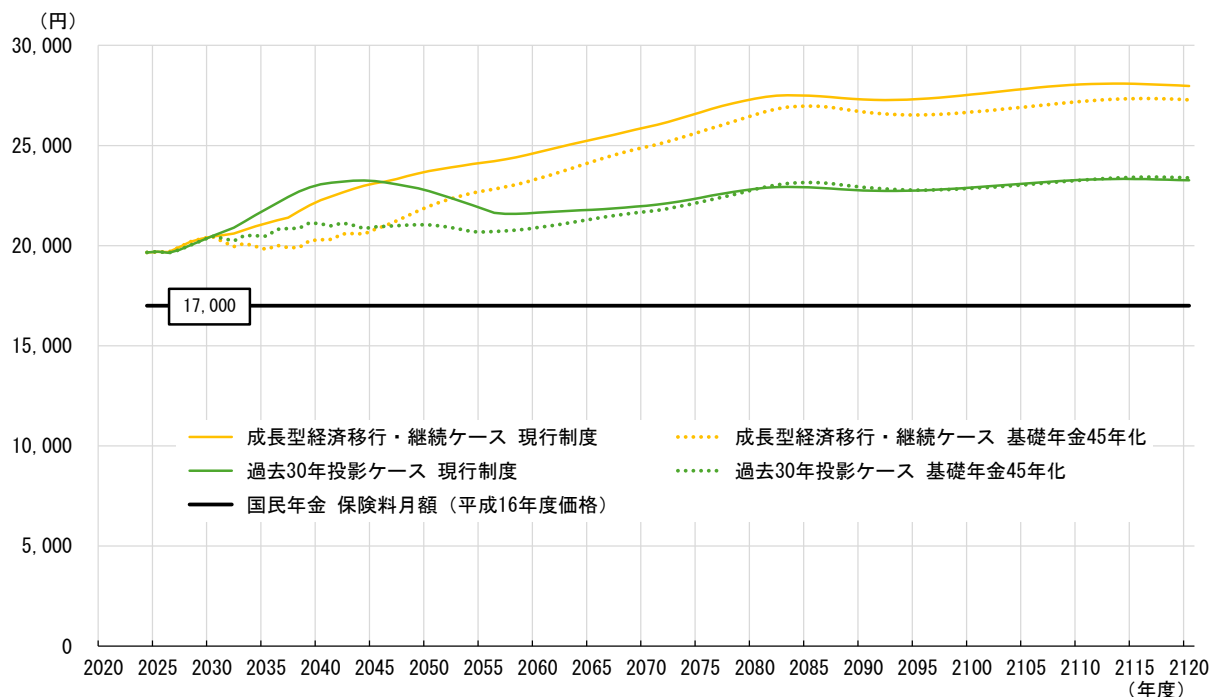


このオプション試算は拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みであることから、現行制度を比べると基礎年金給付費は大きくなるため、基礎年金の給付に充てられる国庫負担も大きくなる。基礎年金の拠出期間が45年となる昭和54（1979）年度生まれ世代が90歳に到達する令和51（2069）年度をみると、どちらのケースの場合も、現行制度と比べて国庫負担は令和6（2024）年度価格で1.3兆円程度増加する見通しとなっている。このように、基礎年金の拠出期間を45年に延長すると、国庫負担の増加を伴うことが今後の制度改革を考える上で議論になる点である。

なお、GDPの推移については現行制度と変わらないものと仮定して、国庫負担の対GDP比を計算すると、どちらのケースにおいても国庫負担の対GDP比は現行制度より増加し、令和51（2069）年度の値は2.4～2.5%と足下（令和6（2024）年度）の2.2%より大きくなる見通しとなっている。

さらに、拠出金単価のうち保険料相当額（平成16（2004）年度価格）の推移について、経済前提が成長型経済移行・継続ケース及び過去30年投影ケースの場合で示したものが第4-3-8図である。

第4-3-8図 拠出金単価（保険料相当額）（平成16(2004)年度価格）の見通し【基礎年金の拠出期間延長・給付増額】



令和13(2031)年度に拠出期間の延長を始めてからしばらくの間は、基礎年金給費の増加に先行して拠出金算定対象者数が増加するため、一時的に現行制度と比べて拠出金単価（保険料相当額）が低くなるが、その後、基礎年金給付費の増加に伴い上昇し、2070年代以降は現行制度と概ね同程度の水準で推移する見通しである。なお、どちらのケースの場合でも法定の保険料月額を下回ることはない。

第4節

オプション③ マクロ経済スライドの調整期間の一致

1. 試算の前提

平成16年改正で導入された財政フレームにおいては、マクロ経済スライドの給付水準調整終了年度は、2段階で決定する方式となっている。具体的には、第1段階で第1号被保険者に係る国民年金の財政が均衡するまで基礎年金の給付水準を調整し、その基礎年金の水準を所与のものとして、第2段階で厚生年金の財政均衡をするまで、報酬比例部分の給付水準を調整する仕組みとなっている。

この仕組みでは、国民年金の財政が悪化して基礎年金の給付水準が低下すると、第2段階で1階の基礎年金に充てる財源が少なくて済むため、逆に2階の報酬比例部分の給付水準調整は少なくて済み、2階の報酬比例部分の給付水準が上昇する構造になっている。

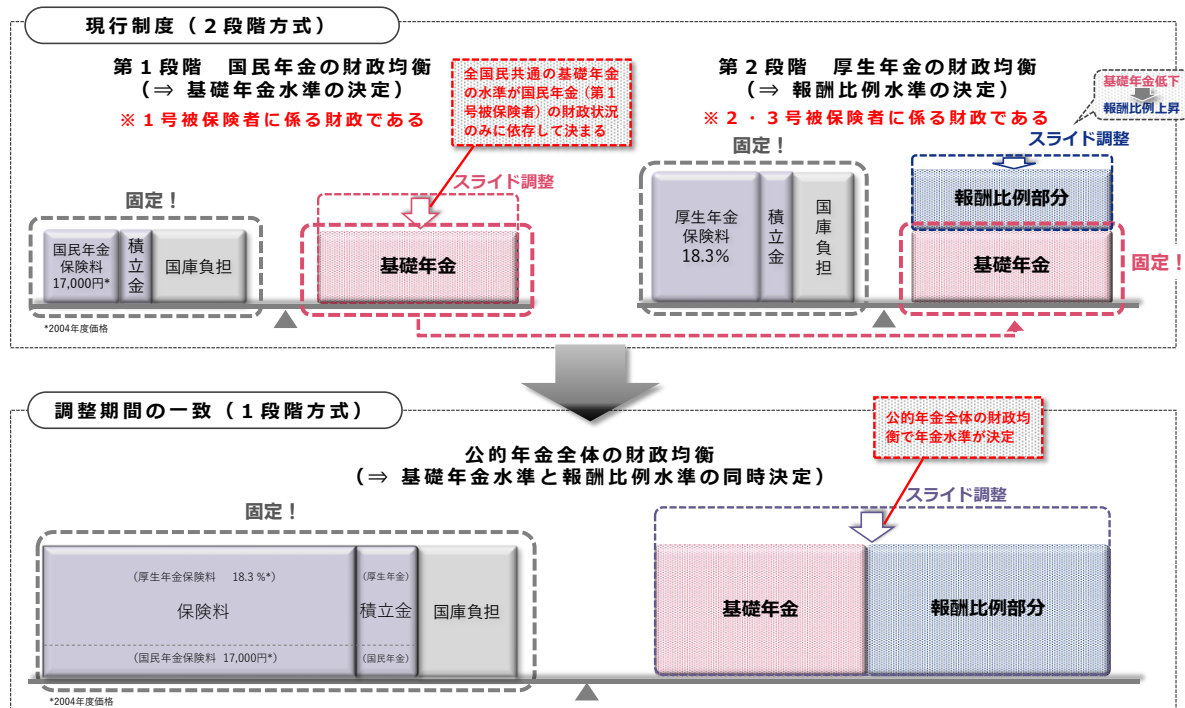
このような仕組みの中、デフレ経済が続いた一方で、年金額については名目下限措置があるため、マクロ経済スライドによる基礎年金の給付水準調整の期間が長期化している。具体的には、基礎年金が定額給付であるため、デフレ経済下において、賃金水準が低下しても、2階の報酬比例部分の給付のような形での給付額の減少が生じない構造であったことが要因の1つとなっている。この基礎年金の給付調整の長期化は、将来において、厚生年金の受給者を含めた年金額が低下するとともに、所得再分配機能も低下し、低所得層ほど年金額の低下が大きくなることを意味する。

こうした背景もあり、基礎年金のマクロ経済スライド調整を早期に終了させるため、基礎年金と報酬比例部分のマクロ経済スライドの調整期間を一致させるよう、マクロ経済スライドによる給付水準調整終了年度を公的年金全体の財政均衡で決定する方法に変更した場合の試算を行っている。

なお、ここでは、基礎年金と報酬比例部分のマクロ経済スライドの調整期間を一致させるために必要となる基礎年金拠出金の仕組みの見直しについて、具体的な前提をおいていないが、調整期間を一致させるという前提を置く限りにおいては、拠出金の仕組みをどのように見直した場合でもマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じである。

第4-4-1図 マクロ経済スライドの調整終了年度の決定方法

○ 現行制度の「2段階方式」ではなく「1段階方式」を仮定し、公的年金全体の財政均衡で調整終了年度を決定することで調整期間を一致。



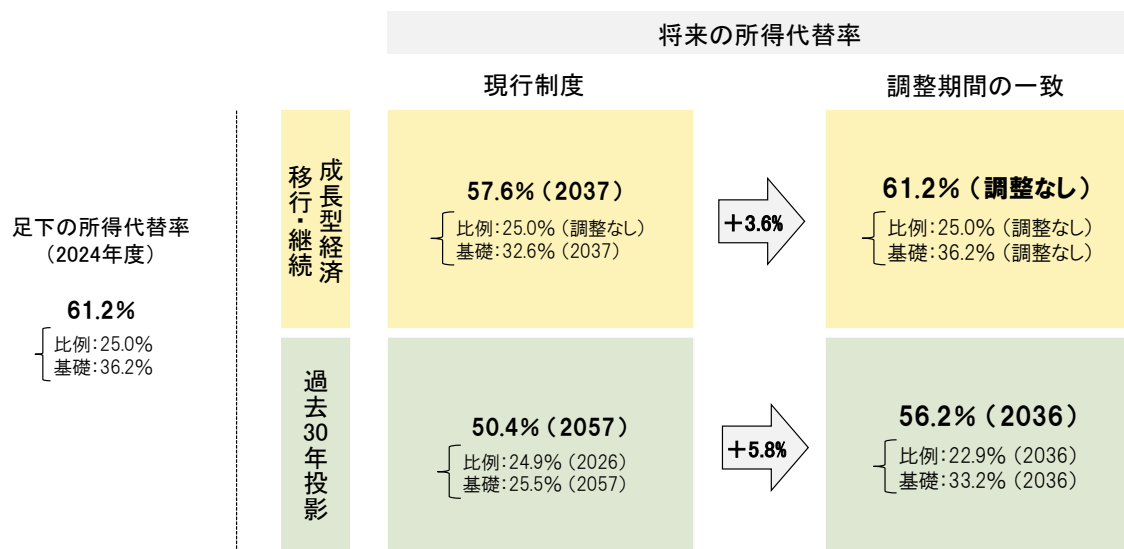
2. 試算結果と財政見通し

前述の前提の下で、マクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合に給付水準調整の終了年度がどれだけ早まり、将来の給付水準がどの程度上昇するかを試算した結果を第4-4-2図に示している。被用者年金の更なる適用拡大同様、人口の前提は中位推計（出生中位・死亡中位・外国人の入国超過数 16.4 万人）、経済前提は中庸な経済の成長型経済移行・継続ケース、過去 30 年投影ケースの場合を中心に解説する。

第4-4-2図 マクロ経済スライドの調整期間の一致の試算結果

○ 基礎年金(1階)と報酬比例部分(2階)に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

※ マクロ経済スライドの調整終了年度の決定方法(2段階方式)を見直し、公的年金全体の財政均衡で決定する方法に変更。
 なお、基礎・比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させるために必要となる基礎年金拠出金の仕組みの見直しについては、具体的な前提を置いていないが、どのように見直した場合でもマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じ。

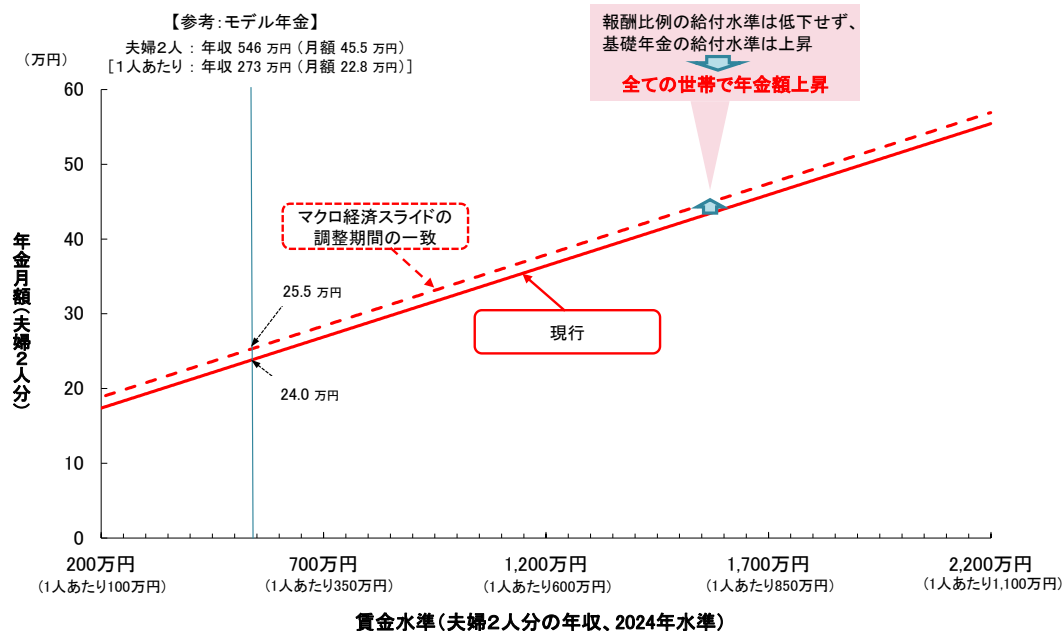


所得代替率は 3.6～5.8%ポイント程度上昇し、給付水準が大幅に改善する結果となっている。特に過去 30 年投影ケースでは、報酬比例部分のマクロ経済スライドの調整終了は令和 8 (2026) 年度から令和 18 (2036) 年度へと 10 年間延長するものの、基礎年金のマクロ経済スライドの調整終了は令和 39 (2057) 年度から令和 18 (2036) 年度へと 21 年間短縮し、全体としてみれば調整期間は大幅に短縮している。また、調整終了後の所得代替率は、報酬比例部分は 2.0%ポイント低下するものの、基礎年金は 7.7%ポイント上昇し、全体としては現行制度の 50.4%から 56.2%へと大幅に上昇している。

マクロ経済スライドの調整期間の一致による年金額への影響を賃金水準別に示したものが第4-4-3図である。

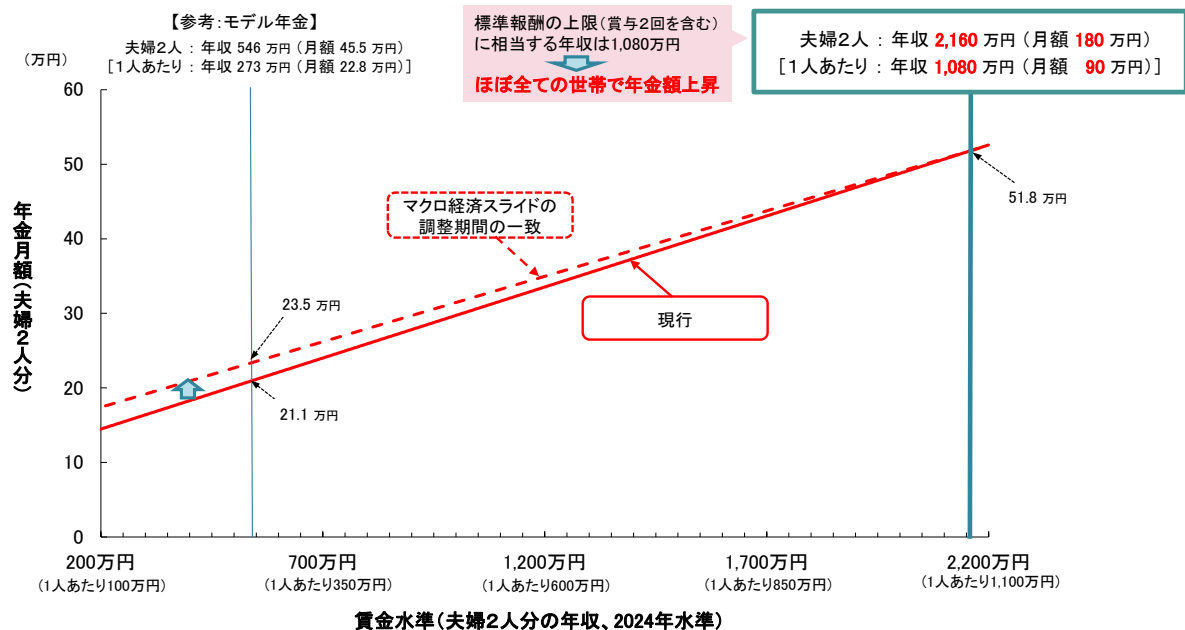
第4-4-3図 賃金水準別に見た調整期間の一致による年金額への影響

成長型経済移行・継続ケース：2037年度



注：マクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の新規裁定者の年金月額（物価で2024年度に割り戻した実質額）であり、厚生年金に40年加入した場合のものである。

過去30年投影ケース：2057年度



※ 成長型経済移行・継続ケースの場合、報酬比例の低下がないため全ての世帯で年金額が上昇。

注1：マクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の新規裁定者の年金月額（物価で2024年度に割り戻した実質額）であり、厚生年金に40年加入した場合のものである。
注2：厚生年金の加入期間が40年を超える場合、より低い年収でも年金額が低下する場合がある。ただし、年金額が低下するのは、生涯年収（標準報酬ベース）約4.3億円（＝1080万円×40年）を超える者であり、その割合は厚生年金受給者の0.1%未満。（2022年度末の厚生年金（共済分除く）の受給権者に基づく試算）

調整終了後の給付水準を現行制度と比べると、調整期間の一致により基礎年金は上昇し、報酬比例部分は低下する。基礎年金は定額であるため、その上昇効果は賃金水準に関わらず一律であるが、報酬比例部分の低下による効果は賃金水準の高い者の方が大きい。したがって、一定の賃金水準を超えると、報酬比例部分の低下が基礎年金の上昇を上回り、基礎年金と報酬比例部分を合わせた年金水準は現行制度よりも低下することとなるが、その賃金水準を令和6(2024)年度価格に換算すると、過去30年投影ケースの場合で1人当たり年収1,080万円以上となる。この年収1,080万円は賞与が年2回支給される場合の標準報酬の上限に相当し、さらにこの基準は厚生年金に40年間加入した場合の平均賃金であるため、このような賃金水準の者はほとんど存在せず、令和4(2022)年度末の厚生年金受給者の中でこの水準に該当するのは0.1%未満となっている。また、成長型経済移行・継続ケースの場合は報酬比例部分の給付水準が低下せず、基礎年金の上昇効果のみとなるため、賃金水準に関わらず年金額が上昇する。

次に、マクロ経済スライドの調整期間の一致による将来の給付水準の上昇効果について解説する(第4-4-4図)。

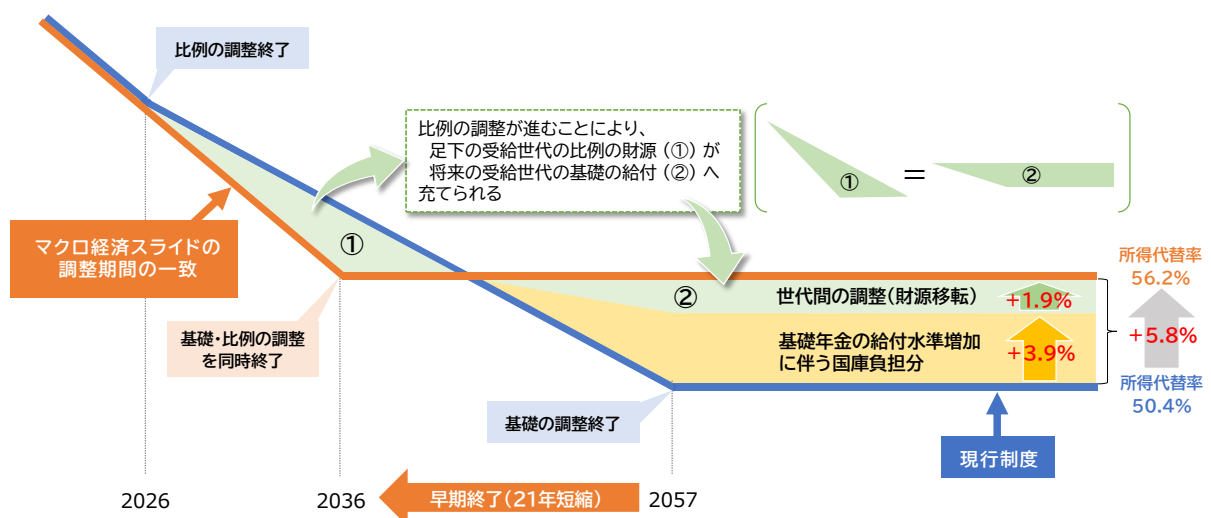
第4-4-4図 マクロ経済スライドの調整期間の一致による 将来の給付水準の上昇効果

過去30年投影ケース

マクロ経済スライドの調整期間の一致により、

- ・ 基礎(1階)の水準上昇に伴う国庫負担の増加で給付が純増するとともに、
- ・ 比例(2階)の給付調整が進むことで足下の受給世代の比例(2階)の財源(①)が将来の受給世代の基礎(1階)の給付(②)に充てられ、世代間の財源移転も行われる。

これらの効果により、将来の給付水準が上昇。



マクロ経済スライドの調整期間の一致による調整終了後の所得代替率への影響を過去30年投影ケースの場合で要因分解すると、基礎年金が7.7%ポイント上昇、報酬比例部分が2.0%ポイント低下し、全体で5.8%ポイントの上昇となっている。基礎年金の上昇が大きいですが、基礎年金の2分の1は国庫負担で賄われていることから、上昇分の半分の3.9%ポイントは基礎年金水準の上昇に伴う国庫負担の増加により賄われるものである。つまり、公的年金全体で給付に充てられる財源が増加することにより給付水準が上昇していると言える。

国庫負担を除くと残りは保険料及び積立金で賄われる部分となるが、このオプション試算では保険料負担に関する変更がないため、財政均衡期間における保険料・積立金による財源は現行制度と同額となる。一方で、所得代替率への影響は基礎年金が国庫負担を除いても3.9%ポイント上昇しているのに対し、報酬比例部分の低下は2.0%ポイントであり、差し引きで1.9%ポイントの上昇となっている。これは報酬比例部分から基礎年金へ財源が移転されることによる効果であるが、全体で所得代替率が上昇しているのは、世代間で財源移転が行われるためである。つまり、報酬比例部分の調整の長期化により給付調整が進むことで、現行制度では足下の受給世代の報酬比例部分の給付に充てられていた財源が将来の受給世代の基礎年金給付に充てられることになるため、将来の受給世代の給付が充実し、調整終了後の所得代替率が上昇するというものである。

このように、調整期間の一致による年金水準の上昇の要因は基礎年金水準の上昇に伴う国庫負担の増加と、世代間の分配の調整による将来の受給世代への財源移転の2つに大きく分けられるが、国庫負担の増加については財源の確保をどう考えるかが課題となる。また、世代間の財源移転により将来の受給世代の給付水準は上昇する一方で、報酬比例部分の調整は現行制度よりも長期化することになるため、足下の受給世代の給付水準が現行制度よりも一時的に低下することとなる。この一時的な給付水準の低下についてどう考えるかということも、今後の制度改正を考える上で議論となる点である。

そこで、マクロ経済スライドの調整期間の一致による国庫負担の見通しの変化を令和6(2024)年度価格に換算して示したものが第4-4-5図である。

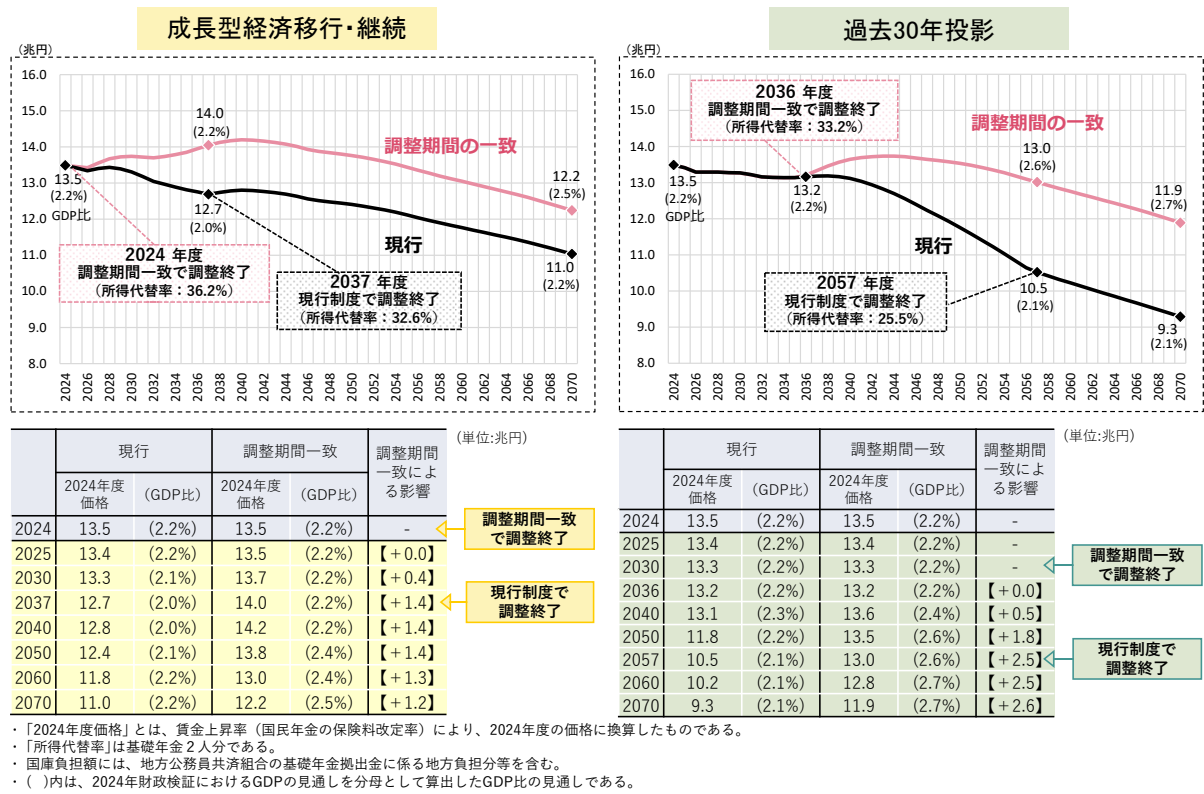
マクロ経済スライドの調整期間の一致による国庫負担の増加は、基礎年金の給付調整が現行制度よりも早期に終了し、基礎年金水準が上昇することによるものである。したがって、国庫負担はマクロ経済スライドが終了した後、緩やかに増加していくこととなる。

過去30年投影ケースでみると令和18(2036)年度の調整終了後に増加が始まり、その後、約20年かけて増加していき、現行制度において調整が終了する令和39(2057)年度以降に最大化する。令和39(2057)年度以降の規模を確認すると、国

庫負担は約 2.5 兆円程度増加する見通しとなっている。成長型経済移行・継続ケースの場合は足下から調整が不要になるため国庫負担は足下から増加を始め、現行制度において調整が終了する令和 19(2037)年度には約 1.4 兆円の増加となる見込みである。

また、GDP の推移については現行制度と変わらないものと仮定して、国庫負担の対 GDP 比を計算すると、現行制度では令和 52(2070)年度に 2.1～2.2%程度であり、令和 6 (2024)年度の 2.2%と比較して概ね同水準となっているが、マクロ経済スライドの調整期間の一致をした場合は令和 52(2070)年度に 2.5～2.7%程度となり、足下と比較して上昇する見通しとなっている。

第 4－4－5 図 国庫負担の見通し（令和 6 (2024) 年度価格）
【マクロ経済スライドの調整期間の一致】



第5節

適用拡大、基礎年金拠出期間延長・給付増額、調整期間の一致の組み合わせ試算

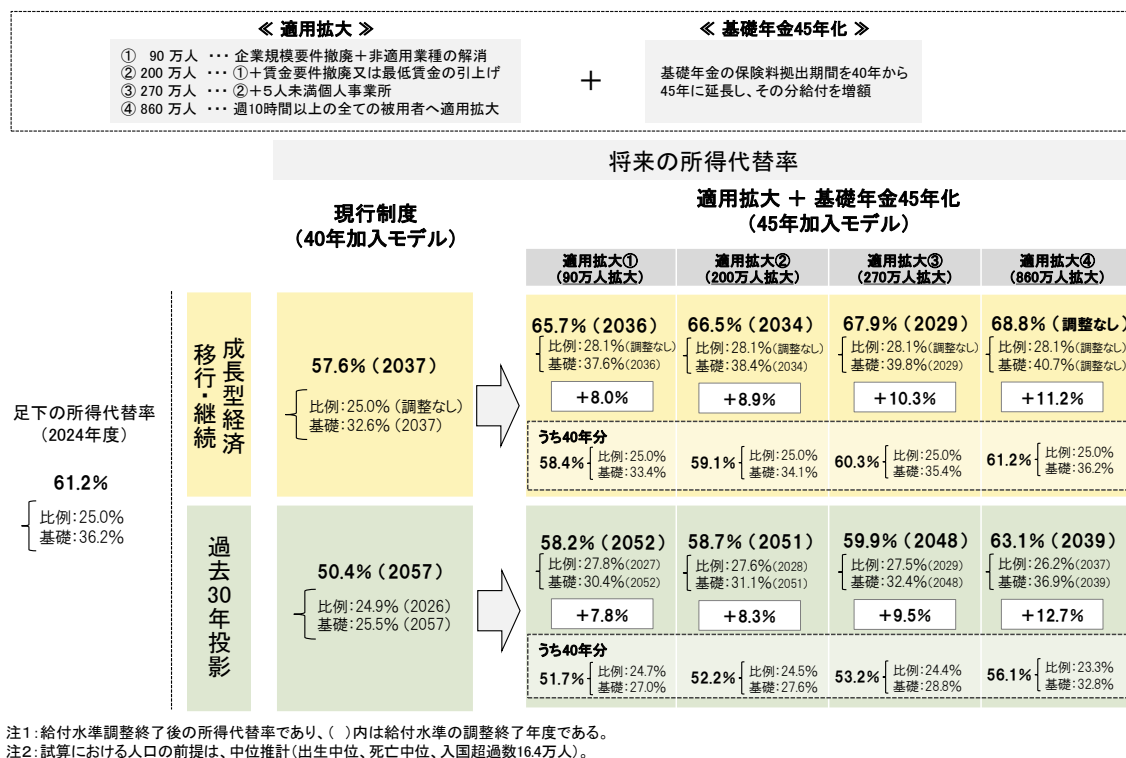
今回の財政検証では、前節までに紹介した適用拡大、基礎年金拠出期間延長・給付増額（基礎年金45年化）、マクロ経済スライドの調整期間の一致を組み合わせ実施した場合の試算も行った。

試算結果については、適用拡大と基礎年金拠出期間延長・給付増額を実施した場合が第4-5-1図、適用拡大とマクロ経済スライドの調整期間の一致を実施した場合が第4-5-2図、基礎年金拠出期間延長・給付増額マクロ経済スライドの調整期間の一致を実施した場合が第4-5-3図、適用拡大、基礎年金拠出期間延長・給付増額、マクロ経済スライドの調整期間の一致を全て実施した場合が第4-5-4図のとおりである。

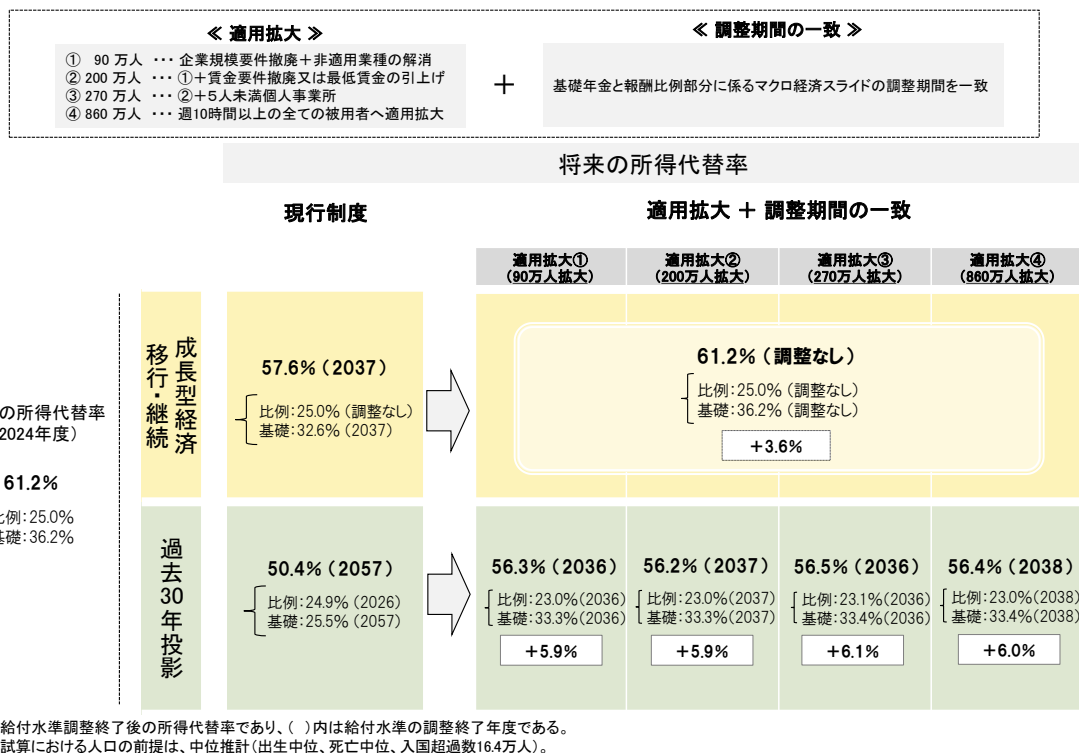
これらの組み合わせ試算の結果をみると、基礎年金拠出期間延長・給付増額を併せて実施する場合の所得代替率は、組み合わせ前の各試算における所得代替率の概ね45/40倍になっているが、調整終了年度はほぼ変わらない結果となっている。これは、保険料の拠出期間が40年間に45年間に伸びるため、その分給付水準も上昇するが、一方で保険料収入増の影響もあることから給付調整終了年度に大きな変化はない、つまり、基礎年金拠出期間延長・給付増額自体には給付水準を改善する効果はあるものの、財政を改善させる効果はほとんどないことが、この組み合わせ試算の結果からも分かる。

また、マクロ経済スライドの調整期間の一致を併せて実施する場合の所得代替率は、適用拡大④を除き、組み合わせ前の各試算における所得代替率と比べ大幅に改善し、報酬比例部分の調整終了年度が延長され、基礎年金の調整終了年度が大きく短縮する結果となっている。また、この組み合わせ試算の結果は、マクロ経済スライドの調整期間の一致を単体で実施した場合の結果とほとんど変わらない結果となっているが、これは、マクロ経済スライドの調整期間の一致を実施すると基礎年金の給付水準の大幅な改善が図られ、それ以外の制度改正効果を打ち消しているからである。なお、適用拡大④については変化が見られないが、これは、適用拡大による第1号被保険者数の減少に伴う第1号被保険者1人当たりの国民年金の積立金の増加によって給付水準を下支えする積立金効果と、マクロ経済スライドの調整期間の一致による基礎年金の給付水準の改善効果がほぼ同じとなっているためである。

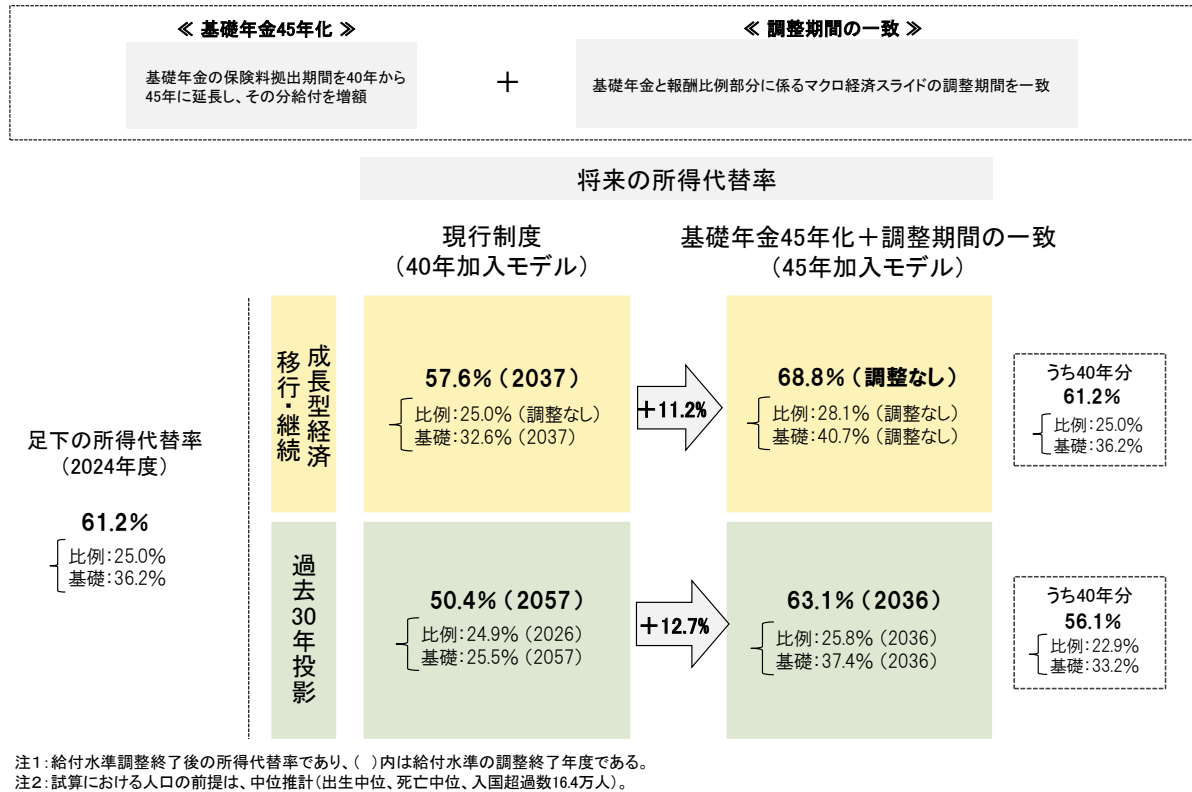
第4-5-1図 適用拡大と基礎年金拠出期間延長・給付増額を行った場合 における所得代替率への影響



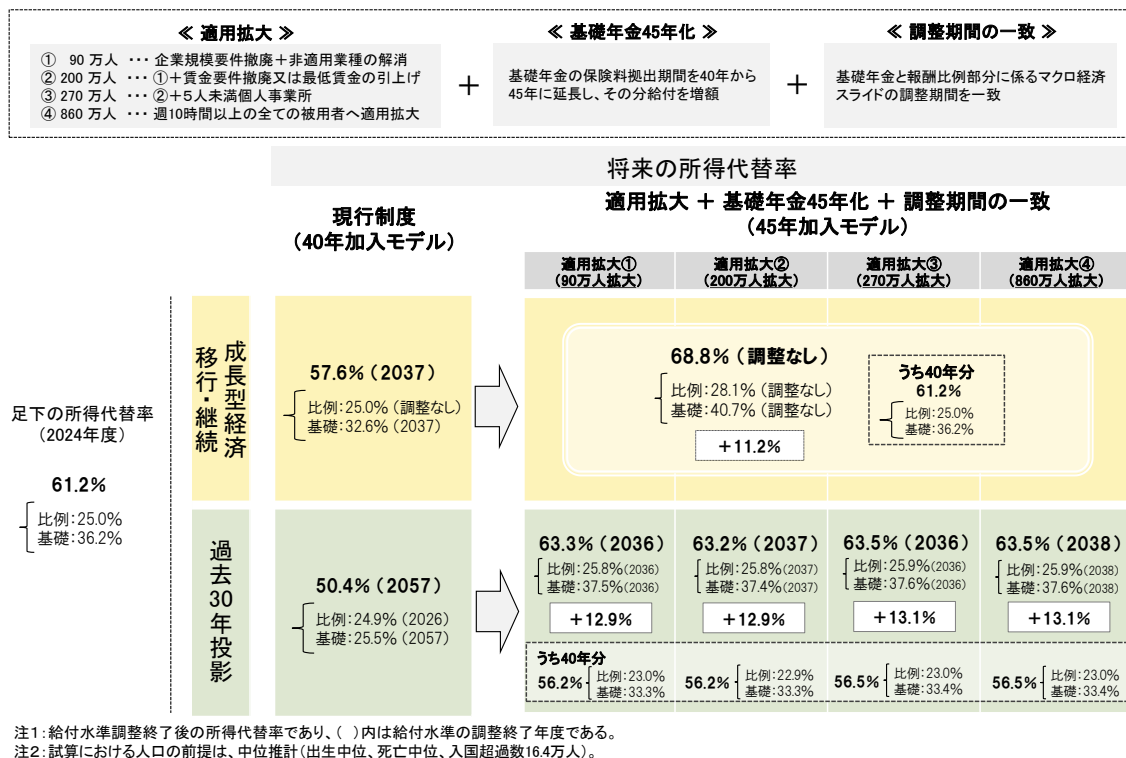
第4-5-2図 適用拡大とマクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合 における所得代替率への影響



第4-5-3図 基礎年金拠出期間延長・給付増額とマクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合における所得代替率への影響



第4-5-4図 適用拡大、基礎年金拠出期間延長・給付増額、マクロ経済スライドの調整期間の一致の全てを行った場合における所得代替率への影響



第6節

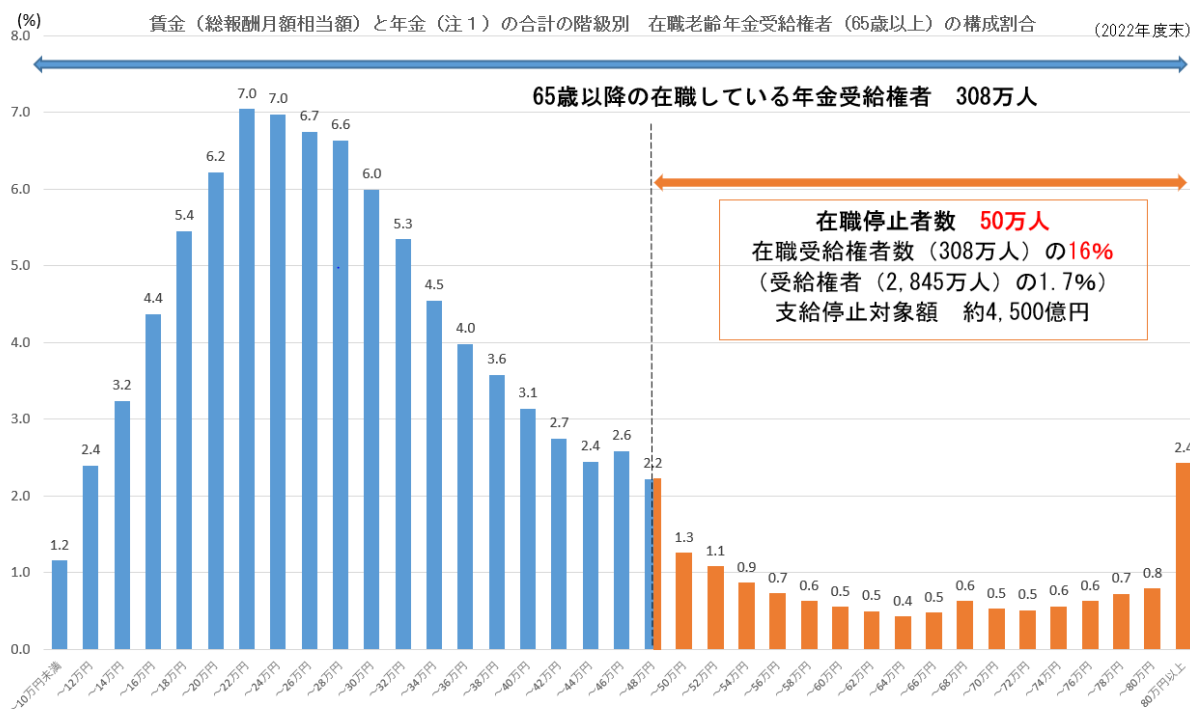
オプション④ 在職老齢年金制度の支給停止の基準の見直し

1. 試算の前提

平成12(2000)年の年金制度改正（平成12年年金改正法）において、就労して一定以上の賃金を得ている65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に当該老齢厚生年金の一部または全部の支給を停止する仕組み（在職老齢年金制度）が導入されたが、この仕組みを撤廃した場合の試算を行っている。

令和4(2022)年度末現在、在職老齢年金制度による支給停止の基準額は47万円となっているが、65歳以上の在職受給者約308万人のうち、在職支給停止者は約50万人（約16%）が在職老齢年金制度による支給停止の対象となっており、支給停止額は約4500億円となっている（第4-6-1図）。

第4-6-1図 65歳以上の在職老齢年金制度の状況



注1 支給停止は共済組合等が支給する年金額も含んで判定するが、上記分布の年金額には日本年金機構が支給する分であり共済組合等が支給する分は含まれていないため、基準額(47万円)（※2022年度の基準額）未満であっても支給停止されている者がいることに留意が必要。

注2 受給者数及び在職停止者数は、第1号厚生年金被保険者期間を持つ者が対象であり、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていないが、支給停止対象額には含まれている。

(資料) 年金局調べ

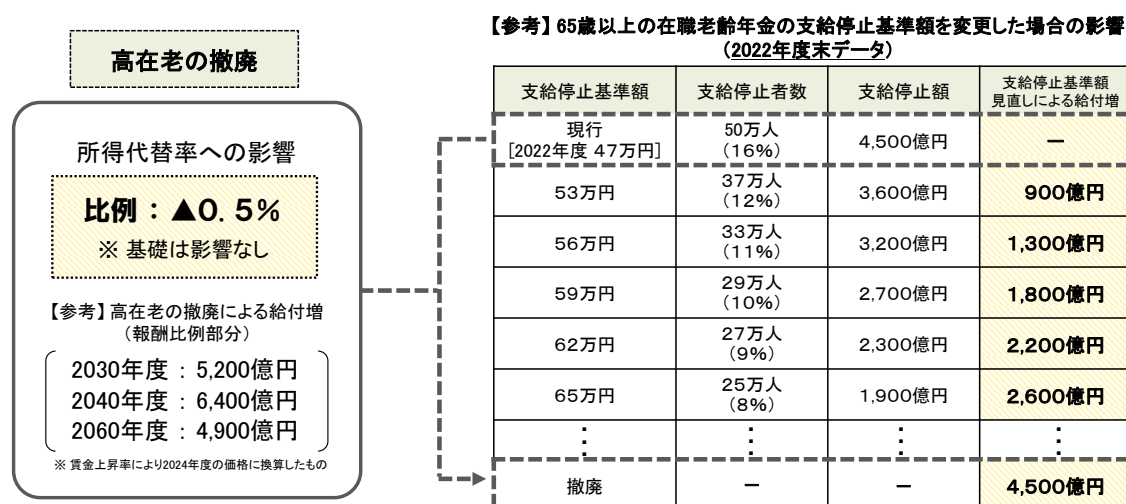
この在職老齢年金制度の支給停止の基準の見直しを行うと、一定以上の賃金を得ている 65 歳以上の老齢厚生年金受給者の給付が増えることから、年金財政の均衡を図るためには、マクロ経済スライドによる調整を延長する必要がある。

今回のオプション試算では、在職老齢年金制度の見直しによる高齢者の就労の変化は見込んでいないため、被保険者の見通しは現行制度の場合と変わらないことを前提としている。また、施行年度については試算の便宜上、令和 9 (2027) 年度より実施するものと仮定している。

2. 試算の結果と財政見通し

65 歳以上の在職老齢年金制度を撤廃すると、一定以上の賃金を得ている 65 歳以上の老齢厚生年金受給者の報酬比例部分の給付は、令和 12 (2030) 年度に約 5200 億円、令和 22 (2040) 年度に約 6400 億円、令和 32 (2050) 年度に約 4900 億円増加する。また、将来の所得代替率は過去 30 年投影ケースにおいては 0.5%ポイント程度低下する見通しとなっており、働く年金受給者の給付が増加する一方で、将来の受給世代の給付水準が低下する結果となっている。なお、在職老齢年金制度による支給停止は厚生年金の独自給付が対象となるため、この所得代替率への影響は報酬比例部分のみであり、基礎年金への影響はない（第 4－6－2 図）。

第 4－6－2 図 在職老齢年金制度の支給停止の基準の見直した場合の試算結果



注1：所得代替率への影響は、過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率への影響を示している（人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位・入国超過数16.4万人））。

過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率（比例）：[現行]24.9%（2026年度）→[高在老撤廃]24.4%（2029年度）※（ ）内は調整終了年度
なお、成長型経済移行・継続ケースにおいては現行制度の下で報酬比例部分の調整がかからない見通しとなっているため、所得代替率への影響を計測することができない。

注2：右表の支給停止者数における（ ）内は、65歳以上の在職老齢年金受給権者（308万人）に対する割合である。

注3：右表の支給停止者数には第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていないが、支給停止額には含まれている。

過去 30 年投影ケースにおける報酬比例部分の所得代替率及びマクロ経済スライドの調整終了年度は、現行制度下においてはそれぞれ、24.9%、令和 8 (2026) 年度であるが、65 歳以上の在職老齢年金制度を撤廃する場合、所得代替率は 24.4%に低下し、給付調整終了年度は令和 11 (2029) 年度まで延長する見通しとなっている。

この見直しによる報酬比例部分の給付費への影響をみると、現行制度と比べ報酬比例部分のマクロ経済スライド調整が続く中、令和 9 (2027) 年度の施行に伴う老齢厚生年金の支給率の上昇により増加するものの、長期的にみれば、マクロ経済スライド調整が延長したことによる報酬比例部分の所得代替率の低下によって、報酬比例部分の給付費は減少する見通しとなっている（第 4－6－3 図）。

第 4－6－3 図 在職老齢年金制度の支給停止の基準の見直しによる
報酬比例部分の給付費への影響

年度	報酬比例部分の給付費(兆円)			(参考) 報酬比例部分の所得代替率(%)	
	高在老撤廃①	現行制度②	差分(①-②)	高在老撤廃①	現行制度②
2024	30.0	30.0	0.0	25.0	25.0
2025	30.6	30.6	0.0	24.9	24.9
2026	30.8	30.8	▲ 0.1	24.8	24.9
2027	31.3	31.3	▲ 0.0	24.7	24.9
2028	31.8	31.7	0.1	24.5	24.9
2029	32.2	32.2	0.0	24.4	24.9
2030	32.7	32.6	0.0	24.4	24.9
2040	39.0	38.8	0.1	24.4	24.9
2050	43.5	43.5	0.0	24.4	24.9
2060	47.1	47.1	▲ 0.1	24.4	24.9
2070	50.9	51.0	▲ 0.1	24.4	24.9
2080	54.3	54.4	▲ 0.1	24.4	24.9
2090	56.2	56.3	▲ 0.1	24.4	24.9
2100	57.4	57.5	▲ 0.1	24.4	24.9
2110	58.6	58.8	▲ 0.1	24.4	24.9
2120	59.5	59.7	▲ 0.1	24.4	24.9

(注1) 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位・入国超過数16.4万人)

(注2) 高在老撤廃は、65歳以上の在職老齢年金制度を撤廃した場合の財政見通しの結果である。

(注3) 報酬比例部分のマクロ経済スライドの調整終了年度は、現行制度で2026年度、高在老撤廃で2029年度となっている。

なお、成長型経済移行・継続ケースにおいては、現行制度の下で報酬比例部分の調整がかからない見通しとなっているため、所得代替率への影響を計測することができないが、年金財政に与える影響という点においては、同様の効果があるものと考えられる。

第7節

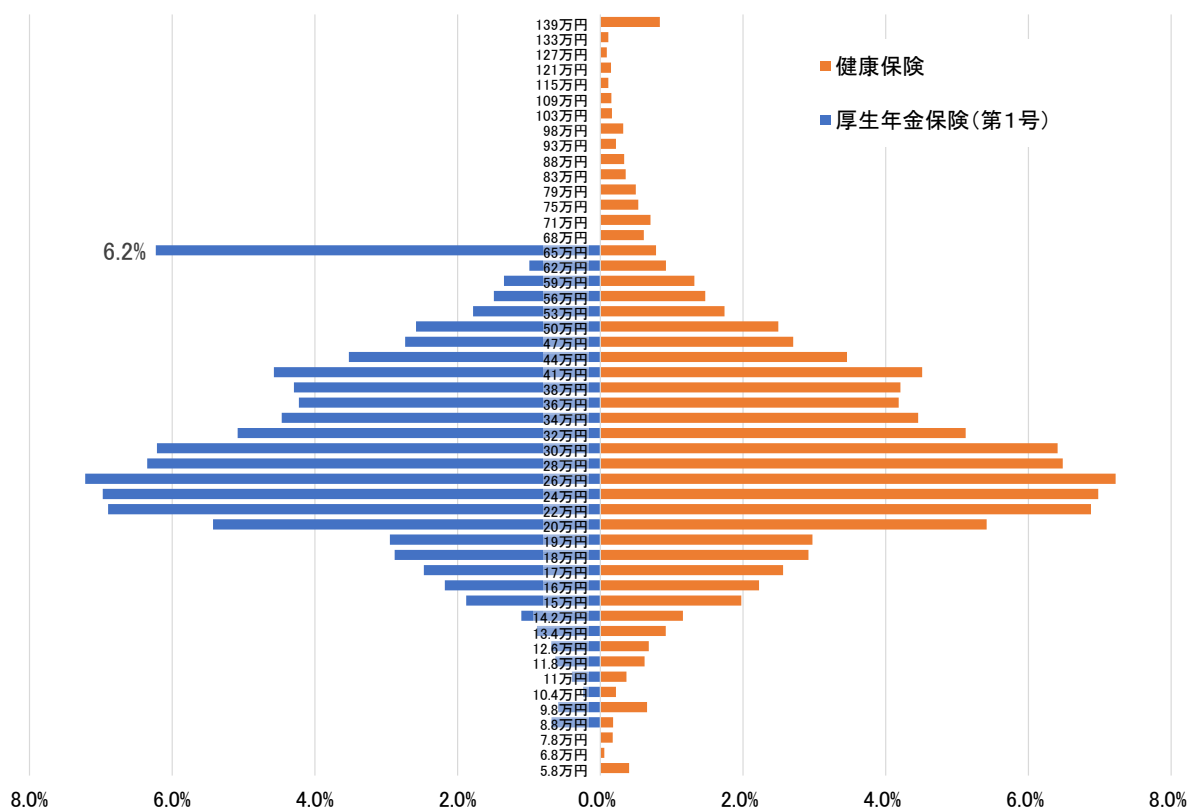
オプション⑤ 標準報酬月額上限設定のルールの見直し

1. 試算の前提

各年度末時点において、全被保険者の平均標準報酬月額の2倍に相当する額が標準報酬月額の上限を上回り、その状態が継続すると認められる場合には、政令で新たな上限を追加することが可能であるとされている。この改定ルールに基づき、令和2(2020)年に標準報酬月額の上限が65万円に引き上げられている。

この厚生年金の標準報酬月額の上限について、被保険者に占める標準報酬月額の上限に該当する者の割合をみると、令和4(2022)年度時点で厚生年金保険第1号被保険者の約6.2%となっている(第4-7-1図)。

第4-7-1図 標準報酬月額階級分布



(資料) 厚生年金保険(第1号)は、年金局調べ(2022年度末時点)、健康保険は、「健康保険・船員保険被保険者実態調査(令和4年10月)」に基づき作成。

今回のオプション試算では、上限該当者の割合を① 75 万円（上限該当者の割合 4 %相当）、② 83 万円（上限該当者の割合 3 %相当）、③ 98 万円（上限該当者の割合 2 %相当）に見直した場合の試算を行っている。この上限該当者の割合は、厚生年金保険第 1 号被保険者の標準報酬月額上限 65 万円に該当している約 259 万人について、健康保険・船員保険被保険者実態調査（令和 4 年 10 月）の標準報酬月額階級分布をもとに標準報酬月額 68 万円以上の階級に按分することで、各標準報酬月額上限に該当する者の人数を推計し算出している。

本オプション試算では、年金財政に与える影響をみる観点から、経済の前提は過去 30 年投影ケース、人口の前提は出生低位の場合で実施しており、また、施行年度については試算便宜上、令和 9（2027）年度より実施するものと仮定している。なお、人口の前提を中位推計としていない理由は、現行制度の下では、報酬比例部分に掛かるマクロ経済スライドによる調整期間が短い見通しとなっており、制度改正による所得代替率への影響を計測することが困難なためである。

2. 試算の結果と財政見通し

標準報酬月額の上限該当者については、負担能力に比べ保険料負担が比較的少なくなっている一方、年金給付についても本来の賃金水準と比べて低い水準になっている。標準報酬月額の上限を引き上げた場合、標準報酬月額が増加するため厚生年金保険料が増加するが、給付については、基礎年金額は変わらず、報酬比例年金額のみ増加する。加えて、厚生年金の保険料収入の増加が給付に反映されるまでの間の積立金の運用益が増加するため、厚生年金財政は改善し、厚生年金受給者全体の将来の給付水準も上昇する（第 4－7－2 図）。

標準報酬月額上限の引上げは報酬比例部分の給付や厚生年金の保険料収入に影響するものであるため、基礎年金の給付水準には影響を与えない。

試算結果をみると、①標準報酬月額の上限該当者の割合が 4 %相当の場合、上限該当者の保険料負担は本人負担分で月 0.9 万円増加する一方、上限該当者の将来の給付は 10 年間該当した場合で報酬比例年金が年 6.1 万円増加する。これに加え、全体の給付水準については、報酬比例部分の所得代替率が 0.2%ポイント上昇（マクロ経済スライドによる給付調整終了年度は 1 年短縮）する。

②標準報酬月額の上限該当者の割合が 3 %相当の場合、上限該当者の保険料負担は本人負担分で月 1.6 万円増加する一方、上限該当者の将来の給付は 10 年間該当した場合で報酬比例年金が年 11.0 万円増加し、報酬比例部分の所得代替率

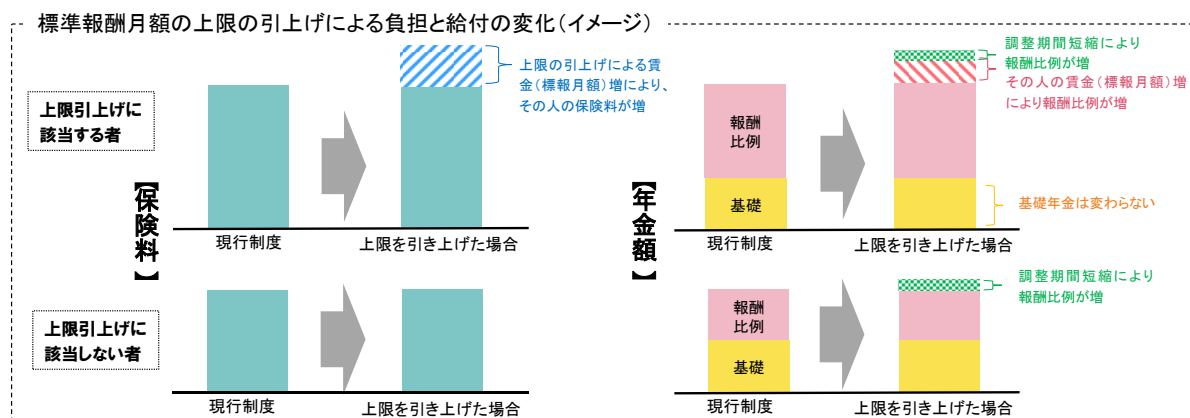
は0.4%ポイント上昇（マクロ経済スライドによる給付調整終了年度は1年短縮）する。

③標準報酬月額の上限該当者の割合が2%相当の場合、上限該当者の保険料負担は本人負担分で月3.0万円増加する一方、上限該当者の将来の給付は10年間該当した場合で報酬比例年金が年20.1万円増加し、報酬比例部分の所得代替率は0.5%ポイント上昇（マクロ経済スライドによる給付調整終了年度は2年短縮）する見通しとなっている（第4-7-2図、第4-7-3図、第4-7-4図）。

このように、高所得者の負担増により低所得者も含めた全体の給付水準が上昇することから、標準報酬月額上限の引上げには、所得再分配機能を強化する効果があるとも言える。

なお、過去30年投影ケースで出生中位を前提とした場合や、成長型経済移行・継続ケースなどにおいては、現行制度の下で報酬比例部分の調整が行われない（又は調整期間が短い）見通しとなるため、所得代替率への影響を計測することができないが、年金財政に与える影響という点においては、同様の効果があるものと考えられる。

第4-7-2図 標準報酬月額上限の引上げによる負担と給付の変化



標準報酬月額上限の引上げによる負担と給付の変化

加入期間	標準報酬月額上限					
	75万円		83万円		98万円	
	保険料負担 (本人負担分)	老齢厚生年金	保険料負担 (本人負担分)	老齢厚生年金	保険料負担 (本人負担分)	老齢厚生年金
10年	0.9万円/月増	6.1万円/年増 (終身)	1.6万円/月増	11.0万円/年増 (終身)	3.0万円/月増	20.1万円/年増 (終身)
20年		12.2万円/年増 (終身)		21.9万円/年増 (終身)		40.2万円/年増 (終身)

注1: 保険料負担(本人負担分)及び老齢厚生年金の額は、加入期間中、各々の標準報酬月額上限が適用されたと仮定し、現行の標準報酬月額の上限である65万円が適用されていた場合との差額を試算している。

注2: 老齢厚生年金の額は、令和6年度の年金額をもとに試算したもの。(実際には、年金額は毎年度改定される。)

第4-7-3図 標準報酬月額上限設定のルールの見直した場合の試算結果

標準報酬月額上限	上限該当者数(注1) ※()内は上限該当者の割合	保険料収入の増加額(注2) ※()内は事業主負担分	所得代替率への影響(注3)	<参考> 上限該当者に係る 老齢厚生年金の給付増 ※10年間、見直し後の 標準報酬上限に 該当した場合の例
現行 65万円	259万人 (6.2%)	—	—	
上限の見直し① 75万円	168万人 (4.0%)	4,300億円 (2,150億円)	比例: +0.2% ※ 基礎は影響なし	
上限の見直し② 83万円	123万人 (3.0%)	6,600億円 (3,300億円)	比例: +0.4% ※ 基礎は影響なし	
上限の見直し③ 98万円	83万人 (2.0%)	9,700億円 (4,850億円)	比例: +0.5% ※ 基礎は影響なし	6.1万円/年 (終身)
				11.0万円/年 (終身)
				20.1万円/年 (終身)

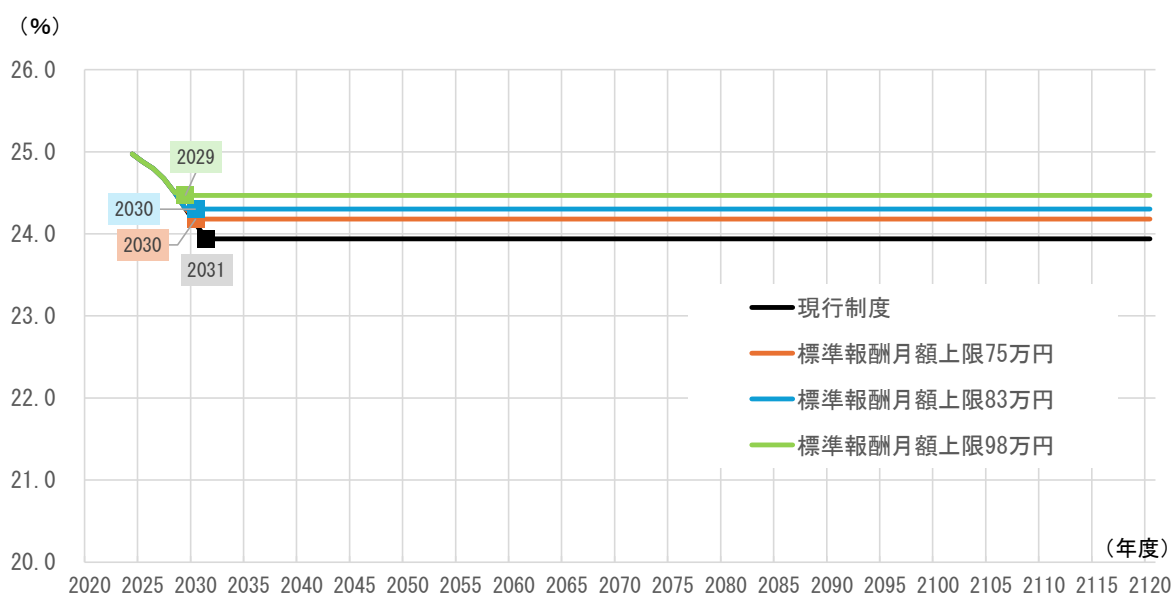
注1: 上限該当者数は2022年度末時点における現行の上限(65万円)該当者数259万人(1号厚生のみ)を、「健康保険・船員保険被保険者実態調査(令和4年10月)」による健康保険・船員保険の標準報酬月額等級別被保険者数の分布をもとに按分して推計。()内は被保険者全体(4,200万人)に占める上限該当者の割合。

注2: 保険料収入の増加額は満年度1年分。2022年度末時点におけるデータをもとに試算したもの。

注3: 所得代替率への影響は、過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率への影響を示している(人口の前提は、出生低位・死亡中位・入国超過数16.4万人)。過去30年投影ケース(出生低位・死亡中位・入国超過数16.4万人)における給付水準調整終了後の所得代替率(比例): ※()内は調整終了年度[現行]23.9%(2031年度) → [上限の見直し①: 75万円]24.2%(2030年度)、[上限の見直し②: 83万円]24.3%(2030年度)、[上限の見直し③: 98万円]24.5%(2029年度)なお、成長型経済移行・継続ケースや、過去30年投影ケース(出生中位・死亡中位・入国超過数16.4万人)においては、現行制度の下で報酬比例部分の調整がかからない(又は調整期間が短い)見直しとなっているため、所得代替率への影響を計測することができない。

注4: 見直し後の上限該当者について、令和6年度の年金額を前提として試算したもの。

第4-7-4図 報酬月額上限を見直した場合の報酬比例部分の所得代替率の推移



(注1) 人口の前提(出生低位)、経済の前提(過去30年投影ケース)機械的に調整を進めた場合の試算

(注2) 図中の四角は、給付水準調整の終了年度を示している。

第8節

参考試算等

1. 参考試算（マクロ経済スライド調整の仕組みの見直し効果）

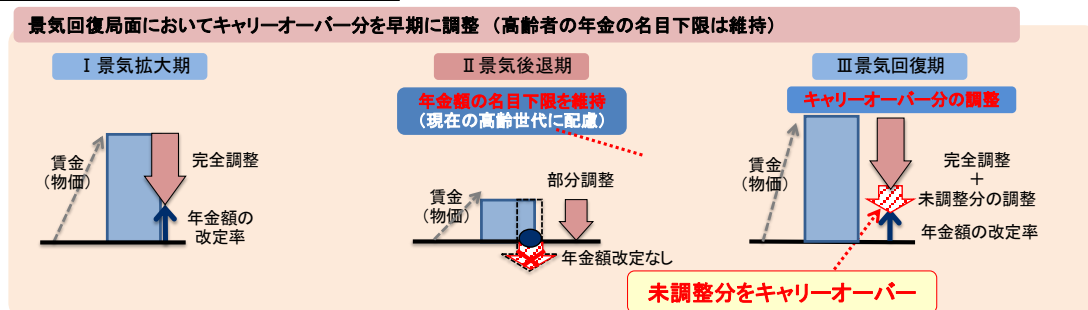
（1）試算の前提

マクロ経済スライドについては、年金の名目額を維持するところまでしか給付水準調整を行わない措置（名目下限措置）がとられたために、発動に当たってデフレ経済の影響を受けていくこととなった。

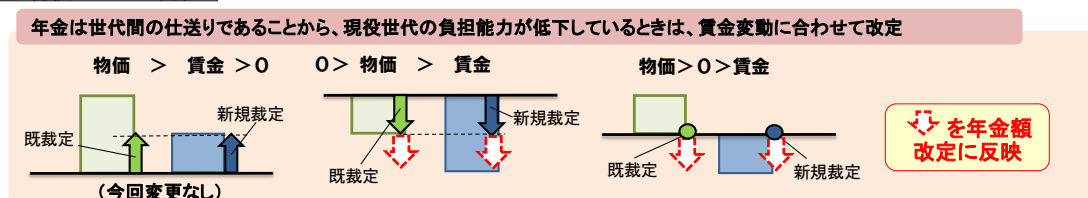
今回のオプション試算では、参考試算としてこの名目下限措置が無いと仮定した場合の影響を試算している。併せて、平成28年年金改正法で成立した年金額改定ルールの見直しの1つであるマクロ経済スライド調整の未調整分を翌年度以降の年金額に反映する仕組み（キャリアオーバー）の効果も参考に検証している（第4-8-1図）。

第4-8-1図 平成28年改正法による年金額の改定ルールの見直し

① マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し（少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応）



② 賃金・物価スライドの見直し（賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応）



なおキャリアオーバーによる効果の試算については、他のオプション試算のように一定の制度改正を仮定した試算とは異なり、既に組み込まれている制度の効果を測定するものである。

参考試算における経済前提は、その効果をみるため第3章第4節で紹介した経

済変動を仮定したものとなっている（第4－8－2図）。

第4－8－2図では、現行制度において経済変動を仮定した場合の調整終了後の所得代替率も示している。経済変動がある場合の調整終了後の所得代替率は、経済変動がない場合と比べ若干ではあるが上昇している。これは、経済変動により年金財政にプラスの影響を与える要素とマイナスの影響を与える要素があり、それらの影響から生じた結果である。

・プラスの要素

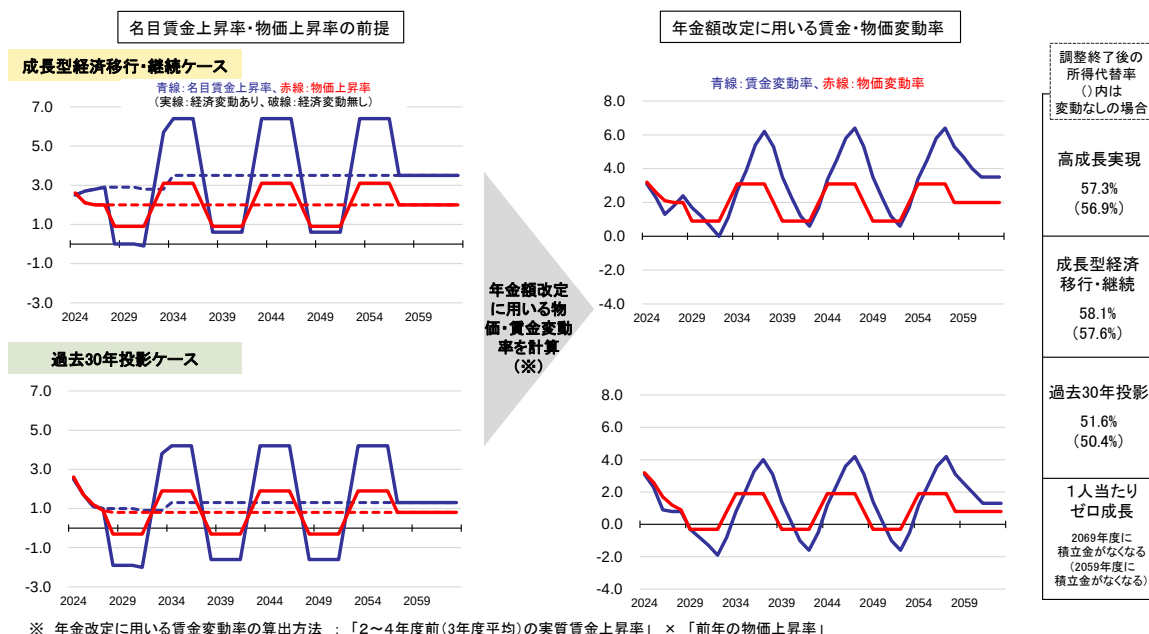
経済変動があることにより、変動がない場合と比べ賃金変動率や物価変動率が高くなる年度においてマクロ経済スライドによる給付水準調整が可能になることや、賃金変動率＜物価変動率となる年度が生じ既裁定者の年金改定率が変わ動なしに比べ抑えられることによるもの。この効果は、低成長の場合に影響が大きい。

・マイナスの要素

経済変動があることにより、変動がない場合と比べ賃金変動率や物価変動率が小さく又はマイナスとなることで、マクロ経済スライドの名目下限による調整の遅れが起きることによるもの。

第4－8－2図 経済変動を仮定した名目賃金・物価変動率の仮定

- 令和6(2024)年財政検証の経済前提を基礎とし、物価・賃金に景気の波(10年周期、物価上昇率±1.1%、名目賃金上昇率±2.9%)による変動を加えて経済変動を設定。
○ 経済変動があるため、マクロ経済スライドがフルに発動せず、平成28年年金改革法におけるマクロ経済スライドのキャリーオーバーの仕組みの効果が生じる状況となる。
(注) 経済変動は2028年度～2057年度の30年間(周期3回)生じるものとする。



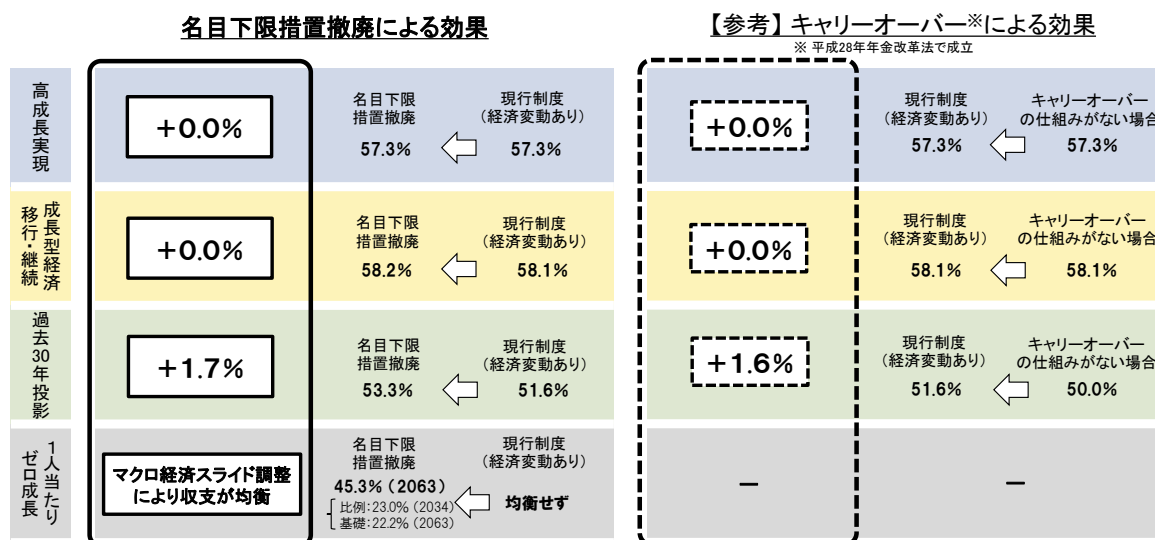
（２）試算結果

名目下限措置を撤廃した場合、所得代替率にプラスの効果があり、特に経済が低成長である過去 30 年投影ケースや 1 人当たりゼロ成長ケースでその効果が大きい結果となっている。一方、高成長実現ケースや成長型経済移行・継続ケースの場合、実質賃金上昇率や物価上昇率が十分高く、経済変動を仮定したとしても、マクロ経済スライドによる調整が十分効果を発揮し、名目下限措置の撤廃による効果はほとんどみられない（第 4－8－3 図）。

これは、過去 30 年投影ケースでは令和 16(2034)年度以降の長期の実質賃金上昇率の仮定が 0.5%、物価上昇率の仮定が 0.8%と低いため、現行制度の下ではマクロ経済スライドによる調整が十分効果を発揮できず、マクロ経済スライドの未調整分が生じているが、名目下限措置を撤廃する場合、第 4－8－4 図のとおり、マクロ経済スライドによる調整が早期に進むことから、将来世代の給付水準が上昇するとともに所得代替率が改善するためである。

また、平成 28 年年金改正法により導入されたキャリアオーバーの仕組みが無かった場合、マクロ経済スライドによる調整が十分効果を発揮できずマクロ経済スライドの未調整分が生じている過去 30 年投影ケースでは、所得代替率が低下する結果となっており、改めて平成 28 年年金制度改正の見直しの意義が再確認できるような結果となっている。

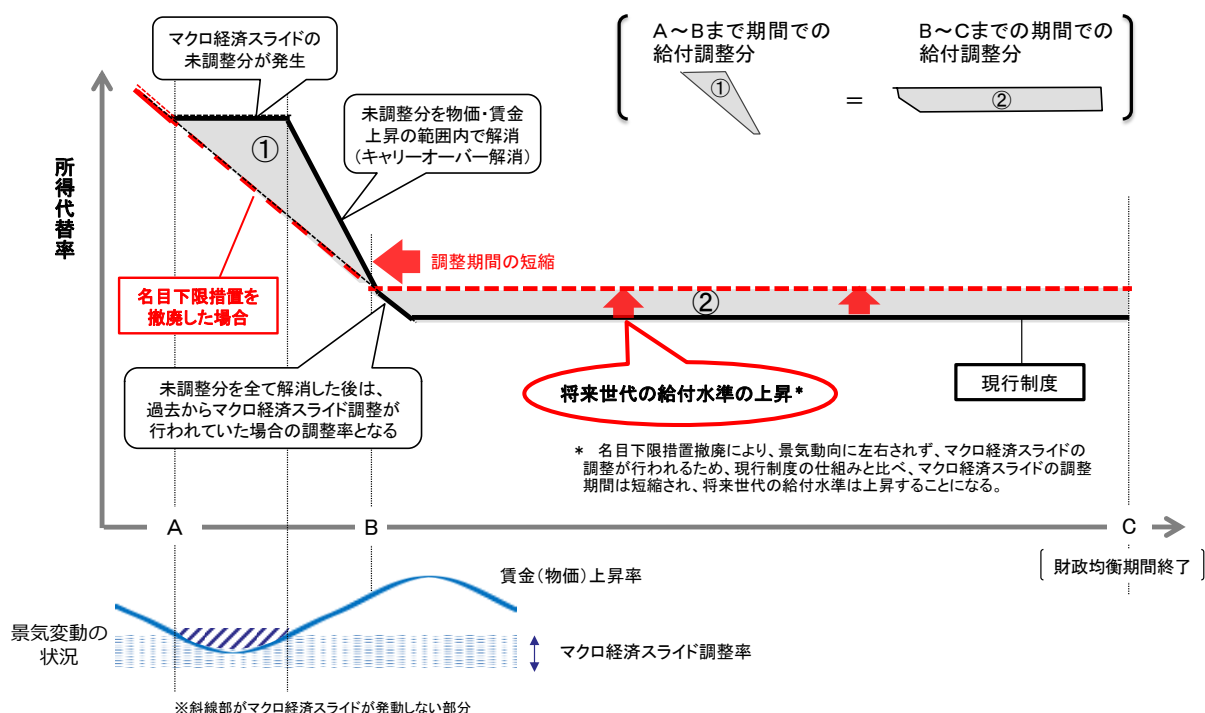
第 4－8－3 図 マクロ経済スライド調整の仕組みを見直した場合の効果



注1:給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。
注2:試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

第4-8-4図 名目下限措置撤廃による効果イメージ

○ 景気変動の状況によらず、マクロ経済スライドを発動すると、将来世代の給付水準が上昇する。



2. 就労延長と受給開始時期の繰り下げ効果

(1) 就労延長と受給開始時期の繰り下げ

ここでは個人の選択で繰下げ受給や就労期間を延ばすことにより給付水準がどう変化するかについてのミクロ試算を行っている。

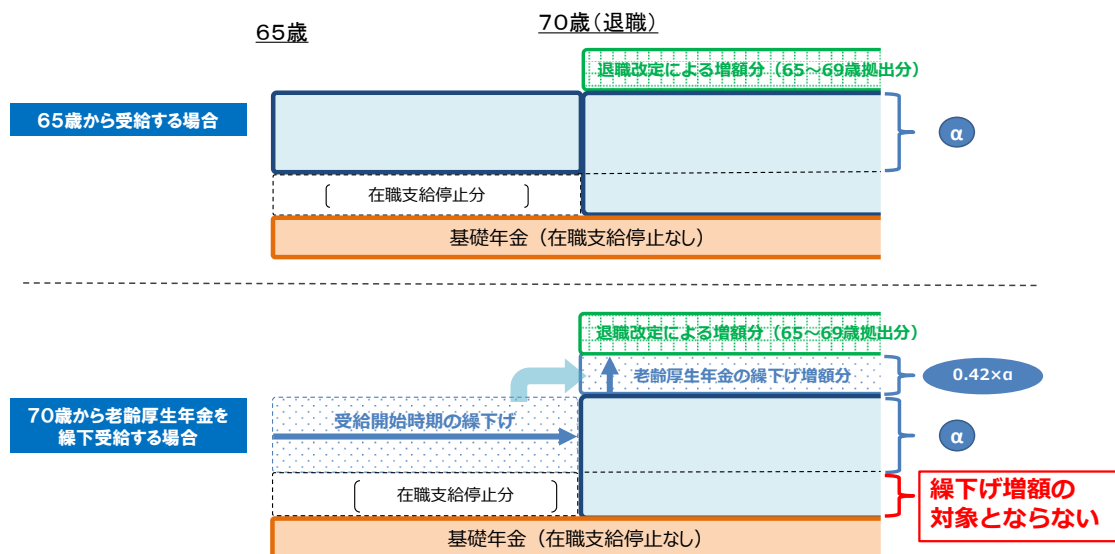
具体的には、最長で75歳までの繰下げ（月0.7%の繰下増額率を適用）、厚生年金保険被保険者の加入可能年齢は70歳までと仮定した上で、繰り下げ時期や就労期間の長さによって年金額がどのように変化するかを試算している。

また、65歳以降の賃金については、モデル年金における賃金（現役男性の平均的な賃金）を仮定しており、年金額の一部は在職老齢年金制度による支給停止がかかり、支給停止されない部分についてのみ繰下げ増額されることになる（第4-8-5図）。

モデル年金の賃金（現役男性の平均的な賃金）における在職老齢年金制度による支給停止は、モデル年金のうち報酬比例部分の約3割となっており、この支給停止分を除いて繰下の増額分を計算している。

第 4－8－5 図 在職支給停止と繰下げ受給の関係

70歳まで厚生年金加入で就労し、年金の一部が在職支給停止される場合のイメージ



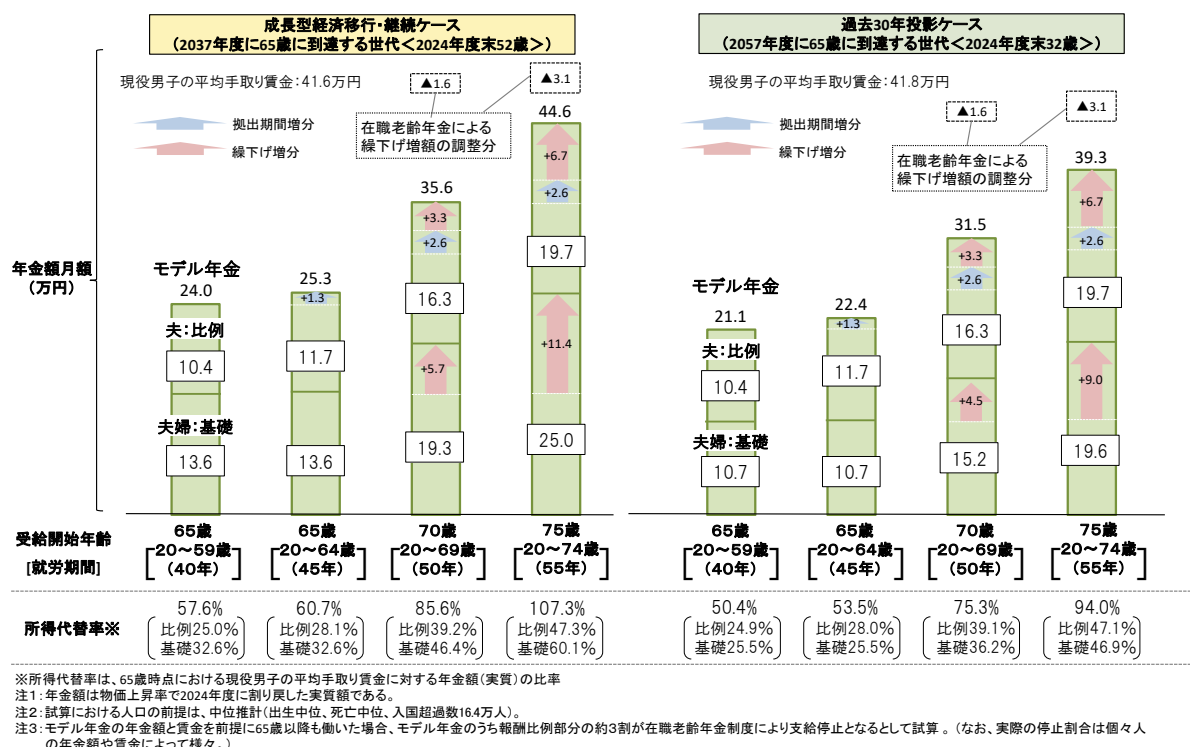
(注1) 在職支給停止は賃金と厚生年金の合計額が50万円(2024年度)を上回る場合に限って行われる(支給停止額は合計額から50万円を差し引いた額の半額)。
(注2) 在職支給停止により年金が全額支給停止になる場合については、繰下げによる増額はない。

試算結果をみると、例えば、成長型経済移行・継続ケースでは、マクロ経済スライドによる給付調整は令和 19(2037)年度に終了するが、この調整終了年度時点で 65 歳に到達する世代(令和 6(2024)年度末に 52 歳の世代)について、65 歳で受給する場合、20～59 歳まで 40 年間の就労を仮定しているモデル年金の所得代替率は 57.6%(比例: 25.0%、基礎: 32.6%)であるが、20～64 歳まで 45 年間の就労を仮定した場合、60.7%(比例: 28.1%、基礎: 32.6%)となり、60 歳から 64 歳までの 5 年間、厚生年金保険に加入した期間の保険料拠出期間分の増加が反映される。また、就労延長し受給開始時期を繰り下げて、70 歳又は 75 歳から受給する場合の所得代替率は、それぞれ、85.6%(比例: 39.2%、基礎: 46.4%)、107.3%(比例: 47.3%、基礎: 60.1%)と大きく上昇する。75 歳から受給する場合の所得代替率を計算する上では、厚生年金保険の加入可能年齢が 70 歳までとされていることから、70 歳以降の就労による保険料拠出期間分の増加はなく、繰下げによる増加分が反映させている。

また、高成長実現ケースや過去 30 年投影ケースにおいても同様の結果が得られており、マクロ経済スライドにより給付水準が抑えられていく中で、繰下げ受給や就労期間を延ばすことは給付水準を確保する上で有効な選択肢となっていることが分かる(第 4－8－6 図、第 4－8－7 表)。

第4-8-6図 就労延長し受給開始時期を繰り下げた場合の年金水準

(現行制度：マクロ経済スライド調整終了年度に65歳に到達する世代)



第4-8-7表 就労延長と受給開始時期の選択による所得代替率への影響

		就労延長し受給開始時期を繰り下げた場合の年金水準										
		65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
高成長実現	所得代替率	60.0%	64.9%	69.9%	74.8%	79.7%	84.6%	88.9%	93.2%	97.5%	101.7%	106.0%
	(比例)	(28.1%)	(30.3%)	(32.6%)	(34.8%)	(37.0%)	(39.2%)	(40.8%)	(42.4%)	(44.1%)	(45.7%)	(47.3%)
	(基礎)	(31.9%)	(34.6%)	(37.3%)	(40.0%)	(42.7%)	(45.4%)	(48.0%)	(50.7%)	(53.4%)	(56.1%)	(58.8%)
	モデル年金	56.9%	56.9%	56.9%	56.9%	56.9%	56.9%	56.9%	56.9%	56.9%	56.9%	56.9%
	繰下げ増分	-	4.3%	8.6%	12.9%	17.2%	21.4%	25.7%	30.0%	34.3%	38.6%	42.9%
	(比例)	-	(1.6%)	(3.2%)	(4.8%)	(6.4%)	(8.0%)	(9.6%)	(11.2%)	(12.8%)	(14.4%)	(16.0%)
成長型経済移行・継続	＜参考＞在老による繰下げ増額の調整分	-	<▲0.8%>	<▲1.5%>	<▲2.3%>	<▲3.0%>	<▲3.8%>	<▲4.5%>	<▲5.3%>	<▲6.0%>	<▲6.8%>	<▲7.6%>
	(基礎)	-	(2.7%)	(5.4%)	(8.1%)	(10.7%)	(13.4%)	(16.1%)	(18.8%)	(21.5%)	(24.1%)	(26.8%)
	繰上げ期間増分	3.1%	3.7%	4.4%	5.0%	5.6%	6.2%	6.2%	6.2%	6.2%	6.2%	6.2%
	所得代替率	60.7%	65.7%	70.7%	75.7%	80.6%	85.6%	89.9%	94.3%	98.6%	103.0%	107.3%
	(比例)	(28.1%)	(30.3%)	(32.6%)	(34.8%)	(37.0%)	(39.2%)	(40.8%)	(42.4%)	(44.1%)	(45.7%)	(47.3%)
	(基礎)	(32.6%)	(35.4%)	(38.1%)	(40.9%)	(43.6%)	(46.4%)	(49.1%)	(51.8%)	(54.5%)	(57.3%)	(60.1%)
過去30年投影	モデル年金	57.6%	57.6%	57.6%	57.6%	57.6%	57.6%	57.6%	57.6%	57.6%	57.6%	57.6%
	繰下げ増分	-	4.3%	8.7%	13.0%	17.4%	21.7%	26.1%	30.4%	34.8%	39.1%	43.5%
	(比例)	-	(1.6%)	(3.2%)	(4.8%)	(6.4%)	(8.0%)	(9.6%)	(11.2%)	(12.8%)	(14.4%)	(16.0%)
	＜参考＞在老による繰下げ増額の調整分	-	<▲0.8%>	<▲1.5%>	<▲2.3%>	<▲3.0%>	<▲3.8%>	<▲4.5%>	<▲5.3%>	<▲6.0%>	<▲6.8%>	<▲7.6%>
	(基礎)	-	(2.7%)	(5.5%)	(8.2%)	(11.0%)	(13.7%)	(16.5%)	(19.2%)	(21.9%)	(24.7%)	(27.4%)
	繰上げ期間増分	3.1%	3.7%	4.4%	5.0%	5.6%	6.2%	6.2%	6.2%	6.2%	6.2%	6.2%

※所得代替率は、65歳時点における現役男子の平均手取り賃金に対する年金額(実質)の比率

注1：年金額は物価上昇率で2024(令和6)年度に割り戻した実質額である。

注2：試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

注3：モデル年金の年金額と賃金を前提に65歳以降も働いた場合、モデル年金のうち報酬比例部分の約3割が在職老齢年金制度により支給停止となるとして試算。(なお、実際の停止割合は個々人の年金額や賃金によって様々。)

注4：高成長実現ケースでは2039年度に65歳に到達する世代、成長型経済移行・継続ケースでは2037年度に65歳に到達する世代、過去30年投影ケースでは2057年度に65歳に到達する世代をみたもの。

(2) 足下と同じ所得代替率を確保できる受給開始時期

公的年金制度においては、マクロ経済スライドによる給付水準調整に伴い、将来の所得代替率は足下（令和 6（2024）年度に 65 歳の者）の 61.2%から低下していく見通しとなっている。

しかし、(1) で解説したように、40 年を超えて就労し、それに伴い受給開始時期の繰下げを選択すれば、その分給付水準が増加することとなるため、就労期間を延長することにより将来の所得代替率の低下を防ぐことが可能となる。

ここでは、過去 30 年投影ケースについて、現行制度を前提として 20 歳から何歳まで就労すれば、足下の所得代替率 61.2%を維持することができるかを生年度別に示した。なお、就労引退時期が 65 歳以降となる場合は、就労引退時期から受給開始するものとし、65 歳から受給開始までの間は繰下げを行うものとし、また、現行制度で繰下げができるのは 66 歳以上であるが、機械的に 65 歳 1 月～65 歳 11 月も繰下げができると仮定して試算している。

試算結果をみると、令和 6（2024）年度に 65 歳である昭和 34（1959）年度生まれの者については、40 年の就労期間で所得代替率 61.2%の水準の年金を受給し、平均受給期間は 22 年 7 月となっている一方、同年度に 20 歳である平成 16（2004）年度生まれの者については、マクロ経済スライドにより 50.4%の水準に低下するものの、平均余命について 3 年程度の伸長が見込まれることから、平均受給期間は 25 年 9 月となっている。

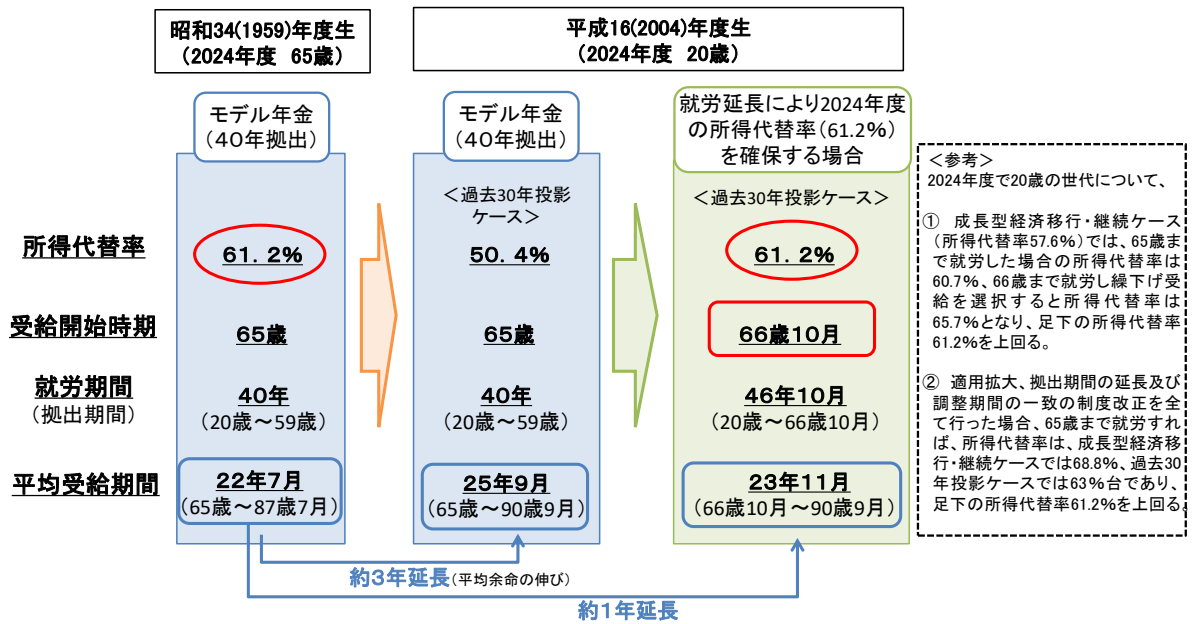
また、平成 16（2004）年度生まれの者については、就労延長や繰下げ受給をすることにより、66 歳 10 月から受給開始することで、足下の所得代替率 61.2%の水準を確保することが可能となり、そのときの平均受給期間は 23 年 11 月と昭和 34（1959）年度生まれの者よりも長い受給期間となっている。

なお、成長型経済移行・継続ケース（所得代替率 57.6%）では、65 歳まで就労した場合の所得代替率は 60.7%、66 歳まで就労し繰下げ受給を選択すると所得代替率は 65.7%と、足下の所得代替率 61.2%を上回っている。

また、オプション試算の組み合わせ試算で示したように、仮に適用拡大、基礎年金の拠出期間の延長及び調整期間の一致の制度改正を全て行った場合、65 歳まで就労すれば、所得代替率は成長型経済移行・継続ケースで 68.8%、過去 30 年投影ケースでも 63%台であり、足下の所得代替率 61.2%を上回る見通しとなっている（第 4－8－8 図）。

各世代の足下の所得代替率確保に必要な受給開始時期を示したものは第 4－8－9 表のとおりであり、就労期間を延長することにより将来の所得代替率の低下を防ぐことが可能となることが分かる。

第4-8-8図 足下と同じ所得代替率を確保できる受給開始時期



第4-8-9表 各世代の足下の所得代替率確保に必要な受給開始時期
人口の前提：中位推計 経済の前提：過去30年投影ケース

生年度 (2024年度の年齢)	65歳 到達 年度	モデル年金(40年拠出)				足下の所得代替率(61.2%)を維持するために必要な就労期間等					
		所得 代替率	就労引退	受給開始	就労期間 (拠出期間)	平均受給 期間 (65歳の 平均余命)	所得 代替率	就労引退	受給開始	就労期間 (拠出期間)	平均受給 期間
1959(昭和34)(65歳)	2024	61.2%	60歳0月	65歳0月	40年0月	22年7月	61.2%	60歳0月	65歳0月	40年0月	22年7月
1964(昭和39)(60歳)	2029	60.1%				23年0月		61歳9月		41年9月	23年0月
1969(昭和44)(55歳)	2034	58.6%				23年5月		64歳3月		44年3月	23年5月
1974(昭和49)(50歳)	2039	56.7%				23年10月		65歳4月		45年4月	23年6月
1979(昭和54)(45歳)	2044	54.7%				24年2月		65歳9月		45年9月	23年5月
1984(昭和59)(40歳)	2049	52.9%				24年7月		66歳2月		46年2月	23年5月
1989(平成元)(35歳)	2054	51.1%				24年11月		66歳7月		46年7月	23年4月
1994(平成6)(30歳)	2059	50.4%				25年2月		66歳10月		46年10月	23年4月
1999(平成11)(25歳)	2064					25年6月					23年8月
2004(平成16)(20歳)	2069					25年9月					23年11月

注1 65歳時点の平均余命は、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」(令和5年4月)の平均余命について、男女平均をとったもの。
注2 モデル年金の世帯が1959年度生まれの所得代替率と同水準となるための就労引退、受給開始の年齢を示している。65歳以降は就労する場合は、就労引退まで繰下げ受給を選択すると仮定。
注3 現行制度は、在職老齢年金の支給停止の影響を織り込み試算。また、現行制度で繰り下げができるのは66歳以上であるが、機械的に65歳1月～65歳11月も繰り下げができると仮定して試算。
注4 成長型経済移行・継続ケース(所得代替率57.6%)では、65歳まで就労した場合の所得代替率は60.7%、66歳まで就労し繰下げ受給を選択した場合の所得代替率は65.7%となり、足下の所得代替率61.2%を上回る。
注5 適用拡大、拠出期間の延長及び調整期間の一致の制度改革を全て行った場合、65歳まで就労すれば、所得代替率は、成長型経済移行・継続ケースでは68.8%、過去30年投影ケースでは63%台であり、足下の所得代替率61.2%を上回る。

第5章 年金額の分布推計

第1節 年金額の分布推計の作成方法

第2節 現行制度に基づく推計結果

第3節 オプション試算に基づく推計結果

第 1 節

年金額の分布推計の作成方法

今回の財政検証においては、将来における個々人の老齢年金額の分布状況を推計するため、令和 3 (2021) 年度末時点における、令和 3 (2021) 年度までの個人単位での公的年金加入履歴（実績）を出発点とし、65 歳到達年度末までの毎年度の加入制度、標準報酬（厚生年金被保険者の場合）等の変遷を、実績の状況に基づいてシミュレーションすることで、各個人の 65 歳到達年度末時点での老齢年金額を計算している（年金額の分布推計）。この際、令和 6 (2024) 年財政検証の収支シミュレーションと整合的になるよう、毎年度、加入制度別の被保険者数や国民年金第 1 号被保険者の総納付月数、厚生年金被保険者の標準報酬総額が性・年齢別に年金額の分布推計と財政検証で一致するように試算している。

以下では、まず財政検証の収支シミュレーション（マクロ試算）と年金額の分布推計（ミクロ試算）の関係性や両者の連携について触れたのち、年金額の分布推計の全体像について概括し、さらに年金額の分布推計の具体的な推計方法について解説する。

1. マクロ試算とミクロ試算の連携

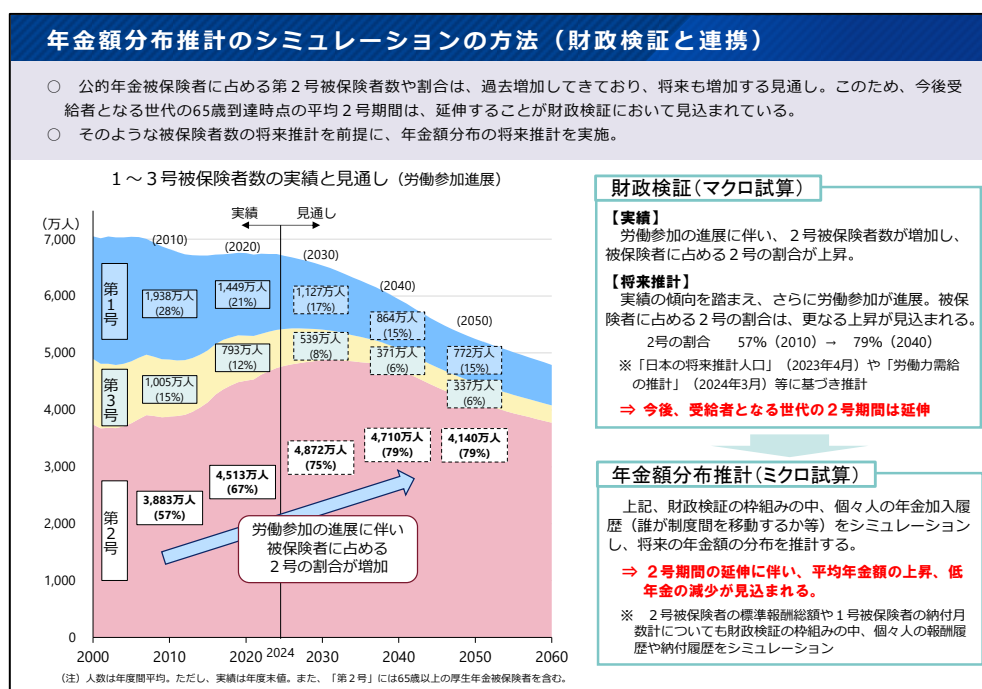
年金額の分布推計の推計方法の詳細について解説する前に、財政検証における収支シミュレーション（マクロ試算）と年金額の分布推計（ミクロ試算）の関係性や両者の連携について触れておきたい。

厚生年金保険法及び国民年金法で実施することが法定されている財政検証は、厚生年金事業及び国民年金事業における保険料、国庫負担、給付に要する費用など年金事業の収支についての将来見通しを作成するものであり、各年度における収支各項目の総額を推計するマクロ試算となっている。これまで解説してきたとおり、この収支シミュレーションは被保険者数の将来推計を前提として作成している。ここで、被保険者数の実績をみると、労働参加の進展に伴い、公的年金被保険者数に占める厚生年金被保険者数（国民年金第 2 号被保険者数）やその割合は過去増加してきており、実績の傾向を踏まえると、将来においてもさらに労働参加が進展し、被保険者に占める厚生年金被保険者の割合は増加する見通しとなっている（第 5-1-1 図）。財政検証の収支シミュレーションはこのような被保険者の動向を織り込んだ上で作成されており、このことから、今後受給者となる世代の 65 歳到達時点の平均厚生年金加入期間は、延伸することが見込ま

れる。

個人単位での年金額を推計する年金額の分布推計も、このような公的年金被保険者数に占める厚生年金被保険者数の割合の増加や、平均厚生年金加入期間の増加が見込まれる被保険者数の将来推計を前提に、その枠組みのなかで、誰が制度間を移動するか等のミクロの動きをシミュレーションするものであり、マクロ試算とミクロ試算は、被保険者数の将来推計を媒介として連携したものであるということについて、まずは確認しておきたい。

第5-1-1図 財政検証（マクロ試算）と分布推計（ミクロ試算）の連携



2. 年金額の分布推計の全体像

年金額の分布推計の推計手順をフローチャートとして示したものが第5－1－2図である。

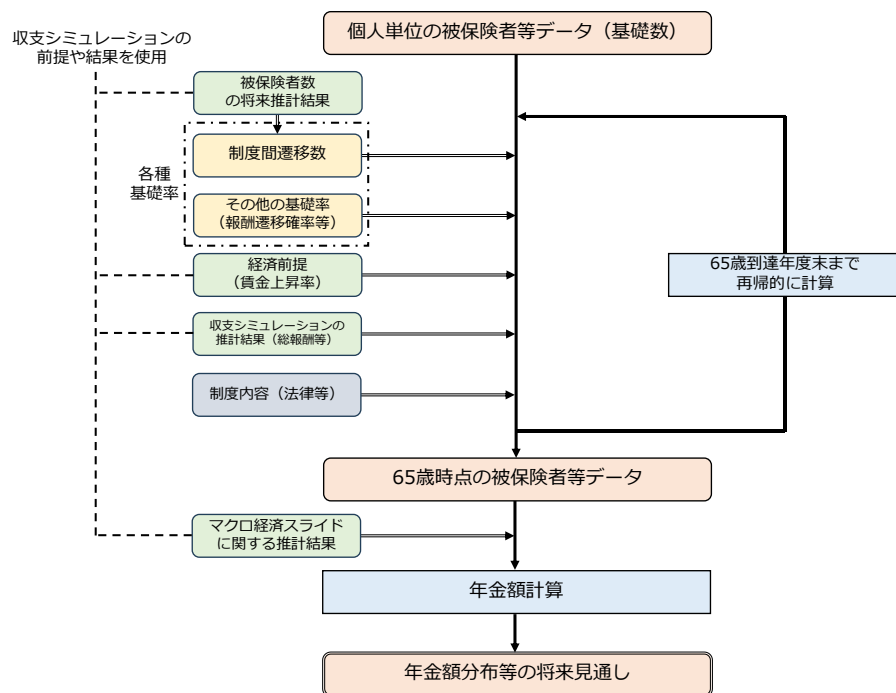
年金額の分布推計で使用する基礎的なデータとして、収支シミュレーションと同様に、被保険者等の現在の状況や過去の年金制度への加入状況等を示す基礎数と、被保険者等の将来における年々の変化を推計するための前提条件である基礎率とがある。

このうち基礎数については、収支シミュレーションの場合は、性・年齢・加入期間などで区切られた集団の平均的な姿を推計する手法であるため、集計した数値を用いているところであるが、年金額の分布推計の場合、個人単位での年金額の推計を行う手法を採っているため、個人単位での公的年金加入履歴（実績）となっている。今回の財政検証で実施した年金額の分布推計においては、令和3（2021）年度末における、公的年金加入履歴を持つ被保険者等から5分の1の割合で抽出したデータを加工したものを基礎数として用いた。

一方、基礎率については、基礎数の元となった5分の1抽出データをもとに、令和2（2020）年度末から令和3（2021）年度末にかけての被保険者等の加入制度や標準報酬の遷移状況を集計したデータを基礎として、収支シミュレーションの結果と整合的になるよう補正を施した上で作成した。

上記のとおり設定した基礎数・基礎率の下で、個人単位の被保険者等データを年度単位で更新していく作業を繰り返し、65歳到達年度末まで推計した公的年金加入履歴をもとに年金額を計算し、老齢年金額の平均値や分布の将来見通しを作成するという流れとなっている。この過程でも、収支シミュレーションの前提や結果が用いられており、例えば厚生年金加入者の各年度の総報酬の推計にあたっては、性・年齢・制度別の総報酬の総額が収支シミュレーションと一致するように総額を補正しながら年度更新を行っていくという方法を採っているほか、年金額の計算にあたっては、収支シミュレーションの結果推計された将来のマクロ経済スライド調整率の累積状況が反映される。このようにして、収支シミュレーション（マクロ試算）の枠組みの中で、年金額の分布推計（ミクロ試算）は行われている。

第 5 - 1 - 2 図 年金額の分布推計の推計手順

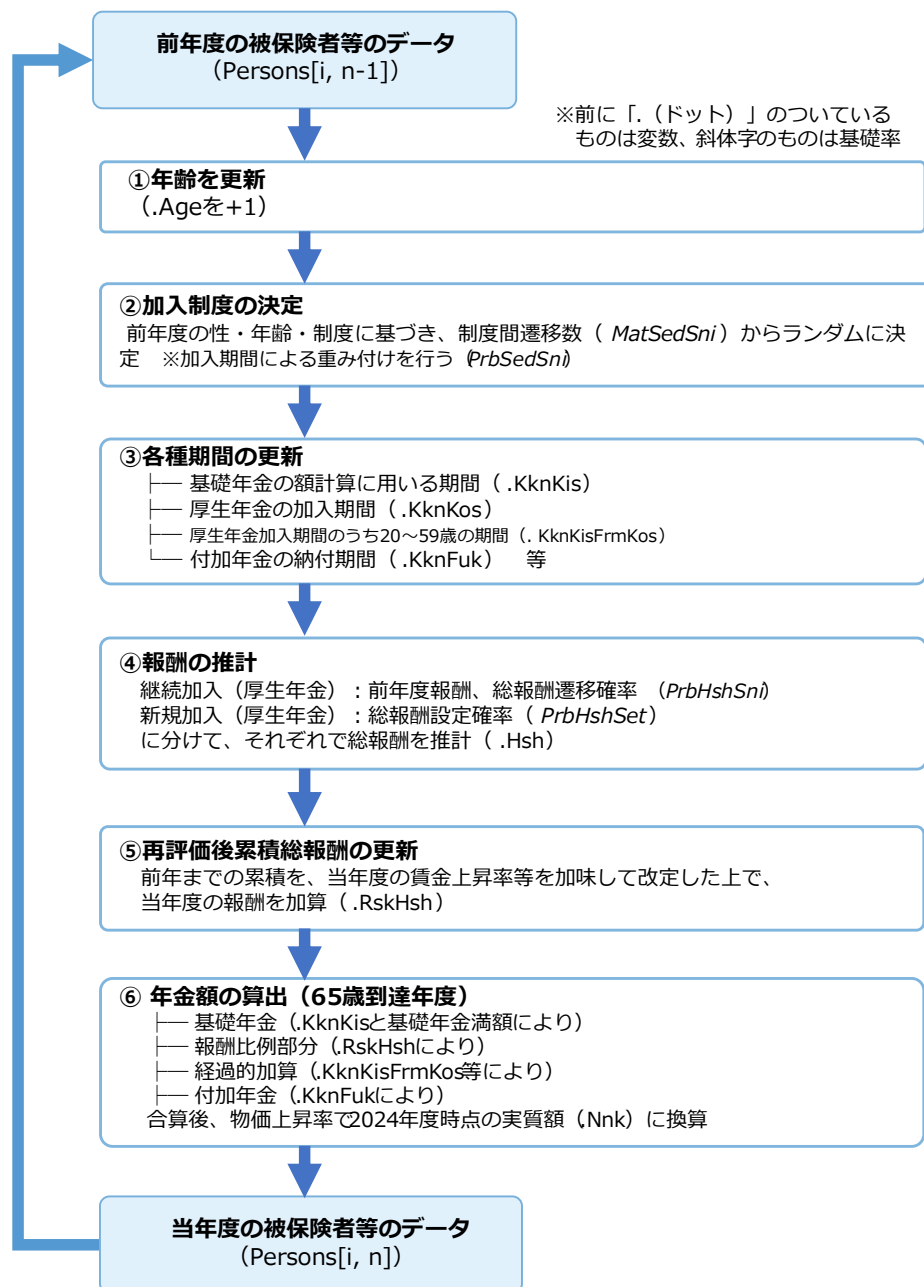


3. 年金額の分布推計の推計方法

本項では、年金額の分布推計の具体的な推計手法について解説する。その手順について示したものが第5-1-3図である。

第5-1-3図 年金額の分布推計の推計方法

年度ごとの変数の 変遷の推計方法



※翌年 (n+1) も同様に繰り返しシミュレーション

ここで、Persons[引数]. 変数名とは、被保険者等の集合 Persons のうち引数（複数設定可能）に対応する者に関するある変数の値を表すものとする。

（例）

Persons[i]：番号 i の被保険者等

Persons[i, n]：番号 i の被保険者等の時点 n における状態

次に、年度別の推計に用いる変数と基礎率を以下のとおり定義する。

変数（主要なもの）

Persons[引数].Sex：性

Persons[引数].Age：年齢

Persons[引数].Sed：加入制度（国民年金第 1 号被保険者の保険料免除・納付状態も制度の種類として扱う。また、第 1 号～第 4 号厚生年金被保険者は別の制度として扱う。）

Persons[引数].KnyKkn_X：制度（X）の加入期間

Persons[引数].KknKis：基礎年金の額計算に見合った期間（480 月に対する割合を基礎年金満額に乗じることで基礎年金額が計算できるもの）

Persons[引数].KknKos：厚生年金加入期間

Persons[引数].KknKisFrmKos：基礎年金の額計算に用いる期間のうち厚生年金加入期間に基づくもの（厚生年金加入期間のうち 20 歳から 59 歳での加入期間。経過的加算額の計算に用いる。）

Persons[引数].KknFuk：付加年金納付期間

Persons[引数].Hsh：年間総報酬

Persons[引数].RskHsh：再評価後累積総報酬

Persons[引数].Nnk：年金額

基礎率（主要なもの）

MatSedSni：制度間遷移数

PrbSedSni：加入期間別制度間遷移確率

PrbHshSni：総報酬遷移確率（厚生年金に継続加入の場合）

PrbHshSet：総報酬設定確率（厚生年金に新規加入の場合）

これらの変数と基礎率を用いて、年度ごとの変数の変遷を以下のように推計する（概要を記載している。また、番号は図の番号に対応する。）。

① 年齢を更新

各被保険者等について、前年度時点での年齢に1歳加え、当年度の年齢としている。これにより、年齢に応じた加入制度や報酬のシミュレーションにおいて、年齢に応じた基礎率を参照できるようにする。

Persons[i, n].Age :

前年度の年齢 (Persons[i, n-1].Age) に1加える

② 加入制度の決定

前年度に加入していた制度に基づき、年齢、性別に応じて、制度間遷移数（行列）を参照しながら、当年度の加入制度を決定する。制度間遷移数は、時点 n-1 から時点 n にかけて、どの制度からどの制度に何人が移るかが、行列形式で表現されている。この制度間遷移数を用いて、マクロレベルでは制度間の総移動人数は固定しながら、どの被保険者等が動くかについては、乱数を用いてランダムに決定する。この際、1年間での制度間の移動総数は制度間遷移数に従うが、時点 n-1 における当該被保険者の当該時点における加入制度への過去の加入期間に応じて、加入期間別制度間遷移確率に基づいた重み付けを行う。このような重み付けを行うのは、令和2(2020)年度末から令和3(2021)年度末にかけての加入制度遷移の実績データの分析によると、前年度末時点での加入制度にそれまで長く加入していた被保険者ほど、当年度末においても当該制度にとどまる割合が高いといった実態が確認されたためである。

Persons[i, n].Sed :

前年度末加入制度 (Persons[i, n-1].Sed)、制度遷移行列 (MatSedSni[n-1, Persons[i].Sex, Persons[i, n-1].Age, Persons[i, n-1].Sed]) 及び加入期間別制度間遷移確率 (PrbSedSni[Persons[i].Sex, Persons[i, n-1].Age, Persons[i, n-1].Sed, Persons[i, n-1].KnyKkn_X]) により決定する。

③ 各種期間の更新

②により加入制度を決定したのち、当該制度への加入期間や基礎年金額計算に用いる期間など、各種期間について、当該年度の分として加入期間を加算して更新する。

Persons[i, n].KnyKkn_X :

前年度までの制度別の加入期間 (Persons[i, n-1].KnyKkn_X) に当年度の加入状況 (Persons[i, n].Sed) を反映させる。

Persons[i, n].KknKis :

前年度の基礎年金算定用期間 (Persons[i, n-1].KknKis) に当年度の加入状況 (Persons[i, n].Sed) に反映させる。この際、半額免除期間は4分の3換算するなど、免除を受けている者についてはその状況も考慮する。

Persons[i, n].KknKosNnk :

前年度までの厚生年金加入期間 (Persons[i, n-1].KknKos) に当年度の加入状況 (Persons[i, n].Sed) が厚生年金であれば累加する。

Persons[i, n].KknKisFrmKos :

前年度の基礎年金算定用期間のうち厚生年金分 (Persons[i, n-1].KknKisFrmKos) に、当年度の加入状況 (Persons[i, n].Sed) が厚生年金であり、かつ当年度の年齢 (Persons[i, n].Age) が21歳～60歳であれば累加する。

Persons[i, n].KknFuk :

前年度の付加年金納付期間 (Persons[i, n-1].KknFuk) に対して、当年度加入制度 (Persons[i, n].Sed) が付加年金納付であれば累加する。

④報酬の推計

②により決定した加入制度が厚生年金である被保険者について、前年度からの継続加入の場合と当年度新たに加入した新規加入の場合に分けて、当年度の総報酬額を設定する。

Persons[i, n].Hsh :

前年からの引き続き厚生年金に加入していれば、前年度の報酬 (Persons[i, n-1].Hsh) 及び継続加入時の総報酬遷移確率 (PrbHshSni) に基づいて総報酬の区分の変化をシミュレートすることにより推計する。一方、当年度新規加入の場合、新規加入時の新規加入時の総報酬遷移確率 (PrbHshSet) に基づいて総報酬の区分をシミュレートすることにより推計する。シミュレーションの結果得られた総報酬の区分を総報酬の金額に変換することにより、当年度の総報酬を推計する。

⑤再評価後累積総報酬の更新

当年度の総報酬を再評価後累積総報酬に加える。

Persons[i, n].RskHsh :

前年度の再評価後累積総報酬 (Persons[i, n-1].RskHsh) を賃金上昇率で改定させ、当年度の総報酬 (Persons[i, n].Hsh) を加えることで当年度の再評価後累積総報酬を推計する。

⑥年金額の算出 (65 歳到達年度)

年金額の分布推計における年金額については、65 歳到達年度末時点での、老齢年金額としている。さらに、この老齢年金額は、繰上げ、繰下げを選択せず 65 歳で裁定した場合の本来額とし、基礎年金 (振替加算を含む)、厚生年金の報酬比例部分、経過的加算及び付加年金を含め、世帯の状況に基づいて支給される加給年金は含めないものとした。なお、在職老齢年金等による支給停止額は考慮しない金額を計算している。

Persons[i, n].NnkGak :

基礎年金算定用期間 (Persons[i, n].KknKis) を基に基礎年金額 (生年度により振替加算も考慮) を、再評価後累積総報酬 (Persons[i, n].RskHsh) を基に報酬比例年金額を、前年度の基礎年金算定用期間のうち厚生年金分 (Persons[i, n].KknKisFrmKos) 及び厚生年金期間 (Persons[i, n].KknKosNnk) に基づき経過的加算額を、付加年金納付期間 (Persons[i, n].KknFuk) に基づき付加年金額をそれぞれ計算し、合算した上で、累積の物価上昇率で割り戻すことにより、令和 6 (2024) 年度時点での実質額にしたものを年金額としている。なお、年金額を計算する段階で、当該年度までのマクロ経済スライドによる給付水準調整を織り込んでいる。

年度ごとの推計は上述のとおりであるが、制度間移動数は毎年度、性別・年齢別・制度別に収支シミュレーションにおける将来の被保険者数推計や国民年金第 1 号被保険者の納付・免除状況と整合的になるように設定しているほか、厚生年金加入者の総報酬額については、こちらも毎年度、性別・年齢別・制度別に、収支シミュレーションにおける総報酬額の合計値と一致するように補正を行いながらシミュレーションを進めることで、常に総納付月数や総報酬額が収支シミュレーションと年金額分布推計で一致するようになっている。このため、将来の年金額についても、収支シミュレーション結果と整合的なものとなっている。

（補論）被保険者推計との整合性とランダム性の担保

将来の年金額分布を推計するにあたっては、被保険者数や標準報酬の将来見通しを用いた個票ベースのシミュレーションを行っている。年金額の算出には、個人単位の被保険者履歴が不可欠であり、その前提として、年度ごとの制度間遷移の信頼性が重要となる。制度間遷移の割当は、被保険者数推計と整合した制度別の人数構成をしつつ、実績に基づく傾向（例えば、加入年数が長いほど同じ制度にとどまりやすいなど）も考慮したものである必要がある。本補論では、被保険者数推計との整合性の確保とランダム性の担保について詳述する。

（１）制度遷移数行列の作成および被保険者数推計との整合性

各年度の制度間遷移の起点となるのは、性・年齢・生年度別にどの制度からどの制度に何人移動したかを集計した「制度遷移数行列」である。これは、足下の実績をもとに作成した制度間遷移確率（５－１－４図）を前年度の加入制度別人数に乘じることにより、粗制度遷移数行列（５－１－５図）を得ているが、この段階では一般的に被保険者数推計における推計結果と乖離があるため、これを補正する必要がある。

第５－１－４図 制度間遷移確率

(前年度) \ (当年度)	1号	2号	3号	待期	死亡	計
1号	p_{11}	p_{12}	p_{13}	$p_{1待}$	$p_{1死}$	1
2号	p_{21}	p_{22}	p_{23}	$p_{2待}$	$p_{2死}$	1
3号	p_{31}	p_{32}	p_{33}	$p_{3待}$	$p_{3死}$	1
待期	$p_{待1}$	$p_{待2}$	$p_{待3}$	$p_{待待}$	$p_{待死}$	1

（注）簡略化のため、制度区分をまとめている。

ここで、

p_{ij} ：前年度加入制度 i から当年度加入制度 j への遷移確率である。

第 5 - 1 - 5 図 制度間遷移数行列

(前年度) (当年度)	1 号	2 号	3 号	待期	死亡	計
1 号	$a_{11} = Z_1 \times p_{11}$	$a_{12} = Z_1 \times p_{12}$	$a_{13} = Z_1 \times p_{13}$	$a_{1待} = Z_1 \times p_{1待}$	$a_{1死} = Z_1 \times p_{1死}$	Z_1
2 号	$a_{21} = Z_2 \times p_{21}$	$a_{22} = Z_2 \times p_{22}$	$a_{23} = Z_2 \times p_{23}$	$a_{2待}$ $= Z_2 \times p_{2待}$	$a_{2死}$ $= Z_2 \times p_{2死}$	Z_2
3 号	$a_{31} = Z_3 \times p_{31}$	$a_{32} = Z_3 \times p_{32}$	$a_{33} = Z_3 \times p_{33}$	$a_{3待}$ $= Z_3 \times p_{3待}$	$a_{3死}$ $= Z_3 \times p_{3死}$	Z_3
待期	$a_{待1} = 0$	$a_{待2} = 0$	$a_{待3} = 0$	$a_{待待}$ $= Z_{待} \times p_{待待}$	$a_{待死}$ $= Z_{待} \times p_{待死}$	$Z_{待}$
未加入	$a_{未1} = 0$	$a_{未2} = 0$	$a_{未3} = 0$			0
死亡					$a_{死死}$	$a_{死死}$
計	$\sum_X a_{X1}$	$\sum_X a_{X2}$	$\sum_X a_{X3}$	$\sum_X a_{X待}$	$\sum_X a_{X死}$	
外枠	T_1	T_2	T_3			
差	D_1	D_2	D_3			

(注) 簡略化のため、制度区分をまとめている。

ここで

a_{ij} : 前年度加入制度 i から当年度加入制度 j への遷移数

Z_i : 前年度加入制度 i の人数計

T_j : 被保険者数推計における当年度加入制度 j の人数計

D_Y : (粗行列における当年度加入制度 Y の人数計) $- T_Y$

である。

この補正は、 D_Y が正值（粗行列の方が被保険者数推計結果より人数が多い）の加入制度から、負値（粗行列の方が被保険者数推計結果より人数が少ない）の加入制度への遷移を増やすことにより実施しており、前年度の制度別人数を固定した上で、当年度の制度別人数が被保険者数推計結果と一致するまで続けている。

なお、国民年金第 1 号被保険者については、保険料免除・納付状態もそれぞれ個別の制度として取り扱うため、まずは国民年金 1 号被保険者間のみで上記調整を実施し、その後、全体での調整を行うという、2 段階での調整を行っている。

また、待期者や新規加入者の補正についても行い、死亡者を除く制度間移動の総計が一致するよう調整している。

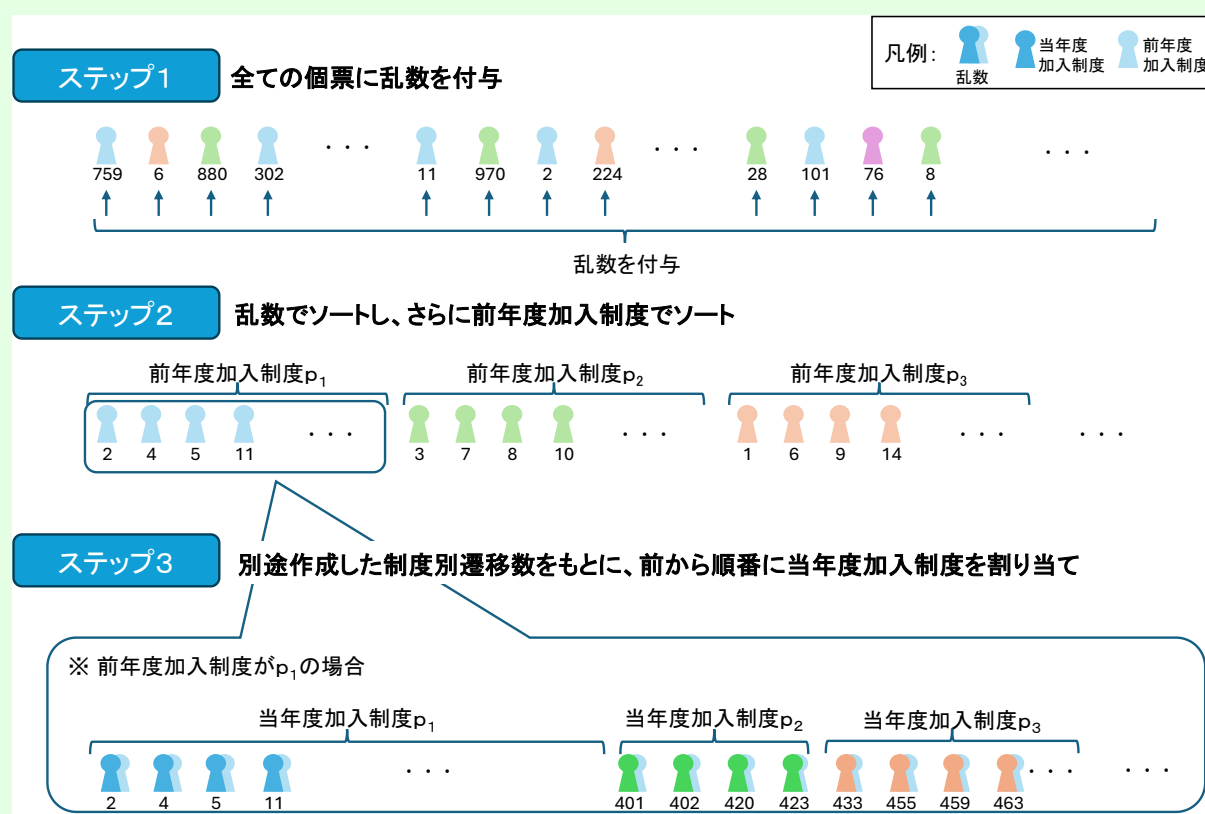
(2) ランダム性の確保

上記の方法にて得られた被保険者数推計との整合性を確保した制度遷移数行列をもとに個票単位で当年度加入制度の割り当てを行う必要があるが、その際、以下の方法により、ランダム性の反映を図っている。

まず、各個票に乱数を付与する。次に、当該乱数を用いてソートを行った後、さらに前年度加入制度にてソートを行う。上記の方法で得られた制度遷移数行列により、前年度加入制度毎に当年度の各加入制度への割り当て人数がすでに決まっていることから、前から順番に、まず、国民年金第1号の割り当て人数分、国民年金第1号に割り当て、以下、加入制度毎にそれぞれの割り当て人数分、順次割り当てを行っている（5-1-6図参照）。

この作業を全ての個票について実施することにより、全体として被保険者数推計との整合性を維持しつつ、制度遷移を行うことができることとなる。

第5-1-6図 制度間遷移行列による当年度加入制度の割り当て



なお、被保険者の移動について、詳しく分析してみたところ、加入期間が長いほど同一制度にとどまる傾向がみられたことから、実際の割り当てでは、実績値を基に加入年数別の粗制度遷移確率を設定し、それを加入可能年数別の人数に乗じることにより加入可能年数別の移動数を作成し、この移動数も制約条件とした上で、各加入制度への割り当てを行っている。

第2節

現行制度に基づく推計結果

前節までに述べた年金額の分布推計の方法を踏まえ、現行制度に基づき、各世代の65歳時点における老齢年金の平均額や分布の将来見通し（年金額の分布推計）について解説する。

なお、推計対象については、昭和34(1959)年度生（令和6(2024)年度で65歳）から平成16(2004)年度生（令和6(2024)年度で20歳）の者を推計対象としているが、各図は、昭和34(1959)年度生（65歳）、昭和39(1964)年度生（60歳）、昭和49(1974)年度生（50歳）、昭和59(1984)年度生（40歳）、平成6(1994)年度生（30歳）、平成16(2004)年度生（20歳）の6コホートの結果を示している。年金月額分布の各表においては、昭和44(1969)年度生（55歳）、昭和54(1979)年度生（45歳）、平成元(1989)年度生（35歳）、平成11(1999)年度生（25歳）の4コホートの結果も示している。また、全ての推計結果に共通する留意点として、将来の年金額は物価上昇率で令和6(2024)年度価格に割り戻した実質額で表示している。これは、将来の価格を名目値で表示すると、年金のスライドの仕組み上大きくなり実感に合わないこと、現在価値に割り引く上では、運用利回り・賃金上昇率・物価上昇率といった指標による割引きが考えられるが、高齢期の生活を支える力を測るという意味で、購買力を示す物価上昇率で割り戻した実質額が適切であると考えられるためである。

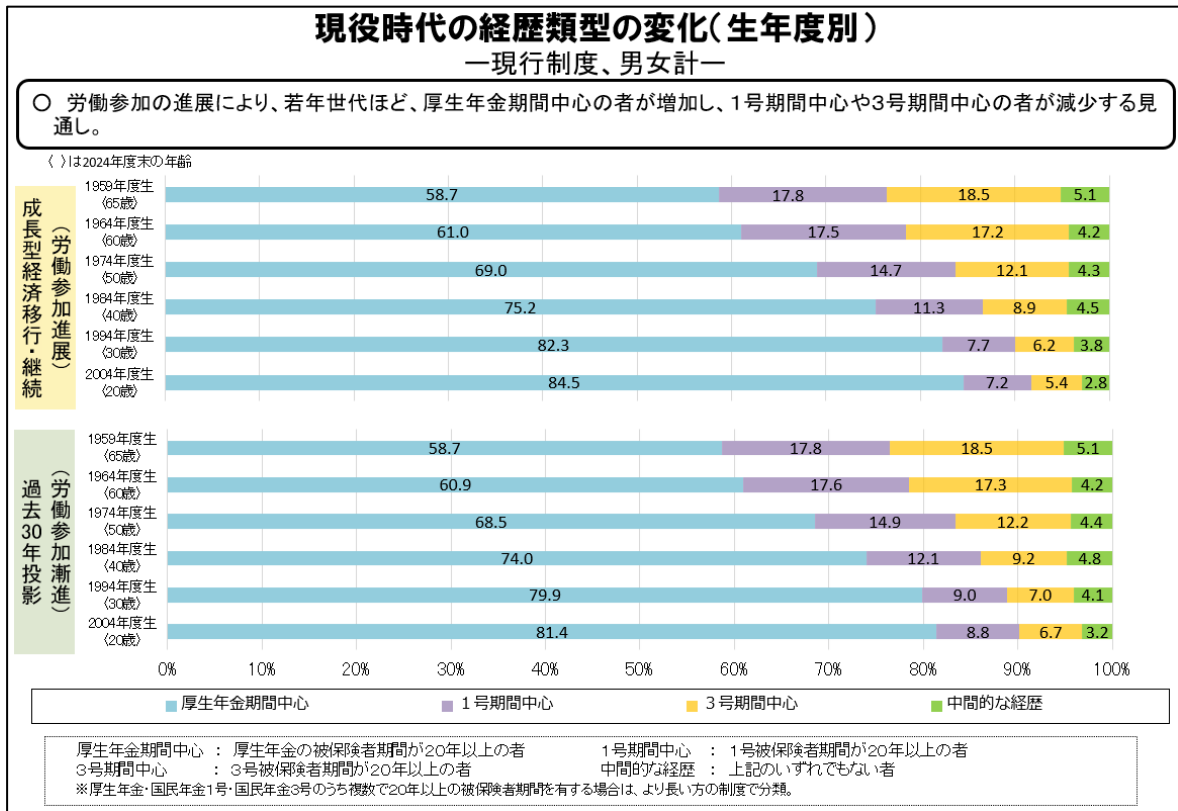
（1）現役時代の経歴類型の変化

65歳に到達した時点での現役時代の経歴類型を、厚生年金期間中心、1号期間中心、3号期間中心、中間的な経歴の4種類に分類し、これらの割合の世代毎の状況をみたものが第5-2-1図である。成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケースのいずれでも、今後の労働参加の進展により、若年世代ほど厚生年金期間中心の者が増加し、1号期間中心や3号期間中心である者が減少する見通しとなっている。厚生年金に加入した期間については、1階の基礎年金に加えて、2階の報酬比例部分の給付も受け取れるので、年金の充実に繋がる。

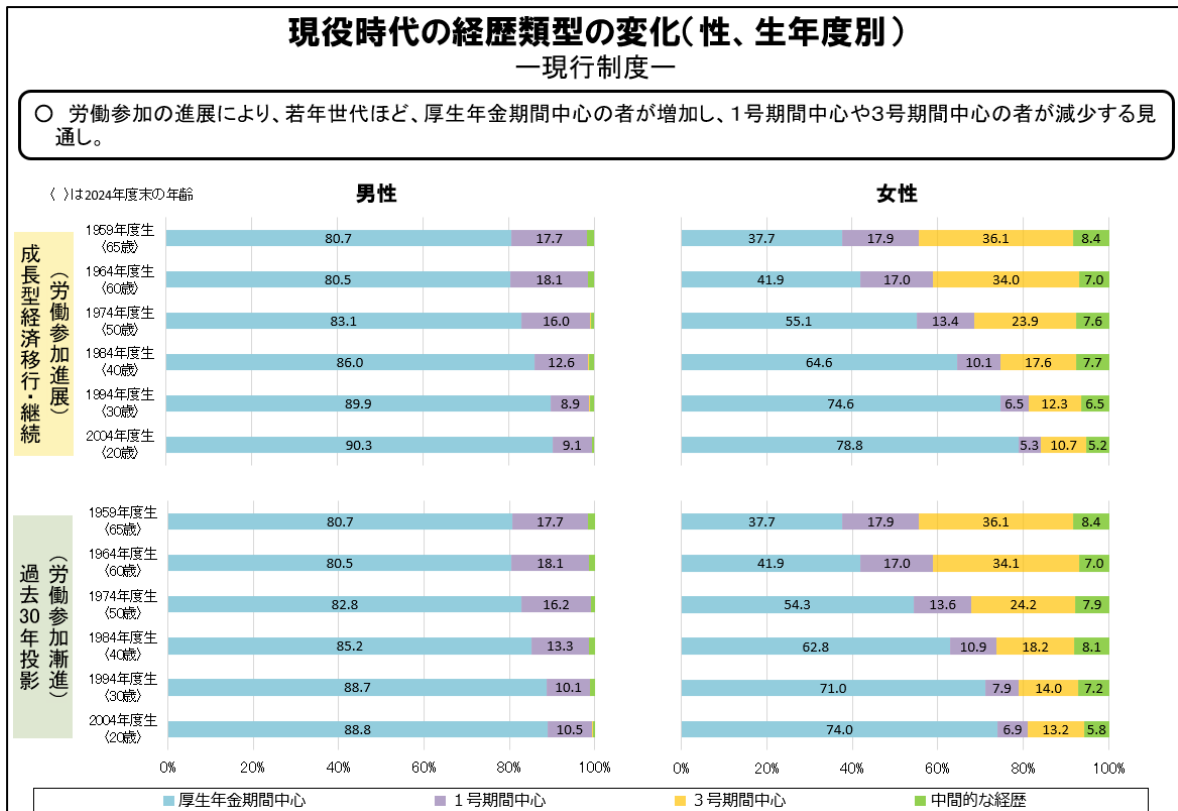
なお、20年という区切りは基礎年金の算定対象となる20歳から59歳までの40年間のうち半分という意味であるが、厚生年金は70歳未満で適用要件を満たす雇用者が適用対象となるので、例えば厚生年金25年、国年1号22年といった者が存在する。そのため、20年以上の期間を複数有する者は、長い方の制度で分類する整理としている。また、中間的な経歴とは、例えば厚生年金15年、国年1号15年、国年3号10年のようにいずれの期間も20年に満たない者のことである。

経歴類型別の構成割合の変化について男女別にみたものが第5－2－2図である。特に女性で変化が顕著となっており、足下世代では厚生年金期間中心と3号期間中心がそれぞれ3分の1程度存在するのが、将来は厚生年金中心が7割以上を占め、3号中心は大きく減少する見通しとなっている。こうした変化により女性の年金が特に充実していく見込みとなっている。

第5－2－1図 現役時代の経歴類型の変化（生年度別、男女計）



第5－2－2図 現役時代の経歴類型の変化（性、生年度別）



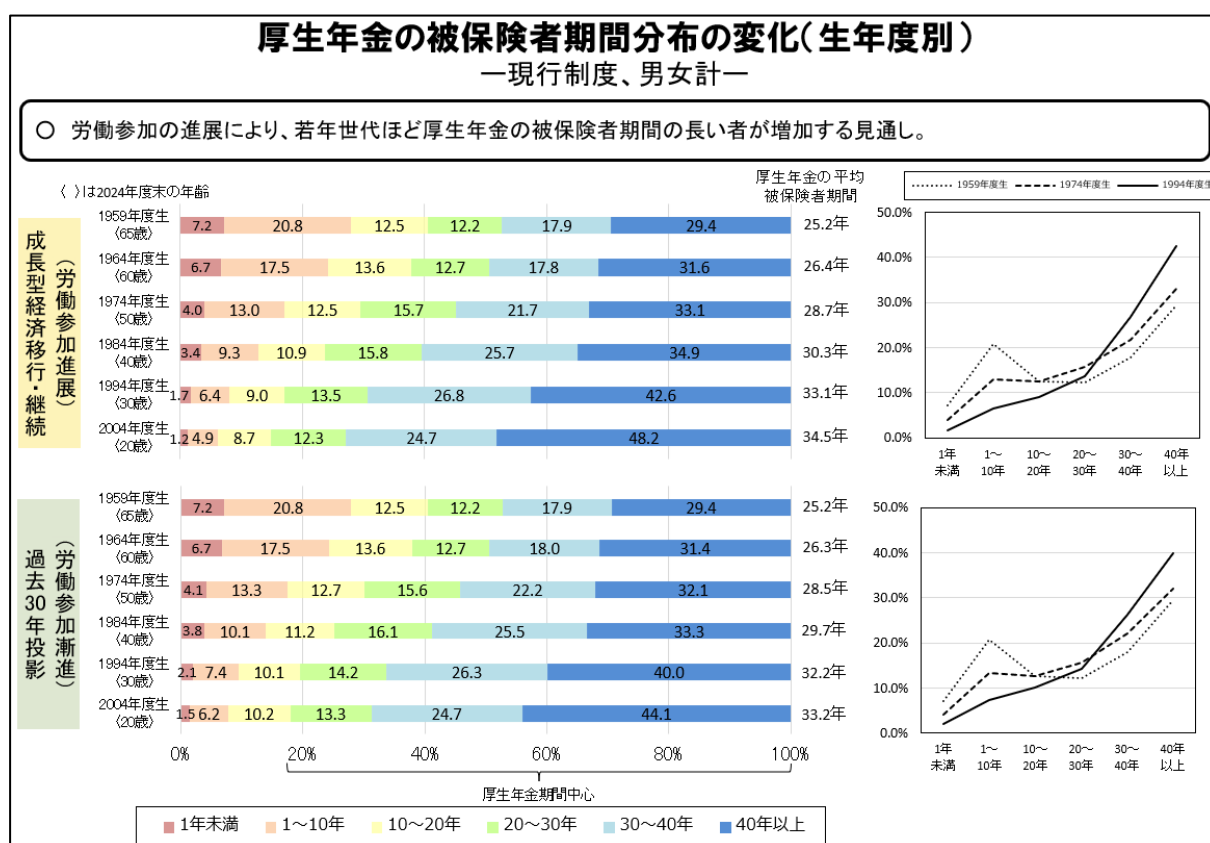
（２）厚生年金の被保険者期間分布の変化

65 歳に到達した時点での厚生年金加入期間の分布を表したものが第 5－2－3 図～第 5－2－5 図である。

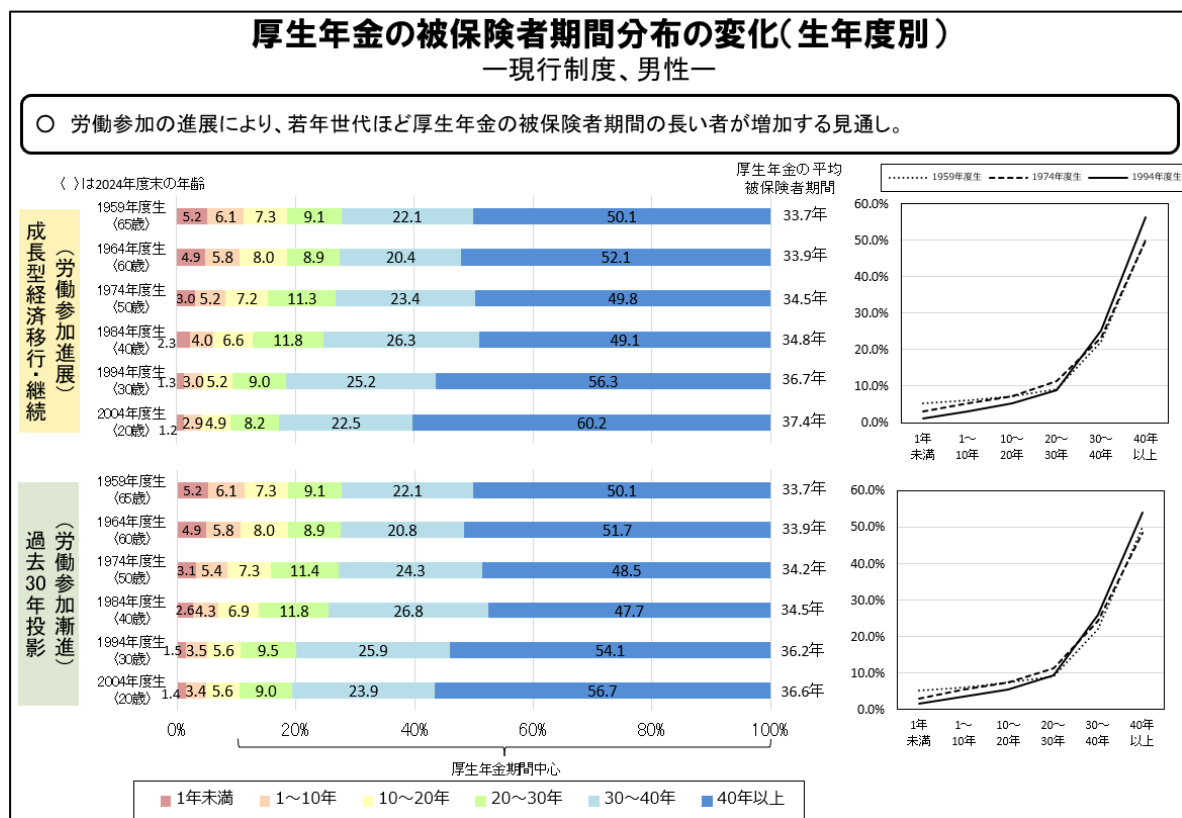
労働参加の進展により、若年世代ほど厚生年金の被保険者期間が長い者が増加し、平均厚生年金加入期間も伸びる見通しとなっている。

なお、ここでは、20 年以上の区分を厚生年金期間中心と記載している。（１）で示した分類では、厚生年金加入期間が 20 年以上あったとしても、国民年金第 1 号被保険者期間または第 3 号期間を厚生年金加入期間以上に有していれば、厚生年金期間中心ではなく 1 号期間中心または 3 号期間中心に分類されるため、ここでの数値は若干それより大きくなるが、ほぼ同じ割合であると考えて差し支えない。

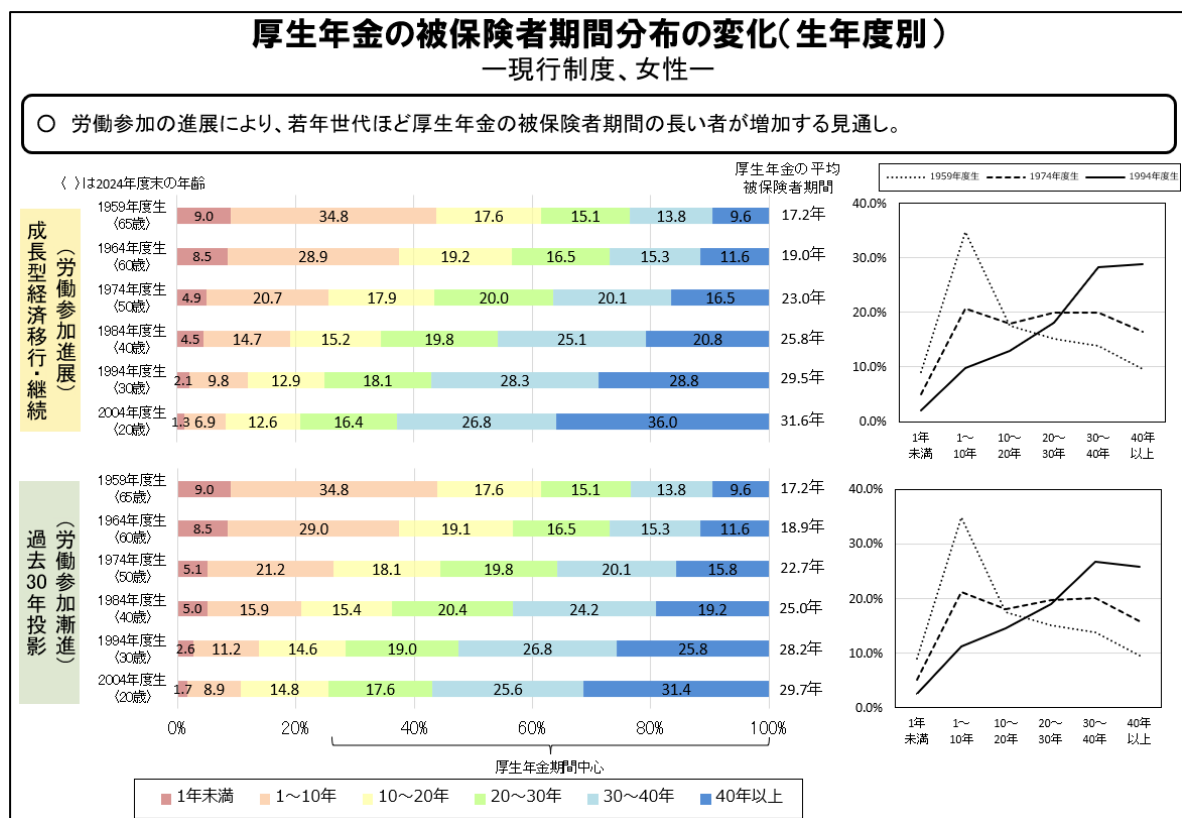
第 5－2－3 図 厚生年金の被保険者期間分布の変化（生年度別、男女計）



第5-2-4図 厚生年金の被保険者期間分布の変化（生年度別、男性）



第5-2-5図 厚生年金の被保険者期間分布の変化（生年度別、女性）



（３）老齢年金の年金月額分布の変化

65 歳に到達した時点での老齢年金額の分布を表したものが第 5－2－6 図及び第 5－2－9 表、第 5－2－10 表である。

物価で割り戻した将来の年金額（新規裁定者）の増減は、実質賃金の上昇、厚生年金被保険者期間の延伸が上昇要因、マクロ経済スライドによる給付水準調整が低下要因となる。

成長型経済移行・継続ケースの場合は、実質賃金上昇率の設定値が 1.5% であるため、基礎年金に係るマクロ経済スライド（令和 19(2037)年度まで）による給付水準調整が行われても実質賃金上昇率の方が上回る上、厚生年金被保険者期間が伸びるため、将来の受給世代の年金額は足下世代に比べて大きく上昇し、低年金も大幅に減少する。

また、過去 30 年投影ケースの場合は、実質賃金上昇率の設定値が 0.5% であるうえ、マクロ経済スライドによる給付調整終了年度も基礎年金で令和 39(2057)年度と長引くため、実質賃金の上昇よりもマクロ経済スライドによる給付水準調整による影響が大きい期間が長引くものの、その一方で厚生年金の加入期間は延伸するため、平均年金額は横ばいしないし上昇していき、低年金も減少する。

男性について老齢年金額の分布をみたものが、第 5－2－7 図である。

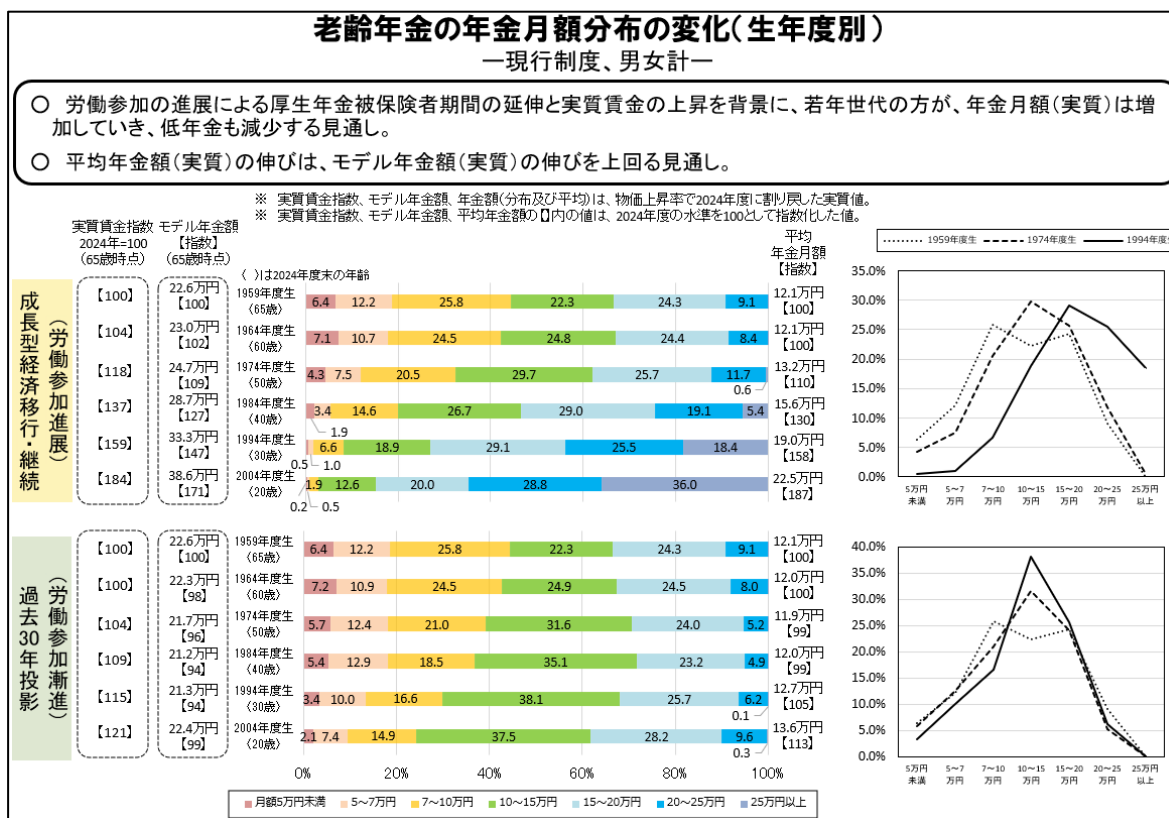
成長型経済移行・継続ケースの場合、若い世代ほど平均年金額が上昇し、低年金も減っていく見通しとなっている。

過去 30 年投影ケースの場合、平均年金額は昭和 34(1959)年度生から昭和 59(1984)年度生にかけては低下傾向にあるが、その分布をみると、低年金の割合はあまり変化せず、15 万円以上等の相対的に高い年金の層が減少している様子がうかがえる。その後の世代の平均年金額は上昇傾向となり、平成 16(2004)年度生世代は平均 15.5 万円と、足下世代よりも増加する上昇する見通しとなった。

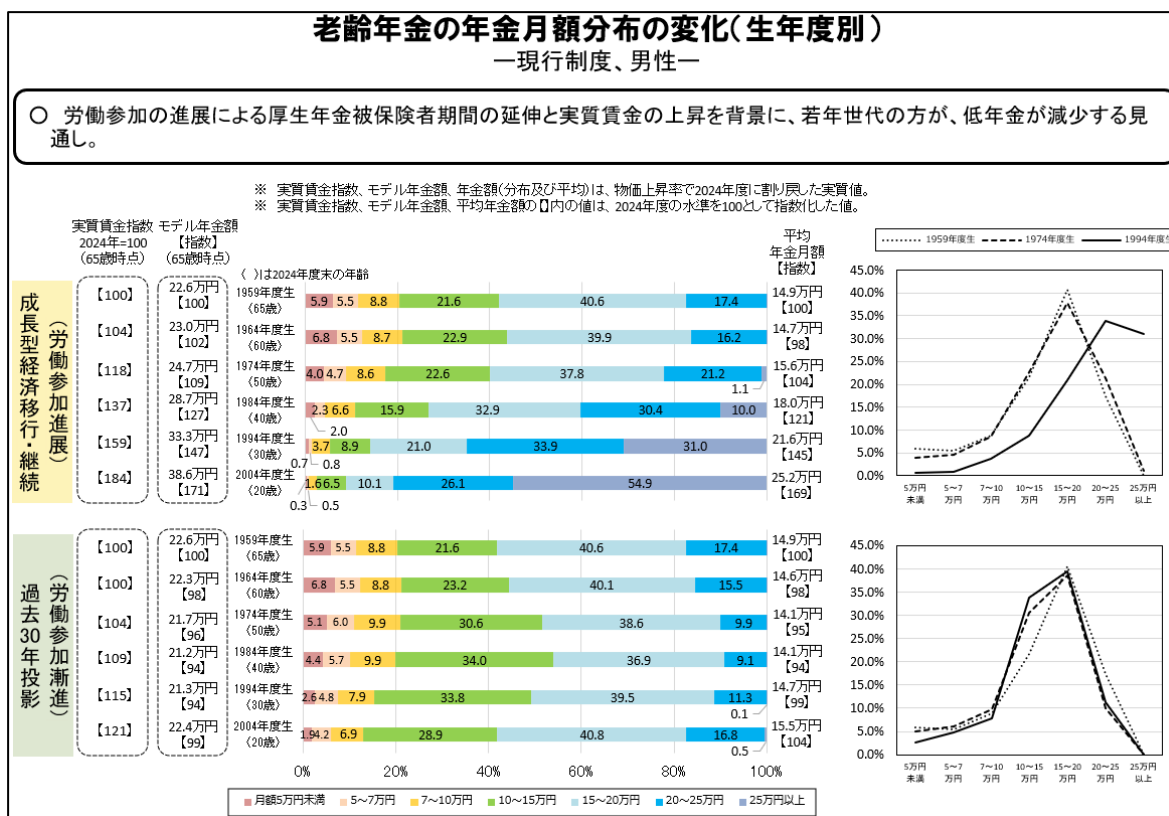
女性について老齢年金額の分布をみたものが、第 5－2－8 図である。

成長型経済移行・継続ケースと過去 30 年投影ケースいずれの場合も若いほど平均年金額が上昇し、低年金も減っていく見通しとなっており、最も人数の多い年金額階級も若い世代ほど高くなる結果となった。

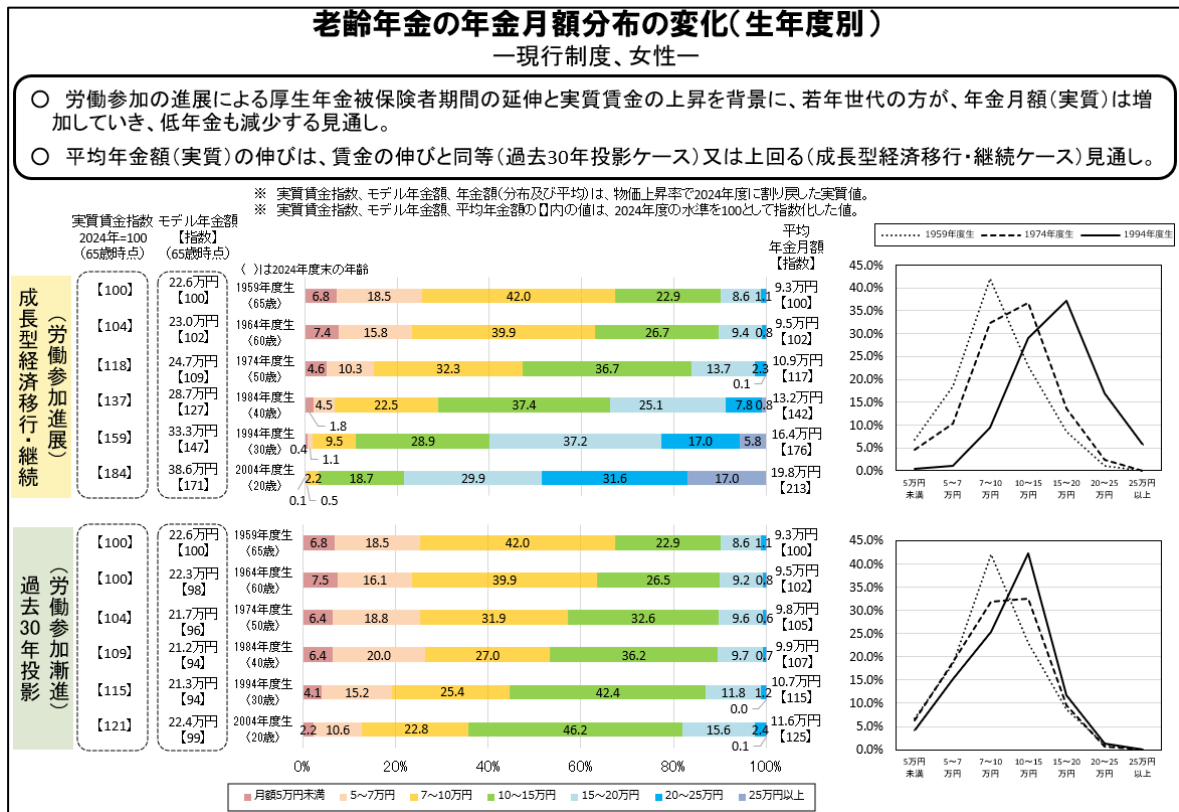
第5-2-6図 老齢年金の年金月額分布の変化（生年度別、男女計）



第5-2-7図 老齢年金の年金月額分布の変化（生年度別、男性）



第5-2-8図 老齢年金の年金月額分布の変化（生年度別、女性）



第5－2－9表 老齢年金の年金月額分布の変化（生年度別）

成長型経済移行・継続ケース

【男女計】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	6.4%	12.2%	25.8%	22.3%	24.3%	9.1%	0.0%	12.1万円
1964年度生	60歳	2029年度	7.1%	10.7%	24.5%	24.8%	24.4%	8.4%	0.0%	12.1万円
1969年度生	55歳	2034年度	6.1%	9.5%	23.0%	27.3%	24.3%	9.6%	0.1%	12.5万円
1974年度生	50歳	2039年度	4.3%	7.5%	20.5%	29.7%	25.7%	11.7%	0.6%	13.2万円
1979年度生	45歳	2044年度	2.9%	5.0%	18.0%	29.3%	27.1%	15.6%	2.1%	14.3万円
1984年度生	40歳	2049年度	1.9%	3.4%	14.6%	26.7%	29.0%	19.1%	5.4%	15.6万円
1989年度生	35歳	2054年度	1.0%	1.9%	10.7%	22.4%	30.1%	22.6%	11.3%	17.3万円
1994年度生	30歳	2059年度	0.5%	1.0%	6.6%	18.9%	29.1%	25.5%	18.4%	19.0万円
1999年度生	25歳	2064年度	0.3%	0.7%	3.9%	15.2%	25.1%	28.2%	26.5%	20.7万円
2004年度生	20歳	2069年度	0.2%	0.5%	1.9%	12.6%	20.0%	28.8%	36.0%	22.5万円

【男性】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	5.9%	5.5%	8.8%	21.6%	40.6%	17.4%	0.1%	14.9万円
1964年度生	60歳	2029年度	6.8%	5.5%	8.7%	22.9%	39.9%	16.2%	0.0%	14.7万円
1969年度生	55歳	2034年度	5.6%	5.4%	9.3%	23.5%	38.1%	17.9%	0.3%	14.9万円
1974年度生	50歳	2039年度	4.0%	4.7%	8.6%	22.6%	37.8%	21.2%	1.1%	15.6万円
1979年度生	45歳	2044年度	2.9%	3.2%	8.0%	19.7%	35.7%	26.5%	4.0%	16.7万円
1984年度生	40歳	2049年度	2.0%	2.3%	6.6%	15.9%	32.9%	30.4%	10.0%	18.0万円
1989年度生	35歳	2054年度	1.1%	1.3%	4.8%	11.7%	27.8%	33.2%	20.1%	19.9万円
1994年度生	30歳	2059年度	0.7%	0.8%	3.7%	8.9%	21.0%	33.9%	31.0%	21.6万円
1999年度生	25歳	2064年度	0.5%	0.6%	2.9%	7.1%	14.2%	32.3%	42.4%	23.3万円
2004年度生	20歳	2069年度	0.3%	0.5%	1.6%	6.5%	10.1%	26.1%	54.9%	25.2万円

【女性】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	6.8%	18.5%	42.0%	22.9%	8.6%	1.1%	0.0%	9.3万円
1964年度生	60歳	2029年度	7.4%	15.8%	39.9%	26.7%	9.4%	0.8%	0.0%	9.5万円
1969年度生	55歳	2034年度	6.6%	13.6%	36.4%	31.1%	10.9%	1.5%	0.0%	10.0万円
1974年度生	50歳	2039年度	4.6%	10.3%	32.3%	36.7%	13.7%	2.3%	0.1%	10.9万円
1979年度生	45歳	2044年度	3.0%	6.8%	27.8%	38.9%	18.5%	4.7%	0.2%	11.9万円
1984年度生	40歳	2049年度	1.8%	4.5%	22.5%	37.4%	25.1%	7.8%	0.8%	13.2万円
1989年度生	35歳	2054年度	0.9%	2.6%	16.5%	33.1%	32.4%	12.0%	2.5%	14.7万円
1994年度生	30歳	2059年度	0.4%	1.1%	9.5%	28.9%	37.2%	17.0%	5.8%	16.4万円
1999年度生	25歳	2064年度	0.2%	0.7%	5.0%	23.3%	36.1%	24.2%	10.6%	18.1万円
2004年度生	20歳	2069年度	0.1%	0.5%	2.2%	18.7%	29.9%	31.6%	17.0%	19.8万円

注1：年金額（分布及び平均）は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質月額。

2：年齢は、2024年度における年齢。

第5－2－10表 老齢年金の年金月額分布の変化（生年度別）

過去30年投影ケース

【男女計】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	6.4%	12.2%	25.8%	22.3%	24.3%	9.1%	0.0%	12.1万円
1964年度生	60歳	2029年度	7.2%	10.9%	24.5%	24.9%	24.5%	8.0%	0.0%	12.0万円
1969年度生	55歳	2034年度	6.7%	11.7%	23.0%	28.0%	24.1%	6.5%	0.0%	11.9万円
1974年度生	50歳	2039年度	5.7%	12.4%	21.0%	31.6%	24.0%	5.2%	0.0%	11.9万円
1979年度生	45歳	2044年度	5.5%	13.1%	19.8%	33.6%	23.1%	4.9%	0.0%	11.9万円
1984年度生	40歳	2049年度	5.4%	12.9%	18.5%	35.1%	23.2%	4.9%	0.0%	12.0万円
1989年度生	35歳	2054年度	4.6%	11.6%	17.5%	36.5%	24.5%	5.3%	0.0%	12.3万円
1994年度生	30歳	2059年度	3.4%	10.0%	16.6%	38.1%	25.7%	6.2%	0.1%	12.7万円
1999年度生	25歳	2064年度	2.4%	8.5%	15.7%	38.5%	27.0%	7.7%	0.1%	13.2万円
2004年度生	20歳	2069年度	2.1%	7.4%	14.9%	37.5%	28.2%	9.6%	0.3%	13.6万円

【男性】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	5.9%	5.5%	8.8%	21.6%	40.6%	17.4%	0.1%	14.9万円
1964年度生	60歳	2029年度	6.8%	5.5%	8.8%	23.2%	40.1%	15.5%	0.0%	14.6万円
1969年度生	55歳	2034年度	6.0%	5.8%	9.9%	27.0%	38.8%	12.5%	0.0%	14.3万円
1974年度生	50歳	2039年度	5.1%	6.0%	9.9%	30.6%	38.6%	9.9%	0.0%	14.1万円
1979年度生	45歳	2044年度	4.7%	5.9%	10.3%	32.8%	37.1%	9.2%	0.0%	14.0万円
1984年度生	40歳	2049年度	4.4%	5.7%	9.9%	34.0%	36.9%	9.1%	0.0%	14.1万円
1989年度生	35歳	2054年度	3.2%	5.1%	8.8%	34.4%	38.7%	9.7%	0.0%	14.4万円
1994年度生	30歳	2059年度	2.6%	4.8%	7.9%	33.8%	39.5%	11.3%	0.1%	14.7万円
1999年度生	25歳	2064年度	2.1%	4.6%	7.4%	31.8%	40.2%	13.8%	0.2%	15.1万円
2004年度生	20歳	2069年度	1.9%	4.2%	6.9%	28.9%	40.8%	16.8%	0.5%	15.5万円

【女性】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	6.8%	18.5%	42.0%	22.9%	8.6%	1.1%	0.0%	9.3万円
1964年度生	60歳	2029年度	7.5%	16.1%	39.9%	26.5%	9.2%	0.8%	0.0%	9.5万円
1969年度生	55歳	2034年度	7.3%	17.5%	35.8%	29.0%	9.6%	0.7%	0.0%	9.6万円
1974年度生	50歳	2039年度	6.4%	18.8%	31.9%	32.6%	9.6%	0.6%	0.0%	9.8万円
1979年度生	45歳	2044年度	6.2%	20.3%	29.1%	34.3%	9.3%	0.7%	0.0%	9.8万円
1984年度生	40歳	2049年度	6.4%	20.0%	27.0%	36.2%	9.7%	0.7%	0.0%	9.9万円
1989年度生	35歳	2054年度	5.9%	18.0%	26.2%	38.6%	10.4%	0.9%	0.0%	10.2万円
1994年度生	30歳	2059年度	4.1%	15.2%	25.4%	42.4%	11.8%	1.2%	0.0%	10.7万円
1999年度生	25歳	2064年度	2.7%	12.4%	24.0%	45.2%	13.9%	1.7%	0.0%	11.2万円
2004年度生	20歳	2069年度	2.2%	10.6%	22.8%	46.2%	15.6%	2.4%	0.1%	11.6万円

注1：年金額（分布及び平均）は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質月額。

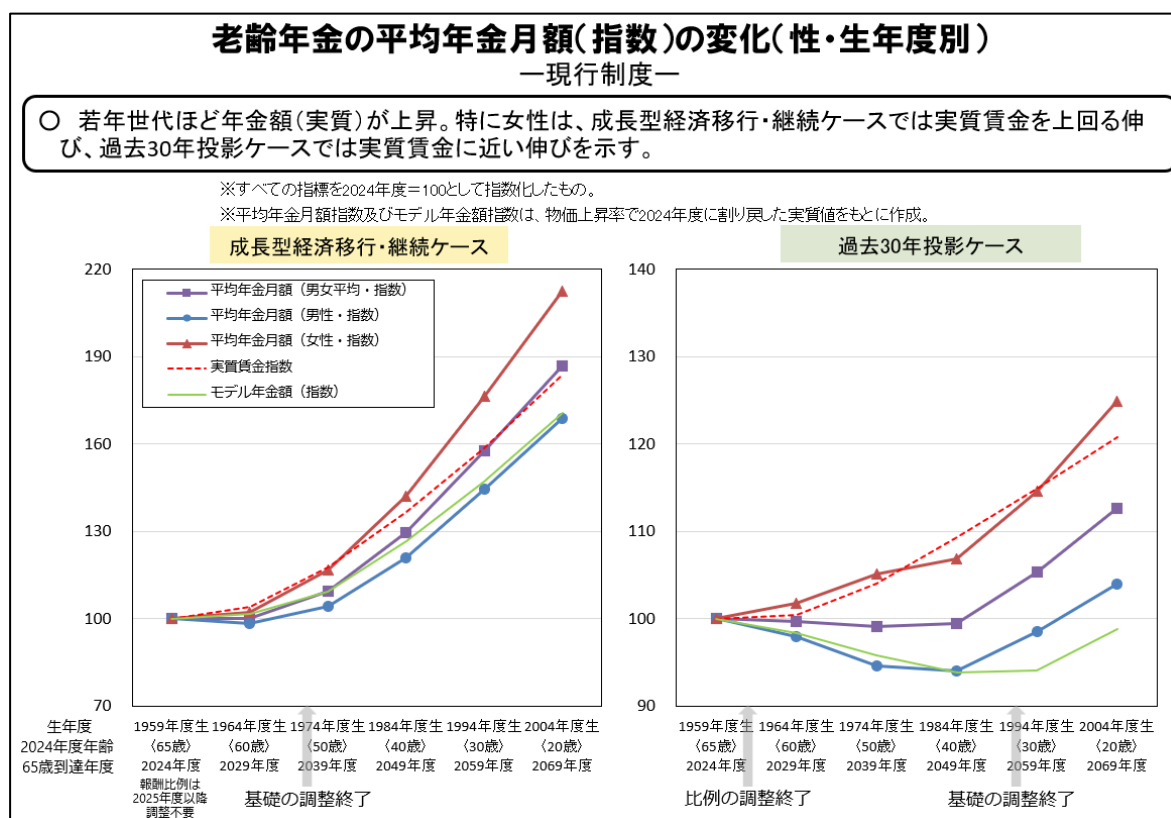
2：年齢は、2024年度における年齢。

男女計、男性、女性のそれぞれについて、世代ごとの平均年金額を令和 6 (2024) 年度に 65 歳である世代の平均年金額を 100 として相対化したものが第 5-2-11 図である。また、それぞれの世代が 65 歳になる年度における実質賃金及びモデル年金額についても令和 6 (2024) 年度を 100 として指数化したものを掲載している。さらに、基礎年金・報酬比例年金それぞれの給付水準調整終了年度も矢印で示している。

成長型経済移行・継続ケースでは、女性の平均年金額（赤実線）は実質賃金（赤点線）を上回る伸びとなっており、男女計の平均年金額（紫実線）も、30 歳・20 歳世代は実質賃金と同程度の伸びとなる見通しとなっている。すなわち、男女計については年金の伸びが現役世代の生活水準の伸びと同程度であり、女性についてはそれ以上（女性）の伸びとなるということである。男性（青実線）は女性に比べると平均年金額があまり伸びず、実質賃金の伸びには追いついていないものの、物価で割り戻した実質的な年金額が右肩上がりで上昇しており、購買力は維持できている。

過去 30 年投影ケースの場合は、女性の平均年金額は概ね実質賃金に近い伸びとなる見通しである。男女計は、実質賃金ほどは上昇しないものの、足下の水準を概ね下回っていないため、購買力は概ね維持できていると考えられる。また、男性については 50 歳・40 歳世代までは足下から若干低下し、購買力の低下が見られるものの、若い世代については、足下の水準を超えるものとなっている。

第5－2－11図 老齢年金の平均年金月額（指数）の変化（性・生年度別）



第3節

オプション試算に基づく推計結果

財政検証では、現行制度に基づく試算に加え、一定の制度改革を仮定したオプション試算を実施している。

分布推計においては、被用者保険の更なる適用拡大、基礎年金の拠出期間延長・給付増額、マクロ経済スライドの調整期間の一致の3種類のオプション試算を実施した。なお、経済前提については成長型経済移行・継続ケースと過去30年投影ケースの場合を実施している。本節における各図は昭和49(1974)年度生(令和6(2024)年度に50歳)、昭和59(1984)年度生(40歳)、平成6(1994)年度生(30歳)の3世代を比較したものとなっており、各表は昭和34(1959)年度生(65歳)から平成16(2004)年度生(20歳)まで5歳区切りの結果を示している。

(1) 被用者保険の更なる適用拡大

被用者保険の更なる適用拡大を行った場合における給付水準調整の終了年度や将来の給付水準の変化について、適用拡大①～④の各ケースを試算した結果は第5-3-1図～第5-3-4図及び第5-3-5表～第5-3-12表のとおりである。

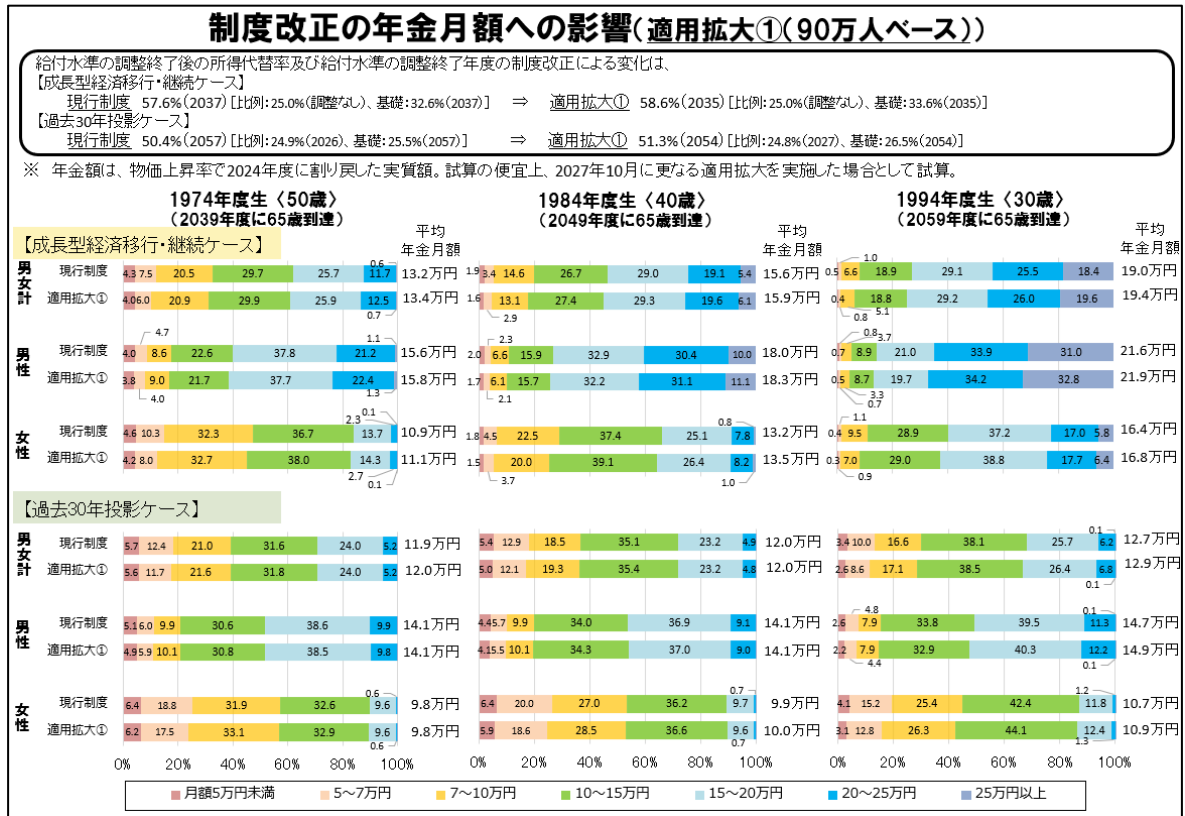
適用拡大①は、短時間労働者に係る事業所規模要件の撤廃と5人以上個人事業所に係る非適用業種の解消であるが、拡大対象は女性が多いため、男性に比べて女性の方で影響が大きくなる見通しとなっている。

適用拡大②は、適用拡大①に加えて賃金要件の撤廃を行うものであるが、賃金要件の撤廃により新たに厚生年金の適用対象となる者は圧倒的に女性が多いため、適用拡大②についても男性よりも女性の方が影響は大きくなっている。また、過去30年投影ケースにおいては、基礎年金の給付水準調整終了年度は令和39(2057)年度から令和34(2052)年度と短縮する一方、報酬比例部分の給付水準調整終了年度は令和8(2026)年度から令和10(2028)年度へと伸びるため、令和34(2052)年度までに年金受給開始する世代(令和6(2024)年度に50歳、40歳)にとっては報酬比例部分のマイナスの影響が生じる結果となっており、過去30年投影ケースにおける令和6(2024)年度に40歳となる男性で、平均年金額が14.1万円から14.0万円と若干減少する見通しとなっている。

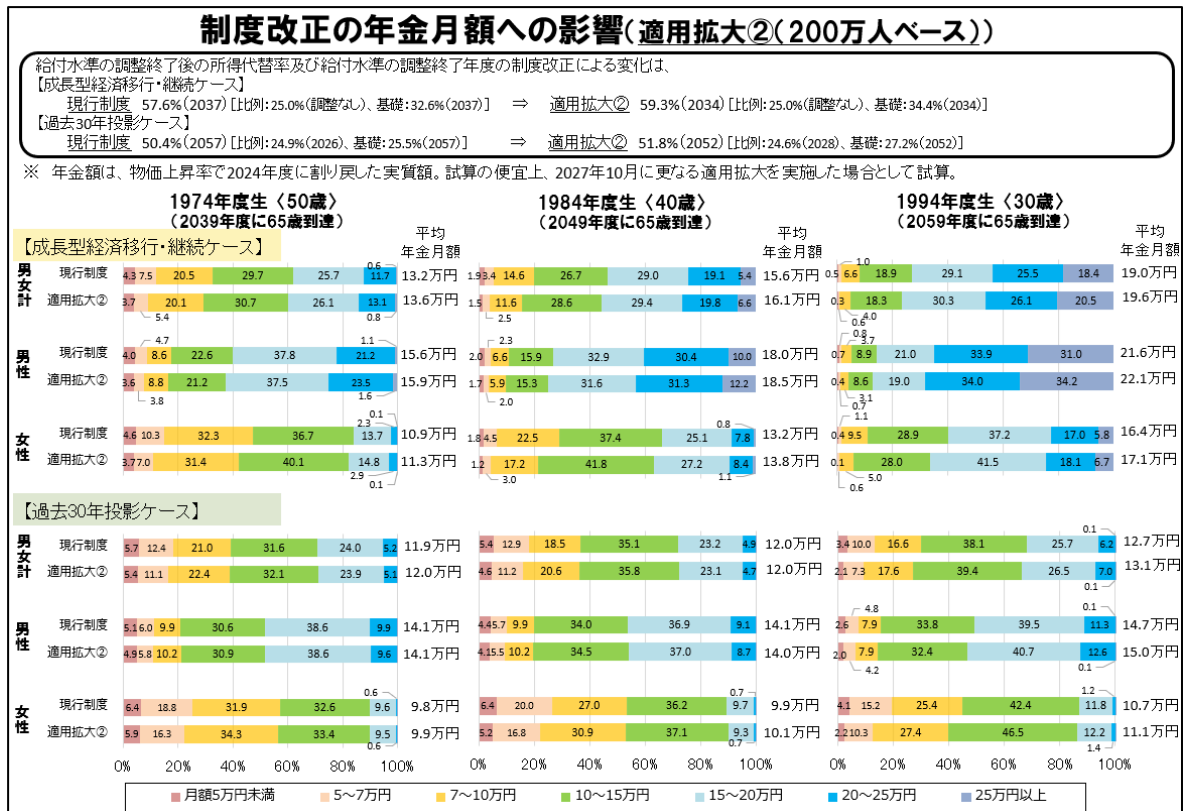
適用拡大③は、適用拡大②に加えて5人未満個人事業所を厚生年金の適用事業所とした場合であるが、5人未満個人事業所で就労している者にはフルタイム労働者が多く、1号被保険者からの適用拡大が中心となるため、適用拡大②までと比べて男性が相対的に多くなる見通しとなっている。

適用拡大④は、週 10 時間以上勤務の労働者全てに適用拡大するもので、2 階の報酬比例部分の給付充実効果や、基礎年金水準の上昇効果について、適用拡大①から④のなかで最も高いものとなっている。また、報酬比例部分と基礎年金の給付水準調整期間が令和 20(2038)年度と同一になるが、報酬比例部分の給付水準調整終了年度が令和 8(2026)年度から令和 20(2038)年度へと大幅に伸びるため、世代や報酬比例部分の水準によっては現行制度と比べ給付水準が低下する者が存在する。例えば、過去 30 年投影ケースにおける令和 6(2024)年度に 50 歳となる男性では、平均年金額は 14.1 万円から 13.9 万円へと減少する結果となった。これは、令和 6(2024)年度に 50 歳である世代が 65 歳になるのが令和 21(2039)年度であるため、65 歳時点での基礎の水準上昇効果は小さい一方で、報酬比例部分における厚生年金加入期間の増による給付充実効果とマクロ経済スライドによる給付水準調整の延長効果を比較した際、後者が大きくなるためと考えられる。

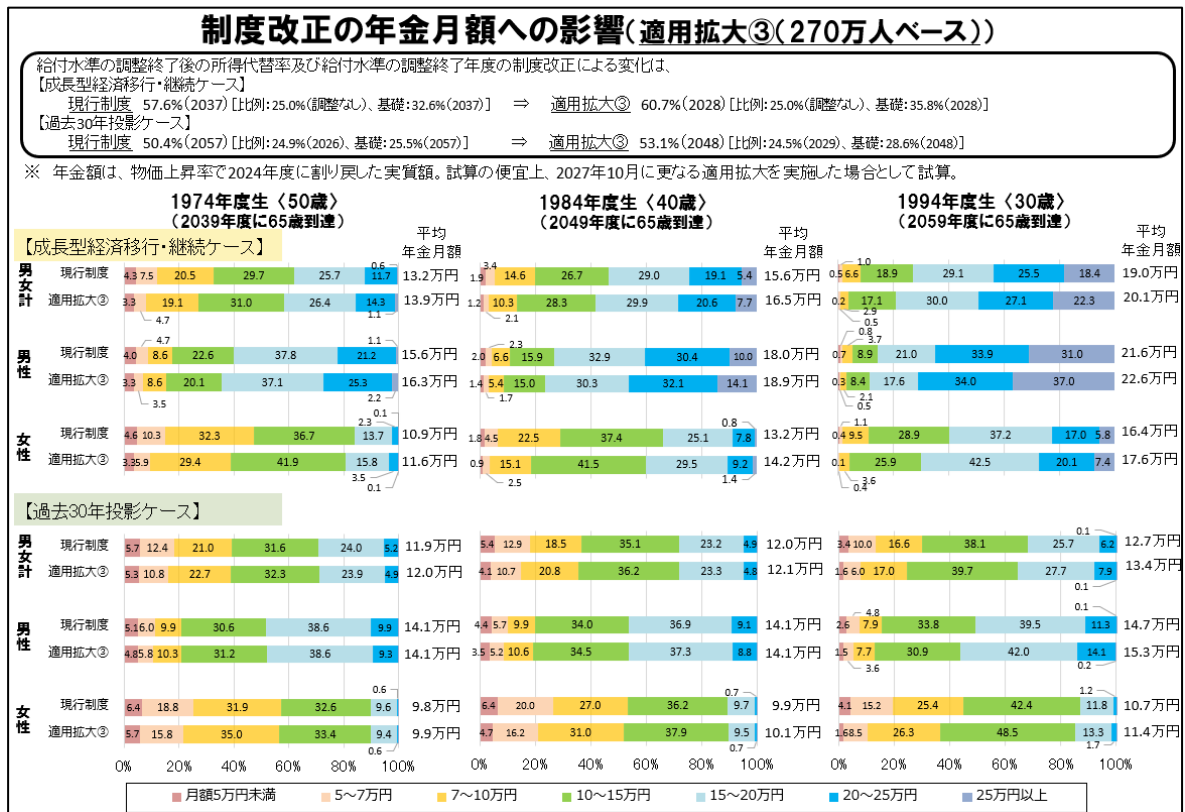
第5-3-1図 制度改正の年金月額への影響（適用拡大①）



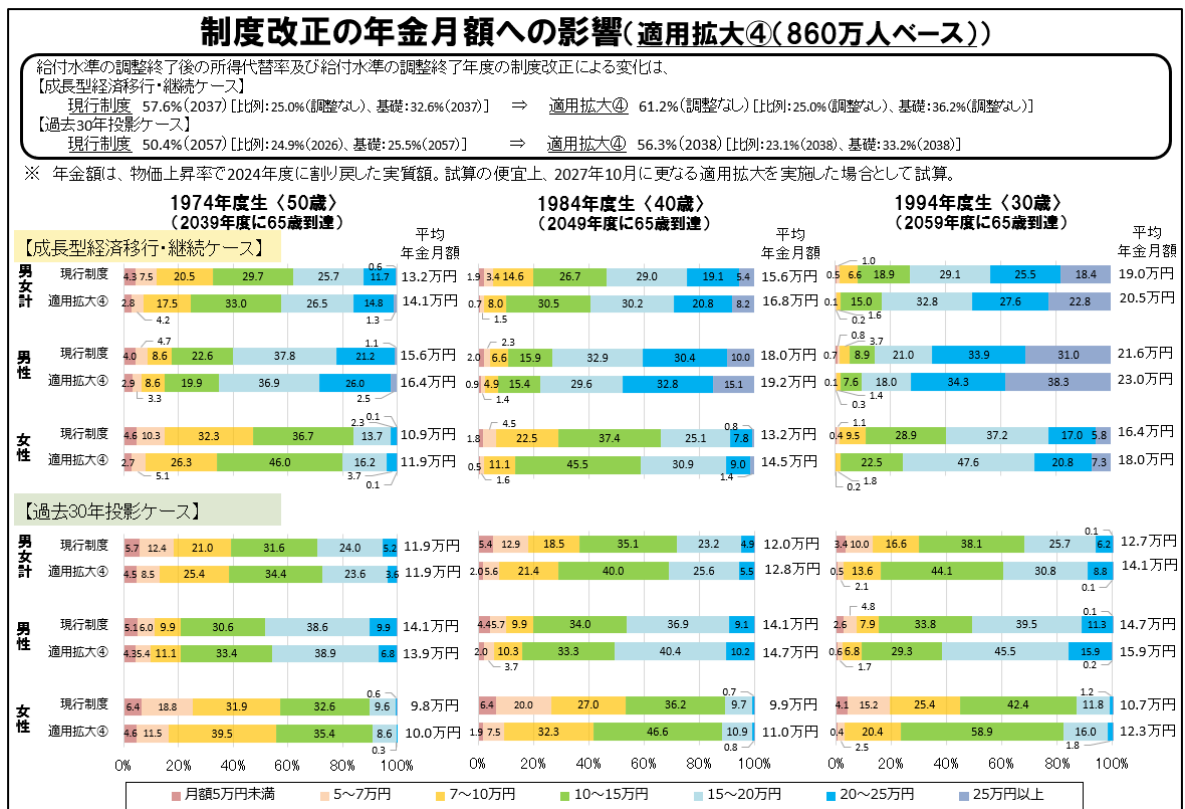
第5-3-2図 制度改正の年金月額への影響（適用拡大②）



第5-3-3図 制度改正の年金月額への影響（適用拡大③）



第5-3-4図 制度改正の年金月額への影響（適用拡大④）



第5-3-5表 制度改正の年金月額への影響（適用拡大①）

成長型経済移行・継続ケース

【男女計】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	6.4%	12.2%	25.8%	22.3%	24.3%	9.1%	0.0%	12.1万円
1964年度生	60歳	2029年度	7.0%	10.6%	24.6%	24.9%	24.4%	8.4%	0.0%	12.1万円
1969年度生	55歳	2034年度	6.0%	9.1%	23.2%	27.5%	24.4%	9.8%	0.1%	12.5万円
1974年度生	50歳	2039年度	4.0%	6.0%	20.9%	29.9%	25.9%	12.5%	0.7%	13.4万円
1979年度生	45歳	2044年度	2.6%	4.3%	17.2%	29.9%	27.2%	16.2%	2.5%	14.6万円
1984年度生	40歳	2049年度	1.6%	2.9%	13.1%	27.4%	29.3%	19.6%	6.1%	15.9万円
1989年度生	35歳	2054年度	0.8%	1.6%	8.9%	23.1%	30.3%	23.0%	12.2%	17.6万円
1994年度生	30歳	2059年度	0.4%	0.8%	5.1%	18.8%	29.2%	26.0%	19.6%	19.4万円
1999年度生	25歳	2064年度	0.2%	0.5%	2.6%	14.8%	25.1%	28.6%	28.1%	21.1万円
2004年度生	20歳	2069年度	0.2%	0.4%	1.4%	11.1%	20.1%	29.0%	37.8%	22.9万円

【男性】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	5.9%	5.5%	8.8%	21.6%	40.6%	17.4%	0.1%	14.9万円
1964年度生	60歳	2029年度	6.8%	5.4%	8.7%	22.8%	39.9%	16.2%	0.0%	14.7万円
1969年度生	55歳	2034年度	5.4%	5.3%	9.3%	23.4%	38.1%	18.2%	0.3%	15.0万円
1974年度生	50歳	2039年度	3.8%	4.0%	9.0%	21.7%	37.7%	22.4%	1.3%	15.8万円
1979年度生	45歳	2044年度	2.6%	2.9%	7.8%	19.2%	35.2%	27.4%	4.8%	16.9万円
1984年度生	40歳	2049年度	1.7%	2.1%	6.1%	15.7%	32.2%	31.1%	11.1%	18.3万円
1989年度生	35歳	2054年度	0.9%	1.2%	4.4%	11.6%	26.7%	33.6%	21.7%	20.2万円
1994年度生	30歳	2059年度	0.5%	0.7%	3.3%	8.7%	19.7%	34.2%	32.8%	21.9万円
1999年度生	25歳	2064年度	0.4%	0.5%	2.1%	7.5%	13.3%	31.6%	44.7%	23.7万円
2004年度生	20歳	2069年度	0.3%	0.4%	1.4%	6.2%	9.6%	24.9%	57.3%	25.6万円

【女性】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	6.8%	18.5%	42.0%	22.9%	8.6%	1.1%	0.0%	9.3万円
1964年度生	60歳	2029年度	7.3%	15.5%	40.0%	26.8%	9.4%	0.9%	0.0%	9.5万円
1969年度生	55歳	2034年度	6.5%	12.8%	36.8%	31.5%	10.9%	1.5%	0.0%	10.1万円
1974年度生	50歳	2039年度	4.2%	8.0%	32.7%	38.0%	14.3%	2.7%	0.1%	11.1万円
1979年度生	45歳	2044年度	2.5%	5.8%	26.5%	40.5%	19.4%	5.1%	0.3%	12.2万円
1984年度生	40歳	2049年度	1.5%	3.7%	20.0%	39.1%	26.4%	8.2%	1.0%	13.5万円
1989年度生	35歳	2054年度	0.7%	2.1%	13.3%	34.7%	34.0%	12.4%	2.8%	15.0万円
1994年度生	30歳	2059年度	0.3%	0.9%	7.0%	29.0%	38.8%	17.7%	6.4%	16.8万円
1999年度生	25歳	2064年度	0.1%	0.5%	3.2%	22.2%	37.0%	25.7%	11.4%	18.5万円
2004年度生	20歳	2069年度	0.1%	0.3%	1.5%	16.1%	30.6%	33.1%	18.3%	20.3万円

注1：年金額（分布及び平均）は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質月額。

2：年齢は、2024年度における年齢。

第 5 - 3 - 6 表 制度改正の年金月額への影響（適用拡大①）

過去 30 年投影ケース

【男女計】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	6.4%	12.2%	25.8%	22.3%	24.3%	9.1%	0.0%	12.1万円
1964年度生	60歳	2029年度	7.1%	10.8%	24.7%	25.0%	24.5%	7.8%	0.0%	12.0万円
1969年度生	55歳	2034年度	6.6%	11.2%	23.5%	28.1%	24.1%	6.5%	0.0%	11.9万円
1974年度生	50歳	2039年度	5.6%	11.7%	21.6%	31.8%	24.0%	5.2%	0.0%	12.0万円
1979年度生	45歳	2044年度	5.2%	12.4%	20.4%	34.0%	23.1%	4.9%	0.0%	11.9万円
1984年度生	40歳	2049年度	5.0%	12.1%	19.3%	35.4%	23.2%	4.8%	0.0%	12.0万円
1989年度生	35歳	2054年度	4.1%	10.8%	18.3%	36.9%	24.6%	5.4%	0.0%	12.4万円
1994年度生	30歳	2059年度	2.6%	8.6%	17.1%	38.5%	26.4%	6.8%	0.1%	12.9万円
1999年度生	25歳	2064年度	1.8%	7.2%	15.8%	38.7%	27.9%	8.4%	0.2%	13.4万円
2004年度生	20歳	2069年度	1.5%	6.0%	14.9%	37.7%	29.0%	10.4%	0.3%	13.8万円

【男性】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	5.9%	5.5%	8.8%	21.6%	40.6%	17.4%	0.1%	14.9万円
1964年度生	60歳	2029年度	6.8%	5.5%	8.8%	23.4%	40.3%	15.1%	0.0%	14.6万円
1969年度生	55歳	2034年度	5.9%	5.8%	9.9%	27.1%	38.9%	12.4%	0.0%	14.3万円
1974年度生	50歳	2039年度	4.9%	5.9%	10.1%	30.8%	38.5%	9.8%	0.0%	14.1万円
1979年度生	45歳	2044年度	4.5%	5.6%	10.5%	33.1%	37.1%	9.1%	0.0%	14.0万円
1984年度生	40歳	2049年度	4.1%	5.5%	10.1%	34.3%	37.0%	9.0%	0.0%	14.1万円
1989年度生	35歳	2054年度	3.0%	4.9%	9.0%	34.5%	38.6%	9.9%	0.1%	14.4万円
1994年度生	30歳	2059年度	2.2%	4.4%	7.9%	32.9%	40.3%	12.2%	0.1%	14.9万円
1999年度生	25歳	2064年度	1.8%	4.3%	7.1%	30.5%	41.2%	14.9%	0.3%	15.3万円
2004年度生	20歳	2069年度	1.5%	3.9%	6.9%	27.6%	41.4%	18.2%	0.6%	15.8万円

【女性】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	6.8%	18.5%	42.0%	22.9%	8.6%	1.1%	0.0%	9.3万円
1964年度生	60歳	2029年度	7.4%	15.9%	40.1%	26.6%	9.2%	0.7%	0.0%	9.5万円
1969年度生	55歳	2034年度	7.2%	16.4%	36.8%	29.2%	9.6%	0.7%	0.0%	9.6万円
1974年度生	50歳	2039年度	6.2%	17.5%	33.1%	32.9%	9.6%	0.6%	0.0%	9.8万円
1979年度生	45歳	2044年度	5.9%	19.0%	30.3%	34.9%	9.2%	0.7%	0.0%	9.9万円
1984年度生	40歳	2049年度	5.9%	18.6%	28.5%	36.6%	9.6%	0.7%	0.0%	10.0万円
1989年度生	35歳	2054年度	5.3%	16.6%	27.5%	39.3%	10.5%	0.9%	0.0%	10.3万円
1994年度生	30歳	2059年度	3.1%	12.8%	26.3%	44.1%	12.4%	1.3%	0.0%	10.9万円
1999年度生	25歳	2064年度	1.9%	10.1%	24.4%	47.0%	14.6%	2.0%	0.0%	11.5万円
2004年度生	20歳	2069年度	1.5%	8.2%	23.0%	47.9%	16.7%	2.7%	0.1%	11.9万円

注 1：年金額（分布及び平均）は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質月額。

2：年齢は、2024年度における年齢。

第5-3-7表 制度改正の年金月額への影響（適用拡大②）

成長型経済移行・継続ケース

【男女計】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	6.4%	12.2%	25.8%	22.3%	24.3%	9.1%	0.0%	12.1万円
1964年度生	60歳	2029年度	7.0%	10.4%	24.8%	24.9%	24.4%	8.5%	0.0%	12.1万円
1969年度生	55歳	2034年度	5.7%	8.4%	23.4%	27.8%	24.4%	10.1%	0.2%	12.6万円
1974年度生	50歳	2039年度	3.7%	5.4%	20.1%	30.7%	26.1%	13.1%	0.8%	13.6万円
1979年度生	45歳	2044年度	2.3%	3.9%	15.9%	31.0%	27.5%	16.7%	2.8%	14.8万円
1984年度生	40歳	2049年度	1.5%	2.5%	11.6%	28.6%	29.4%	19.8%	6.6%	16.1万円
1989年度生	35歳	2054年度	0.7%	1.3%	7.4%	23.8%	30.8%	23.0%	13.1%	17.9万円
1994年度生	30歳	2059年度	0.3%	0.6%	4.0%	18.3%	30.3%	26.1%	20.5%	19.6万円
1999年度生	25歳	2064年度	0.2%	0.4%	1.9%	13.2%	26.5%	29.0%	28.8%	21.4万円
2004年度生	20歳	2069年度	0.1%	0.3%	1.0%	9.1%	21.1%	29.5%	38.9%	23.3万円

【男性】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	5.9%	5.5%	8.8%	21.6%	40.6%	17.4%	0.1%	14.9万円
1964年度生	60歳	2029年度	6.7%	5.4%	8.8%	22.8%	39.9%	16.3%	0.0%	14.7万円
1969年度生	55歳	2034年度	5.4%	5.1%	9.3%	23.1%	38.0%	18.8%	0.3%	15.1万円
1974年度生	50歳	2039年度	3.6%	3.8%	8.8%	21.2%	37.5%	23.5%	1.6%	15.9万円
1979年度生	45歳	2044年度	2.5%	2.8%	7.6%	18.6%	35.0%	28.2%	5.3%	17.1万円
1984年度生	40歳	2049年度	1.7%	2.0%	5.9%	15.3%	31.6%	31.3%	12.2%	18.5万円
1989年度生	35歳	2054年度	0.8%	1.1%	4.2%	11.4%	26.0%	33.5%	23.0%	20.4万円
1994年度生	30歳	2059年度	0.4%	0.7%	3.1%	8.6%	19.0%	34.0%	34.2%	22.1万円
1999年度生	25歳	2064年度	0.3%	0.5%	1.9%	7.2%	13.0%	30.9%	46.2%	23.9万円
2004年度生	20歳	2069年度	0.2%	0.4%	1.2%	5.9%	9.6%	23.7%	59.0%	25.9万円

【女性】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	6.8%	18.5%	42.0%	22.9%	8.6%	1.1%	0.0%	9.3万円
1964年度生	60歳	2029年度	7.2%	15.2%	40.4%	26.9%	9.4%	0.9%	0.0%	9.5万円
1969年度生	55歳	2034年度	6.1%	11.5%	37.2%	32.4%	11.1%	1.6%	0.0%	10.2万円
1974年度生	50歳	2039年度	3.7%	7.0%	31.4%	40.1%	14.8%	2.9%	0.1%	11.3万円
1979年度生	45歳	2044年度	2.1%	4.9%	24.1%	43.1%	20.1%	5.4%	0.3%	12.5万円
1984年度生	40歳	2049年度	1.2%	3.0%	17.2%	41.8%	27.2%	8.4%	1.1%	13.8万円
1989年度生	35歳	2054年度	0.5%	1.6%	10.6%	36.1%	35.6%	12.5%	3.1%	15.4万円
1994年度生	30歳	2059年度	0.1%	0.6%	5.0%	28.0%	41.5%	18.1%	6.7%	17.1万円
1999年度生	25歳	2064年度	0.1%	0.3%	2.0%	19.1%	39.9%	27.1%	11.5%	18.9万円
2004年度生	20歳	2069年度	0.0%	0.2%	0.9%	12.4%	32.6%	35.3%	18.7%	20.7万円

注1：年金額（分布及び平均）は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質月額。

2：年齢は、2024年度における年齢。

第5－3－8表 制度改正の年金月額への影響（適用拡大②）

過去30年投影ケース

【男女計】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	6.4%	12.2%	25.8%	22.3%	24.3%	9.1%	0.0%	12.1万円
1964年度生	60歳	2029年度	7.1%	10.6%	24.9%	25.2%	24.6%	7.5%	0.0%	12.0万円
1969年度生	55歳	2034年度	6.4%	10.8%	23.9%	28.4%	24.2%	6.3%	0.0%	12.0万円
1974年度生	50歳	2039年度	5.4%	11.1%	22.4%	32.1%	23.9%	5.1%	0.0%	12.0万円
1979年度生	45歳	2044年度	5.0%	11.6%	21.5%	34.2%	23.0%	4.7%	0.0%	11.9万円
1984年度生	40歳	2049年度	4.6%	11.2%	20.6%	35.8%	23.1%	4.7%	0.0%	12.0万円
1989年度生	35歳	2054年度	3.4%	9.6%	19.1%	37.5%	24.8%	5.5%	0.0%	12.5万円
1994年度生	30歳	2059年度	2.1%	7.3%	17.6%	39.4%	26.5%	7.0%	0.1%	13.1万円
1999年度生	25歳	2064年度	1.5%	5.8%	15.8%	40.1%	28.0%	8.7%	0.2%	13.6万円
2004年度生	20歳	2069年度	1.2%	4.8%	14.5%	39.1%	29.3%	10.7%	0.4%	14.0万円

【男性】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	5.9%	5.5%	8.8%	21.6%	40.6%	17.4%	0.1%	14.9万円
1964年度生	60歳	2029年度	6.8%	5.5%	8.8%	23.7%	40.5%	14.6%	0.0%	14.6万円
1969年度生	55歳	2034年度	5.9%	5.8%	9.9%	27.2%	39.2%	12.0%	0.0%	14.3万円
1974年度生	50歳	2039年度	4.9%	5.8%	10.2%	30.9%	38.6%	9.6%	0.0%	14.1万円
1979年度生	45歳	2044年度	4.5%	5.8%	10.5%	33.2%	37.0%	8.9%	0.0%	14.0万円
1984年度生	40歳	2049年度	4.1%	5.5%	10.2%	34.5%	37.0%	8.7%	0.0%	14.0万円
1989年度生	35歳	2054年度	2.8%	4.7%	9.2%	34.0%	39.2%	10.1%	0.1%	14.5万円
1994年度生	30歳	2059年度	2.0%	4.2%	7.9%	32.4%	40.7%	12.6%	0.1%	15.0万円
1999年度生	25歳	2064年度	1.6%	4.0%	7.1%	30.1%	41.6%	15.3%	0.3%	15.4万円
2004年度生	20歳	2069年度	1.4%	3.7%	6.7%	27.1%	41.7%	18.7%	0.6%	15.9万円

【女性】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	6.8%	18.5%	42.0%	22.9%	8.6%	1.1%	0.0%	9.3万円
1964年度生	60歳	2029年度	7.4%	15.6%	40.5%	26.7%	9.2%	0.7%	0.0%	9.5万円
1969年度生	55歳	2034年度	6.9%	15.6%	37.6%	29.6%	9.6%	0.7%	0.0%	9.7万円
1974年度生	50歳	2039年度	5.9%	16.3%	34.3%	33.4%	9.5%	0.6%	0.0%	9.9万円
1979年度生	45歳	2044年度	5.5%	17.4%	32.3%	35.1%	9.2%	0.6%	0.0%	9.9万円
1984年度生	40歳	2049年度	5.2%	16.8%	30.9%	37.1%	9.3%	0.7%	0.0%	10.1万円
1989年度生	35歳	2054年度	4.1%	14.4%	29.1%	40.9%	10.5%	1.0%	0.0%	10.5万円
1994年度生	30歳	2059年度	2.2%	10.3%	27.4%	46.5%	12.2%	1.4%	0.0%	11.1万円
1999年度生	25歳	2064年度	1.3%	7.6%	24.4%	50.2%	14.4%	2.0%	0.0%	11.7万円
2004年度生	20歳	2069年度	1.0%	5.9%	22.3%	51.1%	16.8%	2.7%	0.1%	12.1万円

注1：年金額（分布及び平均）は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質月額。

2：年齢は、2024年度における年齢。

第5－3－9表 制度改正の年金月額への影響（適用拡大③）

成長型経済移行・継続ケース

【男女計】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	6.4%	12.2%	25.8%	22.3%	24.3%	9.1%	0.0%	12.1万円
1964年度生	60歳	2029年度	6.8%	9.8%	25.0%	25.0%	24.5%	8.8%	0.0%	12.2万円
1969年度生	55歳	2034年度	5.3%	6.9%	23.4%	28.2%	24.6%	11.3%	0.3%	12.9万円
1974年度生	50歳	2039年度	3.3%	4.7%	19.1%	31.0%	26.4%	14.3%	1.1%	13.9万円
1979年度生	45歳	2044年度	1.9%	3.3%	14.7%	31.0%	27.9%	17.7%	3.4%	15.1万円
1984年度生	40歳	2049年度	1.2%	2.1%	10.3%	28.3%	29.9%	20.6%	7.7%	16.5万円
1989年度生	35歳	2054年度	0.5%	1.0%	6.1%	23.1%	30.8%	23.8%	14.7%	18.3万円
1994年度生	30歳	2059年度	0.2%	0.5%	2.9%	17.1%	30.0%	27.1%	22.3%	20.1万円
1999年度生	25歳	2064年度	0.1%	0.3%	1.3%	11.6%	25.4%	30.0%	31.2%	22.0万円
2004年度生	20歳	2069年度	0.1%	0.2%	0.8%	7.6%	19.6%	30.0%	41.8%	23.9万円

【男性】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	5.9%	5.5%	8.8%	21.6%	40.6%	17.4%	0.1%	14.9万円
1964年度生	60歳	2029年度	6.6%	5.3%	8.7%	22.5%	39.8%	16.9%	0.1%	14.8万円
1969年度生	55歳	2034年度	5.0%	4.6%	9.3%	21.9%	37.8%	20.8%	0.6%	15.3万円
1974年度生	50歳	2039年度	3.3%	3.5%	8.6%	20.1%	37.1%	25.3%	2.2%	16.3万円
1979年度生	45歳	2044年度	2.1%	2.5%	7.2%	17.9%	34.2%	29.6%	6.5%	17.4万円
1984年度生	40歳	2049年度	1.4%	1.7%	5.4%	15.0%	30.3%	32.1%	14.1%	18.9万円
1989年度生	35歳	2054年度	0.6%	0.9%	3.6%	11.0%	24.3%	33.9%	25.7%	20.8万円
1994年度生	30歳	2059年度	0.3%	0.5%	2.1%	8.4%	17.6%	34.0%	37.0%	22.6万円
1999年度生	25歳	2064年度	0.2%	0.4%	1.3%	6.5%	12.1%	29.9%	49.5%	24.5万円
2004年度生	20歳	2069年度	0.2%	0.3%	0.9%	5.0%	9.0%	22.3%	62.4%	26.5万円

【女性】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	6.8%	18.5%	42.0%	22.9%	8.6%	1.1%	0.0%	9.3万円
1964年度生	60歳	2029年度	7.0%	14.2%	40.7%	27.5%	9.5%	0.9%	0.0%	9.6万円
1969年度生	55歳	2034年度	5.6%	9.2%	37.2%	34.3%	11.7%	2.0%	0.0%	10.5万円
1974年度生	50歳	2039年度	3.3%	5.9%	29.4%	41.9%	15.8%	3.5%	0.1%	11.6万円
1979年度生	45歳	2044年度	1.7%	4.1%	22.1%	43.9%	21.7%	6.0%	0.4%	12.8万円
1984年度生	40歳	2049年度	0.9%	2.5%	15.1%	41.5%	29.5%	9.2%	1.4%	14.2万円
1989年度生	35歳	2054年度	0.4%	1.2%	8.7%	35.2%	37.3%	13.6%	3.7%	15.8万円
1994年度生	30歳	2059年度	0.1%	0.4%	3.6%	25.9%	42.5%	20.1%	7.4%	17.6万円
1999年度生	25歳	2064年度	0.0%	0.2%	1.3%	16.7%	38.7%	30.1%	12.9%	19.5万円
2004年度生	20歳	2069年度	0.0%	0.1%	0.6%	10.2%	30.3%	37.7%	21.1%	21.3万円

注1：年金額（分布及び平均）は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質月額。

2：年齢は、2024年度における年齢。

第5-3-10表 制度改正の年金月額への影響（適用拡大③）

過去30年投影ケース

【男女計】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	6.4%	12.2%	25.8%	22.3%	24.3%	9.1%	0.0%	12.1万円
1964年度生	60歳	2029年度	7.1%	10.6%	25.0%	25.3%	24.7%	7.2%	0.0%	11.9万円
1969年度生	55歳	2034年度	6.4%	10.6%	24.1%	28.6%	24.2%	6.1%	0.0%	11.9万円
1974年度生	50歳	2039年度	5.3%	10.8%	22.7%	32.3%	23.9%	4.9%	0.0%	12.0万円
1979年度生	45歳	2044年度	4.7%	11.3%	22.0%	34.5%	22.9%	4.6%	0.0%	11.9万円
1984年度生	40歳	2049年度	4.1%	10.7%	20.8%	36.2%	23.3%	4.8%	0.0%	12.1万円
1989年度生	35歳	2054年度	2.6%	8.4%	18.9%	38.0%	25.8%	6.3%	0.0%	12.8万円
1994年度生	30歳	2059年度	1.6%	6.0%	17.0%	39.7%	27.7%	7.9%	0.1%	13.4万円
1999年度生	25歳	2064年度	1.1%	4.6%	15.1%	40.2%	29.1%	9.8%	0.2%	13.9万円
2004年度生	20歳	2069年度	0.9%	3.6%	13.5%	39.2%	30.6%	11.8%	0.5%	14.3万円

【男性】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	5.9%	5.5%	8.8%	21.6%	40.6%	17.4%	0.1%	14.9万円
1964年度生	60歳	2029年度	6.8%	5.5%	8.9%	24.0%	40.7%	14.0%	0.0%	14.5万円
1969年度生	55歳	2034年度	5.8%	5.8%	10.0%	27.6%	39.2%	11.6%	0.0%	14.3万円
1974年度生	50歳	2039年度	4.8%	5.8%	10.3%	31.2%	38.6%	9.3%	0.0%	14.1万円
1979年度生	45歳	2044年度	4.1%	5.6%	10.9%	33.6%	37.1%	8.6%	0.0%	14.0万円
1984年度生	40歳	2049年度	3.5%	5.2%	10.6%	34.5%	37.3%	8.8%	0.0%	14.1万円
1989年度生	35歳	2054年度	2.1%	4.2%	8.8%	33.1%	40.1%	11.6%	0.1%	14.8万円
1994年度生	30歳	2059年度	1.5%	3.6%	7.7%	30.9%	42.0%	14.1%	0.2%	15.3万円
1999年度生	25歳	2064年度	1.2%	3.3%	6.9%	28.6%	42.4%	17.1%	0.4%	15.8万円
2004年度生	20歳	2069年度	1.1%	2.9%	6.5%	25.6%	42.8%	20.4%	0.8%	16.2万円

【女性】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	6.8%	18.5%	42.0%	22.9%	8.6%	1.1%	0.0%	9.3万円
1964年度生	60歳	2029年度	7.4%	15.6%	40.7%	26.6%	9.1%	0.6%	0.0%	9.5万円
1969年度生	55歳	2034年度	6.8%	15.3%	38.0%	29.7%	9.6%	0.6%	0.0%	9.7万円
1974年度生	50歳	2039年度	5.7%	15.8%	35.0%	33.4%	9.4%	0.6%	0.0%	9.9万円
1979年度生	45歳	2044年度	5.2%	17.0%	32.9%	35.3%	9.0%	0.6%	0.0%	9.9万円
1984年度生	40歳	2049年度	4.7%	16.2%	31.0%	37.9%	9.5%	0.7%	0.0%	10.1万円
1989年度生	35歳	2054年度	3.0%	12.6%	28.9%	42.9%	11.5%	1.0%	0.0%	10.8万円
1994年度生	30歳	2059年度	1.6%	8.5%	26.3%	48.5%	13.3%	1.7%	0.0%	11.4万円
1999年度生	25歳	2064年度	0.9%	5.8%	23.2%	51.9%	15.8%	2.4%	0.0%	12.0万円
2004年度生	20歳	2069年度	0.7%	4.2%	20.5%	52.9%	18.4%	3.1%	0.1%	12.5万円

注1：年金額（分布及び平均）は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質月額。

2：年齢は、2024年度における年齢。

第5-3-11表 制度改正の年金月額への影響（適用拡大④）

成長型経済移行・継続ケース

【男女計】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	6.4%	12.2%	25.8%	22.3%	24.3%	9.1%	0.0%	12.1万円
1964年度生	60歳	2029年度	6.6%	9.0%	25.4%	25.3%	24.5%	9.2%	0.0%	12.3万円
1969年度生	55歳	2034年度	4.9%	6.1%	23.2%	29.1%	24.6%	11.8%	0.3%	13.1万円
1974年度生	50歳	2039年度	2.8%	4.2%	17.5%	33.0%	26.5%	14.8%	1.3%	14.1万円
1979年度生	45歳	2044年度	1.4%	2.7%	12.3%	33.7%	28.1%	18.0%	3.8%	15.4万円
1984年度生	40歳	2049年度	0.7%	1.5%	8.0%	30.5%	30.2%	20.8%	8.2%	16.8万円
1989年度生	35歳	2054年度	0.2%	0.6%	4.0%	23.6%	32.5%	23.9%	15.1%	18.6万円
1994年度生	30歳	2059年度	0.1%	0.2%	1.6%	15.0%	32.8%	27.6%	22.8%	20.5万円
1999年度生	25歳	2064年度	0.0%	0.1%	0.7%	8.2%	27.8%	31.3%	31.9%	22.4万円
2004年度生	20歳	2069年度	0.0%	0.1%	0.4%	4.4%	20.2%	32.0%	42.9%	24.4万円

【男性】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	5.9%	5.5%	8.8%	21.6%	40.6%	17.4%	0.1%	14.9万円
1964年度生	60歳	2029年度	6.5%	5.2%	8.7%	22.2%	39.7%	17.7%	0.1%	14.9万円
1969年度生	55歳	2034年度	4.7%	4.4%	9.4%	21.7%	37.6%	21.6%	0.6%	15.5万円
1974年度生	50歳	2039年度	2.9%	3.3%	8.6%	19.9%	36.9%	26.0%	2.5%	16.4万円
1979年度生	45歳	2044年度	1.7%	2.2%	6.8%	18.3%	33.7%	30.1%	7.2%	17.7万円
1984年度生	40歳	2049年度	0.9%	1.4%	4.9%	15.4%	29.6%	32.8%	15.1%	19.2万円
1989年度生	35歳	2054年度	0.3%	0.6%	2.7%	11.1%	24.3%	34.4%	26.6%	21.1万円
1994年度生	30歳	2059年度	0.1%	0.3%	1.4%	7.6%	18.0%	34.3%	38.3%	23.0万円
1999年度生	25歳	2064年度	0.1%	0.2%	0.8%	5.2%	12.5%	30.1%	51.1%	24.9万円
2004年度生	20歳	2069年度	0.0%	0.1%	0.5%	3.8%	8.9%	22.6%	64.0%	26.9万円

【女性】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	6.8%	18.5%	42.0%	22.9%	8.6%	1.1%	0.0%	9.3万円
1964年度生	60歳	2029年度	6.7%	12.7%	41.6%	28.3%	9.7%	1.0%	0.0%	9.8万円
1969年度生	55歳	2034年度	5.0%	7.7%	36.8%	36.5%	11.9%	2.1%	0.0%	10.7万円
1974年度生	50歳	2039年度	2.7%	5.1%	26.3%	46.0%	16.2%	3.7%	0.1%	11.9万円
1979年度生	45歳	2044年度	1.1%	3.2%	17.8%	49.0%	22.5%	6.0%	0.4%	13.1万円
1984年度生	40歳	2049年度	0.5%	1.6%	11.1%	45.5%	30.9%	9.0%	1.4%	14.5万円
1989年度生	35歳	2054年度	0.1%	0.6%	5.4%	36.2%	40.7%	13.4%	3.6%	16.1万円
1994年度生	30歳	2059年度	0.0%	0.2%	1.8%	22.5%	47.6%	20.8%	7.3%	18.0万円
1999年度生	25歳	2064年度	0.0%	0.0%	0.5%	11.2%	43.1%	32.4%	12.8%	19.9万円
2004年度生	20歳	2069年度	0.0%	0.0%	0.2%	5.1%	31.5%	41.4%	21.7%	21.8万円

注1：年金額（分布及び平均）は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質月額。

2：年齢は、2024年度における年齢。

第5-3-12表 制度改正の年金月額への影響（適用拡大④）

過去30年投影ケース

【男女計】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	6.4%	12.2%	25.8%	22.3%	24.3%	9.1%	0.0%	12.1万円
1964年度生	60歳	2029年度	6.9%	10.0%	25.5%	25.5%	24.8%	7.3%	0.0%	12.0万円
1969年度生	55歳	2034年度	5.8%	8.7%	25.8%	29.7%	24.5%	5.5%	0.0%	12.0万円
1974年度生	50歳	2039年度	4.5%	8.5%	25.4%	34.4%	23.6%	3.6%	0.0%	11.9万円
1979年度生	45歳	2044年度	2.9%	7.3%	24.0%	37.3%	24.1%	4.3%	0.0%	12.3万円
1984年度生	40歳	2049年度	2.0%	5.6%	21.4%	40.0%	25.6%	5.5%	0.0%	12.8万円
1989年度生	35歳	2054年度	1.0%	3.8%	17.5%	42.2%	28.4%	7.1%	0.0%	13.5万円
1994年度生	30歳	2059年度	0.5%	2.1%	13.6%	44.1%	30.8%	8.8%	0.1%	14.1万円
1999年度生	25歳	2064年度	0.3%	1.3%	10.3%	43.9%	33.0%	11.0%	0.2%	14.7万円
2004年度生	20歳	2069年度	0.3%	0.9%	8.0%	42.3%	35.0%	13.2%	0.4%	15.1万円

【男性】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	5.9%	5.5%	8.8%	21.6%	40.6%	17.4%	0.1%	14.9万円
1964年度生	60歳	2029年度	6.7%	5.4%	9.0%	23.9%	40.8%	14.1%	0.0%	14.5万円
1969年度生	55歳	2034年度	5.5%	5.4%	10.4%	28.3%	39.8%	10.6%	0.0%	14.2万円
1974年度生	50歳	2039年度	4.3%	5.4%	11.1%	33.4%	38.9%	6.8%	0.0%	13.9万円
1979年度生	45歳	2044年度	3.0%	4.8%	11.2%	33.8%	39.0%	8.2%	0.0%	14.2万円
1984年度生	40歳	2049年度	2.0%	3.7%	10.3%	33.3%	40.4%	10.2%	0.0%	14.7万円
1989年度生	35歳	2054年度	1.0%	2.6%	8.2%	31.6%	43.5%	13.1%	0.1%	15.4万円
1994年度生	30歳	2059年度	0.6%	1.7%	6.8%	29.3%	45.5%	15.9%	0.2%	15.9万円
1999年度生	25歳	2064年度	0.4%	1.3%	5.9%	26.3%	46.3%	19.3%	0.4%	16.4万円
2004年度生	20歳	2069年度	0.4%	1.1%	5.3%	23.2%	46.5%	22.8%	0.8%	16.8万円

【女性】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	6.8%	18.5%	42.0%	22.9%	8.6%	1.1%	0.0%	9.3万円
1964年度生	60歳	2029年度	7.1%	14.5%	41.6%	27.1%	9.1%	0.6%	0.0%	9.5万円
1969年度生	55歳	2034年度	6.1%	12.0%	40.8%	31.1%	9.5%	0.6%	0.0%	9.8万円
1974年度生	50歳	2039年度	4.6%	11.5%	39.5%	35.4%	8.6%	0.3%	0.0%	10.0万円
1979年度生	45歳	2044年度	2.9%	9.9%	36.5%	40.7%	9.5%	0.5%	0.0%	10.5万円
1984年度生	40歳	2049年度	1.9%	7.5%	32.3%	46.6%	10.9%	0.8%	0.0%	11.0万円
1989年度生	35歳	2054年度	1.0%	5.1%	26.7%	52.7%	13.3%	1.1%	0.0%	11.6万円
1994年度生	30歳	2059年度	0.4%	2.5%	20.4%	58.9%	16.0%	1.8%	0.0%	12.3万円
1999年度生	25歳	2064年度	0.2%	1.4%	14.6%	61.5%	19.7%	2.6%	0.0%	12.9万円
2004年度生	20歳	2069年度	0.1%	0.8%	10.6%	61.3%	23.5%	3.5%	0.1%	13.5万円

注1：年金額（分布及び平均）は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質月額。

2：年齢は、2024年度における年齢。

（２）基礎年金の拠出期間延長・給付増額

基礎年金の拠出期間を延長し、45年とするオプション試算結果は第5-3-13図及び第5-3-14表、第5-3-15表のとおりである。なお、基礎年金拠出期間の延長は徐々に行われる前提で試算を行っており、具体的には令和13(2031)年度に60歳に達する者（昭和46(1971)年度生）から生年度が2年次上がるごとに1年ずつ拠出期間を延長されるとしており、昭和54(1979)年度以降生まれの者から基礎年金の拠出期間が45年となる前提となっている。

基礎年金拠出期間の延長に係る分布推計の結果は、財政試算の結果とやや異なっており、過去30年投影ケースの場合、財政試算におけるモデル年金の所得代替率は50.4%（40年モデル）から57.3%（45年加入モデル）と、1割以上上昇するのに対し、分布推計の平均年金額は給付水準調整終了年度以降に受給開始する30歳世代では12.7万円から13.1万円へと3%程度の上昇にとどまっている。これは、以下のようなことが原因であると考えられる。

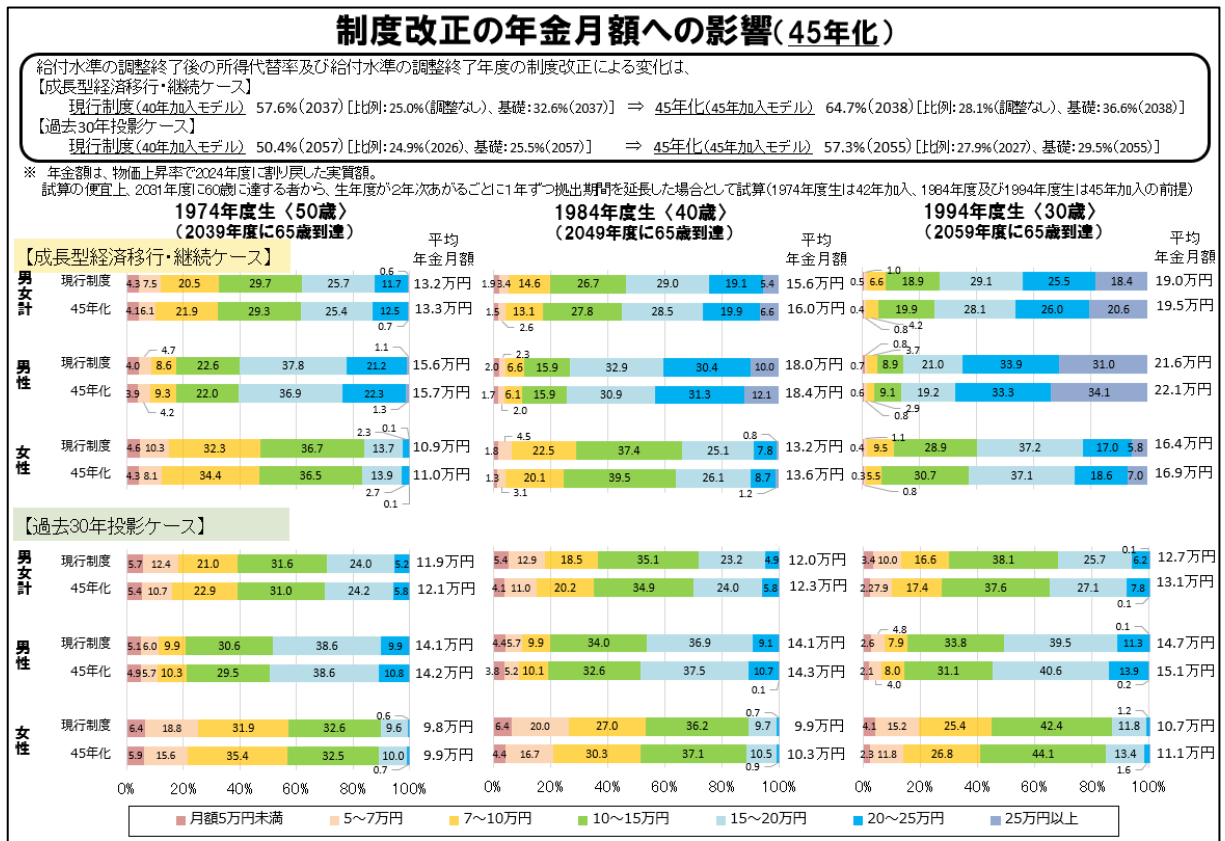
①財政試算ではモデル年金を40年加入と45年加入で比較しており、基礎年金だけでなく厚生年金の加入期間も5年延長されるため、現行制度の45/40(1.125)倍程度になる効果となる。一方、分布推計では、基礎年金の拠出期間の延長は厚生年金加入期間に基本的に影響を与えないので、年金額増加効果は基礎年金部分に限定されること。

②現行制度において一定の条件を満たす場合には厚生年金の経過的加算が60～64歳の厚生年金加入期間に対して支給されており、分布推計には経過的加算も勘案されているが、基礎年金の拠出期間の延長を実施した場合、この経過的加算が基礎年金に振り替わることとなるため、年金額の上昇効果が限定的になること。

③分布推計では基礎年金の拠出期間を延長した場合でも60歳以降の未納・免除により5年間の基礎年金が満額とならない場合を見込んでいること。

上記のように、分布推計における基礎年金の拠出期間延長については、財政試算に比べ、制度改正効果が小さく見えるが、適用拡大や調整期間の一致に比べて長所もある。大規模な適用拡大や調整期間の一致は、報酬比例部分の給付水準調整期間が延びることから、足下世代で現行制度と比べて年金額が減少する場合が生じる。一方で、基礎年金の拠出期間延長は報酬比例部分の給付水準調整にはほとんど影響を与えない。また、国民年金第1号被保険者にとっては、60～64歳で払い込んだ国民年金保険料に見合った給付を受け取れるという給付と負担の関係が明確な制度改正であり、その結果、改正前後で年金額がマイナスになる世代は基本的に存在しないというメリットが分布推計から確認できる。

第5-3-13 図 制度改革の年金月額への影響（45年化）



第5-3-14表 制度改正の年金月額への影響（45年化）

成長型経済移行・継続ケース

【男女計】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	6.4%	12.2%	25.8%	22.3%	24.3%	9.1%	0.0%	12.1万円
1964年度生	60歳	2029年度	7.1%	10.7%	24.5%	24.8%	24.4%	8.4%	0.0%	12.1万円
1969年度生	55歳	2034年度	6.1%	9.5%	23.0%	27.3%	24.3%	9.6%	0.1%	12.5万円
1974年度生	50歳	2039年度	4.1%	6.1%	21.9%	29.3%	25.4%	12.5%	0.7%	13.3万円
1979年度生	45歳	2044年度	2.4%	4.0%	17.7%	29.9%	26.5%	16.7%	2.8%	14.6万円
1984年度生	40歳	2049年度	1.5%	2.6%	13.1%	27.8%	28.5%	19.9%	6.6%	16.0万円
1989年度生	35歳	2054年度	0.8%	1.4%	8.3%	24.0%	29.4%	23.0%	13.1%	17.7万円
1994年度生	30歳	2059年度	0.4%	0.8%	4.2%	19.9%	28.1%	26.0%	20.6%	19.5万円
1999年度生	25歳	2064年度	0.2%	0.6%	2.2%	14.9%	24.4%	28.3%	29.3%	21.3万円
2004年度生	20歳	2069年度	0.2%	0.4%	1.4%	10.9%	19.7%	28.0%	39.4%	23.2万円

【男性】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	5.9%	5.5%	8.8%	21.6%	40.6%	17.4%	0.1%	14.9万円
1964年度生	60歳	2029年度	6.8%	5.5%	8.7%	22.9%	39.9%	16.2%	0.0%	14.7万円
1969年度生	55歳	2034年度	5.6%	5.4%	9.3%	23.5%	38.1%	17.9%	0.3%	14.9万円
1974年度生	50歳	2039年度	3.9%	4.2%	9.3%	22.0%	36.9%	22.3%	1.3%	15.7万円
1979年度生	45歳	2044年度	2.6%	2.9%	8.0%	19.3%	33.8%	28.1%	5.3%	17.0万円
1984年度生	40歳	2049年度	1.7%	2.0%	6.1%	15.9%	30.9%	31.3%	12.1%	18.4万円
1989年度生	35歳	2054年度	0.9%	1.1%	4.2%	11.8%	26.0%	33.0%	23.1%	20.3万円
1994年度生	30歳	2059年度	0.6%	0.8%	2.9%	9.1%	19.2%	33.3%	34.1%	22.1万円
1999年度生	25歳	2064年度	0.3%	0.6%	1.9%	7.3%	13.6%	30.3%	46.1%	23.9万円
2004年度生	20歳	2069年度	0.3%	0.4%	1.3%	5.9%	9.7%	23.7%	58.8%	25.9万円

【女性】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	6.8%	18.5%	42.0%	22.9%	8.6%	1.1%	0.0%	9.3万円
1964年度生	60歳	2029年度	7.4%	15.8%	39.9%	26.7%	9.4%	0.8%	0.0%	9.5万円
1969年度生	55歳	2034年度	6.6%	13.6%	36.4%	31.1%	10.9%	1.5%	0.0%	10.0万円
1974年度生	50歳	2039年度	4.3%	8.1%	34.4%	36.5%	13.9%	2.7%	0.1%	11.0万円
1979年度生	45歳	2044年度	2.2%	5.0%	27.3%	40.4%	19.3%	5.5%	0.3%	12.3万円
1984年度生	40歳	2049年度	1.3%	3.1%	20.1%	39.5%	26.1%	8.7%	1.2%	13.6万円
1989年度生	35歳	2054年度	0.7%	1.7%	12.4%	36.3%	32.8%	13.0%	3.2%	15.2万円
1994年度生	30歳	2059年度	0.3%	0.8%	5.5%	30.7%	37.1%	18.6%	7.0%	16.9万円
1999年度生	25歳	2064年度	0.1%	0.6%	2.6%	22.6%	35.3%	26.4%	12.4%	18.7万円
2004年度生	20歳	2069年度	0.1%	0.4%	1.5%	15.8%	29.8%	32.4%	20.0%	20.5万円

注1：年金額（分布及び平均）は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質月額。

2：年齢は、2024年度における年齢。

第5-3-15表 制度改正の年金月額への影響（45年化）

過去30年投影ケース

【男女計】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	6.4%	12.2%	25.8%	22.3%	24.3%	9.1%	0.0%	12.1万円
1964年度生	60歳	2029年度	7.2%	10.9%	24.6%	25.0%	24.5%	7.8%	0.0%	12.0万円
1969年度生	55歳	2034年度	6.7%	11.8%	23.0%	28.1%	24.1%	6.3%	0.0%	11.9万円
1974年度生	50歳	2039年度	5.4%	10.7%	22.9%	31.0%	24.2%	5.8%	0.0%	12.1万円
1979年度生	45歳	2044年度	4.5%	10.1%	22.5%	33.3%	23.8%	5.8%	0.0%	12.2万円
1984年度生	40歳	2049年度	4.1%	11.0%	20.2%	34.9%	24.0%	5.8%	0.0%	12.3万円
1989年度生	35歳	2054年度	3.3%	10.2%	18.8%	36.3%	25.0%	6.3%	0.1%	12.6万円
1994年度生	30歳	2059年度	2.2%	7.9%	17.4%	37.6%	27.1%	7.8%	0.1%	13.1万円
1999年度生	25歳	2064年度	1.7%	6.1%	16.1%	37.8%	28.5%	9.6%	0.2%	13.6万円
2004年度生	20歳	2069年度	1.5%	5.0%	15.2%	36.5%	29.9%	11.6%	0.5%	14.1万円

【男性】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	5.9%	5.5%	8.8%	21.6%	40.6%	17.4%	0.1%	14.9万円
1964年度生	60歳	2029年度	6.8%	5.5%	8.8%	23.5%	40.3%	15.0%	0.0%	14.6万円
1969年度生	55歳	2034年度	6.0%	5.8%	9.9%	27.2%	38.9%	12.1%	0.0%	14.3万円
1974年度生	50歳	2039年度	4.9%	5.7%	10.3%	29.5%	38.6%	10.8%	0.0%	14.2万円
1979年度生	45歳	2044年度	4.2%	5.3%	10.6%	31.5%	37.4%	10.9%	0.1%	14.3万円
1984年度生	40歳	2049年度	3.8%	5.2%	10.1%	32.6%	37.5%	10.7%	0.1%	14.3万円
1989年度生	35歳	2054年度	2.7%	4.5%	9.2%	33.1%	38.9%	11.4%	0.1%	14.7万円
1994年度生	30歳	2059年度	2.1%	4.0%	8.0%	31.1%	40.6%	13.9%	0.2%	15.1万円
1999年度生	25歳	2064年度	1.6%	3.5%	7.4%	29.0%	41.2%	16.8%	0.4%	15.6万円
2004年度生	20歳	2069年度	1.5%	3.1%	7.1%	26.0%	41.5%	19.9%	0.8%	16.0万円

【女性】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	6.8%	18.5%	42.0%	22.9%	8.6%	1.1%	0.0%	9.3万円
1964年度生	60歳	2029年度	7.5%	16.2%	39.9%	26.5%	9.2%	0.7%	0.0%	9.4万円
1969年度生	55歳	2034年度	7.3%	17.5%	35.9%	28.9%	9.6%	0.7%	0.0%	9.6万円
1974年度生	50歳	2039年度	5.9%	15.6%	35.4%	32.5%	10.0%	0.7%	0.0%	9.9万円
1979年度生	45歳	2044年度	4.7%	14.9%	34.2%	35.0%	10.3%	0.9%	0.0%	10.1万円
1984年度生	40歳	2049年度	4.4%	16.7%	30.3%	37.1%	10.5%	0.9%	0.0%	10.3万円
1989年度生	35歳	2054年度	4.0%	15.9%	28.4%	39.4%	11.2%	1.1%	0.0%	10.5万円
1994年度生	30歳	2059年度	2.3%	11.8%	26.8%	44.1%	13.4%	1.6%	0.0%	11.1万円
1999年度生	25歳	2064年度	1.8%	8.6%	24.9%	46.5%	15.8%	2.4%	0.0%	11.7万円
2004年度生	20歳	2069年度	1.5%	6.9%	23.2%	46.9%	18.2%	3.2%	0.1%	12.1万円

注1：年金額（分布及び平均）は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質月額。

2：年齢は、2024年度における年齢。

（３）マクロ経済スライドの調整期間の一致

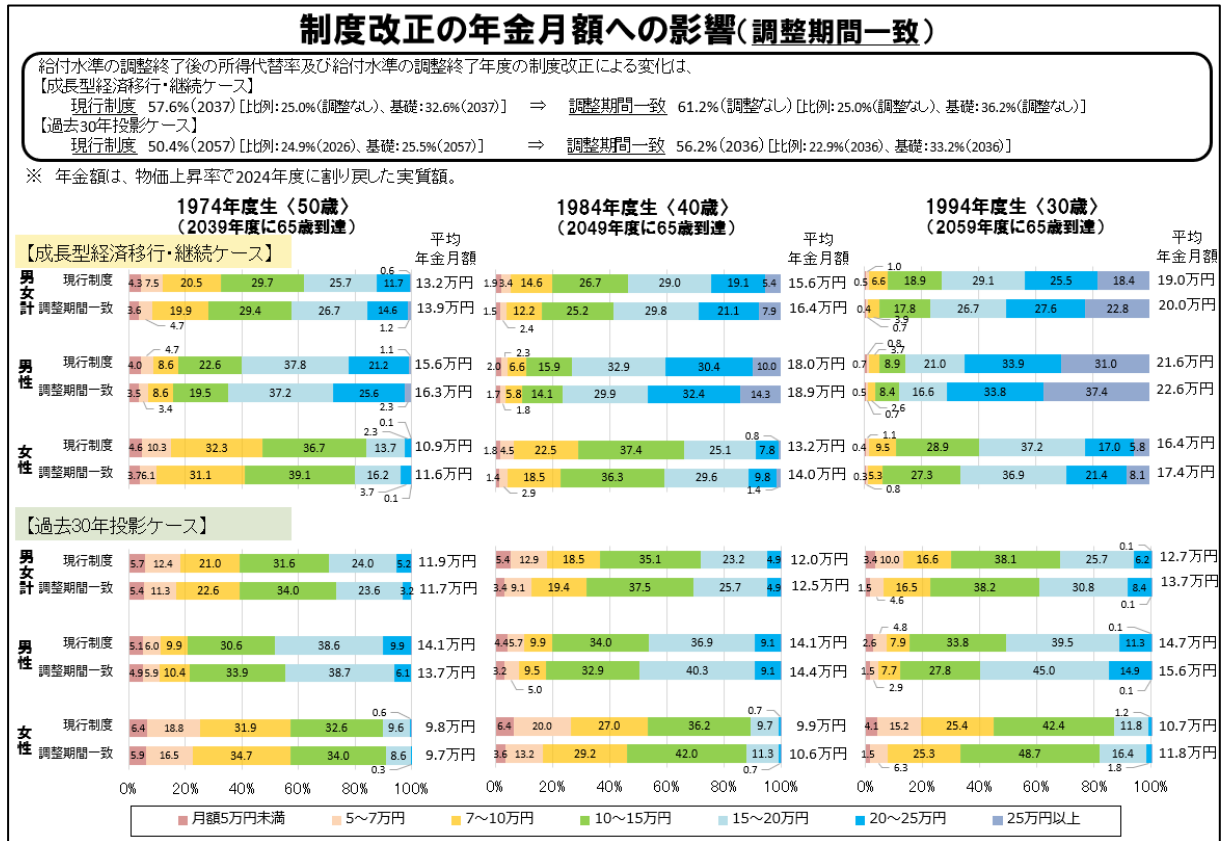
基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了（マクロ経済スライドの調整期間の一致）を実施した場合の結果が第５－３－16 図及び第５－３－17 表、第５－３－18 表である。

マクロ経済スライドの調整期間の一致は将来の基礎年金水準の上昇をもたらすため、特に令和 6（2024）年度時点で 30 歳世代におけるプラスの効果が大きい。男女計の平均年金額でみると、過去 30 年投影ケースの場合、平均年金額は 12.7 万円から 13.7 万円へと 8 % 程度の上昇効果が見込まれる。なお、モデル年金の所得代替率については、級水準調整終了以降は 50.4% から 56.2% へと約 12% の上昇となっているのに対し効果が小さくなっているが、これはモデル年金が夫婦 2 人分の基礎年金と夫の厚生年金 1 人分で構成されているため、基礎年金の改善効果が大きく反映されるためと考えられる。

また、男性の平均年金額に対する女性の平均年金額の比率をみると、現行制度では男性 14.7 万円、女性 10.7 万円と男性に対する女性の比率は約 73% であるのに対し、調整期間一致を実施すると、男性 15.6 万円、女性 11.8 万円と同約 76% に上昇し、男女の年金額の差の縮小に寄与することが分かる。これは、女性の方が男性に比べて厚生年金加入期間が短く、年金額の合計に占める基礎年金の割合が相対的に高いためである。

一方で、適用拡大④と同様、報酬比例部分の給付水準調整期間が延びることによるマイナスの影響を受ける世代が存在する。過去 30 年投影ケースの令和 6（2024）年時点で 50 歳である世代では現行制度に比べて平均年金額の減少が見込まれている。ただし、これらの世代も長く年金受給を続ければ将来的には調整期間の一致による基礎年金水準の上昇の恩恵を受けるため、この結果のみをもって調整期間一致が当該世代に不利をおよぼすとは言えない点に注意が必要である。

第5-3-16図 制度改正の年金月額への影響（調整期間一致）



第5-3-17表 制度改正の年金月額への影響（調整期間一致）

成長型経済移行・継続ケース

【男女計】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	6.4%	12.2%	25.8%	22.3%	24.3%	9.1%	0.0%	12.1万円
1964年度生	60歳	2029年度	6.8%	9.7%	24.8%	25.0%	24.5%	9.2%	0.0%	12.2万円
1969年度生	55歳	2034年度	5.4%	7.0%	23.2%	27.7%	24.7%	11.6%	0.3%	12.9万円
1974年度生	50歳	2039年度	3.6%	4.7%	19.9%	29.4%	26.7%	14.6%	1.2%	13.9万円
1979年度生	45歳	2044年度	2.3%	3.5%	16.1%	28.3%	28.3%	17.9%	3.5%	15.1万円
1984年度生	40歳	2049年度	1.5%	2.4%	12.2%	25.2%	29.8%	21.1%	7.9%	16.4万円
1989年度生	35歳	2054年度	0.8%	1.3%	8.0%	21.1%	29.5%	24.3%	15.0%	18.2万円
1994年度生	30歳	2059年度	0.4%	0.7%	3.9%	17.8%	26.7%	27.6%	22.8%	20.0万円
1999年度生	25歳	2064年度	0.2%	0.5%	2.0%	13.8%	21.9%	29.7%	31.8%	21.8万円
2004年度生	20歳	2069年度	0.2%	0.4%	1.2%	10.3%	17.3%	28.3%	42.4%	23.7万円

【男性】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	5.9%	5.5%	8.8%	21.6%	40.6%	17.4%	0.1%	14.9万円
1964年度生	60歳	2029年度	6.6%	5.3%	8.6%	22.1%	39.8%	17.6%	0.1%	14.9万円
1969年度生	55歳	2034年度	5.1%	4.6%	9.2%	21.5%	37.8%	21.2%	0.6%	15.4万円
1974年度生	50歳	2039年度	3.5%	3.4%	8.6%	19.5%	37.2%	25.6%	2.3%	16.3万円
1979年度生	45歳	2044年度	2.4%	2.5%	7.3%	17.3%	34.1%	29.7%	6.7%	17.4万円
1984年度生	40歳	2049年度	1.7%	1.8%	5.8%	14.1%	29.9%	32.4%	14.3%	18.9万円
1989年度生	35歳	2054年度	0.9%	1.0%	4.1%	10.4%	23.6%	33.9%	26.1%	20.8万円
1994年度生	30歳	2059年度	0.5%	0.7%	2.6%	8.4%	16.6%	33.8%	37.4%	22.6万円
1999年度生	25歳	2064年度	0.4%	0.5%	1.6%	7.0%	11.3%	29.7%	49.6%	24.4万円
2004年度生	20歳	2069年度	0.2%	0.4%	1.1%	5.7%	8.5%	21.4%	62.6%	26.4万円

【女性】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	6.8%	18.5%	42.0%	22.9%	8.6%	1.1%	0.0%	9.3万円
1964年度生	60歳	2029年度	7.0%	13.9%	40.6%	27.8%	9.7%	1.0%	0.0%	9.7万円
1969年度生	55歳	2034年度	5.8%	9.4%	37.0%	33.9%	11.9%	2.1%	0.0%	10.5万円
1974年度生	50歳	2039年度	3.7%	6.1%	31.1%	39.1%	16.2%	3.7%	0.1%	11.6万円
1979年度生	45歳	2044年度	2.2%	4.6%	24.9%	39.2%	22.4%	6.3%	0.4%	12.7万円
1984年度生	40歳	2049年度	1.4%	2.9%	18.5%	36.3%	29.6%	9.8%	1.4%	14.0万円
1989年度生	35歳	2054年度	0.7%	1.7%	11.8%	31.8%	35.4%	14.6%	3.9%	15.6万円
1994年度生	30歳	2059年度	0.3%	0.8%	5.3%	27.3%	36.9%	21.4%	8.1%	17.4万円
1999年度生	25歳	2064年度	0.1%	0.5%	2.3%	20.7%	32.5%	29.8%	14.0%	19.2万円
2004年度生	20歳	2069年度	0.1%	0.4%	1.3%	14.9%	26.1%	35.1%	22.2%	20.9万円

注1：年金額（分布及び平均）は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質月額。

2：年齢は、2024年度における年齢。

第5-3-18表 制度改正の年金月額への影響（調整期間一致）

過去30年投影ケース

【男女計】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	6.4%	12.2%	25.8%	22.3%	24.3%	9.1%	0.0%	12.1万円
1964年度生	60歳	2029年度	7.2%	11.0%	24.8%	25.4%	24.7%	6.8%	0.0%	11.9万円
1969年度生	55歳	2034年度	6.8%	12.3%	23.8%	29.5%	23.7%	3.8%	0.0%	11.5万円
1974年度生	50歳	2039年度	5.4%	11.3%	22.6%	34.0%	23.6%	3.2%	0.0%	11.7万円
1979年度生	45歳	2044年度	4.3%	10.3%	21.3%	36.2%	24.1%	3.8%	0.0%	12.1万円
1984年度生	40歳	2049年度	3.4%	9.1%	19.4%	37.5%	25.7%	4.9%	0.0%	12.5万円
1989年度生	35歳	2054年度	2.3%	7.1%	17.5%	38.1%	28.4%	6.6%	0.0%	13.1万円
1994年度生	30歳	2059年度	1.5%	4.6%	16.5%	38.2%	30.8%	8.4%	0.1%	13.7万円
1999年度生	25歳	2064年度	1.2%	3.1%	15.0%	37.4%	32.8%	10.3%	0.2%	14.2万円
2004年度生	20歳	2069年度	1.0%	2.5%	13.6%	35.7%	34.2%	12.6%	0.4%	14.7万円

【男性】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	5.9%	5.5%	8.8%	21.6%	40.6%	17.4%	0.1%	14.9万円
1964年度生	60歳	2029年度	6.9%	5.6%	8.9%	24.3%	41.0%	13.3%	0.0%	14.4万円
1969年度生	55歳	2034年度	6.2%	6.1%	10.4%	30.7%	39.2%	7.4%	0.0%	13.8万円
1974年度生	50歳	2039年度	4.9%	5.9%	10.4%	33.9%	38.7%	6.1%	0.0%	13.7万円
1979年度生	45歳	2044年度	4.0%	5.5%	10.4%	34.0%	38.9%	7.2%	0.0%	14.0万円
1984年度生	40歳	2049年度	3.2%	5.0%	9.5%	32.9%	40.3%	9.1%	0.0%	14.4万円
1989年度生	35歳	2054年度	2.0%	4.0%	8.0%	30.6%	43.3%	12.0%	0.1%	15.1万円
1994年度生	30歳	2059年度	1.5%	2.9%	7.7%	27.8%	45.0%	14.9%	0.1%	15.6万円
1999年度生	25歳	2064年度	1.2%	2.2%	7.5%	25.0%	45.7%	18.0%	0.3%	16.0万円
2004年度生	20歳	2069年度	1.1%	1.9%	7.0%	22.1%	45.6%	21.6%	0.7%	16.5万円

【女性】

生年度	年齢	65歳到達年度	老齢年金の年金月額							平均年金月額
			5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25万円以上	
1959年度生	65歳	2024年度	6.8%	18.5%	42.0%	22.9%	8.6%	1.1%	0.0%	9.3万円
1964年度生	60歳	2029年度	7.5%	16.3%	40.2%	26.4%	9.0%	0.6%	0.0%	9.4万円
1969年度生	55歳	2034年度	7.5%	18.4%	36.9%	28.4%	8.5%	0.3%	0.0%	9.4万円
1974年度生	50歳	2039年度	5.9%	16.5%	34.7%	34.0%	8.6%	0.3%	0.0%	9.7万円
1979年度生	45歳	2044年度	4.7%	15.0%	32.0%	38.3%	9.5%	0.5%	0.0%	10.1万円
1984年度生	40歳	2049年度	3.6%	13.2%	29.2%	42.0%	11.3%	0.7%	0.0%	10.6万円
1989年度生	35歳	2054年度	2.6%	10.1%	27.0%	45.6%	13.6%	1.2%	0.0%	11.2万円
1994年度生	30歳	2059年度	1.5%	6.3%	25.3%	48.7%	16.4%	1.8%	0.0%	11.8万円
1999年度生	25歳	2064年度	1.2%	4.0%	22.5%	49.9%	19.9%	2.5%	0.0%	12.4万円
2004年度生	20歳	2069年度	0.9%	3.1%	20.3%	49.3%	22.7%	3.6%	0.1%	12.8万円

注1：年金額（分布及び平均）は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質月額。

2：年齢は、2024年度における年齢。